

発刊登録番号  
11-1430000-000093-10

2023年発行

ISSN : 0002-3093



# 2022 知的財産 白書

KOREAN INTELLECTUAL PROPERTY OFFICE



デジタル経済をリードする  
知的財産強国



基盤が丈夫な  
知的財産行政



次世代先端  
技術のリード



グローバル  
イノベーション企業の育成



PATENT  
TRADEMARK  
UTILITY MODEL  
DESIGN



特許庁

Korean Intellectual  
Property Office

本仮訳は、韓国特許庁で発表した「2022年度知的財産白書（2023年5月）」をジェトロが仮訳監修したものです。ご利用にあたっては、原文をご確認ください。

<https://www.kipo.go.kr/ko/kpoContentView.do?menuCd=SCD0200293>

**【免責条項】**本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。



発刊登録番号  
11-1430000-000093-10

2023年発行

ISSN : 0002-3093



# 2022 知的財産 白書

KOREAN INTELLECTUAL PROPERTY OFFICE



特許庁

Korean Intellectual  
Property Office



## 2022知的財産白書の 発刊にあたって

MESSAGE FROM  
THE COMMISSIONER...

■ INTELLECTUAL  
PROPERTY  
WHITE PAPER



5月初め、世界保健機関(WHO)が新型コロナウイルス感染症に対する最高レベルの警戒態勢を3年4ヶ月ぶりに終了したことで、私たちの日常は急速に回復しています。しかし、新型コロナウイルス感染症をきっかけに加速化した技術覇権競争と保護貿易主義は依然として国際社会に大きな影響を与えています。技術競争力が国際関係を左右する技政学の時代に、主要国はデジタル時代の先端技術主導権確保のための知的財産政策を積極的に推進しています。

米国は昨年「半導体科学法」を制定し、先端技術開発及び知的財産保護のための自国主導のサプライチェーンガバナンスの構築に積極的に取り組んでおり、日本も「経済安全保障法」の制定を通じてコア技術特許を非公開化するなど、先端技術の海外流出を防止するための知的財産保護制度の構築に集中している様相です。また、中国は知的財産権強国の実現に向けて、先端科学技術・産業の自立自強のための「第14次5カ年計画」を発表しました。

新政府もこのような時代の流れに合わせ、迅速に対応しています。先端戦略産業の育成とサプライチェーン体系の高度化を通じて経済安全を強化し、中小・ベンチャー企業が民間経済の活力のコアとなるよう積極的に支援を行う一方、公正な競争を通じた市場秩序を確立することで、民間が牽引し、政府が後押しするダイナミックな経済を実現するため、国政課題を策定・実施しております。

特許庁も2022年の一年間、このような政府の国政に係る方向性に答えられるよう、知的財産行政を改善するため悩み続け、方案を模索しました。特許庁の本質である審査・審判機能を強化するための内部改革とともに、審査・審判システムに人工知能(AI)を取り入れるために継続的に努力しました。対外的には、半導体など先端戦略産業の競争力強化を支援する知的財産政策で未来をリードし、韓国企業をグローバルイノベーション企業に飛躍させ、デジタル経済をリードする知的財産強国にするための土台を築きました。

まず、基盤がしっかりした審査・審判サービスを実現しました。先行文書の検索、分類などにAIの使用を拡大し、知的財産情報化システムの高度化を通じて審査・審判サービスの品質と効率を向上させました。また、人材の再配置による審査人員の確保、集中審査時間と特許審査官のキャリア制を導入することで審査に集中できる環境を整え、

難易度の高い事件を審理する特別審判部を導入し、正確で忠実な審判が行われるようにしました。

次に、技術覇権時代のコア技術として急浮上した半導体分野で、他の追従を許さない圧倒的技術力の確保するためのパッケージ審査支援システムを構築しました。退職した半導体分野の専門人材を審査官として採用することで、人材の海外流出防止と高品質の迅速な特許審査サービスの提供という二つの目的を同時に達成することができました。半導体分野の特許出願を優先審査対象に指定し、韓国企業がコア特許を先取りできる環境を作りました。

また、R&Dの成果向上及び経済安全保障の確立に向けた役割も拡大しました。主力・新産業分野の特許ビッグデータを分析することで有望技術を発掘し、R&D企画と実行の全プロセスに渡って特許戦略支援を行いました。国際標準の先取りが重要な6G・AIなどを中心に標準特許の確保戦略も提供し、R&Dの効果性を高めるために最善を尽くしました。経済安保の観点からは、韓国技術の海外流出を防止するため、全政府レベルで総合対策を策定し、国家コア技術に対する特許管理体系を構築し、半導体など73の国家核心技術の特許分析結果を関係部処に提供するなど、知的財産保護基盤を確立しました。

さらに、知的財産金融を高度化する等、有形資産が不足しているイノベーション企業の安定的成長に向けた支援を行いました。中小・ベンチャー企業が知的財産で事業資金を円滑に調達できるように価値評価の費用を支援した結果、知的財産金融が7.8兆ウォンにまで拡大し、新型コロナウイルス感染症による景気低迷の中で韓国企業が危機を克服するのに一役買いました。また、知的財産金融の根幹となる価値評価の品質を体系的に管理するための「知的財産評価管理センター」の設置の法的根拠も設けました。

最後に、海外市場開拓のための国際協力を強化しました。知的財産先進5カ国(IP5)とグローバル知的財産規範の形成を主導し、中東、ASEAN、南米など戦略市場を中心に協力対象を多様化しました。また、サウジアラビア、フィリピンなどへの韓国型知的財産行政システムの輸出を拡大し、知財行政の韓流を普及させることで、海外進出企業に友好的な環境づくりを行い、韓国のグローバルな影響力も拡大しました。

今後、特許庁は韓国の技術を戦略資産化し、権利として保護し、先端技術の主導権を確保するための技術覇権競争で韓国が優位に立つことができるよう最善を尽くします。

今回発行される知的財産白書には、2022年に特許庁が推進した知的財産政策の主な内容と成果が含まれています。この白書が知的財産分野に関心を持っている方々に有効に活用され、さらに一般国民が知的財産を理解する上で役立つことを願っています。

2023年5月

特許庁長 **イ・インシル**



# 知的財産白書

INTELLECTUAL PROPERTY WHITE PAPER

2022



# 2022

- 2022年ハイライト
- 統計から見るIP

# 2022 Highlight

## 1

### January

- 1.04 第一号特許権者チョン・インホ愛国之士の墓地
- 1.11 特許庁・防衛事業庁間でMOU締結
- 1.19 韓国・サウジアラビア特許庁、パートナーシップ協定締結
- 1.25 研究開発特区の新年会、中壙市場・恵生園訪問



韓国・サウジアラビア特許庁、パートナーシップ協定締結



研究開発特区の新年会、中壙市場・恵生園訪問

## 2

### February

- 2.17 地域中小企業政策協議会
- 2.25 海外NPE特許紛争対応のための懇談会

## 3

### March

- 3.15 慶尚北道教育庁発明体験教育館開会式
- 3.18 海外NPE特許紛争対応のための懇談会
- 3.21 特許庁・農村振興庁間でMOU締結



慶尚北道教育庁発明体験教育館開会式

## 4

### April

- 4.05 先端技術と知的財産政策に関する対話
- 4.20 不正競争防止法改正法に関するオンライン説明会



# 5

May

- 5.27 知的財産ベースR&D支援企業との懇談会
- 5.31 第28代イ・インシル特許庁長の就任式



第28代イ・インシル特許庁長の就任式

# 6

June

- 6.02 顕忠院参拝
- 6.10 産業界協力10周年を記念する五庁長官会合
- 6.10 INNOBIZ企業のIP経営強化に向けたMOU締結
- 6.14 第57回「発明の日」記念式
- 6.20 弁理士の会長回との懇談会
- 6.29 2022年上半期の積極行政優秀事例の授賞式



顕忠院参拝



第57回「発明の日」記念式

# 7

July

- 7.01 特許審査の品質諮問委員会
- 7.06 産業界協力10周年を記念する五庁長官会合
- 7.13 特許庁長とWIPO事務局長との会談
- 7.13 韓・メキシコ特許庁長会合
- 7.14 韓・シンガポール特許庁長会合
- 7.14 韓・カナダ特許庁長会合
- 7.15 韓・モンゴル特許庁長会合
- 7.15 韓・ベトナム特許庁長会合
- 7.15 韓・サウジアラビア特許庁長会合
- 7.15 韓・英特許庁長会合
- 7.15 韓・チリ特許庁長会合
- 7.25 素材・部品企業との現場コミュニケーション懇談会
- 7.29 水源地検訪問



特許庁長とWIPO事務局長との会談

# 2022 Highlight

## 8

### August

- 8.04 第35回「青少年発明フェスティバル」
- 8.09 韓国知的財産権弁護士協会の会長団との懇談会
- 8.16 大法院訪問
- 8.18 ダイナミックな経済の実現に向けた知識財産政策方向ブリーフィング
- 8.25 「女性発明王EXPO」開幕式
- 8.30 先端技術の流出防止のための政府・企業共同セミナー



大法院訪問及び大法院長との会談



ダイナミックな経済の実現に向けた知識財産政策方向ブリーフィング



先端技術の流出防止のための政府・企業共同セミナー

## 9

### September

- 9.14 特許庁・LG特許協議会、知識財産の取得・保護のための懇談会
- 9.16 特許庁・忠南大学、知的財産専門人材育成重点大学MOU締結
- 9.27 特許庁・SK、知的財産分野に関する現場コミュニケーション懇談会
- 9.30 2022年上半期の優秀審査・審判官の選定



特許庁・LG特許協議会、知識財産の取得・保護のための懇談会



特許庁・忠南大学、知的財産専門人材育成重点大学MOU締結



特許庁・SK、知的財産分野に関する現場コミュニケーション懇談会

# 10

## October

- 10.13 青少年発明記者回フェスティバル
- 10.15 第73回アジア弁理士会 (APAA) 理事会の開会式
- 10.18 化粧品企業との現場コミュニケーション懇談会
- 10.19 仁川地域の中小企業・小規模事業者との知識財産に関する懇談会
- 10.19 特許庁と国際弁理士連盟との懇談会
- 10.19 日本弁理士会の会長回との懇談会
- 10.19 フランス弁理士会の会長回との懇談会
- 10.27 2022年下半年の積極行政授賞式
- 10.28 韓国特許戦略開発院の大田移転懇談式



韓国特許戦略開発院の大田移転懇談式



韓・ASEAN特許庁長会合

# 11

## November

- 11.14 韓・ASEAN特許庁長会合
- 11.15 韓・マレーシア特許庁長会合
- 11.15 韓・ミャンマー特許庁長会合
- 11.15 韓・ベトナム特許庁長会合
- 11.15 韓・ブルネイ特許庁長会合
- 11.15 韓・シンガポール特許庁長会合
- 11.15 韓・カンボジア特許庁長会合
- 11.15 韓・タイ特許庁長会合
- 11.15 韓・フィリピン特許庁長会合
- 11.16 大韓民国知識財産大展
- 11.21 半導体関連国会セミナー
- 11.28 CJ第一製糖との現場コミュニケーション懇談会
- 11.29 第22回韓中日特許庁長会合

# 12

## December

- 12.06 国民安全発明チャレンジ
- 12.08 大検察庁科学捜査部長接見
- 12.09 第4回「知識財産金融フォーラム」
- 12.27 2023政府業務報告
- 12.29 韓・サウジアラビア知識財産分野ハイレベル会談



2023政府業務報告



2023政府業務報告

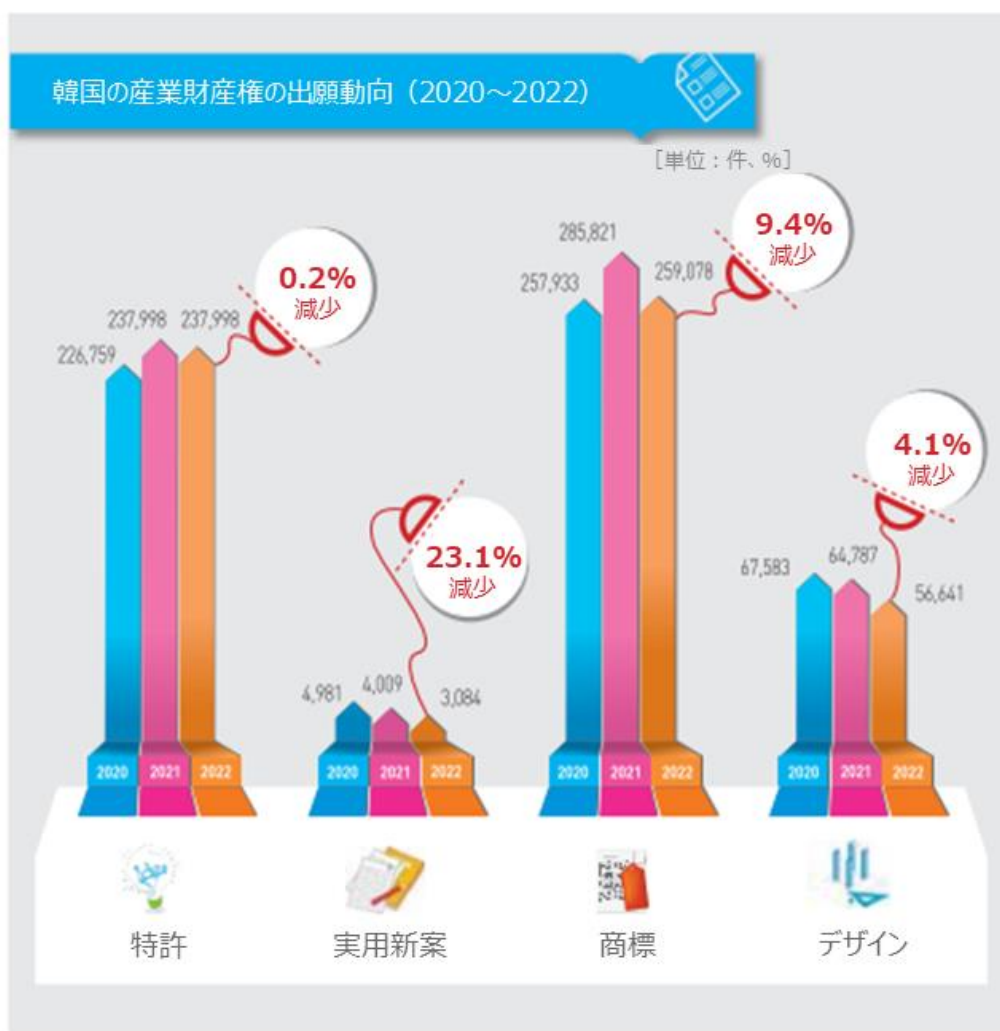


# Statistics

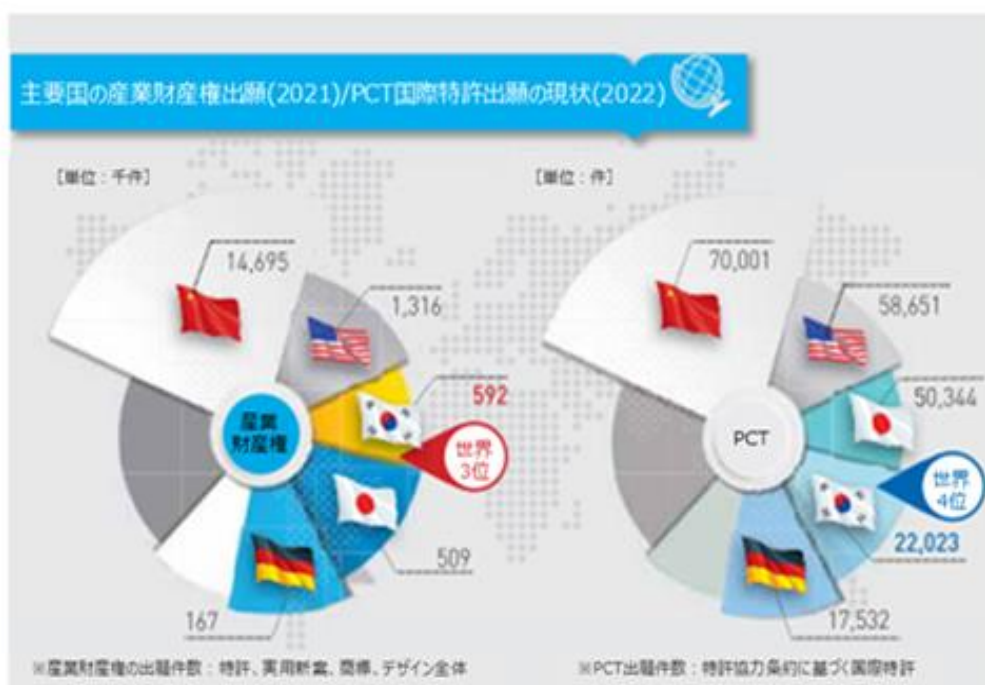
統計から見るIP

## 韓国の産業財産権の出願動向

2022年の産業財産権の出願件数は前年比6.1増の556,436件



## 主要国の産業財産権出願及びPCT国際特許出願の現状



主要国の産業財産権の出願推移

(1,000件、対前年増加率)

順位	区分	年度別出願推移			
		2020	2021	2022	増加率
1	中国	12,217	14,542	14,695	1.1%
2	米国	1,161	1,308	1,316	0.6%
3	韓国	508	556	592	6.5%
4	日本	533	505	509	0.8%
5	ドイツ	164	170	167	△1.8%

※出所：WIPO IP Statistics

主要国の産業財産権の出願推移

(1,000件、対前年増加率)

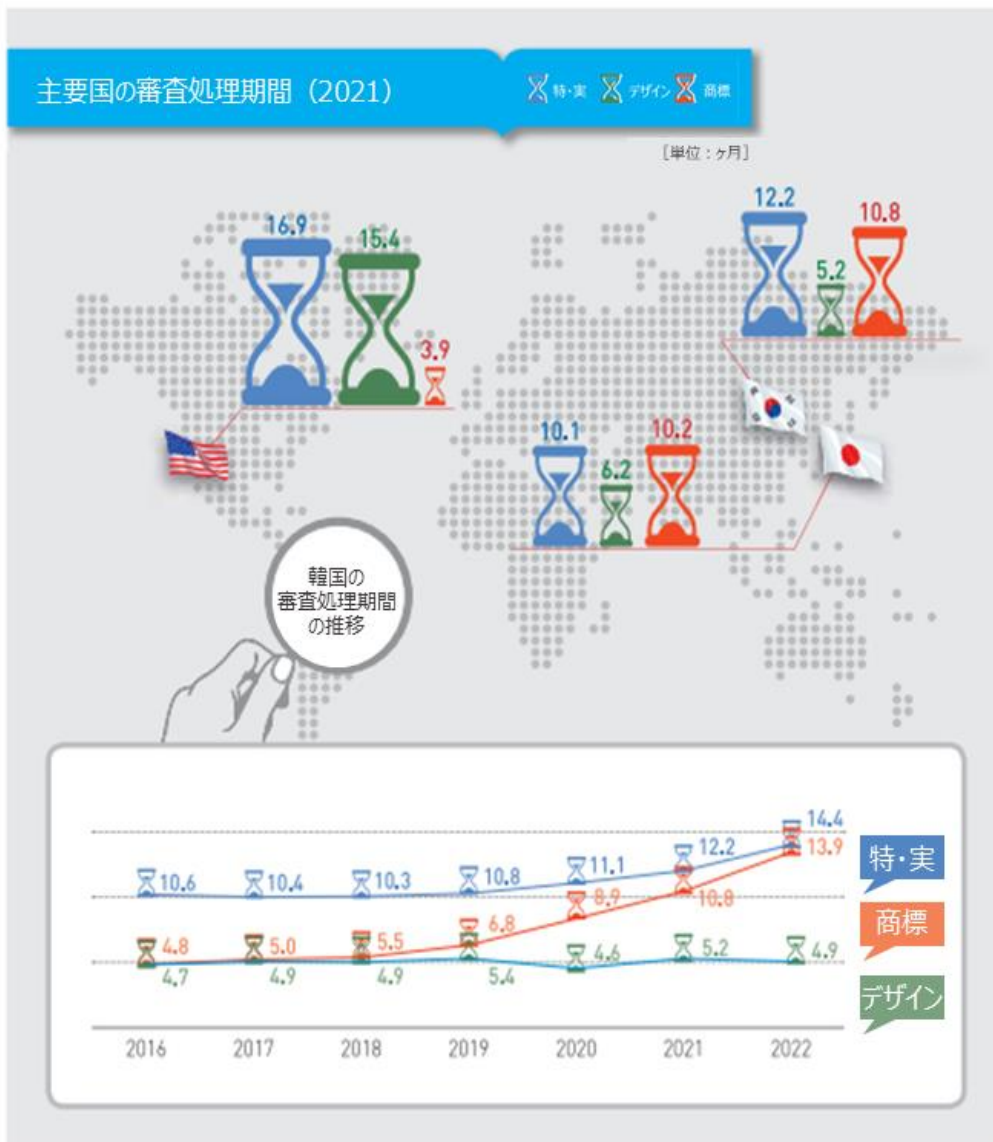
順位	区分	年度別出願推移			
		2020	2021	2022	増加率
1	中国	68,720	69,540	70,001	0.7%
2	米国	59,230	59,570	58,651	△1.5%
3	日本	50,520	50,260	50,344	0.2%
4	韓国	20,060	20,678	22,023	6.5%
5	ドイツ	18,643	17,322	17,532	1.2%

※出所：WIPO IP Statistics

# Statistics

統計から見るIP

## 主要国の産業財産権の審査処理期間の動向





# 知的財産白書

INTELLECTUAL PROPERTY WHITE PAPER

2022

# 目次 Contents

## 第1篇 知的財産政策の概要

### 第1章 知的財産分野での国内外の動向…28

#### 第1節 知的財産分野の国内動向及び政策の推進方向…28

1. 知的財産分野の国内動向…28
2. 政策の推進方向 30

#### 第2節 知的財産分野の国際動向及び政策の推進方向…31

1. 知的財産分野の国際動向…31
2. 対応策…32

### 第2章 2022年 知的財産行政の戦略体系…33

#### 第1節 特許庁のビジョンと推進戦略…33

#### 第2節 ビジョン達成のための重点推進課題…34

1. 信頼される審査・審判サービスの提供…34
2. 知的財産で先導する技術競争力…34
3. 公正な知的財産保護体系の構築…35
4. 知的財産基盤の事業化促進及び企業競争力の強化…35
5. 知的財産人材養成及び対国民サービス改善…36

#### 第3節 知的財産政策策定の基盤づくり…37

1. 知的財産政策研究の強化…37
2. 知的財産政策に関する研究基盤の構築…38
3. 知的財産権貿易収支を基礎とした知的財産政策の策定…43

## 第1章 基礎が強固な審査・審判…48

### 第1節 特許・実用新案の審査分野…48

1. 概観…48
2. 特許・実用新案の迅速な権利化及び審査品質の向上…50
3. 産業・特許の動向分析を通じた審査能力の強化…59
4. 特許分類体系の活用範囲の拡大…60
5. 審査支援事業の品質管理の強化…62
6. 特許審査の国際協力強化…64

### 第2節 商標・意匠審査分野…67

1. 概観…67
2. 商標・意匠の迅速な権利化及び審査の質の向上…68
3. 商標・意匠調査分析など審査インフラの改善…70
4. 商標・意匠分野の国際協力の強化…76

### 第3節 審判分野…81

1. 概観…81
1. 審判の迅速性・正確性の向上…85
3. 審判の公平性の向上…92

### 第4節 審査品質診断システムの高度化…94

1. 概観…94
2. 審査品質診断制度の運営現況…94
3. 審査能力開発支援を通じた審査品質の向上…98

### 第5節 出願・登録方式審査の分野…100

1. 概観…100
2. 方式審査制度の運営…101
3. 方式審査の品質向上…103

## 第6節 審査・審判人材の専門性向上に重点を置いた教育の強化…105

1. 概観…105
2. 実務中心の専門教育課程の運営…107

## 第2章 環境変化に応じた知的財産権制度の運営…110

### 第1節 特許「実用新案分野」…110

1. 概観…110
2. デジタル新産業分野の先導のための特許制度の改善…111
3. 公正で信頼される特許審査制度の基盤づくり…116

### 第2節 商標・意匠分野…119

1. 出願人の利便性向上及び審査品質向上のための商標制度の改善…119
2. 意匠の規制緩和及び保護強化のための意匠制度の改善…123

## 第3篇 知的財産でリードする技術競争力

## 第1章 特許基盤の国家 R&D 革新…128

### 第1節 特許ビッグデータ分析を通じた先端産業分野の未来成長動力の確保…128

1. 概観…128
2. 特許ビッグデータ基盤の産業革新支援…129
3. 特許・産業・経済連携ビッグデータのリアルタイム分析基盤整備…131

### 第2節 特許連携研究開発戦略(IP-R&D)の高度化…132

1. 概観…132
2. ワクチン、素材・部品・装備など省庁の R&D 連携特許戦略への支援…134
3. 企業カスタマイズ型の IP-R&D 支援強化…135
4. 民間の IP-R&D 活用の普及…141

### 第3節 グローバル環境変化に対応した企業 IP 力量強化支援…142

1. 概観…142
2. 国家戦略技術 R&D 効率化支援…143
3. 特許調査・分析実習型教育の推進…144



## 第2章 核心・標準特許創出支援の強化…146

### 第1節 知的財産権の観点からの政府 R&D 効率化への支援…146

1. 概観…146
2. 政府 R&D 課題発掘・企画段階の効率化支援…147
3. 政府 R&D 実施段階における優秀特許の創出支援…151
4. 政府 R&D 活用・管理段階の特許成果の総合管理 …153

### 第2節 標準特許創出支援…157

1. 概観…157
2. 政府 R&D での標準特許確保の可能性向上…158
3. 国際標準化活動に対する標準特許戦略支援…163

### 第3節 優秀中小企業の海外特許確保支援の強化…164

1. 概観…164
2. 海外特許確保支援の拡大…164

## 第4篇

## 公正な知的財産保護体制の構築

## 第1章 国内知的財産の保護基盤強化…168

### 第1節 概観…168

1. 推進背景及び概要…168
2. 推進内容及び成果…169
3. 評価と発展方向…170

### 第2節 中小企業のアイデア・技術への保護強化…172

1. 不正競争防止及び営業秘密保護に関する施行計画…172
2. 知的財産権侵害に対する刑事的救済手段の強化…173
3. 特許訴訟における証拠立証負担の緩和のための制度導入を推進…174
4. 紛争調停など代替的な紛争解決制度の活性化推進…176
5. 営業秘密保護への支援強化…179
6. 社会的弱者のための公益弁理サービスの支援…182



### 第3節 知的財産保護執行力の強化及び認識の向上…185

1. 商標特別司法警察(特司警)を通じた知的財産保護執行の強化…185
2. 技術警察による技術犯罪の捜査…187
3. 不正競争行為に対する調査・是正勧告の実施…189
4. 健全な取引秩序の確立のための知的財産権の虚偽表示の防止…191
5. 偽造品撲滅のための制度運営及び協力強化…192
6. 知的財産保護の意識向上のための市民運動及び広報の強化…195

## 第2章 海外知的財産紛争の対応への支援…197

### 第1節 概観…197

1. 推進背景及び概要…197
2. 推進内容及び成果…198
3. 評価と発展方向…198

### 第2節 海外知的財産権保護の強化…199

1. 海外偽造商品及び商標無断先取りへの対応を通じた K-ブランド保の強化…199
2. 海外特許紛争の予防・対応支援…202
3. 国別 IP-R&D を活用した海外進出企業支援…205
4. IP-NAVI を通じた海外知財紛争情報の提供…207

## 第3章 知的財産分野のグローバルリーダーシップの強化…210

### 第1節 概観…210

1. 概要…210
2. 国際動向及び対応方策…211

### 第2節 知的財産先進5カ国協力体制の強化…216

1. 特許先進5庁(IP5)協力体制…216
2. 商標先進5庁(TM5)協力体制…217
3. 意匠先進5庁(ID5)協力体制…220

### 第3節 二国間及び多国間協力の積極的推進…222

1. 主要国との特許審査協力など二国間協力強化…222

2. 新南方など新興市場との戦略的協力の強化…224
3. 知財分野における国際機関懸案への能動的対応…226
4. 環境変化に伴う知的財産権分野の通商交渉への対応…232
5. WIPO 及び海外知的財産権教育機関との協力強化…235

#### 第4節 知的財産行政の韓流…239

1. グローバル特許行政情報化のための海外協力強化…239
2. 韓国型特許行政情報システムの海外への拡散…243
3. 高品質のグローバル知的財産権コンテンツの開発及び活用…244
4. 国内外の特許情報の活用・拡散のための特許情報博覧会を開催…247

#### 第5節 最貧国・途上国に対する知的財産シェアリング拡大…248

1. 推進背景及び概要…248
2. 主な内容と成果…248
3. 知的財産シェアリング事業の国際的な拡散…250

## 第5篇 知財基盤の事業化促進及び企業競争力の強化

### 第1章 知財金融及び知財活用の促進…254

#### 第1節 中小企業知的財産金融・取引・事業化促進の活性化…254

1. 概観…254
2. 知的財産(IP)価値評価及び金融支援の活性化…256
3. マザーファンド特許口座を通じた知的財産(IP)投資支援…259
4. 知的財産共済の運営…261
5. オン・オフライン連携による知財取引支援…263
6. アイデア取引の支援…267
7. 知的財産の製品化支援(IP 製品革新)…268

#### 第2節 大学・公共研究機関の知的財産活用の促進…270

1. 概観…270

2. 知的財産創出・活用支援事業(M.V.P.事業)…272
3. 知的財産収益の再投資支援…273

## 第2章 知財基盤の強小企業の育成…275

### 第1節 地域強小企業の発掘・育成…275

1. 概観…275
2. 知的財産バウチャー事業推進…276
3. IP 飛び石プログラムの推進…278
4. IP 翼プログラムの推進…280
5. シニア退職人材の特許基盤技術創業への支援…282
6. 中小企業 IP 今すぐ支援サービスの提供…284
7. IP 基盤の海外進出支援(グローバル IP スター企業育成)…285
8. 小商工人の IP 力量強化…287
9. 知的財産才能分かち合い事業の推進…288

### 第2節 地域知的財産インフラ構築…291

1. 概観…291
2. 地域知的財産センター運営及び IP 創業 Zone 構築…291
3. 地域知的財産権の認識向上…294

### 第3節 知的財産サービス産業の養成…296

1. 概観…296
2. 知的財産サービス市場の需要拡大…297
3. 知的財産サービス業関連専門人材の養成…300
4. 知的財産サービスの研究開発支援…302

### 第4節 中小企業の知的財産創出・活用インフラの強化…304

1. 概観…304
2. 知的財産税制改編の推進…305
3. 職務発明補償文化の活性化を推進…306
4. 知的財産経営認証制度の運営…310

## 第1章 全国民対象の知的財産教育環境の構築…316

### 第1節 知的財産専門人材の養成…316

1. 概観…316
2. 知的財産権に強い大学(院)人材の育成…317
3. 企業・大学間産学連携プロジェクト推進…324
4. 中小・中堅企業の知的財産専門人材の育成…327
5. 生涯教育のための知的財産単位銀行制度の運営…330
6. 弁理士の専門性強化のための制度改善…333
7. 弁理士実務修習のための集合教育課程の運営…335

### 第2節 創造的な発明人材育成のためのインフラ拡充…337

1. 概観…337
2. 発明教育活性化基盤の構築…339
3. 学生の特性別・学校の段階別オーダーメイド発明教育の推進…342
4. 発明活動優秀学生及び教員の発掘・拡散…349
5. 知的財産デジタル教育を活用した全国民の知的財産の裾野拡大…352
6. 社会的弱者に対する知的財産教育の強化…356

### 第3節 発明振興イベントの開催による発明活動の促進及び国民の意識向上…359

1. 概観…359
2. 第57回発明の日記念式を開催…359
3. 2022年特許技術賞の授与…361
4. 2022大韓民国知的財産大展の開催…363
5. 2022国民安全発明チャレンジの開催…364
6. 2022知的財産スタートアップコンテスト開催…366

### 第4節 女性の発明教育及び女性発明振興活動の展開…368

1. 概観…368
2. 女性発明の裾野拡大及び知的財産の認識向上…369
3. 女性の発明の事業化への支援…370

## 第2章 知財行政サービスの改善…373

### 第1節 特許行政情報システムの高度化 I…373

1. 概観…373
2. デジタル特許審判システム構築のための情報化戦略計画(ISP)策定…374
3. 特許ネットシステム構築・運営…376
4. 知的財産検索システム構築・運営…381
5. 情報保護体制の強化…383

### 第2節 顧客中心の住民行政相談サービス体制の構築…385

1. 概観…385
2. 顧客指向の手数料体系の改編…386
3. 顧客に寄り添う住民行政相制度の改善…387
4. 電子出願サービスの改善…389

### 第3節 特許情報データベースの構築…391

1. 概観…391
2. 特許情報の戦略的活用基盤の構築…391
3. 知的財産権データの拡充及び管理・活用…393
4. 韓国特許英文要約の構築…400
5. 知的財産権公報の発刊…403
6. 特許文書電子化センターの運営…405

### 第4節 知的財産情報サービスレベルの向上…407

1. 概観…407
2. 顧客指向型の特許情報検索サービス(KIPRIS)の運営…409
3. 特許文献の機械翻訳サービスの拡大…412
4. オープンプラットフォーム方式の公共データ開放拡大…413
5. 知的財産統計サービスの提供…416

## 第1章 国内出願分野の現況…420

### 第1節 産業財産権の出願全般…420

1. 産業財産権の出願動向…420
2. 外国人の出願現況…421
3. 法人及び個人の出願現況…422 件
4. 女性・学生の出願現況…423 件
5. 代理人の有無別の出願現況…423 件
6. 主要国(米国, 日本, 中国, 欧州)の特許出願現況…424 件
7. 韓国の主要国(米国、日本、中国、欧州)への特許出願現況…425

### 第2節 権利別・産業部門別の出願…426

1. 特許・実用新案の登録出願現況…426
2. 商標登録の出願現況…430
3. 意匠登録の出願現況…430

### 第3節 公共機関及び大学の特許出願…432

1. 公共機関の特許出願現況…432
2. 大学の特許出願現況…432

### 第4節 韓国人・外国人地域別・企業別の出願…433

1. 内国人の出願現況…433
2. 外国人の出願現況…435

## 第2章 PCT、マドリッド、ハーグ国際出願分野…437

### 第1節 PCT 国際出願…437

1. 世界の PCT 国際出願の現況…437
2. 韓国の PCT 国際出願の現状と展望…439
3. 国際調査・国際予備審査の現況…443
4. PCT 国際出願の韓国国内段階への参入現況…445

- 第2節 マドリッド国際商標出願…446
  - 1. 世界の国際商標出願の現状…446
  - 2. 国内本国官庁の国際商標出願の現況…448
  - 3. 国内指定国官庁の国際商標出願の現況…450

- 第3節 ハーグ国際意匠出願…452
  - 1. 世界の国際意匠出願の現況…452
  - 2. 国内受理官庁の国際意匠出願の現況…454
  - 3. 国内指定官庁の国際意匠登録出願の現況…455

### **第3章 登録分野…456**

- 第1節 産業財産権全般…456
  - 1. 産業財産権の登録動向の概要…456
  - 2. 2022年度の登録の詳細現況…456

第2節 年次登録の現況…464

第3節 存続権の現況…465

第4節 マドリッド国際商標登録の現況…466

第5節 ハーグ国際意匠登録の現況…467

### **第4章 審査分野…468**

第1節 総括…468

- 第2節 特許・実用新案の審査…469
  - 1. 特許出願の審査現況…469
  - 2. 実用新案登録出願の審査現況…471
  - 3. PCT国際調査及び予備審査の現況…473

- 第3節 商標・意匠審査…474
  - 1. 商標登録出願の審査現況…474
  - 2. 意匠登録出願の審査現況…476
  - 3. 異議審査現況…477

## 第5章 審判分野…478

### 第1節 審判請求及び処理現況…478

1. 権利別審判請求及び処理件数の現況…478
2. 審判請求者別審判請求現況…480
3. 韓国人・外国人間の当事者系審判請求の現況…481
4. 国内企業・外国企業間の審判請求の現況…482
5. 中小企業・大企業間の審判請求の現況…483
6. 審判処理期間の現況…483

### 第2節 特許裁判所への提訴及び判決の現況…484

### 第3節 大法院への上告提起及び判決の現況…485

## 付録

1. 歴代長官…488
2. 機構・定員・予算の現況…489
3. 特許庁所管法令の現況…491
4. 2022年庁長メディア広報活動…492
5. 2022年長官の現場コミュニケーション活動…494



## 表の目次

- <表 I-1-1> 韓国の産業財産権出願の推移…28
- <表 I-1-2> 主要国の産業財産権出願の推移…29
- <表 I-1-3> 主要国 PCT 国際特許出願の推移…29
- <表 I-2-1> 政策研究の推進手続き及び運営…37
- <表 I-2-2> 2022 年知的財産に関する政策研究のテーマ…38
- <表 I-2-3> 2022 年フォーラム・シンポジウムなど開催内容…40
- <表 I-2-4> 大学(院)生の知的財産優秀論文公募展の受付現況…41
- <表 I-2-5> 2022 年 知的財産基礎研究の主な内容…42
- <表 I-2-6> 年度別の知的財産権貿易収支…44
- <表 II-1-1> 特許分類体系の比較…61
- <表 II-1-2> 特許先行技術調査専門機関の指定・登録現況…62
- <表 II-1-3> 特許先行技術調査事業の推進実績…63
- <表 II-1-4> 国際出願先行技術調査専門機関の現況…63
- <表 II-1-5> 国際機関(国際調査機関及び国際予備審査機関)の現況…64
- <表 II-1-6> PCT 国際調査依頼の状況…65
- <表 II-1-7> 韓国の PCT 国際調査サービスの提供対象国…65
- <表 II-1-8> PPH 施行対象特許庁の現況…66
- <表 II-1-9> 主要国の商標・意匠審査処理期間の現況…68
- <表 II-1-10> 2022 年商標・意匠制度研究会及び審査品質点検会議の現況…70
- <表 II-1-11> 2022 年商標・意匠審査参考資料の発行現況…70
- <表 II-1-12> 2022 年顧客満足度調査結果…70
- <表 II-1-13> 商品翻訳、商品分類、図形商標の分類例…71
- <表 II-1-14> 商標調査分析事業の推進実績…71

<表Ⅱ-1-15>国際商標登録出願の指定商品翻訳及び分類事業の推進実績…72
<表Ⅱ-1-16>指定商品分類事業及び図形商標分類事業の推進実績…72
<表Ⅱ-1-17>意匠調査分析事業の推進実績…73
<表Ⅱ-1-18>公知の意匠審査資料の収集整備現況…74
<表Ⅱ-1-19>意匠審査資料の保有現況…74
<表Ⅱ-1-20>最近5年間の権利別審判請求件数の推移…82
<表Ⅱ-1-21>最近5年間の決定系・当事者系別の審判請求件数の推移…82
<表Ⅱ-1-22>知的財産権侵害訴訟件数の推移…83
<表Ⅱ-1-23>審判官の定員と審判処理期間…84
<表Ⅱ-1-24>2022年迅速・優先・一般審判の審決件数…86
<表Ⅱ-1-25>口頭審理の開催件数…87
<表Ⅱ-1-26>2022年特許商標判例論文公募の結果…90
<表Ⅱ-1-27>審判院の裁決に対する提訴率及び裁決取消率の現況…91
<表Ⅱ-1-28>審査品質診断の種類及び特徴…95
<表Ⅱ-1-29>2022年分野別の方式審査の処理現況…101
<表Ⅱ-1-30>協議方式の審査手続き及び管理…104
<表Ⅱ-1-31>教育訓練の現況(22年度実績)…108
<表Ⅲ-1-1>IP-R&D戦略支援事業の成果…138
<表Ⅲ-1-2>2022年技術革新IP融合戦略支援課題タイプ別の支援内容…140
<表Ⅲ-1-3>2022年技術革新IP融合戦略支援事業の実績…140
<表Ⅲ-2-1>政府省庁研究開発課題の特許動向調査への支援現況…149
<表Ⅲ-2-2>革新成長対応分野に対する特許分析支援課題の現況…150
<表Ⅲ-2-3>特許技術動向調査によるR&D予算削減・効率化推定成果…151
<表Ⅲ-2-4>政府のR&D特許戦略支援の現況…152
<表Ⅲ-2-5>契約年度別の技術移転契約件数の現況…154
<表Ⅲ-2-6>2017～2021年権利主体別政府R&D国内特許出願の現況…155
<表Ⅲ-2-7>主な標準化機構(ISO, IEC, ITU, IEEE, EISI)に届けた標準特許現況 (2022年12月)…159
<表Ⅲ-2-8>2022年R&D標準特許創出支援事業の推進成果…161

<表Ⅲ-2-9>2022年国際標準案の開発特許戦略支援事業の推進成果…161
<表Ⅲ-2-10>2022年標準特許有望機関支援事業の推進成果…162
<表Ⅲ-2-11>2022年標準特許フォローアップ管理事業の推進成果…162
<表Ⅲ-2-12>2022年国際標準共同対応支援の推進成果…163
<表Ⅲ-2-13>中小企業の知的財産専担部署及び人材の現況…165
<表Ⅲ-2-14>2020～2022年の権利別海外出願費用支援件数…165
<表Ⅳ-1-1>産業財産権紛争調停委員会の処理件数…177
<表Ⅳ-1-2>技術流出の現状…179
<表Ⅳ-1-3>最近5年間の営業秘密保護支援事業の実績…180
<表Ⅳ-1-4>2022年公益弁理士特許相談センター支援タイプ別支援内容…183
<表Ⅳ-1-5>年度別相談、書類作成支援実績(支援タイプ別)…183
<表Ⅳ-1-6>年度別審判・訴訟支援実績(支援タイプ別)…184
<表Ⅳ-1-7>偽造品取締まり現況…186
<表Ⅳ-1-8>技術警察の捜査現況…188
<表Ⅳ-1-9>不正競争行為の調査現況…190
<表Ⅳ-1-10>虚偽表示通報センター運営現況…192
<表Ⅳ-1-11>種類別褒賞金の支給現況(16～2022.)…193
<表Ⅳ-2-1>主要国の特許訴訟の期間及び所要費用(2018)…203
<表Ⅳ-2-2>特許紛争対応戦略支援の優秀事例…204
<表Ⅳ-2-3>最近5年間のIP-DESK主要支援現況…206
<表Ⅳ-2-4>海外知的財産権保護ガイドブックの発行現況(2022年12月)…208
<表Ⅳ-3-1>TM5の主な協力事業…220
<表Ⅳ-3-2>ID5の主な協力事業…222
<表Ⅳ-3-3>FTA協定の知的財産権に関する主な内容…234
<表Ⅳ-3-4>2022年国際セミナー及び外国人向け教育の運営現況…238
<表Ⅳ-3-5>国際IP教育オンラインコンテンツ開発ロードマップ…246
<表Ⅴ-1-1>知的財産事業化評価の支援実績…257
<表Ⅴ-1-2>知的財産金融連携評価の支援実績…258
<表Ⅴ-1-3>発明の評価機関の指定現況…258
<表Ⅴ-1-4>知財共済の主な商品内容…263

<表 V-1-5> 権利別・タイプ別の知的財産取引実績…	264
<表 V-1-6> 機関類型別の特許分析評価システムの年間契約実績…	265
<表 V-1-7> 機関タイプ別特許分析評価システムの利用実績…	266
<表 V-1-8> IP 製品革新支援事業実績及び成果…	269
<表 V-1-9> 官民協業による知的財産の製品化支援体系…	269
<表 V-1-10> IP 製品革新支援適用体系…	270
<表 V-2-1> スタートアップ知財バウチャー事業 IP サービスメニュー…	277
<表 V-2-2> 企業の生成・消滅の行政統計…	280
<表 V-2-3> 主要国新生企業の 1 年/5 年生存率…	280
<表 V-2-4> 2017～2022 年 IP 翼プログラムの知的財産権出願に対する支援件数…	281
<表 V-2-5> 平成 8～2022 年の IP 翼企業の事業資金の確保現況…	281
<表 V-2-6> 2022 年度 IP 翼プログラムのコンサルティング満足度…	281
<表 V-2-7> シニア退職人材の特許基盤技術創業支援の協力体系…	283
<表 V-2-8> 2021、2022 中長期創業企業支援及び主要成果…	283
<表 V-2-9> 2021 国民参加予算執行現場モニタリング結果…	283
<表 V-2-10> 2022 年度中小企業 IP 今すぐ支援…	284
<表 V-2-11> 支援対象選定現況…	286
<表 V-2-12> 2022 年度グローバル IP スター企業の支援実績…	286
<表 V-2-13> 2022 年度グローバル IP スター企業の支援効果	
<表 V-2-14> 2022 年知的財産才能分かち合い分野別の現況…	290…286
<表 V-2-15> 地域知的財産センターの設置運営現況…	293
<表 V-2-16> 2022 年地域知的財産フェスティバル…	294
<表 V-2-17> 資格検定試験の実施現況…	298
<表 V-2-18> 韓国法人の特許出願の推移…	307 件
<表 V-2-19> 職務発明補償優秀企業に対するインセンティブの現況…	308
<表 V-2-20> 国内企業の職務発明補償優秀企業認証の現況…	309
<表 V-2-21> 知的財産経営の認証実績…	312
<表 V-2-22> 知的財産経営認証審査項目…	312
<表 VI-1-1> 知的財産専門人材養成重点大学の学位課程構築の現況…	317

<表VI-1-2>知的財産専門人材養成重点大学の運営結果…	318
<表VI-1-3>知的財産教育先導大学の運営結果…	321
<表VI-1-4>知的財産専門学位課程の運営現況…	322
<表VI-1-5>大学における知的財産教授教育(短期集中課程)の現況…	323
<表VI-1-6>大学における知的財産教授教育プログラム…	324
<表VI-1-7>コンテスト部門別の書面審査基準…	325
<表VI-1-8>コンテスト部門別の最終審査基準…	325
<表VI-1-9>2022年度受賞内訳…	326
<表VI-1-10>創業インキュベーションセンター連携カスタマイズ型知的財産教育プロセス…	328
<表VI-1-11>知的財産単位銀行制の知的財産一般科目…	331
<表VI-1-12>知的財産単位銀行制の法学科目…	331
<表VI-1-13>知的財産単位銀行制の理工系基礎科目	
<表VI-1-14>知的財産単位銀行制の研究開発・経営関連科目…	332
<表VI-1-15>年度別発明教育センターの設置現況…	339…331
<表VI-1-16>発明教育センター利用者の現況…	339
<表VI-1-17>教育課程の反映現況…	341
<表VI-1-18>発明教師認証制度の等級別認証基準…	342
<表VI-1-19>主な発明(英才)教育プログラム教材…	344
<表VI-1-20>発明英才教育の現況…	346
<表VI-1-21>次世代英才企業人のための教育院教育課程…	347
<表VI-1-22>2022年産学協力型発明教育プログラムへの参加現況…	348
<表VI-1-23>優秀発明学生及び教員の発掘・拡散活動…	350
<表VI-1-24>韓国学生発明展の出品件数…	351
<表VI-1-25>韓国学生創造力チャンピオン大会の参加チーム数…	351
<表VI-1-26>YIP(青少年発明家プログラム)現況…	351
<表VI-1-27>知的財産デジタル教育の対象別運営現況…	355
<表VI-1-28>特許技術賞の施行スケジュール…	361
<表VI-1-29>知財スタートアップコンテスト(IPリーグ)の手続き…	367
<表VI-2-1>デジタル特許審判システム構築推進戦略及び課題リスト…	376

- <表VI-2-2>特許ネットシステム稼働時間…378
- <表VI-2-3>電算機器の運用現況…379
- <表VI-2-4>2015～2022年検索システム高度化の推進経過 282
- <表VI-2-5>5年間の特許顧客満足度の推移…389
- <表VI-2-6>電子出願の主な改善事項…390
- <表VI-2-7>特許・実用新案の検索データベース構築の現況…394
- <表VI-2-8>意匠検索データベースの構築現況…396
- <表VI-2-9>商標検索データベースの構築現況…397
- <表VI-2-10>2022年度の教育実績…399
- <表VI-2-11>年度別のデータ品質正確度…399
- <表VI-2-12>2022年度データ管理業務処理の現況…399
- <表VI-2-13>韓国特許英文要約データベースの構築現況(2022年12月末現在)…401
- <表VI-2-14>韓国特許英文要約の国内外配布機関の現況(2022年12月末現在)…402
- <表VI-2-15>最近5年間の韓国特許英文要約の検索現況(2022年12月末現在)…402
- <表VI-2-16>各国の韓国特許英文要約の活用現況…402
- <表VI-2-17>公報の種類, 配布及びサービスの現況…404
- <表VI-2-18>年度別の公報発行件数…404
- <表VI-2-19>インターネット公報メーリングサービス加入者及びメール送信件数…404
- <表VI-2-20>KIPRISの利用現況…410
- <表VI-2-21>モバイル検索サービスの利用現況…410
- <表VI-2-22>翻訳サービス提供の現況…412
- <表VI-2-23>機関協業のフォローアップ支援プログラム…415
- <表VI-2-24>IP情報活用の生態系づくりのための官民協力活動…416
- <表VII-1-1>直近5年間の権利別の出願現況…420
- <表VII-1-2>韓国人・外国人別の出願現況…422
- <表VII-1-3>法人・個人別の出願現況…422
- <表VII-1-4>女性及び学生の出願現況…423
- <表VII-1-5>代理人の有無別の出願件数…424
- <表VII-1-6>主要国の最近5年間の特許出願現況…425
- <表VII-1-7>最近5年間の韓国の主要国に対する特許出願現況…425

- <表Ⅶ-1-8>産業部門別の特許・実用新案登録出願の現況…426
- <表Ⅶ-1-9>NICE 分類別商標登録の出願現況…430
- <表Ⅶ-1-10>ロカルノ分類法による意匠登録出願の現況…431
- <表Ⅶ-1-11>公共機関の特許出願現況…432
- <表Ⅶ-1-12>公共機関の特許多出願ランキング…432
- <表Ⅶ-1-13>大学の特許出願の現況…433
- <表Ⅶ-1-14>大学の特許多出願ランキング…433
- <表Ⅶ-1-15>韓国人による地域別の出願現況…434
- <表Ⅶ-1-16>国内 10 大多出願企業の出願現況…435
- <表Ⅶ-1-17>外国(法)人の国籍別の出願現況…436
- <表Ⅶ-1-18>外国人多出願企業上位 10 社別の出願現況…436
- <表Ⅶ-2-1>韓国の PCT 国際出願件数…440
- <表Ⅶ-2-2>個人対法人の PCT 国際出願の現況…442
- <表Ⅶ-2-3>媒体別の PCT 国際出願の現況…442
- <表Ⅶ-2-4>言語別の PCT 国際出願の現況…443
- <表Ⅶ-2-5>PCT 国際調査用写しの受理現況…444
- <表Ⅶ-2-6>PCT 国際予備審査請求の現況…444
- <表Ⅶ-2-7>PCT 国際調査機関の指定現況…445
- <表Ⅶ-2-8>PCT 国際出願の韓国国内段階(指定官庁)への参入件数…445
- <表Ⅶ-2-9>年度別の韓国の国際商標電子出願の現況…449
- <表Ⅶ-2-10>年度別外国人が韓国を指定した国際意匠登録出願の現況(出願件数ベース)…455
- <表Ⅶ-2-11>2022 年度の海外国別韓国指定現況(出願件数ベース)…455
- <表Ⅶ-3-1>最近 5 年間の設定登録現況…456
- <表Ⅶ-3-2>2022 年産業部門別の特許・実用新案の設定登録現況…457
- <表Ⅶ-3-3>2022 年物品群別の意匠登録現況…457
- <表Ⅶ-3-4>2022 年部門別の商標登録現況…458
- <表Ⅶ-3-5>2022 年個人・法人別の登録現況…458
- <表Ⅶ-3-6>最近 5 年間の個人・法人別の登録現況…459
- <表Ⅶ-3-7>年度別代理人の有無別の登録現況…460

<表Ⅶ-3-8>	最近 5 年間の韓国人・外国人の登録現況…	461
<表Ⅶ-3-9>	2022 年度市・道別の登録現況…	462
<表Ⅶ-3-10>	2022 年外国の国別設定登録の現況…	462
<表Ⅶ-3-11>	2022 年の国内多登録法人の現況…	463
<表Ⅶ-3-12>	最近 5 年間の権利別の年次登録現況…	464
<表Ⅶ-3-13>	2022 年現在の存続権の現況…	465
<表Ⅶ-3-14>	2022 年の国別国際商標(マドリッド)登録現況…	466
<表Ⅶ-3-15>	2022 年国別の国際意匠(ハーグ)登録現況…	467
<表Ⅶ-4-1>	権利別の審査処理現況…	468
<表Ⅶ-4-2>	特許 1 次審査の処理現況…	470
<表Ⅶ-4-3>	特許審査終結処理の現況…	471
<表Ⅶ-4-4>	実用新案 1 次審査の処理現況…	471
<表Ⅶ-4-5>	実用新案の審査終結の処理現況…	472
<表Ⅶ-4-6>	PCT 国際調査及び予備審査の現況…	473
<表Ⅶ-4-7>	国内商標登録出願の 1 次審査処理現況…	474
<表Ⅶ-4-8>	国内商標登録出願の審査終結処理の現況黄…	475
<表Ⅶ-4-9>	国際商標登録出願の 1 次審査の処理現況…	475
<表Ⅶ-4-10>	国際商標登録出願の審査終結処理の現況…	476
<表Ⅶ-4-11>	意匠登録出願の 1 次審査の処理現況…	476
<表Ⅶ-4-12>	意匠登録出願の審査終結の処理現況…	477
<表Ⅶ-4-13>	異議申立件数, 異議申立率及び異議認容率…	477
<表Ⅶ-5-1>	権利別審判請求の現況…	478
<表Ⅶ-5-2>	権利別審判処理及び審査前置登録の現況…	479
<表Ⅶ-5-3>	審判請求人別の審判請求の現況…	480
<表Ⅶ-5-4>	韓国人・外国人間の当事者系審判請求の現況…	482
<表Ⅶ-5-5>	国内企業・外国企業間の審判請求の現況…	483
<表Ⅶ-5-6>	中小企業・大企業間の審判請求の現況…	483
<表Ⅶ-5-7>	年度別審判処理期間の現況…	484
<表Ⅶ-5-8>	特許裁判所への提訴及び判決の現況…	484
<表Ⅶ-5-9>	大法院への上告提起及び判決の現況…	485



## 図の目次

- <図 I-1-1> GDP 対比特許出願件数(2021)…29
- <図 I-1-2> 主要国標準特許件数(2022)…29
- <図 I-2-1> 2022 年の業務推進方向…33
- <図 I-2-2> 知的財産動向の収集・普及フローチャート…40
- <図 I-2-3> 知的財産専門図書館…41
- <図 II-1-1> 最近 5 年間の国内商標の出願件数及び処理期間…67
- <図 II-1-2> 迅速審判の標準プロセス…86
- <図 II-1-3> 当事者系口頭審理を行う審判廷…87
- <図 II-1-4> 特許審判院のリモート映像口頭審理システム…88
- <図 II-1-5> 2022 年大田地方裁判所登記課との懇談会…104
- <図 III-1-1> 分析プラットフォーム(試験サービス)の主な構成例…131
- <図 III-1-2> 米中貿易規制手段等の戦略的変化…133
- <図 III-1-3> 製品と技術に関するパラダイムの転換…136
- <図 III-1-4> 知財権中心の技術獲得戦略の策定手順…136
- <図 III-1-5> 知財権連携研究開発戦略支援の個別課題別進行プロセス…137
- <図 III-1-6> 支援タイプ別の戦略策定手順…140
- <図 III-2-1> 国家研究開発の段階別の特許情報活用支援現況…147
- <図 III-2-2> 特許技術動向の調査事業の推進沿革…148
- <図 III-2-3> 国家研究開発プロセスによる特許動向調査支援体系…149
- <図 III-2-4> 特許技術動向調査事業における R&D 省庁の活用事例…150
- <図 III-2-5> 2017～2021 年政府 R&D 特許成果の主要分析結果…154
- <図 III-2-6> 大学・公共研の年度別特許分布及び特許登録料の現況…156

<図Ⅲ-2-7> 標準特許創出支援事業の全象徴的な推進体系…	160
<図Ⅲ-2-8> 中小企業が海外出願できない理由…	165
<図Ⅳ-1-1> 2022 年度営業秘密保護深化コンサルティング効果及び営業秘密管理システム…	181
<図Ⅳ-1-2> 営業秘密の原本証明制度…	181
<図Ⅳ-1-3> 偽造品取り締まり現場…	186
<図Ⅳ-1-4> 偽造品流通防止協議会の活動…	194
<図Ⅳ-1-5> 知的財産権保護啓発活動…	196
<図Ⅳ-2-1> 海外商標の無断占有への対応手続き…	200
<図Ⅳ-2-2> 海外オンライン偽造品流通対応への支援…	201
<図Ⅳ-2-3> 海外偽造品ゼロ官民協カプログラム推進体系…	201
<図Ⅳ-2-4> K-ブランド保護の広報(冊子・ユーチューブ制作・送付)…	202
<図Ⅳ-2-5> 2022 年偽造品識別説明会(ベトナム, タイ)…	206
<図Ⅳ-3-1> 年度別の全世界での商標出願件数(件数:多類基準)…	218
<図Ⅳ-3-2> TM5 ウェブサイト及び 2021 年度年次会議…	219
<図Ⅳ-3-3> 2022 年 ID5 年次総会(ビデオ開催)…	221
<図Ⅳ-3-4> WIPO 総会の代表演説…	227
<図Ⅳ-3-5> 特許庁長・事務総長二国間会談…	227
<図Ⅳ-3-6> IP パノラマ 2.0 広報ブース公式行事…	227
<図Ⅳ-3-7> 無形資産金融 WIPO 高官級政策対話…	227
<図Ⅳ-3-8> 2022 年度知財教育分野の国際協力…	237
<図Ⅳ-3-9> 2022 年適正技術開発事業の成果…	249
<図Ⅳ-3-10> 2022 年ブランド開発事業の成果…	249
<図Ⅴ-1-1> 「アイデアで」の運営概要…	268
<図Ⅴ-1-2> 研究遂行主体別の国内出願特許の成果の推移(2021 年)…	271
<図Ⅴ-1-3> 「知的財産創出・活用支援の種類」…	272
<図Ⅴ-1-4> 知的財産収益再投資の好循環概念図…	273
<図Ⅴ-2-1> スタートアップ知財バウチャー事業の推進体系…	276
<図Ⅴ-2-2> IP 飛び石プログラムの進行手順…	279
<図Ⅴ-2-3> 知的財産才能分かち合い CI(コーポレートアイデンティティ)…	289

<図 V-2-4> 知的財産才能分かち合い構造図…289	
<図 V-2-5> 地域知的財産センターの現況…292	
<図 V-2-6> 資格制度の機能…298	
<図 V-2-7> 日本特許情報ペイ&カンファレンス…299	
<図 V-2-8> ドイツ IP TECH SUMMIT…299	
<図 V-2-9> アメリカ国際商標協会年次総会…299	
<図 V-2-10> EPO 特許情報カンファレンス…299	
<図 V-2-11> ソウル国際発明展示会	…300
<図 V-2-12> 韓国ソフトウェア大展…300	
<図 V-2-13> 知的財産サービスの採用連携教育の流れ	…301
<図 V-2-14> 研修生選抜の優先順位	…301
<図 V-2-15> 2022 年度 IP サービスアカデミー…301	
<図 V-2-16> 採用連携のプロセス…302	
<図 V-2-17> 職務発明制度の仕組み…307	
<図 V-2-18> 職務発明補償優秀企業認証プロセス…308	
<図 V-2-19> 職務発明制度説明会…309	
<図 V-2-20> 職務発明制度の政策改善活動…309	
<図 V-2-21> 知的財産経営認証オンラインシステム…311	
<図 VI-1-1> 大学(院)IP 標準教育課程活用例(案)…319	
<図 VI-1-2> KIPRIS・POSTECH 次世代英才企業家のための教育院の教育システム…347	
<図 VI-1-3> ザ・一緒に発明教室の活動写真…358	
<図 VI-1-4> 特殊発明教育課程運営に関する写真…358	
<図 VI-1-5> 国務大臣から賞を受ける…360	
<図 VI-1-6> 国務総理、特許庁長…360	
<図 VI-1-7> 2022 年授賞式での授与…362	
<図 VI-1-8> 2022 年授賞式での記念撮影…362	
<図 VI-1-9> 2022 年受賞作品のプレゼン…362	
<図 VI-1-10> 2022 年行事会場の全景…362	
<図 VI-1-11> 韓国知財大展の開催…364	

- <図VI-1-12>商標・意匠権展示会…364
- <図VI-1-13>表彰式での授与シーン…364
- <図VI-1-14>ソウル国際発明展示会の授賞式…364
- <図VI-1-15>国民安全発明チャレンジの最優秀賞受賞作品…366
- <図VI-1-16>2022 年最優秀賞(株)ラオナーク…368
- <図VI-1-17>2021 年最優秀賞(株)プロキシヘルスケア…368
- <図VI-1-18>2022 年女性発明王 EXPO…371
- <図VI-1-19>ライブコマース運営…371
- <図VI-2-1>特許情報システムのインフラ構成図…380
- <図VI-2-2>最近 7 年間の提案件数及び採択件数の推移…388
- <図VI-2-3>韓国特許英文要約構成項目…401
- <図VI-2-4>電子化処理工程のフローチャート…406
- <図VI-2-5>年度別の電子化処理期間及びエラー率の現状…406
- <図VI-2-6>年度別訪問特許情報検索及び電子出願及び教育回数及び教育人数…407
- <図VI-2-7>モバイルキプリスの画面…411
- <図VI-2-8>KIPRIS Plus(plus.kipris.or.kr)の概要…414
- <図VI-2-9>知的財産(IP)データギフト制度…415
- <図VII-1-1>最近 5 年間の権利別出願の推移…421
- <図VII-1-2>代理人の有無別の出願の推移…424
- <図VII-1-3>韓国人の地域別の出願の推移…434
- <図VII-2-1>全世界の PCT 国際出願の現況…438
- <図VII-2-2>2022 年度の全世界での PCT 多出願国ランキング…438
- <図VII-2-3>2022 年度の全世界の多出願企業ランキング…439
- <図VII-2-4>韓国の PCT 国際出願の現況…440
- <図VII-2-5>2022 年度国内の多出願法人(企業)別の PCT 国際出願の現況…441
- <図VII-2-6>PCT 国内段階(指定官庁)への参入現況…446
- <図VII-2-7>年度別の世界のマドリッド国際商標出願の現況…447
- <図VII-2-8>2022 年度世界のマドリッド国際商標 10 大多出願国の現状…447

- <図VII-2-9> 年度別の国際商標登録の現況…448
- <図VII-2-10> 年度別の韓国の国際商標出願の現況…448
- <図VII-2-11> 2022 年度国内出願人の 10 大指定国の現状…449
- <図VII-2-12> 2022 年度の韓国 10 大国際商標多出願企業の現況…450
- <図VII-2-13> 年度別の外国人が韓国を指定した韓国商標登録出願の現況…450
- <図VII-2-14> 2022 年度、韓国を指定した 10 大協定締結国の現況…451
- <図VII-2-15> 2022 年度、韓国を指定した外国多出願企業トップ 10 の現況…451
- <図VII-2-16> 年度別の世界のハーグ国際出願の現況…452
- <図VII-2-17> 年度別の世界のハーグ国際出願の意匠数の推移…452
- <図VII-2-18> 2022 年ハーグ国際出願 10 大多出願国(国際出願件数ベース)…453
- <図VII-2-19> 2022 年ハーグ国際出願の多出願国トップ 10(意匠数ベース)…”…453
- <図VII-2-20> 年別の韓国の国際意匠出願の現況…454
- <図VII-2-21> 2022 年度国内出願人の海外指定国の現況…454
- <図VII-5-1> 権利別の審判請求の現況…479
- <図VII-5-2> 年度別の審判処理の現況…480

デジタル経済をリードする  
**知的財産強国**

- 基盤が丈夫な**知的財産行政**
- デジタル時代の**次世代先端技術のリード**
- 知的財産ベースの**グローバルイノベーション企業の育成**



01

Korean Intellectual  
Property Office

# 知的財産政策概観

第1章 知的財産分野における国内外の動向・28  
第2章 2022年知的財産行政戦略システム・33



## 第1章

# 知的財産分野での国内外の動向



## 第1節 知的財産分野の国内動向及び政策の推進方向

企画調整官 企画財政担当官 工業事務官 **ホン・ジェギョン**

### 1. 知的財産分野の国内動向

新型コロナとの長い戦い、世界的な緊縮財政、ロシア・ウクライナ情勢の長期化によって引き起こされた景気後退の影響が結局、知的財産活動にも影響を及ぼした。最近、継続的に上昇していた産業財産権出願の動向は、2021年に最高値を記録した後、2022年にやや減少した。

2022年の産業財産権出願は合計556,436件で、2021年の592,615件に比べて約6.1%減少した。特許の場合、237,633件が出願され、前年比0.2%わずかに減少を示し、商標の場合は259,078件で前年比9.4%減少したが、依然として世界4位の水準を維持している。

表 I-1-1 韓国の産業財産権出願の推移（件、（ ）は前年同期比の増加率、％）

区分	特許		実用新案		商標		デザイン		合計	
2016年	208,830	(△2.3)	7,767	(△10.8)	181,606	(△2.1)	65,659	(△3.4)	463,862	(△2.5)
2017年	204,775	(△1.9)	6,809	(△12.3)	182,918	(0.7)	63,451	(△3.4)	457,955	(△1.3)
2018年	209,992	(2.5)	6,232	(△8.5)	200,341	(9.5)	63,680	(0.4)	480,245	(4.9)
2019年	218,975	(4.3)	5,447	(△12.6)	221,506	(10.6)	65,039	(2.1)	510,967	(6.4)
2020年	226,759	(3.6)	4,981	(△8.6)	257,933	(16.4)	67,583	(3.9)	557,256	(9.1)
2021年	237,998	(5.0)	4,009	(△19.5)	285,821	(10.8)	64,787	(△4.1)	592,615	(6.3)
2022年	237,633	(△0.2)	3,084	(△23.1)	259,078	(△9.4)	56,641	(△12.6)	556,436	(△6.1)

\* PCT, マドリッド、ハーグなど国際出願(指定官庁・指定局)を含む。



韓国特許庁に受理された PCT<sup>1)</sup>国際出願は着実に増加傾向を示した。2022年には 22,023 件で 2021 年比 6.5%増加し、中国、米国、日本の次に多い出願件数を記録した。たとえ国内出願が若干減少する様相を見せはしたが、困難な環

境の中でも知的財産を通じてデジタル転換に備え、国家間の技術覇権競争の中で源泉技術を確保し、未来を準備しようとする韓国国民の地道な努力があったことが分かる。

表 I-1-2 主要国の産業財産権出願の推移(千件、昨年比増加率%)

区分	2019 年	2020 年	2021 年	
			増加率	
中国	12,217	14,542	14,695	1.1%
米国	1,161	1,308	1,316	0.6%
日本	533	505	509	0.8%
韓国	508	556	592	6.5%
ドイツ	164	170	167	△1.8%

\* 出典:WIPO IP Statistics

表 I-1-3 主要国 PCT 国際特許出願の推移(千件、昨年比増加率%)

区分	2020 年	2021 年	2022 年	
			増加率	
中国	68,720	69,540	70,001	0.7%
米国	59,230	59,570	58,651	△1.5%
日本	50,520	50,260	50,344	0.2%
韓国	20,060	20,678	22,023	6.5%
ドイツ	18,643	17,322	17,532	1.2%

\* 出典:WIPO IP Statistics

また、韓国は GDP 比の特許出願と標準特許の保有件数(3 大標準化機構の基準)すべてが世界 1 位を占め、国家経済成長を牽引する核心要素である知的

財産を通じて、新型コロナによる経済危機の克服を期待できる名実共にグローバル知的財産強硬として成長した。

図 I-1-1

GDP に対する特許出願件数(2021 年)

\*GDP 千億ドル当たりの出願件数(単位:件)

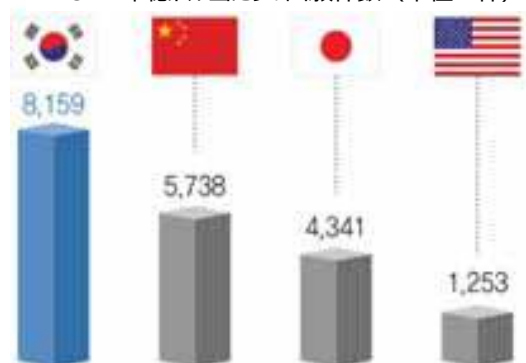
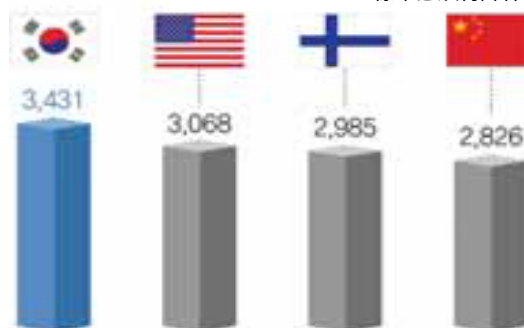


図 I-1-2

主要国の標準必須特許件数(2022 年)

\*ISO, IEC, ITU への申告・累計標準必須特許件数



<sup>1</sup>Patent Cooperation Treaty (特許協力条約): 特許又は実用新案の海外出願の手続きを統一・簡易にするため発効された多国間条約



一方、米中間の技術覇権競争、保護貿易主義の広がりにより、技術が次第に安保と結びつくようになり、技術確保の核心である知的財産の重要性が高まっている。原材料の需給不足などグローバルサプライチェーンリスクが徐々に拡大しており、代替技術の確保など安定的なサプライチェーンの構築が国家全体にわたる課題として浮上している。特許などの知的財産情報は、技術を迅速かつ正確に把握することができる有用な手段であり、知的財産を活用した素材部品装備の危機克服の経験を技術安保関連の全分野に拡大適用することで、国家戦略技術の円滑な確保が必要である。さらに、技術覇権競争に伴い、半導体・ディスプレイなど韓国の核心産業に対する技術奪取の試みが激化すると予想されるため、海外技術流出を防止し、潜在的な通商の不確実性を解消するための知的財産保護制度の先進化に向けた努力が必要である。

加えて、新型コロナを契機にしたデジタル転換の加速により、人工知能・データ・メタバースなど新たなイノベーションの源泉であるデジタル新技術の先取り競争が激化する中、デジタル化に対応し、源泉技術を確保するための知的財産制度の改善が急務である。

## 2. 政策推進方向

このような国内外の政策環境に積極的に対応するため、まず、優秀な知的財産の創出及び活用を促進しなければならない。主力・新産業分野の特許ビッグデータ分析を通じて有望技術の発掘及び国家の方向性策定支援を拡大し、外部依存度の高い核心原材料などの円滑な供給のために、全省庁協力で特許情報基盤のサプライチェーンの安定化を推進すべきである。また、知的財産を基盤とした革新企業の成長支援のため、知的財産戦略コンサルティング、知的財産金融支援、知的財産技術取引支援を強化し、有望中小企業が知的財産で武装してグローバル強小企業に成長するよう、知的財産戦略、ブランド開発など知的財産総合サービス支援も拡大すべきである。

デジタル転換に対応するための準備も必要である。メタバースなどデジタル環境における知的財産保護のための法制を整備し、国家核心技術の海外流出防止のための保護体系を構築し、技術安保の観点からの国家技術保護体系を強化する必要がある。また、オンライン偽造商品及び不正競争行為に対する取り締まりを強化し、技術警察の捜査範囲を技術流出犯罪全般に拡大して技術保

護機能を強化しなければならない。

最後に、産業トレンドと技術発展の方向性を審査政策に積極的に反映し、審査・審判の質を高め、国家技術競争力の向上に貢献しなければならない。様々なタイプの新技術、意匠に対して柔軟に知的財産権を付与できるように発明・意

匠の定義を拡大し、韓国型特許分類体系を構築するなど、デジタル環境を支える審査制度を構築すべきである。また、人工知能を活用して審査・審判システムを高度化し、チャットボットの国民向けサービス提供などを通じて特許行政サービスの効率性及び品質を向上させる必要がある。

## 第2節 知的財産分野の国際動向及び政策の推進方向

産業財産保護協力局 国際協力課 技術書記官 **ファン・サンドン**

### 1. 知的財産分野の国際動向

2022年は、新型コロナのパンデミック状況下、知的財産分野の国際協力などの活動が徐々に拡大した。特に、新型コロナの状況下でも、特許などの知的財産権出願が増加する傾向を示した。

世界各国は国家安全保障及び経済成長の観点から、半導体などを中心とする技術覇権競争の中で、核心特許確保のために熾烈な努力を重ねてきた。特に、米国は半導体産業分野において中国に対する技術的優位性を強化するための半導体生態系育成法案である「米国半導体科学法」を成立させるなど、各国の覇権競争が激化した。また、経済・社会全般のデジタル転換が加速され、メタバース市場の成長などに伴い、関連特許出願が大幅に増加する一方、メタバースに存在する仮想資産の保護問題が提起された。また、人工知能の発明者性の認否に関する議論が本格化した。また、非代替性トークン(NFT)市場の急速な拡大に伴い、NFT がゲームアイ

テム、メタバース内の不動産などの仮想資産の保護手段として脚光を浴び始めるなど、仮想世界における知的財産保護に関する様々な問題が議論された。特に、2022年7月には、欧州特許庁(EPO)法律控訴部(Legal Board of Appeal)で特許出願に記載された人工知能は発明者に指定できないと判断し、8月には、米国連邦巡回区控訴裁判所(Court of Appeals for the Federal Circuit, CAFC)は、人工知能は特許の発明者になれないという判決を下すなど人工知能の発明者性に関する問題が継続的に議論されている状況である。一方、EUは2013年に採択された「欧州統合特許裁判所協定」の発効に向けて、「統合特許裁判所」の手續規則など関連規定を設けるなど、2023年上半期中に発効するための準備を進めている。

一方、国際社会では、持続可能な開発目標(SDGs)の履行、気候変動に伴う気候危機対応のためのカーボンニュートラル、すなわちネットゼロ(Net Zero)のための知的財産分野の役割についての議論も継続的に行われている。

また、デジタル転換に対応するための世界主要国の取り組みが活発に展開された。EUは2017年に「欧州データ経済育成政策」、2020年に「AIデータ戦略」を発表し、日本も2020年にデジタル環境変化に対応するための「知的財産推進計画2020」を策定した。中国も未来デジタル技術の知的財産先取りを目指し、2015年から「製造2025戦略」を推進している。

また、韓流ブームが依然として続く中、世界各地で韓国企業の商標に対する無断先取りが大幅に増加した。商標権の無断先取りは、特に化粧品、衣類など中国の消費者に馴染みのある韓国ブランドで頻繁に発生する傾向にある。最近では、ベトナム、タイ、インドネシアなどで韓国商標の盗用事例が増加する傾向にあり、これに伴い、韓国企業がアジア各国に自社ブランドに対する商標を出願する事例が増加している。

## 2. 対応策

新型コロナがもたらした世界的な景気後退と公衆衛生の危機は、知的財産とそれを通じた革新成長によって克服できるとの信念で、「デジタル転換に対応する知的財産システム革新」と「デジタル

転換に対応したIPシステムの構築及び創出・活用・保護の好循環生態系の定着」に取り組んでいる。

特許庁は、デジタル環境において、最近新たに浮上したメタバース内の商標・意匠とNFT(非代替性トークン)に関する不正競争行為に対し先んじて保護方を策定し、これを通商協定等に反映するための努力を推進している。

知的財産権紛争が多いASEAN及び新興国での韓国企業の知的財産権確保のため、特許審査ハイウェイ実施国を拡大する一方、特許審査インフラが適切に構築されていない低開発国に対しては、韓国で登録された特許が当該国でそのまま認められる特許認定協力を実施し、対象国を増やしていく予定である。次に、新興国での知財権保護のため、知財権紛争 이슈が多い新興国にIP-DESKを追加設置し、知財権専門家の派遣を推進しており、韓国型IPインフラを韓国企業の進出需要が多い国に伝授するなど、韓国企業に有利な海外知財権保護環境の構築を推進している。

このような一連の政策推進を通じて、韓国企業がより迅速かつ安全に海外で知財権を確保し、保護を受けられるようになることで、結果的に韓国企業が安定的に海外での活動を続けることができるようになるだろう。

## 第2章

# 2022年 知的財産行政の戦略体系



## 第1節 特許庁のビジョンと推進戦略

企画調整官 企画財政担当官 工業事務官 **ホン・ジェギョン**

グローバルな技術覇権競争の激化、データなどのデジタル経済の加速などで国家戦略資産である知的財産の重要性がさらに増大している中、主要国は先端技術の主導権を確保するために強力な知的財産政策を推進している。

知的財産の主務官庁である特許庁は、このような上下関係に積極的に対応するため、「デジタル経済を先導する知的財産強国」というビジョンを設定し、これを実現するための戦略及び推進課題を以下のように策定した。

図 I-2-1 2022年の業務推進方向

ビジョン	デジタル経済をリードする知的財産強国
目標	▶デジタル転換に対応する知的財産システムの革新 ▶知的財産の創出・活用・保護の好循環生態系の定着
推進戦略	重点推進課題
優秀知的財産の創出・活用の促進	① 知的財産データを活用したデジタル成長戦略を推進 ② 核心・源泉特許の創出で技術基盤の創業・成長を支援 ③ 知的財産金融の活性化及び取引・事業化を推進
公正な知的財産の保護体系の構築	① 環境変化に合致する知的財産保護制度の構築 ② 国内外の知的財産権紛争への対応を支援 ③ 知的財産保護の法的執行力の向上
信頼される審査・審判サービスの提供	① 質の高い審査・審判サービスの提供 ② 知的財産の審査・審判制度の整備 ③ デジタル知財行政システムの構築
未来を準備する知的財産基盤の構築	① 地域の知的財産力量強化 ② 知的財産専門人材の養成 ③ グローバル知財協力を拡大



## 第2節 ビジョン達成のための重点推進課題

企画調整官 企画財政担当官 工業事務官 **ホン・ジェギョン**

### 1. 信頼される審査・審判サービスの提供

技術覇権の核心武器である知的財産の重要性がますます高まる中、技術覇権の重要性が高まっている。掌握のための国際競争で生き残るためには、正確な審査・審判サービスによる高品質な知的財産権の確保が必要である。

まず、特許分野では、半導体産業分野の高品質な核心特許の確保及び半導体専門人材の海外流出を防止するため、退職した研究人材の採用を確定し、半導体分野の特許出願を優先審査対象に拡大するなど、国家先端産業分野で他の追随を許さない地平の確保を支援した。また、先行文献検索、分類などへの適用を拡大し、知的財産情報化システムを高度化した。

商標分野では、小商工人など個人出願が多いサービス業の優先審査を担当する「サービス商標優先審査課」を新設し、小商工人の迅速な商標権確保を支援し、人工知能を活用した図形検索システムを既存の商標審査システムに搭載し、審査の効率を高めた。

意匠分野にも AI を適用し、出願意匠と類似の先行意匠を審査官に推薦する人工知能ベースの意匠検索システムを試験運用中である。

審判分野では、難易度の高い事件を審理する特別審判部を導入し、証拠調

査事務規程の制定、審判官の証拠調査教育の強化などにより、正確で忠実な審判が行われるようにした。

### 2. 知的財産で先導する技術競争力

5億3000万件に達する全世界の知的財産データは、各国の大学・研究所・企業などが技術革新のために多大な努力と費用をかけた R&D の成果物であり、産業の核心情報が集約されたものである。

特許庁は特許ビッグデータ分析を通じて国内外の産業・技術水準を比較・診断し、有望な課題を導き出し、これを産・学・研に提供し、特許ビッグデータ基盤の産業育成のための方向性を提示した。さらに、これを技術・産業・経済・安全保障など多角的な視点で活用するため、分野(産業・経済分野など)データと連携して活用価値を最大化するための特許・産業・経済連携ビッグデータのリアルタイム分析システムの開発を推進した。また、2022年2月には国家先端戦略産業法に国家先端戦略産業技術開発事業に IP-R&D の平行推進を義務化するなど国家 R&D に特許ビッグデータを活用して技術自立の加速化に貢献した。

さらに、6G・AI など国際標準の先取りが重要な分野への標準特許戦略支援を拡大し、特に6G分野の標準特許競争力を早期に確保するため、産・学・研の計10件の課題に R&D 初期段階から密着支援を通じた段階別の核心・

標準特許確保戦略を策定・提供し、合計 24 件の「予備標準特許」を創出した。

また、海外市場進出に困難を抱える企業を支援するために、海外出願費用の支援などを推進し、輸出主導型の産業構造で韓国企業が安定的に海外に進出し、市場を拡大できるよう努力した。

### 3. 公正な知的財産保護体系の構築

技術力が、ただちに国家競争力の尺度として評価され、科学技術が国家経済と安全保障の核心軸として位置づけられている状況で、知的財産の保護を強化することは、国家レベルの重要な政策課題である。これに伴い、特許庁は韓国の技術及び知的財産を安全に保護するための法・制度の改善及び政策を着実に推進した。

知的財産保護に関する刑事上の救済を強化するため、意匠権・実用新案権への侵害行為について被害者の告訴がなくても捜査ができるように意匠保護法・実用新案法を改正した。8 月には、産業部・中小企業庁など関係省庁合同で「22 年不正競争防止及び営業秘密保護施行計画」を策定した。本実施計画には、大企業の協力会社及び大学・研究所などに対する技術保護支援政策、技術が流出した場合に迅速かつ効率的に対応するための捜査・情報機関間の協力体制の構築、環境変化に対応した保護基盤の構築などの内容が含まれている。

国家産業競争力の核心である主要技術の国外流出と知的財産権に対する侵害を防止し、知的財産権を保護するた

めの活動も強化した。技術警察の捜査関連の諮問のために法務部から捜査諮問検察官が派遣され、技術流出犯罪関連の関係機関間の対応能力を高めるために検察庁、警察庁、産業部、中小企業庁など捜査・情報機関・関係省庁が参加する「技術流出犯罪対応関係機関協議会」を発足した。一方、技術警察は、告訴受理事件の単純処理にとどまらず、国家的波及力が大きい核心産業の大規模な海外への技術流出犯罪に対する企画認知捜査を推進し、成果を導き出した。2022 年 3 月から、国情院と共働して国内大企業・中堅企業の営業秘密流出に関連する 9 ヶ月に及ぶ捜査の末、海外流出の主導者、中核的研究要員、ブローカーを含む 6 人を検挙し、半導体素材及び工程関連の国家核心技術の海外流出を遮断し、1,000 億ウォン台の技術流出被害を防止した。また、偽造品取り締まりのため、オンライン及びオフライン市場に対する全方位的な捜査を通じて 372 人を刑事立件し、偽造品約 38 万点余りを押収するなど、所期の成果も収めた。

### 4. 知的財産基盤の事業化促進及び企業競争力の強化

デジタル経済時代には、創造的なアイデアや技術の産物である知的財産を活用した市場の活性化及び韓国経済の新成長動力の確保が不可欠である。そのためには、知的財産が市場で取引され、事業化され、再投資につながる好循環システムが構築されなければならない。特許庁はこのため、知的財産を基盤に資金を融通し、知的財産が価値を正しく評価され、取引される市場を活性化するための政策を推進した。

まず、IP 価値評価の体系的な質的管理のために評価基準を設け、評価結果に対する標本調査や妥当性調査などを導入し、評価結果に対する公信力を高めた。また、母体ファンドの特許勘定を通じて特許技術の事業化を推進する中小・ベンチャー企業に IP 価値ベースの企業投資を行い、IP 自体でも収益を創出できるように IP 直接投資を拡大し、民間 IP ファンドの造成を支援するなど、IP 投資の活性化に向けた多角的な努力を続けた。

一方、取引市場を活性化するため、既存の知的財産取引情報システムを国家知的財産取引プラットフォームに拡大・改編し、アイデア取引プラットフォームと連携を行い、知的財産金融及び事業化関連情報を統合的に提供し、ユーザーの利便性を向上させた。また、大学・公共研究機関が必要とする支援を中長期的に提供するために、個別に運営されていた既存の事業を統廃合し、優秀特許創出、技術移転・事業化、研究者創業の3つのモジュールに改編し、機関の知的財産能力に応じたオーダーメイドの支援を提供した。

## 5. 知的財産人材養成及び対国民サービス改善

特許庁は、これまで知的財産基盤の経済革新をリードする創造的で融合的なマインドを兼ね備えた人材の育成を国家競争力の核心要素とみなし、革新成長をリードする知的財産融合人材育成のための事業を進めた。

まず、大学内の体系的な知的財産教育基盤を構築し、理工系学生を専攻知識に加え、知的財産創出・活用能力を備えた知的財産融合人材として育成するため、学科に合わせた技術・融合講座を運営しただけでなく、大学教授を対象に知的財産の基礎から上級まで多様な教授教育課程を運営し、知的財産の認識向上及び専門性強化に取り組んでいる。また、教育部との積極的な協力を通じて、2024年までに技術 IP 融合人材の養成を目指し、新産業分野学科の学生対象の IP 融合教育を総合支援する新産業分野での知的財産融合人材養成事業を2022年に新規事業として推進した。そのほか、キャンパス特許ユニバーシアード、D2B 意匠フェアなど企業と大学が協力して創造的なアイデアを発掘し、問題を解決する様々な IP ベースの産学協力型教育と企業別知的財産イシューに対するオーダーメイド教育、CEO 対象の知的財産教育も継続的に実施している。

また、地域の発明教育のチェックポイントの役割をする発明体験教育館を運営し、発明人材育成のための実業系高校での発明・IP 教育を拡大した。教育庁・学校と協力し、青少年対象の IP 発明コンテンツ、大学別オーダーメイド型の e ラーニングコンテンツなどのオンライン IP 教育を拡大し、IP 関連の職業体験プログラムを運営し、青少年発明記者団活動を支援し、学生の発明に対する認識を高めるために努力した。



## 第3節 知的財産政策策定の基盤づくり

### 1. 知的財産政策研究の強化

産業財産政策局 産業財産政策課 行政主事 **キム・ヨンジュン**

#### A. 推進の背景及び概要

知的財産権中心の企業経営活動が活発化するなど、社会全体的に知的財産権が重要視されている状況である。急変する知的財産権の動向を迅速に把握し、最適な代替案を作成・普及し、国家の産業競争力向上に貢献するためには、政策環境の変化に先んじて対応することが必要である。

特許庁は、米国・日本・欧州・中国など主要国の知的財産関連法令・制度及び政策動向などを分析し、政府の法・制度改善案を導き出し、全政府的な知的

財産権政策の策定に積極的に活用している。

#### B. 推進内容及び成果

国家の中長期的な知的財産政策の方向性を提示するため、特許庁内部・学界・企業などの需要に応じて政策研究課題のテーマを選定している。

政策研究テーマは政策研究審議委員会で選定し、公開競争を通じて当該分野の専門機関(専門家)と研究契約を締結して実施している。政策研究の推進手続き及び運営は以下の通りである。

表 I-2-1 政策研究推進手続き及び運営

課題選定段階			研究者選定段階			遂行段階			評価段階		
需要調査	→	課題選定	課題公募	→	企業公募	企業選定	→	課題推進	結果評価	→	活用評価

※特許庁政策研究管理規定(特許庁訓令第909号)運営

2022年度に実施した研究課題は以下のようなものであり、研究結果報告書は特許庁ホームページ(<http://www.kipo.go.kr>)、または政策研究委託管理システム(<http://www.prism.go.kr>)で、誰でも閲覧可能である。

表 I-2-2 2022 年知的財産権に関する政策研究のテーマ

No	課題名
1	未来の技術変化を先導する知財政策の発展方向研究
2	技術革新型中小企業の知的財産創出, 活用, 保護の活性化を支援する政策提言
3	知的財産収益に対する租税インセンティブ付与案及び波及効果の分析
4	知的財産控除の税額控除案の詳細研究
5	知的財産鑑定制度の改善案の深層研究
6	地域の知的財産力の診断のためのモデル及び指標の開発
7	デジタル時代に適合する「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」改正案の研究
8	産・学・研・検察・裁判所など実務型リーダーズフォーラムを通じた特許庁特別司法警察の中長期発展案の研究
9	産業財産情報活用促進法施行令などの制定研究
10	部分拒絶制度の導入に伴う商品審査の高度化のための商品解説書の作成
11	デジタル転換に伴う新しいタイプの意匠保護のための制度改善研究
12	質の高い審査サービスを実現するための審査力量の確保案
13	知的財産視点の NFT 活用及び核心争点分析研究
14	部分拒絶・再審査制度の導入が審判に与える影響の研究
15	優秀発明品の選定及び公共調達促進方策の研究
16	IP 法律消費者中心の弁理サービス改善案の策定
17	ブロックチェーンなど新技術を活用した偽造品流通防止プラットフォーム導入方策の研究
18	韓国型手数料体系確立のための政策研究
19	超巨大 AI 技術開発動向及び特許行政サービス適用案の研究
20	共存同意・権利不要求制度の導入の妥当性及び現行制度との調和案の研究
21	AI データ活用案の研究

### C. 評価及び発展方向

この間、政策研究の結果が知的財産権政策の立案に直接反映されるように努力した結果、2019 年～2022 年の「知的財産政策研究事業」により実施された課題の政策活用率は 100%で、2017 年

(95.5%)、2018 年(97.8%)に続き、活用率が着実に向上した。今後も重複研究の防止のための重複性の事前検討、課題の中間点検の充実など研究管理を強化し、研究課題報告書の質を向上させ、活用率を維持していく計画だ。

## 2. 知的財産政策に関する研究基盤の構築

産業財産政策局 産業財産政策課 工業事務官 ト・ミンファン

### A. 推進の背景及び概要

グローバルな技術に関する覇権競争

の激化、人工知能・データなどデジタル経済の加速などで国家戦略資産である知的財産の重要性がますます高まって

いる。知的財産を基盤に国家の発展を牽引するために、知的財産に関する包括的な研究基盤造成を強化すべき時期である。国際的な知的財産権法制度及び政策動向を持続的に把握し、体系的に分析して知的財産の生態系の環境変化に先んじて対応し、知的財産を戦略的に活用できるように政策開発の基礎資料を蓄積する活動が必要である。特許庁は、韓国唯一の知的財産権専門研究機関である韓国知的財産研究院を通じて、知的財産研究のインフラ構築のための様々な事業を推進し、知的財産関連 이슈への対応及び国家知的財産政策の策定に貢献している。

## B. 推進内容及び成果

### 1) 知的財産動向の収集・普及

2022年には、米国、欧州、日本、中国など知財主要強国のほか、サウジアラビア、ベトナム、シンガポールなど知財需要が増大している国や、WIPO、WTOなどの国際機関の知財動向情報を収集し、主な内容を提供した。また、国内外の知的財産情報提供データベースを定期的にモニタリングし、国家政策の開発、企業経営戦略の策定に必要な資料を国家知的財産委員会、産業通商資源部などに提供した。

知的財産動向の情報提供の効率化を図るため、従来の刊行物を「IP ニュース」、「IP フォーカス」、「IP スタート」、「IP レポート」に改編して普及させた。

収集された知的財産関連情報のうち、政策的な示唆性が高く、かつ利用者の興味を引くことができる情報を迅速に整理し、「IP ニュース」として毎週提供した。

「IP フォーカス」は、知的財産分野において最近 이슈となっているテーマに関する情報を深く分析したもので、2022年にはカーボンニュートラル、許可特許連携制度、バイオセキュリティ、強制実施制度などの懸案分析及び政策支援のために、知的財産の観点からの 이슈を発掘・分析し、提供(33回)した。

また、世界の知的財産の主要報告書及び政策資料の原文を翻訳し、資料へのアクセス性を向上させた「IP レポート(12回)」は、四半期ごとに年4回(3月、6月、9月、12月)発行され、IP 関連産業の指標として統計データに基づく産業動向と経済懸案に対する分析情報を提供した。特に2022年は、低炭素エネルギー技術、ICT 技術、半導体技術、医療機器技術など各技術分野の特許活動に対する分析内容を取り上げた。これにより、一般人等の知的財産に対する認識を高め、政策立案者等の利害関係者が迅速に政策的対応を行うための基盤を構築した。

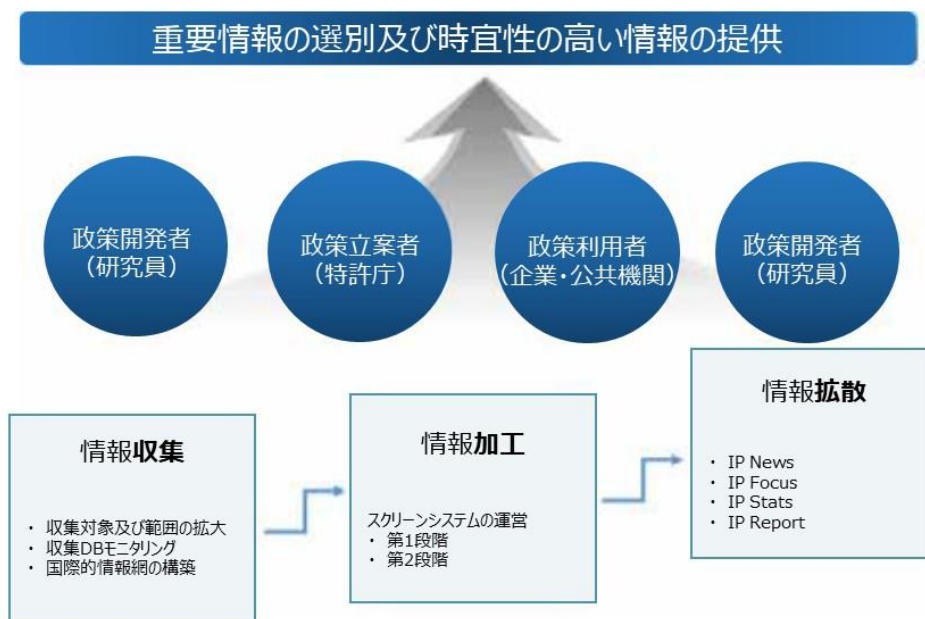
また、オンラインシステムを通じて国内外の知的財産関連情報を収集・加工し、政策立案資料及び企業経営戦略策定に活用できるサービスを提供する「知的財産政策情報サービス」を構築・運営している。

大学、企業、政府機関、法曹機関、研究機関などを含む会員数は20,292人に達し(2022年12月現在)、ホームページの利用件数は月平均627,869件(ページビュー)を記録した。ウェブマガジン及び毎週発送されるニュースレターなどを通じてユーザーにとっての情報サービスの利便性を高めており、論文、動向、人材

など様々な分野の知的財産学術情報データベースを構築し、知的財産分野の学術振興のための総合的なネットワークの構築を図っている。また、知的財産政策

情報サービスを通じ、利用者に国内外の知的財産分野の計 82,957 件の学術情報を提供している。

図 I-2-2 知的財産動向の収集・普及フローチャート



## 2) 知的財産研究の裾野の拡大

主要政策 이슈について、産・学・研・官が共同で政策フォーラム(第 3 回)を開催し、「人工知能の知的財産と法的な政策の変化方向」、「核心戦略技術の保護のための秘密特許制度と技術安全保障」、「知識経済社会における知的財産の役割」など、知的財産関連の主要 이슈について議論し、未来を展望する場を設けた。

知的財産関連懸案を議論するための政策フォーラム、専門家フォーラムなどを積極的に開催し、政策立案者、政策開発者、政策利用者、マスコミなど多様な利害関係者の参加を誘導して知的財産研究の裾野を拡大し、知的財産関連研究者、専門家のネットワーク構築及び情報共有を活性化し、専門性を強化した意見とりまとめの場として活用された。

表 I-2-3 2022 年フォーラム・シンポジウム等の開催内容

行事名称
2022 知的財産政策フォーラム(「人工知能・知的財産と法政策の変化の方向」、「2022 年経済安全保障関連研究機関共同セミナー」、「知的財産と韓国経済の政策フォーラム」)

知的財産権に対する大学(院)生の関心と研究意欲を高揚させ、研究人材を発掘するために、「第17回大学(院)生知的財産優秀論文コンテスト」を開催した。コンテストに参加申請をした学生を対象にオンラインワークショップを開催し、論文作成法の教育、研究方向に対するメンタリングを通じて論文の質的向上を図り、過去の受賞者を広報、ワークショップのメンターなどコンテスト運営全般に活用し、知的財産分野の友好的なネットワークとして構築しようとした。

知的財産関連の専門融合学術誌「知的財産研究」は、知的財産関連法、経済・経営、科学・技術分野の研究成果を発刊・普及するための季刊誌として年4回(3月、6月、9月、12月)発刊されている。2013年から韓国研究財団登録誌に昇格し、現在まで登録資格を維持して運営されている。

知的財産専門図書館は、知的財産研究を行うのに必要な専門的な資料を収集・整理・蓄積し、研究者に迅速に提供するために設立され、現在、単行本14,121冊、研究報告書4,958冊、フォーラムセミナー資料643冊、定期刊行物8,865冊など合計28,587冊に相当する膨大な資料を提供している。国内の知的財産関連機関との図書館利用協定の締結を通じて、知的財産専門情報へのアクセス性の向上及び資料利用の拡大を推進しており、図書館が提供する学術データベースとE-ジャーナルの場合、自宅やオフィスなど外部からも利用できるように院外接続システムを導入し運営するなど、積極的に利用者の便宜を図っている。また、毎年、文化体育観光部が主管する「全国図書館運営評価専門図書館部門」でも高得点を獲得し、図書館運営の専門性が認められている(合計81点獲得/専門図書館の平均は55点)。

表 I-2-4 大学(院)生の知的財産優秀論文公募展の受付状況

区分		2020年	2021年	2022年
受理チーム数	大学生	26チーム	13チーム	15チーム
	大学院生	9チーム	12チーム	12チーム
合計		35チーム	25チーム	27チーム

図 1-2-3 知的財産専門図書館



<知的財産専門図書館の内部>



<知的財産専門図書館の書架>

### 3) 知的財産基礎研究支援

経済安保の重要性と新技術の発展など、急変する産業・技術環境に対応し、知的財産制度が革新のための発明意欲の高揚という目的を効果的に達成できるよう、法律・経済・経営など様々な分野の知的財産 이슈 と知的財産分野の海外法制度及び政策の現況を体系的に分析して基礎資料を提供し、実証的研究を通じて国家の知的財産政策及び企業の知的財産権戦略の策定を支援している。

知的財産権制度及び政策の国際的な動向を持続的に把握し、体系的に分析するため、海外主要国の知的財産法・制度の研究を実施しており、国際規範の形成過程で能動的・先制的に対応するための対外協力研究、知的財産紛争・ライセンス関連情報など国家及び企業の戦略的意思決定に有用な調査・分析、知的財産の創出・活用と革新に対する実証分析研究などを通じて基礎資

料の蓄積と方法論の開発が行われている。特に、4 次産業革命など、新しい技術環境の変化(宇宙産業、AI、NFT など)に伴う新しいパラダイムに対応するための法制度及び政策研究が続いている。

知的財産の基礎研究を通じて蓄積された研究成果は、国内の知的財産及び技術革新関連研究活性化の土壌となり、知的財産政策と様々な経済部門との関連性の分析、特許政策の効果に対する分析を通じて政策執行の妥当性の確保及び新たな政策開発の基礎資料として活用されている。特に 2022 年一年間に 588 件の報道で研究成果が引用され、2011 年以降、基礎研究の成果が知的財産関係法令の制・改定、国家知的財産委員会の議題開発、FTA・WIPO 協議案の策定などで 944 件活用された。他にも研究成果の拡散及び成果の活用度向上のために、オン・オフラインでの様々な方式の広報が強化され、報告書の利用件数が毎年 20%以上増加するなど民間利用が拡大している

表 I-2-5 2022 年知的財産基礎研究の主な内容

区分	課題の概要
未来戦略研究	未来の傾向を予測した国家知財戦略及び政策の策定 急変する技術と環境に応じて新たな政策・産業 이슈 の発掘
法律・制度研究	国内外の知的財産法制情報調査・分析 知的財産法制度の実効性の分析
調査・分析研究	国内外の知的財産権関連現況調査及び診断 知的財産権関連の産業統計の調査・分析
イノベーション・ 経済研究	国民経済・産業経済の牽引効果についての理論・実証研究 知的財産権と企業成長の関係についての理論・実証研究

### C. 評価及び発展方向

知的財産インフラ構築事業を通じて提供される知的財産関連懸案事項に関す

る情報サービスは、主要国政策の核心内容に対する深層分析を通じて、韓国政府に政策的示唆点を提案すると同時に、国民向け情報サービスを提供して情



報アクセス性を高めている。また、国内外の知的財産専門家間の交流・協力を支援し、法・経済・経営・科学技術など各学問分野に関連するテーマを選定して融合研究を行うことで、多様な研究ができるように研究範囲を広げている。また、国家と企業の知的財産戦略、知的財産権関連の国内外の紛争に対する効率的な対応策の策定を支援することで、韓国の国家知的財産競争力の向上に貢献するために努力している。

特許庁は、知的財産研究基盤を構築するために、知的財産制度及び関連イシューに関する情報及び分析結果を様々な形で提供することで、知的財産研究情報に対する一般人・専門家・政策立

案者など様々な需要者のニーズに応えられるよう努力する。

特に、知的財産研究の土壌となる中長期の基礎研究を強化するが、第4次産業革命など技術環境の急激な変化が持続すると予想されるため、これに対応するための研究を継続的に推進し、経済安全保障、半導体など社会的イシューと仮想経済などデジタル転換に伴う政策的イシューとなっている分野について、知的財産権の観点からの対応研究を新規に推進し、国家競争力の側面において知的財産の重要性が一層浮き彫りになるため、知的財産の経済的波及効果に関する中長期的な研究を進める計画である。

### 3. 知的財産権貿易収支を基礎とした知的財産政策の策定

産業財産政策局 産業財産政策課 農業事務官 **パク・チョルホ**

#### A. 推進の背景及び概要

知的財産権貿易とは、知的財産権の提供者(供給者)と受領者(需要者)間の国際取引に対する契約と条件に基づいて金銭的補償を伴う取引を指し、従来の知的財産関連貿易統計としては、国際通貨基金(IMF)基準による「知的財産権使用料収支」と経済協力開発機構(OECD)基準による「技術貿易統計」があった。

しかし、既存の統計は国際基準に拘束されており、知的財産権の輸出入現況を正確かつ具体的に把握するのに限界があるという問題点が提起されてきた。このような問題意識の下、特許庁は、韓国の知的財産権局の輸出入の

現状を総合的・体系的に分析できる貿易統計を算出するため、韓国銀行と14年5月、MOUを締結し、相互業務協議を経て2015年「知的財産権貿易収支」を新規開発し、公表した。

2015年5月から韓国銀行の経済統計システム(ECOS)を通じて提供される「知的財産権貿易収支」統計は、知的財産権に特化した貿易収支統計で、従来の知的財産権関連の貿易収支統計よりも構成項目や編制方法などで一層包括的かつ体系的である。特に、特許権・意匠権・著作権などすべてのタイプの知財権に対する使用料と売買取引を含んでおり、従来の統計よりも包括的な取引現況を示している。

2021年の知的財産権貿易収支は、統計が開発されて以来初の黒字を記録したが、2022年には再び赤字に転じた。これはグローバルな景気減速の影響によ

り、現地法人などに対する特許・実用新案権の輸出が縮小し、コンピュータプログラムなどの著作権の黒字規模が縮小したことに起因すると分析されている。

表 I-2-6 年度別の知的財産権貿易収支

(単位:億ドル)

区分		2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
貿易収支(輸出・輸入)		△16.6	△16.9	△6.1	△5.3	△20.2	1.6	△13.3
輸出	知財権の輸出	108.9	122.7	150.2	154.1	154.2	242.0	217.8
輸入	知財権の輸入	125.5	139.6	156.3	159.3	174.4	240.4	231.0
貿易取引量(輸出+輸入)		234.4	262.3	306.5	313.4	328.5	482.4	448.8
貿易収支費(輸出/輸入)		0.87	0.88	0.96	0.97	0.88	1.01	0.94

\*出典 : 韓国銀行経済統計システム、2022年の数値は暫定値

## B. 推進内容及び成果

知的財産権の国際取引に関する包括的な統計の作成はそれ自体に意味があるが、外国為替取引情報へのアクセスが不可能なため、知的財産権貿易収支の赤字に対する解析及び改善策の策定に限界が存在した。そこで、統計の有用性及び政策的活用度の向上のため、外国為替資料へのアクセス性を高める努力を継続した。その結果、発明振興法第20条の8(産業財産権統計と指標の調査・分析)の改正により、産業財産権に関連する外国為替取引情報へのアクセスに対する法的根拠が設けられ、2018年に初めて知的財産権貿易収支に対するより具体的な実態把握が行われた。

産業財産権取引が一定規模以上の機関の2021年の産業財産権貿易活動(暫定)を機関形態別に調べた結果、国内機関は輸出(53.0億ドル)より輸入(58.1億ドル)がやや多く、5.1億ドルの赤字を記録し、外国投資企業は輸入(24.9

億ドル)が輸出(9.1億ドル)を大きく上回り、15.8億ドルの赤字を記録した。国内機関の取引中、輸出の90.2%、輸入の90.5%を大企業が占めたのに対し、外国投資企業の取引中、輸出の95.7%、輸入の89.5%を中小・中堅企業が占め、企業規模別の活動が対比された。さらに国内機関は、特許及び実用新案権取引(△12.5億ドル)は赤字の反面、外国投資企業は商標及びフランチャイズ権取引(△18.0億ドル)を中心に赤字になった。産業財産権の輸出入上位10機関が全体の取引に占める割合は、それぞれ輸出の82.0%、輸入の68.9%で、商品輸出入の上位10機関が全体の取引に占める割合(商品輸出の35.5%、商品輸入の28.9%)に比べ、貿易集中度が非常に高いことが分かった。輸出または輸入活動のみを行う単方向取引は輸出の26.6%、輸入の42.9%を占め、輸出と輸入活動を並行する双方向取引は輸出の73.4%、輸入の57.1%を占めた。国別取引では米国、英国、日本との取引で継



続的な赤字を記録しており、中国、ベトナムとの取引で黒字を記録した。2021年基準で、産業財産権の輸出と輸入を合わせた取引量が最も多い地域はアジアであり、北米、欧州、中南米地域がそれに続く。

深層分析産業は、電気電子分野(主要赤字分野)、自動車産業分野(主要黒字分野)となった。電気・電子関連分野を主要業種とする企業の最近4年間(2018年～2021年)の産業財産権貿易収支は継続的に赤字を記録した。関連動向を見ると、2020年には産業財産権の輸出と輸入がともに減少する中、輸出規模の減少幅が輸入規模の減少幅を上回り、貿易収支の赤字が拡大したが、2021年には輸出活動が一部回復し、赤字水準が改善された。国別では米国、英国、日本、スウェーデンなどを相手に赤字が持続的に発生し、ベトナム、インド、ブラジルとの取引で持続的に黒字を示した。最も大きな赤字を示した取引国は米国で、特許及び実用新案権を中心に赤字が続いているが、最近その規模は減少傾向にある。(2018年△31.0億ドル→2021年暫定、△20.4億ドル)。一方、英国を対象とした産業財産権の取引量と赤字規模は近年急激に増加している(2018年△3.7億ドル→2021年暫定、△16.0億ドル)。商品取引と関連付けて分析した結果、米国・英国などとの取引で産業財産権は赤字を記録した一方、商品取引では黒字を示した。ベトナム、インドなどは韓国企業の海外進出の結果、産業財産権と商品取引ともに黒字を記録した。海外取引相手先上位10の機関に最近4年間に支払った額の累積規模は約132.4億ドルであり、全体の収入の63.4%を占めると把握された。

自動車関連分野は、最近4年間(2018

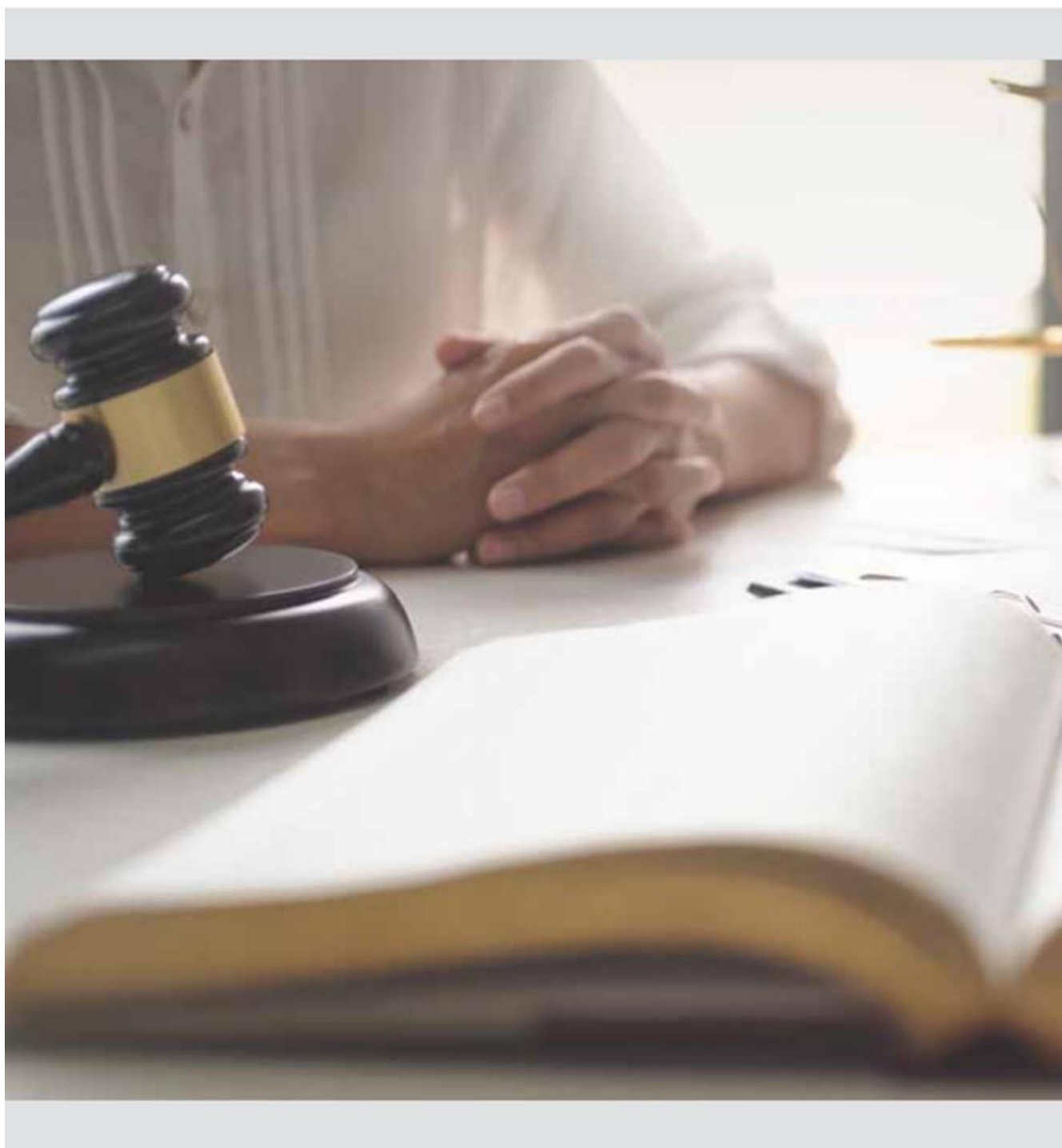
年～2021年)の産業財産権取引で着実に黒字が発生し、2021年は黒字規模が拡大した。国別では米国、スロバキア、インド、中国などとの取引で黒字が発生した一方、ドイツ、日本との取引では赤字を示した。商品取引と関連付けて分析した結果、部品素材強国であるドイツ・日本との取引で産業財産権だけでなく、商品取引でも赤字を示した。韓国企業が進出した米国、スロバキア、インドなどを対象とした取引では、産業財産権と商品取引ともに黒字を記録した。自動車関連分野での黒字は商標及びフランチャイズ権と特許及び実用新案権を中心に発生したことが分かった。特に、商標及びフランチャイズ権が輸出で占める割合が徐々に増加(2018年34.2%→2021年暫定61.7%)しており、分野別に産業財産権取引活動が異なる特徴を持つことが分かった。

### C. 評価及び発展方向

グローバル市場で特許など知的財産権関連の市場規模が急激に拡大する中、「知的財産権貿易収支統計」は韓国の知的財産権の国際取引現況を把握するのに有用な情報になることが期待される。今後も継続的な実態把握を通じて知財取引の主な特徴と傾向を導き出し、産業別の詳細分析も継続する予定である。特許庁は、知的財産権貿易収支の実態把握を通じて得られた結果を知的財産政策の策定に積極的に反映し、知的財産権貿易収支改善のためにも努力する。

デジタル経済をリードする  
**知的財産強国**

- 基盤が丈夫な**知的財産行政**
- デジタル時代の**次世代先端技術のリード**
- 知的財産ベースの**グローバルイノベーション企業の育成**



02

Korean Intellectual  
Property Office

# 信頼性のある審査・審判 サービスの提供

第1章 基盤が丈夫な審査・審判・48  
第2章 環境変化に対応する知的財産権制度の運営・110



## 第1章

# 基盤が丈夫な審査・審判



## 第1節 特許・実用新案の審査分野

### 1. 概観

特許審査企画局 特許審査総括課 技術書記官 **キム・ギョンファン**

第4次産業時代の到来に伴う産業環境の急激な変化とデジタル転換、そして米国と中国の貿易戦争など、技術覇権を握るための国際競争が激化している状況で、技術覇権の核心兵器である特許の重要性がますます高まっている。このような競争で生き残るためには、特許基盤技術を通じた企業の安定的な事業化と特許情報をうまく活用することが核心であり、正確な審査サービスの提供で特許の質を高める必要がある。特許庁は、急変する産業環境に合わせて国家的核心産業分野を中心にした審査人員の確保、先行技術調査事業を拡大し、産業戦略に応じた特許審査政策を策定するなど、韓国企業が強力な特許で武装して海外市場を先導できるよう支援している。

特許庁は2022年末、半導体産業の競争力強化のため、半導体分野の技術専門家30人の専門任期制審査官としての採用を推進した。2023年初めに採用

される半導体専門人材は、直ちに審査業務に投入され、半導体分野の迅速かつ正確な審査サービスを支援するだろう。今回の採用は審査能力の確保という点以外にも様々な効果がある。まず、一般的な公務員採用ではなく、専門任期制の公務員採用という点で、小さな政府を追求する現政府の政策方向と一致する方案であり、現場経験が豊富な半導体分野の退職技術者をターゲットにしているため、審査業務に適した人材の採用であると同時に、退職した技術専門家の海外離職を抑制し、技術流出を防止する効果まで期待できる。

また、質の高い審査サービスを提供するために、2018年に導入した特許チーム長中心の質的管理システムをさらに強化した。このため、特許チーム長中心の3人協議審査を持続的に拡大実施し、新規審査官の全審査過程を特許チーム長がレビューし指導する「深層レビュー制度」を導入した。審査の質を向上

させる環境を造成するため、午前・午後の「集中審査時間制」を実施し、審査課別の代表電話で外部からの電話に対応する方案を用意した。

一方、特許庁は、産業界・研究機関とのコミュニケーションを通じ、特許顧客の声と産業現場の技術特性を積極的に反映するため、2019年の産業特許動向調査事業を推進し、2020年のAI視覚知能、自律走行センサーなど16分野、2021年の自動走行車、AI基盤ディープフェイク技術、仮想融合、水素輸送技術など15分野に続き、2022年には超巨大AIモデル、次世代電池、ポスト-量子暗号など15分野、計46個の産業動向と特許データを分析し、当該分野の産業・技術変化に積極的に対応する特許審査能力を強化し、技術特性格別特許制度の改善、産業視点の特許審査実務の改善のためのガイドの制定を推進した。

また、技術の融合・複合化及び多様化に対応し、特許分類を積極的に活用するため、韓国の産業特性に合った独自の分類体系(KPC)及び第4次産業革命関連技術分類である新特許分類体系(Zコード)を持続的に拡大し、審査の効率性と精度を向上させた。一方、無線資源割当分野のKPCコードは、国際特許分類(IPC)に反映して国際標準化を完了し、優先審査申請が可能な新特許分類体系にブロックチェーン、スマート製造及びバイオ医薬品技術分野を追加し、韓国の先端戦略産業の国際競争力を強化し、迅速な特許取得を支援するための基盤を築いた。

そして、拡大された優先審査申請が

増加するにつれ、優先審査用の先行技術調査の質的強化のため、専門機関の評価結果に応じて優先審査用の先行技術調査の実施を段階的に制限できるように評価体系を改編した。また、優秀な専門機関のみが優先審査用の先行技術調査を実施できるように参入要件を強化した。

特許庁は、1948年に1号特許が登録されて以来、2010年に100万回目の特許登録、さらに9年後の2019年に200万回目の特許登録を達成したが、これは米国、フランス、英国、ドイツ、日本、中国に次いで世界で7番目である。2022年には約24万件の特許・実用新案が出願され、続くコロナ危機の中にもかかわらず、国内PCT出願は、29,961件と昨年比で3.4%増加した。このように特許に対する関心と重要性が高まり、特許創出のための研究・開発(R&D)の革新活動がより活発化している中、特許庁は世界最高水準の特許審査処理期間の維持と質の高い審査サービスを提供するために持続的に努力している。

## 2. 特許・実用新案の迅速な権利化及び審査の質の向上

特許審査企画局 特許審査総括課工業事務官 チュ・サンヨン

特許制度課 工業事務官 イ・スハン

### A. 推進の背景及び概要

韓国の特許出願規模は中国、米国、日本に次いで世界 4 位であり、GDP 比の特許出願は世界 1 位であり、特許出願の量的指標は世界的な水準である。また、IP5 体制の定着、国家間審査協力体制の拡大などにより、国別審査結果の相互比較及び活用機会が持続的に拡大している。このような国際特許環境の中で、韓国特許庁との審査協力及び審査の質に対する国際社会の関心が高まっており、韓国が知的財産強国としての地位を確立するためには、特許・実用新案の迅速な権利化だけでなく、世界のどこであっても認められる質の高い審査サービスを提供しなければならない。

一方、国家間・企業間の特許紛争が持続的に増加し、その様相も複雑化する中、以前は外部からの特許攻勢に防御的に対応するために消極的な特許戦略を駆使していた企業が、徐々に特許を利益創出の有用なツールとして認識し、市場確保、競合企業牽制などに積極的に活用している。また、企業の特許戦略が従来量中心から質中心に転換され、国際競争力を備えた「強い特許」を確保するための努力が一層熾烈になっている。それだけでなく、特許審査処理期間の短縮に対する外部顧客の要求は継続され、国家間の技術覇権競争の激化により、質の高い審査を通じた強力な特許出願の重要性はさらに高まっている。これに伴い、企業の知的財産投資「担保」

保証の活性化で IP 金融が 3 兆ウォン台（2022 年）に急増し、知的財産権への故意の侵害時の 3 倍賠償導入（2019.7 月施行）、損害賠償現実化（2020.12 月施行）などで企業の無形資産価値が高まる中、正確な知的財産価値評価と紛争予防のための「質の高い特許審査サービス」の重要性が持続的に強調されている。

特許庁は、このような内外の環境変化と政策顧客のニーズを考慮し、審査政策のパラダイムを審査処理期間の短縮から世界最高水準の質の高い特許審査サービスの提供に転換した。このため、審査の質を高めるための核心要素である審査人員の増員及び審査官の能力強化を持続的に推進している。また、第 4 次産業革命技術分野に対する支援を強化し、審査の専門性を高めるために「融合・複合技術審査局」を新設し（2019.11 月）、産業現場を退職した専門家を審査官として採用し、審査能力を補強する一方、審査の全段階の出願人・審査官のコミュニケーションを強化した深層面談・一括審査など、出願人向けにカスタマイズされた審査サービスを提供するなど、様々な努力を重ねている。特に 2020 年と 2021 年は、新型コロナの流行拡大による国家的危機状況の中、感染拡大防止施策に積極的に対応し、安定的な審査体制を維持するため、審査官の一時的な在宅勤務の推進、映像・電話面談の活性化など非対面業務システムを強化した。



特許庁のこのような努力は、技術競争力を備えた強い特許の安定的な権利化を支援することで、不必要な特許で引き起こされる消耗的な紛争による社会的コストを減らし、さらに技術革新を通じた産業発展に寄与することにその目的があると言える。また、国内外の出願人に先進国レベルの質の高い特許審査サービスを提供し、最高知的財産行政機関として特許庁の国際的な地位を高め、グローバル特許システムを構築する上で韓国が主導的な役割を果たすように取り組む。

## B. 推進内容及び成果

### 1) 出願の継続的増加にあっても、適正期間内に特許権利化を継続的に推進

韓国の特許出願規模は中国、米国、日本に次いで世界 4 位レベルであるにもかかわらず、特許審査人員は主要国と比較して著しく不足している。そのため、比較的少ない人数で大量の審査物量を処理しており、特許審査官 1 人当たりの処理件数が 197 件(2021 年)と主要国である米国 69 件、欧州 59 件、中国 91 件(2020 年)、日本 169 件に比べて非常に高い。

しかし、特許顧客は円滑な事業推進のために迅速な審査処理を通じた早期権利化を好み、特許審査処理期間を 11.7 ヶ月から 10 ヶ月に短縮すると GDP1.3 兆ウォンの増加効果が現れるという韓国知的財産研究院の研究結果(2013 年)でも分かるように、安定的な審査処理期間の維持は、重要な課題である。一方、2019 年の 800 余りの企業・公共機関のアンケート結果(出典:「出願人

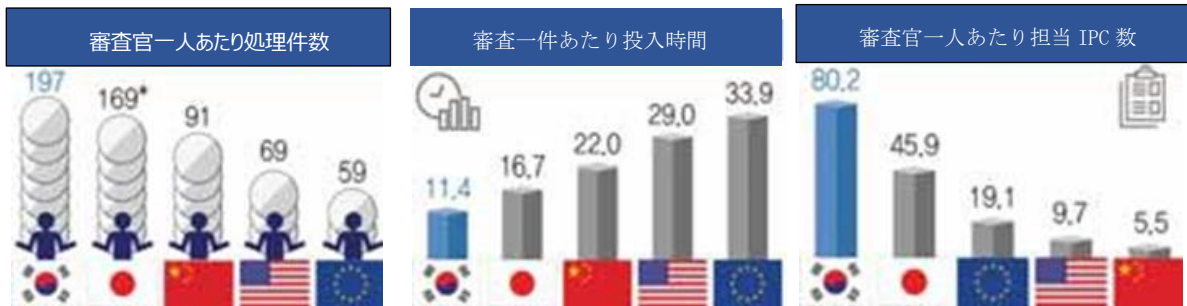
の需要を反映した適正特許審査処理期間の導出及び影響分析-代案づくり研究」、知的財産研究院、2019 年)によると、64.3%が一般審査 7~9 ヶ月レベルの審査処理期間を希望し、14 ヶ月以上の処理期間を希望する出願人は約 2%に過ぎなかった。

特に、2020 年及び 2021 年には、審査請求期間短縮(5→3 年、2017.3.1 特許法施行)及び国内特許・実用新案出願の増加(前年比 2019 年 3.8%、2020 年 3.3%、2021 年 4.4%)と審査請求量が急激に増加し(前年比 2019 年 1.3%、2020 年 21.0%、2021 年 3.7%)、審査処理期間の遅延を最小限に抑えるための先制的な対応が重要な時期であった。のみならず、2020 年及び 2021 年新型コロナによる国家的危機状況の中で、感染拡大防止施策に積極的に対応しながら審査行政業務を滞りなく遂行するための対策が急務であった。

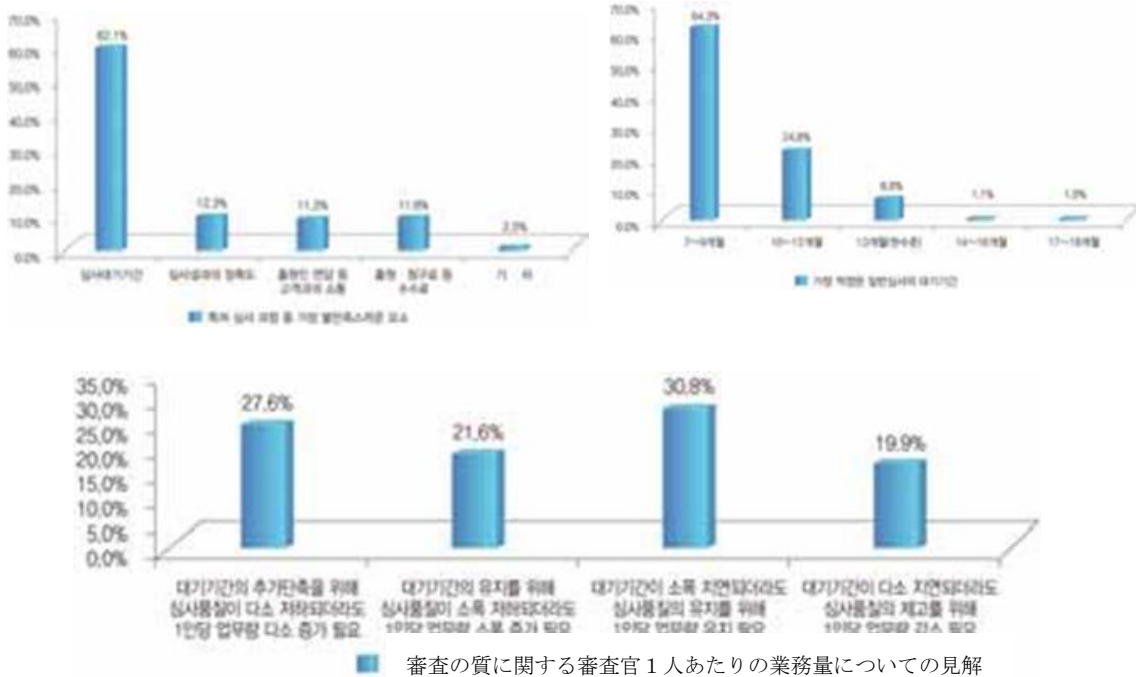
審査処理期間が遅れる場合、その余波が何年にもわたって累積されるため、特許権利化の遅れによる韓国企業の競争力弱体化及び出願人の不便を招く可能性がある。一方、審査処理期間を維持するために審査官の業務量を急激に増やす場合、主要国に比べ過大な一人当たりの処理件数がさらに増加するため、1 件当たりの審査投入時間が減少し、審査の質が低下する可能性がある。しかし、特許顧客は審査の適時性だけでなく、審査の質も重要視しているため、現在の厳しい審査処理環境の中で、審査の質を維持しながら安定した審査処理期間を管理することは難しい問題である。



＜2021年の主要国特許庁の審査処理環境の総合比較＞（中国は2020年の数値）



\*日本は審査支援事業の寄与度が高く（韓国の6.4倍）、実質処理件数は韓国半分程度



2022年は、このような困難な審査処理条件を克服しながら審査の質を適正レベルに維持するため、関係省庁と協力して審査人員の増員に努めた。また、一般審査官の業務量は前年と同じ水準を維持しながら、審査管理要員及び審査関連部署などの審査政策支援要員が審査業務を一定量負担し、自発的に参加する審査官に限って超過分を処理するなど、全庁的な努力を行った。また、新型コロナ拡散防止のための措置として、特許庁審査官と先行技術調査業務

を行う調査機関の調査官の一時的な在宅勤務を積極的に推進し、出願人に対する映像・電話面談の活性化など、非対面業務体制を2021年に続いて継続的に維持した。

その結果、継続的に増加している出願量及び請求数量、新型コロナの拡散による審査業務環境の悪化にもかかわらず、米国(14.8ヶ月、2020年)・中国(14.4ヶ月、2020年)レベルの特許審査処理期間(14.4ヶ月)を達成した。

さらに、先に説明した 800 社以上の企業・公共機関を対象としたアンケート結果で(2019 年)、出願人は迅速な審査処理期間を要求する一方、審査処理期間が多少遅くなっても、審査の質を維持するために審査官の業務量を維持または減少させる必要があるという意見が半数程度(50.7%)となり、審査処理期間とともに審査の質も重要視していることが分かる。したがって、限られた審査資源の下でも、審査の適時性を維持しながら審査の質も高めることができる審査政策を発掘し、制度を改善していく努力が継続的に必要である。

## 2) 国内主要産業特許支援のための核心分野中心の特許審査能力の確保

2022 年 11 月、特許庁は半導体の現場経験が豊富な技術専門家 30 人を特許庁専門任期制審査官として募集する公告を開始した。特定分野をターゲットとした相当規模の専門任期制審査官の採用は、最近ではなかなか見られない人材増員策である。このように採用された半導体専門人材は、2023 年初めに所定の教育を修了した後、直ちに審査業務に投入され、半導体分野の審査処理期間を短縮し、質の高い審査サービスを提供するのに一役買うことになる。

前述したように、審査の質を維持しつつ審査処理期間を短縮するためには、より多くの審査官を確保することで、審査官一人当たりの処理件数は適正な水準に保ちつつも、全体の審査処理能力を十分に確保するしかない。主要国は既にこのような事実を認識し、独自の方法で相当数の審査官を継続的に確保している。我が国特許庁も良質の審査官

を確保するため、多角的な努力をしているが、今回の半導体専門任期制審査官の採用は、従来の審査人員の確保方案と比較すると、様々な利点がある。

まず、一般職公務員の採用ではなく、専門任期制公務員の採用という点で、行政人員の増員に対する負担を軽減した。小さくて効率的な政府を目指す現政府の政策と調和する方案である。ちなみに、現在のような技術パラダイムの急激な変化に柔軟に対応できる採用方式に該当するものでもある。他の主要国でも同様に審査能力の確保が行われているが、日本特許庁はすでに'04 年から任期制審査官を導入し、全体の審査官の 30%を任期制審査官として活用している。中国特許庁も全体の審査官の 80%に相当する特許審査協力センターの審査官を任期制審査官として活用している。遅ればせながら、欧州特許庁も 2018 年から任期制審査官を採用している。

そして今回の採用は、単に半導体の専門家を審査官として採用するのではなく、半導体分野の退職技術者を審査官として採用することに重点を置いた。退職技術者は現場技術経験が豊富な技術専門家であるため、特許審査の最も重要な要素である「進歩性」を判断する上で最適といえる。特許法は進歩性の判断において、「通常の技術者」の観点から当該発明が容易に発明できるものか否かを判断し、それによって特許で保護すべき技術か否かを判断するようにしている。この時、通常の技術者とは、「当該技術分野の技術常識を保有しており、出願発明の課題に関連する出願前の技術水準にあるすべてのものを入力し、自分の知識にすることができる者

で、実験、分析、製造などを含む研究または開発のために通常的手段を利用できる仮想の人物」と定義している。先端技術現場の最前線で実験・研究開発を担当していた退職技術専門家は、このような「通常の技術者」の視点を最もよく備えている人材であり、審査業務に適しているといえる。

退職技術専門家本人の能力自体が審査に適していることはもちろん、彼らの先行技術知識が既存の審査官に共有されることで、既存の審査官をアップグレードすることで、全体の審査能力が向上する効果も期待できる。2019年の融合・複合技術審査局新設以降、継続的に協議審査が拡大している状況であるため、このような技術ノウハウの伝授は、個別の教育履修など別途の手続きを必要とせず、協議審査の過程で自然に行われることが期待される。

また、退職した技術専門家の海外離職を抑制し、技術流出を防止する効果がある。グローバル技術覇権競争の激化に伴い、主要国間の先端技術分野の人材誘致競争が激しい状況である。特に国内の先端技術人材は中国の主要ターゲットであり、半導体分野の場合、最近、中国だけでなく米国も海外人材の誘致に熱を上げている状況である。老後対策はできていないのに退職が間近に迫っている韓国の技術者は、これ以上ない良いターゲットとなる。さらに大きな問題は、人材流出はつまり技術流出であるという事実だが、産業部(2021)が発表したところによると、技術流出の46%は退職人材を通じて発生する。国家情

報院(2018)でも先端技術の海外流出は45%が人材の流出という方法で行われるという。したがって、コア産業の技術流出防止のためには、第一次的に人材流出の防止に努めなければならない、そのような努力の一環として、退職が間近に迫った技術者に対して良質の仕事を用意し、海外離職を抑制する必要がある。特許審査官の職が、退職技術専門家が海外に目を向けず、国内に留まるようにさせるための技術流出防止手段の一つになることを期待する。

今回の採用に対する企業の反応は熱かった。ある半導体企業の人事担当者は、「企業にも実質的に役立つ政策であるため、継続的に政策を推進してほしい」という意見を寄せた。採用競争率も加熱し、従来の採用競争率が2:1, 3:1程度であったのに対し、今回の半導体審査官の採用競争率は6:1を記録し、市場の需要に合ったタイムリーな政策だと評価された。

#### <半導体専門特許審査官採用人数>

職務分野	採用人数
半導体設計及び素子分野	4名
半導体・ディスプレイ露光・蒸着分野	6名
半導体・ディスプレイ食刻、洗淨、基板分野	6名
半導体後工程分野	4名
半導体・ディスプレイ素材分野	6名
ディスプレイ専門技術分野	4名
合計	30名

今回の審査能力確保政策が半導体分野に限定された点では残念である。現在、市場が成長期に入り、徐々に韓国の主力産業分野として位置づけられている二次電池、バイオなどの先端技術分野にも迅速審査などの特許支援が必要である。また、国内技術人材の流出問題は半導体分野以外にも二次電池分野でも何度も指摘されている。したが

って、このような審査能力確保政策を他の先端技術分野に拡大する必要がある。技術分野別に特許出願の増加率、審査処理期間、審査人員の現状、退職人員の分布、海外人材流出の現状などを総合的に考慮し、支援が急務の技術分野を先に選定し、そのような技術分野を優先して継続的に審査能力を確保する計画である。

<2022年 半導体分野での退職人員の審査官採用公告及び広報リーフレット>

3) 特許チーム長中心の「コミュニケーション型審査の質の管理」及び審査の専門性向上

「審査管理革新:(2018年7月)システムの導入により、従来の評価中心の審査の質管理から特許チーム長中心のコミュニケーション型の質の管理に転換した。2019年には、特許チーム長中心の質の管理体系をより強化するため、「審査技術分野別特許チーム運営規則(訓令)」を制定(2019年5月)して「特許チー

ム/特許チーム長」の根拠規定を設けることで、特許チーム長の地位を強化し、特許チーム長に3人協議審査による質の管理の責任を与えるなど、特許チーム長中心の質の管理体系の定着を図った。また、類似の産業単位に特許審査チームを拡大(138件から152件へ)して審査の専門性を強化し(2019年11月)、より正確な審査を行うため、融・複合技術分野を中心とした特許チーム長中心の3人協議審査を2019年以降持続的に拡大実施し、審査の質向上効果の高

い新規審査官を対象に検索、判断など審査の全過程を特許チーム長が深くレビューし、指導する「深層レビュー制度」を推進(2022年4月～)するなど、チーム長による審査の質向上政策を強化した。また、午前9時30分から11時、午後2時から4時まで審査集中時間帯を設定し、会議や報告などを控えるなどの「集中審査時間制」を実施し、審査課別の代表電話で外部電話に対応する方策を設けるなど(2022年9月～)審査官が

審査業務により集中して審査の質を高めることができる環境を造成した。このような審査の質及び専門性を高めるための審査政策の推進、継続的なチーム長中心のコミュニケーション文化の拡散などにより、コミュニケーション型協議審査件数が2017年2,234件から2022年6,353件に増加するなど、審査過程の充実度指標が改善され、国民向け受容度及び登録特許の安定性指標が向上する結果が現れた。

区分		2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
審査過程の充実度	特許1件当たりの 先行文献閲覧件数(件)	28.0	30.9	30.6	31.1	30.0
	出願人との深層面談(件)	2,499	3,455	3,946	5,620	6,253
	審査官同士の協議(件)	2,234	2,759	5,159	5,542	6,353
審査結果の 国民受容性	100-特許拒絶査定不服審判 請求率	93.6%	94.5%	95.6%	95.3%	96.2%
登録特許の安定性	100-無効審判請求率	99.61%	99.62%	99.72%	99.7%	99.72%

さらに、「奨励型審査質的管理体系」の一形態として、審査能力が優秀な審査官にインセンティブを提供する「今月の審査官」、「審査の質コンテスト」、「審査名人」のような審査官表彰制度を運営した。また、審査官の士気を高揚させ、審査の質向上効果を高めるため、様々な職級及び技術分野の審査官が表彰を受けられるように表彰制度を改善し、産業革新支援事業の活性化のための表彰を新設した(2020年5月)。また、特許審査は、限られた検索時間内に適切な先行技術を見つけるために効果的な検索戦略を策定し、それに対する集中的な検索で発明の新規性、進歩性などを判断するものである。このような検索の

重要性を考慮し、検索過程、結果、戦略など先行技術の検索が優れた事例を発掘し、検索ノウハウを審査業務に活用できるように、2004年から毎年先行技術検索コンテストを開催している。一方、2022年12月に開催された先行技術検索コンクールは、1年間、審査官が審査したり、調査員が先行技術を検索した件の中で最も優秀と判断される件についてノウハウを共有する方式で行われ、審査官の単独・一般協議・3人協議の検索部門と調査官の一般・PCT検索部門に分けて開催された。また、審査官及び調査員がそれぞれ保有している審査案件または調査案件のうち、任意に選定された案件の検索戦略、検索履歴、構成対照表



を提出すると、これに対し、①検索戦略の適正性、②検索の忠実性、③検索結果の妥当性、④検索効率性の項目別に評価表の基準に従って評価する方式で運営され、コンクールの結果、2022年には合計15人の審査官と4人の調査員を対象に表彰し、優秀事例を共有することで、審査官及び調査員の審査力量強化を通じて審査の質の向上に貢献しようとした。

#### 4) 特許顧客とのコミュニケーション型審査体系の運営

##### a) 予備審査

深層面接制度の一つである予備審査は、審査の着手前に出願人等と審査官が面談を通じて審査意見を交換し、正確な審査及び迅速な権利化を図るための制度である。

申請可能な対象は、優先審査を決定した出願のうち、①高度な技術専門性を要求するなど、技術水準の高い特許分類に該当する出願、②韓国の中小企業がPCT出願を多く行う技術分類に該当する出願としている。

予備審査は、優先審査決定後14日以内にのみ申請が可能である。予備審査が決定されると、審査官は予備審査結果通知書を面談日の7日前までに提供する。予備審査結果通知書には先行技術文献と特許性に対する意見が記載されている。したがって、審査官と面談する際に、高い事前理解度を持ってより深い意見交換が可能である。また、出願人も予備審査を利用して具体的な補正案を審査官と討議することができ、試行錯誤が減り、迅速かつ正確な権利化が

可能である。

予備審査申請件数は、2020年837件から2022年3,032件で3.5倍以上増加した。これは新型コロナによる映像面接の需要が増加したことに加え、予備審査に対する弁理士業界の認知度が向上し、申請量が急増したものと考えられる。

一方、2020年8月から予備審査対象に韓国の中小企業がPCT出願を多く行う技術分類を追加して、韓国の中小企業の海外輸出のための迅速かつ正確な権利確保を支援している。

##### b) 補正案レビュー及び再審査面談

深層面談制度の一形態である補正案レビュー及び再審査面談は、出願人等が暫定的に作成した補正案を審査官が事前に検討し、面談を通じて補正案の拒絶理由が解消できたかどうかと補正の方向性を議論し、追加拒絶理由の通知を減らすなど審査効率を高めるための制度である。

補正案レビューは、意見提出の通知後、補正書提出の期限内に申請が可能であり、再審査面談は拒絶決定後の再審査申請期間の前に申請可能である。

補正案レビューの申請件数は、204件であった2015年以降急激に増加し、2021年には2,655件、2022年には2,415件に増加し、再審査面談も2021年には1,002件、2022年には830件の申請件数を記録した。

##### c) 一括審査

一括審査制度は、一つの製品群(サービスを含む)または同一事業に関連す

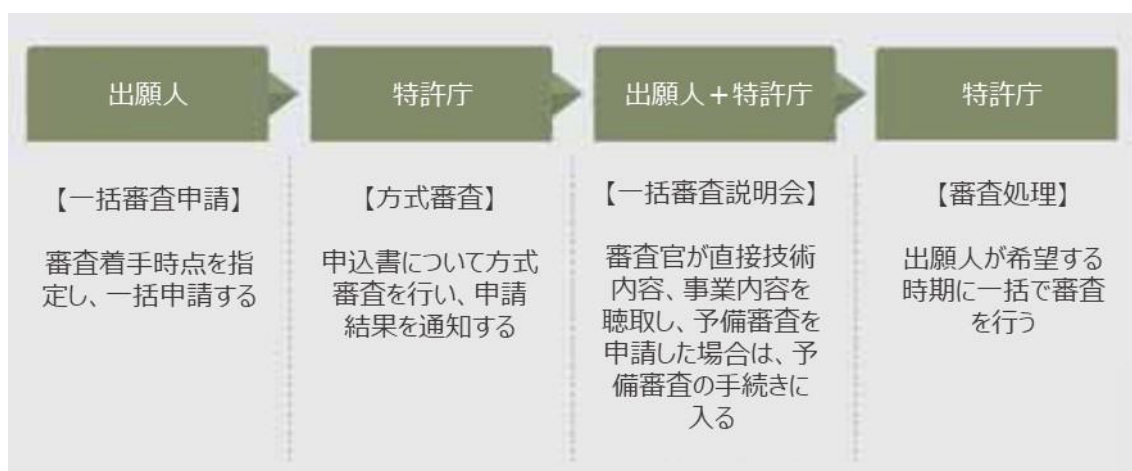
る複数の特許・実用新案登録・商標登録・意匠登録の出願について、出願人が希望する時期に一括して審査してくれる制度である。この制度を利用すれば、企業の事業戦略に応じて、希望する時期に権利化することができ、新製品の発売前に製品に関する知的財産権のポートフォリオを形成するのに役立つ。

一括審査の申請対象は、一つの製品群（サービスを含む）または同一の事業に関連する出願で、「実施または実施準備中の出願」、「輸出促進に直接関連する出願」、「ベンチャー企業や技術革新型中小企業の出願」、「1人創造企業の技術開発事業の成果物に関する出願」、「創業後3年以内の中小企業の出願」及び同一の国家新技術開発支援事業の成果物に関する出願である。これにより、

企業は市場規模を考慮した製品発売時期などに合わせて、一つの製品に対する複数の知的財産権を一括で確保できる。

2020年には36件の出願を含2015件の一括審査申請があり、2021年には43件の出願を含む14件の一括審査申請があり、2022年には51件の出願を含む21件の一括審査申請があった。

2020年12月には、第4次産業革命時代の到来で経済活動のデジタル化が加速することを反映して一括審査告示を改正し、「一つの製品」に関する要件を「一つの製品群（サービスを含む）」に拡大し、「創業後3年以内の中小企業の出願」も対象出願に追加した。



### C. 評価及び発展方向

以上のように増加する審査量に対する先んじた対応と優秀な人的資源の効果的な管理、産業構造の変化に対応した技術専門性中心の特許審査体系の構築、チーム長中心の質的管理体系の運営とコミュニケーション型協議審査の推進など、様々な質的向上政策を実施

した結果、審査処理期間の国際競争力を維持しながら質の高い審査サービスを提供できる基盤が確固たるものになった。

一方、主要国レベルの特許審査処理期間を維持しながら審査の質を高めるための最も根本的な解決策は、審査人員の増員を通じた1人当たりの審査処



理件数の適正化である。今後、特許庁は、1人当たりの処理件数を主要国レベルに適正化するため、行政安全部など関係機関との協議を通じて、継続的に審査人員の増員を推進する計画である。

また、現場コミュニケーション型公衆審査を通じた外部専門家グループとの交流を通じて審査官の検索限界を補完し、業界の現実を審査に反映させるなど肯定的な効果が現れており、適合分野を発掘して、継続的に本制度を活用し、審査局の技術分野別知的財産協議体などを通じて産業現場の意見を吸い上げ、積極的に交流しながら審査の質を持続的に高めていく計画である。

また、審査の全段階で国民と直接コミュニケーションし、協力し、究極的に質の高い特許創出に貢献しようとする予備審査、補正案レビュー、再審査面談などのオーダーメイドの審査サービスは、特許顧客から認められているコミュニケーション型審査協力制度として定着している。

今後も急変する産業環境の変化に対応し、特許顧客の知的財産政策に関する需要を満たしながら、韓国企業の競争力強化のため、産業現場及び特許業界の声にもっと耳を傾け、現場と着実にコミュニケーションし、特許審査行政サービスを質的に向上させることができる政策を持続的に発掘して推進する計画である。

### 3. 産業・特許の動向分析を通じた審査能力の強化

特許審査企画局 特許審査総括課 工業事務官 **キム・スンボム**

#### A. 推進の背景及び概要

第4次産業革命、技術覇権競争など、韓国産業を取り巻く内外の環境が急激に変化しており、企業の存続と国家産業の持続的成長のために特許確保がこれまで以上に重要になっている。

これまで特許庁は、融合・複合審査専担組織と産業革新支援チームを新設し、特許審査の観点から第4次産業革命技術の台頭に備え、審査課別技術研究会の運営、特許庁・産業界の新体制などを通じて、特許審査と産業現場とが互いに乖離しないように努力してきた。しかし、特許庁審査官に対して特許権を付与する「公正な法的判断者」はもちろん、産

業界に対する幅広い理解を基に、企業の強い特許創出と革新成長を支援できる「産業革新家」としての役割強化が依然として求められている。

そこで特許庁は、特許を通じて技術発展を促進し、産業発展に貢献するという本来の目的を達成するために、「産業オーダーメイド型審査革新」事業を推進した。

#### B. 推進内容及び成果

「産業オーダーメイド型審査革新」事業は、審査官の主導で主管分野の産業・特許・審査動向を連携分析し、産業界と積極的にコミュニケーションすること

で、産業別に差別化された技術特性が適切に反映できるオーダーメイドの審査政策を策定することを主な内容としている。

2022年には、ポスト-量子暗号、超巨大 AI モデル、コネクテッドカー、次世代電池、電気自動車電装部品など15の分野について分析を行った。主な成果を見ると、ポスト-量子暗号技術分野では、主要国の標準制定動向、韓国企業のグローバル特許競争力及び主要国の審査動向と審査実務の相違点を把握し、特許性判断基準の策定、特許分類の細分化など審査実務改善の必要性を確認した。また、超巨大 AI モデル分野では、主要国の特許競争力分析を通じて韓国産業の脆弱性を確認し、主要国の審査実務と審査基準の改正動向を比較分析し、特許権の早期確保のために不必要な手

続きを減らす審査改善案及び国別特許審査の違いを考慮し、海外出願時に適切な保護範囲確保のための出願案を導き出し、さらに、今後の知的財産権紛争に備えるためのオープンソースの知的財産権情報提供案などを提示した。

### C. 評価及び発展方向

以上のように「産業カスタマイズ型審査革新」事業を通じ、特許チームの所管産業分野に対する技術的理解の増進を基盤に、当該産業界の技術特性が反映された審査政策を直接策定するなど、産業支援の観点からの審査力量の強化を達成することができ、2023年には分析手順及び指標を改善することで、産業・特許・審査同行連携分析の効率性を高め、より効果的な産業別審査政策の策定を支援していく予定だ。

## 4. 特許分類体系の活用範囲の拡大

特許審査企画局 特許審査総括課 工業事務官 **チョン・ヒョギョン**

### A. 推進の背景及び概要

特許分類体系は、膨大な量の特許文献を一定の技術的特徴に基づいて分類する体系で、特許審査官の業務分掌、特許審査の一部である先行技術検索、特許動向分析などに活用される。特許庁は2015年から国際特許分類(IPC)とともにIPCをより細分化した先進特許分類(CPC)を導入し、特許行政に活用している。

CPCは、新技術を反映するスピードが速く(年4回改訂)、IPCコード数の3倍以上のコードを持つ非常に細分化された分類体系である。CPCコードを適切

に活用する場合、精巧な先行技術検索と特許ビッグデータの細かな観察が可能という長所があり、特許庁はこれを積極的に活用し、審査の効率を高めようとした。

一方、最近、第4次産業革命などに伴う融合・複合技術の出願増加及び技術の複雑化・多様化により、既存のCPCコードでは特許文献を適切に詳細に分類できない場合が発生した。特許庁はこれを解消するため、2017年に新特許分類体系(Zコード)と2021年に韓国型革新特許分類体系(KPC)のような独自の特許分類体系を導入した。

新しい特許分類の持続的な活用のため、2022年、特許庁はKPCの設計分野を拡大し、活用インフラを構築したほか、KPCの国際標準化を推進した。また、有

望技術分野の出願の迅速な権利化を支援するため、Zコード構築分野を拡大した。

表Ⅱ-1-1 特許分類体系の比較

分類体系	管理局	制定年度	コード数	特徴
IPC	WIPO*	1968年	78000個	・国際特許分類体系 ・細分化が不足、検索効率性が低下
CPC	米国・欧州	2013年	26万個	・米国・欧州が共同開発した分類体系 ・IPCを基礎にコード細分化

\*世界知的財産機構(WIPO, World Intellectual Property Organization)

## B. 推進内容及び成果

2019年に3GPPの技術分科のうち、無線接続網(RAN)分野のワーキンググループ(WG1)内の30,889件の標準技術文献にCPCコードを付与したことに続き、2020年には38,602件の標準技術文献にさらにCPCコードを付与した。また、2021年には対象技術分科を拡大し、無線接続網(RAN)分野及びサービス及びシステム(SA)分野のワーキンググループ内の69,455件の標準技術文献にCPCコードを付与した。引き続き事業実施範囲を拡大し、2022年には48,980件の標準技術文献にCPCコードを付与した。

一方、KPC構築及び活用基盤も継続的に拡大した。2021年に発光材料(C09K)、量子コンピューター(G06N)など9つの技術分野で新規設計した244個のKPCコードに基づき、新規文献分類及び既存文献の再分類を実施し、無線資源割当分野のKPCコードは国際標準化を完了し、KPCの国際的な普及及びKPCの分類予算削減の効果を得た。同時に、スマートファーム(A01G)、ウェアラブルロボット(B25J)など10の技術分野で新規KPCコード179個を設計したが、

水素技術のように関連CPCコードが様々なサブクラスやメイングループに分散している場合は、そのコードを一つのKPCグループとして再定義するインベントリ型分類コード設計を通じて検索・活用の効率を高めた。さらに、既存の特許文献KPC分類データの検索システム搭載及び審査官検索システム搭載及び審査官検索システム(KOMPASS)の改善による分類検索機能の実装を完了した。

設計が完了した技術分野については、分類表及び技術説明書と共に第4次産業革命技術分類である新特許分類体系(Zコード)との連携表を提供し、今後の統計管理、優先審査対象選定などに多様に活用できるようにした。

新特許分類体系(Zコード)もまた、拡大・改編を続け、2022年にブロックチェーン、スマート製造及び3大新産業(Big3)分野のうち次世代バイオ医薬品技術に対する分類コードを追加設計した。これにより、当該技術分野出願の優先審査対象選定を通じた迅速な特許取得と関連産業の発展に貢献できる基盤を構築した。

## C. 評価及び発展方向

特許分類体系の活用を通じて、複雑で多様な各種技術文献をその技術的特徴によって細分化して分類することで、先行技術に対する分類検索の効率性と精度を高め、特許審査の質を高めることに大きく貢献することが期待される。

特に CPC コードが付与される標準技術文献の範囲を 3GPP 以外の他の標準化機構まで拡張してデータベースを構築し、同時に KPC コードを付与して分類行政の効率を高める計画である。

また、標準技術文献などに対する効率的な分類検索のために電算システムを持続的に改善することで、特許分類体系の活用性を一層高める計画だ。

今後、韓国の産業特性が反映された KPC コードの設計時に、最近の技術発展傾向や国内外の産業動向などを考慮して対象技術分野を選定することで、KPC の活用効果を最大化し、Z コード設計時に産業統計への活用案を模索することで、効果的に産業発展に寄与することが期待される。

## 5. 審査支援事業の質的管理の強化

特許審査企画局 特許審査総括課 工業事務官 **ペク・ヒョンヨル**

特許審査総括課 放送通信事務官 **チョン・ウヨル**

### A. 推進の背景及び概要

特許庁は、1992 年から審査官の審査負担軽減のため、特許審査業務の一部である先行技術調査を外部専門機関に委託して特許審査を支援し、特許審査の質を高める事業を推進している。特許法第 58 条及び実用新案法第 15 条の規

定により、特許庁長は特許出願の審査において必要と認めるときは、専門機関に先行技術の調査を依頼することができる。特許・実用新案出願先行技術調査専門機関の指定・登録状況は次の表の通りである。

表 II-1-2 特許先行技術調査専門機関の指定・登録現況

指定・登録年度	特許先行技術調査専門家機関
1998年	(財)韓国特許情報院
2005年	(株)ウィプス、(株)韓国IP保護技術研究所
2008年	IPソリューション(株)
2017年	ナラアイネット(株)、DRPソリューション(株)、(株)ミョンユ、(株)アイファックス、(株)トータルリーフ、(株)ケイティジー
2018年	(株)プロキオン、(株)アイピフィジン
2020年	(株)インフ、世宗技術経営研究院(株)
2021年	(株)ティディア、(株)サーチオン

\*(株)韓国 IP 保護技術研究所('09.12)IP ソリューション(株)(21.1)世宗技術経営研究院(株)(22.5)は、自からの要請で、(株)アイピフィジン(20.8)は廃業事実を確認して登録取り消し

\*\*2022 年 8 月機関分離及び法人新設により、(財)韓国特許情報院は(財)韓国特許技術振興院に変更

## B. 推進内容及び成果

2017年から先行技術調査競争体制の強化を通じて調査の質を高めるため、先行技術調査専門機関指定制を登録制に転換した。これにより、2017年に3社だった専門機関は大幅に拡大され、2022年基準で12社が専門機関として登

録された。

特許・実用新案出願先行技術調査事業は、当該年度の審査処理件数の一定量を対象に委託事業を実施しており、2022年には約375億ウォンを投入して約10万件に対する委託を実施した。

表Ⅱ-1-3 特許先行技術調査業の推進実績

年度	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
審査処理件数	182,037	177,145	166,908	177,465	190,831	181,417	175,743
サービス件数	86,811	87,594	105,589	1000,737	97,890	99,469	101,556
サービス比率(%)	47.7	49.4	63.3	56.8	51.3	53.6	57.8
執行額(百万ウォン)	31,826	32,778	36,774	33,825	34,454	36,757	37,491

また、2022年には優先審査用の先行技術調査の質的管理を強化するために専門機関の評価体系を改編し、評価結果により質が不十分な企業は優先審査用先行技術調査の遂行を段階的に制限できるように改善した。また、新規専門機関の場合、先行技術調査事業の遂行実績が優秀な専門機関だけが優先審査用先行技術調査を遂行できるように参入要件を強化した。

そして、先行技術調査事業に関連する審査官の苦情を常時受付・処理してきたヘルプデスクを調査員まで拡大し、調査員を対象とした定期的なアンケートを実施して調査員の業務環境を改善する

と同時に、特許先行技術調査の質と審査官の満足度を向上させることに貢献した。

一方、特許庁は外国から依頼されるPCT国際調査を適正な期限内に処理し、PCT国際調査報告書の質を向上させるため、2009年から国際出願先行技術調査事業を推進している。国際出願先行技術調査専門機関の現況は次の表の通りである。国際調査の全案件が国際出願先行技術調査業務委託を通じて処理されており、2022年には約157億ウォンを投入して国際調査30,291件に対する業務委託を実施した。

表Ⅱ-1-4 国際出願先行技術調査専門機関の現況

指定年度	国際出願先行技術調査専門機関
2009年	(財)韓国特許情報院
2013年	(株)ウィプス、(株)KTG

\*2022年8月機関分離及び法人新設により、(財)韓国特許情報院は(財)韓国特許技術振興院に変更



### C. 評価及び発展方向

先行技術調査の外部委託は、審査業務の負担を軽減し、効率を向上させ、特許審査処理期間を安定的に維持すること

に貢献した。特許庁は、審査官の審査処理負担を緩和することで審査の質を高めるため、調査の質的管理の強化及び評価体系の改善などを継続的に推進していく計画である。

## 6. 特許審査の国際協力強化

特許審査企画局 特許制度課 放送通信事務官 **イ・ダナ**

工業事務官 **パク・ソンチョル**

工業事務官 **カン・ヘラ**

### A. PCT 審査サービス

PCT 審査サービスは、韓国特許庁を PCT 国際調査機関及び国際予備審査機関として選択した出願人に国際調査及び国際予備審査業務を行うサービスである。

国際調査業務は、国際出願発明に関連する先行技術を検索し、これに対する特許性の有無を判断し、その結果を出願人及び国際事務局に提供する業務である。そして、国際予備審査業務は、出願人による任意選択的な手続きで、国際調査結果を受け取った後、特許取得の可能性を再判断してもらうことを望む

場合、出願人の請求に基づき予備的な審査業務を行い、その結果を出願人及び国際事務局に提供する業務である。

どの特許庁が国際調査及び国際予備審査業務を行うかは、国際出願をする受理官庁によって決まる管轄国際調査及び国際予備審査機関の中から出願人が選択することになる。

2022 年末現在、合計 24 の国際機関があり、韓国特許庁は 1997 年 9 月に国際調査及び国際予備審査機関に指定され、1999 年 12 月から同業務を行っている。

### 表 II-1-5 国際機関(国際調査機関及び国際予備審査機関)の現況

\* ( ) の 1 つ目は指定年度、2 つ目は施行年度。

オーストリア(1978、1978)、欧州特許庁(1978、1978)、日本(1978、1978)、スウェーデン(1978、1978)、ロシア(1978、1978)、米国(1978、1978)、オーストラリア(1979、1980)、中国(1992、1994)、スペイン(1993、1993)、韓国(1997、1999)、カナダ(2002、2004)、フィンランド(2003、2005)、ブラジル(2007、2009)、ノルディック(2006、2008)、イスラエル(2009、2012)、インド(2007、2013)、エジプト(2009、2013)、チリ(2012、2014)、ウクライナ(2013、2015)、シンガポール(2014、2015)、ビセグラ(2015、2016)、トルコ(2016、2017)、フィリピン(2017、2019)、ユーラシア(2020、2021)
---

\* 北欧はデンマーク、アイスランド、ノルウェーの連合特許庁、ビセグラードはポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキアの連合特許庁、ユーラシアはアルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシなどユーラシア 8 カ国連合特許庁

PCT 加盟国は合計 157 カ国であり、各加盟国は受理官庁を指定しており、

各受理官庁は業務中の 24 の国際調査機関のうちの一つ以上の管轄国際調査

機関を指定している。出願人は、PCT 出願を受理した受理官庁の管轄国際機関のうち、該当するPCT出願の国際調査・国際予備審査業務を行う機関を選択することができる。

2022 年末現在、韓国を管轄する国際機関として選定された受理官庁は、米国、インドネシア、シンガポール、オーストラリア、サウジアラビア、UAE、メキシコ、コロンビアなど計 21 ヶ所である。

2022 年の一年間、韓国は 30,558 件の

国際調査を依頼され、EPO、中国、日本の特許庁に次いで 4 番目に多くの国際調査を実施し、そのうち 8,590 件が外国の出願人の 2007 年の PCT 出願で、これにより約 710 万ドルの外貨を獲得した。

一方、特許庁は、国内出願人の PCT 利用拡大と利便性向上のため、内国人を対象とした PCT 説明会を 2022 年までに WIPO(世界知的財産権機構)と共同で開催し、今後も年次で同行事を開催して PCT に対する多様な情報を出願人に提供する計画だ。

表 II-1-6 PCT 国際調査依頼の現況

区分	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年
国内	15,704	16,865	19,035	10,007	20,645	21,968
外国	10,240	9,574	9,256	8,643	8,637	8,590
計	26,193	26,439	28,291	28,650	29,282	30,558

表 II-1-7 韓国の PCT 国際調査サービスの提供対象国

フィリピン(2002)、ベトナム(2002)、インドネシア(2003)、モンゴル(2004)、シンガポール(2004)、ニュージーランド(05)、アメリカ(05)、マレーシア(06)、オーストラリア(09)、スリランカ(09)、タイ(09)、チリ(10)、ペルー(12)、サウジアラビア(15)、メキシコ(16)、コロンビア(17)、UAE(18)、ブルネイ(2019)、カンボジア(2020)、ラオス(2020)、カーボベルデ(2022)

また、2018 年 7 月から 2022 年 6 月まで、特許庁は知的財産先導 5 庁(韓・米・日・中・欧)と PCT 国際調査の質的向上のための協力審査(PCT CS&E)の試験事業の運営段階を終了し、2023 年 6 月までに事業の効率性評価のための評価段階を経て、事業の安定的な導入を検討することで、質の高い PCT 国際調査サービスを持続的に提供するために努力しており、PCT を通じた技術保護と出願人の便宜のための改善活動も主導的に推進する予定である。

#### B. 特許審査業務協力(work sharing)

グローバル経済の到来とともに、一つの発明を複数の国に出願することが多くなり、共通出願に対する国際審査業務協力の必要性が高まっている。

特許審査業務連携は、他庁が先に先行技術を調査・審査した結果を活用するためのものであり、正式な制度として定着した特許審査ハイウェイ(PPH)以外にも特許共同審査(CSP)など様々な試験プログラムが運営されている。



PPH は一つの特許庁で国内審査または PCT 国際長を通じて特許が可能であると判断している出願に対して、他の特許庁でその審査結果を活用して迅速に審査してくれる制度であり、特許庁は

2022 年基準で 35 か国の特許庁と PPH、32 か国の特許庁と PCT-PPH をともに施行している (PPH と PCT-PPH をともに施行している国が 30 か国で、全体の施行国数は 37 カ国)。

表 II-1-8 PPH 施行対象特許庁の現況

区分	対象特許庁
PPH (35 か国特許庁)	日本、米国、デンマーク、英国、カナダ、ロシア、フィンランド、ドイツ、スペイン、中国、メキシコ、シンガポール、香港、オーストラリア、イスラエル、スウェーデン、ノルウェー、ポルトガル、アイスランド、台湾、フィリピン、エストニア、コロンビア、ポーランド、ニュージーランド、ユーラシア、ペルー、ベトナム、サウジアラビア、チリ、ブラジル、マレーシア、フランス
PCT-PPH (32 か国特許庁)	日本、米国、中国、オーストリア、北欧特許機構、デンマーク、英国、カナダ、ロシア、フィンランド、スペイン、韓国、オーストラリア、イスラエル、スウェーデン、ノルウェー、ポルトガル、アイスランド、シンガポール、ドイツ、フィリピン、エストニア、コロンビア、ポーランド、ニュージーランド、ピセグラーダ特許機構、ユーラシア、ペルー、チリ、マレーシア、フランス

2015 年から試験事業として推進している審査業務連携プログラムである特許共同審査 (CSP) は、特許審査着手前に複数の庁の審査官が各庁の先行技術文献情報を共有し、出願人が複数の国で迅速かつ正確に特許を取得できるように支援する制度である。2015 年 9 月から韓-米 CSP が施行され、2019 年 1 月から韓-中 CSP が施行されており、2021 年 7 月から韓・サウジ CSP が施行されている。しかし、韓-中 CSP は 2020 年 12 月から一時中断されており、再開される場合は新たな知らせが予定されている。

カンボジア (2019 年 11 月)、ラオス (2020 年 7 月)、ブルネイ (2020 年 9 月) と施行中の韓国登録特許効力認定制度は、了解覚書を締結した相手国の特許出願と同じ最先日 (優先日または出願日のいずれか早い方の日) を持つ韓国特許が登録された場合、出願人の申請で韓国の審査結果をそのまま認めて相手国での特許を登録してくれる業務協力プログラムであり、特許審査インフラが不足して審査が遅れている国に進出しようとする韓国企業の迅速な特許権確保に役立つと期待される。

## 第2節 商標・意匠審査分野

### 1. 概観

商標意匠審査局 商標審査政策課 書記官 **ユン・ヒョンジン**

商標は、自己の商品を他人の商品と区別するために使用する標章で、商標使用者の業務上の信用維持を通じて事業発展に寄与し、需要者の利益を保護するための制度である。

2018年から2021年まで韓国の商標出願は年平均10.6%と急増したが、2022年には減少傾向を示した。国内だけでなく、米国、欧州、日本も商標出願規模(暫定)が2021年比で減少したと推定される。

図Ⅱ-1-1 最近5年間の国内商標の出願件数及び処理期間



2022年の商標審査処理期間は2021年まで急激に増加した出願物量の影響により、商標13.9ヶ月で2021年の10.8ヶ月に比べて大幅に増加した。これにより、特許庁は出願人に適正な審査処理期間と良質の審査サービスを提供するために努力している。

一方、2022年の審査処理期間は、商標13.9ヶ月、意匠4.8ヶ月を記録し、出

願が増加したが、審査処理期間を適正に維持する努力を継続した。ただし2018年以降、商標出願が大幅に増加し、処理期間の管理が重要な課題となっている。

意匠は、物品の外観を保護することにより、意匠の創作と利用を奨励し、産業の発展に寄与するための制度である。

2022年の国内意匠出願意匠数は57,844件で、新型コロナ及び地政学的危機による景気沈滞により2020年以降持続的な減少傾向にあり、審査処理期間は4.8ヶ月(全体)と比較的に安定的に管理されている。

我が国特許庁は、適正なタイミングで審査を処理することに加え、審査の質を高めるための努力も積極的に推進した。チーム長中心の審査の質の管理体系を構築し、審査の効率を高めるために審査システムを通じた質的管理体系の革新を図った。

また、審判請求期間の延長など出願人の利便性を高めるため、商標、意匠に関する法制度を整備するとともに、デジタル時代に移行する外部環境に対応するため、審査基準を改正した。

また、TM5/ID5 会議など国際協力を通じて、新型コロナに対応するための主要国との共同協力を推進した。

## 2. 商標・意匠の迅速な権利化及び審査の質の向上

商標意匠審査局 商標審査政策課 書記官 ユン・ヒョンジン  
 商標意匠審査局 意匠審査政策課 施設事務官 キム・ジフン  
 商標意匠審査局 商標審査政策課 行政事務官 チョン・ムチョル

### A. 推進の背景及び概要

商標は出願人が出願時に使用中であるか、使用するために商品発売と同時に  
 出願されることが多い。また、意匠は、ほとんどの製品の循環過程(ライフサイクル)が短く、迅速な権利化が必要であ

るため、適時の審査処理が必要である。これにより、韓国をはじめとする主要国は、迅速な審査処理のために様々な努力をしている。ただし、前述したように、商標出願件数が継続的に増加しており、迅速な審査処理が難しくなっている。

表Ⅱ-1-9 主要国の商標・意匠審査処理期間の現況 (単位:ヶ月)

区分	韓国(2022年)	米国(2022年)	日本(2022年)
商標	13.9	8.3	6.5
意匠	4.8	16.4	6.1

\*22年の数値は暫定値

2022年の商標審査処理期間は13.9ヶ月で前年比3ヶ月程度遅れ、意匠審査処理期間は4.8ヶ月で前年比0.4ヶ月短縮された。意匠は、制度的特性が類似した主要国の中で最も早いレベルの審査サービスを提供している。ただし、商標審査処理期間は急激な商標出願の増加により増加し続けているが、処理期間の遅延を最小限に抑えるための努力も継続している。一人当たりの審査処理物量を増やす自助努力とともに、商標審査組織も新設した。「サービス商標優先審査課」を2022年12月に新規設置したものである。新設組織では、小商工人など個人出願が多いサービス業の優先審査を専担して処理する。これにより、小商工人の迅速な商標権確保と商標処理期間の短縮に貢献することが期待される。

一方、審査の質を高めるための努力も継続した。審査の質の向上は、制度改善と審査人員の拡充、そして審査官の力量強化のバランスが取れていなくてはならない。特許庁では2013年度にこれらの3要素を含む「商標・意匠品質向上戦略」を策定し、継続的に推進しており、2016年度にはフォローアップとして過去5年間の商標審査の統計分析を基に「審査の質管理指数」を設計し、これを成果評価に反映した。また、課長及びチーム長中心の審査の質点検会議を2020年度から継続運営するなど、多方面にわたって審査の質の向上に努めている。一方、民間の専門家と一緒に審査の質問題を議論する官民合同商標意匠審査の質諮問委員会を新型コロナの状況に応じてオンラインで開催し、現場の意見を聞く機会を持った。

## B. 推進内容及び成果

### 1) チーム長中心の審査の質的管理体系の強化

2020年3月には、質の高い審査環境を造成するために「統計基盤の商標審査質的管理計画」を策定・実施した。現在の質的管理体系では、審査官・チーム長・課長間のコミュニケーションと協議が重要であり、特にチーム長が質的管理の中心的な役割を担った。これと共に、課単位での審査の質的管理協議会を毎週開催し、審査官1人では判断が難しい審査案件について協議審査を通じて判断している。一方、2020年には不正目的での出願の疑いのある案件をより正確に審査できるように共同審査を義務化した。

### 2) 審査インフラの拡充及び審査システムの改善

迅速かつ正確な審査のために、先行商標・意匠調査分析事業、商品及び意匠物品分類事業などの審査支援事業も重要である。これらの事業を通じて審査官の審査負担を軽減し、審査の質を高めるために努力している。

また、人工知能を活用した審査システムを導入し、審査効率を高めようと努力した。商標審査では、人工知能を活用した図形検索システムを既存の審査システムに搭載し、審査の効率を高め、既存の検索記録がある標章に対する照会ワードを検索頻度に応じて推薦する照会ワード推薦検索システムを準備している。意匠審査の場合、人工知能が出願意匠

に類似した先行意匠を審査官に推薦する人工知能ベースの意匠検索システムを試験運用中である。

### 3) 審査官の能力強化

審査の質の重要な要素の一つは、審査業務を遂行する審査官の能力である。そこで、商標・意匠審査官の審査能力を強化するため、審査官が参加する審査の質活動報告大会・研究会の運営、外部専門家の講演、審査参考資料の発刊など様々な方策を用意・実施した。

審査の質活動報告大会は、審査の質的管理の主体である審査官・審査チーム・審査課の単位の全員が参加し、質的改善事項を発掘し、共有・拡散するための質的向上活動である。また、商標・意匠審査の質の点検会議は、審査課長及びチーム長中心の研究会であり、審査政策の方向などを共有することで、審査の一貫性を高めることに貢献している。一方、学界及び弁理士などの専門家の講義を通じて、第4次産業革命など市場の環境変化を審査に反映できるようにし、新しい政策及び制度改善課題を発掘し、制度の変更事項を共有するために商標・意匠制度研究会(デザインアカデミー)を継続的に運営している。また、国内外の商標・意匠法令及び制度などに関する審査参考資料を発刊し、審査官が活用できるようにした。

表Ⅱ-1-10 2022年商標・意匠制度研究会及び審査品質点検会議の現況

日付	研究会及び会議のテーマ
22年第2四半期	ブロックチェーン/NFTビジネスの理解
22年第3四半期	モバイルアプリ意匠の画一化の傾向(8.18)
22年第4四半期	3Dファッションメタバースの世界(11.9)
	AI創作と意匠権の争点(12.20)

表Ⅱ-1-11 2022年商標・意匠審査参考資料の発刊現況

日付	審査参考資料
2022年9月	2022意匠保護ガイドブック
2022年12月	意匠審査基準

### C. 評価及び発展方向

特許庁が実施した2022年度商標・意匠審査の質に関する顧客満足度調査で、商標・意匠審査分野の総合満足度は、それぞれ77点台、78点台を記録し、2021年度より若干上昇したことが分かった。総合満足度をはじめとする詳細項目

の評価で前年度に良い評価を受けた特許庁は、顧客満足度をさらに高めるため、2023年度も審査の質的管理のための主要課題を策定して施行していく予定である。また、審査処理期間の遅延を最小限に抑え、出願人が商標・意匠権を適正な時期に確保できるように支援する。

表Ⅱ-1-12 2022年顧客満足度調査結果

区分	総合満足度	記載事項の分かり易さ	審査官の審査専門性	法適用の公正性	審査官の説明の分かり易さ	審査官の親切度	制度改善の努力満足度
標章	77.42	73.19	77.48	77.67	73.85	78.15	83.80
意匠	78.48	76.17	79.15	80.21	77.02	80.11	82.44

### 3. 商標・意匠調査分析など審査インフラの改善

商標意匠審査局 商標審査政策課 書記官 **ユン・ヒョンジン**  
 意匠審査政策課 行政事務官 **ソンウ・ハンモ**

#### A. 調査分析など商標・意匠審査支援事業を展開


##### 1) 推進の背景及び概要

特許庁は、商標・意匠審査官の審査負担を緩和し、審査の質を高めるため、

審査の一部業務を外部専門機関に委託して処理している。例えば、出願商標の意味と使用実態を調査・分析し、先出願・先登録商標意匠などの証拠資料を検索し、審査官に提示する。また、国際商標出願・意匠の場合、指定商品・物品

を翻訳し、分類コードを付与し、審査官が検索を迅速に行えるように支援している。

表Ⅱ-1-13 商品翻訳, 商品分類, 図形商標の分類例

英文商品の翻訳	Digital cameras Headphones smartphones	➡	Digital cameras(デジタルカメラ) Headphones(ヘッドフォン) Smartphones(スマートフォン)
商品分類	(ハンダ商品)ウイスキー (英文商品)smartphones	➡	G0602(ウイスキー, ウォッカ, ワイン等) G390702(無線電話機, デジタル携帯電話)
図形商標の分類		➡	180109(自動車) 070124(居住地)

## 2) 推進内容及び成果

### a) 商標調査分析事業

2003年に(財)韓国特許情報院を商標専門機関として指定し、本事業を施行してきたが、2005年12月に(株)ウィブスルール、2015年2月にナラアイネット(株)、(株)KTGをそれぞれ追加指定した。一方、2019年に競争体制導入による質的向上のため、専門機関指定制から登録制に転換し、商標法第51条に基づき、一定の専任人材、装備、保安体系など

を備えた場合、商標調査専門機関として登録することができる。専門機関が行う事業量は、調査の質などを評価し、量配分審議委員会の決定により配分する。2020年4月に3つの専門機関((株)ミョヌ、(株)トータルリーフ、IPK(株))が新規に登録し、2022年にIPプライム(株)、ハンバック、(株)イヒョンIP、(株)BMP、(株)サーチオン、(株)P&T、マークフォーユー(株)、ウィズワン(株)など8つの機関が新規登録し、2023年に(株)サーチオンが登録を取り消し、合計14の機関が登録されている。

表Ⅱ-1-14 商標調査分析事業の推進実績

区分	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
国内商標調査分析	86,184	88,440	82,410	116,461	127,563	151,842
国際商標調査分析	-	-	5,942	5,187	5,187	5,187

特許庁は、調査分析事業の質を高めるため、毎年、調査員を対象に商標法の理論及び審査実務の深化教育、調査の質の向上のためのワークショップ、セミナーなどを定期的実施している。

2013年からは先行商標の検索中心から脱却し、審査に必要な全ての資料

を調査するように事業を改編し、2014年10月には、これまで改編された事業内容を制度化し、事業を体系的に運営管理するために「商標・意匠専門機関の指定及び運営と審査支援事業管理などに関する告示(特許庁告示第2014-25号)」を制定した。2015年には事業量配分委員会を構成・運営し、専門機関間の事業



量配分の客観性・透明性を図り、評価結果が専門機関の事業量と調査員の個人的な成果に連動するようにし、質的管理を強化した。2019 年には登録制施行などの変更事項を反映して「商標調査等商標審査支援事業管理に関する告示」を制定し、2020 年からは登録制導入後、公正で客観的な評価のために韓国特許戦略開発院を評価専担機関に指定し、納品案件の一部を抽出し評価を行い、その結果を量的配分に反映している。

#### b)国際商標登録出願指定商品の翻訳及び分類作業

2004 年から(財)韓国特許情報院を通じて英文指定商品の韓国語翻訳を開始し、2009 年度からは(株)ウィプスを参加させ、複数機関の競争体制で事業を運営し、さらに英文指定商品の分類まで事業範囲を拡大した。

表Ⅱ-1-15 国際商標登録出願の指定商品翻訳及び分類事業の推進実績(単位:件)

区分	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
英文指定商品翻訳サービス件数	13,665	14,060	19,521	19,521	19,521	19,235
英文指定商品分類サービス件数	95,774	98,420	136,647	184,380	184,380	184,380

#### c)指定商品分類事業及び図形商標分類事業

検索の効率性とデータベース管理のため、指定商品分類事業は 2008 年、図形分類事業は 2009 年からそれぞれ開始した。分類の質を高め、事業を安定的に定着させるために、定期的に商品分類と図形分類の理論及び実務深化教育、

セミナー、分類の質的点検会議、特許庁審査官と専門機関分類担当者間の定期的な交流などを実施し、業務ノウハウを共有し、審査官と分類担当者間の分類結果に対する随時の意見交換で誤分類の発生を最小限に抑えるよう多角的な努力をしている。

表Ⅱ-1-16 指定商品分類事業及び図形商標分類事業の推進実績

区分	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
指定商品分類委託件数	372,315	386,532	392,616	497,614	497,614	599,045
図形商標分類委託件数	68,277	70,198	67,494	73,640	73,640	94,043

#### d)意匠調査分析事業

特許庁は、2008 年 4 月に「商標・意匠専門調査機関の指定及び運営に関する要領(特許庁告示第 2008-9 号)」を制定したことにより、当該年度下半期から(財)韓国特許情報院と(株)ウィプスを意匠専門機関に指定し、2015 年にはナラ

アイネット(株)、(株)KTG を追加指定し、合計 4 つの専門機関が調査分析事業を運営している。一方、意匠専門機関は、意匠保護法第 59 条に基づき、意匠について専門知識を持つ人材と装備、セキュリティ管理能力を備えた業者(法人)を指定し、専門機関が行う事業量は事業量配分委員会を通じて配分している。



表Ⅱ-1-17 意匠調査分析事業の推進実績

(単位:件)

区分	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
委託件数	10,228	19,980	23,868	28,519	30,061	28,608	29,208	30,408	29,375	29,443	30,630

同事業の核心は審査に活用できる正確な情報提供であり、調査員の力量が重要である。このため、意匠保護法と意匠審査基準の教育と審査官・調査員間の懇談会、毎年、質的評価が優秀な調査員に対する表彰(表彰状を授与)を実施し、調査員の業務能力を向上させ、士気を高めている。また、事業量の配分に機関の質の評価結果を基にした質的競争体制を構築し、事業の効率を高め、事業量配分の客観性・透明性を担保している。

#### e)意匠物品分類事業

特許庁は審査官が先行意匠を効果的に検索できるように、ロカルノ国際分類をベースにした検索効率の高い韓国独自の物品分類基準を定め、これに基づいて出願意匠に対して物品分類コードを付与しており、2016年度からは全出願を外部専門機関に依頼して分類の一貫性を高めている。また、分類専門官、分類員などが参加して分類の争点及び改正検討事項などを議論する意匠物品分類研究会を随時開催するなど、セミナー活動を強化している。

#### f) 公知意匠審査資料整備事業

公知の最新の意匠を審査資料として収集し意匠審査に活用できるようにデータベースを構築する事業で、これに関する知識とデータ処理能力を備えた業者を専門機関として指定し、業務委託事業として実施している。収集対象となる意匠は、第一に、インターネットを通じて公開・公知された意匠、第二に、雑誌やカタログなどを通じて公開された意匠、第三に、米国、ドイツ、日本、欧州連合(EU)、世界知的財産機構(WIPO)などの意匠登録、公開公報に掲載された意匠など、大きく3つで構成される。2012年度からはこれに加え、中国の意匠公報と伝統文様関連意匠も審査参考資料として収集し始め、2013年度から韓国コンテンツ振興院との業務協約を通じて提供されたキャラクター意匠と韓国意匠振興院の意匠公知証明を通じて寄託された意匠を審査参考資料として収集・構築している。年度別の事業実績は次の表の通りである。

表Ⅱ-1-18 公知の意匠審査資料の収集整備現況

		2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
外国 公報	日本	25,357	30,311	24,120	30,217	27,052	25,139	24,743	27,890	25,874	25,261	33,080
	米国	22,361	28,089	19,883	25,083	31,040	26,882	27,627	33,827	35,597	36,107	33,569
	EUPO	62,684	89,778	48,644	91,065	102,725	75,432	81,475	96,791	74,956	91,034	87,279
	WIPO	13,079	20,866	11,968	14,207	15,383	17,923	14,954	22,210	18,865	20,474	24,129
	ドイツ	30,788	52,585	45,489	33,289	43,670	37,570	41,625	32,715	32,423	25,939	23,299
	中国	41,747	23,748	45,385	37,049	51,187	101,569	99,492	53,314	62,259	60,168	114,393
	小計	196,016	245,377	195,489	230,910	271,057	284,515	289,916	266,748	249,974	261,699	315,749
	実用新案	2,634	4,837	3,945	4,056	2,960	1,982	2,697	2,525	1,883	1,807	1,098
画像	8,037	4,422	1,349	1,603	3,000	1,682	1,628	1,769	1,518	1,543	1,571	
文字フォント	-	575	400	450	556	483	1,093	670	708	1,216	1,391	
カタログ	20,569	24,626	37,708	24,190	34,519	31,911	29,945	29,438	24,241	23,190	10,507	
キャラクタデータベース	-	6,549	6,221	5,597	5,354	5,924	6,260	4,661	6,058	5,355	5,182	
告知証明	-	2,240	438	159	248	449	650	713	541	1,028	473	
インターネットで公知	156,160	52,213	81,817	54,835	43,015	50,300	43,380	35,886	38,653	41,439	39,757	
国内公報	"	"	"	"	"	"	"	"	886	"		
合計	383,416	340,839	327,367	321,800	360,709	377,246	375,569	342,410	324,462	337,277	375,728	

表Ⅱ-1-19 意匠審査資料の保有現況

(2021年4月現在)

区分		数量	蓄積期間
国内	意匠広報	1,824,818 件	1960～
	実用新案広報	492,904 件	1999～
海外	日本広報	1,557,220 件	1999～
	中国広報	311,702 件	2012～
	WIPO 広報	1,409,996 件	1998～
	EUPO 広報	516,148 件	2003～
	米国広報	535,685 件	2002～
	ドイツ広報	687,234 件	2006～
	過去分の海外広報	676,892 件	～1999
その他	カタログ、インターネット	4,945,863 件	19880～
	画像デザイン	182,162 件	2003～
	書体	217,493 件	2004～
	平面デザイン	37,682 件	1960～
計		12,970,395 件	

### **g)国際意匠審査基盤造成事業**

英語で作成された国際意匠登録出願書の翻訳とともに、先行意匠検索のための韓国物品分類コードの付与を迅速に処理するため、意匠専門機関を通じてサービス事業を運営している。これにより、審査官の業務負担を軽減し、国際意匠の1次審査処理期間の短縮と質的向上に貢献している。

### **3)評価及び発展方向**

#### **a)意匠調査分析事業**

この事業は、意匠審査の一部業務である先行意匠調査を外部専門機関に委託するもので、専門性を備えた調査要員の確保と審査環境の構築及び非公開意匠などに対する厳格なセキュリティ管理が重要である。特許庁は先行意匠検索マニュアルを具体的に作成して専門機関に提供し、より体系的な教育を実施しており、意匠審査システム機能を改善する一方、VPN(仮想私設網)と特許ネットシステムを通じた意匠資料の伝送と専門機関の保安管理にも万全を期している。

2022年の審査処理期間は4.8ヶ月(全体基準)を達成し、2023年度以降も5ヶ月水準を維持しながら、審査の質的向上のため、中身のある職員能力強化プログラムを運営し、総合スコアに基づいた事業量配分など質的管理努力を続けていく計画だ。

#### **b)意匠物品分類事業**

韓国は、2014年7月に「産業意匠の

国際的な分類制定のためのロカルノ協定」に加入し、これにより2015年から意匠公報にロカルノ分類を表記している。韓国がロカルノ協定に加入した目的は、第一に、意匠の物品分類に対する国際的な統一化傾向に対応してロカルノ分類体系に転換し、ハーグ協定に加入するためである。第二に、国際的に統一された分類体系により、海外意匠権取得の費用及び時間を削減することができる。一方、意匠物品分類業務は、分類の一貫性及び正確性を確保するため、全出願件数を外部意匠専門機関に委託して行っている。

特に、分類及び検索効率の向上など審査の質の向上のため、2016年にロカルノ分類ベースの韓国型単一分類体系を開発し、2017年に意匠物品分類定義書作成事業を完了し、2018年から2020年まで意匠検索データベースの再分類事業を推進し、特許ネットシステムに搭載された全意匠検索データベースを新韓国分類で再分類し、2021年7月から本格的に審査に適用している。また、2021年10月の改正意匠保護法に基づき、画像意匠出願が可能となったことに伴い、画像意匠の細分類体系を開発し、審査に適用している。

#### **c)公知の意匠審査資料の整備事業**

この事業の核心は、様々な最新の公知の意匠資料を収集し、これを正確に加工・分類して迅速に特許庁審査官に提供することにある。このため、最近急激に増加している中国など主要国の意匠公報資料を追加的にデータベースに搭載するなど、精度の高い意匠審査が

実現できるよう、すべての対外対内の環境変化に積極的に対応し、事業を推進する計画である。

#### d)国際意匠審査の基盤造成事業

同事業は、国際意匠登録出願の正確かつ迅速な翻訳及び分類を通じて、国際出願制度の施行のための条約である

「ハーグ協定」に明示された12ヶ月の審査処理期間を遵守すると同時に、審査の質を向上させるために継続的な努力をしてきた。特に、正確で迅速な翻訳のために翻訳ガイドラインを作成し、活用することで一貫性の維持に努めており、研究会の開催など定期的な力量強化教育を通じて誤訳・誤分類の発生を最小限に抑える予定である。

## 4. 商標・意匠分野での国際協力の強化

### A. 商標分野の国際協力体制の構築

商標意匠審査局 商標審査政策課 行政事務官 **キム・インギョ**

#### 1) 推進の背景及び概要

商標制度は属地主義の性格を持っており、国内に出願・登録された先行商標を基準に審査するため、過去には他の知的財産権に比べて国際協力の必要性が比較的少なかった。しかし、2000年代以降、韓国企業(ブランド)の海外進出が活発化し、海外ブランドの輸入が増加するにつれ、国家間商標制度の理解と協力の重要性が徐々に高まっている。

#### 2) 韓国・中国・日本の協力

韓中日3国は商標の多出願国であるだけでなく、商標関連の制度や規範をリードする国として緊密な協力を続けている。特に、特許庁は、韓・中・日の3国の商標専門家会議と韓・日、韓・中の商標専門家会議を毎年行っており、必要に応じて局長級の二国間会談を開催している。

特に、特許庁は商標専門家会議を通

じて国別の制度改善動向、最新の商標審査 이슈、審査動向について共有し、商標法改正及び審査プロセス改善のための資料として活用している。また、中国と日本に進出する韓国企業の商標権保護を強化するため、海外商標制度分析情報を提供し、企業の意見は二国間会議を通じて当該国に提案している。

#### 3) WIPO 協力

特許庁は、WIPO が主宰する各種会議に参加し、韓国商標制度の国際的な調和と韓国の出願人の利益増進のために努力している。特に、マドリッド国際出願制度に関連し、韓国企業と出願人がマドリッド国際出願を便利に活用できるように従属性制度を緩和・縮小することにおいて持続的に意見を開陳している。また、商標法常設委員会(SCT)などWIPO が主宰する様々な会議に参加し、韓国企業と国民の意見を国際的な規範に反映させるために努力している。

#### 4) 商標先進 5 庁(TM5)活動

特許庁は、韓国、米国、日本、中国、欧州連合が参加している商標先進 5 庁(TM5)の一員として商標制度の発展と調和に努めている。TM5は商標制度をリードする国際的な 5 つの特許庁の協議会であり、2001 年に米国、欧州連合、日本が参加する商標先進 3 庁(TM3)協議会を母体とする。その後、TM3 は 2011 年に韓国、2012 年に中国が参加し、2013 年から現在の 5 庁体制となった。

TM5 は商標関連問題についての情報を共有し、相互利益のための協力活動を行い、商標出願人及び権利者の利益のために努力している。韓国はこれまで審査結果比較事業、商品名称記載方法、TM5 ウェブサイト構築などの事業を主導し、2013 年と 2018 年には TM5 年次会議を成功裏に開催するなど、TM5 活動に積極的に参加している。

特に、韓国は 2022 年 10 月に EUIPO (欧州知的財産庁)が開催した第 10 回 TM5 年次会議に出席し、韓国特許庁の

協力プロジェクトである「商標侵害認識の向上」と「TM5 ウェブサイト管理」事業について韓国の進行状況を発表した。また、韓国が 2023 年 TM5 議長国に選定されたことに伴い、2023 年 TM5 年次会議及び中間・実務会議を開催する予定である。

#### 5) 評価と発展方向

韓国は商標制度の国際規範をリードする国として、商標制度の調和及び発展とこれを通じたユーザー便益の増進のために継続的に努力してきた。特に、韓国が 2023 年 TM5 会議の議長国に選定されたことで、韓国特許庁の国際的な地位がさらに高まることが期待される。

また、特許庁は、韓・中・日の協力及び諸外国との継続的な協力を続けており、コロナ禍の期間中も継続的に協力を維持してきたが、コロナ禍以降、対面会議が再開されることにより、より活発な交流とコミュニケーションを推進していく予定である。

## B. 意匠分野の国際協力体系の構築

商標意匠審査局 意匠審査政策課 施設事務官 **ク・ジョンミン**

### 1) 意匠法条約(DLT)

#### a) 推進の背景

2005 年、WIPO の「商標・意匠及び地理的表示に関する常設委員会(SCT)」では、世界各国の意匠保護法制及び制度が互いに異なり出願人の不便が大きい

という認識を共有し、意匠関連手続の国際的な調和と簡素化を目指し、本格的な議論を開始した。2007 年から 2009 年まで各国の制度に関する調査と分析などの基礎作業 (Study on the potential impact of the work of SCT on industrial design law and practice) を完了し、2010

年から加盟国間の協議を経て意匠法条約案を策定した。

この条約案は、商標分野の商標法条約(TLT)やシンガポール条約(STLT)、特許分野の特許法条約(PLT)と同様に、各国の意匠保護法制に少なからず影響を与える可能性があるため、一部の条項をめぐって、国別、地域別に自国の利益を守るための大小の対立が続いている。

## b) 推進内容及び成果

意匠法条約(DLT)は、産業意匠出願に関する簡素化された国際規範を策定し、条約加盟国の国内法に反映させることを目的とするもので、商標分野の商標法条約(TLT)、特許分野の特許法条約(PLT)、特許分野の特許法条約(PLT)などに対応する概念である。

条約案は、出願内容、代理人選任、出願日の認定要件、新規性喪失の例外、創作者名義の出願、出願の分割、公開延期、交信用住所、更新、期限の救済、権利の回復、実施権、名義変更、氏名・住所変更など合計 32 の条項で構成されており、条約規則は、出願手続、権利回復、実施権、変更または訂正など 17 の条項を含んでいる。

これらの条項のうち、ほとんどの条項はすでに韓国の意匠保護法に反映されているが、代理人選任、期限経過の救済、優先権の回復、実施権、氏名・住所変更等の条項は、今後国内法への反映のための検討が必要である。

2022 年 12 月末現在、条約案の大部分は合意に達しているが、一部の条文については国間で意見の相違がある状

態である。2014 年の第 32 回常設委員会で、アフリカグループなど途上国側が、伝統知識を直接的・間接的に表現した意匠出願は、これに対する出典・情報などを出願書に記載し、事前使用許可を受けようとする条文を追加することを提案した。しかし、これに対し、韓国をはじめとする先進国グループは、意匠法条約は意匠出願の簡素化のための手続きに関する条約であるため、出願の実質的な内容を定める条文の追加に反対してきた。その後、何度も仲裁案が提示されたにもかかわらず、完全な合意が行われていない状況である。2019 年第 42 回常設委員会でロシアとベラルーシが意匠法条約締結のための外交会議の開催を提案するなど、一時合意の糸口が見えたが、その後開催された総会で交渉が不発となった。2020 年第 43 回常設委員会では、コロナ・パンデミックにより、意匠法条約のような加盟国間で深い議論が必要なテーマは扱われず、総会では一部の加盟国が意匠法条約に関する議論の進展を促す発言をしたことがある。2021 年度特別加盟国総会でも意匠法制協定の締結に向けた外交会議の開催事案及び意匠法条約の調整案について各国間の意見の食い違いが解消されなかった。コロナ・パンデミック以降、最も多くの会員国が参加した 2022 年度 WIPO 総会では、意匠法条約成案のための外交会議の 2024 年度開催が決定され、2023 年度からは、これまで停滞していた条約案の議論が再び行われることが予想される。

## c)今後の推進計画

現在、意匠法条約の議論は、開発途上国への技術支援のための条項を宣言文ではなく条文に明記する問題や、遺伝資源、伝統知識についての表現物の出典を出願書に義務的に表示する内容を盛り込んだ新規条文を条約案に追加する提案をめぐって、先進国グループと途上国グループの間で意見の違いが埋まらない状態である。韓国は地域的にはアジアグループに属しているが、意匠制度の成熟度の面では先進国に該当し、既存の開発途上国及びアジアグループと多少の立場の違いがあるのが事実である。従って、現在議論中の意匠法条約の詳細条文と現行の意匠保護法との違いの認識、今後の条約締結及び協定加入が韓国産業に与える影響、意匠分野の国際規範形成過程における役割など様々な側面を総合的に考慮して議論の過程に参加している。

## 2)韓・中・日の多国間協力体系

### a)推進内容及び成果

我が国、中国及び日本は毎年世界中に出願される意匠の約 60%以上を占める意匠分野の主要国である。韓・中・日 3 国は、単純な情報交換の次元を超え、意匠制度の国際的な調和と発展を図るため、2010 年から毎年「韓・中・日意匠フォーラム」を 3 カ国が順次開催している。このフォーラムは、細部の沿革と見れば、2009 年に第 9 回韓・中の特許庁長合意により開催された韓・中・日意匠フォーラムが韓・中・日意匠フォーラムに拡大改編されたものである。この行事は、3 国の特許庁の担当者だけでなく、一般人、企業人、デザイナー、知財権関連専

門家などが参加する行事で、3 国の意匠保護制度の主な改正内容と動向を共有する一方、3 国のデザイナーなど実務者が現場の生の声を伝える場である。

韓国は、2014 年に「意匠の保護と振興の調和」をテーマに 3 か国の意匠制度動向はもちろん、意匠を通じた第 3 世界支援や雇用創出事例に関する情報交換の場を設け、2017 年には「キャラクター意匠の保護」をテーマにイベントを開催し、3 か国のキャラクター意匠の保護状況と制度的調和、そして国際規範形成に貢献する方策を模索した。日本で開催された 2018 年度フォーラムは「意匠経営のための意匠保護」を、2019 年度中国・無錫で開催されたフォーラムは「家電製品の意匠保護」をテーマにした。2020 年はコロナ禍で中止されたが、2021 年に再開されたフォーラムでは、韓国の主導で「デジタル経済における意匠保護」をテーマに論議を商標まで拡大する一方、シンガポール知的財産庁長や国際商標協会 (INTA) から様々な講演者を招聘し、良い評価を得た。2022 年度には日本の主導で「国際経済の拡張及びウェブ 3.0 時代における意匠保護」をテーマに、ハーグ実務及びメタバース関連の意匠動向を議論した。



## b)今後の推進計画

韓国は、韓・中・日意匠フォーラムを通じて、意匠分野における3国間の協力体系を強化し、各国の企業及びデザイナーの意匠保護制度に関する認識を高めるために努力してきた。また、意匠フォーラムは3国間の制度改善事項や発展方向などに関する正確な情報を迅速に取得することができる窓口としての役割を果たしているため、3国相互間の政策開発や制度発展にも大きく貢献するものと予想される。

## 3)韓・日、韓・中の専門家協力

### a)推進内容及び成果

韓国特許庁は、日本、中国とそれぞれ二国間年次意匠専門家会議を実施している。日本とは意匠制度間の類似性が高く、相互の制度的理解を高め、関連事例を共有することが実務的に大きな助けになってきたのが事実である。韓国と日本が同じ時期にハーグ協定への加入を推進した点、保護対象の拡大において時期的に調和してきた点はこれをよく反映している。一方、中国とは日本に比べ制度的に大きな違いがあるが、両国間の貿易交流量や中国が世界意匠出願で占める割合などを見ると、今後、中国の意匠制度の変遷を注意深く見守る必要がある。

日韓意匠専門家会議の場合、2014年はそれ以前とは異なり、日韓間でハーグ協定加入を目前に控えた今後の共同協力方策について議論する一方、韓・日の共同審査結果の比較プロジェクトの推進に合意し、ロカルノ国際意匠分類体系に基づく新規分類体系の開発に向けて

共同努力することで意見を一致させたこともあった。2018年は日本側の事情で一度会議が中断されたが、2019年に再開され、意匠法の改正を推進していた日本側の要請により、保護対象の拡大に関する両国の関心事項を共有した。2020年はコロナ・パンデミックのため、対面会議の代わりに両国間でオンラインを通じた文書交換方式で会議を進めたが、画像意匠や建築物意匠など日本の改正意匠法の保護対象の拡大内容について深みのある議論を行い、コロナ禍の状況を反映して意匠審査官の遠隔勤務体制の運営状況及び計画に関する情報も交換した。2021年度会議は、コロナ禍の状況及び日本側の要請により2022年度に延期され、創作性の判断、画像意匠、新規性喪失の例外などに関する両国の制度運営に関する実務を共有した。

韓・中の意匠協力も着実に続いている。2015年の韓・中意匠専門家会議では、韓国の部分意匠及び画像意匠制度、分類政策を紹介し、意匠分類の実務現況を共有し、2016年には中国の部分意匠制度の導入など専利法<sup>2)</sup>の改正現況及びハーグ加盟の準備状況などに関する内容を取り上げた。2017年には、中国特有の制度と優先権書類の電子的交換について内容を共有した。中国で行われた2018年会議では、店舗インテリアに関連する意匠保護問題、両国の意匠分類の現状などについて議論した。2019年会議では、ハーグ協定加入を控えた中国側に我々のハーグ制度運営に関連する様々な情報を提供し、我々は中国の検索システムと専利評価報告書制度<sup>3)</sup>の運営について現状を把握する場となった。日本と同様にオンラインを通じた文書交換方式で開催された2020

年会議では、外部に公表された中国の意匠法(外観設計専利)の改正内容のうち、部分意匠と国内優先権制度について詳細な意見を交換する一方、韓国の非特許文献資料の収集現況、画像意匠制度、3次元コンピュータモデリング出願制度、ハーグ個別指定手数料構造<sup>4)</sup>に関する情報も伝達した。

2021年度にオンラインで開催された会議では、中国の意匠法改正に伴い導入された部分意匠、国内優先権など新しい制度と下位法令の改正案等の動向を把握し、中国側の要請により、韓国のハーグ国際意匠出願についての審査実務、公報発行等の現状を共有した。2022年度は、中国のハーグ協定加入後初めての交流であったため、国際意匠審査関連制度及び実務を中心に情報を

(脚注)

- 2) 中国は特許を大きく専利、すなわち「利益の独占」と表現し、これを再び発明専利(特許)、実用新案専利(実用新案)、外観設計専利(意匠)に区分。
- 3) 中国は出願された意匠に対して実質審査なしで登録し、権利者または第3者の要求がある場合、先行意匠検索など実質審査に準ずる手続きを行った後、その結果を評価報告書を通じて提供する制度を運営している。
- 4) 国際意匠の場合、加入国の実質審査の有無など制度的な特徴によって段階的な手数料体系を選択することができる。

交換した。

## b) 今後の推進計画

韓国は意匠分野の国際規範形成過程に積極的に参加するため、意匠分野の主要国との二国間協力関係を緊密に維持しているが、今後、日本とは審査主体の官庁の立場から国際意匠審査の一貫性の改善に共同で努力する予定である。一方、中国が2022年度ハーグ協定に加入したことから、韓国出願人が国際意匠登録出願制度を活用して中国に進出することを積極的に奨励するため、中国の法制度の動向を綿密に把握し、国内に適時に広めることが必要であり、そのために両国間の協力を強化していく計画である。

## 第3節 審判分野

### 1. 概観

特許審判院 審判政策課 技術書記官 **ハン・ジヘ**

特許審判とは、産業財産権(特許権・実用新案権・意匠権・商標権)の発生・消滅及びその権利範囲に関する紛争を解決するための特別行政審判のことを指し、専門的な知識と経験をもとに、紛争を迅速に処理する必要があるため、特

許庁所属の特許審判員が担当している。

このような特許審判は、審査官の処分不服を申立てて請求する「決定系審判」(請求人のみ存在)と、既に設定された権利に関連する当事者の紛争に対

する審判で当事者間の対立構造をとる「当事者系審判」(請求人と被請求人が存在)に分けられる。決定系審判には拒絶決定不服審判と訂正審判などがあり、当事者系審判には無効審判、取消審判、権利範囲確認審判などが含まれる。

審判請求件数は、特許及び実用新案分野の場合、審査前置制度の廃止及び再審査請求制度の導入による影響で減少したが、2015年3月の改正薬事法施行により本格的に請求され始めた医薬品の許可・特許連携審判事件の増加に

より、2015年は前年比23.4%も増加したが、2016年以降、関連医薬品審判事件が年平均240件余りで安定化した。2022年特許・実用新案分野は、前年比24.7%減少し、2,576件が請求された。商標及び意匠分野の場合、前年比9.5%減の3,856件が請求された。

全体的に審判請求件数は、2015年以降減少傾向を示していたが、2020年から減少傾向が緩和され、2022年には約6,400件余りが請求された。

表Ⅱ-1-20 最近5年間の権利別審判請求件数の推移(単位:件数、前年同期比の増減率)

年度		2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
審判請求件数 (増加率)	特許・実用	5,083 (△15.8%)	4,114 (△19.1%)	3,240 (△21.2%)	3,419 (5.5%)	2,567 (△24.7%)
	商標・意匠	5,068 (△9.3%)	4,894 (△3.4%)	4,408 (△9.9%)	4,263 (△3.3%)	3,856 (△9.5%)
	合計	10,151 (△4.9%)	9,008 (△11.3%)	7,648 (△15.1%)	7,682 (0.4%)	6,432 (△16.3%)

表Ⅱ-1-21 最近5年間の決定系・当事者系別の審判請求件数の推移

(単位:件数、前年同期比の増減率)

年度		2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
審判請求件数 (増加率)	決定系	5,609 (△12.9%)	4,646 (△17.2%)	3,520 (△24.2%)	3,701 (5.1%)	2,668 (△27.9%)
	当事者系	4,542 (7.3%)	4,362 (△4.0%)	4,128 (△5.4%)	3,981 (△3.6%)	3,764 (△5.5%)
	合計	10,151 (△4.9%)	9,008 (△11.3%)	7,648 (△15.1%)	7,682 (△0.4%)	6,432 (△16.3%)

国内民事裁判所に提起される知的財産権関連の訴訟件数は、1審事件は2021年307件であり、2審以上の件数は125件である。これは2020年対比それぞれ

20%、25%増加したもので、知的財産権侵害訴訟件数をめぐる侵害紛争が激化していることを示している。

表Ⅱ-1-22 知的財産権侵害訴訟件数の推移

(単位: 件数, 受理基準)

年度	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
侵害1審	384	265	261	255	307
侵害2審	182	97	97	100	125
最高裁判所	26	28	35	12	12

\*出典: 大法院司法年鑑([HTTP://WWW.SCOURT.GO.KR](http://www.scourt.go.kr))、2017年侵害1審は著作権侵害事件(15件)除く

一方、国内では、2016年1月から特許侵害訴訟の1審、2審の管轄集中制度が施行された。全国58の地方裁判所及び支援で管轄していた特許侵害訴訟1審は、高等裁判所が所在する全国6つの地方裁判所(ソウル中央地方裁判所は重複管轄を許容、2019年3月に水原高等裁判所が新設され、全国5つから6つに増加)に、特許侵害訴訟2審は特許裁判所に管轄集中された。

特許裁判院は、内外の環境変化と需要者の要求を鑑み、当事者系(権利範囲確認審判、無効審判など相手方が互いに争う事件)の審判処理期間を短縮するため、様々な政策を策定して施行した。特に、一般民事裁判所の仮処分事件の平均処理期間が3~5ヶ月以内であることを考慮し、2015年11月から民事裁判所の仮処分事件または本案事件等に関係する審判事件については、司法部が審判結果を適時に活用できるように3ヶ月以内に審判を終結する迅速審判プロセスを新たに設計して施行した。制度実施後、2,488件が迅速審判決定され、そのうち2,276件が平均133日以内に審判が終了した。

しかし、2015年度に急増した当事者系審判を優先的に処理していたため、2016年度から連鎖的に決定系審判の処理が遅れ、全体として審判処理期間

が遅れたが、審判部の持続的な自助努力により2019年以降、審判処理期間は7ヶ月台を維持している(2020年7.8ヶ月→2021年7.6ヶ月→2022年7.9ヶ月)。

特許裁判院は、迅速な審判とともに質の高い審判を目指すため、2016年に審判部組織を専門技術審判部中心に改編し、2020年7月には既存の11の審判部を36の審判部に拡大する組織体系に全面改編した。別途の人員増員なしに審判長の資格要件を審査・審判・訴訟経験を兼ね備えた課長級に拡大し、独立した審判部の数を拡大することで審判体系を効率化したものである。これにより、審判長が統率する審判官の数が2人に適正化され、36個の個別審判部の技術分野に合わせて審判事件を割り当てることができ、審理忠実性及び専門性の向上を支える審判部構成を備えることになった。

また、2022年には、高度な技術分野の審判事件、争点が複雑な審判事件は、審判経験の豊富な局長級審判長の指揮の下、専門知識を備えた審判官で構成される特別審判部で処理し、審判の精度をさらに高めた。

また、専門性を強化するために優秀審判員の長期在職を誘導し、審判制度の改善、電算インフラの拡充など、質の

高い審判のための環境構築を推進した。

一方、IP5 主要国は知的財産権紛争を早期に解決するための方法を模索しているが、特に日本は特許拒絶決定不服審判の処理期間を 2010 年の 24 ヶ月から 2021 年の 11.9 ヶ月に 12 ヶ月短縮し、米国、欧州、中国も特許紛争事件の処理のために審判官の増員を持続的に推進している。特に、米国特許審判院は、2011 年 100 人から 2021 年 244 人に審判官を大幅に増員した。

一方、特許審判院は 2018 年に審判官 1 人を増員して審判官数が 96 人に増えたが、依然として海外の審判院に比べて不足しているだけでなく、審判官 1 人当たりの審決件数が主要国に比べて高い水準である。また、口頭審理を拡大施行(2009 年 165 件→2022 年 754 件)したことにより、審判官の負担が日々増加していることを考慮し、優先的に審判官の人員増員を継続的に推進し、1 人当たりの審判処理件数も適正な水準に調整する必要がある。

表 II-1-23 審判官の定員と審判処理期間

区分		2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年
審判官 (人)	特許・実用	72	72	73	73	73
	商標・意匠	24	24	23	23	23
	合計	96	96	96	96	96
審判処理期間(ヶ月)		12.0	9.6	7.8	7.6	7.9

最後に、特許審判院の審決または審判請求書や再審請求書の却下決定を受けた者がこれに不服を申立てる場合には、審決または決定の謄本を送達された日から 30 日以内に特許裁判所に訴えを提起することができるが、このような審決取消訴訟の結果、特許裁判所の審決取消判決が確定すると、特許審判院はその事件を再審理して審決または決定をしなければならない。そして、特許裁判所の判決に対して不服を申立てようとする者は、大法院に上告することができ、上告は判決文が送達された日から 2 週間以内に提起しなければならない

い。特許審判院の審決等に不服を申立てて特許裁判所に提訴する割合は 10% 前後と低く維持されており(2020 年 11.1%、2021 年 10.7%、2022 年 11.3%)、このうち約 75%は特許裁判所と特許審判院の結論が同じで、(2022 年は 25.4%のみ特許法院と特許審判院の結論が異なる)、特許審判の正確性を示している。そして、特許裁判所の判決に不服申立てをして最高裁に上告した割合は、2022 年前年比 7.1%p 減の 25.6%を記録し、上告審で特許裁判所の判決を破棄した割合は、2022 年 4.3%で前年比 4%p 減となった。



## 2. 審判の迅速性・正確性の向上

特許審判院 審判政策課 行政書記官 **イ・ジンファ**

### A. 推進背景及び概要

現在の知識基盤社会において、知的財産は国家や企業、個人の競争力の核心的な源泉として浮上しており、核心的知的財産の確保の可否は企業の存続及び国家競争力に直結している。よって、知財紛争の迅速かつ正確な解決は、最優先すべき政策目標といえる。この間、特許審判院は持続的な革新活動を推進し、特に迅速な審判処理のための制度・実務改善、審判の質的向上のための専門性向上など審判インフラの拡充などに多くの努力をした。

### B. 迅速な審判処理の推進

特許審判院は、審判の質を維持しつつ、審判処理期間を短縮するために努力している。このため、審判官の増員が必要であるが、経験と能力を備えた審判官を短期間で確保することは事実上困難である。

特許審判院は、限られた人的資源を効率的に運用するために、一般審判、優先審判、迅速審判の3トラック審判制度を運営している。事件タイプを区分し、緊急な処理が要求される事件を先に処理し、一般的な事件については当事者に十分な攻撃と防御の機会を提供し、審決の正確性を高めている。

#### 1) 迅速・優先審判制度の運営

特許審判院は、特許紛争の効率的な処理のために審判手続きを3つのトラック(迅速審判、優先審判、一般審判)

で管理している。

迅速審判は、裁判所の侵害訴訟が係争中の権利範囲確認審判又は無効審判事件と両当事者が迅速審判同意書を提出した事件等を対象とし、優先審判は、優先審査した出願に対する拒絶決定不服審判，補正却下決定に対する審判，審決取消訴訟で取り消された審判等を対象とする。

審判事件と関係する特許紛争を扱う裁判所、検察、貿易委員会などが審判結果を適時に活用できるよう、2015年11月に迅速審判適用対象の拡大と審判処理期間の短縮を骨子として新迅速審判標準プロセスを新たに設計した。標準プロセスによると、審判請求日から10日以内に迅速審判決定通知を行い、答弁書提出期間満了日から1ヶ月以内に口頭審理を開催し、口頭審理開催日から2週間以内に審決することを目標に設定し、書類提出が遅れるなどの特別な事情が発生しない限り、迅速審判決定後3ヶ月以内に迅速に終了するようにした。

優先審判は、既に拒絶決定不服審判があった出願に対して、取消審判決定後に再度請求された拒絶決定不服審判、発明(考案)の名称のみを訂正する訂正審判、薬事法に基づく再審査期間の満了日が間近に迫っている審判、侵害紛争の事前または予防段階に活用するために警告状などで訴えた権利範囲確認審判、無効審判または取消審判などを対象とする。



## 図Ⅱ-1-2 迅速審判の標準プロセス



表Ⅱ-1-24 2022年の迅速・優先・一般審判の審決件数

2022年審決	特許・実用新案	商標・意匠	合計
迅速審理	202	92	294
優先審判	437	153	590
会議	2,407	3,286	5,693
合計	3,046	3,531	6,577

### 2) 迅速・正確な審理のための口頭審理の拡大

口頭審理は、審判の両当事者が審判所に出席し、審判官合意体(審判長、主審、副審)の前で口頭でのやりとりを行う審理方式で、透明で公正な審判の進行とともに、早期に争点の整理が可能で、審判官及び当事者の事件理解度を高め、迅速な処理及び審判品質の向上に寄与する利点がある。

これに伴い、特許審判院は、2010年から口頭審理支援力の専門性を強化し、速記者を拡充し、審判所の諸施設を確保するなど口頭審理の基盤をつくり、口頭審理の運営方式を標準化し、口頭審理の透明性を強化するための実質的な方策を準備して推進した。

2021年には特許審判制度革新案を策定し、遅くとも2023年からは、審判当事者の開催申請がなくても本案審理の対象となるすべての当事者系事件について口頭審理を開催する予定である。

#### (a) 口頭審理の基盤づくり及び口頭審理の内実化

2010年以前は口頭審理のための審判室が1室に過ぎなかったが、現在は映像審判廷を含め、合計6室(大田6、ソウル1)の審判廷があり、インターネット映像会議システムを通じて口頭審理または審判事件説明会を開催できるインターネット映像会議室2室(大田)を運営している。

2014年に遠隔地に居住する審判当事者の時間及び費用負担の増加による不便を軽減するため、「遠隔映像口頭審理システム」を導入し、大田審判廷とソウル審判廷の間で遠隔でも口頭審理案件等の口頭審理を行うため、多くの当事者を収容できる大審判廷を大田に開設した。

2019年10月特許審判院商標・意匠審判部が特許審判院別館(大田市西区屯山中路にある教職員共済会)に移転し、特許審判院別館に大審判廷及び小審

判廷を追加開所し、2021年8月からは、ソウル、大田の審判廷に出席しなくても審判依頼者がインターネットを通じて口頭審理に出席できるようにインターネット口頭審理制度を導入し、インターネット映像会議室を設置した。

特許審判手続に口頭審理を本格的に導入して以来、口頭審理の開催件数は2009年165件に過ぎなかったが、2022年に754件に大幅に増加した。

図Ⅱ-1-3 当事者系口頭審理を行う審判廷



表Ⅱ-1-25 口頭審理の開催件数 (単位:件)

年度	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
口頭審理 件数	530	497	526	681	754
映像口頭 審理件数	291	262	340	436	441
映像口頭 開催率	55%	53%	65%	64%	59%

### (b) 映像口頭審理の活性化

特許審判院は、首都圏に居住又は勤務する絶対多数の審判当事者及び代理人が大田にある特許審判院を直接訪問することにより発生する時間及び費用負担などの利用者の不便を軽減するため、2013年に「遠隔映像口頭審理システム」の導入を検討した。2014年には3ヶ月のシステム安定化期間を経て、2014年4月から特許審判院(大田)と特許庁ソウル事務所(ソウル駅三洞)の映像審判廷を専用ネットワークで接続した遠隔での

口頭審理が可能になった。また、2016年1月から遠隔映像システムを口頭審理だけでなく、技術説明会、審判官面談などにも活用した。遠隔映像口頭審理制度は当事者及び代理人に多くの支持を受け、開催比率が増加する傾向にあり、2021年にはインターネットを通じた口頭審理、審判事件説明会が導入され、映像方式は審判利用者の継続的な支持を得ている。特にコロナ禍による、政府のソーシャルディスタンスが実施された2020年からは、映像(インターネットを含む)を通じた口頭審理の開催が増加し、

'22 年に開催した口頭審理 754 件のうち 59%にあたる 441 件を映像で開催した。

#### 図Ⅱ-1-4 特許審判院のリモート映像口頭審理システム



#### (c)標準手順の構築による利用者利便性の向上

特許審判院は、口頭審理の公平性・透明性確保のために着実に努力している。2010年に口頭審理の速記録及び調書様式を標準化し、公開口頭審理の傍聴を希望する一般人の便宜のため、ホームページに公開傍聴予約システムを構築して運営しており(2020年と2021年は伝染病拡散防止のため傍聴を一時中断)、2011年からは口頭審理の充実した進行のため、口頭審理で争点となりうる審問事項を、争点審問書を通じて口頭審理開催前に審判当事者に通知するよう審判事務取扱規定に明文化して推進した。

また、2018年には審判廷の秩序維持のために非常ベルを設置し、庁舎管理所との防護官協力体制を構築し、万が一発生する可能性のある法定秩序を乱す行為等の非常事態を防止できるようにし、口頭審理に不慣れな審判当事者、代理人等が口頭審理の進行に関連する事項を容易に理解できるように、口頭審理関連法令、進行手順及び留意事項、口頭審理シナリオ等を収録した『口頭審理マニュアル』を2010年から発行しており、2021年にも審判事件説明会制度、インターネット口頭審理の導入など新しく変わった制度を反映してマニュアルを改訂・発行した。

## C. 正確な審理のための審判能力の強化

### 1) 審判部運営

#### a) 優秀な審判人材の確保及び長期在職誘導

審判官が長期間在職することを奨励するために、審判官の専門職位制度を運営している。専門職位に指定されると、最低 4 年以上審判業務を遂行することになる。'22 年末現在、審判官専門職は 17 名で、審判官の定員に対して 18%に相当する。また、審判官の在職経歴を昇進人事評価に反映させ、優秀な審判官が長期在職できるように人事規定を改正し、審判官のうち課長級の昇進人事を行い、長期勤続を誘導した。

#### b) 優秀審決文の選定及び成果評価を反映

特許審判院は、審判の質の向上のために半期ごとに優秀審決文を選定して表彰している。内外の委員で構成される評価団が、審判部が独自に選定した優秀審判文候補の中から優秀審判文選定委員会に上程する最終候補を選定し、審判院長・主席審判長で構成される優秀審判文選定委員会で優秀審決文・準優秀審決文を最終選定する。上・下半期で各優秀審決文 9 件、準優秀審決文 8 件を選定しており、これを審判部にフィードバックし、審判員の成果評価に反映し、審判の質の向上を図っている。

#### c) 審判分野の国際協力強化

知的財産権をめぐる国際的な紛争の深化で知的財産権紛争に対する国家間協力の必要性も高まっている。

これに対し、特許審判院は中国、日本、欧州など韓国企業の進出が活発な地域を中心に相互協力を推進しており、国家間の制度比較及び主要統計の共有などを通じて、知的財産権紛争の予防及び早期解決を支援するために努力している。

2010 年の韓日審判専門家会議を皮切りに、審判分野における国際協力は現在 IP5 特許審判委員長会議、韓・欧商標審判協力会議、韓・中・日審判専門家会議、韓・中高官級会談など様々な協議体を通じて行われており、相互の審判制度に対する理解増進及び優秀制度のベンチマーキングに貢献している。

### 2) 審判員養成及び教育課程の内実化

#### a) 審判員候補者 OJT の実施

予備審判官の養成を目的とした国際知的財産研修院の審判官候補者課程に 2 週間の審判官 OJT 課程を運営した。同教育を通じて、審判官は指導審判官の合意要旨書作成及び審決文作成を補助し、口頭審理又は技術説明会にも参加することができる。審判の視点から案件を見る経験は、審査官の審査の質向上のためにも役立っている。

#### b) 審判部自主学習組織の運営及び審判官の専門性向上教育

審判部は、独自の学習セミナーなどの自律的な審判の質についての協議会を運営しており、特許審判院は学習教材の支援、成果評価や優秀審査部選定時に当該研究実績を反映するなど協議会の活性化を奨励している。

一方、審判官の専門性強化のために

様々な教育も実施している。特許裁判所判事及び法科大学教授を講師として招聘し、最近の特許裁判所の判例動向及び民事訴訟実務教育を実施することにより、審判官の実務能力を向上させ、特許審判院の敗訴事件の敗訴原因の分析結果、最近の審決、判決の動向を分析して共有している。

### 3) 審判の質を改善する活動

#### a) 特許法院及び最高裁判例分析集の発刊

特許審判院は、知的財産紛争の一次的な解決機関として特許審判の迅速性と正確性を高めるために、特許裁判所及び最高裁の関連判例を分析し、様々な種類の判例集を発行した。

2020 年にも 1 年間、判決宣告後に確定した特許裁判所及び最高裁判所事件に対する原告・被告の主張、審決・判決の要旨及び訴訟遂行官の検討意見まで、争点中心に整理した決定系審決取消訴

訟のまとめ集を発行した。

また、審査・審判の活用のため、毎年一年間の商標・意匠判例をまとめて「判決文要旨集」を発行している。

#### b) 特許商標判例研究論文コンテスト

特許審判院は、産業財産権の判例を研究して審判の質の向上と専門性を確保するための目的で、2007 年から特許商標判例研究論文公募を実施している。判例論文公募展は、当初特許庁職員を対象に実施していたものを 2012 年から外部の弁理士やロースクールに拡大、2013 年は弁護士まで拡大、2014 年からは応募資格要件自体を全く廃止し、誰でも公募展に参加できるようにした。2022 年の公募展では、最優秀 1 件、優秀 2 件、奨励 3 件を受賞作に選定した。選定された優秀判例論文は、特許庁ホームページ等への掲載、発表会の開催、「優秀論文集」発刊を通じて庁内外の知識として共有されている。

表 II-1-26 2022 年特許商標凡例論文公募展の結果

### 4) 審判の正確性向上のための制度改善を推進

#### a) 審判研究官制度の運営

等級	受賞者	所属	分野	論文タイトル
最優秀 (1 件)	チョン・チャホ	成均館大学	特許	製法限定物(PbP)請求項の解釈
優秀 (1 件)	ユン・ヨンウォン, キム・スジョン	法務法人太平洋	商標	限定地域で使用された先使用商標の認識力判断のための地域的範囲及びその解釈に関する考察
	シム・ボンス	審判 12 部	商標	新規性喪失の例外主張と自由実施設計抗弁の衝突に関する考察
奨励 (3 件)	パク・ボムヨン	有機化学審査課	特許	権利範囲確認審判における製造方法が記載された物品発明の解釈
	パク・ギュテ	特許法人インビジョン	商標	特定の人の商標や商品としての認識の比較研究による知性判断の効率向上策
	ユ・ジソン	商標審査政策課	商標	需要者を欺くおそれのある商標に対する批判的考察及び改善策の検討

審判研究官は、迅速かつ正確な審判を行うために、審判に関する調査・研究事務を担当する人材である。2022年には7人の審判研究官が特許分野の各審判グループを専担して調査・研究事務を担当した。裁判所及び主要国の審判院も類似の制度を運営しており、特許審判院は今後、審判研究官制度を拡大運営する計画である。審判研究官制度は、関連特許法改正案が2020年に発議され、2021年に国会を通過したことにより、その法的根拠を確保した。

特許審判院は、審判の迅速性・正確

性向上のために、審判処理管理活動を強化し、審判インフラの改善・拡充に重点を置き、様々な改善課題を推進した。その結果、特許審判院の地位が向上し、特許紛争における特許審判の先導的役割の土台を築くことに大きく貢献したと評価される。

特許審判院の審判の質の向上の努力の結果2022年の審決に不服を申し立てて特許裁判所に提訴する割合は2016年以降大幅に減少し(15.4%→11.3%)、特許裁判所で審決が取り消される割合も大きな変動幅を示さなかった。

表Ⅱ-1-27 審判院の審決に対する提訴率及び審決取消率の現況

年度	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
審決取消率(%)	22.2	25.6	27.4	25.6	25.4
提訴率(%)	11.7	9.4	11.1	10.7	11.3

特許審判院は、今後も審判の迅速性・正確性の向上のため、迅速・優先審判を含む3トラックの審判処理、審判官の長期在職誘導、審判の質の管理活動、フィードバックの強化など中身のある審判部を運営していく計画だ。

また、キャリア審判官の補修教育を最近の重要判決から審決取消事例中心に敗訴原因分析と討論方式を中心に行うなど、審判官教育を強化する。

あわせて、判例に対する健全な批判及び生産的な代替案の提示を通じて審判の質の向上を図るため、特許商標判例論文公募をさらに活性化していく。また、審判・調停連携制度、適時提出主義の導入など、革新的な審判制度の改善を着実に推進し、審判事件の迅速かつ正確な処理のために最善を尽くす計画である。

そして、特許裁判所は、特許審判院で実施される口頭審理は、技術争点について議論された内容を正確に把握することができるという点で肯定的に評価しており、審判当事者の立場では、リラックスした自由な雰囲気、実物製品及び動画を利用した技術内容の把握を通じて事件の争点を明確にすることができ、多くの助けになると評価されている。また、内的には、口頭審理の拡大により審判の迅速性及び正確性が向上しただけでなく、事実上第1審の役割を果たす特許審判員の地位向上にも大きく寄与している。将来、特許審判院は、遠隔映像口頭審理システムを拡大して実施するなど、利用者の不便を最小化する一方、口頭審理期日前に当事者に審理すべき事項を明確に通知する争点審理文書の事前通知制度を活性化することで争点に対する集中審理で口頭審理の効率を



最大化するなど、各種制度改善の努力

を持続的に行う計画だ。

### 3. 審判の公平性の向上

特許審判院審判政策課技術書記官 **クアク・ジュホ**

特許審判院は、審判の迅速性・正確性向上の努力に加え、公正な紛争解決基盤の整備、審判官の公正な審判業務遂行のための環境造成、外部専門家の審判参加及び審判の質委員会への参加など、様々な方法で審判の客観性・透明性を高め、審判の公平性を高めるための努力も合わせて行ってきた。

#### 1) 審判長及び審判官職位の民間開放

審判長と審判官を特許庁からのみ補充することにより発生する公平性に関する権利侵害の恐れという懸念を払拭し、優秀な審判人材を確保するため、2017年には民間開放型職位公募を通じて、産業界と弁理士業界の現場での長年の勤務経験と専門的な知識を有する外部専門人材を審判長と審判官として直接採用した。特許実用新案分野の局長級審判長1名と課長級審判官2名、そして商標・意匠分野の課長級審判官1名を採用し、審判長及び審判官職位の民間開放を通じて審判の公正性を高めることに貢献することが期待される。

#### 2) 国選代理人制度の運営

知的財産権紛争にかかる費用及び時間は社会的・経済的弱者に大きな負担として作用し、時には公正な競争を困難にする要因として作用する。特許審判院は、物的・人的資源が不足している審判当事者が審判過程に十分に対応できず、不当に敗訴することを防ぐため、2019年

7月から国選代理人制度を運営している。2021年には国選代理人選任申請期間及びその支援対象の拡大、申請手続きの簡素化を内容とする「特許審判院国選代理人選任及び運営に関する規則」が改正され、審判事件における社会的弱者の権益保護が一層強化された。

国民基礎生活給付受給者、障害者、中小企業などの社会的・経済的弱者は、審理終了までに国選代理人選任申請書と自分が支援対象者であることを証明する書類を提出して国選代理人選任を申請できる。国選代理人選任申請時に申請者の同意がある場合、行政情報共同利用を通じて確認可能な書類については提出を省略できる。国選代理人が選任されると、選任された国選代理人が出願人の審判事件について代理業務を遂行し(特許審判院が社会的・経済的弱者に代わって国選代理人に所定の手当を支給する)、出願人は既に納付した審判庁手数料及び訂正請求料を返還される。

2022年には、特許分野で6件、商標分野で27件、意匠分野で7件の国選代理人選任支援があった。

#### 3) 民間専門家の審判の質委員会参加

特許審判院は、裁判所で審決取消された事件の原因を分析する審判の質委員会を商標・意匠／機械／化学／電気・通信の4つの分野に分けて四半期

ごと開催している。

審決取消の原因を公正かつ客観的に分析するため、2022年には各分野別委員会の6つの委員会を設置した。

7名の委員のうち3~4名を学界、産業界、弁理業界等の民間専門家で構成し、内部委員のうち1名をその審判の質委員会と異なる技術分野の審判官で構成した。特に、弁理士委員の代表性を強化するため、弁理士委員は大韓弁理士会から推薦を受けている。

2022年に計4回にわたり、計118件(類似事例は統合して議論)の審決取消事例を検討し、検討結果を審判官に還流し、今後発生しうる類似事例に備えることができるようにした。

#### 4) 口頭審理の映像中継

口頭審理は、審判官が当事者の証人の陳述を直接聞くことが可能で、即時の反問を通じて真相を把握し、矛盾する事項を容易に発見して疑問点を明確にすることができ、審判の公平性を高めることに大きく貢献しうるもので、口頭審理は公序良俗に反しない限り、一般にも公開することが原則である。しかし、口頭審理は審理期日と場所が決まっているため、国民の関心度の高い事件に対する口頭審理が開催されても出席が難しいという問題があった。これにより、審判事件中、審判長は公共の利益のために必要だと認める場合、口頭審理の全部又は一部について中継を目的とする録画又は撮影を命じることができ、録画された録画物を今後インターネットなどで公開できるよう法的根拠を設けて 2019

年6月から施行し、今後、国民の関心度の高い事件の口頭審理は録画又は実況中継を通じていつでもインターネットで閲覧できるようになることが期待される。

#### 5) 専門審理委員制度の導入

急速に変化する先端技術や現場知識が必要な技術分野について、外部専門家による専門性補完の必要性が持続的に提起されてきた。これに対し、特許審判院は関連制度の導入を推進してきたが、関連特許法改正案が可決されたため、2021年10月から専門審理委員制度が施行された。

審判長は、審判進行中に専門審理委員の参加が必要と判断する場合、関連技術分野の候補者のうち1名またはそれ以上を専門審理委員に指定することができる。専門審理委員候補者は、人工知能、自律走行、2次燃料電池、無線通信(5G/6G)、動画・オーディオ圧縮、フインテック、半導体、ロボット制御、地盤安定化、変速機、バイオヘルスなど11の技術分野に約130人で構成されている。審判長が指定した専門審理委員は、審判長が要請する事項について書面を提出したり、口頭審理または審判事件説明会に出席して陳述する形で審判事件に参加する。前文審委員制度は、審判官がより迅速かつ正確に判断を下すことに大きく貢献し、これにより審判の質的水準はより向上することが期待される。

2022年には、半導体、通信分野など13件の技術的難易度の高い審判事件に専門審理委員が参加し、審判官をサポートした。

## 第4節 審査品質診断システムの高度化

### 1. 概観

審査の質担当官 技術書記官 ナム・ユングォン  
施設事務官 キム・インチョン

世界的に知的財産権を中心とした覇権競争の激化に伴い、知的財産権出願が持続的に増加し、審査処理期間の短縮とともに審査の質向上の必要性が日増しに高まっている。これに対し、特許庁は高品質の審査サービスを提供するため、独自に審査の質を測定・管理する審査の質診断制度を運営している。

審査の質診断制度の運営を通じて、特許・実用新案・商標意匠出願の審査業務が法令及び審査基準等を遵守して行われているかどうかをモニタリングし、審査過程で補完が必要な事項を見つけて改善することで、質の高い審査サービスを提供できる環境を整えている。

審査の質診断制度を通じた品質管理活動のほか、審査の質指標分析を通じた統計的な質的管理を支援するなど、

審査の質管理体制の多様化を図る一方、今年度の審査官など優秀審査官の選定を通じた奨励型の質的管理支援、審査官の決裁過程での質的診断支援、審査官の個人別審査力量点検のための質的診断コンサルティング支援など、審査局の質的管理活動を積極的に支援し、審査官を対象に診断結果を共有する質的診断説明会を開催するなど、審査官とのコミュニケーションを強化することで、実質的な審査の質の向上に貢献できるよう審査の質的管理を支援している。

## 2. 審査品質の診断制度の運営状況

審査品質担当官技術書記官 ナム・ユンゴン  
施設事務官 キム・インチョン

### A. 推進背景及び概要

審査の質の診断制度は、特許・実用新案・意匠出願の審査業務に対する自主的な診断を通じて、不備な審査を防止し、審査業務に関する制度的な補完点を発掘し、改善することで、質の高い審査サービスを提供することを目的としている。

1984年から始まった審査の質的診断制度をさらに発展させるために2000年3月に「審査評価規定」を制定し、2000年8月に次長直轄の審査評価担当官(現審査品質担当官)を新設した。審査品質担当官室には品質診断業務を遂行する審査品質官が配置されており、2022年12月末現在、特許・実用新案分野(以下「特実分野」という。)7名及び商標・意匠分野(以下「商品分野」という。)2名の審査品質官を含め、合計11名で構成されている。

### B. 推進内容及び成果

審査品質診断は審査品質担当官室に所属する審査品質官によって実施され、「審査品質診断規程」及び「審査品質診断ガイドライン」に従って実施される。審査品質診断の公正性及び正確性を確保するため、全診断過程において、審査品質官が診断対象案件の審査官の個人情報を知らない状態で診断が行われるブラインドシステムを採用している。

2019年から従来の審査評価体系を脱皮し、ポジティブなパラダイムの審査品質診断制度に改編され、審査品質現況点検、今月の審査官選定品質診断、脆弱部分企画診断、前決裁者診断、審査決裁支援及びコンサルティングなどの様々な次元で品質診断が行われており、このような診断結果が実質的な品質向上につながるように支援している。

表Ⅱ-1-28 審査品質診断の種類及び特徴

品質診断の種類	診断目的	診断対象
審査品質現況点検	定期的な審査品質現況点検・測定	審査課/チーム別に均等抽出した審査案件
今月の審査員	審査品質優秀審査官選定	審査局推薦/直接支援候補者審査案件
企画診断	脆弱部分点検及び品質管理支援	政策的必要性または審査局の要請事項
前結晶処理診断	専決審査官の品質管理支援	全決裁権者処理件(発送前診断)
決済支援/コンサルティング	決裁者レビュー支援及び審査能力測定	決裁検討/コンサルティング依頼審査案件

#### 1) 審査品質の現況の点検

全体的な審査品質の現況を定期的に点検し、審査品質の変化を持続的に観察するために2021年から現況点検診断

を導入し、品質診断結果を審査局に提供することで、審査局の自律的な品質管理体制が安定的に運営できるよう支援している。

2022年には特実分野148の審査チームに対してチームごとに10件を均等に抽出し、合計1,480件の審査品質を診断し、商標意匠分野は27の審査チームに対してチームごとに36件を均等に抽出し、合計972件の審査品質を診断し、四半期別の品質診断結果及び診断事例を審査局と共有し、品質管理の基礎資料として活用した。特に、外部顧客満足度調査で下位になった「審査官別進歩性判断偏差及び記載不備に対する視覚偏差」を解消するため、現状点検診断過程で発見された87件の特実分野進歩事例を審査局と共有することで審査の一貫性を確保するなど、顧客満足度の向上に努めている。

## 2) 今月の審査員

審査局は、自己検証を通じて審査能力が優秀な審査官を局候補として推薦する一方、自ら審査品質を管理してきた審査官が直接支援を通じて候補として参加できるようにしている。審査品質担当官室は、候補者に対して審査品質を診断し、四半期ごとに今月の審査官を選定して激励し、単に審査エラーを最小化するための消極的な品質管理から脱却し、優秀な審査事例及び審査パターンを共有し、ベンチマーキングを通じた同上昇型品質管理を推進することで、高品質審査を志向する審査文化を造成している。

2022年は、特実分野172名、商標意匠分野29名の候補者が参加し、特実分野計20名(四半期ごとに5名)、商標意匠分野計4名(四半期ごとに1名)を今月の審査官として選定した。候補者が直前四半期に終了した審査案件のうち、

特実分野は候補者1人当たり4件(登録決定2件、拒絶決定2件)を抽出して審査品質を診断し、商標意匠分野は候補者1人当たり15件(登録決定10件、拒絶決定5件)を抽出して審査品質を診断した結果、選定した。

2020年3月から審査局の推薦以外に審査官が直接支援できるように参加経路を多様化し、2022年には直接支援者の増加傾向を反映して特実分野最大20人、商標意匠分野最大4人に直接支援参加限度額を拡大し、特実分野は審査官の平均着手点数を基準に区間を設定し、公平に競争して選抜できるように制度を運営することで、選定結果の信頼性を確保した。

## 3) 企画診断

企画診断は、品質脆弱部分や審査政策の運営現況の点検など、品質管理政策上必要な分野を診断することで、より効果的で直接的な改善事項を発掘するために2018年下半年から本格的に導入された。

2022年に特実分野は、チーム長中心の品質管理体制を支援するための特許チーム長対象の品質診断を114件診断し、一定審査経歴に達した審査官に品質管理を支援する経歴別診断として3年目単独審査官(32名)に対する審査品質診断(128件)を実施した。商標意匠分野もチーム長中心の品質管理体制を支援するための審査チーム長対象の品質診断228件と、チーム長の品質評価に対する深層診断結果を分析するために162件を抽出し、診断を行った。各企画診断結果を基に審査関連規定、電算システム、審査経歴別審査官教育、

業務方式などに対する改善案を導き出し、関連部署と協議して反映されるよう

#### 4) 専決処理の診断

業務専決規定に基づき、特許チーム長の決裁を経ずに審査官専決で終結される審査件について、審査品質担当官室が品質管理を支援している。審査官の専決で、処理される最終決定書が発送される前に抽出して審査品質を診断し、誤りが発見されたり再審査する必要がある場合、審査官に通知してこれを直してから発送されるようにしている。特許チーム長中心の品質管理体制の安定的な運営のため、特許チーム長の決裁を経ずに終結される件について、審査品質担当官室が品質管理を支援するものである。

2022年に特実分野で合計162件の審査官前決済処理件を抽出し、審査品質を診断し、その結果、3件について再検討意見を審査局に提供し、再審査できるようにすることで、審査品質管理の盲点を支援した。

#### 5) 決裁支援及びコンサルティング

審査チーム長が決裁過程で諮問が必要な場合や争点を発見した場合、審査品質担当官室に品質診断を要請し、その後の処理に診断結果を参考にできるようにする決裁支援システムを導入・運用することで、審査決裁を支援している。

また、審査官が個別に自分の審査パターンや審査能力について客観的に測定を受けたい場合は、審査品質担当官室にコンサルティングを依頼し、自分の審査品質レベルを把握し自律的な品質

推進した。

管理を行うことができるようにした。2022年にも特実分野審査官のコンサルティングの依頼に対応し、品質診断コンサルティング結果を提供した。

#### C. 評価及び発展方向

審査品質現況点検診断は、審査チームごとに均等に診断対象件を抽出し、審査過程全体に対する審査品質を測定し、診断結果は、庁の審査品質管理の基礎データとして審査品質政策の方向性の決定に活用されている。また、発掘された診断事例を審査局に共有することで、審査官毎の判断偏差を最小化し、一貫した審査処理を誘導して審査品質を向上させ、顧客満足度を高める重要な役割を果たしている。

企画診断は、一般的な審査品質の点検だけでなく、品質管理政策上必要な様々な審査部分や診断観点まで拡大することができ、審査品質担当官室が独自に選定したもの以外にも、審査局が必要とする部分に対する需要調査を通じて、実質的な審査品質向上に役立つ対象を選定して実施することで、審査局に合わせた品質管理を支援する計画である。

一方、他の診断とは異なり、優秀事例を発掘し、審査品質が優秀な審査官の励ましを通じて積極的な品質管理を追求する今回の審査官制度は、審査官の自律的な品質管理の雰囲気活性化し、士気を高めるきっかけとなっており、参加機会をさらに拡大し、診断基準を改善して自律的な品質管理を一層強化する



必要がある。

審査官前決済処理件に対する品質診断は、審査エラー事項を発送前に治癒し、審査品質をおもとから向上させる機能を果たしており、決裁支援及びコンサルティング診断は、従来の一方向の品質

診断から脱却し、審査品質担当官室と審査局との相互コミュニケーション、協力を通じた有機的な審査製品の品質向上の手段としての機能が期待でき、今後、品質中心の審査文化の醸成に大きく貢献することが期待される。

### 3. 審査能力開発支援を通じた審査品質の向上

審査品質担当官 技術書記官 ナム・ユングォン  
施設事務官 キム・インチョン

#### A. 推進背景及び概要

審査業務は特許庁の最も本質的な業務であり、迅速かつ正確な審査業務を処理するためには、当該技術分野に対する専門知識だけでなく、関連法令の適用及び解釈、審査基準に対する十分な理解と熟知、出願人との効率的なコミュニケーションのための通知書作成能力など、審査実務に対する豊富な知識と能力が非常に重要である。

審査官の業務能力を培養して審査品質が向上するようにするためには、審査品質診断結果を基に適切な審査手順と正確な判断を行うことができるように審査基準を合理的に改善し、審査官に教育が必要な事項を導き出し、積極的なフィードバックを通じて審査実務に反映させることが必要である。

#### B. 推進内容及び成果

##### 1) 品質診断説明会及び審査事例教育

毎年品質診断説明会を開催し、審査品質向上に実質的に役立つ診断事例に対する詳細な分析結果を共有し、審査品

質診断結果に対する徹底した事後管理を継続的に実施し、審査官の審査能力を高め、審査チーム長の品質管理活動を支援している。品質診断説明会を通じて審査品質診断制度を含め、審査品質管理制度全般に対する意見を収集し、これを審査品質管理政策の策定に積極的に反映している。

一方、国際知的財産研修院が提供する新規審査官課程、審査官昇級課程、審査指導課程など審査力量強化のための職務教育課程において、品質診断で発見された審査事例及び審査品質管理のための教育を提供している。また、特実分野の外部先行技術調査機関の調査員教育にも先行技術活用事例に関する教育を実施することで、外部先行技術調査員の先行技術調査能力を向上させ、結果的に審査品質の向上に積極的につながらよう努力している。

##### 2) 審査品質に関する主要統計指標の提供

審査課長及び審査チーム長の審査品質管理業務を支援するために、特実分野の登録率、無効審判認容率、取消差

戻し率、拒絶決定不服審判請求率、再審査請求率及び登録率などに関する統計指標を算出し提供しており、商標意匠分野は、着手公告(登録)決定率、登録決定率、無効審判認容率、拒絶決定不服審判請求率、取消差戻し率、商標異議申立件数及び認容率、意匠の新規性・創作容易性・拡大された先出願・先出願違反指摘率などに関する統計指標を算出し提供している。このように様々な審査品質関連統計指標を算出し提供することで、サンプル抽出による審査品質診断制度の限界を克服し、全体的な品質管理政策を統計的に管理することができ、審査課長及び審査チーム長の実質的な審査品質管理業務を支援している。

### 3) 顧客との継続的なコミュニケーションの努力

今月の審査員選定に向けた診断で見つけた優秀審査事例を審査局にフィードバックして共有することで、他の審査官もこれをベンチマーキングできるように運営している。審査官コンサルティングを通じた今月の審査官との品質比較も間接的なコミュニケーションの役割を果たし、自主的な品質向上努力を誘導する機能を果たしている。

この他にも、内部業務共有サイト(コアシス)に審査品質診断指針を掲載し、審査品質診断に関連する質問・回答欄を常時運営し、審査業務を遂行する審査官が必要な時はいつでも関連指針や疑問点などを確認し、解決できるように支

援している。

また、外部顧客である代理人や出願人を対象に審査サービス品質に関するアンケートを実施して、顧客の立場で審査品質の脆弱点と改善点を導き出し、これを審査品質診断及び品質管理政策の方向性を設定するために積極的に活動した。

### C. 評価及び発展方向

品質診断説明会及び教育プログラムの運営、審査品質関連統計指標の提供、カスタマイズされた品質診断コンサルティング、審査決裁過程での品質診断支援など、様々な品質管理活動を通じ、審査官と審査局の品質改善努力を活性化する一方、体系的な品質管理手段を提供することで、総合的な審査品質管理システムを構築している。

また、外部顧客に対する審査サービスの満足度向上のため、調査体系を高度化し、需要者のニーズを正確に把握することで、効果的な品質政策を策定できるよう専門機関による調査を実施し、審査局と審査品質担当官が協力して審査品質診断と同時に様々な品質管理活動を並行させることで、最終的に審査品質の重要性を全構成員が共有し実践するよう努力している。

## 第5節 出願・登録方式審査の分野

### 1. 概観

産業財産情報局 産業財産出願課 行政事務官 **イ・ヨンジュン**  
産業財産登録課 電算事務 **ヨ・ウンヨン**  
産業財産出願課 行政事務官 **キム・サンミン**

方式審査とは、特許法など産業財産権法令で規定している出願人・代理人の行為能力、提出された書類の記載方式及び添付書類の提出有無、手数料納付事項など、出願・登録・国際出願関連書類の形式及び手続きに対する適合性の有無を審査することをいう。

これは特許要件等を審査する実体審査とは区別される概念で、このような方式審査手続きを踏ませるのは、特許等の産業財産権に関する方式と手続きを統一することにより、特許行政の円滑な遂行を図るためである。

産業財産出願課、産業財産登録課、産業財産国際出願課では、方式審査を通じて出願人が提出した書類の受理可否を決定することになるが、方式審査の結果、方式に不備がなければ出願・登録関連書類を受理し、不備があれば出願人等に補正の機会を与えている。にもかかわらず、欠陥が解消されない場合は当該手続きを無効とする一方、重大な欠陥がある場合には、弁明の機会を与えた後、出願・登録関連書類を受理せずに拒絶している。

2022年出願・登録など方式審査処理件数は、総方式審査事件中99.9%を6日以内に処理し、迅速で正確な方式サービスを提供し、顧客満足度を向上させる

とともに、迅速な知的財産権の創出に大きく貢献した。

分野別に方式審査の処理を見ると、第一に、国内では出願の場合、出願方式審査処理件数は131万3千件で前年より約9.37%減少した。これは、2022年全体の産業財産権出願件数の減少に伴い、出願方式審査対象書類が減少したためである。

第二に、登録書類の方式審査処理件数は103万7千件で、前年より若干0増加した。これは、産業財産権の重要性が高まるにつれ、特許権等の権利を継続的に維持するために、権利者が延滞登録料の納付や商標権の存続期間更新登録申請等を積極的に行っているためである。

第三に、特許協力条約(PCT)、マドリッド議定書、ハーグ協定に基づく国際出願書類の方式審査処理件数は約13万3千件で、前年より1.9%減少した。これは、2022年全体の国際出願件数の減少に伴い、国際出願方式審査対象書類が減少したためである。

今後も質の高い知的財産権創出のため、統合書式作成機などユーザーの利便性を高め、不備のない書類が提出されるように持続的に努力していく予定だ。

表Ⅱ-1-29 2022年分野別の方式審査の処理状況

(単位:件,%)

区分	2019年	2020年	2021年	2022年
国内出願	1,297,747(4.1)	1,376,303(6.0)	1,448,501(5.3)	1,313,993(△9.3)
国際出願	127,742(7.3)	126,826(△0.7)	136,030(7.3)	133,380(△1.9)
登録	895,233(5.7)	921,964(3.0)	1,007,472(9.3)	1,037,888(3.0)
合計	2,320,722(4.9)	2,425,093(4.5)	2,592,003(6.9)	2,485,211(△4.1)

## 2. 方式審査制度の運用

産業財産情報局 産業財産出願課 行政事務官 **イ・ヨンジュン**  
 産業財産登録課 電算事務官 **ヨ・ウンヨン**  
 産業財産出願課 行政事務官 **キム・サンミン**

技術覇権競争と保護貿易主義が定着化する中、韓国技術の戦略的資産化が企業の生存及び国家競争力に直結するなど、知的財産権の重要性がさらに高まる中、特許庁では強くて競争力のある特許出願のための全周期的な管理体系を構築している。

その一環として、出願及び登録段階でも質の高い出願書が作成され、迅速に知的財産権を獲得できるよう、顧客指向の知的財産権関連制度を運営し、持続的な改善を通じて出願人の便宜を図っている。

### A. 出願分野の制度改善

#### 1) 弁理士無料相談サービスの実施

明細書作成相談など出願人のための行政相談サービス実施ニーズに応えるために大韓弁理士会所属弁理士を活用し、顧客支援室内の弁理士無料相談サービスを週3回提供することで、知的財産権出願及び紛争解決支援に積極的に取り組んでいる。

#### 2) 顧客中心の出願業務基盤の強化

顧客中心の出願業務基盤を強化し、顧客指向の特許行政サービスを提供し自知的財産権関連法令の改正による出願関連書式変更事項及び特許によるシステム改善事項などを反映した「出願方式審査指針書」を改定発刊し、これにより一貫した方式審査処理基準で特許顧客に対する信頼性を確保しようとした。

#### 3) 特許顧客満足度向上のための質の高い出願サービスの提供

中小企業が特許手数料減免制度を容易に利用できるように「中小企業証明書類案内書」を制作・配布する一方、出願書など約35の書式について書式別標準化作成事例、具体的な記載要領を紹介した「出願書式標準事例集」を通じて、産業財産権出願書類の作成に苦勞する出願人に役立つよう便宜を図った。

## B. 登録分野の制度改善

### 1) 権利回復要件の緩和

韓国には権利回復制度が設けられているが、登録料の未納で消滅した権利を回復するためには、登録料を法定期限内に納付できなかった理由が権利者の「責に帰すべからざる事由」に該当しなければならなかった。これは、天災地変や意識不明などで権利者が登録料を納付する意思はあったが、当時不可抗力的な状況であったことを明らかに証明しなければならないなど、消滅した権利を回復するための要件を非常に厳格に適用してきた。

このような権利回復要件を米国、日本などの国際レベルに合わせて特許法、意匠保護法、商標法を改正し、「正当な理由」に緩和し、これと共に権利回復審査ガイドラインを設け、「正当な理由」という審査基準の曖昧さを解消しようとした。

### 2) 返送通知書の再発送手続きの改善

登録手続きの進行において、登録申請者が提出した書類の不備などで簡易書留で発送される通知書や案内書は、受取人が住所地に不在であるか、又は引っ越しなどで郵便物が返送されてくると、方式審査官は本人の返送書類をシステムに入力し、再び書留で発送する過程を経ねばならなかった。

このようなプロセスは、方式審査官が返送書類を処理しなければならないので、審査に集中できず、業務非効率が発生するだけでなく、書留郵便の返送費が追加で発生し、予算が無駄になる側

面があった。

このような問題点を改善するため、返送される通知書は郵便局ですぐに廃棄（破碎）し、返送情報だけをシステムに送信して再送するように手順を改善することで、方式審査官が返送情報を直接入力する必要がなくなり、審査の集中力を高めることができ、返送費用も削減できるようになった。

### 3) 年次登録料等の納付案内書の改善

年次登録納付案内は、権利者が毎年納付せねばならない年会費を期限内に納付し望まない形での権利の消滅を防止できるよう、納付期限を案内する行政サービスで、郵便、SNS、電子メールなどで権利者に送付している。

既存の案内書は、権利者が必ず知っておくべき権利消滅などの重要事項の効果的な内容伝達に限界があり、入金口座番号などの誤りが発生する場合もあり、このような問題点を改善しようとした。

主な改善事項は、納付金額、納付期限、納付口座などを中央一箇所に大きな文字で提供し、視認性を高め、権利消滅に関する注意文言を赤色のデザインで強調し、入金専用口座も目立つようにするなど、顧客の利便性増進及び可読性を向上させた。

## C. 国際出願分野の制度改善

### 1) ePCT 全面導入に伴う手続きの整備

2017 年に開始されたインターネット Web 出願 (ePCT) が 2022 年に全面導入されるに伴い、その手続きを整備し、既



存の PCT-SAFE 利用者を対象に変更関連通知書を送付するなど、出願人の混乱及びエラー防止に努めた。これにより、出願人及び代理人が国際出願を容易にできるようにし、PST の国際出願の増加に貢献したと思われる。

## 2) 国際出願活性化のための動画配信

グローバル時代に国際出願の重要性が高まっているゆえに、その重要性を知らせるため国際出願の動画を制作し、YouTube に配信した。この動画には、海外知的財産権獲得の必要性、方法及び国際出願制度のメリットなどを紹介することで、国際出願が活性化され、認識が拡大されるよう努めた。

## 3) 国際出願認識基盤の拡大

出願人に最新の国際出願情報を提供

する目的で PCT、マドリッド、ハーグ国際出願を統合した国際出願ニュースレターを定期的に発刊・配布した。

また、国際出願説明会を実施し、国際出願を計画する個人や企業が実質的な支援を受けられるようにした。

さらに、特許顧客相談センターなど実務者を対象とした国際出願懇談会、地域企業人の国際出願に関する認識向上のための国際出願教育の実施などにより、国際出願関連の相談人材の専門性を強化し、地域の国際出願認識を高めた。

今後も、より便利な国際出願環境を整えるため、PCT、マドリッド、ハーグ国際出願に関するタイムリーなコンテンツ普及、説明会等を実施する。

## 3. 形式審査の品質向上

産業財産情報局 産業財産出願課 行政事務官 **イ・ヨンジュン**  
産業財産登録課 電算事務官 **ヨ・ウンヨン**  
産業財産出願課 行政事務官 **キム・サンミン**

出願・登録方式審査の品質向上は、結果的に迅速かつ正確な知的財産権の創出を担保する結果につながり、その重要性はさらに大きい。出願・登録段階の方式エラーにより書類提出期限を逃したり、関連手続きが終了するなど、出願人の立場では公式的な意見開陳の機会もなく、知的財産権の取得が困難になる可能性がある。

よって、このような事例を防止し、方式審査の信頼性を高めるために、知的財産権関連制度の改善、方式審査官の力

量強化を通じた専門性改善、通知書及びシステム改善など、方式審査の品質向上のため着実に努力している。

このような努力により、出願・登録方式審査の平均処理期間は 3 日を超えておらず、局提出元も方式審査処理を 6 日以内に維持している。方式審査の精度も最近 4 年間 99.9% 以上を達成し、名実ともに世界最高の迅速かつ正確な方式審査サービスを提供することで特許庁の威信を高めた。



## A. 方式の品質向上のための制度改善

### 1) 内外機関とのコミュニケーション・協力強化

裁判所登記所と定期的な会議を開き、登録審査の主な争点事項について意見交換等を推進し、特許顧客相談センターの相談員の顧客に対する相談品質を高めるために、登録書類の方式審査体験の機会を提供し、登録手続きの相談業務に関する理解度向上及び専門性向上のためのコミュニケーション及び協力を強化した。

図Ⅱ-1-5 2022年大田地方裁判所登記課との懇談会



### 2) 通知書及びシステム整備

補正要求書、無効処分通知書、書類搬入流通指示書、書類搬入通知書など、国民に提供する通知書の文言を出願人の立場で分かりやすく、理解しやすく整備し、改正法令などを反映して需要者中

心の特許行政サービスを提供した。また、産業財産権法令の改正事項を出願・登録関連システムに直ちに反映し、出願人が誤認・混同しないようにし、今後も継続的に大衆の立場で通知書及びシステムを整備していく予定である。

## B. 方式審査官の専門性向上

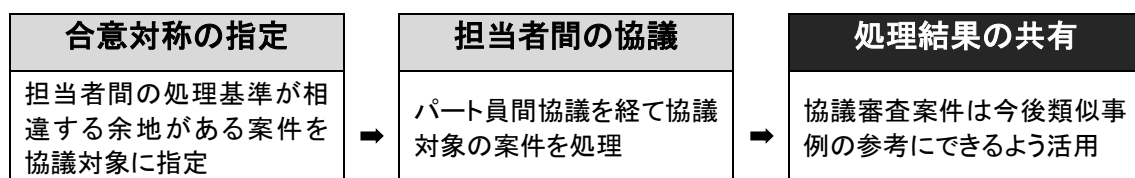
### 1) 出願・登録方式審査研究会の運営

産業財産権出願・登録業務方式審査の過程で出願人が間違いやすい、または特異なケース、関連規定を綿密に確認する必要のある資料として残して今後参考にする必要がある事例などを中心に研究会を開催し、収集された事例について問題提起及び処理方案、改善事項などを議論することで、方式審査の品質向上と業務の一貫性、継続性を高め、方式審査の実務に活用した。

### 2) 方式審査の品質向上のための協業を実施

迅速・正確な方式サービスを提供するために、パート員間、パート員-上位決裁者間の期間管理状況をクロスチェックさせることで、担当者不在などによる処理の遅延を防止し、担当者間で判断が異なる可能性のある事例について、パート内協議審査を通じてその内容を共有し、方式審査の一貫性を高める。

表Ⅱ-1-30 協議方式の審査手続き及び管理



## 第6節 審査・審判人材の専門性向上に重点を置いた教育の強化

### 1. 概観

国際知的財産研修院 教育企画課 技術書記官 **キム・ギョンミン**

#### A. 四つの主要推進戦略

特許庁国際知的財産研修院は、2022年に知的財産力量増進のための総合教育体系を構築するという目標の下、①知的財産総合力量の培養及び専門性の強化、②知的財産の普及拡大のための教育支援体系の確立、③統合プラットフォームの構築によるデジタル教育の活性化、④国際知的財産教育の戦略的活用の強化など4つの戦略を策定して推進した。

特に、2022年は、デジタル転換に対応し、非対面教育をさらに活性化する一方、国際訪問交流の再開に伴い、国際会議場施設を改善するなど、教育特性を考慮した効率的なコース編成や教育環境の変化に積極的に対応した教育運営を通じて、目覚ましい成長を遂げた。具体的には、受講生数は前年比29人も増加し、年間4万人(22年54万人)、平均教育満足度は90点以上を示した。

#### B. 知財専門家の養成

国際知的財産研修院は、来るべきグローバル知的財産覇権競争に備え、世界最高の審査・審判サービスの提供をはじめ、庁内の知的財産全般の力量を強化するための総合教育課程を運営している。具体的には、急速な技術変化と融合・複合化のトレンドに対応するため、二次電池の技術動向などの審査官オーダーメイドのコースや、NFTとデジタルコ

ンテンツビジネスなどの新技術教養講座を運営し、新技術基礎や技術分野別の産業動向講座を通じて、全体的な産業トレンドの把握を支援する一方、職員の法的意識向上のための法律教育を拡大し、審査官の専門性向上のための証拠調査教育課程を開設した。また、経済・産業 이슈や政策動向を把握するためのIP政策インサイト特別課程を運営するなど、技術、法制及び政策を包含する知的財産教育課程の編成・運営を通じて職員の総合力量を強化しようと努力した。

#### C. 知的財産の普及

国際知的財産研修院は、審査・審判人材に対する教育だけでなく、民間・公共部門知的財産業務従事者の能力向上のため、他省庁・自治体公務員、企業・研究所など関連業務従事者の専門性を高めるための知的財産教育を積極的に拡大している。

2022年には、公共部門の知的財産基盤強化のため、韓国研究財団、国立保健研究院など大学・公共機関の研究者520人余りを対象に、大学や公共機関を対象にカスタマイズされた知的財産教育を実施し、慶尚北道警察庁など犯罪捜査機関、関係機関実務者及び公務員に合わせたコースを強化し、科学技術部産業技術振興協会との協業で中小企業の競争力強化のための新技術産業動

向及び対応戦略に合わせた実務教育を運営するなど、公共民間部門の知的財産基盤構築のための教育課程の発掘と関係機関との教育協力をさらに拡大している。

#### D. デジタル教育の拡大

また、研修院は、国民向け知的財産力量涵養のため、デジタル環境を基盤にカスタマイズされた学習を支援する知的財産スマート教育を通じた知的財産の普及に着実に取り組んでおり、2022年には国民誰もが知的財産教育を受けることができるモバイル学習環境を構築し、従来分離運営されているシステム統合及び AI とビッグデータ基盤の知能型学習システム開発を主な骨子とする知的財産デジタル教育統合プラットフォームの構築を推進し、今後、デジタル知的財産教育サービスの質を一段と高めることができると期待される。

この他にも、小・中・高生を対象にしたデジタルコンテンツやカリキュラム支援による青少年発明 e-ラーニングなどが「韓国教育寄付大賞」を受賞し、2015年からオンライン遠隔学習を通じて知的財産学学士を取得できる知的財産学単位銀行制度を運営し、2022年には合計 21 科目で 1.1 万人が受講し、143 人の学士(2021 年 118 名)を輩出する成果を上げた。

#### E. 国際教育協力の強化

最後に、国際知的財産研修院は、国内外の知的財産権教育機関との協力を強化し、グローバルな知的財産専門家

を養成し、途上国の知的財産専門人材の育成を支援することで、知的財産先導国としての国際的な地位をさらに確固たるものにしていく。

2022 年には、過去 3 年間 WIPO と協力して推進してきたグローバル知的財産教育コンテンツである「IP パノラマ 2.0」の開発を完了し、これを活用して開発途上国の優秀な IP 専門家課程(AICC)及び発明教員養成課程(TOT)を運営し、教育対象を審査審判官以外にも知的財産業務担当者に拡大する一方、オン・オフライン融合教育を実施し、383 名の外国人教育修了者を輩出した。

また、国内輸出企業保護のため、韓国の関税庁と締結して知的財産権教育を実施し、WIPO 及びオーストラリアと知的財産教育協力を強化し、サウジアラビアなどに国際的な知的財産教育コンテンツの提供を推進するなど、グローバル教育協力を一層強化した。

#### F. 今後の計画

国際知的財産研修院は、グローバル技術主導権及び知的財産競争の激化に伴い、庁の知的財産能力向上のための立体的な教育体系を構築し、知的財産需要者の底辺拡散のための教育体系を全面的に改善する方針だ。また、開通した知的財産デジタル教育統合プラットフォームの安定的な運営基盤を整え、需要者中心のデジタルコンテンツを迅速に開発・提供することで、安定的な運営基盤を構築しより簡単かつ迅速に知的財産教育サービスを提供できるよう努力する。

## 2. 実務中心の専門教育課程の運営

国際知的財産研究院 知的財産教育課 行政事務官 **キム・ヒョンシク**

### A. 推進背景及び概要

国際知的財産研修院は、デジタル経済をリードする知的財産人材の育成を目指し、世界最高水準の質の高い審査・審判サービスを提供するため、多様な実務中心の教育課程を運営している。審査官の経歴別にカスタマイズされた昇級課程、知的財産法制度及び審査官の法律専門教育など、実務中心の教育課程を運営することで、審査・審判人材の育成を支援する。

### B. 推進内容及び成果

基本必須教育である新規審査官、選任・責任審査官昇級及び審判官候補者課程を経歴に合わせてレベル別・段階別に運営し、各分野別(商標・意匠、機械、化学、電気分野)に審査関連の主要争点及び審決・判例研究・分析など実務中心の教育を通じて審査・審判専門人材を養成しており、審査・審判官の問題解決能力向上のために事例中心の教育を行っている。

その他、権利別・技術分野別審査事例及び審決判例研究、先行技術調査教育など多様な教育課程を通じて基礎から深化までレベル別の問題解決能力及び審査ノウハウ教育を実施して教育の質を向上させるために努力している。

また、審査・審判官の法律専門性向

上のために民法など主要法律科目の教育拡大と審判の専門性向上のために証拠調査教育課程を開設し、証人尋問技法、現場検証の進行過程、事例を通じた証拠採用の可否など様々な訴訟実務教育を強化しており、商標法及び特許法の教育(上・下)と、争点と事例課程に拡大して、知的財産関連法律及び制度教育における専門性を大幅に向上させ、既存の海外特許制度の理解課程を海外主要国別(米国、欧州、中国、日本)の特許法、制度及び事例、判例の深化教育に細分化し、法改正事項、国際協定灯台、内外環境変化に対応した海外知的財産権コアリーダー育成のための関連専門教育に拡大した。

それだけでなく、審査・審判官等級別教育課程の専門化・細分化、知的財産法律教育の細分化など、総合的な能力開発のための教育体系を構築すると同時に、新規審査官、審査官昇級課程として特許技術の価値評価方法、IP 金融、創業投資などの事業化手続きを学習する「技術取引とIP 価値評価科目」を含め、海外主要国の特許侵害事例などを学習し、韓国と比較分析する「海外知的財産権侵害事例研究科目」を追加して知的財産政策の理解度を向上させ、デジタル経済時代における我が国の主な知的財産政策への理解と共有を図り、質の高い審査・審判サービスを提供する上で重要な基盤となった。

表Ⅱ-1-31 教育訓練の現況(2022年実績)

(単位:日,人)

課程名		教育日数	修了人員
基本 課程	第4期 選任審査官 昇給(技術)	7	46
	第4期 選任審査官 昇給(行政)	7	27
	第1期 審判官 証拠調査教育	1	31
	第4期 責任審査官 昇給(技術)	7	38
	第10期 審査指導(技術)	1	71
	第4期 審判官 候補者(技術)	5	41
	第55期 新規審査官 課程(行政)	17	22
	第55期 新規審査官 課程(技術)	17	46
	第2期 審判官 方角専門教育	3	81
専門 教育	第18期 民法の理解(総則)	5	187
	第10期 著作権法の理解	3	174
	第26期 特許法 理論(上)	5	175
	第18期 民法の理解(物権)	3	95
	第3期 欧州の特許制度	2	55
	第4期 米国の特許制度	2	71
	第23期 商標法 理論(上)	5	132
	第3期 中国, 日本の特許制度	2	62
	第26期 特許法 理論(下)	5	132
	第5期 海外の商標・意匠制度(商標)	1	28
	第5期 海外の商標・意匠制度(意匠)	1	22
	第17期 意匠保護法(理論)	5	103
	第18期 民法の理解(債権)	3	84
	第10期 不正競争防止及び営業秘密保護法(理論)	3	42
	第23期 商標法 理論(下)	5	42
	第17期 意匠保護法(争点と事例)	3	75
	第18期 民事訴訟法 理論	5	111
	第5期 不正競争防止及び営業秘密保護法(争点と事例)	3	62
	第18期 民事訴訟法(争点と事例)	3	85
	第26期 特許法(争点と事例)	3	106
第23期 商標法(争点と事例)	3	80	

課程名		教育日数	修了人員
職務 教育	第3期 審査事例研究(商標)	1	39
	第13期 審査事例研究(基礎, 技術)	2	83
	第3期 審査事例研究(意匠)	1	25
	第12期 新規公務員課程	5	41
	第18期 先行技術調査(電気)	2	37
	第18期 先行技術調査(化学)	2	32
	第18期 先行技術調査(機械)	2	26
	第13期 審査事例研究(深化, 技術)	2	196
	第5期 特許・実用新案審査基準ハンドブック読解(上)	3	58
	第3期 IP-R&D 及び特許ビッグデータ分析戦略	2	69
	第13期 新規公務員課程	5	46
	第22期 審決・判例研究(行政)	2	37
	第23期 審決・判例研究(技術)	3	32
	第5期 特許・実用新案審査基準ハンドブック読解(下)	3	99
	第2期 周知の符合事例研究	1	75
合計		171	3,221

### C. 評価及び発展方向

審査・審判官に対する経歴別カスタマイズ教育、知的財産法・制度及び審判官の法律専門教育などを通じて、審査・審判人材の専門性と実務能力を強化し、現業適用度を高め、審査・審判の質的向上に貢献している。

2023年には、教育需要調査を反映し、特許請求の範囲解釈要領及び事例教育、出願書及び明細書作成実習教育など審査実務中心の教育課程の運営を通じて業務効率を高めるため、様々な教育課程を開設する計画であり、職員の法的認識を高めるため、知的財産権関連法律教育及び審判専門性向上のための証拠調査関連教育課程の期間を

拡大するなど、法・制度教育も強化する計画である。

また、知的財産の創出・活用・保護に関する教育・訓練を強化し、知的財産生態系全般にわたるバランスの取れた政策力量の向上を通じたマクロ的な目線の審査・審判官の養成に努める。



## 第2章

# 環境変化に応じた知財権制度の運営



## 第1節 特許・実用新案分野

### 1. 概観

特許審査企画局 特許制度課 技術書記官 **ミヨン・デグン**

人工知能、ビッグデータ、6G 通信などの新技術が様々な業種間の融合・複合化を通じて新たな産業と付加価値を創出するデジタル大転換時代をリードしている。デジタル大転換時代には、情報通信技術(ITC)を基盤に異分野の技術が融合して新たな価値が生まれており、このような変化に伴い、知的財産にも画期的な変化が現れている。

特にデータを基盤とする人工知能技術は、韓国社会の各分野で様々な変化をもたらし、伝統的な特許制度の変化を要求している。最近では、人工知能が自ら新しい発明をしたという特許出願も出現し、人工知能を発明者として保護すべきかどうかの議論も活発に展開されている。特許庁はこのような需要に合わせ、関連産業界と緊密に協力し、新たに発展する新技術に対して適切な制度を改善するために継続的に努力している。

まず、特許庁は、人工知能技術の急

速な発展に対応して、人工知能を発明者として認めるかどうかについて、国内・外の様々な専門家の意見を収集した。具体的には、国内の産業界、学界、法曹界の専門家で構成された人工知能協議会を発足し、人工知能を発明者として保護すべきか否か、人工知能を発明者として保護することが我が国の技術競争力を強化できるのかなどについて多様な議論を行った。それだけではなく、ドイツ、英国、フランス特許庁を含む世界知的財産機構(WIPO)と人工知能を発明者として保護することに関連し、国際的に制度が調和できる方案などについて議論をけん引した。

また、半導体などの先端技術とコロナワクチン、治療薬など国民保健に重要な技術について、新規の特許取得が可能なように優先審査を実施した。さらに、微生物の寄託と遺伝子配列リストに関して、国際的な基準に合わせて特許出願、審査手続きを整えた。

一方、高度な集中力を必要とする特許審査業務の特性を反映して、午前、午後の特定時間帯を集中審査時間帯に指定し、定められた時間内に最大限の審査品質を確保できるようにし、外部からの特許顧客に対する電話対応を、審査課別代表電話を通じて対応するようにし、事前に審査履歴を検討することで、顧客への充実した回答ができるようにするだけでなく、審査業務の集中度を向上させ

るための新たなコンセプトの顧客対応制度を導入した。

それだけでなく、2022年に施行された「公職者の利害衝突防止法」制度に対応して、初の民間出身特許庁長の誕生だけでなく、様々な専門家が採用される審査官の民間経歴による利害衝突の状況を根本的に遮断し、公正な審査環境が定着することを期待する。

## 2. デジタル新産業分野の先導のための特許制度の改善

特許審査企画局 特許制度課 工業事務官 **イ・ドンファン**  
施設事務官 **ハン・ジソン**  
工業事務官 **イ・スハン**

### A. 推進背景及び概要

人工知能、モノのインターネット、ビッグデータなどの新技術が様々な技術分野と融合・複合化され、デジタル転換を主導している。これにより、デジタル転換を主導する産業を支援するため、新技術に合わせた特許制度を改善する必要性が増大し続けている。

近年、チャット GTP などによって AI の技術は急速に発展している。AI が音楽、美術などの著作物を自ら生成する場合もあるだけでなく、特許分野でも AI が発明をしたという事例が出現している。このような傾向に対応して、AI を発明者として認めることができるかどうかについて、国内専門家及び主要国特許庁との議論を継続している。

AI 技術だけでなく、最近、半導体などの先端技術に対する世界的な競争が加速している状況で迅速な審査サービス

を提供するための優先審査の適用対象を半導体など国家先端技術に拡大し、デジタル転換を支援している。

新型コロナは、全世界的にデジタル転換が加速するなど大きな影響を及ぼし、知的財産行政と法制度も例外ではなかった。これに伴い、特許法制度においても、国家的な災害に対応する体制を構築するため、災害の克服に関連する新型コロナワクチン、治療薬技術を迅速に審査できるように優先審査制度を改編した。

また、微生物寄託に関する情報がオンラインで共有されており、それに対する証明書類の提出を省略できるように手続きを簡素化した。そして、国際知的財産機構(WIPO)が変更した配列リスト標準に合わせて、特許庁に提出する遺伝子配列リストを国際標準に一致するように変更した。

## B. 推進内容及び成果

### 1) 人工知能(AI)による発明の知的財産政策からの検討

AI 技術の急速な発展に伴い、発明の過程でもAIの活用が増加している。また、AI が創作に貢献した発明について、AI を発明者として認めることができるが、その発明は誰に権利が与えられるべきかなど、知的財産面での議論が世界中で活発に行われている。

#### ●AI 発明者問題などの議論状況

特許庁は 2021 年から AI 発明専門家協議会を設置し、2021 年以降を運営し、学界・法曹界・産業界など様々な分野からまた、国際的にも、米国、EPO、中国、英国などが参加した先進 7 カ国国際カンファレンスの開催や主要国特許庁との二国間協力を通じて、各国での議論事項を共有し、AI の知的財産政策に対する共通の方向性を設定するために努力している。

様々な議論を通じて、主要国は、AI 知的財産政策の確立には国際的な調和が最も重要であることに合意し、今後、各国での議論を共有し、WIPO、IP5、両者会議など様々な国際的なチャンネルを通じて緊密に協力していくことに合意した。

#### ●特許庁の主な活動及び成果

2022.3 月には、AI 発明専門家協議会で議論された事項、政策研究結果及び国際会議を通じた各国の検討内容などを集約して「人工知能と知的財産白書」を発刊し、この白書は韓国内だけでなく海外の知的財産専門家の大きな関心を

呼び起こした。また、オーストラリアなど外国の特許庁と国家知的財産委員会、産業通商資源部、科学技術情報通信部など AI 関係省庁からも原文資料の共有を要請されるなど、AI に関連する知的財産問題について最も豊富で洗練された情報を提供する最初の事例となった。

2022.9 月には、WIPO が主管する「知的財産と AI」フォーラムで、AI 発明者に関連する国内外の専門家の議論及び白書発刊内容などをテーマに発表し、国際的な議論をリードし、2022.12 月にはドイツ、フランス、英国など知的財産先進国の特許庁との高官級会議を通じて、各国の AI 発明者認定可否に対する見解及び今後の政策方向などを共有し、緊密に協力することに合意した。

#### ●AI 発明者の記載事例

2019 年からアメリカのテイラー博士は、AI が人の介入なしに自ら発明したと主張し、発明者を AI である DABUS と記載し、韓国を含む世界 16 カ国に特許出願した。これは、AI の発明者を認めるかどうかについての国際的な議論を引き起こすきっかけとなった。

これに対し、特許庁は、米国、英国などほとんどの国での決定と同様に、現行特許法では人間のみが発明者と認められるため、発明者を自然人として記載すべきであるという補正命令(22 年 2 月)を出した。これに対応して、出願人は、AI の DABUS として記載された発明者を自然人に補正しなかったため、特許庁は当該出願を 2022 年 9 月に最終無効処分した。その後、出願人はこれに不服して 2022 年 12 月に行政訴訟を提起し、現在、裁判所で係争中である。

一方、国際的にも、2021 月 7 月に AI も発明者になれるとしたオーストラリアの 1 審裁判所の判決は、2 審裁判所で自然人のみが発明者と認められるという理由により全会一致で破棄(2022 月 4 月)され、2022 月 11 月に最高裁で判決が確定した。続いて、米国、ドイツ、英国等でも発明者は自然人しか認められず、AI を発明者として記載できないという判決が下され、最後に最高裁の判断を待っている。

## 2) 半導体など先端技術の優先審査

世界的な技術覇権競争が激化する中、韓国企業の国際競争力を強化するため、国民経済及び国家競争力強化に重要な先端技術について優先審査を支援できるように特許法施行令を改正(施行)した。

改正された施行令は、多様な先端技術への拡大を迅速に行えるよう、特許庁長官が優先審査対象を職権で指定・公告する方式を適用したもので、全省庁的な支援が急務である半導体分野から先に優先審査対象に指定した。

これにより、韓国企業や大学及び公共研究開発機関などが迅速かつ正確な審査を通じて半導体関連技術に対する特許を確保することで、デジタル転換に優位に立つことができると期待される。今後も国家的に重要な他の先端技術分野にも優先審査対象が拡大されるよう努力する予定である。

## 3) コロナワクチン・治療薬の優先審査

災害関連出願を優先審査対象に追加する特許法('21.6.23 施行)の改正事項を反映して特許法施行令を改正し、「感染

症の予防及び管理に関する法律」上の医療・防疫物品又は「災害及び安全管理基本法」上の災害安全製品に直接関連する出願を優先審査対象に含めた。

これとともに、新型コロナのような緊急事態に柔軟かつ迅速に対応できるよう、特許庁長官が優先審査対象を職権で指定し、公告する制度を導入し、当該優先審査職権指定制度の最初の活用事例として、国内コロナワクチンの開発と生産技術について優先審査対象に指定した。

これは、韓米首脳会談で合意された「韓米グローバルワクチンパートナーシップ」のフォローアップの一環として、2022 月 6 月にはコロナワクチンに加え、治療剤の開発と生産技術を追加指定し、国内コロナワクチンの治療剤を開発・生産、または臨床を進行中の企業の優先審査を支援しており、国産コロナワクチンの治療剤の開発と国内生産の拡大を通じてグローバルワクチンハブに飛躍し、コロナ克服に貢献することが期待される。

## 4) 微生物寄託及び出願手続の簡素化

微生物寄託制度とは、微生物関連発明を出願するときに当該微生物を寄託機関に寄託して第三者が分譲を受けて容易に実施できるようにする制度をいう。出願人は出願時に寄託機関から「微生物寄託事実証明書類」を発行してもらい、出願書に添付しなければならないため、その手続きが面倒であり、寄託証明書を発行してもらうのにも機関ごとに約1~3 週間かかるため、出願が遅れるという問題があった。

ところが、2022年に特許庁と微生物寄託機関間のオンライン情報共有が可能になったため、特許庁は微生物寄託事実証明書<sup>1</sup>の提出を省略できるように施行規則を整備した。

これにより、微生物関連発明の出願手続きが簡素化され、微生物寄託機関と連携した業務効率も向上することが期待される。

## 5) 配列リスト国際標準の適用

最近、バイオテクノロジー分野の特許に必須の配列リスト(遺伝子を構成する核酸塩基の配列順序情報を含むもの)の国際標準が2022年7月1日から変更され、施行された。この変化により、国内規定の整備が必要となった。

世界知的財産権機構(WIPO)は、以前から配列リストの作成標準例(ST.25、以下、「既存標準」)を告示してきたが、既存標準は共通の形式と構造ではなく、テキスト形式で提出され、データベース化が困難であった。このため、情報損失と詳細検索の限界が発生し、発明者、発明名称、配列の詳細による検索が不可能であった。各国の特許庁は異なる基準で配列リストを作成し、交換及び入力が難しく、世界の主要な配列情報データベースとの互換性も低かった。このような問題により、遺伝子関連特許出願の配列リストが公開されているにもかかわらず、その内容確認が難しかった。

このような問題を解決するため、3つの配列情報データセンターは2010年から効率的な配列データ共有のために国際標準の改訂を議論してきた。WIPO加盟国は2017年の情報化標準委員会第

5回会議でST.26「XMLを用いた核酸基及びアミノ酸配列リスト提示のための推奨標準」に基づく配列リスト作成方式を国内及び国際出願に適用することを決議した。

これに伴い、特許庁は、遺伝子配列の詳細検索に便利な活用などのために、WIPO配列リスト標準方式に合わせて、2022年7月1日から遺伝子関連特許出願に添付される配列リストを世界知的財産権機構(WIPO)の新規「ST.26(XTM)」標準に従って作成するようにする関連特許法施行規則と告示を改正した。

ST.26標準は、明確なファイル形式と配列リストの作成方法が定義されており、主要な配列情報データベースとの互換性が保証されている。既存の規格と比較して、ST.26規格は閉じたファイル形式を使用し、アミノ酸、分岐型配列の線形部分および核酸塩基類似体を含める必要がある。

新配列リスト関連法令の改正により、電子ファイル形式の配列リストの提出が要求され、この電子ファイルは明細書の地位を付与される。

従来は、遺伝子配列リストを含む特許出願の際、配列リストのテキストファイルを提出し、特許明細書にも配列リストを記載せねばならなかった。

しかし、今回の改正により、配列リストを添付しなければならない特許出願では、(1)WIPO標準のST.26で作成、または(2)WIPOが提供する配列リスト作成ソフトを使用して作成された配列リストの電子ファイルの特許出願書に添付しなければならない。

このように添付の配列目録は、明細書に記載されたものとみなされ、明細書に配列リストを重複して記載する必要はない。

出願書に XML 形態の配列リストの電子ファイルを添付しなかった場合、あるいは、添付したにもかかわらず ST.26 規格に準拠していない場合には、補正命令が出される。配列リストの電子ファイルは、明細書の「発明の説明」部分に記載されたものとみなされるため、配列リスト電子ファイルに対する補正も明細書の補正と同様に、新規事項が追加されない範囲内でのみ可能である。

この規定は、核酸基又はアミノ酸配列リストを含む特許出願のうち、2022 年 7 月 1 日以降に提出された出願に適用される。

### C. 評価及び発展方向

AI が創作に貢献した発明に関連する知的財産の問題について先んじて迅速かつ豊富に検討し、深い内容を盛り込んだ白書を初めて発刊することができた。これを基に、WIPO、IP5 などの国際会議で、韓国が AI 関連の知的財産政策をリードし、主要国の信頼を得られる礎を作ることができたと評価できる。AI と関連した知財 이슈は、国際的に論議中であり、各国の最高裁判所での判断も 2023 年に予定されているので、進行状況を綿密に調べ、主要国との協力も強化し、国際的に調和すると同時に、韓国の都市技術発展に役立つ方向に関連知的財産制度を確立していく計画である。

優先審査制度は、緊急処理の必要性がある出願に対して迅速に審査して特

許権を確保する制度であり、国家間の技術開発競争が激しい半導体分野、国民健康維持のために必要なワクチン、治療薬分野など、技術発展のスピードが速い新技術分野での迅速な権利創出のために継続的に支援していく予定である。今後も産業界との緊密な意思疎通を通じ、新しい技術分野を優先審査対象に追加し、優先審査制度の趣旨を最大化できる方向で優先審査制度が発展することを期待する。

微生物分野の特許で特別に運営している微生物寄託及び出願手続きの簡素化で、特許顧客が微生物関連特許を取得しやすい環境が作られるだけでなく、微生物寄託機関との業務連携もより活性化することが期待される。

新配列リスト関連規定の改正により、特許出願手続きが簡素化され、配列リストの互換性が改善された。これにより、遺伝子配列の詳細な検索が可能となり、標準化された方式で発行される特許公報の理解度が向上した。このような変化は、国内外の技術伝播と研究開発にも大きな助けになると予想される。

特許庁は、他の WIPO 加盟国とともに新配列リスト標準を同時に適用し、遺伝子配列情報の国際的な標準化と明確な情報公開を積極推進している。このために、国際的な協力体制の構築を通じて、新しい標準を迅速に定着させる努力をしている。このような努力により、バイオビッグデータの核心要素である配列情報をより迅速に提供できるようになり、生命工学と医療分野の新技術開発及び特許取得に大きく貢献すると予想される。



今後も人工知能、半導体などを含む  
新技術分野の革新を主導できるよう基

盤となる特許制度を整備していく。

### 3. 公正で信頼される特許審査制度の基盤づくり

特許審査企画局 特許制度課 技術書記官 **ミョン・デグン**  
特許審査企画局 特許制度課 技術書記官 **ファン・ジュンソク**

#### A. 推進背景及び概要

特許審査は、審査官が明細書、図面など提出された書類の内容を把握し、把握した内容を基に同一または類似の先行技術が存在するかどうかを検索し、検索結果などを考慮して、特許法で規定されている新規性、進歩性などの特許要件に合致するかどうかについて通知書を作成しなければならないなど、連続的な思考を要する高度な集中力が要求される業務である。それにもかかわらず、特許審査に集中できる環境が不足していたのが現実であった。

また、審査官が特許顧客との電話面談を行う際に、特許顧客が審査官に直接電話できるようになっており、審査官が特許顧客の希望する内容を十分に把握できない状態で電話面談を行うことにより、電話面談の充実性が確保できないという問題があった。

よって、特許庁は審査の集中を妨げる要因を除くため、午前と午後に分けて特定の時間帯を集中審査時間と指定し、審査課ごとに事務運営主務官または実務官の電話を代表電話に指定し、外部顧客の電話を代表電話で受信するよう電話対応体系を改編した。

一方、公職者の公正で清廉な職務遂

行を目的とする「公職者の利害衝突防止法」が2022年5月20日から施行された。2022年には、初めて民間の専門家が特許庁長に任命され、特許庁長の利害衝突防止措置が必要な状況であった。また、特許庁の業務特性上、民間の専門家が採用されて審査業務を行う審査官を対象に、利害衝突防止についての対策が急務であった。

これに対応して、特許庁長が就任前に遂行した弁理士業務と利害の衝突が発生しないように徹底した措置を講じ、審査官が公正な審査業務を遂行することを阻害する恐れがある利害の衝突状況を事前に予防・管理することで、特許審査業務に対する国民の信頼をさらに確保できるようにした。

## B. 推進内容及び成果

### 1) 集中審査時間制の導入及び外部電話対応体系の改編

まず、特許庁は、会議、報告などを極力控えて審査の妨げにならないように、午前9時30分から11時まで、午後2時から4時までを集中審査時間として指定した。集中審査時間制の円滑な定着のため、特許庁の全部門に集中審査時間の開始と終了時間を知らせる案内放送を実施した。

次に、審査課別の代表電話で外部電話対応ができるように「電話対応ガイドライン」を代表電話対応者に配布し、意見提出通知書とホームページに表示される連絡先を代表電話番号に一括変更した。

代表電話対応者は、外部顧客の電話番号と問い合わせ事項を所定のメモ用紙に記録して審査官に伝達し、審査官はそのメモ内容を確認し、出願履歴、技術内容等を十分に検討した上で外部顧客に回答するように電話応対手順を改編した。さらに、代表電話対応者は、特許顧客が電話応答を希望する時間帯をメモすることにより、審査官と特許顧客間の電話接続が円滑に行われるようにした。

集中審査時間制と外部電話対応の改編の施行と同時に、弁理士と出願人を対象に政策顧客サービス(PCRM)メールを送信し、改編された制度が早期に定着するよう詳細に案内した。また、特許庁のホームページを通じて制度施行を案内することで、新しい制度施行による混乱を最小化するよう努めた。

### <ホームページ代表電話案内画面>

#### 紹介

テーブル、椅子、ベッド、衛生設備、玩具、ブロック、帽子、帽子、靴、バッグ、体操器具、運動器具などの特許・実用新案に関する審査

#### スタッフ案内

所属/部署	氏名	代表電話番号	担当業務
生活用品審査課	〇〇〇〇	042-481-5109	総括/課長
生活用品審査課	〇〇〇〇	042-481-5109	審査/チームリーダー
生活用品審査課	〇〇〇〇	042-481-5109	審査/チームリーダー
生活用品審査課	〇〇〇〇	042-481-5109	審査/チームリーダー
生活用品審査課	〇〇〇〇	042-481-5109	審査

＜特許庁ホームページを通じた電話対応の改編及び集中審査期間制施行のお知らせ＞

**審査官との電話対応改変及び集中審査時間制の実施について (2022. 9. 16～)**

<b> 시행목적 </b>	고객께 내실 있는 전화응대 서비스 제공 및 심사관의 심사집중도를 높여 심사품질 향상
<b> 전화연결 </b>	모든 전화는 각 심사과의 대표 전화로 연결
<b> 집중심사시간 </b>	오전 9:30-11:00, 오후 14:00-16:00

**변경개요**

- 특허 고개**   
상당히 고지 하는 송신번호, 공간, 연락처 등 제시
- 대표전화 수신지**   
고객이 제시한 내용을 메모하여 심사관에게 전달
- 심사관**   
내용 검토 후 집중심사시간을 피해 전화 회신

## 2) 特許庁の利害衝突防止に関する措置

公職者の公正で清廉な職務遂行を目的とする「公職者の利害衝突防止法」が2022年5月20日から施行された。これにより、初の民間出身者として任命された特許庁長官の利害関係を防ぐため、就任と同時に、従来勤務していた特許法人の定款から特許庁長官の名義を削除し、使用していた弁理士コードを無効状態に切り替えた。

また、民間経歴者の割合が高い特許庁審査官(2022年12月末現在、全審査官のうち53人が民間経歴者)が任用前の勤務先が関連する出願を審査する際に利害衝突の状況が発生する可能性があり、審査処理件数が多い(2022年12月末現在17万件余り処理)特許庁の特殊な状況を考慮しながらも、利害衝突防止法の趣旨に合致するように特許庁審査官の利害衝突防止制度を構築した。

まず、審査官本人の私的利害関係者は、審査官の任命時等、事前に申告するようにし、審査官の家族等と関連する私的利害関係者は認知した時点で申告

するようにさせることで、特許審査官の利害衝突状況に対する申告手続きを設けた。

そして、私的利害関係者が関連する出願を審査することになった場合に、利害衝突のない審査官に審査官を変更したり、利害衝突のない審査官と協議審査を行ったり、当該審査官が当該出願について引き続き審査を行うか、特許可否決定段階では必ず上位決裁者の確認チェックを受けるようにするなど、利害衝突が発生した出願について公正な審査業務が遂行されるような措置手順を設けた。

また、利害衝突防止担当官である監査担当官が、利害衝突防止法に規定する申告義務に違反する事例を未然に防止するため、私的利益関係の申告及び措置の現況を定期的にモニタリングしている。

## C. 評価及び発展方向

集中審査時間制の導入及び外部電話対応体制の改編により、審査官は決められた時間内に最大限の審査品質を確保することができるようになった。

また、代表電話対応者は、審査業務の一部を遂行するという自負心を持ち、主要国に比べ相対的に不足している審査人員の一部を代替する効果をもたらした。特許顧客も自分の特許出願に関する問い合わせを事前に十分に検討させる過程を経て、審査官から充実した回答を受けることができるようになった。

集中審査時間制と代表電話による電話対応は、従来の審査業務では考えられなかった新しい試みであり、導入当初は初めて試みられたという点で慣れない点がいくつかあったが、庁内審査課長、審査官及び事務運営主務官などとの 10

回以上の協議過程を経ただけでなく、出願人、弁理士など外部特許顧客とも継続的に制度改善案を議論し、これを制度整備の過程でフィードバックすることで、審査官と特許顧客が共に満足できる革新的な制度として定着することを期待している。

一方、「公職者の利害衝突防止法」の施行に関しては、民間出身の特許庁長官だけでなく、特許審査官の利害衝突防止制度を運用することで、私的な利害関係によって特許審査業務の公平性が阻害される可能性がある状況を未然に防ぎ得ると期待している。

## 第 2 節 商標・意匠分野

### 1. 出願人の利便性向上及び審査の質向上のための商標制度の改善

商標意匠審査局 商標審査政策課 行政事務官 **キム・ワンゴン**  
行政事務官 **ユ・ジソン**  
行政事務官 **チョン・ムチョル**

#### A. 推進背景及び概要

##### 1) 商標権保護の強化

伝統的な商標の使用は、実物のある商品に商標を付ける形であったが、デジタル化時代を迎え、商品の使用形態や侵害のタイプが多様化している。インターネットとデジタル機器の使用が普遍化され、商標の使用空間がメタバースという仮想空間へと拡大している。このようなサイバー空間において、様々なデジタル商品、仮想商品が流通しており、直接実物商品の所有権が移転することなく、プログラムの購読、アップロード、ダウンロード方式など電子的な形の商標「使用」が増えている。

このような取引市場の変化を反映して、絵文字、コンピュータ・ソフトウェア・プログラム等のデジタル商品の流通行為を商標の「使用」に含めることで、不使用取消審判や侵害訴訟等において商標の「使用」の概念に関する不明確さを減らす必要性が提起された。

## 2) 出願人・権利者の利益保護及び便宜の増進

商標登録出願に対する審査の際、商標登録出願の一部商品のみ拒絶理由があっても商標登録出願の全部を拒絶し、出願人は分割出願、商品削除補正をしなければ拒絶理由のない指定商品を登録することができず、商標制度の理解が不足している個人・中小企業出願人などが商標登録を受けることが困難であるため、米国・欧州などのように部分拒絶制度を導入する必要性が提起された。

これとともに、出願商標が他人の先登録商標と同一・類似であって商標登録の拒絶理由がある場合でも、先登録商標の商標権者が後出願商標の登録に同意すれば商標登録を受けることができる「商標共存同意制」を導入し、商標使用を活性化し、商標権紛争を事前に防止すべきだという指摘があった。

## B. 商標法改正

### 1) 出願人等の便宜提供及び権利の増進(法律第 18502 号、2022.4.20 施行)

#### a) 出願人の権利回復要件の緩和

商標出願人の権利が疎明できる状況で、その例外事由を「責任を負えない事由」から「正当な理由」に緩和した。

#### b) 拒絶決定に対する審判請求期間の延長

審査官の拒絶決定及び補正却下決定に対する不服審判期間を拒絶決定等の謄本を送達された日から 30 日から 3 ヶ月に延長した。

### c) 分割出願時の優先権主張の自動認定

優先権主張をした出願を分割出願する場合原出願の優先権主張を別途表示しなくても、分割出願でも自動的に認められるようにした。

### d) 権利移転等に伴う共有者の通例使用権保護

商標権が競売等により移転、共有の商標権を分割請求した場合に、商標権者又は持分を喪失した共有者が商標を使用していた時は、通常使用権を付与するようにするが、正当な使用料を支払うようにした。

### e) 職権再審査制度の導入

登録決定された商標登録出願が設定登録される前に審査官が明らかな拒絶理由を発見した場合、登録決定を取り消し、再審査することができるようにした。

## 2) 商標権使用タイプの拡大(法律第 18817 号、2022.8.4 施行)。

既存の商標の「使用」は、通常の商品の占有、移転を前提とした譲渡、引渡しなどに限定されており、オンライン上で提供されるデジタル商品(「ソフトウェア」、「コンピュータプログラム」、「電子書籍」、「絵文字」等)の流通行為には不適當であった。これらの問題を解消するため、「商標が表示されたものを電気通信回線を通じて提供する行為、またはこれを目的として展示、輸入、輸出する行為」を商標法上の商標の「使用」に含めるように商標法を改正した。

### 3)部分拒絶制度及び再審査請求制度の導入(法律第 18817 号、W022 年 2 月 2 日公布、2023 年 5 月 4 日施行)

#### a)部分拒絶制度の導入

商標登録出願の一部指定商品のみ拒絶理由がある場合、分割出願または商品補正など出願人が別途対応しなくても、拒絶理由のない指定商品は登録できるように制度を改善した。

#### b) 再審査請求の導入

商標登録の拒絶決定後、商品補正などで拒絶理由を簡単に解消できる場合、審判手続以外に審査官に再審査を請求して拒絶理由を解消することができるようになった。

#### 4)商標共存同意制の導入を推進

商標共存同意制度は、商標登録出願された商標が先登録商標と類似しているため、商標登録の拒絶理由がある場合に、出願人が先行商標権者が作成した共存同意書を提出すると、これを後出願上の標章の登録可否の決定に積極的に反映させる制度である。

現行の商標法及び最高裁判例(最高裁 1998.5.29. 宣告 97フ 1450 など)によれば、出願人が先登録権者の同意を得て審査官に共存同意書を提出しても、商標登録の拒絶理由を解消したとは見なされない。

しかし、実務では、先登録商標権者と後登録商標権者の間で出願人間の商標権または出願を相互譲渡する迂回的な手続で拒絶理由を解消しているため、商標共存同意制を導入して審査過

程で実際の取引社会の事情を考慮できるようにし、出願人が迂回的な手続で商標を登録する不便を解消する一方、不必要な商標権紛争を防止すべきだという国内外の商標使用者の要求が続いてきた。

これにより、特許庁は、商標共存同意制導入のために海外の制度導入状況、運営実態等を調査し、共存同意制導入に関連する争点事項を分析するなど研究を進め、現行の商標制度と調和する商標法改正案を作成した。

### C. 商標審査基準の改正(特許庁例規第 130 号、2023.2.4.改正、2023.2.4.施行)」

#### 1) 部分拒絶制度手続きの準備

改正商標法(法律第 18817 号、2022.2.3 公布、2023.2.4 施行)が施行されたことに伴い、部分拒絶に関連する詳細な手続を設けた。審査官は、意見提出通知時に部分拒絶決定の趣旨を作成し、拒絶決定時にその対象となる指定商品を記載して拒絶決定しなければならず、部分拒絶決定が確定した日から 1 ヶ月以内に拒絶理由がない残りの指定商品に対する審査を行うようにした。

#### 2) 再審査請求手続きの整備

出願人が指定商品の補正などで拒絶理由を簡単に解消できる場合、拒絶決定の謄本を送達された日から 3 ヶ月以内に補正書を通じて再審査を請求できるようにした。審査官は、再審査請求期間が経過した後、1 ヶ月以内に補正を承認または却下し、以後は一般審査手続と同様に審査するようになった。



### 3)韓-EU FTA により保護される地理的表示リストの拡大

第10回韓・EU貿易委員会決定(2022年11月)に基づき、韓国で保護されるEUの地理的表示リスト44件を追加した。一方、EUで保護される韓国の地理的表示リストは41件(高麗黒参、完島苔など)が追加された。

### D.商品分類制度の改善

#### 1)仮想商品審査ガイドラインの策定

仮想世界に関する産業が活性化され、関連出願が増加するにつれ、仮想商品には別途の類似群コードを付与し、仮想商品分類体系の基盤を構築した。また、包括名称である「仮想商品」自体は不認定とし、これを具体的な現実商品と組み合わせた場合に商品名称として認めた。一方、仮想商品と現実商品は非類似と推定するが、著名な商標などは出所の誤認・混同を考慮して類似比較するようにし、現実と非類似の仮想商品間には非類似と推定し、商品の特性に応じて個別に判断するよう指針を設けた。

#### 2)新規商品関連告示名称等の整備

新規商品名称を指定商品とする商標出願の増加により発生する商品審査の一貫性低下の解消及び商品審査の正確性を向上させるため、告示名称の整備及び類似商品審査基準を整備した(特

許庁例規第128号、2022.12.27.改正、2023.1.1.施行)。

### E. 評価及び発展方向

2022年の商標法改正により、オンライン上のデジタル商品流通行為を商標使用類型に含め、デジタル環境の変化を反映する一方、権利回復要件の緩和、拒絶決定不服審判等の請求期間の延長、部分拒絶制度と再審査請求制度等の導入により、個人・中小企業出願人が商標権を確保するのに役立つと期待される。

そのほか、部分拒絶、再審査請求など商標登録及び出願手続きに関する審査基準をより具体化し、新しい商品名称を反映するなど、審査基準を整備して審査の一貫性を高め、出願人の権利確保に貢献する予定である。

2023年には、当事者間の契約による無償商標使用の拡大及び紛争の事前予防のための商標共存同意制導入のための商標法改正を推進する一方、商標登録料返還対象の拡大、マドリッド国際商標登録出願への分割出願の導入など、出願人の利便性向上及び権利向上のための制度改善を引き続き推進する。

## 2. 意匠の規制緩和及び保護強化のための意匠制度の改善

商標意匠審査局 意匠審査政策課 行政事務官 ソン・ユンソプ  
施設事務官 キム・ジフン

### A. 推進背景及び概要

意匠権保護は、企業だけでなく、国家経済面でも重要性が高まっている。このような経済・社会的変化により、企業は革新的な意匠、創造的なブランドイメージなど差別化された意匠戦略で企業の競争力を高めている。また、デジタル転換により新技術を活用した画像意匠が登場している。

これに伴い、特許庁は意匠の創作を奨励し、産業発展に貢献できるように意匠制度の改善を推進している。2014.7.1意匠保護法前部改正を通じて意匠の創作性要件を強化し、新規性喪失の例外主張手続きを改善する一方、複数意匠登録出願要件を大幅に改善した。また、ハーグ協定に基づく国際意匠出願制度を導入し、従来の類似意匠を廃止し、関連意匠制度を導入する一方、意匠の存続期間も20年に延長した。

そして2017年度には意匠保護法のうち新規性喪失の例外主張期間及び時期を拡大し、2019年度には社会的弱者の知的財産権保護強化のため、低所得者、障害者、青年創業者などに意匠審判を無料で支援する意匠審判国選代理人制度を施行した。2020年には、故意の侵害の場合、損害として認められた金額の3倍まで賠償する懲罰的損害賠償制度を導入し、施行規則を改正して意匠図面の提出要件を大幅に緩和した。

2021年度には画像意匠の定義規定

を新設し、電気通信回線を通じた方法で提供する行為なども意匠の実施行為に含めることで、物品から独立した様々な形態の画像(機器の操作または機能発揮)意匠自体を保護できるようにする一方、一揃いの物品の部分意匠も導入した。

### B. 意匠保護法令の改正内容

#### 1) 不合理な手数料制度の改善(法律第18404号、2022年2月18日施行)

国家的な災害状況が発生した場合、登録料などを免除できる根拠規定がなく、不当な方法で手数料を減免を受ける事例が発生するなど、手数料制度に不合理が存在した。

これにより、特別災害時には登録料等を減免できる根拠を設け、不当に減免された手数料等については追徴すると同時に、減免特典を一定期間に制限するなど、不合理な手数料規定を改善した。

## 2) 出願人(権利者)の利便性向上及び権利保護の強化(法律第 18500 号、2022 年 4.20 施行)

### a) 出願手続の無効処分取消し及び意匠人権の回復要件の緩和

出願手続の無効処分の取り消し及び登録料の追加納付又は保全による意匠権の回復などの要件が主要国に比べて厳格であり、「責任を負えない事由」から「正当な事由」に緩和した。

### b) 再審査請求期間及び補正期間の拡大

再審査請求期間を 30 日から 3 ヶ月に延長して、再審査請求による出願の補正の時期を「再審査を請求した時」から「再審査請求期間」に拡大し、十分な準備期間及び補正の機会を提供した。

### c) 拒絶決定等に対する審判請求期間の延長

拒絶決定及び登録取消決定、補正却下決定に対する審判請求期間を 30 日から 3 ヶ月に延長し、審判請求のための準備期間を拡大した。

### d) 登録決定後の職権再審査制度の導入

意匠登録決定後、設定登録までの間に審査官が明らかな拒絶理由を発見した場合、職権で再審査を行う。登録決定を取り消し、再審査することができるように改善した。

### e) 分割出願時に優先権主張の自動認定

優先権主張を含む出願を分割する場合、原出願に記載された優先権の主張内容と証明書類は分割出願と同時に提出されたものと認めるようにした。

### f) 共有物分割請求時、共有者である意匠権者の実施事業保護

共有者の意思と関係なく、競売などによる意匠権の持分喪失時、共有物分割請求前に共有者権利者が意匠を実施している場合には、通常実施権を付与し、共有者意匠権者の実施事業を保護できるようにした。

## C. 意匠審査基準の一部改正

2021.10.21 画像意匠の保護強化を骨子とする改正法施行後、メタバース専門家協議会、業界懇談会などを実施し、これを通じて提起された改正の必要性と、メタバース、デジタルツイン、3D GUI などのデジタル意匠関連の技術発展及び産業環境の変化を適時に反映するため、2022 年には画像関連意匠を中心に意匠審査基準の部分改正を推進した。主な改正内容は、①画像意匠の定義及び成立要件の判断、②画像意匠の物品類の区分及び名称の判断、③画像意匠の類似性、創作性の判断、④画像に関する意匠で章名称変更及び内容の再配置などである。

## D. 評価と今後の計画

出願人の便宜及び権利保護の強化のため、拒絶決定等に対する審判請求期間を延長し、登録決定後の直権再審査制度を導入し、分割出願時の優先権主張の自動認定等を推進した。

今後、競争力を持つ企業の意匠経営

を支援するために関連意匠の出願期間を拡大し、優先権主張の要件緩和及び新規性喪失の例外主張の適用拡大などを通じて主要国の法制度と調和を図り、正当な権利者の利益保護を強化する制

度改善を推進する計画である。また、権利濫用による意匠紛争の予防と不正権利の発生を最小化するため、一部審査制度の改善を推進する計画である。

デジタル経済をリードする  
**知的財産強国**

- 基盤が丈夫な**知的財産行政**
- デジタル時代の**次世代先端技術のリード**
- 知的財産ベースの**グローバルイノベーション企業の育成**



03

# 知的財産で リードする技術競争力

第1章 特許基盤の国家R&D革新・128  
第2章 コア・標準特許の創出支援強化・146





# 第1節 特許ビッグデータ分析を通じた先端産業分野の 未来成長動力の確保

## 1. 概観

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム電算事務官 **キム・ジングク**

データは「未来の石油」、「未来の資本」と呼ばれるほど存在感が高まっている。データの中でも5億3000万件に達する全世界の特許データは価値の高い情報であり、世界各国の大学、研究所、企業などが技術革新のために多大な努力と費用をかけたR&D成果物である。

特許は新しく高度な技術に対して付与されるものであり、既存の問題点とそれを解決するための技術的手段が特許文献に詳細に提示されている。つまり、特許は網の目のような技術市場で私たちがどこへ、どのように行くべきかを示す役割を果たすので、産業競争力強化のために特許データ活用の重要性が浮上している。

現在、新型コロナのパンデミックにより、経済と産業全般でデジタル転換が加速しており、保護貿易の拡大、デジタル貿易の拡大、グローバル供給網(GVC)再編など通商秩序にも大きな変化が生じている。特に、米中貿易紛争が技術覇権戦争に深化する中、米国は米中技術分野のデカップリングを通じて中国の追撃を根本的に遮断する戦略を追求しており、最近、半導体チップ4同盟を結成するなど、技術経済ブロック化を強化している。

したがって、海外依存度が高い韓国も、技術経済のブロック化に備え、特許ビッ

グデータを分析して韓国の技術水準を把握し、主要産業の超格差確保及びサプライチェーンの再編、技術自立化などの対応戦略を策定する必要があるだろう。

海外では特許ビッグデータを活用しようとする動きが活発化しており、民間特許情報サービス業者が様々なビッグデータ分析サービスを提供している。代表的に、米国のレクシスネクシスは、特許ビッグデータ分析結果を視覚化してサービス利用者に提供することで、多くの脚光を浴びている。また、各国特許庁及び公共機関でも、特許ビッグデータ分析を提供するための活動を積極的に推進している。

このような特許ビッグデータ分析結果は、企業の次世代事業、空白技術分野の発掘を通じた市場先取りなどに活用することができ、特許出願動向と各国の投資政策、法・制度の変化などを時系列的に分析すれば、政策及び制度改善に関する有意義な示唆点も導き出すことができる。しかし、私たちの現実はまだ政府のR&D課題発掘から企画段階まで、各産業分野の専門家集団の直感と経験に頼っているため、限界に直面している状況である。

特許庁では、このような特定の専門家による主観的な決定から脱却し、デー

タに基づいた客観的な政策及び R&D の方向性を提示するために、特許ビッグデータ分析を通じて国内外の産業・技術レ

ベルを比較・診断し、今後有望な分野を予測する新しい戦略を提示している。

## 2. 特許ビッグデータ基盤の産業革新支援

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 電算事務官 **キム・ジングク**

### A. 推進背景及び概要

特許は全世界の企業・研究所などが独自に開発した技術競争力を確保・保護するために多大な費用を払って生産した技術情報であるため、各国企業別の技術水準と今後訪れる市場占有率の変動をあらかじめ示す羅針盤の役割を果たす。そのため、全世界の R&D 動向などが集約された特許ビッグデータをうまく活用すれば、産業融合・複合化時代に国家競争力を確保することができる客観的・正確な R&D 戦略及び革新対策の指針となることができる。

これに先立ち主要産業分野の一つであるディスプレイ産業に対する特許ビッグデータ分析を実施した結果、産業動向と有望 R&D 分野を導き出すことができるため特許基盤産業育成の必要性を確認することができ、特に、R&D 関係省庁も客観的なデータに基づいた産業育成政策を導き出すことに共感した。

特許庁では、主要産業に対する特許ビッグデータ分析を通じた現状診断にとどまらず、今後有望な技術及び有望 R&D 課題を発掘・提案するため、より予測分析を強化し、特許ビッグデータ分析支援を推進している。

### B. 推進内容及び成果

年度	分析対象産業
2019	ディスプレイ, バイオヘルス, 水素産業, システム半導体
2020	再生エネルギー, 無人飛行体, 人工知能, IoT 家電, 未来車(自律走行車)
2021	グリーンエネルギー, 産業低炭素化, CCUS, 環境にやさしいモビリティ, エネルギー効率化
2022	デジタルヘルスケア, 宇宙航空, デジタルセキュリティ, メタバース, 先端ロボット, スマート製造, 合成生物学, (課題)原子力発電, 先端農業

韓国の主要産業のうち、緊急性、波及性などを考慮して 2019 年以降の分析製対象分野を選定し、特許ビッグデータを分析して有望 R&D 分野を導出し、政策的な示唆点を提示した。

手順	①分野の選定	②特許の分析	③産業の分析	④政策の提案
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●省庁とR&amp;D専門機関対象の特許ビッグデータ分析需要調査</li> <li>●国家核心産業の関連性など検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●技術分野別の特許動向分析・診断（国家別・主体別等）</li> <li>●ビッグデータ分析技法活用（テキストマイニング、SNA など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■国内外市場分析</li> <li>■国内外の規制及び政策分析</li> <li>■技術動向分析</li> <li>■専門家の意見の集約</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●有望 R&amp;D 課題の導出（優先順位の提示など）</li> <li>●政策的示唆点導出及び提案</li> </ul>
例示	国家戦略技術関連または災害・安全など社会的重要性が高い分野を選定	技術成長性、韓国の競争力、障壁度、影響力など導出	市場規模及び成長率予測、主要国家の育成政策の比較、各種規制による市場影響	集中育成分野の導出、人員養成方策の提示、規制緩和の提言など

世界の技術覇権競争が激化する中、韓国が韓国経済の主力技術分野に対する優位性を持続的に維持し、未来の核心産業を先取りするためには、効率的かつ体系的な R&D 政策の策定が必要である。このため、有望技術及び政策の示唆点を導き出して提示することを目標に、分野別ネットワーク分析(SNA)キーワードの頻度(TF)を区間別に分析するなど、新しいアプローチを試みた。

このような分析方法により、毎年主要産業を選定し、有望な R&D 課題を導き出し、これを産学連携に提供し、特許ビッグデータ基盤産業育成の方向性を提示した。

そして、分析された主要産業に対する特許動向や有望 R&D 課題など、特許ビッグデータ情報の活用性を高めるため、オンラインポータルを構築し、官民に開放している。

### C. 評価及び発展方向

特許ビッグデータ基盤の産業革新支援は、特許ビッグデータを活用して主要産業別の深層分析および診断を通じて

導き出した産業の危機信号と有望技術に関連省庁や企業などに提供することで、方向性を設定し、成果を高めるのに大きく役立っている。

特許ビッグデータ分析結果は、科学技術情報通信部、産業通商資源部、国土交通部、環境部などの政府 R&D 機関だけでなく、企業でも参考にして R&D 企画に活用しており、また、最近の輸出規制や貿易紛争など主要な経済懸案問題についても、特許の視点から技術的な解決策を提示している。

今後、特許分析対象産業の選定時に R&D 省庁及び専門機関の特許分析が必要な産業・技術に対する需要を積極的に発掘・反映して分析結果の効用性をさらに高め、協会や学会を通じて特許ビッグデータ分析結果の普及に努め、大韓商工会議所と協業して圏域別セミナーやカンファレンスを通じて特許ビッグデータ分析結果を配布するなど、特許ビッグデータの活用を拡散するために関連機関と様々な協業方案を講じる計画である。

さらに、2023 年には、国家戦略技術な

ど国家核心産業と災害・安全・保安など国家的な課題産業・技術、サプライチェーンへの依存度が高い品目などに対する特許基盤の産業革新戦略及び技術的解決手段を模索・提供する計画である。特許ビッグデータ基盤の産業革新支援

は、韓国国内総生産(GDP)比で世界 2 位レベルの R&D コストを投資しながら R&D の経済的成果が低い「韓国の R&D パラドックス」の解決に大きく貢献するだろう。

### 3. 特許・産業・経済連携ビッグデータのリアルタイム分析基盤整備

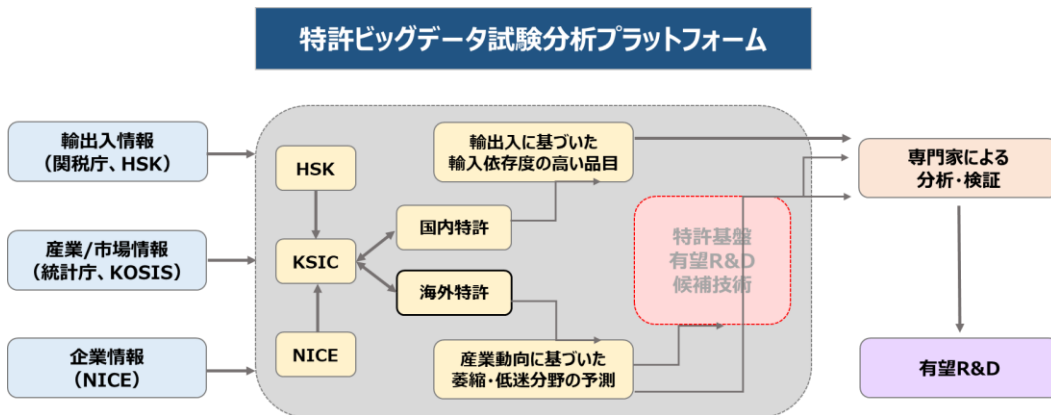
産業財産情報局 産業財産情報政策課 工業事務官 **イ・ウンジュ**

#### A. 推進背景及び概要

特許ビッグデータ分析に基づく産業育成政策を策定する際、急変する技術・産業環境に対応するためには、適時に需要者に合わせた分析支援が必要である。

しかし、現在の専門家による手作業方式による特許ビッグデータ分析は、分野選定、特許分析、産業分析、政策提案に至るまで約 5 ヶ月以上の分析時間がかかるため、従来の方法では、急変する現在の技術・産業環境に対応するのに限界に達している。

図Ⅲ-1-1 分析プラットフォーム(試験サービス)の主な構成例



一方、特許データは、最新の技術情報、企業・研究者情報などを含む潜在的な活用価値が大きい情報であるため、これを技術・産業・経済・安全保障など多角的な視点で活用するためには、特許データを他分野(産業・経済分野など)のデータと連携して活用価値を最大化する必要がある。

#### B. 推進内容及び成果

よって、特許庁は、人力・時間・予算が過大に消費される現在の手作業の特許分析方式を改善し、様々な分野での特許情報の活用を最大化するため、特許情報を産業・経済情報と自動連携し、これをリアルタイムで分析して提供することができる特許-産業・経済連携ビッグデータのリアルタイム分析システムの開

発を推進した。

特に、技術観点で分類された特許に産業観点の分類コードである韓国標準産業分類(KSIC)を付与することで、特許情報を産業・経済情報と連携し、上記連携過程において、AI、ビッグデータなどのICT技術を活用することで、膨大な量の特許情報と産業・経済情報を自動的に連携できるシステムモデルを開発した。

これを土台として国内外の特許情報と国内外の産業・経済情報を連携して分析データベースを構築することで、567個の主要産業分野について国内・海外の特許情報を総合的・客観的にリアルタイムで分析可能な基盤を構築した。

また、構築された連携・融合情報の活用タイプに応じたプラットフォーム用分析方法論などを研究し、ユーザーが容易に分析プラットフォームを活用できるように、活用性・視認性を高めたUI/UXを開発した。

一方、開発されたモデルは、産・学・

研を対象とする特許ビッグデータ基盤産業革新支援事業で迅速な分析支援のために利用され、これは特許ビッグデータ基盤産業の育成のための方向性提示にかかる期間を短縮し、分析過程の効率を大幅に向上させた。

### C. 評価及び発展方向

開発された試験分析プラットフォームは、特許情報と産業経済情報が自動的に連携するシステムとして初めて実装されたもので、特許の視点から産業経済を診断し、迅速な戦略策定を支援できる基盤が整ったという点で意義がある。

今後は、需要部門などが適時・適所で活用可能な分析モデルで分析プラットフォームを高度化するなど、科学・産業・経済・安全保障分野全般で分析プラットフォームが特許ビッグデータ基盤の政策策定のツールとして活用できるよう、関連機関や協会などとの多様な協業案を講じる計画である。

## 第2節 特許連携研究開発戦略(IP-R&D)の高度化

### 1. 概観

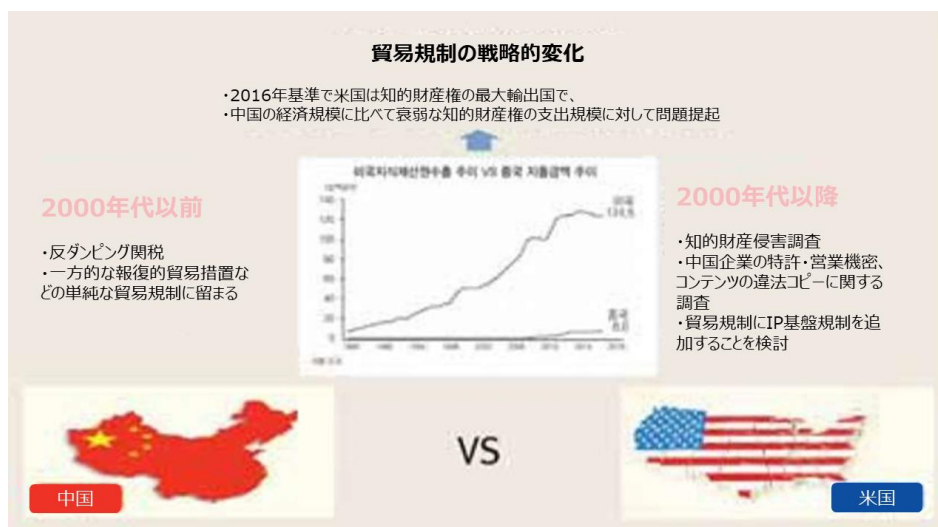
産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 **パク・スンベ**

21世紀は技術とアイデア、ブランドなどの無形資産が付加価値創出の原動力となる知的財産の時代である。各国は、創造的なアイデアを知的財産権とし

て確保し、未来市場を先取りし、独占的な地位を構築するための競争に乗り出しており、銃声のない戦争と呼ばれる特許紛争や訴訟も激しい。



## 図Ⅲ-1-2 米中貿易規制手段等の戦略的変化



特許モンスターと呼ばれる特許管理専門会社と製造企業との特許訴訟が続いているだけでなく、クアルコムとアップル、サムスンとファーウェイの訴訟から分かるように、グローバル企業も知的財産を武器に市場で有利な位置を占め、収益を最大化するために積極的な知的財産戦略を推進している。

このような傾向は、米国内の韓国企業と外国企業間の特許紛争件数で現れている。韓国企業の特許訴訟被訴件数が20年比で20%増加し(2020年160件—2021年192件)、同期間、韓国企業の提訴件数も115%増加した(2020年27件—2021年58件)。これは誰も特許紛争から自由であることができず、特許紛争予防のための知的財産戦略が重要になっていることを示している。

特許庁は、韓国中小企業の知的財産競争力強化のために2009年からIP-R&D戦略支援事業を推進してきた。特許(IP)分析に基づき、産業界のR&D現

場で新規IP創出戦略、最適なR&Dの方向、IPインフラ構築など、カスタマイズされた知的財産権コンサルティングを支援している。

今年で15年目を迎えたIP-R&D戦略支援事業は、これまで合計3,690余りの中小・中堅企業の課題を支援し、参加企業の知的財産中心のR&D戦略策定と特許経営認識の向上に大きく貢献してきた。また、単純な個別企業の支援にとどまらず、韓国産業界に知的財産権の重要性を広めるために、CEO・CTO懇談会、企業R&D現場訪問、優秀事例共有会、方法論コンテストなどを通じて、知的財産基盤の民間普及も図っている。これと共に、IR-R&Dの普及の中心的役割を果たすことができるよう、民間主導の自律協議会である「知的財産革新企業協議会」を9年間成功裏に運営している。

2022年には、民間特許調査分析を活性化するために「産業財産権診断機関」を拡大指定し、診断機関対象の能力向上プログラムを開設した。



## 2. ワクチン、素材・部品・装備など省庁の R&D 連携特許戦略への支援

産業財産政策局 産業財産創出戦略  
チーム 工業事務官 **パク・スンベ**

### A. 推進背景及び概要

新型コロナ以降、ワクチン技術の自立及び自主権確保の必要性が浮き彫りになったが、当該技術は参入障壁が非常に高い技術分野であり、依然として米国、欧州など少数の国が主導している。また、核心素材・部品・装備は韓国の主力産業の根幹であり、製造業競争力の必須要素であるが、まだ日本への依存度が非常に高い。

このように、現在は主要先進国で先占した特許障壁の克服なしには代替技術の確保も不可能であり、ライセンス中断、知的財産権訴訟提起などの特許攻撃も懸念される状況である。

これを解決するためには、知的財産を基盤とした韓国企業のグローバル競争力確保が不可欠であるため、そのための総合的な IP-R&D 戦略支援計画の策定が必要である。

### B. 推進内容及び成果

特許庁は 2021 年 8 月に「グローバルワクチンハブ化ビジョン及び戦略」を通じてワクチン開発企業対象の IP-R&D 支援の拡大を、11 月には「中小企業特許紛争支援強化方案」を通じて素材・部品・装備分野の IP-R&D 支援の拡大をそれぞれ推進した。また、2022 年 2 月には国家先端戦略産業法に IP-R&D 並行推進を義務化するなど、国家 R&D に特許ビッグデータを活用して技術自立の加速化を推進している。

これに伴い、2022 年には別途予算を

確保し、福祉部、疾病庁と R&D 課題協業及び感染症対応公募を通じ、ワクチン、治療薬、原・副資材課題 58 件に対して IP-R&D を支援し、ワクチン原・副資材特許を分析し、オンライン説明会及び企業説明会を通じて業界に提供した。その結果、ワクチン(4 件)、治療薬(3 件)が臨床段階に入るなど、ワクチン主権確保のための橋頭堡を築いた。

また、2020 年には素材・部品・装備関連核心品目(100+ $\alpha$ )産業・中期・科学技術部の研究開発課題に対して IP-R&D の 299 件の課題を支援し、2021 年にはグローバルサプライチェーンにおける韓国企業の競争力強化のため、世界向け品目を含む 338+ $\alpha$  品目まで支援品目を拡大し、主要省庁の研究開発課題 430 件に対して IP-R&D を連携支援した。2022 年には未来先導品目として支援品目を拡大し、366 件の政府 R&D 課題に IP-R&D を支援し、支援済み課題対象の R&D 中間点検・権利化のためのフォローアップコンサルティングを新規に推進し、30 件を追加支援した。このような支援を基に、2019 年～2021 年の省庁連携の素材・部品・装備の IP-R&D 支援成果を追跡した結果、1,004 件の国内出願と 171 件の海外出願など合計 1,175 件の知財権出願を行い、輸入代替 7,924 億ウォン、R&D コスト削減 142 億ウォンなど計 8,495 億ウォンの経済的成果を創出した。

### C. 評価及び発展方向

2019年、早期の技術的自立のための特許視点の対応戦略の策定と素材に合わせた特許分析方法論を開発するために、3大素材に対する緊急IP-R&D支援を皮切りに、規制予想品目と輸出規制関連で困難を抱える企業を対象に特許戦略を拡大提供して業界のポジティブな反応を引き出した。また、その成果を認められた素材・部品・装備分野のIP-R&Dの成功モデルを土台に、ワクチン・治療薬・原資材・副資材などの分野にも拡大適用した。

今後は、半導体、バッテリーなど国家安全保障の面で重要な国家先端戦略技術開発事業などの技術開発にもIP-R&Dを拡大していく予定である。

ワクチン分野の成功事例の一つを紹介すると(株)独立バイオ製薬の肺炎球菌不活化ワクチンの事例が挙げられる。既存の肺炎ワクチンは、効能維持のためほとんどが冷蔵または冷凍保管の形態がほとんどであり、最近開発が活発なウイルスまたは組み換えタンパクワクチンの場合でも、常温での安定化に対する不確実性が問題となってきた。そこで特許分析を通じて技術的差別化要素を確立し、室温保存が可能で鼻腔内噴霧型の肺炎球菌など不活化ワクチン新規IP-R&D創出戦略で10件の特許を出願し、これを基に90億ウォン規模の戦略的投資を誘致し、ライセンスアウトによる事業化に成功した。

### 3. 企業カスタマイズ型のIP-R&D支援強化

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 **パク・スンベ**

#### A. 知財権連携研究開発戦略支援

##### 1) 推進背景

米国・日本など主要先進国は、国家経済の付加価値を高める新成長動力として創造的な知識活動を奨励している。また、その成果物の保護・活用を促進するため、政府レベルで知財政策を推進し、知財権を貿易制裁の主要手段として活用している。その例として最近の米中間の貿易戦争の内面には、特許権侵害や不公正な技術移転など、知財権紛争が少なからぬ割合を占めている。

今日のような激しい知財権戦争時代には強い知財権で武装した企業だけが生き残ることができる。しかし、これまで韓国R&Dは持続的な量的投資成長にもかかわらず、質的生産性は低かった。

これに対し特許庁は、R&Dの体質を改善し、効率を高め、韓国の中小企業が未来有望技術分野の知財権を先取りできるように「知財権連携研究開発戦略支援」事業を推進した。

### 図Ⅲ-1-3 製品と技術に関するパラダイムの転換



#### 2) 推進内容及び成果

「知財権連携研究開発戦略支援」事業は、知財権中心の技術獲得戦略という方法論を適用し、特許分析を基に既存の競合他社の特許を回避して有望な新機種を開発する R&D のための方向性と、これに関連した強力な知財権ポートフォリオの確保戦略を韓国の中小企業に提供する事業である。これは製品を「部品結合体」として見ていた過去の観点に「特許複合体」という視点を追加的に組み込み、研究開発の主な目的を「お金になる強い特許」の獲得及び先取りに置くことである。

知財権獲得戦略の策定手順は次の

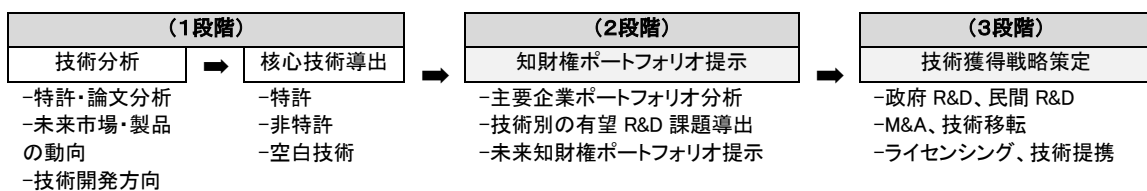
通りである。

(1 段階) 将来市場の要求、消費動向、技術開発及び特許動向などを調査・分析し、未来市場を主導する製品や核心技术・源泉技術を予測し、

(2 段階) 国内企業が特許攻勢に揺らぐことなく特許自体で収益を創出するのに有利な最適の「知財権ポートフォリオ」と強力な特許確保型の R&D を提示する。

(3 段階) 最後に「知財権ポートフォリオ」を構成する個別特許獲得戦略(政府 R&D、自社 R&D 戦略、第 3 企業との技術提携、クロスライセンスなど)を産業界などに提供する。

### 図Ⅲ-1-4 知財権中心の技術獲得戦略の策定手順



知財権連携研究開発戦略支援事業の支援プロセスは、環境分析、特許分析、IP-R&D 戦略策定の合計 3 段階から構成されている。

まず、環境分析段階では、企業ニ

ズ及び現状把握などの自社分析を通じて戦略目標を設定し、市場及び主要競合他社の分析とともに、特許紛争の現況、国家政策動向など技術課題に関する総合的な環境を分析する。

次の特許分析段階では、企業が保有する技術に対する関連特許及び論文の定量・定性分析を行い、これを基に主要な核心特許を導き出す。

最後に、抽出された核心特許に対応

するための非侵害論理の開発及び回避設計を実施し、新規 IP 創出及び有望 R&D 課題を提示した。また、企業の事業化方向設定、特許データベースなどの特許インフラ構築を支援する。

図Ⅲ-1-5 知財権連携研究開発戦略支援の個別課題別進行プロセス

(1段階)	(2段階)	(3段階)	
環境分析	特許分析	IP-R&D 戦略策定	
- 自社分析 - 市場「競合他社の分析」 - 特許紛争の現状分析 - 政策「規制動向分析」	- Tech Tree 作成 - 分析フレーム確定 - 特許(論文)検索 - 定量・定性分析 - 主な特許の導出 - 核心特許選定	核心特許対応戦略	非侵害論理の開発 回避設計 ライセンス戦略
		IP 創出戦略	新規発明創出戦略 既存出願特許補強戦略
		R&D 方向提示	有望な R&D 課題の導出 事業化の方向性設定
		特許インフラ構築	方法論教育 特許分析データベース構築

2022 年には、有望な中小・中堅企業が核心的な源泉特許創出を通じて知財における強小企業(小さくても強い企業)に成長するよう、計 615 件の課題に合わせた知財権戦略コンサルティングを提供した。

R&D 省庁の協業を通じて韓国の中小・中堅企業が素材・部品・装備分野の技術自立を超え、グローバル競争力を確保できるよう、オーダーメイドの IP-R&D 素材・部品・装備の支援を拡大した。素材・部品・装備の核心品目に関する有用な特許情報を多数の企業に提供する品目分析 IP-R&D 戦略支援を推進する。

また、BIG3、デジタル、グリーンニューディールなど革新成長動力分野の中小・中堅企業に対する支援を拡大し、未来新技術の先取りと新成長動力の創出

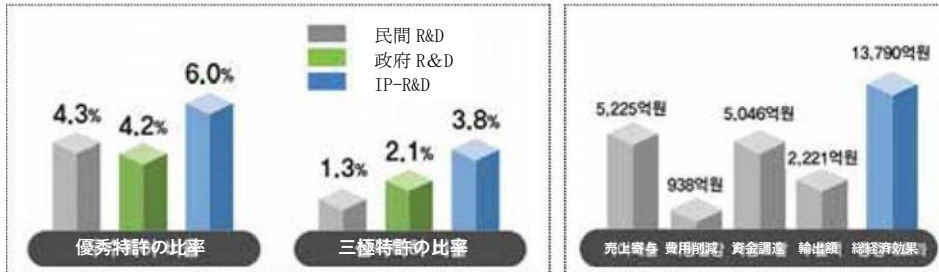
を支援した。

新型コロナワクチン・原資材・副資材関連の産・学・研が共同活用可能な特許分析報告書を発刊し、ワクチン・治療薬など感染症対応分野に合わせた特許戦略支援を並行して推進した。

①スタートアップの成長促進のための「バリューアップ IP-R&D」及び金融投資連携支援、②同業界の多数の企業が共通に必要とする中核技術 IP-R&D 戦略を企業群単位で支援、③従前の支援課題の特許戦略履行の点検及び追加持許分析を通じたフォローアップ支援、④低コストで特許紛争予防など特定の戦略のみを選択的に支援する中小企業向け支援策の新設など多様なタイプの IP-R&D を支援することで中小・中堅企業の知財権競争力を強化し、R&D の効率性を最大化できるように努力した。

### 表Ⅲ-1-1 IP-R&D 戦略支援事業の成果

<IP-R&D 特許の質的水準(2017~2021 年)> <IP-R&D の経済的成果(2017~2021 年)>



### 3) 評価と発展方策

2022 年「知財権連携研究開発戦略支援」事業を通じ、合計 615 社の中小・中堅企業にオーダーメイド型の特許戦略を支援した。

IP-R&D 戦略支援を受けた研究開発課題は、未支援課題に比べて優秀特許比率は 1.4 倍、三極特許比率(米国、欧州、日本特許庁に同時出願された特許数)は 2.5 倍高いなど、事業支援による質的成果が非常に優秀であった。さらに、IP-R&D 戦略支援を受けた 5,225 億ウオンの売上寄与、5,046 億ウオンの資金調達など投入予算 1,120 億ウオン対比 12.3 倍の計 13,790 億ウオンの優れた経済的成果を創出した。

代表的な成果事例の一つである(株)ユジンテックは、原子層単位の超微細半導体薄膜形成装置を製造する企業で、外国製装置への依存度が 90%を超える市場で後発企業として苦労していた。そこで IP-R&D を通じて ALD(原子層蒸着方式)装置の研究開発戦略の支援を受け、リード企業の特許請求項の深層分析を通じて蒸着装置の核心部品構造に関する設計アイデアを得ることができ、

### ALD 装置の性能改善のための R&D 方

向と紛争予防戦略を同時に支援された。その後、日本メーカーに 100%依存していた ALD 装置の国産化を図るための技術開発を進めた結果、国内半導体製造企業と ALD 装置供給契約を締結し、ALD 装置の国産化に成功し、このような努力の結実として産業通商資源部長官賞を受賞した。こうした成果を基に、(株)ユジンテックは創業以来、最大規模の売上高(3,200 億ウオン)を達成した。

もう一つの成功事例は、ソニリム先端産業(株)である。ソニリム先端産業は希土類永久磁石を生産する企業で、希土類永久磁石は電気自動車のモーター、軍用装備などに使用される核心品目だが、中国が 90%以上を独占していた。中国製品より競争力のある磁石を生産するためには、新技術(パルス磁場形成)の適用が必要だが、割れ現象の発生など生産性が低いという問題を解決する必要があった。そこで IP-R&D を通じて磁石の割れ現象を防止するための R&D 課題を導き出し、国内特許 4 件の確保及び R&D 期間を 2 年短縮した。このような成果を基に 450 億ウオンの投資誘致に成功した。



これまでの成果を基に 2023 年度知財権連携研究開発戦略支援事業に 359.6 億ウォンを投入し、国策戦略技術、カーボンニュートラル、サービスなど国家核心技術の確保及び中小・中堅企業などに対する支援を拡大する予定である。

グローバル特許競争時代に韓国経済の根幹である中小・中堅企業が生き残るためには、政府レベルの支援が切実な状況であり、特許庁は今後も IP-R&D 戦略支援を通じ、多くの企業が優れた研究開発成果を上げられるよう努力していく。

## B. 技術革新 IP 融合戦略支援事業

### 1) 推進背景及び概要

2018 年、アップルとサムスンの間での知財権紛争が終結し、意匠権の重要性が浮上した。第四次産業革命、コロナパンデミックによりデジタル経済化が加速し、技術と意匠・サービスが総合的に一つの製品に具現化され始め、特許と意匠・サービスの融合戦略を策定する必要性が浮上した。

特に、2021 年比で中小企業の特許・実用新案出願の割合は 1.2%、意匠出願の割合は 4.2%増加するなど、中小企業の知財権に対する関心が高まっていることがわかり、その中でも意匠に対する関心が高くなっている。これは最近のトレンドである感性消費の広がりにより、製品の機能や品質などの伝統的な価値よりもブランドや意匠などのソフト要素を考慮して商品を選択する傾向を反映したものと考えられる。

また、継続的な研究開発活動が行わ

れ特許出願が停滞または減少する成熟段階にある技術分野の場合、競合他社間の技術格差が小さい場合が多く、このような分野ではブランドや意匠などで製品の成功の可否が決まる場合が多い。

これに伴い、特許庁では 2016 年から特許(技術)戦略だけでなく、一つの製品を中心に製品の性能と外観、製品名が調和してグローバルヒット商品になるよう、特許・意匠・ブランドの融合戦略を支援する事業を実施した。2018 年からは技術・製品だけでなく、サービスなど顧客が体験するすべての有形・無形の要素を考慮する製品-サービス融合 IP-R&D を新規に推進した。

### 2) 推進内容及び成果

2022 年には中小企業に対する特許と意匠、ブランドまたはサービス融合タイプを拡大して支援するため、選定評価時に出願・人材などに関する中小企業優遇事項を設けた。その結果、2021 年に中小企業を対象に 43 件(中堅企業 4 件)支援した IP 融合課題を 2022 年には 47 件(中堅企業 1 件)に増やした。また、技術覇権競争に対応した国家戦略技術及び感染症危機対応分野の中小・中堅企業を重点支援し、デジタル大転換及び第四次産業革命に備えて ICT サービス融合を通じた高付加価値化のため、製品・サービス関連 UX/UI 意匠開発戦略など、品質・機能が向上した IP 融合戦略支援も推進した。

2022 年計 48 件の IP 融合戦略支援を通じて 185 件の国内出願と 52 件の海外出願など合計 237 件の知財権出願の成果を収めた。



表Ⅲ-1-2 2022年技術革新IP融合戦略支援課題タイプ別の支援内容

課題タイプ	詳細タイプ	支援期間	支援内容
製品・サービス開発型	特許・意匠開発 (PI)	20週間 (5月)	製品関連IPおよび環境分析に基づく品質・機能が強化された意匠開発およびIP融合戦略への支援
	特許・ブランド開発 (BI)		製品関連IP分析に基づく製品の品質向上及びブランド認知度の向上のためのブランド開発及びIP融合戦略への支援
	特許・サービス開発 (SI)		市場・ユーザー・競争社のIP分析などを通じてサービス関連UX/UI意匠開発及びIP融合戦略への支援

表Ⅲ-1-3 2022年技術革新IP融合戦略支援事業の実績

区分	IP獲得戦略	核心IP対応戦略	意匠開発戦略			R&D方向戦略の提示	ライセンス戦略	IPインフラ構築戦略	合計
			UX/UI (SI)	製品 (PI)	ブランド (BI)				
48社 (平均)	317 (6.6)	145 (3.0)	78 (4.6)	87 (4.0)	35 (3.9)	108 (2.3)	5 (0.1)	78 (1.6)	853 (17.8)

<製品-サービス開発型戦略の提案>

\*製品-サービス開発型(48個)の課題のうちSI型(17個)・PI型(22個)・BI型(9個)の課題

図Ⅲ-1-6 支援タイプ別の戦略策定手順



### 3) 評価と発展方策

第四次産業革命により既存産業とICTが融合した新成長サービスが登場し、サービスの差別化が付加価値創出の核心要素として浮上する中、サービス事業の保護とサービスのアイデアを知的財産権として確保するための製品・サービス

融合 IP 戦略支援を持続的に推進していくべきである。

今後も特許庁は、中小・中堅企業の視点に立った総合的な知財権戦略により、韓国企業の製品が紛争の心配なく市場を先導できるように様々なカスタマイズ支援を行う計画だ。

## 4. 民間の IP-R&D 活用の普及

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 産業事務官 **パク・スンベ**

### A. 推進内容及び成果

特許庁は中小・中堅企業の技術難題を解決するために、企業の IP-R&D 力量を強化し、インフラ構築のために多様なオーダーメイド形チャンネルを運営している。

IP-R&D 事業に参加した企業及び産・学・研の関連団体が集まり、相互に交流・協力する民間中心の自律的な協議会である「知的財産革新企業協議会」を運営しながら、IP-R&D の大衆化のための研究と人員育成及び雇用創出のために大きな努力をしている。

2022 年度には知的財産革新企業協議会総会を開催し、IP-R&D の優秀機関、優秀協力機関、優秀専門委員に対する授賞式を行い、それに加えて半導体及び医療機器分野の IP-R&D 優秀事例の発表と国家戦略技術分野の特講を行った。さらに、知的財産革新企業協議会の専門家(アンバサダー)を活用した IP-R&D 普及セミナーを 6 回開催して機関、協会、大学などに IP-R&D の重要性をと優秀事例を伝えた。

教育を通じた IP-R&D の普及にも力を注いだ。キャリア断絶の女性を対象に実務中心の IP-R&D 教育を拡大し、女性家族部傘下の 7 つの女性再就職支援センターと共同で 10 コースを運営し、教育修了生 152 人のうち 92 人が就職に成功する成果を収め、IP-R&D 戦略支援事業の参加企業や協力機関などを対象に 3,609 人に需要者のニーズに応じたオンライン教育を実施し、研究者対象の教育課程も 3 回運営した。

また、「特許データマラソン大会」を開催し、3 つの特許庁長官賞など 8 つの賞を授与した。「特許データマラソン大会」は、特許ビッグデータを活用して IP-R&D 戦略を策定する能力を競うコンペで、24 人が 8 チームを構成して参加した。今年は緩和された新型コロナウイルスの感染防止対策に合わせて昨年までオンラインで行われた大会を対面に切り替えて現場感を高め、参加者のフィードバックをその場で反映して満足度を高めた。

さらに、産・学・研が IP-R&D を自主的に行えるように特許分析業者（産業財産権診断機関）の指定及び育成にも取り組んだ。産業財産権診断機関の指定を拡大し（235カ所→248カ所）、システム構築を通じて管理の内実化に取り組み、産業財産権診断機関の力量強化のために力量向上プログラムを運営し、80名の修了者を輩出した。

## B. 評価及び発展方案

これまで IP-R&D の普及のために多方面で産・学・連と交流してきた結果、近年、IP-R&D に対する認識が明らかに変わってきた。

これまでは、産・学・研の研究者たちに IP-R&D の概念やなぜ重要であるか

を伝えることに集中してきたが、今後は IP-R&D を実施できる人材の育成と特許分析業者の育成を通じて、自力で IP-R&D を遂行できる環境を作っていくのがより重要になっている。

このような傾向に合わせて、産・学・研の研究者を対象にそれぞれのニーズに応じたオンライン教育を提供し、IP-R&D 教育を通じて専門人材を養成し、IP-R&D の遂行に役立つ専門特許分析業者である産業財産権診断機関の育成にも取り組んだ。

産・学・研の IP-R&D 要求に合わせて、今後も実務中心の IP-R&D 教育を提供し、産業財産権診断機関の育成にも努力する計画である。

## 第3節 グローバル環境変化に対応した企業 IP 力量強化支援

### 1. 概観

産業財産政策局産業財産創出戦略チーム 産業事務官 **パク・スンベ**

近年、コロナ禍で非対面社会が常態化し、オンライン需要が爆発的に増加する中、経済・産業全般のデジタル転換が加速している。

米・中間の技術覇権競争、保護貿易主義の広がりは、貿易分野を超え、半導体、二次電池、ワクチンなど核心技術分野に拡大している。核心技術の確保がその産業の競争力を超え、国家安全保障と結びついていくことで、主要国は核心技術を選定・育成し、技術覇権の優

位性を先取りするために努力している。

韓国政府も核心技術確保のため、R&D 投資を拡大し、先端戦略技術を選定するなど、国家的力量を集中している。

グローバルバリューチェーン（GVC）の見直し、技術ブロック化などグローバル環境変化に生き残るためには、覇権争いの場になっている核心技術分野を把握し、それに合った対応戦略を立てるのが何よりも重要である。

したがって、国家政策上重要な技術分野の特許戦略(IP-R&D)の策定が国家研究開発革新法、半導体特別法などに制度化される傾向である。

特許などの知的財産情報は、技術を迅速かつ正確に把握できる有用な手段であり、とりわけ、素材・部品・装備危機の克服において特許障壁の無力化、供給線の多様化、代替技術の導入支援など、重要な役割を果たした。知的財産を活用した中小企業の危機克服経験を先端戦略技術、ワクチン、BIG3などの国家重点 R&D 課題に適用して成果を上げることができるよう IP-R&D 支援を拡大する必要がある。

IP-R&D は、最適な R&D 方向性を提示することで開発期間の短縮、良質の特許創出、事業化機能性を高めるなど、研究開発成果を高めるのに有用であるが、多くの中小企業は担当組織、資金、認識不足などで独自に特許戦略を策定するには限界がある。

グローバル環境変化に対応して韓国経済の根幹である中小・中堅企業が生き残るためには政府レベルの支援が非常に求められる状況であり、特許庁は今後も IP-R&D 戦略支援を通じ、多くの企業が優秀な研究開発成果を出せるよう努力していく計画である。

## 2. 国家戦略技術 R&D 効率化支援

### A. 推進背景及び概要

国家戦略技術とは、外交・安保面での戦略的重要性が認められ、国民経済及び関連産業に与える影響が大きく、新技術・新産業の創出など未来革新の基盤となる技術であり、最近、米国や中国など主要大国は、未来新産業の発展を促進し、技術主権を確立するため、国家戦略技術に関連する企業に対して税制優遇を支援するなど、手厚く対応している。これを受けて韓国政府も 2022 年 3 月に国家戦略技術育成に関する特別法を制定して迅速な国家戦略技術の開発・確保のための政府レベルの支援を計画している。

半導体、電気自動車、二次電池などの国家戦略技術は研究開発と生産設備構築に膨大な時間と費用が投入される分野であり、紛争による損害賠償規模も莫大である。しかし、インフラが劣悪な韓国の中小企業は、知的財産権専担部署及び人材の不在などで先進企業の特許攻勢に対応するのに難しさを感じている。このため、国家戦略技術分野への支援のためのオーダーメイド型 IP-R&D を試験的に支援した。

### B. 推進内容及び成果

特許庁は、他の追従を許さない圧倒的な戦略技術競争力の強化のために半導体・ディスプレイ、二次電池、水素などの分野に 17 課題、未来技術先取りのために先端モビリティ、人工知能・ロボット、サイバーセキュリティなどの分野に 17 の課題、合計 34 件の国家戦略技術に IP-R&D 戦略を試験的に支援した。これによ

り、IP 創出戦略 119 件など計 367 件の特許戦略を創出した。また、2022 年 3 月に制定された国家戦略技術育成に関する特別法で国家戦略技術に対する IP-R&D 並行推進を義務化し、新たな国家戦略技術開発の確保のための法的基盤を整備した。また、国家戦略技術 IP-R&D の義務化に備え、R&D 省庁が独自に実施するための「IP-R&D ガイドライン」を制作した。

### C. 評価及び発展方案

2022 年国家戦略技術分野 34 課題に対する支援は、当該分野に IP-R&D 支援が必要かどうかを確認するための試験的支援の性格で関連技術に対する IP-R&D 支援の必要性を確認した。

2023 年には R&D 省庁と協力してワクチン開発企業に対し各企業のニーズに応じた特許戦略支援を強化し、科技部などと協力して国家戦略技術についての政府 R&D 課題への連携支援を拡大し、国家戦略技術の確保を支える。

## 3. 特許調査・分析実習型教育の推進

### A. 推進背景及び概要

研究開発過程における IP-R&D 戦略立案の重要性が広がるにつれ、産学研の現場での IP-R&D 需要は急速に増加しているが、特許戦略専門家及び特許分析会社の数はその需要に十分に追いついていない。したがって、中小・中堅企業、大学、公共研の研究現場で特許情報が円滑に活用されるためには、研究者の IP-R&D 戦略策定の力量を育成することが必要だ。

### B. 推進内容及び成果

特許庁は 2022 年特許調査・分析実習型教育を新設し、中小・中堅企業を対象に 18 の課題、大学・公共研究機関を対象に 18 の課題、計 35 の課題を支援した。教育は先行技術調査・分析・特許ビッグデータ分析及び IP-R&D 戦略の理論教育と、これを基に実際の研究開発現場に適用できるように実習教育で構成され、何よりも産・学・研の研究者が直接 IP-R&D 戦略を策定できる力量を向上させることに焦点を当てている。

教育参加機関は、IP-R&D 力量向上に対する満足感を示し、80%以上の機関が自主的に IP-R&D 戦略を策定する意思を示した。これにより「産・学・研」自体の IP-R&D 戦略策定という所期の目的を達成したため、今年も当該教育課程を運営する計画である。

### C. 評価及び発展方案

教育参加機関が今後、R&D 課程で自主的に IP-R&D 戦略を策定するというのは非常に喜ばしいところである。しかし、研究者の能力を考慮しない画一的な教育課程では限られた時間内に戦略策定能力を高めることに限界があった。

今年は教育希望機関の IP 力量を事前に診断し、カスタマイズされた教育を提供するため、教育過程を基礎と深化過程に細分化する予定である。また、限られた教育時間で最大限の能力を引き出せるように教育段階別の特徴に合わせたガイドラインを作成して提供する予定である。



## 第2章

# 核心・標準特許創出への支援強化



## 第1節 知的財産権の観点からの政府 R&D

### 効率化への支援

#### 1. 概観

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 電算事務官 **キム・ジンクク**

最近、第四次産業革命時代が本格的に到来するにつれ、主要国やグローバル企業は革新を具現化した知的財産を競争優位の確保手段として積極的に活用している。革新的なアイデアは知的財産権を通じて適切に報われ、新しい技術革新につながるだけに第四次産業革命の主導権を確保するためには、国家研究開発事業を通じた新技術分野の質の高い源泉特許・核心特許を先取りすることが何よりも重要である。

このような現実にもかかわらず、韓国は先進国と比べて国家研究開発事業の質的な技術革新成果は低い水準であり、研究開発の結果を技術移転や事業化などの経済的成果に結びつける知的財産管理システムも十分ではないのが現状である。

最近5年間(2017~2021年)、韓国政府の研究開発予算規模は年平均8.9%も増加し、2021年にはその規模が約27.4兆ウォンに達するなど、量的には大きく増加した。しかし、政府研究開発での特許成果の質的水準を示す政府R&D優秀特許比率<sup>5)</sup>(4.3%)は全体の優秀特許比率(20.8%)より低く、外国人(66.2%)の6.5%水準に過ぎず、政府R&D米国特許成果の優秀特許比率(4.4%)も米国登録特許の全体の優秀特許比率(8.5%)に及ばないなど、量的成長に見合った質的成長を達成できていない。

このように国家研究開発事業の低い質的水準と効率を高め、第四次産業革命時代の新成長動力を拡充するためには、政府R&Dの全サイクルで特許情報の活用を支援し、特許情報活用戦略を高度化することが必要である。

---

5) SMART 特許評価システムの9つの等級のうち上位3等級以内(23%)の特許の比率

国家研究開発事業は、課題発掘、企画、遂行、成果管理の段階に分かれており、特許庁は特許情報を活用し、その過程で核心的な優秀特許を創出し、重複研究開発の防止など、政府の研究開発の効率化及び質的レベルの向上に取り組んでいる。

課題発掘段階では、国家戦略事業を選定し、核心技術を導出するための「特許ビッグデータ基盤産業革新支援」、研

究企画段階では「特許ビッグデータ基盤産業革新環」、研究企画段階では特許が先占されていない方向に研究開発を誘導する「公共 R&D 特許技術動向調査」、課題遂行段階では、知的財産権の観点から研究開発戦略を策定する「政府 R&D 優秀特許創出支援」、課題完了後は、「政府 R&D 特許成果管理」事業などを実施し政府の政策策定及び事業評価を支援している。

図Ⅲ-2-1 国家研究開発の段階別の特許情報活用支援現況

R&D 段階	課題の発掘	研究企画	課題の実施	課題完了及び事後管理
特許技術調査分析事業内容	特許ビッグデータに基づく産業革新を支援	公共 R&D 特許技術動向調査	優秀特許創出支援 (政府 R&D 特許戦略支援)	優秀特許宗主支援 (政府 R&D 特許設計支援)  政府 R&D 特許成果管理(特許成果調査・分析 保有特許診断支援)

## 2. 政府 R&D 課題発掘・企画段階の効率化支援

### A. 公共 R&D の特許技術動向の調査

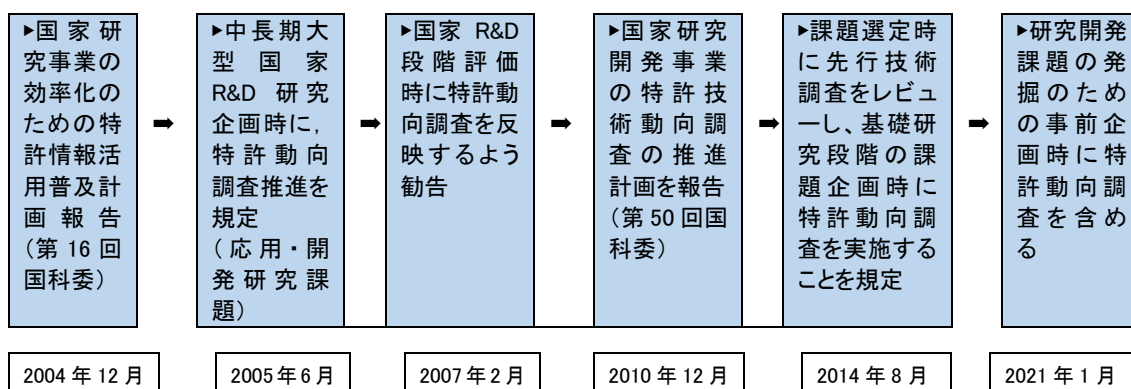
産業財産政策局産業財産創出戦略チーム電算事務官 **キム・ジングク**

#### 1) 推進背景及び概要

特許庁は、政府予算が投入される研究開発事業の企画段階から特許情報の積極的な活用を通じて技術がグローバル市場での競争力を持てるよう支援し、これを知的財産権の確保につなげて国家研究開発の質的成果を高める方法を模索してきた。

特許庁は第 16 回国家科学技術委員会に「国家研究開発事業の効率化のための特許情報活用普及計画」(2004 年 12 月)を報告し、そのフォローアップとして省庁が推進する研究開発事業の課題企画時には特許動向調査、課題選定過程では先行技術調査を 2005 年からそれぞれ支援してきた。

## 図Ⅲ-2-2 特許技術動向の調査事業推進の沿革



### 国家研究開発革新法の施行令

**第8条(研究開発課題の発掘のための事前企画など)** ①中央行政機関の長は、法律第9条第3項の規定により、研究開発課題の発掘のための事前企画を行う場合、あらかじめ次の各号の内容をその事前企画に含めなければならない。

1. 事前企画関連研究分野への支援の必要性
2. 論文や特許などの研究開発動向
3. 期待効果

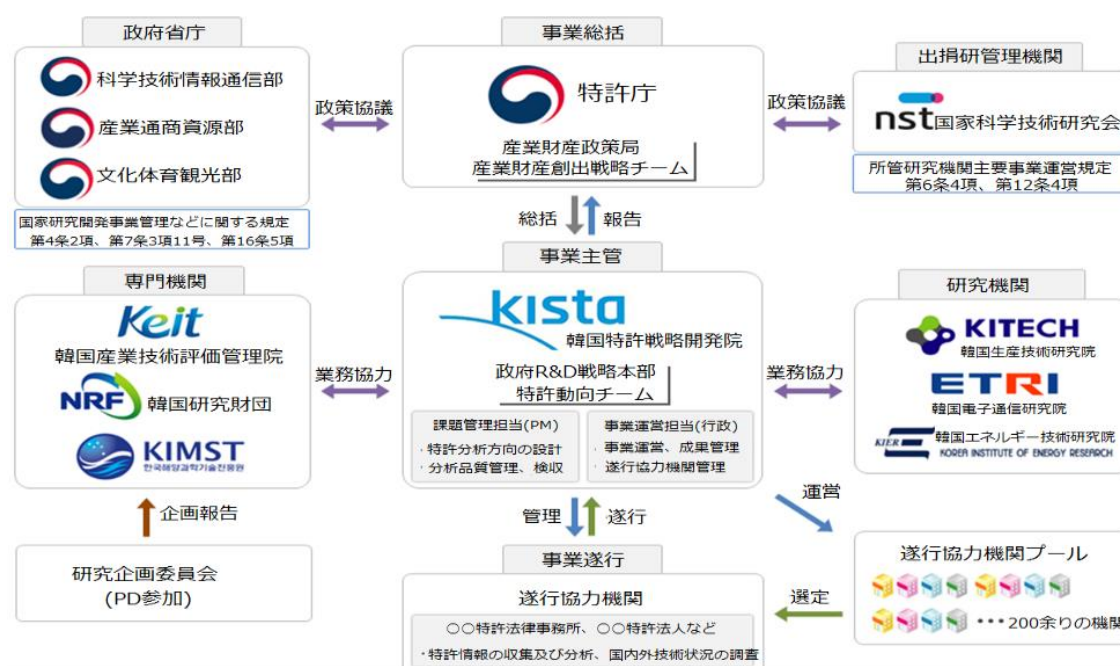
特許動向調査は、科学技術情報通信部、産業部など研究開発遂行部署で研究開発課題を企画する際、当該技術に関連する特許動向全般及び特許確保の可能性まで分析し、特許が先占されていない技術分野に研究開発を誘導するものであり、先行技術調査は研究開発課題を選定する際、研究内容と同一・類似の特許が存在するかどうかを調査し、不必要な重複研究開発が行われないようにするものである。

上記のように国家研究開発課題の発掘のための事前企画時に行う特許動向調査について「国家研究開発革新法施行令」第8条第1項にその内容が規定されている。

## 2) 推進内容及び成果

特許庁では、主要研究開発省庁から要請を受け、特許動向調査を支援する事業及び課題を確定し、特許動向調査の結果物を該当省庁に提供する。各省庁は、提供された特許動向調査の結果物を課題企画に反映して研究の方向性を設定・変更するなど、競争力のある研究課題を導き出すために活用する。

図Ⅲ-2-3 国家研究開発プロセスによる特許動向調査支援体系



実際の研究開発事業企画担当者を対象にアンケートを実施した結果、2022年に特許動向調査の結果を課題企画に反映し、方向性を変更もしくはより具体化したと回答した割合が80.15%であった。

毎年、主要研究開発部門の核心課題に相当する数が特許動向調査を基に企

画されており、2021年には444件、2022年には398件の課題について特許動向調査を実施した。

先行技術調査は、2017年から民間の役割を拡大させる観点から特許庁の予算分担を中止し、各省庁が独自に推進する方式に転換された。

表Ⅲ-2-1 政府省庁研究開発課題の特許動向調査への支援現況

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
事業予算（億ウォン）	146.5	86.4	91.5	91.5	93	93	64.3	28.8	20.8	20.8	20.8	20.8
支援R&D省庁（個）	16	16	16	16	16	16	16	10	8	10	12	
特許動向調査（個）	694	735	703	723	751	741	623	275	275	251	444	398
先行特許調査（個）	3,730	2,914	3,182	2,491	2,078	2,372	-	-	-	-	-	-
合計	4,424	3,649	3,885	3,214	2,829	3,113	623	275	275	251	444	398

特許庁は支援予算が減少傾向にある中でも革新成長投資分野に対する特許分析を優先的に支援し、2022 年革新成長

投資分野課題支援の比率は 71.4%を占めた。

表Ⅲ2-2 革新成長対応分野に対する特許分析支援課題の現況

区分	2021 年			2022 年		
	革新成長対応分野	全体	革新成長対応分野の比率	革新成長対応分野	全体	革新成長対応分野の比率
支援課題の数	320 個	444 個	72.1%	284 個	398 個	71.4%

図Ⅲ-2-4 特許技術動向調査事業における R&D 省庁の活用事例

< 代表的な活用事例 >

- (支援事業) 産業通商資源部の産業革新技術開発事業の企画段階
- (支援内容) IP 浮上度及び IP 障壁度の分析など
- (支援結果) 2023 年度産業通商資源部の産業革新技術開発事業の企画団体の課題を対象に特許動向調査及び分析支援で研究企画方向の補完及び修正を通じて R&D 課題を企画及び効率化に寄与

(1) R&D 事業の目的に合ったカスタマイズ型分析タイプ(評価型)新設及び事業適用

(2) IP 浮上度, IP 障壁度など企画課題選定評価項目による分析結果を提供

特許動向調査レポート(特許庁)	NEPSA 検証指標(KEIT 選定評価指標)
<p><b>I. 概要</b></p> <p><b>II. IP 浮上度の分析</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国家別浮上度分析</li> <li>2. 主要出願人(競争者)分析</li> <li>3. 分析結果総合</li> </ol> <p><b>III. IP 障壁度の分析</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 主要障壁特許</li> <li>2. 障壁特許の類似度分析</li> <li>3. 分析結果総合</li> </ol> <p><b>IV. 特許分析の結論及び示唆点</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 総合結論</li> <li>2. 示唆点</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 戦略適合度 技術的優秀性及び応用度</li> <li>2. アウトプット IP 浮上度 市場規模及び成長率</li> <li>3. アウトカム 連関業種の営業利益度</li> <li>4. 波及効果 技術水準及び技術格差</li> <li>5. 技術リスク 技術インフラ <b>IP 障壁度</b> 市場競争の強度</li> <li>6. 市場リスク 事業化の要求支援</li> <li>7. 投資規模 合計 R&amp;D 投資金額</li> </ol>



### 3) 評価及び発展方向

韓国特許戦略開発院の特許技術動向調査支援 R&D に対する 2021 年の事業成果を分析した結果、1003.7 億ウォンの国家研究開発予算の削減効果がある

表Ⅲ-2-3 特許技術動向調査による R&D 予算削減・効率化推定成果(単位: 百万)

支援年度	2019	2020	2021	2022
重複するR&Dの脱落	11,432	4,096	10,802	26,330
R&Dの方向修正・具体化	80,907	105,040	89,572	275,519
合計	92,339	109,136	100,374	301,849

現在、「国家研究開発革新法施行令」には、研究開発課題の発掘事前企画を行うには、事前に特許などの研究開発動向を含めるように規定されている。しかし、未だ企画段階で特許分析を実施しないか、省庁が独自に実施する場合が多く、国家研究開発全般の特許力量が強化されるよう、直接的・間接的な支

ことがわかり、研究開発事業のうち特許動向調査を支援された場合は、そうでない事業に比べ、課題当たりの出願特許が 238%増加し、そのうち優秀特許比率も 6%増加するという成果を示した。

援が継続的に行われるべきであろう。これを受けて、特許庁では研究開発時に特許分析を実施するよう奨励する一方、特許技術動向調査事業の予算減少に対応し、2018 年から R&D 省庁及び専門機関の自主的な能力強化のために特許分析・管理能力強化支援事業も一緒に推進している。

## 3. 政府 R&D の実施段階における優秀特許の創出支援

産業財産政策局産業財;産業創出戦略チーム 工業事務官 **パク・スンベ**

### 1) 推進背景及び概要

政府 R&D によって創出された国内特許出願は 3.6%増加したことが(2020 年 31,233 件→2021 年 32,355 件)わかった。これは 2021 年の国内特許出願 237,998 件に対し 13.6%の割合を占めている。

しかし、政府 R&D 特許の優秀特許の割合(4.4%)は、米国連邦 R&D の優秀特許比率(5.9%)より低い水準であり、ファミリー特許国家数(2.2 個)も米国連邦 R&D(4.0 個)に比べて少ないことがわかった。

韓国の技術自立、産業競争力の強化のためには、国家 R&D の中核的主体である大学・公共研(政府予算の 60.0%使用)の役割が重要だが、公共部門の特許競争力はまだ不十分なのが現状である。

これを受けて、特許庁は大学・公共研究機関の政府 R&D 研究課題を対象に知的財産権中心の研究開発方向設定及び優秀特許創出戦略を支援する「政府 R&D 特許戦略支援」事業を実施している。



## 2) 推進内容及び成果

2012 年から推進してきた「政府 R&D 特許戦略支援」事業は、大学・公共研究機関が行う政府 R&D 課題を対象に既存特

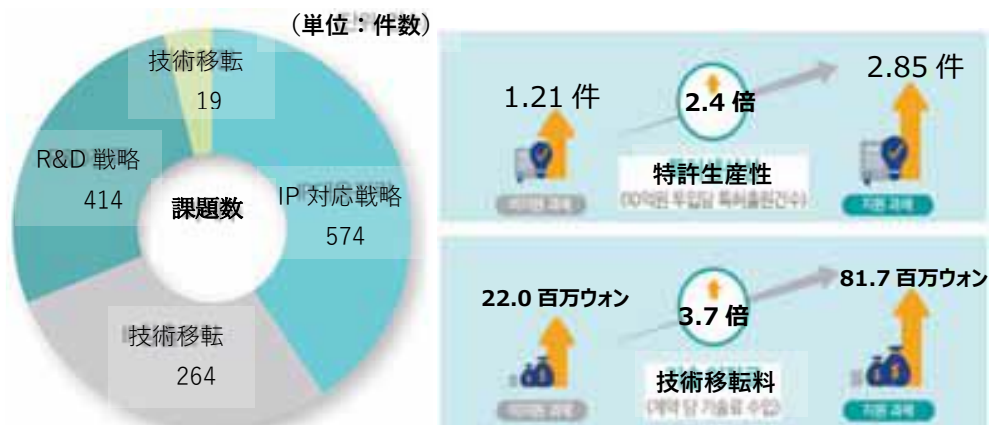
許を深く分析し、優秀特許を確保できる研究開発の方向性を示し、先行障壁特許に対応するための戦略と特許ポートフォリオの構築を提供することを柱に 2022 年には 98 件の課題を支援した。

表Ⅲ-2-4 政府 R&D 特許戦略支援の現況

区分	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	
支援課題数(個)	59	68	78	8-0	78	78	78	84	70	73	98	
支援対象機関	大学	18	6	17	16	14	12	6	20	32	19	33
	公共研	34	53	46	57	56	59	69	57	36	49	63
	その他	7	9	15	7	8	7	3	7	2	5	2

2022 年の具体的な成果をみると、政府 R&D 特許戦略支援事業を通じて、優秀特許確保を可能にした研究開発方向に関する提案 414 件、特許ポートフォリオ強化のための IP 創出戦略を 264 件支援、障壁特許の回避、無効化などの IP 対応戦略 574 件及び技術移転戦略 19 件をそれぞれ支援した。

最近 5 年間の政府 R&D 特許戦略支援事業の成果を政府 R&D 特許成果と比較分析した結果、本事業の支援を受けた政府 R&D の特許成果が支援を受けなかった政府 R&D 特許成果果に比べて特許生産性(量的成果)が 2.4 倍高く、技術移転契約当たりの技術料(質的成果)も 3.7 倍高い水準で示され、事業の効果が優れていることが確認された。



<2022 年特許戦略導出支援の結果> <最近 5 年間の事業成果分析結果>

### 3) 評価と発展方向

政府 R&D 遂行段階での優秀特許創出支援は、政府 R&D 課題を通じた特許成果を質的・量的に向上させると同時に、技術移転・事業化などの成果拡散に大きく貢献し、大学・公共研究機関の研究者が高い満足度を示した。

R&D の方向性の提示から IP 対応戦略まで様々な特許戦略の提供を通じて、公共部門の政府 R&D 特許成果の質的・量的な向上はもちろん、技術移転・事業化の拡大及び大学・公共研の保有技術

と企業需要の間の隙間を解消に寄与している。

特許庁は、感染症予防、デジタルニューディール、グリーンニューディールなどの国家重点分野に対する政府の R&D 政策方向に沿って未来有望な研究開発分野及び融合・複合技術分野の源泉・核心特許の早期先取りを支援している。また、R&D 方向に最適である専門的な特許戦略を持続的に提供し、政府 R&D 予算投資が実質的に国家技術競争力の向上につながるよう積極的に支援する予定である。

## 4. 政府 R&D 活用・管理段階の特許成果の総合管理

### A. 政府 R&D 特許成果の調査・分析

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 産業事務官 **パク・ジュテ**

#### 1) 推進背景及び概要

政府は革新能力の蓄積と持続的な成長に向けて政府研究開発(R&D)投資を持続的に拡大してきた。

\*(2003年)6兆5,154億ウォン→(2022年)29兆7,770億ウォン

このように政府の R&D 予算規模が徐々に拡大するにつれて R&D 投資及び制度革新に対する関心も高まっている。これを受けて、政府は徐々に大型化・融複合化している政府 R&D 事業に対する全省庁的な総合管理体系を構築するため、1998 年から国家科学技術諮問会議(旧国家科学技術委員会)を中心に毎年「国家研究開発事業調査・分析・評価」を実施している。

特許庁は、成果中心の政府 R&D 事業

評価制度の定着と質中心の特許成果評価を支援のために、国家研究開発事業で発生した特許成果を体系的に調査・分析している。また、分析結果を研究開発活動に活用するよう科学技術情報通信部など R&D 省庁や研究管理専門機関などに提供している。

#### 2) 推進内容及び成果

政府 R&D 政策の策定及び事業評価を支援し、R&D 事業の効率性を高めるため、2021 年度政府 R&D 特許成果を省庁別、研究主体別、R&D 事業目的別など様々な角度で分析し、2017~2021 年に国内及び外国に登録された政府 R&D 特許について特許分析評価システム(SMART3、韓国発明振興会)を活用して特許品質を測定・分析した。

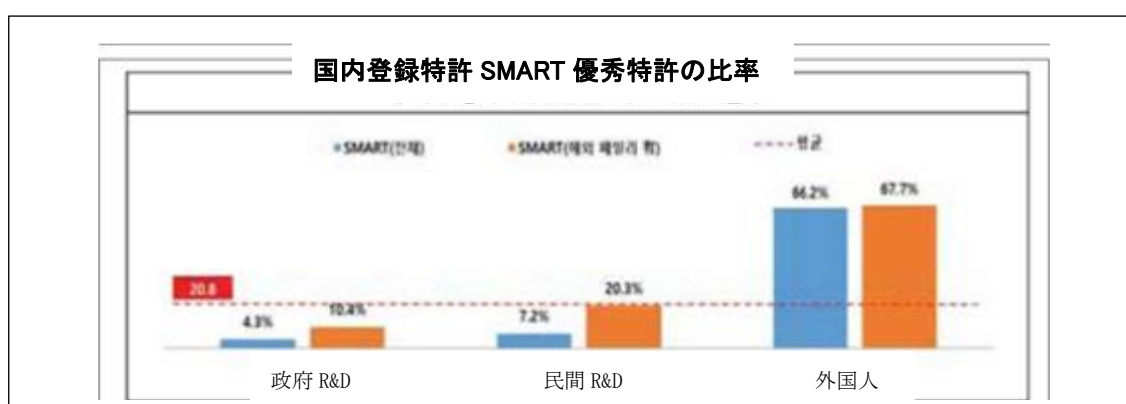
## 図Ⅲ2-5 2017～2021 年政府 R&D 特許成果の主要分析結果

(量的成果)2021 年国内特許出願 32,355 件、国内特許登録 21,566 件など、政府 R&D で創出された特許の量的現況は前年比で増加したことが分かった。

＜最近 5 年間(2017～2021 年)の政府 R&D 特許出願・登録の現況＞

区分	2017	2018	2019	2020	2021	合計	増加率(%)	
							前年比	年平均
出願(件)	32,502	31,108	31,180	31,233	32,355	158,377	3.6	0.1
登録(件)	19,641	19,200	20,210	21,330	21,566	101,947	1.1	2.4

◎ (質的成果)政府 R&D 特許の SMART 優秀特許比率は、民間 R&D、外国人 SMART 優秀特許比率より低いレベル。



大学・公的研究機関が政府 R&D で創出した特許をどのように活用しているのか、特許成果活用実態を調査・分析した結果、政府 R&D 特許成果の活用実績は継続的に改善されていることがわかった。政府 R&D 特許を含む技術移転契約件数は、最近 5 年間、年平均 6.3%ずつ継

続的に増加しており、2021 年には 4,630 件の技術移転契約が締結された。2017～2021 年の大学・公共研からの技術供与が行われた技術の平均金額をみると、国内特許を含む場合(80.8 百万ウォン)が全平均金額(43.0 百万ウォン)に比べて高いことがわかった。

表Ⅲ-2-5 契約年度別の技術移転契約件数の現況(単位:件、%)

区分	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	合計	割合*	年平均増加率
合計技術移転契約件	8,449	8,047	9,147	9,556	10,276	45,475	100.0	5.0
特許含む契約件	4,788	4,587	5,143	5,629	6,257	26,404	58.1	6.9
政府 R&D 特許含む契約件	3,625	3,446	4,002	4,471	4,630	20,174	44.4	6.3

\* 技術移転契約全件に対する割合

### 3) 評価と発展方向

特許庁は、従来の特許成果調査・分析の限界を克服するため2022年に省庁別にカスタマイズされた分析を実施した。2023年には量的評価から質的評価に転換する政府R&D評価政策に合わせて質的分析に焦点を当てる計画である。

また、特許性とデータの活用拡大及び収集体系の効率化のため、関連システム間の連携を強化し、特許性と情報の活用性を向上させ、新たに構築される

国家研究開発事業統合情報システムに特許成果の効率的な収集体系を構築する予定である。

また、特許成果に関連するR&D制度、特許成果の入力、検証手順など実務者中心の教育コンテンツを制作し、RIPIS（特許成果管理システム）を通じて提供すると同時にオフライン教育を実施して研究者の特許成果管理に対する認識を高めるために継続的に努力する計画である。

### B. 公共機関の保有特許についての診断事業

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 **パク・ジュテ**

#### 1) 推進背景及び概要

政府は国家レベルの技術革新力量を強化するため、継続的にR&Dの規模を拡大している。政府のR&D事業で創出された特許成果のうち2/3が大学・公共研究機関で創出された特許であり、韓国のR&Dにおいて大学・公共研究機関は非常に重要な役割を果たしている。

しかし、登録後、長期間維持される特許が増えるにつれ、特許登録料も大幅に増加した。登録後7年目以降の特許比率が大学は11期(2012年)から27.2%、(2021年)、公共研究機関は25.2%(2012年)から42.5%(2021年)に増加し、2021年に大学が負担する特許登録料は、2012年比で3.6倍、公共研は2.7倍に増加した。

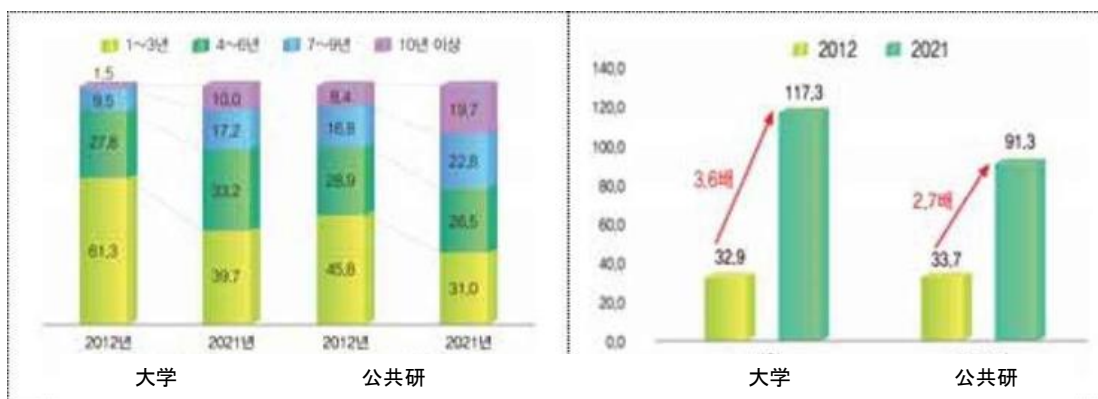
表Ⅲ-2-6 2017～2021年権利主体別の政府R&D国内特許出願の現況(単位:件、%)

年度 区分	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	合計	比率 (%)
大学	13,826	13,446	13,813	14,006	14,284	69,375	40.2
公共研	8,218	7,835	7,897	8,101	8,012	40,063	23.2
企業など	13,463	12,700	12,616	12,185	12,185	63,149	36.6

## 図Ⅲ-2- 6 大学・公共研の年度別特許分布及び特許登録料の現況

<2012年～2021年年次登録特許現況(単位:%)>(左)

<2012年～2021年特許登録料増加現況(単位:億ウォン)>(右)



このような現象が長期化する場合、機関は特許維持料への経済的負担のために特許活用のための戦略的な努力なしに権利を放棄することになる。

特許庁は、政府R&Dの特許成果の活用性を高めるための取り組みとして公共機関が保有している未活用特許を分析・診断し、特許を管理・活用するための戦略をコンサルティングする公共機関保有特許診断支援事業を2016年から推進している。

### 2) 推進内容及び成果

特許庁は、2016年の試験事業を皮切りに2022年まで合計100機関を対象に保有している特許の質的優秀性と活用可能性を診断し、これによる機関レベルの総合的な特許管理・活用戦略を支援した。

2020年に参加機関の支援規模に応じてカスタマイズ型Ⅰ・Ⅱ・Ⅲに支援タイプを変更し、2021年にはタイプ別診断特許数を調整し、オンライン自己診断システ

ムを構築して小規模な登録特許保有機関も支援するため取り組んできた。

本事業は、当該機関のニーズ把握及び特許分類を行う1段階、機関の特許を分析する2段階、活用・処分戦略を提示する3段階からなる。

第1段階では、機関の特性を考慮した機関独自の技術体系を構築し、対象特許の製品・技術分野別の詳細分類を行う。

第2段階では、対象特許の定量・定性分析及び研究者インタビューを通じて個別特許の深層分析を行う。

第3段階では、特許分析結果を通じて有望特許群の活用戦略及び維持・放棄候補の特許群の処分戦略を示す。

これにより、2022年には機関が保有する登録特許4,431件(海外350件を含む)を対象に等級診断及び深層分析を行い、特許の活用・処分戦略を策定した。



### 3) 評価と発展方向

2016～2021年の事業成果の追跡結果、合計85機関(合計19億円投入)に提示した有望特許活用戦略により特許2,233件、移転・技術料収入で約400億円、特許処分戦略で特許7,170件、放棄・特許維持料削減で約280億円の効果が得られた。

2022年には事業に参加した機関の活用戦略の履行促進のため、技術紹介書の作成をフォローアップ支援(2022年から継続)し、処分戦略の履行促進のため、個別特許の請求項観測案をフォローア

ップ支援(2015年から継続)した。活用戦略対象2機関の技術紹介書作成20件を支援し、処分戦略対象1機関の特許50件に対する請求項削減案の提案を通じて約7千万ウォンの特許維持費を削減できると期待される。

特許庁は、公共機関の保有特許管理能力の向上及び管理履行の促進のため、2023年にも段階別の保有特許診断支援体系(①訪問診断サービスのパイロット推進、②カスタマイズ型支援、③フォローアップ支援)を強化する計画である。

## 第2節 標準特許創出への支援

### 1. 概観

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 産業事務官 **キム・ホヨン**

技術融合・複合化が加速する智能情報社会では、製品・サービス間の相互互換性確保のための国際標準と標準特許の重要性が拡大している。特許庁は、韓国産学官の標準特許に対する認識を高め、標準特許創出能力を強化するため2009年から標準特許創出支援事業を推進している。

2022年には、未来革新技术2分野を対象に標準特許創出の有望技術を導出し、科技政通部 R&D 企画段階で新規課題の発掘を支援した。メタバース、自動運転の ICT 融合分野に対する標準・特許情報を分析して有望技術(17 個)を導出し、産・学・研を対象に公開発表会を開催し、分析結果物の活用・普及を誘導した。研究遂行段階の標準特許創出可

能性を高めるため、合計35件の課題に85件の戦略を提供し、85件の有望特許が反映された66件の標準案(寄稿文)を国際標準化機構に提案できるようにした。

また、国際標準化対応の主管省庁である科技情通部(国立電波研究院)及び産業部(国家技術標準院)と協力して人工知能、感染症防止対策管理の情報技術分野の国際標準化が韓国産業界に利益になる方向で行われるように、関連特許を深く分析し、外国の特許技術が反映された海外寄稿文に対応するための戦略と韓国特許技術の国際標準化のための特許戦略を提供、事実標準への対応の重要性を考慮し科学技術部(情報通信技術協会)が運営している ICT 標準化フォーラム(無線電力伝送分野)を



対象に標準特許の先取り・対応戦略を試験的に支援した。

中小・中堅企業の標準特許確保力量を強化するため、優秀な技術を保有しているが標準化経験が不足している 8 社を対象にカスタマイズ型の R&D 特許-標準総合戦略を支援し、短期間で標準特許創出力量を確保できるようにした。これにより、36 件の特許出願の成果を創出し、これを基に本格的な国際標準化進出の基盤を構築した。

特に、6G 分野の標準特許競争力を早期に確保するため、産・学・研の計 10 件の課題に対して R&D 初期段階からの密着支援を通じた段階別の核心標準特許確保戦略を策定し、計 24 件の「予備標準特許」を創出した。

標準技術の活用拡大及びロイヤリティ軽減のために標準特許の必須性検証を推進した。全産業に徐々に影響力を広げている 5G 分野の標準特許 660 件

と、紛争が比較的多い映像コーデック・無線 LAN 分野の標準特許 68 件についての必要性を検証し、その結果を中小・中堅企業などがロイヤリティ交渉、訴訟などに今後活用できるようにデータバンクとして構築した。

最新の標準特許情報を提供するために標準化機構の標準特許データベース 5,000 件を新規構築し、2022 年累計 67,000 件の標準特許情報サービスを提供し、標準特許専門誌である SEP Inside を計 4 回発行し、標準特許情報の拡散に取り組んだ。また、標準特許専門弁理士養成教育と標準特許認識拡散教育及び訪問型標準特許教育サービスなどを通じて標準特許の創出基盤を強化した。

2023 年には、5G・6G、AI など国家戦略技術分野を中心に、長期的な標準化過程に合わせて標準特許確保戦略を数年間にわたり支援する課題の比重を拡大する予定である。

## 2. 政府 R&D での標準特許確保の可能性向上

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 産業事務官 **キム・ホヨン**

### A. 推進背景及び概要

標準とは、特定の技術を使用する際、誰でもいつでも同じ方法で実施できる技術規格を指すことで、これまで産業発展及び使用者の便宜に寄与してきた。このような規格は、技術の互換性を重視する

IT 技術の発展と国際貿易の活発化に伴い、その重要性はますます高まっている。) <sup>6)</sup>

このような環境の下、グローバル企業は市場主導権を確保するため、標準

---

6) 1995 年に採決された WTO/TBT(貿易技術障壁)協定で WTO 加盟国は、国際標準や技術基準の基礎に使用すべきとの義務を付与(TBT Article2.4 参考)

特許を戦略的に活用している。つまり、市場性の高い標準と独占排他的権利である特許を戦略的に組み合わせた標準特許という新しい高付加価値特許を作り、ロイヤリティ収益を通じて世界経済の激しい競争の中で優位な地位を維持している。

韓国の現状をみると、海外の中核・標準特許技術が多く使われる製品を大量生産して輸出する産業構造により、産資権貿易収支の赤字が持続（(2021)△22.2→(2022, 上)△3.7(億\$))しており、最近では IoT、5G など通信標準特許が

他の産業分野に拡大適用されるようになり、自動車・家電メーカーなど海外にロイヤリティを支払わなければならない企業が増えている。

2022年12月現在、主要標準化機構に申告された韓国の標準特許は全世界の標準特許のうち15.9%を占めているが、特定の企業・機関に偏っているのが現実である。標準特許は長時間の標準化期間とR&D・特許・標準の力量の戦略的結合で創出されるため、中小・中堅企業に対する体系的な戦略的支援が求められる。

表Ⅲ-2-7 主な標準化機構(IEC,ITU,IEEE,ETSI)に宣言された標準特許の現況

順位	国別	個数	比率	順位	国別	数	比率
1	中国	46,693	32.5%	6	スウェーデン	7,104	4.9%
2	米国	32,387	22.5%	7	台湾	2,088	1.5%
3	韓国	22,887	15.9%	8	フランス	1,718	1.2%
4	日本	13,939	9.7%	9	ドイツ	1,582	1.1%
5	フィンランド	12,064	8.4%	10	カナダ	1,038	0.7%

(2022年12月)

※5 大主要標準化機構対象の特許番号の重複除去基準を一括適用(出典:韓国特許戦略開発院標準特許戦略チーム)

特許庁は、2009年に「標準特許の戦略的創出支援 総合対策」を策定し、それに基づいて専担組織を編成し、全国的な標準特許創出支援政策を推進してきた。2019年には標準技術基盤の未来市場確保のための標準特許中長期(2019~2022年)政策として「標準特許競争力強化方案」を策定し第25回国家知的財産委員会で審議・議決した。

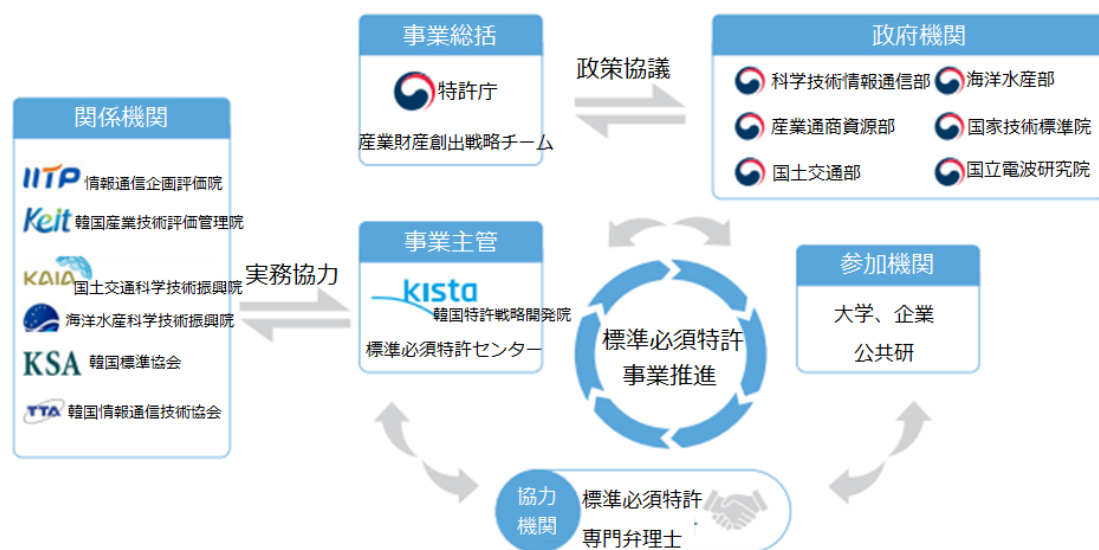
## B. 推進内容及び成果

標準特許創出支援事業は、技術互換性で市場支配力の高い標準と独占排他権である特許の連携を通じて創出される高付加価値標準特許を確保するため

「R&D・特許・標準」相互間の有機的な連携を通じて、課題企画段階から国際標準案の開発、標準化活動まで全プロセスを通じて標準特許の創出を支援する事業である。

従来、標準取得のためR&Dの場合、R&Dの成果である特許と標準が相互に連動せず、R&Dを通じて作成した標準案が最終的な国際標準に採択されても実質的な標準特許は所有できない事例が時折発生したが、本標準特許創出支援事業は、標準と特許の戦略的な連携を通じて優れたR&Dの成果が標準特許につながるよう支援を行っている。

図Ⅲ-2-7 標準特許創出支援事業の政府レベルの推進体系



まず、韓国の標準特許力量の強化と政府の R&D 資源の効率的な投資の観点から R&D 課題の発掘段階から標準特許の確保可能性を検討する必要がある。これに対し、特許庁では 2015 年から国家戦略技術分野に対する標準・特許評価を通じて標準特許戦略マップを試験的に構築しており、2022 年にはメタバース、自動運転の ICT 融合の 2 つの分野を推進した。これにより、標準特許有望技術 17 個(メタバース 10 個、自律走行 ICT 融合 7 個)を導出・提示し、科技情報通信部(IITP)R&D 課題企画段階で合計 5 件が反映された。

R&D と標準環境による詳細戦略をさらに多様化し、成果が向上させた。2022 年には、5G システムにおける TSC and URLLC 支援及び伝達制御技術の開発など 17 件の政府 R&D 課題を支援し、合計 48 件の戦略を導き出し、68 件の国内外特許が出願され、そのうち 42 件の特許が反映された 29 件の標準案(寄稿文)が 3GGP<sup>7)</sup>など国際標準化機構に提出された。

研究遂行段階では、R&D と国際標準化を並行して推進している R&D 課題遂行機関と連携して、R&D 環境と国際標準環境を綿密に分析する一方、特許と R&D、標準の連携戦略を支援しつつ、

7) 3GPP(サードジェネレーションパートナーシッププロジェクト): モバイル通信関連の国際標準を制定するための標準化技術協力機構

表Ⅲ-2-8 2022年 R&D 標準特許創出支援事業の推進成果

連携課題	参加機関	標準化機構	①戦略	②特許		③標準
			戦略提示	国内特許出願	海外特許出願	標準案(寄稿文)提案
5GシステムにおけるTSC and URLLC支援及び伝達制御技術開発など17の課題	安東大学など13個	3GPPなど8個	48件	58件	10件	29件

そして国家標準化機関の標準開発課題(情報通信放送標準開発支援事業、国家標準技術力向上事業)と連携し、既存の技術中心から特許中心の戦略的標準案を開発することで標準特許が創出されるよう支援した。2022年には導電性繊維基盤のウェアラブル圧カストレイン

ネットワークセンサーの国際標準開発など合計11件の課題を支援し、標準、特許分析などを通じて20件の戦略を導き出し、26件の国内外特許が出願され、26件の特許内容が反映された22件の標準案(寄稿文)がISO/IEC JTC1<sup>8)</sup>など国際標準化機構に提出された。

表Ⅲ-2-9 2022年 国際標準案の開発 特許戦略支援事業の推進成果

連携課題	参加機関	標準化機構	①戦略	②特許		③標準
			戦略提示	国内特許出願	海外特許出願	標準案(寄稿文)提案
伝導性繊維を基盤としたウェアラブル圧カストレインネットワークセンサー国際標準開発など11の課題	韓国電子技術研究院など10個	JTC1など6個	20件	25件	1件	22件

また、国際標準化能力を有する韓国自動車研究院、ウォーラス標準技術研究所など標準特許有望機関・企業を対象に標準化全周期にわたって標準特許戦略を長期(3年以上)支援する事業を推進した。2022年には、高レベルの自律走行のための緊急対応機能の開発な

ど、省庁(科学技術部、産業部)及び民間で7つの課題を支援し、標準、特許分析などを通じて17件の戦略を導き出し、21件の国内外の特許が出願され、そのうち17件の特許が反映された15件の標準案(寄稿文)がISO<sup>9)</sup>など国際標準化機構に提出された。

8) ISO/IEC JTC1:ISO TC9とIEC TC83, TC47傘下のSC47Bを合併した情報技術標準化組織

9)ISO:国際標準化機構(電気電子, 情報通信を除く全分野)

表Ⅲ-2-10 2022年標準特許有望機関支援事業の推進成果

連携課題	参加機関	標準化機構	①戦略	②特許		③標準
			戦略提示	国内特許出願	海外特許出願	標準案(寄稿文)提案
高レベル自律走行のための緊急対応機能の開発など7つの課題	韓国自動車研究院など7個	ISOなど5個	17件	13件	8件	15件

また、標準特許創出支援事業の特許成果物が最終的な標準特許として完成できるよう、体系的なモニタリングと標準特許化戦略を支援した。支援事業を通じ

て創出された特許成果物 715 件について標準との整合性確保のための権利範囲補正(31件)戦略を提供した。

表Ⅲ-2-11 2022年標準特許フォローアップ管理事業の推進成果

フォローアップ対象	標準特許化戦略の支援(33件)		
特許成果物	権利範囲の補正	海外出願戦略	分割
715件	31件	-	-

### C. 評価及び発展方向

2009～2010年に推進された事業は、標準特許の重要性に対する国民的認識を高め、標準特許の戦略的創出基盤を確保するための国家戦略次元のアプローチであった。その後、2011～2013年の標準特許創出支援事業は、R&D現場及び標準開発現場に直接参加し、実際のR&Dと標準化活動をする研究者に標準特許創出方法論を広め、実際の標準特許が作られる経験を積ませ、その基盤を拡大することに重点を置いて推進された。

2014年からは政府R&D全サイクルに渡る支援標準特許創出成果が最大化できる体系構築を進め、2015年には標準特許有望課題の発掘のための標準特許戦略マップを試行的に推進した。2016

年から国際標準化及び標準特許支援を通じて蓄積されたノウハウを結集し、中小・中堅企業の標準特許競争力を強化するため、関係省庁と共同で「標準特許強小企業育成プラン」を策定し、2019年には標準特許専門機関の育成を含む中長期(2019～2022)政策として「標準特許競争力強化プラン」を策定した。

2012～2022年の間に「標準特許創出支援事業」を支援された14機関が主要国際標準化機関に宣言した219件の標準特許を確保した。最近5年間の「標準特許創出支援事業」を通じて創出された特許の質的な成果をみると、事業を通じて支援した政府課題の特許成果は、未支援の政府課題の特許成果に対して三極特許の比率は約14倍(1.6%対比21.8%)と圧倒的に高く、技術移転契約1

件当たりの技術料収入も 18 倍(26 百万ウォン対比 458 百万ウォン)と高く、事業を通じて創出された特許の質的水準と産業界での活用価値が非常に高いことがわかる。

今後も持続的な需要発掘を通じて、

優秀企業の事業参加を拡大し、標準化の速度が速い分野の標準取得を目指す課題支援を強化し、政府の標準特許の成果を高め、韓国の産・学・研が新産業分野の核心的な標準特許を先取りできるよう努力していく。

### 3. 国際標準化活動に対する標準特許戦略支援

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム工業事務官 **キム・ホヨン**

#### A. 推進背景及び概要

現在までの国際標準化活動の際、知的財産権に対する検討が不十分な状態で標準が採択され、相当規模の特許料が発生している。とりわけ、韓国の主要輸出品目である電気電子及び情報通信技術分野の製品が技術貿易規模の約 70.4%を占めており、主要標準技術分野別に形成された特許プールによる特許料負担も増加している状況である。

これにより、標準制定の段階別に特許審査を行い、国益を考慮した国際標

準が制定されるようにカスタマイズされた特許戦略支援を支援する「国際標準共同対応」を行っている。

#### B. 推進内容及び成果

2022 年には、人工知能(科技通信部、ITU-T SG16)及び感染症防疫管理の情報技術分野(産業部、JTC1 SC41 など)の国内対応研究班を支援し、合計 42 件の主要特許分析を行い、各細部技術別の国際標準化推進状況に合わせて対応特許戦略を策定・支援した。

表Ⅲ-2-12 2022 年国際標準共同対応支援の推進成果

技術分野	主要特許分析の提供	関連特許情報の提供	戦略策定	戦略内容
人工知能分野(科技通信部, ITC-T SG 16)	21 件	3,554 件	6 件	・標準化アイテム発掘 ・寄稿方向設定など
感染症防疫管理情報技術分野(産業部, JTC1 SC41 など)	21 件	309 件	4 件	・標準案反映技術障壁分析戦略 ・革新特許モニター戦略

#### C. 評価及び発展方向

2022 年国際標準共同対応支援を通じ、海外が主導する標準に国益が反映され

るように対応し、特に利害関係者が直接参加して積極的に対応できるように誘導した。



今後の特許支援の緊急性が高い他の標準化研究班及び事実標準化対応フォーラムまで特許戦略支援範囲を拡大し、標準化能力及び国内対応環境を考

慮した成果タイプ別支援の多角化を模索して需要に合わせた国際標準共同対応体制を構築・支援する予定である。

## 第3節 優秀中小企業の海外特許確保への支援強化

産業財産政策局 地域産業財産課施設事務官 **パク・ボンヒ**  
地域産業財産課行政事務官 **シン・ヘヨン**

### 1. 概観

知識・情報・技術の移動が中心となる「グローバル化 4.0 時代」に、国家と企業の競争力を左右する革新の中心となるのは知的財産である。すでに主要国は自国の利益を固めるための強力な武器として特許を活用しており、いわゆる「銃声なき特許戦争の時代」と言える。中国は、政府の支援により、2007 年の出願が 2017 年 48,905 件から 2021 年 69,540 件に増加するなど、最近 5 年間で国内外の出願量が急増し、世界各国は海外市場で技術覇権を先取りするため、海外特許の確保に死力を注いでいる。

韓国は特許出願世界 4 位の知的財産強国と言われながらも、海外市場先取りのために不可欠な海外特許の確保努力はやや不足していた。2021 年の調査によると、国内で出願された技術(2018 年)のうち 15.0%しか海外に出願されず、特に中小企業の技術は 6.5%しか海外に出願されず、韓国企業が海外で収益を創出する機会につながらなかった。また、海外に出願しても米国や中国を中心に平均 2.1 カ国にしか出願しておらず、輸出市場の多様化への対応も容易ではない。

これを受けて、特許庁は韓国企業の特許の海外進出を活性化し、多様化するために「海外への知的財産普及・保護ロードマップ」を策定し、海外特許確保支援を拡大している。

### 2. 海外特許確保支援の拡大

#### A. 推進背景及び概要

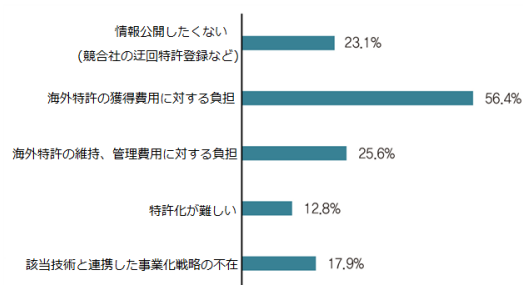
昨今、世界各国はグローバル支配力を強化するために積極的に知的財産を活用している。米中貿易紛争や日本の輸出規制など、当面の危機はまさに特許技術を武器にした技術覇権競争と言える。

急変するグローバル環境で韓国の技術と製品を保護するためには、海外知的財産の確保が優先されなければならないが、現地の知的財産権の確保は不十分なのが現状である。

これは、韓国の中小・ベンチャー企業が優秀な特許製品を開発しても費用負担や専門知識の不足などで海外知的財産権の確保に容易に挑戦できなかったからである。

これに対応するため、特許庁は、韓国企業が積極的に海外市場に進出し、世界市場を主導できるよう、海外知的財産権の確保を最優先的に支援した。

図Ⅲ-2-8 中小企業が海外出願できない理由



\*出典：韓国知的財産研究院「技術革新型企業の海外出願戦略研究」、2017.2.

表Ⅲ-2-13 中小企業の知的財産専担部署及び人材の現況

知的財産部署		知的財産人員	
専担部署あり	兼任部署あり	専担人員あり	兼任人員あり
2.9%	46.0%	4.1%	94.1%

\*出典：特許庁、「2022年度知的財産活動調査」、2022.12

## B. 推進内容及び成果

特許庁は、海外市場進出に困難を抱える企業を支援するため、2019年国家レベルの海外知的財産確保戦略(海外特許確保方案(2019年6月)、海外知的財産の拡散・保護ロードマップ(2019年7月))を策定し、中小・ベンチャー企業に対する海外出願費用支援及び知的財産バウチャーの支給、知的財産(IP)出願支援ファンドの設立及び投資、知的財産控除などを推進した。

このため、「海外出願支援予算」を2019年151億円億ウォン規模から2022年195億ウォンに増額し、海外出願支援件数も1,157件から2,279件に拡大した。

\*グローバルIPスタートアップ企業、スタートアップ知的財産バウチャー、中小企業IP今すぐ支援

表Ⅲ-2-14 2020～2022年の権利別海外出願費用支援件数

区分	2020	2021	2022
特許	1,589	1,626	1,519
商標	738	533	577
意匠	146	177	183
合計	2,473	2,336	2,279

## C. 評価及び発展方向

輸出主導型の産業構造において韓国企業が安定的に海外に進出し、市場を拡大するためには、紛争予防と競合他社の市場参入を抑制する海外知的財産権の先取りが何よりも重要である。将来の技術覇権を先取りするための世界各国間の技術競争が激化する中、特許庁は、迅速な海外知的財産権の先取りを通じて韓国企業がグローバル市場を開拓し、輸出を増大できるよう、海外権利化負担を緩和する政策事業をさらに強化していく。

デジタル経済をリードする

# 知財強国

- 基盤が強固な知財行政
- デジタル時代の未来先端技術をリード
- 知財基盤のグローバル革新企業育成



2022 知的財産白書

INTELLECTUAL PROPERTY WHITE PAPER

04

公正な知的財産

保護体制の構築

Korean Intellectual  
Property Office

第1章 国内知的財産保護基盤の強化・168

第2章 海外知的財産紛争への対応支援・197

第3章 知的財産分野のグローバルリーダーシップ強化・210



## 第1章

# 国内知的財産の保護基盤強化



## 第1節 概観

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 技術書記官 **チョン・イクス**

### 1. 推進背景及び概要

国家情報院によると、最近5年間、技術流出による国内企業の被害額が25兆ウォンに達すると推定されている。2018年から2022年までに摘発した産業技術流出事例は93件で、このうち3分の1程度は半導体・ディスプレイ、2次電池・自動車・情報通信・造船分野の国家核心技術だった。技術力がすなわち国家競争力の尺度として評価され、科学技術が国家経済と安保の核心軸として位置づけられている状況で、莫大な予算と時間、そして努力を注いで開発した韓国の先端技術が海外に流出されることは、技術流出によって被害を受けた企業の直接的な被害はもちろん、韓国の競争力まで低下させる非常に大きなリスク要因である。

技術が国家競争力である時代に、主要国は自国の技術競争力確保と技術保護のために様々な政策を推進している。米国は2021年と2022年に下院がそれぞれ「米国革新競争法」と「米国競争法」を発議し、米国の科学研究を支援し、中国に対する牽制を強化する戦略を提示し、最終的に2,800億ドル規模の「半導

体及び科学法」が作成され最終的に可決されたが、源泉技術と先端産業に対する強力な支援政策とともに、中国牽制のための研究安保の審査及び管理監督強化など様々な保護措置も一緒に盛り込まれた。一方、日本は昨年5月に先端重要技術の開発支援、特定技術分野関連特許出願の非公開などを内容とする経済安全保障推進法を制定した。中国の場合は、10月の第20回全国人民代表大会報告で、近代化産業体系の構築と科学技術革新システムの改善などを主な内容とする科学技術自立自強に基づく科学技術強国建設の加速化を発表した。欧州も半導体及び関連技術部門で安定的なサプライチェーンの確保と産業を先導するための包括的な措置を盛り込んだ「欧州半導体法案」を2月に発表した。



このように、米中間のデカップリングが加速し、主要国の競争的な技術保護政策の推進に伴う先端技術冷戦時代に、技術を武器に世界 10 大経済大国に進出し、名実ともに先進国の仲間入りを果たした韓国にとって、先端技術開発・活用及び技術保護のための第一歩と言える知的財産を保護することは、国家競争力維持のための核心的な価値であり、国家レベルの戦略的推進課題であることを念頭に置くべきである。

## 2. 推進内容及び成果

2022 年にも私たちの技術及び知的財産を安全に保護するための法・制度改善及び政策が着実に推進された。

まず、知的財産保護関連の刑事救済を強化するため、意匠権・実用新案権侵害行為について被害者の告訴がなくても捜査が可能とする意匠保護法・実用新案法改正案が 6 月に施行された。

8 月には「2022 年不正競争防止及び営業秘密保護施行計画」が産業部、中小企業庁など関係省庁合同で経済副総理主宰の対外経済閣僚 会議で発表された。核心技術(営業秘密)及び知的財産権を安全に保護するための様々な履行方案が盛り込まれた本実施計画は、「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」に基づき 5 年ごとに策定される法定計画に基づき毎年策定する履行計画で、大企業の協力業者及び大学・研究所などに対する技術保護のための支援政策、技術が流出された場合、迅速かつ効率的に対応するための捜査・情報機関間の協力体制構築、核心研究人材の海外離職防止のための半導体など民間退職者の特許審査官採用など事

前予防の強化、流出時の対応体制構築及び支援強化、環境変化に対応した保護基盤の構築などの 3 つの主要戦略内容が含まれている。とりわけ、半導体など国家主要産業分野での大企業の協力会社及び主要国の R&D 開発に参加する大学・公共研究機関に対する技術保護集中支援方案は、技術保護の死角を解消するための具体的な支援方案という点でその意味がある。

韓国知的財産保護院が行っている特許庁特別司法警察の取り締まり支援業務範囲に、特許権侵害、不正競争行為、営業秘密の取得・使用など技術警察及び不正競争調査業務などが追加される「発明振興法」改正案が 11 月に公布された。これにより、技術犯罪捜査及びアイデア奪取など技術流出・奪取行為に関する捜査支援が効率的に行われることが期待される。

国内外の知的財産紛争への対応支援も持続的に拡大した。保護対象技術の特性に応じて特許または営業秘密で保護する「技術保護最適化戦略コンサルティング」を試験的に実施し、営業秘密保護システム構築対象に大学・公共研究所を追加するなど、韓国技術の海外流出防止のための支援を拡大した。また、海外での K(韓国)-ブランド保護を強化するため、商標無断先取りのモニタリング及び疑わしい情報提供対象国を、従前の中国・タイ・インドネシアなど 4 カ国からシンガポールを追加した 5 カ国に拡大した。



国家産業競争力の核心である主要技術の海外流出と知的財産権の侵害を防止するための活動も強化した。2021年に発足した技術警察は2022年に384人を刑事立件し、321人を送検した。また、技術警察の捜査関連の諮問のために法務部から捜査諮問検事が派遣され、技術流出犯罪に関連する関係機関間の対応能力を高めるため、検察庁、警察庁、産業部、中小企業庁など捜査・情報機関・関係部署が参加する「技術流出犯罪対応関係機関協議会」を発足させた。

国民の健康及び安定に大きな影響を与える偽造品撲滅のための取り締まり活動も強化した。2022年に偽造商品犯計401人を刑事立件し、純正価額425億ウオンの偽造商品を押収した。また、限られた捜査要員では対応に限界があったオープンマーケットやSNSなどを通じたオンライン偽造品流通を遮断するための活動も強化した。2019年から運営中の「オンライン偽造商品在宅モニタリング団」を通じて2021年の171,606件に比べ約6%増加したオンライン偽造商品投稿181,131件を摘発・遮断した。

知的財産権侵害申告・相談に迅速に対応するため、知的財産権侵害申告・相談を一度に解決できる「知的財産権侵害統合申告・相談センター」を7月に開所した。これまで特許、商標、不正競争行為などで分散していた苦情受付窓口を一元化することで、申告者の利用便宜はもちろん、申告相談の専門性も向上することが期待される。

アイデア奪取、商品形態模倣などの不正競争行為に対する調査を通じて、公正な商取引秩序の確立にも貢献した。

2022年には合計152件の不正競争行為が受理され、2019年66件、2020年114件、2021年133件に続き、制度施行後最も多くの事件が受理され、処理件数も2021年の2020年比79件増加した127件に続き、129件の商品形態模倣などの不正競争行為に対する調査処理を完了するなど、公正な取引秩序の確立に向けた活動を着実に続けている。

知的財産保護に対する国民の認識を高めるための市民運動及び広報活動も強化した。国家情報院、全経連など対外関係機関と協力し、技術保護など知的財産保護に関する認識向上及び広報活動を展開した。

### 3. 評価と発展方向

2022年は、対外経済環境の不確実性が持続し、国家間の技術競争がさらに激化している状況で、韓国の貴重な技術が海外に流出するのを防止・遮断するための実質的な対策が策定・施行されたという点で、有意義な年であった。とりわけ、これまで技術流出の弱点であった大学・公共研究所を対象に技術保護支援策が設けられ、特許庁の特別司法警察の取り締まり支援業務の範囲に技術警察及び不正競争調査業務などが追加される法令が施行されたことは、増加している技術流出・奪取犯罪に対する対応能力を強化したという点で大きな意味がある。

パンデミックと米中貿易対立に陥り危うくなったグローバル化がウクライナ戦争の長期化によりさらに衰退している中、自国の先端技術保護と経済危機の解決が従来の伝統的な友邦の概念よりも優先されている状況で、先端産業分野に対する技術保護主義の流れはさらに加速すると予想される。このようなグローバル技術保護主義の流れの中で、先端技術を先取りして保護することは差別化された競争力を備えるために何よりも重要な要素であり、先取りした先端技術を安定的に活用するための知的財産及び営業秘密の保護は企業の死活を超え、国家の命運がかかった重要な目標である。

苦勞して開発を重ねてきた技術とその技術を基に構築した産業生態系が、技術流出とNPE(非実施特許管理企業)の無差別的な特許攻撃によって毀損されないように、技術(営業秘密)及び知的財産の実効的な保護のための努力を続けていかなければならない。また、デジタル大転換時代に、AI、メタバース、NFT などデジタル新技術に対するグローバル競争力を維持するために、これらの新技術の安定的な活用のための知的財産保護方策の準備も整えていかなければならない。

グローバル景気後退の懸念が拡大している状況で、主要国の自国の技術を保護するための制度的・政策的な努力はさらに強化されると予想される。このような対外環境に対応するため、2023年にも技術流出予防及び防止のための努力を持続する計画だ。まず、技術流出犯罪に対する一罰百戒を通じた技術流出防止のために、技術流出犯罪に対し

て引き上げられた法定刑基準を技術流出犯罪関連の量刑基準に反映し、技術流出に伴う犯罪収益を没収し、組織的な人材流出行為に対する処罰を強化するなど、営業秘密保護に関する法制度も強化する計画である。技術流出犯罪に対する刑事処罰を強化し、技術流出犯罪行為による経済的利益を遮断することで、これまで企業や国家が被った被害に比べ、手厚い処分につながっていた技術流出罪に対する警戒心が高まることが期待される。また、これまで侵害者に証拠が偏在して侵害立証と損害賠償額の算定が困難な知的財産訴訟の問題が解決できるよう、韓国型証拠収集制度の構築も継続的に推進していく予定である。一方、技術警察の実効性のある技術犯罪の捜査のためには、技術警察の捜査範囲を技術流出犯罪全般に拡大するための制度的改善努力も持続的に推進する計画である。

## 第2節 中小企業のアイデア・技術への保護強化

### 1. 不正競争防止及び営業秘密保護に関する施行計画

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 工業事務官 **リュ・ジョンヒョン**

#### A. 推進背景及び概要

最近の米中覇権競争、ウクライナ情勢などで、半導体などの核心技術は産業の観点を超えて国家安全保障のためにも必要不可欠な戦略資産として浮上している。

これに伴い、技術を確保するための各国の競争が激化し、短期間で技術格差を減らすための方法として、核心人材の流出、産業スパイ、サイバーハッキングなど営業秘密流出の試みも増加する傾向にある。

実際に国情院によると、最近5年間に摘発された国内技術の海外流出試みは99件、22兆ウォン規模であり、営業秘密の流出による経済的被害をGDPの1~3倍と推定した海外の研究結果を適用すると、韓国の被害額は最大60兆ウォンに達すると推定される。

このような状況にもかかわらず、2021年に実施した特許庁の実態調査の結果、企業の半数(48%)、大学・研究所の1/3(31.4%)だけが営業秘密保護要件を認識しており、営業秘密の流出が発生したにもかかわらず立証が難しいなどの理由から段階的に対応する割合が1/4(23.5%)に達するなど、保護水準が低いことが調査結果からわかった。

これにより、特許庁は全省庁レベルの不正競争防止及び営業秘密保護政策を推進するため、2020年10月に不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律を改正し、基本計画及び施行計画の策定の法的根拠を設けたが、2021年に同改正案の施行により第1次基本計画(5年間)を策定し、翌年2022年に単年度の実践計画である施行計画を策定した。

#### B. 推進内容及び成果

特許庁は、2022年8月、経済副総理主宰で開かれた対外経済閣僚会議で全省庁総合対策である不正競争防止及び営業秘密保護施行計画を議決し、これにより①営業秘密流出の事前予防、②流出時の対応体系の構築、③保護基盤の整備の3大戦略、9つの課題を策定した。主な内容は以下のとおりである。

営業秘密流出の事前予防のため、半導体、ディスプレイなど核心産業の協力団体との協力を強化し、比較的技術流出に脆弱なパートナー企業などに対する保護体系構築を集中支援する。また、主要経済団体と技術保護セミナーを共同開催するなど、営業秘密保護に対する認識の向上も推進する。

営業秘密流出時の対応のため技術流出捜査・情報機関間の実務協議会を構成・運営し、特許庁技術警察の捜査対象犯罪も営業秘密侵害犯罪全体に拡大する方案を推進する。そして、法律諮問、デジタルフォレンジック支援、紛争調停の活性化などを通じて技術流出に脆弱な中小企業が紛争に効果的に対応できるよう支援し、営業秘密訴訟における被害者立証負担の緩和や専門裁判所への管轄集中の導入の検討など、効果的な紛争解決のための制度先進化方案も推進する。

また、営業秘密の保護基盤を構築するため、半導体などの核心技術に従事していた民間退職者の専門性を特許審査に活用し、海外競争国への技術人材の流出を防止する一方、迅速かつ正確

な特許審査も提供する。また、営業秘密侵害罪の個人・法人の両罰規定で法人に対する罰則を強化するなど、組織的な流出抑制のための制度改善も推進する。

## C. 評価及び発展方向

今回策定した不正競争防止及び営業秘密保護施行計画は、国家間の技術確保競争が激しく展開される中で、営業秘密保護のために政府レベルの総合対策が策定されたという点は意義がある。

今後、特許庁は、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条の3に基づき、同施行計画を毎年策定する予定であり、これにより第1次基本計画の政策課題を具体化し、環境変化に合わせて発展させていく計画である。

## 2. 知的財産権侵害に対する刑事的救済手段の強化

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 行政事務官 **イ・ウジョン**

### A. 推進背景及び概要

特許庁はこれまで知的財産権侵害に対する刑事・私的救済を強化するため、2019年「司法警察職務法」を改正し、特許庁特別司法警察の捜査範囲を特許・営業秘密・意匠にまで拡大する一方、2020年特許権侵害罪を「反意思不罰罪」に転換し、2021年技術流出及び侵害を防ぐための専担捜査組織である「技術警察」を発足させるなど、努力を続けてきた。

しかし、このような法改正にもかかわらず

らず、意匠・特許権、実用新案権侵害罪は、被害者が犯人を知った日から6ヶ月以内に告訴しなければならない「親告罪」と規定されており、告訴期間が過ぎると被害者が刑事救済を受けることができないという限界があった。2020年に特許権侵害罪を「親告罪」から「反意思不罰罪」に転換する改正が行われたが、意匠権、実用新案権侵害罪は依然として「親告罪」と規定されており、6ヶ月を過ぎると権利救済が難しい状況であった。

一方、2019年の「司法警察職務法」の改正により、特許庁特別司法警察の職

務が特許・営業秘密侵害などに拡大されたが、拡大された業務に対する支援の法的根拠が不十分で、効率的な捜査を行うには限界がある状況であった。

## B. 推進内容

訴追期間制限による権利救済の難しさを解消するため、「デザイン保護法」及び「実用新案法」の一部改正法律案が発議（2021.9、イ・ソヨン議員が代表発議）された。主な内容は、意匠権及び実用新案権侵害罪を親告罪から反意思不罰罪に転換する内容で、権利者が訴え期間の制限なく侵害者を訴えることができるようにする一方、権利者の訴えがなくても捜査機関が捜査を進めるが、被害者が処罰を望まない場合、被害者の意思を尊重できるようにしたものである。同法案は2022年5月に産業委・法司委で成立し、本会議を経て2022年6月に公布され、公布後直ちに施行され、施行日以降に発生した犯罪から適用される。

一方、知的財産犯罪に対する効率的な取り締まり業務を遂行するため、「発明振興法」の一部改正法案も発議（2020.9、ウ・ウオンシク議員代表発議）された。主な内容は、韓国知的財産保

護院が特許・営業秘密など拡大された特許庁特別司法警察の業務範囲まで支援できるようにするもので、2022年9月に産業委で成立し、10月に法司委及び本会議の議決を経て、11月に公布された。

## C. 評価及び発展方向

今回の「意匠保護法」及び「実用新案法」改正により、今や韓国国内における全ての産業財産権侵害罪は訴追期間の制限を受けなくなった。また、権利者の告訴がなくても捜査機関が職権で認知した事件について捜査を進めることができるようにすることで、権利者が法的知識不足などで適時に対応できない場合にも捜査機関が職権で捜査することができるようになり、犯罪被害の予防及び回復を図ることができると予想される。

また、「発明振興法」の改正により、特許庁特別司法警察が一部の取り締まり業務を支援できるようになることで、知的財産犯罪に対する効率的な捜査が可能になるなど、知的財産権侵害に対する刑事的救済が強化されると予想される。

## 3. 特許訴訟における証拠立証負担の緩和のための制度導入を推進

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 技術書機関 **イ・チャンナム**

### A. 推進背景及び概要

特許権侵害訴訟で侵害及び損害額を立証するのに必要な証拠を侵害者が保有しているため、権利者は侵害などを立証するにあたって深刻な困難にみまわれている。これに関連して特許庁が調査

したところ、特許侵害訴訟の経験がある企業の80%以上が提訴前・後の証拠収集に困難があり、これを改善するための強力な証拠収集制度が必要であると回答（2020.1. 特許庁アンケート）した。

特許法では既に民事訴訟法より制裁力が強化された資料提出命令制度が導入されているが(2016年)、裁判所実務上、活発に利用されていないのが現実である。その理由は、資料提出を強制するか、提出された資料の真偽又は毀損の有無を確保するための手段が不足しており、そのため、申請者が証明しようとする事実を真実として認めることができるような制裁力を発動することに限界が生じているのである。

一方、特許侵害による紛争が発生した場合、企業の立場では、紛争を早期に解決して企業経営のリスク度を減少させることが何よりも重要である。このように、紛争を早期に解決するためには、訴訟上の有利不利を予測する必要がある。そのためには、訴訟に必要な侵害立証または損害額算定に必要な証拠を互いに確認する必要がある。米国の場合には、ディスカバリーという制度を通じて、両当事者が保有する資料を広範囲に確認することができる。ドイツの場合にも、裁判所が指定した専門家が侵害現場に立ち入り、必要な証拠を調査することができる。日本もドイツの制度を参考にして専門家による事実調査制度を運営している。このように、世界の主要国は、特許侵害訴訟において証拠収集を容易にするための様々な制度を運営している。

これを受けて、特許庁は特許侵害訴訟で現在より容易な証拠収集制度の導入を考えている。

## B. 推進内容及び成果

現行の特許侵害訴訟における証拠収集の限界を改善するため、特許法一部

改正法律案が発議(キム・ジョンホ議員代表発議、2020年8月イ・スジン議員代表発議、2020年9月、イ・ジュファン議員代表発議'21年2月)された。主な内容としては、侵害の立証に必要な資料を毀損しないように資料の保全を命じ、ドイツと日本の制度を参考に専門家による事実調査を導入し、当事者が法廷で証人尋問を行うことができるようにすることで、現行制度の不備を改善する趣旨である。

特許事件の場合、専門家でなければ特許技術に対する判断が難しい場合が多い。そのため、専門家による調査が必要である。そして、裁判官が検証を直接現場に出向いて行うには時間的・空間的な限界もあるため、これを効果的に改善する必要もある。そこで、特許庁では、特許権侵害が発生した場合、裁判官が指定した専門家が被申請人の工場や営業所に入り、必要な証拠調査を行い、関連調査報告書を作成し、裁判所に提出できるよう、専門家による事実調査制度を導入しようとしている。専門家による事実調査は、特許侵害の可能性が高く、調査の必要性が認められ、相手方に過度な負担が生じず、ほかの手段で証拠収集が不可能な場合の4つの要件を満たした場合に開始される。専門家は調査過程で被調査者の主要情報を知ることができるため、調査過程で知った秘密を漏らさないようにする義務が課される。逆に、調査を受ける被調査者は調査に誠実に協力しなければならず、調査を拒否、または妨害すると、罰金が課せられ、裁判上の不利益を受けることがあり得る。



一方、資料提出命令の実効性を高めるために、資料の特定を目的とした資料リスト提出制度、訴訟上重要な証拠が毀損されるのを防ぐために資料保全命令制度も導入する。命令に違反した場合、裁判所が資料保全を申請した当事者の主張を真実として認めることができる制裁効が適用される。また、提出された資料の真偽を当事者が効率的に確認できるように、米国の証言録音(証人尋問)手続を参考に設計した当事者間証人尋問手続も導入する。現行の訴訟制度では、裁判官の負担等で証人尋問の円滑な採用・進行が困難であるため、裁判官のいない裁判所外の場所で裁判所職員が主宰して当事者が証人尋問を行い、その調書を裁判所で証拠として活用する制度である。

特許庁では、法案の発議から 3 年近い時間をかけて、企業、団体、法務部、裁判所行政処など特許訴訟と関連があると考えられる利害関係機関を対象に説明会、懇談会などを合計 70 回以上開催し、十分な意見を収集した。韓国国内の環境に適した制度が導入され、副作用が最小化されるよう、業界の意見を反映した修正案を作成するために努力している。

#### 4. 紛争調停など代替的な紛争解決制度の活性化推進

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 行政事務官 **イ・ウジョン**

##### A. 推進背景

産業財産権の侵害発生時に訴訟や審判による解決には時間がかかるだけでなく、莫大な費用もかかり、零細の小企業や個人の権利者などにとっては

##### C. 評価及び発展方向

特許権のような知的財産を保護することは、単に技術を保護することではない。国家経済発展の礎を築くことである。韓国の特許法は、懲罰賠償制度、基本損害額算定方式の改善、特許権者の立証責任の緩和などの制度が導入されるなど、韓国の知的財産権保護制度の発展のために進化し続けている。しかし、韓国の知的財産権保護水準は依然として低いとされている。前述したように、スイス国際経営開発院(IMD)が毎年実施する国家競争力調査で 63 カ国中 37 位(2022)を占めた。

特許庁は、ドイツ、日本で施行されている制度を参考に、韓国の実情に合った低コスト、高効率の証拠収集制度を導入しようとする。これにより、現在より証拠収集が容易になれば、現在導入されている 1 倍損害額算定方式と 3 倍賠償制度の効果が倍増するだろう。これにより韓国企業が、知的財産が持つ価値を正に補償されるようになれば、知的財産を基盤とした技術取引と技術金融が発展するだろう。そうなれば、企業による技術開発活動はダイナミック化し、技術革新にもつながるだろう。

大きな負担となっている。最近の特許庁の実態調査結果によると、知的財産権を侵害した場合、平均で約 8,170 万ウォンの費用がかかることが示され、裁判所行政処によると、特許権侵害禁止請求の民事 1 審処理には平均 554 日がかか

るなど、紛争発生時の費用的・時間的負担が大きいことがわかった。

そこで特許庁は、産業財産権等の紛争で発生する国民の困難を解消し、不必要な社会的コストを削減するため、1995年から産業財産権紛争調停制度を運営している。

## B. 推進内容

### 1) 産業財産権紛争調整委員会の運営

産業財産権紛争調整制度は、「産業財産権紛争調整委員会」の専門家の調停を通じ、当事者間の合意により紛争を迅速かつ経済的に解決できるようにする制度で、2022年現在、委員会は専門分野別に計69名の調停委員で構成されている。

産業財産権紛争調停委員会の調停対象は、産業財産権(特許権、実用新案

権、商標権、意匠権)、営業秘密、不正競争行為、職務発明に関する紛争であり、これに関連して利害関係のある者は誰でも調停を申請することができる。

産業財産権紛争調停委員会を通じて調停が成立して調停調書を作成する場合、「裁判上の和解」の効力があり、裁判所の確定判決と同じ効力を持つため、紛争を最終的に解決することができる。受理された事件は3ヶ月以内に処理されるため、訴訟・審判よりも迅速に紛争を解決することができるというメリットがある。

とりわけ、困難な経済環境の中で知的財産権侵害を経験した個人・中小企業の調停制度に対する関心が高まり、2022年には合計76件の調停申請が受理され、史上2番目に多くの調停申請が受理され、このうち47件が成立するなど、制度の実効性も高いことがわかった。

表IV-1-1 産業財産権紛争調停委員会の処理件数

区分	1995 ～ 2000	2001 ～ 2005	2006 ～ 2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	計
申請	46	33	21	2	2	3	11	17	47	57	53	45	70	83	76	566

### 2) 調停連携体制の活性化

調停制度は紛争を短期間で経済的に解決できる効率的な紛争解決手段であるにもかかわらず、これまで訴訟・審判など既存の紛争解決体系との連携が不十分であり、当事者間で合意の意思がある場合にも長期間、高コストの既存制度が継続される側面があった。

これを受けて、特許庁は2022年12月、全国地方裁判所の中で最も多くの知的財産事件を処理しているソウル中央地方裁判所と産業財産権紛争調停制度にも「裁判所-調停連携制度」を実施することを主な内容とする業務協約を締結した。同制度の導入により、ソウル中央地方法院に受理された事件のうち、知的財産の専門性が必要であり、調停によって解決することが適切な事件は、

産業財産権紛争調停委員会を通じて解決できるようになった。裁判所の裁判だけでなく、審判、検察捜査段階での紛争調停連携も活性化した。2021年11月、発明振興法、特許法、デザイン保護法等の改正を通じて新たに導入された「審判・調停連携制度」を本格的に施行し、2022年5件の審判・調停連携事件を処理した。また、2015年から施行中の検察・調停連携制度もさらに活性化し、2022年21件の検察・調停連携事件を処理するなど、既存の紛争解決手続と調停制度間の連携を強化した。

### 3) 産業財産権紛争調停委員会事務局の設置及び広報強化

特許庁は2017年に韓国知的財産保護院に産業財産権紛争調停委員会事務局を設置し、産業財産権紛争相談、申請事件の受付、紛争調停制度の広報などを推進している。

産業財産権などの紛争で困っている企業・個人は、事務局(1670-9779)を通じて申請書作成及び調停手続きに関する詳細な案内と支援を受けることができる。また、事務局ホームページ([www.koipa.re.kr/adr](http://www.koipa.re.kr/adr))から申請書様式をダウンロードし、作成後、ホームページまたは委員会代表メール([ip.adr@korea.kr/adr](mailto:ip.adr@korea.kr/adr))にて調停を申請できる。一方、産業財産権紛争調停委員会事務局は、紛争調停制度の活性化のために様々な広報活動も並行して行っている。広報動画の制作及び配布、SNSなどオンライン広報及び関係機関制度説明会の開催など、多くの企業が

紛争調停制度を活用できるよう積極的な広報活動も行われており、制度に関する案内・教育などが必要な場合は事務局の支援を受けることができる。

### C. 評価及び発展方向

長期間かつ高額のコストがかかる産業財産権紛争は、特に時間・費用的余裕がない個人及び中小企業にとって一層負担となっている。しかし、産業財産権紛争調停制度は、3ヶ月以内に処理され、別途の申請費用がなく、手続きが複雑でないため、紛争専門家が不足している中小企業も代理人なしで簡単に進めることができ、費用を節約することができるため、個人・中小企業にとっては有用な制度である。

これにより、特許庁は紛争調停など代替的な紛争解決も活性化し、韓国企業の紛争による費用・時間負担を減らすために持続的に努力していく。

産業財産権紛争調停委員会設立以降、全受理件566件のうち約40%の229件が最近3年間に受理されるなど、紛争調停制度に対する韓国企業の需要が高まる傾向にある。特許庁は増加する紛争調停需要に合わせ、追加調停委員を委嘱するなど専門性を高めていく計画である。

さらに、韓国企業が直接申請するだけでなく、検察・審判・裁判所など既存の手続きでも簡単に調停につながるように、外部機関との連携体制を着実に強化していく。

## 5. 営業秘密保護への支援強化

産業財産保護協力局 産業財産紛争対応課 放送通信事務官 **ムン・ヘジン**

### A. 推進背景及び概要

技術及び知識が無限競争時代の核心的な生産要素として登場し、知的財産管理の重要性がますます高まっている中、連日営業秘密や技術・アイデア奪取に関連した事件・事故が報道され続けている。特許庁が2013年と2016年の2回に渡って実施した営業秘密侵害実態調査の結果によると、営業秘密流出を経験した企業の割合は9.47%から14%へと増加しているが、営業秘密の流出時に何の対策も行わなかったと回答した企業の割合は合計1.1%から41%へと増加し、韓国企業の営業秘密流出紛争対応能力は依然として不十分なレベルで

あることがわかった。新しいアイデアや技術を活用して市場での競争力を確保するためには、技術を新たに生み出すことと同じくらい企業の機密を外部に流出させないように保護することが重要であるが、企業人の営業秘密保護の認識度や管理能力は非常に不十分なレベルで、これに対する対策が求められている。

これを受けて、特許庁は2012年に営業秘密保護センター（[www.tradeseecret.or.kr](http://www.tradeseecret.or.kr)）をオープンし、教育・相談・コンサルティング・広報などの営業秘密保護基盤造成事業を行うことで、韓国企業の営業秘密管理能力を強化し、保護の必要性を高めている。

表IV-1-2 技術流出の現況

（出典：大検察庁統計年報）

区分	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
処理件数(件)	412	467	528	403	449	481	495	230	348
人数(人)	972	1,129	1,125	791	970	986	1,033	595	890

特許庁は2021年に、大学、研究所、中小企業など比較的保護認識が脆弱な機関の営業秘密保護基盤造成のために支援事業を強化し、共生・協力とオンライン教育、広報推進など営業秘密保護認識文化の普及に努めた。

営業秘密の流出被害を受けてもそれに対応できる専門人材と環境にないため訴訟に必要な証拠を独自に確保するには相当な困難を経験する中小企業が、営業秘密流出の証拠を確保して民事・

刑事訴訟に活用できるように、被害企業のコンピュータ、携帯電話などの情報機器に対するデジタルフォレンジック支援事業を新たに導入した。また、営業秘密管理のための独自のシステムを構築できなかった企業に最小限の費用と人員で営業秘密を管理できるように営業秘密管理システムを普及させ、営業秘密流出時に「秘密管理性」の立証資料として活用できるように支援し、営業秘密の流出を防止するために効果的な法的対

応ができるよう、営業秘密の専門弁護士による法律諮問サービスを支援した。

営業秘密管理の重要性に対する認識を強化するため、これまでは訪問教育、地方所在の企業密集地域を対象とした地域説明会などを実施したが、新型コロナの長期化により、オンラインセミナー、教育映像、営業秘密の主要判例映像など、オンラインでの教育・広報方式へと転換し、企業が内部教育資料として活用できるようにすることで、接近性を高め、参加を拡大した。また、バス停シェルター、ネイバーモバイルバナー広告などのメディア広告や原本証明サービスクイズなどの国民参加イベントを実施し、営業秘密管理の重要性に対する認識の向上に取り組んできた。また、営業秘密保護に対する認識を改善し、保護文化を広めるために、大企業（ポスコ）と協力会社間の営業秘密保護業務協約を締結（2019年11月）し、協力会社を対象に営業秘密管理体系の構築を支援することで、営業秘密保護文化と共生文化を

つくることに貢献した。

2022年は国家核心技術分野などの協力団体と協業し、より効果的な営業秘密保護支援に取り組んだ。半導体産業協会・ディスプレイ産業協会の会員企業を対象に営業秘密保護支援事業を優先的に支援（8件）し、イノビズ・ベンチャー企業協会会員社（43社、計101件の42%を占める）への営業秘密管理システムの普及を集中支援した。

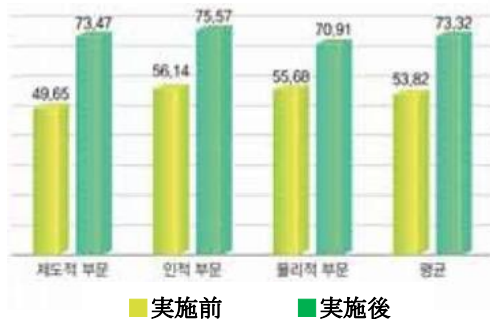
また、効果的な技術保護のため、特許と営業秘密など様々な知的財産を組み合わせて活用する知的財産ミックス（IP-MIX）戦略を策定し、特許と営業秘密の選択基準、技術・産業分野別の知的財産活用戦略及び社内管理体系などを盛り込んだマニュアルを発刊した。そして、国内企業・機関を対象にIP-MIX戦略コンサルティング試験支援（3社）と説明会開催（16回）などを通じてIP-MIX戦略を普及に取り組んできた。

表IV-1-3 最近5年間の営業秘密保護支援事業の実績

年度	営業秘密の保護コンサルティング		管理システムの普及	流出紛争の法律諮問	デジタルフォレンジック支援	教育・説明会など
	基礎	深化				
2022	113社	60社	101社	31社	104事件	33回
2021	107社	60社	100社	30社	96事件	24回
2020	130社	50社	101社	30社	—	15回
2019	101社	—	101社	30社	—	99回
2018	71社	—	108社	22社	—	86回

## 図IV-1-1 2022年度営業秘密保護深化コンサルティング効果及び営業秘密管理システム

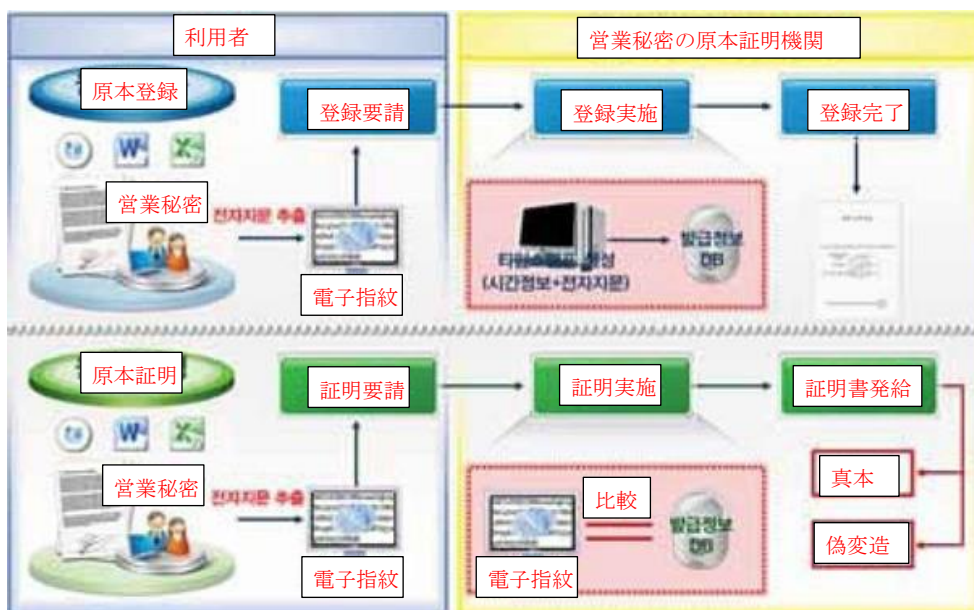
22年深化コンサルティングによる改善効果



それだけでなく、特許庁は営業秘密侵害訴訟で営業秘密保有事実に対する立証負担を緩和するため、2010年度から電子文書から抽出した固有識別値と公認認証機関の時間情報を合わせてタイムスタンプを生成し、これを原本証明機関に登録することで、当該電子文書の存在及び保有時点を立証できる原本証明サービスを運営している。2015年1月には、原本として記録された情報に対して原本証明書を発行してもらう。その

場合、当該情報の保有事実に対する推定効力を持つという法的根拠を設けることで、従前の制度の不備を補完し、現在、韓国知的財産保護院を原本証明機関に指定(2019年1月)して運営している。2022年基準、原本証明サービスの累積利用件数は188,509件であり、原本登録の法的効力に加え、アイデア公募展で出品作品のアイデア保護手段として活用されるなど、今後その利用がさらに活性化されることが期待される。

## 図IV-1-2 営業秘密の原本証明制度





## C. 評価及び発展方向

中小企業からの技術奪取が社会問題として浮上し、産業部、中小企業庁、検察庁、公正取引委員会、特許庁など6つの省庁が合同で中小企業技術奪取根絶策を発表して以来、営業秘密保護政策の所管省庁である特許庁は、営業秘密の侵害が故意である場合、3倍以内で損害賠償額を課す3倍賠償制度を導入し、営業秘密の認定要件である「秘密管理性」要件を緩和するなど、経済的弱者の営業秘密保護の実効性を高めるための制度的な装置を整備した。また、無断流出及び返還拒否など立法の盲点であった侵害行為に対して刑事処罰ができるように不正競争防止法を改正した。その結果、営業秘密管理体制が不十分で営業秘密性が認められなかった中小企業など経済的弱者の営業秘密保護にも大きく役立つと期待される。

また、グローバル技術覇権競争の激化を受けて2023年から効果的な営業秘密の技術保護戦略を普及するための支援事業を新設・強化していく計画である。

まず、特許と営業秘密保護制度の戦略的活用のための知的財産ミックス戦略コンサルティングと営業秘密管理体制の内在化のためのフォローアップコンサルティングを新設するなど、営業秘密保護コンサルティング支援を高度化する計画である。また、韓国知的財産保護院が特許庁技術警察の営業秘密流出取締り支援業務を行うことができるように法的根拠が設けられたこと(発明振興法改正, 2022年12月)により、営業秘密保護センターのデジタルフォレンジック装備及び専門家を活用して特許庁技術警察の取締り業務を支援することで、営業秘密の技術流出事件の迅速な解決に役立つと期待される。

## 6. 社会的弱者のための公益弁理サービスの支援

産業財産保護協力局 産業財産紛争対応課 放送通信事務官 **ムン・ヘジン**

### A. 推進背景及び概要

知的財産権出願を通じて権利確保を推進したり、権利に対する侵害紛争が発生したりした場合、専門家である弁理士から助言を得ると解決の糸口を見つけやすい。しかし、経済的に困難な国民基礎生活(生活保護)受給者、障害者、国家有功者、学生、中小企業などの社会的弱者は、知的財産権の知識が不足しているにも弁理サービスにかかる費用が負担であるため自ら出願せざるを得ないか、紛争が起こった際に主張せずあきらめてしまうなど、法の保護を十分に受けられないケースが多い。

これに対応するため、特許庁は2005年4月から公益弁理士特許相談センターを運営し、困難を抱える出願者の知的財産権を創出・保護するために権利確保から紛争対応に至るまでの全てのプロセスを支援することで社会的公平性の向上に取り組んでいる。

合計 14 名 (2022.12 基準) の公益弁理士が知的財産権に関する業務審決取消訴訟の代理及び紛争法律諮問等の業

務財産権関連の相談、明細書等の出願・審判関連の業務を行っている。

表IV-1-4 2022 年公益弁理士特許相談センターでの支援タイプ別の内容

支援類型		支援内容
知的財産権に関する相談		オンライン、電話、来訪及び地域巡回など多様な相談窓口を通じて、知財権出願、紛争、審査、支援事業内容などについて公益弁理士が相談
知的財産権出願などの書類作成への支援		明細書、図面等の新規出願書類、意見書、補正書等の中間書類、拒絶決定不服審判に関する審判請求書等の作成支援
知財権紛争	審判及び審決取消訴訟の代理	審判(権利範囲確認審判、無効審判、訂正審判、商標登録の取消審判)及び審決取消訴訟を公益弁理士が代理して審判・訴訟を遂行
	民事訴訟の費用支援	大企業、中堅企業またはこれに準ずる外国人が投資した国内法人から知的財産権を侵害された場合、1 件当たり 1,000 万ウォン以下の費用支援
	法律相談	知的財産権の保有・管理状況などの分析を通じて紛争の発生を事前に防止し、紛争が発生した場合、状況別にカスタマイズ型対応戦略の策定を支援

## B. 推進内容及び成果

公益弁理士特許相談センターの相談実績は、特許庁顧客相談センター(TEL.1544-8080)及び政府統合コールセンター(TEL.110)との業務協力で重複業務が調整され、2015 年 16,041 件から 2016 年 11,783 件に大幅に減少し、2019~2021 年の間、新型コロナの拡散に伴う来訪相談の減少などで 2021 年 10,046 件まで下がったが、2022 年

10,659 件とやや増加した。

知的財産権出願に対する書類作成支援の場合、図面作成支援の持続的な増加とともに、2021 年から他人が不正な目的で商標出願をする際の対応手段として活用される「情報提出書」を支援対象書類に追加したことにより、支援件数が 2019 年 489 件、2020 年 560 件、2021 年 606 件まで増加したが、2022 年には 523 件に減少した。

表IV-1-5 年度別相談、書類作成支援実績(支援タイプ別) (単位: 件)

区分	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
知的財産権相談	10,319	16,304	18,828	16,041	11,783	12,360	11,605	11,256	10,991	10,046	10,659
書類作成	801	700	860	895	491	383	475	489	560	606	523

知的財産権紛争に対する支援は、代理人費用のみを支援していた従前の事業方式を改編し、2011 年から 2016 年か

らは審判・審決取消訴訟の場合、公益弁理士が直接事件を代理している。

2016 年からは審判・審決取消訴訟の

代理に一層力量を集中して支援実績は2015年53件から2016年には109件と大幅に増加し、2017年には権利者の権利濫用から社会的弱者を保護するため、非権利者の商標・意匠の権利範囲確認審判まで支援を拡大するなどの努力をした結果、2022年には144件を支援した。

また、民事訴訟費用支援は、2022年に4件を支援したことで、合計148件の法律救助支援を行い、2022年支援事件の勝訴率が97.5%(2022.12基準、係争中の事件を除く)に達するなど、実効性のある審判・訴訟支援を継続している。

**表IV-1-6 年度別審判・訴訟支援実績(支援タイプ別)** (単位：件)

区分	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
審判及び審決 取消訴訟	29	14	32	53	109	120	136	134	140	135	144
民事訴訟	21	17	28	29	34	5	2	2	2	3	4

また、公益弁理士特許相談センターは、社会的弱者に対する無料弁理サービス支援を拡大してきた。2018年には、支援対象に青年創業者、予備青年創業者、ひとり親家庭及び多文化家族を含め、知財権保護の抜け穴を解消し、2022年には弁護士1人を採用して不正競争行為(39件)・営業秘密(11件)関連相談と法律諮問案件(5件)を遂行することで相談支援範囲を広げた。

加えて行政情報共同利用確認を通じて中小企業確認書など申請者の書類提出を簡素化し、利用しやすい公益弁理士特許相談センターへと改善した。

### C. 評価及び発展方向

公益弁理士特許相談センターを韓国知的財産保護協会が大韓弁理士会から

移管して運営してきた2009年以降、知的財産権の相談16万件余り、知的財産権出願書類の作成8,000件余り、審判・訴訟1,600件余りを支援し、社会的弱者が知的財産権分野で法律の保護を受けるようにした。

また、社会的弱者が支援対象から外れないように支援対象者を拡大する一方、支援内容や運営手続きを補完し、支援効率を向上させた。

今後も、経済的・社会的格差によって正当な権利を放棄してしまうことが起こらないように、社会的弱者に対する知的財産の法律構造へのアプローチを高めていく必要がある。

## 第3節 知的財産保護執行力の強化及び認識の向上

### 1. 商標権特別司法警察隊(特司警)を通じた知的財産保護執行の強化

産業財産保護協力局 商標特別司法警察課 行政事務官 **キム・ジェタク**

#### A. 推進背景

最近、国内オンラインショッピングの取引額が増加するにつれて、オンラインサービスプラットフォーム(OSP)、ポータルサイト、SNSを通じた偽造品の流通・販売も急増している。特に、SNSは個人間の通信手段を使うため販売者の追跡が難しいという点を利用して偽造品販売に利用されるなど、偽造品の流通・販売が隠密化・知能化している。

これに伴い、特許庁は偽造商品取締りのために2010年9月に「商標権特別司法警察隊」を発足させ、3つの地域事務所(大田、ソウル、釜山)に捜査官を配置して偽造商品事犯に対する取締りを行ってきたが、2021年7月の職制改正を通じて商標特別司法警察課に組織を拡大改編し、偽造商品取締りを強化した。

#### B. 推進内容及び成果

商標特別司法警察は、2022年の一年間、商標侵害事件に対する強力な取り締まりによって企業の商標権保護及び消費者保護のために重要な役割を果たした。

まず、偽造品取り締まりのため、オンライン及びオフライン市場に対する全方位的な捜査を通じて372人を刑事立件し、偽造品約38万点余りを押収するな

ど、所期の成果を上げた。特に、カタールワールドカップとソン・フンミン選手の人気急増による偽造サッカーユニフォームの流通問題に対応し、オンライン集中モニターの取締りを実施し、商標権者・プラットフォーム懇談会及び販売者への捜査を実施し、釜山世界博覧会誘致BTS公演に伴う偽造商品流通の拡散を遮断するため、企画会社と一緒に偽造商品を取締り、ファンや一般人を対象に広報ブースを運営するなどの啓蒙・広報活動を通じ、偽造商品販売による消費者・商標権者の被害防止に貢献した。

また、消費者が偽造品にさらされないように、偽造品の販売のための投稿を迅速に遮断し、消費者被害に対する救済策の導入を推進した。オンライン偽造品在宅監視団を運営し、オンラインサービスのプラットフォーム、ポータルサイト、SNSなどの偽造品流通に関する掲示物181,131件を削除し、消費者の偽造品へのアクセスを先制的に遮断し、商標権者と協力して偽造品無料鑑定ブランドを拡大(137→165個)し、商標権者及びオンラインプラットフォームと協力し、海外直輸入・並行輸入偽造品協力取り締まりを試験的に実施した。

今後も偽造品のオンライン流通による消費者被害を防ぐため、積極的に対応していく予定である。

表IV-1-7 偽造品の取締り現況

区分	2011年以前	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	合計
刑事立件 人数(人)	184	302	376	430	378	351	362	361	376	617	557	372	4,666
押収 件数(点)	57,218	131,599	822,370	1,114,192	1,197,662	584,094	691,630	542,505	6,269,797	720,471	78,061	375,583	12,585,182

\* 特別司法警察権導入(2010年9月)以降の実績

特に、最近急増しているオンライン上の偽造商品の流通に注目し、捜査の力を集中していたところ、国民の日常生活用品である化粧品やブランド衣類などを偽造して流通させてきた一味を検挙する成果を達成した。偽造高級化粧品などを中国から大量に輸入し、全国的に流通しているという情報を入手し、特許庁商標特別司法警察が大田地方検察庁と

連携して現場捜査を実施したのである。その結果、偽造ディオール化粧品、モンブランの財布などを全国に流通させた販売業者1人は現行犯で逮捕・拘留、5人は刑事立件し、彼らが販売するために保管していた商標権侵害物品15,965点余りを押収した。押収した偽造品の規模を純正価額に換算すると約52億に達する。

図IV-1-3 偽造品取り締まり現場

偽装ブランド化粧品及び財布販売の取締り



C. 評価及び発展方向

特許庁の商標特別司法警察は2010年発足以来、過去12年間、商標権侵害犯4,700人余りを検挙し、偽造品1,258万点余りを押収し、名実ともに知的財産の守護神として定着した。今後も商標特別司法警察は、オン・オフラインの境を越えて猛威を振るっている偽造品摘発のため、常習的な製造・流通業者及び偽造品流通頻発地域に対する集中取締

りだけでなく、マスク、化粧品など国民の生命と健康を脅かす日常生活用品の偽造品犯などに対する企画捜査を強化する予定である。



また、オンラインサービスプラットフォーム、ポータルサイト、SNS などオンライン上で流通している偽造品問題の解決のために2019年から運営している「オンライン偽造品在宅モニター団」を継続的に運営し、偽造品投稿 18 万件余りを削除して消費者被害の防止効果約 2 兆 6,719 億ウォンを達成した。2023 年にも

在宅モニター団を持続的に運営し、偽造品流通の盲点の取り締まりを強化するために休日モニターを拡大するなど、オンライン流通チャンネルに対する監視をさらに強化する計画だ。

## 2. 技術警察を通じた技術犯罪の捜査

産業財産保護協力局 技術意匠特別司法警察課 農業事務官 **キム・ジョン**

### A. 推進背景

特許庁は 2010 年から偽造品の製造・流通・販売に対する取り締まりを強化するために商標特別司法警察を運営し、商標法侵害罪を主な職務範囲としていた。しかし、技術侵害及び技術流出犯罪が複雑化・専門化するにつれ、技術と知的財産権法に対する専門性を持つ特許庁が技術犯罪を直接捜査することを望む社会的要求もそれに比例して高くなった。これに伴い、2019 年「司法警察職務法」が改正され、特許庁特査警の職務範囲が商標から特許、営業秘密、意匠を含む知的財産犯罪全般に拡大された。

2021 年には、国家産業競争力の核心である主要技術の流出と侵害を防ぐための技術捜査担当組織を新設し、いわゆる偽造品取締り中心の既存の産業財産調査課を技術警察課（技術捜査専担組織）、商標警察課（商標捜査専担組織）及び不正競争調査チーム（不正競争行為行政調査専担組織）に拡大改編し、技術捜査要員を補強して技術侵害捜査体系を完備した。

### B. 推進内容及び成果

技術警察は 2022 年の一年間、技術犯罪の迅速かつ的確な捜査を通じて知的財産権侵害に積極的に対応した。量的には 384 人を刑事立件し、刑事立件者数が 4 年間持続的に増加する傾向を示し、技術犯罪捜査専担組織としての地位を確立した。特に、技術警察に事件を受理し、侵害された権利を救済された告訴人は 94 人以上が個人・中小企業で、社会的・経済的弱者の技術保護組織としての役割も果たした。

一方、技術警察は告訴受付事件の単純処理にとどまらず、国家的波及力の大きい核心産業の大規模な海外流出技術犯罪に対する企画・認知捜査を推進し、成果を導き出した。2022 年 3 月から、国情院と共同で国内大企業・中堅企業の営業秘密流出を捜査し、押収捜査から海外被疑者の追跡など 9 ヶ月に及ぶ捜査の結果、海外流出の主導者、核心研究者、ブローカーなど 6 人を検挙した。これにより、半導体素材及び工程関連の国家核心技術の海外流出を遮断し、1,000 億ウォン台の技術流出被害を予防した上に、特許庁が技術侵害・流出の捜



査を開始して以降初めて特許庁の捜査段階で主犯3名に対する事前逮捕令状を執行した後、送検し、検察の起訴へと

つながった事件だという点でも意義がある。

表IV-1-8 技術警察の捜査現況

区分		2019.4~12	2020	2021	2022	計
刑事告発	特許権	95	170	169	156	590
	営業秘密	20	39	85	62	206
	意匠権	73	82	72	122	349
	その他**	12	82	50	38	182
	小計	200	373	376	384	1,333
送致	特許権	30	130	159	159	478
	営業秘密	12	9	68	56	145
	意匠権	42	67	64	78	251
	その他^	-	63	51	28	142
	小計	84	269	342	321	1,016

\* 2019年4月捜査開始

\*\*不正競争行為 イ目(商品主体混同)、チ目(商品形態模倣)など

### C. 評価及び発展方向

特許庁技術警察は、審査・審判経験を通じて培われた技術及び法律の専門知識を基に、技術・知的財産法上、高度な判断能力を必要とする技術犯罪事件を迅速かつ正確に解決することで、発足3年目で内外から技術犯罪捜査の専門機関という評価を得ている。

技術警察は、持続的に増加する技術犯罪に対応するために組織と人材を拡充し、特許庁の捜査支援システムを検察庁、警察庁、法務部などの刑事司法情報システム(KICS)とも連携し、捜査の効率を高めていく計画だ。

それだけでなく、法改正を通じて、産業技術、国家核心技術、データ保護措置の無力化行為など、法改正を通じて

国家的なレベルで技術警察の役割が必要な領域に業務範囲を拡大し、特許庁の防諜機関の指定を推進し、技術犯罪関係機関との協力を強化する努力も並行して進めていきたい。

技術覇権時代、国内主要核心技術に対する保護の重要性が強調される中、技術警察は専門性を基に、全国的次元の技術侵害・流出の専門捜査機関としての役割を引き続き遂行していく。

### 3. 不正競争行為に関する調査・是正勧告の実施

産業財産保護協力局 不正競争調査チーム 施設主事 **イ・ジェウク**

#### A. 推進背景

不正競争行為とは、国内に広く知られている他人の商標を相互に不正に使用する行為など、正当な対価を支払わずに他人の競争力に便乗して経済的利益を追求する競争行為を意味する。「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」で定義される 13 種類の不正競争行為には、商品主体混同、営業主体の混同、著名商標の希釈、原産地虚偽表示、生産地誤認表示、品質誤認表示、代理人無断標識使用、ドメイン不正取得、商品形態模倣、アイデア奪取、データ不正使用、パブリシティ権侵害、他人の成果盗用がある。これらの不正競争行為は他人の努力にタダ乗りする行為であり、個人や企業の競争力を弱め、消費者の生活を低下させる問題を引き起こす可能性がある。

「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」は、1961 年 12 月 30 日、不正な手段による商業上の競争を防止し、健全な商取引秩序を維持するために、6 つの不正競争行為を定義して制定された。その後、多数の改正を経て 2018 年の法改正では、営業外観の模倣によっても営業主体の混同及び著名商標の希釈化が起こりうる事が規定され、取引交渉や取引の過程で経済的価値を持つ他人のアイデアを盗用するアイデア奪取行為が不正競争行為の一種として追加された。営業主体の混同と著名商標希釈に営業外観模倣の内容を追加した理由は、他人が一定の努力をして一般消費者に知らしめた店舗の室内・外装

飾など営業の総合的な外観を無断で使用して損害を与える不公正な行為を防止する必要があったからで、アイデア奪取行為を新設した理由は、中小・ベンチャー企業または開発者の経済的価値を持つ技術・営業上のアイデアを取引相談、入札、公募展などを通じて取得し、これを何の補償もなく事業化し、経済的利益を得ながらも開発者は廃業に至るなどの不公正な行為を防止するためだった。営業外観模倣の場合、これにより営業主体の混同、著名商標の希釈化につながる場合、行政的・民事的救済及び刑事的制裁を受ける可能性があり、アイデア奪取行為に対しては行政的・民事的救済が可能となった。

2020 年の法改正では、不正競争行為に対する是正勧告の種類を多様化し、是正勧告を履行しなかった場合、違反内容等を公表できるようにし、行政調査の実効性を高めるために努力した。また、アイデア奪取に対して損害額の 3 倍の範囲で賠償を請求できるように懲罰的損害賠償制度を導入する一方、不正競争行為に対する損害額の推定方式を変更し、侵害行為がなければ販売できた損害額を賠償させられるようになった。

2021年の法改正では、データを不正に使用する行為及び国内に広く認知され、経済的価値を有する他人の氏名、肖像、音声、氏名などを無断で使用する、別名パブリシティ権侵害行為が不正競

争行為の一種として追加され、データ不正使用行為は2022年4月、パブリシティ権侵害行為は2022年6月にそれぞれ施行された。

#### 表IV-1-9 不正競争行為の調査現況

\* 行政調査導入('17年12月)以降の実績

区分	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	合計
商品・営業主体の混同行為等	1	9	24	54	59	56	203
商品形態模倣	5	41	19	32	22	20	139
アイデア脱臭	-	29	15	18	25	22	109
その他	-	7	8	10	27	54	106

#### B. 推進内容及び成果

不正競争調査チームは2022年一年間、不正競争行為の行政調査を通じて、国内で広く知られている他人の商標・商号などを不正に使用するなどの行為を全般的に調査した。その結果、2017年以降2022年12月末までに557件が不正競争行為として申告された。

特に2022年は合計152件(前年比14%増加)の不正競争行為が受理され、調査・是正勧告制度施行以来、最も多くの事件が受理された。不正競争行為の種類別では、商品主体混同に関する申告が56件で最も多く、アイデア奪取に関する申告が22件(14%)で2番目に多かった。

そして不正競争行為の調査中、被申告人が申告された行為を自発的に是正して履行した割合が32%(42件)で、紛争

対応力が不足している個人及び中小企業、スタートアップ等に効果的な紛争解決手段を提供した。

#### C. 評価及び発展方向

企業類型別不正競争行為の申告現況では、申告者が個人・中小企業である割合が合計88%(490件)で、民事・刑事上の対応が困難な経済的弱者の申告が大半であることが明らかになった。特許庁は不正競争行為調査・是正勧告制度がこのような経済的弱者に実効的な救済手段になるよう、不正競争行為行政調査の専門性向上及び職権調査を強化する予定である。

## 4. 健全な取引秩序の確立のための知的財産権の虚偽表示の防止

産業財産保護協力局 不正競争調査チーム 施設主事 **イ・ジェウク**

### A. 推進背景

知的財産権虚偽表示とは、特許・商標・意匠・実用新案などの知的財産権を登録した製品が優れているという消費者の認識を悪用して、特許などを受けていない製品を特許登録されたかのように商品に表示、または広告する行為を意味する。これは、誤った情報を基に消費者に商品を購入させ、知的財産権基盤の中小・ベンチャー企業の製品開発意欲を低下させる問題を引き起こす可能性がある。

特許庁は知的財産権を専担する省庁として、このような問題を解決するため、2015年7月に開催された国家知的財産委員会の議題として「健全な取引秩序確立のための知的財産権表示改善方案」を上程・議決した後、特許法施行規則を改正し、知的財産権虚偽表示申告センターを2015年12月から運営するなど、知的財産権全般に対する虚偽表示問題を防止し、正しい知的財産権表示文化の定着に向けた様々な政策を推進している。

### B. 推進内容及び成果

特許庁は、正しい知的財産権の表示方法と虚偽表示時の措置内容などを含む「知的財産権表示指針」を2019年10月に制定した。これを反映して「知的財産権表示ガイドライン」を発刊し、虚偽表示関係法令や知的財産権の表示方法

などを国民に提供した。

知財権虚偽表示申告センターは、知財権の虚偽表示を申告、または関連相談サービスを受けることができる専担の住民行政相談サービス窓口として、2022年に知財権虚偽表示計3,600件を受付け、3,641件の是正を完了した(2022年末現在、計22,260件の申告受付、22,205件の是正を完了)。

また、国民の関心が集中する品目を対象に知財権虚偽表示企画調査を実施した結果、31個の化粧品製品で672件(2022年3月)、9個の簡易食品製品で426件(2022年6月)、12個のゴルフ用品製品で403件(2022年8月)及び11個のワールドカップ用品製品で368件(2022年10月)を摘発し、是正措置を完了した。

そして、2020年12月に構築した知財権虚偽表示申告センター統合システムを通じた受付が全体の受付件数のうち96.5%に向上(3,474件、前年比23.5%増加)され、申告センターの業務効率が向上した。

また、知的財産権の虚偽表示防止のため、屋外媒体・SNSを活用した広報とオンライン販売事業者、購入者、学生などを対象に正しい知的財産権表示制度の広報及び教育を定期的に推進し、事業者、自治体との業務協力を強化した。

表IV-1-10 虚偽表示通報センターの運営現況

区分	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	合計
申告受理	170	2,625	3,000	3,148	3,195	3,222	3,300	3,600	22,260
是正完了	—	2,068	3,292	3,301	3,128	3,352	3,423	3,641	22,205

\* 虚偽表示申告センター導入('15年12月)以降の実績

### C. 評価及び発展方向

知財権の虚偽表示に関する企画調査以降、調査対象に対する虚偽表示申告センターに寄せられる申告件数が急減していることから、特許庁は虚偽表示への企画調査を強化し、知財権表示製品・広告の知財権虚偽表示の如何に対する専門家確認・検証を追加するなど、企画調査を高度化する予定である。また、オ

ンライン事業者が知的財産権の虚偽表示で摘発された販売掲示物の削除、商品販売中止など、自ら是正できるようインフラを構築するなど、虚偽表示防止のための協力体制をさらに強化し、正しい知的財産権表示文化の定着のため、様々なチャンネルを通じた全方位的な国民向けキャンペーンと広報を拡大する計画だ。

## 5. 偽造品の根絶のための制度運営及び協力強化

産業財産保護協力局 商標特別司法警察課 行政事務官 **キム・ジェタク**

### A. 推進背景

偽造商品の流通根絶のためには捜査機関の強力な取り締まりが必要であるが、偽造商品の違法性に対する国民の認識の転換と官民の協力が伴わなければ、その限界を露呈するしかない。これに伴い、特許庁は'06年から偽造商品の違法性に対する国民の認識の向上と偽造商品製造・流通行為の申告を活性化するため、「偽造商品申告褒賞金制度」を運営しており、官民協力体制の構築などを通じて偽造商品の流通を根絶するため、2014年5月に偽造商品が多い商標権保有企業26社、偽造商品の流通が多いオンライン運営会社12社、そして特許庁、警察庁、関税庁など6つの政府及び関係機関など計44の機関で構成された「偽造品流通防止協議会」

が正式に発足した。2022年現在、協議会構成員は、合計90の機関に拡大し、偽造商品対応のための官民協力の中枢機関として機能している。

### B. 推進内容及び成果

#### 1) 偽造品申告褒賞金制度の運営

申告対象は、偽造品製造業者や販売業者であり、国民誰でもが申告でき、申告の信頼性確保のため、実名申告を原則としている。2022年の支給状況を見ると、27件の申告について合計5,400万ウォンの申告報奨金を支給した。

申告内容をタイプ別に見ても、「小売油通信申告は3件(1,000万ウォン)、オンライン販売は24件(4,400万ウォン)が申告された。2006年に偽造品申告褒賞金が施行されて以降、摘発された偽造

品に対する正規品価格は合計4兆8,314億ウォンで、報奨金支給総額25億5,900万ウォンに対して1,888倍の効果が発生した。

表IV-1-11 種類別報奨金の支給状況(2016~2022) (単位:件,百万ウォン)

区分	詳細類型	2016年		2017年		2018年		2019年		2020年		2021年		2022年	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
ディストリビューター	卸・小売り流通	57	72.7	28	57.2	48	85.2	13	21.7	10	7	9	5.5	3	
	オンライン販売	23	22.3	25	45.8	25	35.3	40	55.3	79	100	74	88.5	24	44
	倉庫	2	8.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	82	103	53	103	73	120.5	53	77	89	107	83	94	27	54
メーカー	製造工場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計		82	103	53	103	73	120.5	53	77	89	107	83	94	27	54

## 2) 偽造品流通防止協議会の活動

これまで、偽造品流通防止協議会は定期懇談会及び分科会、偽造品取り締まり機関と常習的販売地域に対する合同取り締まりなどを通じて偽造品の流通根絶策を模索してきた。

2022年オンラインプラットフォーム会社懇談会(3月・10月)、商標権者懇談会(5月・10月)、偽造品流通防止協議会全体懇談会(6月)、ゴルフブランド分科会(9月)及び流通防止協議会成果共有会(11月)などを通じて、協議会運営及び知的財産権保護教育の方向性、偽造品流通防止対策などを議論した。

また、偽造品頻発分野について商標権者-オンライン事業者共同の偽造品協力モニターを実施した。これは、これまで偽造品流通が多いが取り締まりが難しかった分野については、商標権者が偽造品流通情報を提供し、オンライン

事業者が自主的にモニターし、販売制裁を行う方式で推進されてきたが、協議会会員たちが直接協力して偽造品取締りに参加するなど民間の自浄活動を強化することができた。二回にわたる協力モニターにより、オンラインサービスプラットフォームは、約17万件余りの偽造商品の掲示物を削除し、消費者被害予防効果約2兆634億ウォンを達成した。また、偽造商品モニター情報をオンラインプラットフォーム自体のモニターシステムに内在化し、オンラインプラットフォームの偽造商品モニター能力を強化する一石二鳥の効果も達成した。

## 3) 全政府的な知的財産保護活動

効果的な偽造品流通取締りのために、特許庁は検察、警察などの関係機関及び民間企業などと協力し、知的財産保護活動を推進してきている。



偽造品の流通根絶のためには、個々の捜査部門の限界を克服し、関係機関間の協力に基づく総合的な捜査が不可欠である。検察庁は、同種の前歴のある偽造犯に対しては原則的に懲役刑を求刑して常習侵害者の再犯を防止し、警察庁は各地域の偽造品頻発流通地域に対して合同取り締まり及び大規模製造・流通犯などの海外逃亡に際して、インターポールを通じた国際捜査協力を

推進してきた。また、輸入偽造品の通関段階から国内流通まで取り締まりを強化するため、関税庁と協力し、国境段階での偽造品流通情報を共有するなど協力を推進してきた。これと共に、オンライン事業者及び商標権者などの民間企業と協力し、国民健康と安全関連品目及び大規模な偽造商品製造・流通事犯事件に捜査力を集中させるなど、企画捜査を強化した。

#### 図IV-1-4 偽造商品流通防止協議会の活動



#### C. 評価及び発展方向

偽造商品申告報奨金制度の運営を通じて、国民の自主的な申告を誘導し、偽造商品の違法性及びその弊害の深刻さを国民に広く知らせる土台を作った。

偽造品申告報奨金制度の運営にかかる予算に比べ、偽造品製造・販売業者に対する違法行為の抑止効果などが非常に大きいため、この制度は偽造品流通根絶のために必ず必要な制度であり、今後も継続して維持・発展させていくべき政策である。

また、オンラインなどの偽造品流通根絶は、特許庁のような取り締まり機関の活動だけでは限界がある。そのためには民間との協力が不可欠である。偽造

品流通防止協議会は、このような民間の自主的な偽造品流通根絶の誘導だけでなく、偽造品取締機関と協力して偽造品を根絶しようとする官民協力体である。今後、協議会を通じた様々な活動を展開し、知的財産保護分野の代表的な協力モデルとして発展させていく予定である。

## 6. 知的財産保護の意識向上のための市民運動及び広報の強化

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 行政主事 **ウン・ソンヒ**

### A. 推進背景

最近、人工知能、メタバース、NFT などデジタル新技術への転換が加速し、世界覇権競争の流れが「技術」と「安全保障」中心の技術覇権競争に転換し、各国の競争が激化している。

このような過程において、韓国も技術主権を確保するために努力しているが、過去 5 年間、中小企業の技術奪取・流出の増加による被害は約 2,827 億ウォン（2022 年、中小企業庁）に達し、SNS とオープンマーケットなどオンラインを通じた偽造品の流通が急増し、経済安全保障及び国家安全保障に大きなリスクとして作用している。

このように急変する環境に対応して、特許庁は、2013 年から知的財産尊重文化の国民への普及のために多様な広報及び教育活動を推進し、2022 年には、従来の知的財産保護関連の教育・広報に加え、オンライン偽造品流通防止、パブリシティ権及びデータ保護のための不正競争防止法など、主なイシューへの対応及び主な政策変更に対する広報にも力を入れてきた。

### B. 推進内容及び成果

#### 1) オン・オフライン教育及び広報活動

特許庁は、知的財産権保護に対する認識を高めるため、学生、企業人、一般人などを対象に、様々なオン・オフライン

教育・広報活動を行っている。

全国の小中高生を対象に職業・進路教育と連携し、知財権の概念及び知財権保護の重要性などに関する教育を実施し、知財権に関する学生の関心を高めるとともに、知財権保護に対する認識を喚起するきっかけを作った。

小商工人、オンライン販売事業者及びオープンマーケット、中古取引プラットフォーム関係者を対象とした教育・キャンペーンは、実効性のある教育のため、関係機関及び自治体と協力し、オン・オフラインで同時に実施した。これにより、知的財産保護の重要性を強調し、販売者の偽造品違法流通行為の根絶を促した。

知的財産保護に弱い中小企業、スタートアップ企業を対象としたキャンペーンは、主要企業博覧会に参加した企業を対象に行われ、知的財産保護認識向上のための冊子を配布し、企業の知的財産権保護力量強化のための支援事業などを紹介するなど企業の知財保護力量を強化するための支援事業などを紹介する部分に焦点を当てて行われた。

## 図IV-IP5 知的財産権保護啓発活動



### 2) メディアを活用した知的財産保護の広報強化

特許庁は、一般国民が知的財産保護の重要性を共感し、知的財産保護施策について認識できるよう、様々な広報活動を行った。バス、地下鉄、YouTubeを活用し、一般国民を対象に偽造商品の違法性と弊害性を知らせる一方、新規施行制度であるパブリシティ権及びデータ保護のための不正競争防止法の広報映像を制作し、仁川空港、金浦空港、松坡区庁など関係機関を通じて発信することで、知的財産保護政策に対する一般国民の関心を誘導した。

また、オンラインコミュニティ(ブログ、SNSなど)を運営し、知的財産 이슈、最新判例などを利用者の目線を考慮した情報提供型コンテンツとして掲載し、購読者イベントや広告を実施し、オンラインコミュニティ利用者との双方向コミュニケーションを強化した。特に、視覚障害者用の吹き替えコンテンツを12編制作し、視覚障害者の知的財産 이슈

及び情報へのアクセス性を高めた。

### C. 評価及び発展方向

新型コロナによる社会的距離が緩和され、「オフライン教育」キャンペーンを学生から小商工人、オンラインマーケットの入店販売者まで実施し、国民との疎通のためのブログ・SNSを運営し、需要者の接近性を高めることで、国民の知的財産権保護に対する認識の裾野を拡大するために努力した。

また、社会的関心度の高い知的財産権 이슈の動向を大衆が理解しやすい形でコンテンツとして制作して配布することで、国民の目線に合わせた広報で国民の反響と参加を引き出し、知的財産保護に対する政府の政策意志を内外に広報する機会としても活用した。

このような多様な広報活動は、知的財産創出・活用を通じた企業の競争力確保を可能にし、さらに知的財産保護を通じた国家イメージ向上にも良い影響を与えると期待される。

今後も特許庁は、知的財産尊重文化の普及のため、青少年、大学生、主婦、サラリーマンなど年代別消費者を対象にしたオーダーメイドの教育・広報を推進し、放送、オンライン、モバイルなど多様な媒体を活用した広報を持続的に実施する予定である。内容的な面でも偽造品根絶にとどまらず、アイデア及び技術奪取、不正競争行為の根絶など知的財産保護の対象及び内容を持続的に拡大し、様々な知的財産侵害行為の根絶のための認識向上活動を行う予定である。

## 第2章

# 海外知的財産紛争の対応への支援



## 第1節 概観

産業財産保護協力局産業財産権紛争対応課 工業事務官 **カン・ヨンム**

### 1. 推進背景と概要

韓国は、持続する新型コロナやロシア・ウクライナ戦争、3 高現象(物価・金利・レート)などによる経済成長鈍化など、厳しい環境の中、2022 年に歴代最大の輸出実績(6,839 億ドル+6.1%)を記録した。しかし、米中貿易紛争に端を発した保護貿易主義が半導体支援法(CHIPS)、インフレーション削減法(IRA)などでさらに激化する中、輸出を通じた経済成長率を引き上げるために、政府は新しい輸出市場を積極的に発掘し、韓国企業の海外進出を牽引しなければならないという課題に直面している。

企業の新たな輸出市場の発掘と活性化の要件を選定する場合、知的財産権を優先的に考慮することができる。海外で我が国企業が安定的なビジネスを行うためには、特許、商標など企業の状況に合った知的財産権を取得しなければならず、そうでなければ、現地の競合他社から警告状を受け取ったり、または侵害訴訟の被告になるなど、様々な紛争に巻き込まれる可能性がある。

最近、韓国企業の対外輸出も大幅に

増加し、2022 年には米国だけで 208 件の特許紛争が発生するなど、毎年数百件の紛争が発生している。また、海外のオンラインプラットフォームで流通している偽造品も数十万件に達しているが、最近では典型的な知的財産権侵害ではなく、韓流が強い人気を博している東南アジア・中国を中心に農産物、KF マスク、化粧品、医薬品など様々な分野で韓国企業のふりをして韓国商品の外観や形の誤認、混乱を引き起こす新しいタイプの侵害まで発生している。

海外での知的財産権侵害及び紛争の深刻化は、韓国企業の売上減少、対外イメージの低下、過度な訴訟費用の負担など、直接的・間接的な成長の障害になる。先進国では、韓国企業を牽制するために特許侵害警告状を発送するなど、企業のネックになることが多く、開発途上国からは偽造品流通などによる被害が多く発生している。特に、現地人による韓国ブランドの先取りは、韓国企業の海外進出に大きな障害となっており、海外進出を準備する企業や政府に与える示唆は非常に大きい。



## 2. 推進内容及び成果

特許庁は、韓国企業の海外進出の成功のための知財権保護総合戦略を持続的に提供する一方、海外知的財産権侵害及び紛争対応の実効性を高めるため、企業の知財権紛争の状況に応じて対応戦略を選択できるよう支援方式を多様化し、特許紛争リスクの早期診断や海外偽造商品・商標無断先占モニターの提供などを通じて、海外知財権紛争の被害リスクを事前に把握し、備えることができるようにした。

また、海外現地で知的財産権紛争が発生した場合、米国、中国など 11 ヶ国 17 地域(2022 年末現在)に構築された海外知的財産センター(IP-Desk)を通じて効果的な対応ができるようにし、知的財産権紛争頻発地域を中心に 40 の在外公館及び 22 の KOTRA 現地貿易館に知的財産担当者を指定し、海外現地での対応を支援するようにした。一方、そのほか、知財権紛争共同対応支援、偽造品ゼロ官民協力プログラムなど様々な事業を通じて海外進出企業を支援した。

具体的に見ると、特許庁は 2022 年に全部で 17 の IP-DESK で 8,737 件の知財権法規相談を支援し、個別対応 478 件及び共同対応 53 件に対して、特許 K-ブランド紛争対応戦略を支援した。2022 年には新規事業として素材部品装備特化団地及びワクチン企業を対象に特許紛争の危険早期診断に関して 36 社に支

援した。海外 K-ブランド保護においても、6 千件余りの海外無断先取りの疑いのある商標を摘発し、中国及び ASEAN 地域の主要オンラインショッピングモールから偽造商品掲載物(URL)約 25 万件を削除することで、韓国企業の海外進出を積極的に支援した。

## 3. 評価と発展方向

2022 年には、既存の支援事業に加え、特許紛争リスクの早期診断、偽造品ゼロ官民協力プログラムなどを新たに開始し、多角的な方法で海外進出企業を支援しようとした。

また、大企業に比べ、海外知的財産権紛争に対する認識と対応能力が圧倒的に不足している中小企業を対象に、紛争コンサルティング、侵害モニター情報を提供する政策的な努力を通じて、実際の輸出の前後段階で発生した様々な紛争状況に効果的に対処し、良い成果を出した事例も多く出ている。

今後、海外進出企業の知財権紛争予防のために特許紛争リスク警報などを導入し、企業に莫大な被害をもたらす NPE(不実施主体)などへの対応も強化し、海外偽造品被害の最小化のために現地企画調査及び海外当局との連携などを通じて対応を強化していく計画である。

## 第2節 海外知的財産権保護の強化

### 1. 海外偽造品・商標の無断先取りへの対応を通じたK-ブランド保護強化

産業財産保護協力局 産業財産紛課 行政事務官 **チャン・ソングク**  
行政主事補 **ピョン・ジヒョン**

#### A. 推進背景

最近広がる韓流は、韓国企業の新たなチャンスとなっている。今や韓国の大衆文化の普及は、国家イメージ上昇及び韓国商品のブランド競争力向上だけでなく韓国企業の輸出拡大にも寄与しているといえる。しかし、このような韓国商品の競争力上昇に伴い海外知財産権侵害事例も相次いでいる。

特に、我が国企業の商標を無断で出願・登録する商標無断先取りの事例も発生しており、その中でも商標ブローカーの手口はより巧妙になっている。彼らは法人を設立して法人名で自分の活動を隠蔽し、他の商品・サービス分類に出願して登録するなど様々な方法で韓国企業の商標を無断先取りしている。2022年、中国商標ブローカー131社（個人及び法人）によって476件の韓国企業の商標が先占され、193社が海外進出の遅れ、企業ブランドイメージの低下などの被害を受けた。

また、中国のオンラインショッピングモジュールで韓国企業製品の偽造品が流通する事例が継続的に発見されており、特に知的財産権専任の人材が不足している中小・中堅企業では適切な対応が難しく、

政府レベルの支援策が必要であった。

#### B. 推進内容及び成果

##### 1) 海外商標無断占有への対応強化

2017年には、中国商標局に出願されるハングル商標を毎月モニターし、韓国企業への無断先占が疑われる商標が発見された場合、被害企業が早期に法的対応できるように被害情報及び対応方法を提供する「中国商標ブローカー無断先占早期警報システム」を構築した。これにより、中国商標出願公告後3ヶ月以内にのみ可能な異議申し立てなど無断先占対応可能件数が早期警報システム導入前より大幅に増加した。

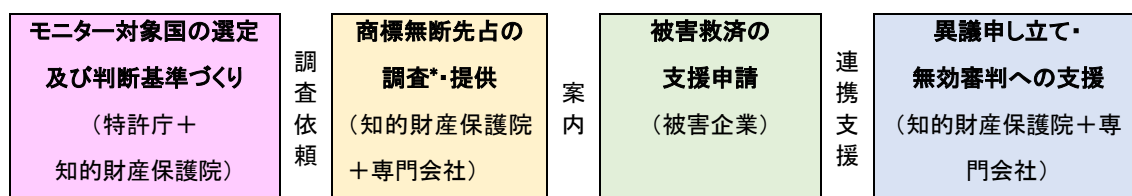
2018年からはモニター対象商標をハングル商標だけでなく、中文・英文商標まで拡大し、韓流ブームによるブランド商標の先占が懸念されるベトナム（2019年）、タイ（2020年）、インドネシア（2021年）に続き、2020年シンガポールまでモニター国を拡大した。その結果、2022年に中国 2,094件、ベトナム 524件、タイ 702件、インドネシア 1,124件、シンガポール 210件で計 4,654件の商標が無断先占された事実を発見した。



また、2019 年からは、既存のモニター対象国（中国、タイなど）以外の国を対象に、グローバル商標データベース（WIPO-GDB, TM-VIEW）を活用し、年 2 回のモニターを実施している。その結果、2022 年に韓国企業商標と疑われる商標 6,452 件を発見し、アジアだけでなく、北米、欧州、オセアニアなど様々な地域で

も先取りの疑いのある商標を確認し、当該企業に被害の事実を知らせ、紛争に対応できるように誘導した。また、「K-ブランド紛争対応支援事業」にファーストラック制度を導入し、月 2 回受付・申請後 2 週間以内に選定し、海外商標無断占有被害企業が迅速かつ効果的に対応できるよう積極的に支援した。

図IV-2-1 海外商標の無断占有への対応手続き



\*出願商標調査及び国内出願・登録商標との比較分析後の無断先行事実の確認

## 2) 海外偽造品流通への対応支援

2015 年から実施された中国オンライン偽造品流通対応支援事業は、現地の主要オンラインショッピングとの締結を基に、偽造品販売サイトのモニター及び遮断支援を行った。その結果、2015 年から 2022 年まで約 16 万件以上の中国オンライン偽造品の販売投稿を削除した。また、支援企業に年間偽造品流通の推移、流通手口の変化、企業の準備事項などを盛り込んだ企業別カスタマイズ型「年間流通分析報告書」を提供した。

また 2020 年からは、既存の中国以外にも東南アジアの主要オンラインプラットフォームとの協力を通じ、東南アジア 6 カ国（インドネシア、シンガポールなど）を対象に「K-キャラクター（ポロロ、タヨなど）」の 5 ブランドをモニター（2020 年 5～7 月）し、合計 857 件の疑わしい投稿を発見、そのうち 848 件の投稿を遮断申請し、最終的に 845 件の偽造品販売投稿

を遮断した。

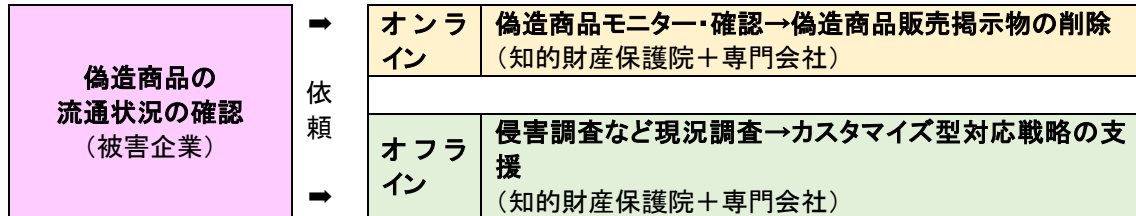
このような試行事業の成果を基に 2020 年第 3 次追加補正予算 20 億ウォンを確保（2020.7 月）し、「海外オンライン偽造品モニター団」を構成・運営し、2022 年、専任及び在宅人材約 160 人を採用し、東南アジア 6 ヶ国及び台湾地域で約 IP5 万件以上のオンライン偽造品販売サイトを遮断するなど、偽造品対応強化及び非対面型デジタル雇用創出にも貢献した。

また、2022 年には「海外偽造商品ゼロ官民協力プログラム」を新規推進し、海外偽造商品被害が頻発する産業分野の協力団体との協力を通じて、被害証拠調査から必要に応じて事案別にカスタマイズされた対応戦略まで支援した。この支援を通じ、食品分野及び美容医療機器分野の侵害企業は、オフライン偽造品の流通現況と製造・流通業者などを把握し、証拠も確保することができ、

このような実態調査を基に状況別対応戦略を適時に提供し、行政取締りだけで

なく、民事・刑事訴訟など強力な対応措置を取ることができた。

#### 図IV-2-2 海外オンライン偽造商品流通対応への支援



#### 図IV-2-3 海外偽造商品ゼロ官民協力プログラムの推進体系



### 3) K-ブランド保護意識の向上

海外進出または進出予定の韓国企業、弁理士及び IP 担当者を対象に被害予防のための定期的なブランド保護強化教育」を実施し、海外商標無断先占及びオンライン偽造品対応戦略、主な事例を紹介するなど、参加企業の関心を集中させた。

また、グローバル商標 03 を含む中国、ベトナム、タイ、インドネシア、シンガポールでの商標検索マニュアルも製作して普及した。これにより、韓国企業が自社の商標が海外のどの国に先占されているかどうかを事前に把握し、先制的

に対応するのに役立つように、商標無断先占被害事実発見時の対応マニュアルを作成し、対応する方法も収録している。

また、2022年には、カムジャ(じゃが芋)キャラクターの模倣、知的財産権侵害などに関するウェブ漫画を制作して支援事業及びポータルを広報し、クイズイベントを実施するなど、知的財産権関連の認識向上に努めた。

#### 図IV-2-4 K-ブランド保護の広報(冊子・YouTube制作・送出)



<'22 年海外主要国  
家別の商標検索マ  
ニュアル>  
<国際知的財産権紛争へ  
の対応戦略(商標意匠広報  
映像の配信)>

<ウェブ漫画及びクイズイベント広報>

### C. 評価及び発展方向

特許庁は、国内外の様々なチャンネルを通じた協力で、海外での商標無断先取り及びオンライン偽造商品流通に対する対応体制を持続的に拡大する予定だ。特に 2023 年からは、ブランド海外商標無断先行情報を被害企業に提供するほか、産業界に業種別動向情報を新規に提供し、事前予防機能を強化する予定である。

また、オンライン偽造品モニターの遮断に関する専門知識を持つ民間専門業者との協力を通じて、対象地域及びモニター対象を中国東南アジア地域の一部

のプラットフォームから全世界のプラットフォームに大幅に拡大する計画である。

また、個別企業及び業種別協会などのオン・オフライン協力を拡大し、より多くの韓国輸出企業が支援事業に参加するよう誘導し、伝播力及び公信力の高い多様な広報チャンネルを活用し、ブランド保護の意識向上にも努める予定だ。

今後も、特許庁は、外交部、文部科学部など関連省庁及び韓国知的財産保護院など関連機関と協力し、各種支援施策を持続的に推進し、韓国企業の海外知的財産保護をグローバル化し、韓国企業の競争力を高める必要がある。

## 2. 海外特許紛争の予防・対応支援

産業財産保護協力局産業財産紛争対応課工業事務官 **カン・ヨンム**  
工業主事 **イ・ドンヒョン**

### A. 推進背景及び概要

最近、米中貿易紛争など保護貿易主義と自国中心のグローバルサプライチェーン再編が加速するにつれて、韓国輸出企業の海外特許紛争リスクが高まっ

ている状況である。

海外特許紛争による韓国企業の輸出活動が難しくなれば、2021 年基準で経済全体の 35.6%を対外輸出に依存している我が国の経済が大きな打撃を受け

ることになる。

また、特許紛争が発生すると、韓国企業は存亡の岐路に立たされる。特許紛争対応には中小企業が耐えきれない過度な時間と費用が発生するからだ。紛争に負ければ損害賠償、事業撤退などをしなければならず、紛争に勝っても長期間続いた紛争による費用支出、イメージ低下などで企業経営が難しくなる。

特許紛争による被害は深刻だが、韓

国企業の紛争対応環境は依然として不十分なのが実情である。2022年に特許庁が実施した知的財産活動調査結果によると、知的財産業務を専担する部署を保有する企業の割合は3.1%、他部署で知的財産業務を処理する企業の割合は43.9%と分かった。また、専担人材を保有する企業の割合は11.1%、専担人材の平均は0.2人とどまるなど、紛争対応インフラが不十分であるという調査結果が出た。

表IV-2-1 主要国の特許訴訟の期間及び所要費用(2018) (出典:WIPO)

区分	米国	日本	中国	韓国	ドイツ	イギリス	オランダ
訴訟期間 (1審, ヶ月)	18~42	12~15	6~18	10~18	14	24~36	12
平均費用 (1,000USD)	1,000~ 6,000	300~500	20~150	150~400	90~250	1,000~ 2,000	70~250

これに伴い、特許庁は韓国企業の特許紛争対応能力を強化するため、様々な紛争対応支援政策を展開している。

#### A. 推進内容及び成果

特許庁は、韓国企業の知的財産権紛争対応支援を強化するため、韓国企業が外国企業との知的財産権紛争に円滑に対応できるよう、海外進出(予定)企業を対象に専門コンサルティングなど紛争対応に必要な資源を提供する。

##### 1) 紛争対応コンサルティング支援

2022年には、特許紛争発生リスクがある、または紛争が発生した中小・中堅企業、1つの特許紛争に関連する多数企業間協議会に、自社が他社の権利を侵害しているかどうかを確認したり、

他社の権利侵害主張にどのように対応していくかの戦略を策定したりする紛争予防・対応コンサルティングを346件提供し、その費用の一部(中小企業70%、中堅企業50%、企業協議会70%)を支援した。

特許侵害訴訟を経験する企業の費用負担軽減のために最大3年間、従来の年間1億ウォンから2億ウォンまで支援を拡大し、被告だけでなく提訴する場合まで最大費用(2億ウォン)の支援が可能なように制度を改善し、特許紛争が発生した場合には支援手続きを簡素化してくれるファーストトラック制度を適用し、紛争による被害を最小化した。

そして、特許紛争対応戦略の支援タイプを特許紛争の性質に応じて防御・攻撃・事前対応に構造化し、全タイプにおいて企業が実施機関を指定できるように改善した。また企業のニーズに合わせ、

事前防御戦略を特許侵害分析(FTO)及び紛争リスク事前準備戦略に改編し、攻撃戦略を特許侵害分析及び特許権行使戦略に細分化した。

#### 表IV-2-2 特許紛争対応戦略支援の優秀事例

<p>(支援背景)支援企業の A 社は産業用カメラ分野で優れた技術を基に海外主要国に輸出していたところ、米国の非実施特許管理企業(NPE)である B 社から特許侵害訴訟を起こされた。</p> <p>(対応戦略)NPE の紛争傾向、保有特許及び訴状を分析し、紛争特許の侵害機能性を検討した後、無効調査を通じた無効主張の論理を導き出して NPE と迅速に協議を進めた。</p> <p>(支援成果)協議を通じた NPE の自主的な訴えの取り下げで迅速に紛争を終結させ、訴訟費用を削減し、製品イメージの低下による営業損失及び輸出被害を防止した。</p>
--

#### 2) 特許紛争リスクの早期診断支援

特許紛争が発生すると莫大な時間と費用がかかるため、紛争リスクを早期に検出して元から遮断することが重要である。そこで、特許庁は今年から中小・中堅企業を対象に特許紛争専門家が紛争の可能性のある競合企業の特許と製品に関する情報を提供し、対応方向を提示し、企業が自ら紛争を予防できるように教育及び実習を提供する「特許紛争リスク早期診断コンサルティング」を小部門特化団地及びワクチン企業 36 社に支援した。そして、このうち 4 社は紛争リスクが発見され、特許侵害の有無分析及び無効可能性判断、回避設計など事前準備戦略まで連携支援した。

紛争事前準備戦略を支援された場合、実際の紛争発生まで至らなかった紛争抑制率は 98.0%で、警告状及び訴訟など紛争対応戦略を支援された企業の 80.9%が警告状撤回、訴訟勝訴など紛争を有利に終結させたことが示され、韓国輸出企業の安定的な海外市場進出を牽引した。

2023 年には、企業の特許紛争リスクの警戒心を高め、事前予防のために特許紛争リスク警報サービスを提供し、特許紛争リスクの早期診断と共に、特許紛争リスクの早期探知及び対応システムを構築する予定である。警報サービスを通じて企業に技術分野別にリスク等級を算定して知らせ、等級別の行動要領と紛争の可能性が高い海外特許リストを提供する計画である。特許紛争リスク早期診断は、支援企業を徐々に拡大し、紛争予防教育・実習を強化する予定である。そして、特許紛争による被害を最小化するため、協同団体と協力する新規プログラムを推進する計画である。

#### C. 評価及び発展方向

昨年 2021 年に特許紛争対応戦略を支援された企業を対象に成果調査を行った結果、支援企業の 48.4%が輸出の進捗状況が改善され、輸出実績がある企業の 65.6%で輸出額が増加した。また、



### 3. 国別 IP-DESK を活用した海外進出企業支援

産業財産保護協力局 産業財産紛争対応課 書記官 **ソン・ソクミン**

#### A. 推進背景及び概要

中国、ASEAN 地域との貿易が活発化し韓国ドラマ、K-POP など韓流ブームで K-ブランドの認知度が高まり、フランチャイズ、化粧品、衣類、食品など全産業に渡ってブランド侵害被害がますます増加している。

これまで韓国企業は、海外市場進出段階で知的財産権の権利確保の必要性を認識し、これに対する努力を重ねてきた。しかし、この過程で海外の商標ブローカーが韓国企業の商標を先に登録し、商標ロイヤリティを要求し、海外市場進出を妨害するなどの被害事例が続出した。また、OECD 研究結果(2021 年)によると、韓国は全世界の海外偽造品の被害で上位 8 位の国であり、企業売上高の縮小、輸出活性化阻害などの面で偽造品被害が相当大きいとみられる。

特許庁では、韓国海外進出企業の海外知的財産権保護を強化するため、2008 年から海外知的財産センター(IP-DESK)を運営している。産業資源部が 2006 年に初めて中国北京、新海、清州に IP-DESK を設置したのを皮切りに、2008 年には知識経済部と特許庁が共同で IP-DESK 運営事業を総括し、2009 年からは特許庁単独で中国、タイ、ベトナムなど 6 地域で IP-DESK を運営している。以降も 2012 年 LA、2013 年ニューヨーク、2014 年フランクフルト、2015 年東京、2016 年中国西安(2020 年 7 月運営終了)、2017 年ニューデリーとジャカルタ、2019 年香港、2020 年マニラ、2021 年に

モスクワ、メキシコシティの順に IP-DESK を追加開所したことにより、現在 11 カ国 17 の地域に IP-DESK を設置・運営中である。

#### B. 推進内容及び成果

韓国企業の海外知財権紛争を回避するためには、まず現地で知的財産権を確保することが前提であり、紛争に効果的に対応するためには、侵害内容を正確に調査・分析し、現地の法律と手続きに基づき適切な対応戦略を立てることが重要である。

しかし、韓国の中小・中堅企業は、先輸出／後出願の慣行により、海外権利確保を通じた紛争予防努力が不足しているだけでなく、知的財産権の専門人材や管理戦略の不在により、知的財産権紛争への対応能力も不十分なのが現状である。

これに対し、特許庁では、IP-DESK を通じて現地の商標、意匠、特許の権利確保手続きなどに関する知財権相談はもちろん、海外偽造品侵害(被害)調査、現地取締り要請及び法律意見書作成(以下、「知財権保護法律サービス」という)費用を支援し、現地取締り公務員を対象に偽造品識別説明会と国内招待研修事業も行うなど、海外進出企業の知財権保護のために直接・間接の支援を行っている。



2022年度はIP-DESKを通じて、韓国企業の海外知的財産権侵害被害の根絶に向けた多方面の努力を行った年であった。

海外進出企業の現地知財権問題解決のための知財権相談を提供し、韓国企業の知財権侵害被害及び紛争対応支援のため、現地ローファームを活用した知財権保護法律サービス支援を拡大した。(2021年30件→2022年44件)

特に、中国及びベトナム地域で韓国企業の知財権侵害被害の企画調査を

実施し、偽造製品を摘発・取り締まる実質的な成果をあげた。中国ではボツリヌス毒素、フィラーなど月美容医薬品に対する偽造品3,164個を摘発・廃棄し、ベトナムでは韓国化粧品の偽造品30,350個を摘発・廃棄した。

これとともに、海外進出企業を対象とした知的財産権説明会・セミナー及び海外税関などの取締り公務員に国内主要ブランド、偽造品識別法などを紹介するための海外偽造品識別説明会を開催した。(2021年8回→2022年9回)

図IV-2-5 2022年偽造品識別説明会(ベトナム、タイ)



最後に、公務員招待研修は国内外で新型コロナウイルス防疫指針に従って海外の知的財産権取締り公務員の入国が難しく、2021年に続き22年まで進められなかつ

たが、2023年には中国やベトナムの取り締まり公務員を対象に再開する予定だ。

表IV-2-3 最近5年間のIP-DESK主要支援状況

区分	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	合計
知的財産権相談	7,590	8,527	10,222	11,269	8,537	46,145
知的財産権の出願	1,073	1,329	IP584	1,963	IP550	7,499
知的財産権法律サービス	34	38	28	30	44	174
知的財産権説明会・セミナー	68	64	61	98	92	383
知的財産権情報提供	192	198	394	457	506	1,747
公務員招待研修	5	6	-	-	-	11

## C. 評価及び発展方向

最近、グローバル景気低迷と輸出不振が続いている。これに伴い、海外知的財産権侵害被害もますます増加し、韓国企業の海外知的財産権保護に関する関心と需要が高まっている。

今後、韓国企業の輸出拡大のため、IP-DESK の役割を受動的な企業支援から能動的な知的財産権侵害リスクの検知と迅速な対応に強化する予定だ。

2023 年度には中国とベトナムで韓国企業の知財権侵害被害企画調査を実施し、その結果を被害企業と現地団体に提供することで、現地での知財権侵害の取り締まりを誘導する計画だ。また、IP-DESK 設置国の近隣国にも知的財産権保護サービスを提供する拠点型 IP-DESK 2 カ所を試験的に運営する。運営過程で明らかになった問題点を補完し、2024 年から拠点型 IP-DESK 運営方式を大幅に拡大していく。

## 4. IP-NAVI を通じた海外知財紛争情報の提供

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 工業主事補 **ハン・ヨンス**

### A. 推進背景及び概要

最近、世界主要国間の技術覇権競争が激化し、長期間続いている新型コロナのパンデミックの影響で自国中心のグローバルサプライチェーン再編が加速する中、韓国輸出企業の海外知的財産紛争リスクが高まっている状況である。

しかし、韓国企業の知的財産権紛争への備えは依然として不十分な状況である。2022 年特許庁が実施した知的財産活動調査結果によると、知的財産紛争に備えるために随時モニター及び現地侵害調査を行う企業は全企業の 6.8%に過ぎず、紛争事例を分析したり、自主的に対応体系を整える企業の割合は 4.4%にとどまるなど、個別企業が知的財産紛争を事前に予防するために自主的に対応戦略を策定するのに苦労していることが分かった。

これに伴い、特許庁は海外進出(予

定)企業が現地で発生しうる知的財産権紛争に事前に備えることができるよう、海外知的財産権紛争情報を提供している。

### B. 推進内容及び成果

特許庁は、海外進出(予定)の韓国企業が外国企業との知的財産権紛争に円滑に対応できるよう、2008 年から知的財産権紛争情報インフラを構築し、2011 年には海外進出(予定)企業が海外で発生しうる知的財産権紛争を事前に予測し、迅速に対応できるよう、知財保護総合ポータル(www.ip-navi.or.kr)を構築し、引き続き運営中である。2022 年には老朽化したポータルを全面改編し、モバイル環境でもスムーズに利用できるようにシステムを改善し、流出していた情報を総合的に見ることができるよう国別ページを追加するなど、ポータルのシステム利用利便性を高め、一年の間に改編

されたポータルを通じて、米国、中国、日本、欧州などで発生した韓国企業関連知的財産権紛争合計 4,760 件の動向及び分析を提供した。

2019 年から米国で発生した韓国企業関連特許訴訟のうち、半分以上が非実

施特許訴訟管理企業から訴えられた件で、非実施特許管理企業の活動動向を随時観察する必要性が高まる中、2022 年には合計 48 社の特許管理専門会社に関する情報（保有特許、訴訟情報など）を盛り込んだ NPE ポートフォリオをアップデートした。

＜参考＞非実施特許管理企業 (NPE) とは？

NPE は様々に定義されるが、一般的に特許を活用して製品を生産せず、保有する特許権を行使して収益を創出する企業を指す。NPE は、①特許権を企業に行使してロイヤリティを受け取る攻撃型 NPE、②攻撃型 NPE に対抗して、今後攻撃されるであろう特許を買い集めることで、将来の特許紛争を遮断する防御型 NPE に分類することができる。最近問題となっている特許モンスター (Patent Troll) は攻撃型 NPE の一部に該当する。

また、輸出企業の現地知的財産権保護を強化するため、国別知的財産権制度動向及び戦略的紛争対応方を考慮し、海外知的財産権保護ガイドブックを提供しており、2022 年には計 9 カ国（中国、米国、香港など）のガイドブックをアップデートし、1 カ国（サウジアラビア）のガイドブックを新規製作し、海外進出（予

定）の韓国企業実務者が容易に理解し、対応できるようにした。

さらに、海外知的財産権関連の主要判例 30 件を深く分析した IP Insight レポートを発行し、実務ですぐに活用できる実用的な法律情報も提供した。

表IV-2-4 海外知的財産権保護ガイドブック発刊の現況 (2022 年 12 月)

(合計 31 種：地域別 28 種、特性別 3 種)

アジア (14 種)	中国、香港、シンガポール、台湾、日本、ベトナム、タイ、マレーシア、フィリピン、インド、アラブ首長国連邦 (UAE)、インドネシア、イラン、サウジアラビア
欧州 (7 種)	ドイツ、イギリス、オランダ、ロシア、トルコ、フランス
米国 (5 種)	米国、カナダ、メキシコ、ブラジル、チリ
オセアニア (1 種)	オーストラリア
アフリカ (1 種)	南アフリカ共和国
特性別 (3 種)	輸出企業チェックポイント、EU 圏保護実務ハンドブック、IP Business 契約書ガイドブック

### C. 評価及び発展方向

2022 年末、知的財産保護総合ポータル利用アンケート調査で、参加者たちは概ね、知的財産権紛争動向などポータルの提供情報が海外で発生した紛争事件の解決に大きく役立ったと答えた。今後、利用者が改編されたポータルを通じて、より便利に希望する情報を得ることができると考え、より多くの韓国企業が紛争情報を積極的に活用し、知的財産権紛争に事前に備えることで、成功的な海外進出を実現できることを期待する。

2023 年は、知的財産権紛争動向の提供から一歩踏み込んで、2022 年に選定

された高リスク非実施特許管理企業 48 社の特許購入・提訴・再登録などの活動現況を随時モニターし、特異的な傾向を把握し、構築されたポートフォリオを再度現行化する予定である。また、韓国企業が海外で発生した知的財産権紛争に即座に対応できるよう、外国企業から訴えられた事実を確認する際、訴訟提起企業の情報、訴訟発生国のガイドブック、標準特許対応戦略報告書などを韓国企業に先制的に提供する予定である。

## 第3章

# 知的財産分野のグローバルリーダーシップの強化



## 第1節 概観

産業財産保護協力局 国際協力課 技術書記官 **ファン・サンドン**  
行政事務官 **チェ・ウンリム**  
工業事務官 **クァク・ヒョギョン**  
工業事務官 **キム・ユジン**  
工業主事 **チェ・ドンウク**

### 1. 概要

韓国企業の活動舞台が全世界に拡大するにつれて、知的財産分野でも国際協力の重要性が日々増大している。特許庁は、知財権を活用した海外進出の多様化、現地に合わせた支援体系の構築、韓国型 IP インフラのグローバル拡散及びグローバル知財権規範の形成などを目指し、多様な国際協力活動を推進している。このような国際協力活動は、二国間協力、IP5 協力及び多国間協力を大別することができる。

2022 年は、新型コロナウイルスのパンデミックの状況下で、これまで中断されたり、ビデオや書面などで行われていた議論が対面会議で開催されるなど、国際協力活動が拡大した年であった。

IP5 協力の場合、知的財産制度の調和に関連する議論とともに、国連の持続可能な開発目標 (SDGs) 実現などグロ

ーバルな課題として議題範囲が拡大された。特に、韓国特許庁と欧州特許庁 (EPO) 主導で 2021 年に承認された NET/AI 分野ロードマップの履行に向けた具体的な協力課題が承認されるなど、関連分野での協力が継続された。

韓国の高い地位を背景に、特許行政サービスの輸出も持続的に拡大している。UAE とは 2014 年から特許審査代行事業を進めており、2018 年から開発された。特許行政システムメンテナンス事業を継続した。また、サウジアラビアとは 2019 年に締結した 600 万ドル規模の協力事業契約に基づき、国家 IP-R&D 戦略の策定、情報化コンサルティング、審査官教育など知財権全分野に渡る知的財産協力事業を継続した。特に、サウジとは 2022 年 1 月に「強化された戦略的パートナー協定」を締結し、サウジ知的財産庁に審査官を派遣するなどの成果もあった。

また、特許庁は新興国及び開発途上国との知的財産分野における様々な協力関係を継続した。ウルグアイ、ブラジル、チリなどと情報化、特許審査ハイウェイ、包括協力などを推進し、モンゴルとは長官会談を通じ、両国間の知的財産分野で包括協力 MOU も締結(2022 年 7 月)した。特に、2022 年 11 月には 3 年ぶりに韓・アセアン首脳会談を韓国で開催し、知的財産分野で SDGs の実現に向けて共に協力しようという内容の共同宣言文も採択した。

特許情報を活用した知的財産分かち合い事業も継続的に拡大している。途上国の生活問題解決と所得増大のために適正技術及びブランド開発を継続的に支援しており、国際知的財産教育を通じて途上国の知的財産権能力を強化し、知的財産権格差(IP-Divide)を解消し、ASEAN などの受益国との協力関係を強化することで、政府レベルの新南方政策などの政策機構にも貢献している。

## 2. 国際動向及び対応方案

米国、中国、日本など主要国は、知的財産を国家競争力強化のための核心要素の一つと認識し、知的財産競争力強化のための国家的な努力を行っている。

### A. 米国

米国は、2021 年 1 月 20 日、第 46 代ジョー・バイデン大統領が就任し、米国経済の回復に向けた景気刺激政策(リサーチ・プラン)とバイ・アメリカン政策を継続的に推進した。その結果、2021 年の米国の経済成長率は過去 40 年間で最高レベルの 5.7%を記録した。また、米上院と下院で中国牽制を目的とした革

新競争法(US Innovation and Competition Act、USICA)や米国競争法(America COMPETES Act)、半導体法(CHIPS Act of 2022)、インフレーション削減法(Inflation Reduction Act)がそれぞれ発議され、深化しつつあるグローバル技術覇権競争で優位に立とうと努力している。

一方、米国通商代表部(USTR)は、主要貿易相手国の知的財産権保護及び執行レベルを評価した「2022 年度スペシャル 301 条報告書」を 2022 年 4 月 27 日に発表した。上記報告書では、中国など 7 カ国を「優先監視対象国」、ベトナム、タイなど 20 カ国を「監視対象国」に指定した。韓国は 2009 年に監視対象国から除外されて以来、14 年連続で名簿から除外された。

一方、米国特許商標庁(USPTO)は、2022 年 4 月 13 日の Kathi Vidal 長官就任以降、女性や青少年など様々な層に対する包括的な知的財産の活用を促進させている。

また、米国著作権庁(USPTO)は、2022 年 6 月 16 日、米国初の著作権小額請求紛争を担当する著作権審判院/著作権請求委員会(CCB)の運営を開始した。同審判院/委員会は、2020 年 12 月 27 日に施行された 3 万ドル以下の著作権侵害小額事件に対する代替的紛争解決法(CASE Act)に基づき設置され、3 名の委員で構成され、著作権侵害関連の少額民事事件に対する侵害事実の確認、デジタルミレニアム著作権法による違法著作物の削除通知及び反対通知に関連する請求などを扱うことになっている。



## B. 日本

日本政府は、デジタルグリーン成長を通じた経済回復戦略において、企業の知的財産と無形資産の投資・活用が重要であるという認識のもと、2022年6月に「知的財産推進計画 2022」を閣議決定した。今回の計画は、スタートアップと大学の知的財産生態系の強化、知的財産と無形資産の投資・活用促進、標準の戦略的活用及びデータ流通・活用環境の整備、デジタル時代のコンテンツ戦略の策定などの内容を含んでいる。

新たに就任した浜野幸一日本特許庁長官は就任演説でイノベーションを強調し、イノベーションの原動力である知的財産の保護・活用の重要性を語った。特に、中小企業・スタートアップ・大学に対する知的財産活用支援の強化、環境技術特許権の活用促進のための WIPO-GREEN プラットフォーム活動支援などを強調し、経済安全保障法に基づく特許出願非公開制度の導入のために関係部署と協業すると言った。

日本政府は 2022 年 5 月に経済安全保障推進法を公布した。経済安全保障推進法案の主な内容には、サプライチェーンの強化、基幹インフラ機能の維持、先端技術開発支援、特許出願の非公開などがある。このうち、特許出願非公開は、特許公開時に国家及び国民の安全を害する事態を引き起こす恐れが大きい発明が記載された特許を対象としている。これは、対象特許について出願公開などの手続きを留保し、同時に必要な情報について保全措置を講じるなどの指針を含む。日本特許庁は、特許出願非公開導入の趣旨を、安全保障上特許

出願を放棄しなければならなかった出願人に特許法上の権利を与え、技術の公開と流出を防止することとした。

そのほか、日本特許庁は 2022 年 7 月、日本企業の 2021 年知的財産活動調査結果を発表した。調査結果には、日本企業の知的財産活動が 2018 年に最高値を記録して以来、継続的に減少する傾向にあり、特許・実用新案・意匠・商標ともに最近 3 年間の年平均出願が減少する傾向にあり、調査対象の約 18% の 602 社が侵害被害を受けたなどの内容が含まれている。

## C. 中国

2021 年に発表した 14・5 カ年計画と 2035 年の長期目標に基づいて、中国は知的財産権全般の改革を推進し、質的成長に注力した。WIPO が発表した 2022 年グローバルイノベーション指数報告書によると、中国は 2021 年から 1 ランク上昇した 11 位で 10 年連続の上昇傾向を示し、内国人特許出願件数など計 9 つの指標で世界 1 位を獲得した。また、アジア地域で韓国、シンガポールに次いで革新力量 3 位の国と評価された。

中国国家知識産権局が発表した 2022 年の主要知的財産権統計によると、発明特許登録 79.8 万件、実用新案登録 280.4 万件、意匠登録 72.1 万件で、前年同期比で特許登録件数は 14.7% も増加したが、実用新案と意匠登録ロック件数は減少した。

これは、新型コロナによる出願の減少、審査官の自己隔離及び中国の封鎖措置等により審査業務に影響があったとみられる。また、商標登録は 617.7 万件で、前年同期比 20.2%減少したが、これは悪意的な商標出願に対する審査及び商標代理機関に対する監督強化などが原因として作用したとみられる。

中国国家知識産権局は、2025 年までに知的財産権保護を強化するための新たな目標と措置等を提示した「知的財産権保護強化に関する意見」の深化推進計画を 2021 年 11 月に発表した。同計画の主な内容は、知的財産権基本法律の草案構成(2025 年完了目標)及び特許法実施細則・特許審査指針の改正推進、特許及び商標審査期間の安定化、知的財産権裁判所の知的財産権刑事事件の審理推進、知的財産権分野の国際協力の全面推進、国家知的財産権ビッグデータセンターの構築推進などで構成されている。上記計画で言及されたように、2021 年 6 月に第 4 次改正特許法が施行されることに伴い、特許法実施細則も改正を控えている。主な内容としては、特許審査制度の改善及び審査品質の効率化、特許保護の強化、特許創出の活用促進、意匠国際出願に関する内容などがある。

また、中国は「知的財産権強国建設要綱(2021-2035)を 2021 年に発表して以来、知財権強化に力を入れており、2022 年 5 月 5 日に「産業意匠の国際登録に関するハーグ協定」を施行し、同月 18 日に「マラケシュ条約」も発効するなど、国際協力にも深く関与している。

## D. 欧州

欧州連合(EU)は、新型コロナで低迷した経済回復に力を注ぎながらも、2050 年までの気候ニュートラル達成に向けたエコ政策の基調を維持し、EU グリーンディール、デジタル政策案などを発表し、気候変動対応とデジタル転換を実現するための根幹として知的財産権を強調した。企業や研究機関、公共機関等が自由にデータにアクセスできる「欧州データ単一市場」を実現するための強化されたデータ保護法が 2022 年 2 月から導入された。また、欧州委員会は意匠保護システム改革のための法案を発表(2022 年 11 月)し、これは域内加盟国の意匠制度との互換性を高め、迅速かつ予測可能で合理的なコストで EU 意匠登録ができるように規則を整備し、近代化したものである。

EU は、偽造品及び盗用に対する監視を強化するため、欧州連合知的財産庁(EUIPO)内に「欧州知的財産権侵害監視機構」を設置し、知的財産権執行業務を遂行している。2020 年 12 月には、マーケット運営者、地方執行当局及び政府の知的財産権侵害の取り締まり措置を誘導し、偽造品購入に対する市民の意識を高めるため、欧州委員会通商総局では毎年、偽造及び違法コピー監視リストを発表している。2022 年 12 月発表によると、偽造・違法コピー製品とコンテンツの市場がオフラインからオンラインに移行していると指摘している。

EU は、2013 年に採択した「欧州統合特許裁判所協定」を採択しており、同協定の発効に向けて「統合特許裁判所」の  
手続規則など関連規定の整備に拍車をかけ、法律裁判官と技術裁判官からなる裁判官プールの構成を完了した。単  
一特許許可に対する手続きを委任された欧州特許庁(EPO)、さらに単一特許  
取得のための手続き規則やユーザーガイ  
ドを設けるなど制度整備とともに、内  
部に専任組織を構成し、オンラインシス  
テムを構築している。システムを整備し、  
新しい制度を滞りなく施行するために努  
力している。2022 年 12 月には同協定が  
2023 年上半期中に発効すると発表し、  
近いうちに EU 内で単一の効力を持つ統  
合された特許制度が発足することが期  
待される。

## E. 対応策

特許庁の国際協力活動は、「グロー  
バル知的財産先導国への跳躍」というビ  
ジョンの下、「海外協力・保護体制強化  
及び知的財産である韓流の普及」という  
目標を達成するために様々な協力活動  
を行うことになる。このような点から、  
相手方の特許庁や国際機関が行っている  
政策が変化したり、法制度などが改正さ  
れた時、これを適時に把握し、韓国の知  
財権制度利用者に伝達することが何よ  
りも重要である。海外に進出する韓国企  
業が進出国における知財権法・制度の  
変更点をきちんと熟知できていないた  
めに発生する恐れのある不利益を防止し、  
当該国で施行している様々な特許権者  
保護政策等を十分に活用し、現地で広  
範な保護を受けられるよう支援すべき  
である。特に、韓国企業の進出需要が米  
国、中国、日本等から徐々に新興・開発

途上国に広がっており、今後この傾向は  
さらに深まることが予想されるため、韓  
国企業の進出需要が発生する新たな  
国々との協力を開始していく必要がある。

そのために、特許庁は、海外特許庁  
との協力体制の構築だけでなく、韓国企  
業の声を聞くことができるように企業と  
の常時協力体制も整えていかなければ  
ならない。このような常時協力体制の構  
築と運営は、韓国企業に特許庁を名実  
ともに海外進出のための知財パートナ  
ーとして認識させる方案となるだろう。

次に、激化している知的財産権紛争  
の流れをよく見なければならぬ。米・  
中貿易紛争で引き起こされた知財権の  
通商武器化により先進国を中心に技術  
保護主義がさらに強化される見通しであ  
り、これにより、海外進出あるいはグロ  
ーバル市場で地位が強化される韓国企  
業は、企業の規模の大小を問わず、海  
外の競合企業と特許怪物の標的になる  
可能性が常存する。実際、サムスン、LG  
を含む大企業だけでなく、中小企業も業  
種を問わず、海外特許モンスターによる  
提訴が大幅に増加した。したがって、政  
府レベルでは中長期的な観点から健全  
な知的財産権生態系造成のための政策  
を展開し、これらの企業の知的財産権  
関連の競争力を高めていかなければな  
らない。特許ビッグデータ分析結果な  
どを基に、韓国企業に R&D 方向性を提示  
し、強い知財権を獲得できるようにして、  
獲得した知財権が新たな投資の種にな  
るように、知財権が活発に取引される市  
場環境を創出しなければならない。

また、他人の知的財産を侵害して利益を得ることがないように、侵害行為に対する処罰を強化することで、健全な知的財産権の生態系づくりが完成できるだろう。

また、徐々に増加している中国及び新興国からの韓国企業の知的財産権に対する侵害、特にデジタル環境での侵害に積極的な対応が求められる。幸い、最近、中国は知的財産権保護の強度を強化し、データベース構築、インターネット権利侵害の取り締まり、税関の知的財産権取り締まり及び知的財産権行政・司法保護の強化など、中国政府が権利者保護を強化する傾向にあるが、まだ知的財産権侵害に対する中国の一般大衆の認識は低い。したがって、様々な方法を通じて、中国大衆の知的財産権保護に対する認識を向上させる努力を継続していく必要がある。

特に最近、韓流ブームに乗って ASEAN 地域で韓国ブランド侵害事例が急増しているが、中国よりも低い国民の知財権侵害に対する認識レベル、知財権保護のための法制度の未整備などにより、これらの国々における韓国の知財権保護に相当の困難を抱えている。したがって、これらの国々には、知的財産が適切に保護される環境を早期に定着させることが非常に重要な課題であり、そのために無償コンサルティングなどの支援を行う必要がある。

また、IP5 の一員としての責任感を土台に、グローバル知的財産規範に関す

る議論に積極的に参加し、グローバル知的財産権制度の発展に貢献していかなければならない。IP5 協議会は、グローバル知的財産規範を改正し、国ごとに異なる制度を調和させていく作業を着実にやっている。したがって、IP5 協議会内での議論がグローバル知財権制度発展のための方向で推進されるよう、絶え間ない反省の努力が求められる時期である。また、韓国企業が多く活用している PCT 制度、マドリッド国際商標制度、ハーグ国際意匠制度、特許審査ハイウェイ制度に対する利用者の不便を解消し、その利用率を高めていく必要がある。また、両国が共同で先行技術目録を調査し、これを他の件より早く審査する特許共同審査の実施を継続的に拡大することで、国際的により強力な特許権を希望する出願人がいつでも特許共同審査サービスを受けられる環境を作ることが重要である。

最後に、特許庁は新技術の発展とそれに伴う変化に常に耳目を開いていなければならない。AI を知財権行政と審査に活用するための議論と AI 発明の発明者性に関する議論が国際的に活発である。AI のような新技術は、新しい形の知財権の認定を強要するなど、世界中の特許庁に様々な挑戦課題を投げかけており、世界各国はそのための解決策を見つけるために様々な議論を続けている。このような国際的な議論の流れをよく理解し、いつでも議論を主導できる準備をしておくことが、新技術時代に知財権分野のグローバルリーダーシップを発揮するための土台となるだろう。

## 第 2 節 知的財産先進 5 力国協力体制の強化

### 1. 特許先進 5 力 (IP5) 協力体制

産業財産保護協力局 国際協力課 工業事務官 **クアク・ヒョギョン**

#### A. 推進背景及び概要

知識基盤経済への経済体制の変化と先進国の知的財産重視政策に伴い、全世界の知的財産出願が着実に増加している。特に、韓・米・日・中・欧の先進 5 特許力国の出願が全世界の出願の約 85%以上を占めるだけでなく、2 つ以上の特許力国に対する重複出願の割合が高まるにつれ、5 つの特許力国間の協力の必要性も高まっている。

このような審査協力の必要性に共感した 5 力国長官が 2008 年 10 月に韓国済州で開催された先進 5 力国特許力国 (IP5) 力国長官会議で IP5 ビジョンと、このビジョンを実現するための IP5 10 大基盤課題の策定に合意し、IP5 協力の実質的な議論が始まった。

#### B. 最近の先進 5 つの特許力国長官会議

2017 年にマルタのバレッタで開催された首長官会議において、IP5 協力 10 周年を迎え、この 10 年間の成果を集約した成果報告書を発刊し、首脳会議で発表された共同声明書には、今後 10 年のための新しい IP5 協力ビジョンを盛り込んで採択された。

新たな協力ビジョンは、「IP5 内で特許審査慣行と手続きの照会を図り」、「品質管理を最適化」し、「IP5 力国間の業務連携を最大化」し、「特許情報サービスを向上」させるという 4 つの主要事項を核心価

値として明示した。

新型コロナのパンデミックの状況で、2020 年に画像会議の形で開催された 2021 年力国長官会議 (日本主催) では、人工知能 (AI) などデジタル技術の急速な発展に先んじて対応し、効率的な特許審査サービスを提供するための先端技術 (NET/AI) 協力ロードマップを主な内容とする共同声明を採択した。先端技術 (NET/AI) 協力ロードマップは、2019 年に韓国が欧州と共同主導で先端技術タスクフォースを作り議論をリードして以来、2 年ぶりに 5 力国の合意を通じて成し遂げた結実であるという点で意義が大きい。合意されたロードマップは、△AI など先端技術分野の発明に対する特許審査制度の統一性向上、△先端技術を活用した審査サービスの改善、△先端技術分野の先行技術検索の効率化、△先端技術関連動向の共有など 4 つの分野に対する協力計画を含んでいる。

新型コロナのパンデミック状況下、画像会議形式で開催された 2020 年力国長官会議 (中国主催) では、知的財産が世界的な不況打開のための有用な手段であることを認識し、すべての産業領域で知的財産保護を強化していくとするという共同声明を発表した。

特に、新型コロナの診断・治療・予防に関する特許及び技術情報を透明に公開し、関連技術の進歩を促進させることにした。人工知能など新技術分野の協力強化、特許制度の調和を通じた利用者便宜の向上、特許審査の品質と効率性の強化を通じた審査結果の予測性の向上にも引き続き努力することにした。

2022年庁長会議(欧州主催)では、産業界のIP5協力参加10周年を祝うとともに、国際連合の持続可能な開発目標(SDGs)達成における知的財産の役割について意見を交換し、持続可能な未来の達成に向けてIP5と産業界間のパートナーシップを強化することにした。

### C. 今後の推進計画

IP5協力が発足した2007年に比べて、今は5庁の審査着手期間が大幅に短縮されたという点で、IP5発足当初の主な目的である「審査赤字解消」はある程度達成されたと言える。また、分類(CPC)、情報化(OPD)、審査協力(PPH)など、

各実務グループの主な成果は、IP5特許庁を越えて全世界にその恩恵を広げている。現在、IP5間の試験事業として進行中のPCT協力審査も安定して定着するとすれば、国家間審査協力の新しい転機を準備すると期待される。

発足から10年を過ぎ、新たな協力ビジョンを実行していくIP5協力は、中長期的な観点から協力課題の効率的な履行方案を検討し、新たな協力体制の構築を模索しながら、5つの特許庁間の協力の質的飛躍が実現できるよう努力している。また、IP5は、現在進行中の各実務グループ(WG)別に様々な協力課題だけでなく、先端技術(NET/AI)協力ロードマップに含まれる協力計画履行のための各種課題及び国際連合の持続可能な開発目標(SDGs)達成のための新たな協力課題を導き出し、遂行する計画である。また、今後、IP5協力ビジョンを改定して国際連合の持続可能な発展目標(SDGs)など新しい協力分野へと奥行と幅を一層広げていく。

## 2. 商標先進5庁(TM5)協力体制

商標意匠審査局 商標審査政策課 行政事務官 **キム・インギョ**

### A. 商標先進5庁の協力推進経過

#### 1) 推進背景

全世界的に商標出願は着実に増加する傾向にあり、最近では、韓国をはじめとする伝統的な多出願国である米国、中国、日本、欧州だけでなく、インド、ブラジルなどの商標出願も大幅に増加している。

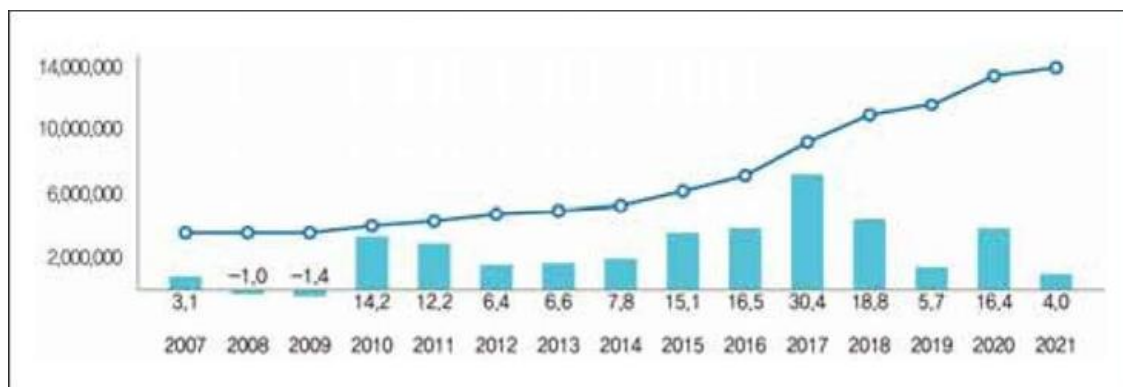
各国の商標出願の増加に伴い注目すべきは、一つの商標が複数の国に出願される多国籍出願の増加である。オンラインプラットフォームの発展に伴い海外進出が活発化し、企業が海外で商標権を取得し、一つの商標を複数の国に登録し、使用確保を容易にするために、



商標分野の国際的な戦略が必須の時代になりつつある。このような状況で、韓国企業が海外で商標権確保を容易にす

るために商標分野の国際的協力の強化が必要である。

図IV-3-1 年度別の全世界での商標出願件数(件数:多類基準)



(出典 : WIPO Indicators 2022 68 頁)

## 2) 商標先進 5 庁体制の形成

商標・意匠分野の国際協力強化に対する高まる要求に応え、韓国特許庁は 2009 年 4 月、既存の米・日・欧の商標先進 3 庁(TM3)体制への加入について議論を開始し、2011 年に正会員として加入した。さらに、2012 年には、オブザーバーとしてのみ参加していた中国の正会員参加が決定され、4 庁間の協力体は先進 5 庁間の協力体制である TM5 に拡大された。

### B. 最近の TM5 会議の主な成果

2018 年の年次会議は、2013 年に続き、ソウルで再び開催された。会議では、既存の協力課題に加えて、第 4 次産業革命時代に登場する新しい革新的な商品や意匠を効果的に保護するために、我が国が提案し、これまで議論してきた 5 つの先進国庁間の新しい協力ビジョンを盛り込んだ共同宣言文も採択されている。また、年次総会の開催を機に、10 月

30 日から 11 月 7 日までの期間を「2018 商標・意匠週間」と定め、世界知的財産機構(WIPO)、国際商標協会(INTA)などと共同で、ソウル国際商標・意匠カンファレンス、KIPO-INTA 国際シンポジウム、マドリッド国際商標出願カンファレンス、意匠法研究公開セミナー、WIPO ハーグ国際カンファレンスなど、多様な国際行事を相次いで開催した。

2019 年 TM5 年次総会は日本で開催され、韓国は新規事業として「商標侵害認知度向上」事業を提案し、実施方向を議論した。2020 年は新型コロナのため、画像で年次会議を実施し、新型コロナに対応した TM5, ID5 共同声明を採択し、パンデミックによって変化した商標政策について議論した。

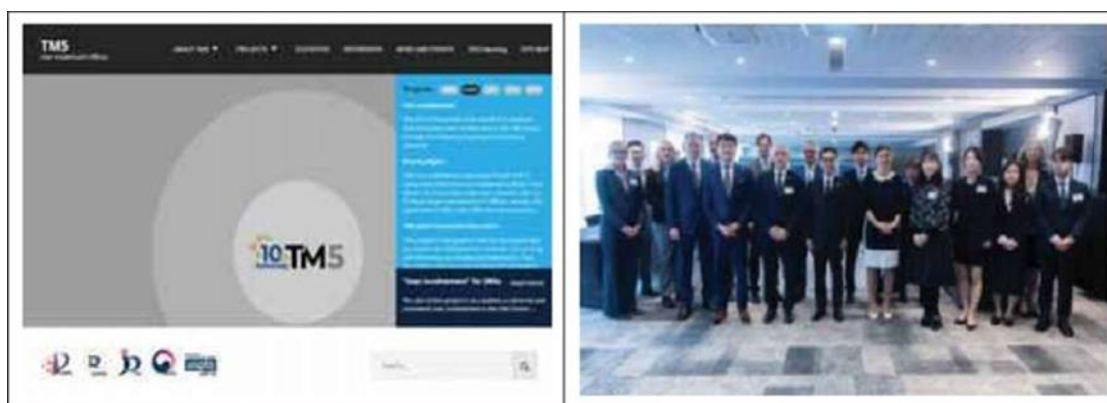
2021 年もパンデミックが続いているため、議長国である中国はビデオで年次会議を実施した。これまでプロジェクトの遂行者としてのみ参加していた中国は、今回の会議を機に2つの新規プロジェクトを提案し、加盟国の承認を受け、より積極的に参加し、協力を強化した。

2022 年は、TM5 の 10 周年を迎える年であり、EUIPO が議長国を務め、3 年ぶりに対面会議が行われた。会議では、AI、ブロックチェーンなど新技術の発展に伴い変化する商標制度に関し、TM5 の役割について議論した。特に、韓国は「商標侵害の認識向上」及び「TM5 ウェブサイト管理」事業の推進経過を発表し、2023 年の TM5 の議長国としての会議開催計画を発表し、各国から大きな反響を得ることで、知的財産の先進庁としての地位を再確認した。

### C. 今後の推進計画

2023 年は韓国が議長国を務め、TM5 会議を開催する予定だ。特許庁は 5 月の中間会議を始め、6 月の実務会議を経て 10 月の年次会議まで計 3 回の会議を開催する予定である。会議では、人工知能のような技術発展、電子商取引の拡大など取引環境の変化のような商標環境の変化に対応するための商標制度の方向性を議論する予定である。このため、進行中の 16 の協力課題を点検し、TM5 発足 11 周年を迎えて共同宣言文を発表することで、商標分野の国際規範先導国として韓国特許庁の地位を高めることができると期待される。

図IV-3-2 TM5 ウェブサイト及び 2021 年年次会議



表IV-3-1 TM5 の主な協力事業

	課題名	内容
韓国	商標権侵害の認知度の向上	各国の商標権侵害事例を収集・発表
	TM5 ウェブサイト	TM5公式ウェブサイト構築・運営
日本	ユーザー参加	ユーザーと商標問題のコミュニケーション
	悪意ある商標出願	悪意のある商標出願に関する事例研究及びセミナーの開催
	商標審査へのIT支援	商標検索システムなどITの支援情報を共有
欧州	共通統計指標	5カ国商標出願・審査・登録関連統計収集
	TM-VIEW	国際商標出願・登録情報検索システム構築・運営
	ユーザー参加	海外出願する中小企業のための出願ガイドの提供
	人材交流	各庁間の人材交流案を議論
米国	TM5 広報	TM5 活動をユーザーに広報
	共通認定商品の一覧	加盟国が共同で認める商品名リストの構築
	共通状態の指標	商標出願の法的処理状況の共通表示指標の策定
	非典型商標	非典型商標の各国の法制度、審査実務基準の比較
中国	詐欺的な広告	特許庁を詐称するなどの詐欺性広告事例の収集及び根絶方策の策定
	商標異議及び審判手続	異議申立法制度と実務、商標審判手続と運営方式の比較
	商標出願書の管理	紙・電子出願を含む出願書の管理方法と経験の共有

### 3. 意匠先進 5 庁 (ID5) 協力体制

商標意匠審査局 意匠審査政策課 行政事務官 **ク・ジョンミン**

特許分野の IP5、商標分野の TM5 に続き、意匠分野の先進 5 カ国協力体制 (CNIPA, EUIPO, JPO, KIPO, USPTO<sup>10)</sup>) である ID5 が、2015 年に新たに構成された。当初、商標分野先進 5 カ国協力体である TM5 会議の詳細分科会として意匠セッションが運営されてきたが、意匠保護の重要性が次第に高まる中、5 カ国と

も意匠に関する個別の議論の場が必要であることに共感し、2015 年に ID5 を発足させた。米国で開かれた ID5 創立会議では、ID5 の未来に関する共同ビジョンを盛り込んだ合意文が発表され、合計 13 の共同協力課題が提案され、このうち 12 個の協力課題が 2016 年に承認され、国別に課題

10) CNIPA: 中国国家知的財産権局、EUIPO: 欧州知的財産庁、JPO: 日本特許庁、KIPO: 韓国特許庁、USPTO: 米国特許庁

を分担して推進し、現在に至っている。協力課題は、大きな枠組みとして、審査実務と統計情報公開、意匠保護のための各国の手続き比較、審査政策及び審査の一貫性向上、新しい分野の意匠保護など 5 つの領域に分けることができ、2020 年までに合計 17 のプロジェクトが完了または進行中であるが、課題の特性上、国別統計情報収集、ID5 ウェブサイトの運営など、一部の課題は毎年定期的に更新しながら運営を継続している。2018 年にソウルで開催された会議では、12 課題のうち 5 課題が成功裏に終了し、新たに 6 課題の推進が承認された。特に、この会議では、第 4 次産業革命をリードする VR、AR、3D プリンターなど新しい技術に関連する意匠保護の重要性が日増しに高まっている状況で、これらの分野の意匠に関する各国の協力を強化する「ID5 共同宣言文」の合意を導き出した。これに伴い、我が庁は ID5 ホームページ ([www.id-five.org](http://www.id-five.org)) の制作と運営を担当し、完了したか、または進行中の課題の結果を公開し、知的財産権のニュースを伝えるなど、ユーザーと ID5 をつ

なぐ求心的役割を担ってきた。ビデオ会議で開催された 2021 年の年次会議で、我が庁は、米国と一緒に「意匠公開延期制度比較研究」を主導する計画を発表し(下表参照)、5 つの特許庁は新型コロナ後のニューノーマル時代に備えるための協力ビジョンを盛り込んだ共同宣言文を発表した。2022 年度中間年次総会は、EUIPO の主導で対面と非対面の混合方式で開催された。2022 年度年次会議では、公開延期制度、インターネット証拠活用、意匠侵害への損害賠償制度、意匠保護期間など 4 つのテーマに対する比較研究の完了を承認し、中小企業教育コンテンツ開発、意匠新規性審査の比較、登録意匠の表示制度比較、メタバース上の意匠保護など 4 つの新規課題の導入に合意した。特に「メタバース上の意匠保護」は、韓国特許庁が主導する課題として、まだ国際的に確立されていない仮想意匠保護について、先進 5 官庁が意見を共有するきっかけとなることが期待される。2023 年度会議は韓国特許庁が議長国を務め、それぞれ濟州島と松島で開催される予定である。

図IV-3-3 2022 年 ID5 年次総会(ビデオ開催)



表IV-3-2 ID5 の主要協力事業

	課題名	内容
韓国	ID5 ウェブサイト構築・運営	- ID5 意匠制度及び協力事項をオンラインで提供
	産業意匠侵害の損害賠償制度の研究	- 加盟国別損害賠償制度の比較(2022年完了)
	意匠公開延期制度の比較	- 加盟国別公開延期制度の現況比較(2022年完了)
中国	図面要件に対するユーザーマニュアルの開発	- 加盟国間の図面要件を比較して総論及び特有制度図面の作成
	優先権書類の電子的交換	- 各国0 <sup>3</sup> 実行点検及び制度運用状況の共有
日本	ID5 意匠統計	- 毎年共通の統計指標を更新
	新規性審査でのインターネット証明の活用	- インターネット証拠引用に関する各国の実務判例比較(2022年完了)
	意匠実務推奨案	- 017草案に基づく実務勧告案を作成した後、既存の課題の成果物を実務勧告案の形で発展
欧州	協力・コミュニケーションの活性化	- ID5 ウェブサイトを中心としたオンラインプロモーション
	新技術の交換	- 各国における被検索、ブロックチェーンなど新技術の導入状況
米国	ID5 : 5年間のレビュー	- 過去5年間の意匠法制度の変化に関するアンケート及び既存課題の更新を実施
	意匠権の保護期間及び更新	- 存続期間、更新方法など各国の比較及び産業別有効権現況データの共有(2022年完了)

## 第3節 二国間及び多国間協力の積極的推進

### 1. 主要国との特許審査協力など二国間協力強化

産業財産保護協力局 国際協力課 行政事務官 **チェ・ウンリム**  
 工業事務官 **ユン・ジョン**  
 工業事務官 **キム・ユジン**

#### A. 推進背景及び概要

韓国企業の研究者等が海外主要国に出願する国際出願が増加する中、韓国の出願人が特許権、商標権等を海外市場で正当に保護され、事業を遂行するためには、海外での韓国知的財産権の保護基盤を強化する必要がある。これに、特許庁では、中国、米国、日本など我が国企業の進出を支援するためこの活発な主要国と継続的に二国間協議を開催することで、韓国企業が現地で知的財産を創出し、保護されるのに役立つ

よう協議を継続している。

特に、特許審査分野では、特許審査滞留による経済的損失が世界的に重要な問題として浮上しているため、特許庁間の業務協力(ワークシェアリング)が審査滞留の解消のための効果的な解決策として注目されるようになった。



これにより、先進国特許庁を中心に外国特許庁との審査協力を通じて、より迅速でより高い特許審査サービスを提供するための方案が模索されるようになった。

主要国との二国間協力は、相手国の特許庁長と長官会談を開催し、両国間の知的財産権関連の主要懸案事項及び協力事業の推進に合意することになり、これを基に両国特許庁の該当実務部門でフォローアップを行う手順が進められる。長官会談とともに、両庁間の局長級以上の高位級実務会談と課長級以下の実務会議も主要国との二国間協力のための重要なチャンネルとして活用されている。

## B. 推進内容及び成果

2022年の一年間、韓国特許庁は中国、日本、欧州など世界各国の特許・商標所管機関と庁長会談を開催し、人工知能(AI)の発明などの新技術分野の協力及びカーボンニュートラル、持続可能性などのグローバルイシューに関する知的財産協力などの合意を導き出した。特に、新型コロナウイルスの状況が徐々に緩和されるにつれて、直接対面で開催された庁長会談の回数が増加した。

中国とは、特許、商標、意匠、情報化、審判、人材育成、知財権保護など計7つの分野で実務会議を定例化して協力しており、第28回韓中庁長官会議(2022年11月)をテレビ会議で開催した。この度の会議で、両庁は各分野における知的財産権協力の成果を点検し、2021年に締結した韓・中の深化協力MOUに加え、2022年が韓・中知的財産権協力の更なる深化を韓・中修交30周年となる

今年、今後も分野別の協力を継続的に推進することに合意した。また、両庁間のコミュニケーションに重要な役割を果たしてきたが、新型コロナの影響で一時的に中断された韓中連絡官の相互派遣の再開を積極的に議論した。これにより、両国特許庁間の協力が新型コロナ以前の水準を回復し、さらに活発化することが期待される。

韓・中・日協力に関しては、第22回韓・中・日長官会議と第10回韓・中・日ユーザーシンポジウムがビデオ会議で開催された。長官会議では、商標、意匠、審判、人材育成、学会など韓中日3カ国が共同で実施した専門家会議及びフォーラムシンポジウムの成果を確認し、緑色転換技術区分表(GXTI)に関して引き続き協力することに合意した。日中韓ユーザーシンポジウムは「カーボンニュートラル実現のための知的財産システムの貢献」をテーマに開催され、3カ国の知的財産権ユーザー(企業家、知財権専門家など)がカーボンニュートラルというグローバルイシューについて交流することができ、今後も3カ国間の知的財産協力の裾野を広げ、3カ国ユーザーの便益増進という効果をもたらすことが期待される。

欧州特許庁(EPO)とは、韓-EPO2022-2023業務計画に基づき、専門家会議を開催し、特許制度と情報化分野で具体的かつ実務的な議論を行った。両者は、AIを活用した特許自動分類及び自動検索システムの開発状況とブロックチェーン技術の活用状況を共有するなど、新技術分野について活発な議論を行った。また、我が庁は、AI発明に対する明細書の記載要件に関するEPO



との共同研究を提案して、新技術分野での協力を続けていく予定だ。

欧州商標庁とは、「韓-EUIPO 庁長会談(2022年7月)」を開催し、最新の制度改善状況を共有し、専門家派遣(SNE)のような人材交流を通じて緊密な協力関係を維持することはもちろん、TM5/ID5 内での協力も強化していくことに合意した。また、新型コロナの状況下で発足した情報化専門家会議を初めて対面で開催(2022年12月)し、AIを活用した商標・意匠画像検索システムの開発状況などを共有し、審査効率向上のための新技術の適用について積極的に協力していくことで合意した。

特許審査ハイウェイ(PPH)プログラムに関する韓・仏長官会談(2022年7月)を開催し、フランス PPH 協力 MOU を新規に締結することで、韓国企業が PPH プログラムを利用してフランスで迅速に特許を取得することができるようになった。2022年現在、韓国特許庁は37の特許庁と PPH プログラムを実施しており、韓国企業は PPH プログラムを通じ、韓国特許庁の審査結果を利用して海外で特許登録をより迅速に受け取ることができる。

## 2. 新南方など新興市場との戦略的協力の強化

産業財産保護協力局 国際協力課 技術書記官 **ファン・サンドン**  
工業事務官 **カム・ユリム**  
工業事務官 **キム・ユジン**

### A. 推進背景及び概要

経済成長の動力としての知的財産に

そして、韓・英庁長会談(2022年7月)を開催し、英国と知的財産の包括的協力 MOU を締結した。これにより、両庁は知財権の保護・執行、審査、教育など様々な分野で緊密な協力関係を形成するための足がかりを築いた。また、ドイツ特許庁と実務会議(2022年12月ミュンヘン)を開催し、特許審査協力、情報化協力などについて議論するなど、欧州の個別国との協力を拡大し、国際協力の多様化を推進した。

### C. 評価及び発展方向

韓国企業の活動舞台が全世界に拡大するにつれ、知的財産分野でも国際協力の重要性が増大している。これに伴い、特許庁は韓国国民に実質的に役立つ国際協力の推進を目標に、韓国企業の海外知的財産権の獲得及び保護のための多角的な協力事業を展開している。主要拠点国との二国間協議を通じて知的財産権協力基盤を持続的に拡大し、特許共同審査、特許審査ハイウェイ、特許認定協力対象国の拡大を通じて、韓国企業が海外でより迅速かつ効率的に知的財産権を獲得できるよう支援した。今後も特許審査協力など、両国間の協力は引き続き拡大される見通しである。

対する認識が拡大され、韓国企業が経済成長動力としての知的財産権を獲得しようとする国も多様化している。これに

より、特許庁は、韓国企業の進出が拡大している主要途上国及び次世代有望経済圏の諸国を中心に知的財産行政の韓流を発信し、知的財産権外交の外延を拡大するための努力を続けている。

## B. 推進内容及び成果

2022年の一年間、韓国特許庁は、中国、日本、欧州などの主要パートナーとの二国間協力を持続的に推進すると同時に、アジア地域をはじめ、中東、中南米地域への知的財産権協力の外延を拡大するために努力した。

アジア地域は韓国と地理的に近く、韓国企業の進出と投資が活発に行われてきた。その中で、ASEANは韓国の第2位の貿易対象であり、最近、グローバルバリューチェーンの再編により、その重要性がさらに浮き彫りになっている。2018年3月、第1回「韓・ASEAN 特許庁長官会談」が開催され、2019年の会談は韓国特許庁が主催し、ソウルで開催された。その後、パンデミックで対面会議が困難な状況下でも、非対面方式の特許庁長会議を着実に開催し、ASEANとの交流・協力を継続することができた。2022年にソウルで開催された第5回韓・ASEAN 特許庁長会議では、持続可能な開発目標(SDGs)実現のためのIP基盤の中核的な生態系を構築することにおいて協力しようという内容の共同宣言文を採択、発表した。また、韓・フィリピン深化協力MOU及び韓・ブルネイ包括協力MOUを締結した。

そして、韓・モンゴル国交樹立30周年を記念して、2020年から議論されてきた韓・モンゴル包括協力MOUを2022年7月に締結し、知的財産全分野に渡る両

庁間の実質的な協力関係を構築するための足がかりを作った。

中東地域では、韓国の特許行政サービスが活発に広がっている。2014年から行われてきたアラブ首長国連邦(UAE)特許審査代行事業は着実に継続しており、2021年にも同事業のために4人の審査官がUAE経済省に派遣されて勤務している。また、2016年2月に締結した特許行政情報システム開発事業のフォローアップとして、2021年に第2次情報システムのメンテナンス事業のための契約が締結された。

UAEとの成功的な知的財産協力を基盤に始まったサウジアラビアとの知的財産分野の協力も、その範囲が持続的に拡大された。2019年6月に首脳臨席MOUをはじめとする3回の両機関長会談を通じて、韓国特許庁とサウジアラビア知的財産庁(SAIP)は、サウジアラビアの知的財産に関する生態系づくりのための600万ドル規模の協力事業契約を締結した。これを基に2019年8月に11人の韓国知財権専門家をサウジアラビアのリヤドに派遣した後、2021年2月と3月に3人の特許庁職員と民間の知的財産専門家を追加派遣した。派遣された韓国の知財権専門家は、サウジアラビアの国家IP戦略策定、ITコンサルティング、審査官の能力教育などを含む知財権全分野にわたる協力事業を進めている。また、2022年1月には、知的財産生態系構築、国家知的財産戦略履行、特許審査等の協力事業を主な内容とする「強化された戦略的パートナー協力」を締結し、協力関係を強化している。

中南米地域では、チリと知的財産包括協力 MOU を締結することで、MOU に含まれる協力分野別課題の発掘など、韓・チリ両庁間の関係増進を図った。

### C. 評価及び発展方向

2022 年は第 5 回韓・アセアン首長会議のソウル開催、韓国知財権専門家のサウジアラビア派遣及び協力事業契約締結などを通じて、韓国型行政の韓流ブームを新興市場に積極的に引き起こ

した年として記憶されうるだろう。特に、これまで協力基盤の構築のために努力してきた ASEAN との協力体制を強固に構築したことに大きな意味を持たせることができるだろう。

また、韓国企業の進出が活発で、K-ブランドの人気のますます広がるアジア地域での審査協力の拡大はもちろん、「人材育成」分野までその協力の領域を拡大したと評価できる。

## 3. 知財分野における国際機関の懸案事項への能動的対応

産業財産保護協力局 産業財産権通商協力チーム 行政事務官 **ホ・ウォンソク**

### A. WIPO(世界知的財産機構)

#### 1) 第 63 回 WIPO 総会

2022 年 7 月 14 日、7 月 22 日にスイス・ジュネーブで開かれた第 63 回 WIPO 総会で、李仁實特許庁長は代表演説を通じ、新型コロナと経済危機克服のための革新の重要性、そして革新の原動力である知的財産システムを持続的に改善する必要性を力説し、△画像意匠保護法の改正など知財権をめぐる環境変化(デジタル転換など)に対応するための韓国の努力を紹介し、△PCT 国際出願で世界 4 位、イカゲームのような韓国コンテンツの全世界的人气、グローバル革新指数で世界 5 位など、韓国の革新成果を共有した。

第 63 回総会では、「ウクライナの革新・創意分野及び知財権システム支援に関する提案」が加盟国の 2 回にわたる投票により採択され、意匠法条約(DLE)、また、知的財産・遺伝資源および遺伝資

源に関連する伝統的知識に関する国際的な法律ツール(インストゥルメント)に関する議論をまとめるための外交会議を 2024 年に開催することを決定した。

第 63 回総会期間中、李仁實特許庁長官は、ダレン・タン事務総長と会談を行い、両機関間の協力強化方案を議論した。李特許庁長官は、知的財産権を活用して開発途上国から先進国に発展した大韓民国の経験を、WIPO を通じて国際社会と共有する法案をタン事務総長と協議した。タン事務総長は開発途上国の知財に関する認識の向上と力量強化などのために 2022 年までに約 172 億ウォンを拠出した韓国信託基金に対する感謝を表明した。

そして、李特許長官はタン事務総長に韓国を訪問し、優秀な革新技術系(2022年 WIPO グローバルイノベーション指数世界6位、ジア地域1位)を直接体験することを提案し、タン事務総長は2023年の訪韓を約束した。

一方、第63回総会で、韓国特許庁は最新の事例及び学習体系などを反映した新しい改訂版であるIP パノラマ(24言語で普及されている大韓民国代表国際知的財産教育コンテンツ)2.0の広報及び韓国の優秀発明教育用教材の展示を通じた体験型発明教育広報館を運営した結果、10カ国以上の特許庁長官、公館関係者、各国代表団など約350人が訪問し、IP パノラマ 2.0 に対する翻訳版の提供及び教育課程の運営など、同コンテンツの活用協力に対する関心を表明した。

図IV-3-4 WIPO 総会の代表演説



図IV-3-5 特許庁長・事務総長二国間会談



図IV-3-6 IP パノラマ 2.0 広報ブースの



公式行事

## 2) 無形資産金融編 WIPO 高官級政策対話

2022年10月31日から11月1日に開催された「無形資産金融 WIPO 高官級政策対話」に李仁實特許庁長はオンラインを通じて参加し、△知的財産金融活性化のための大韓民国の様々な政策及び導入背景、△このような政策が革新企業の資金難解消にどのように役立ったか、△知的財産金融活性化のための今後の政策方向について紹介し、同政策対話の参加者たちから多くの支持と共感を得た。一方、同政策対話には、オン・オフラインを通じて1,000人が参加し、その価値が高まっている知的財産を金融面で活用する方案について、世界中の利害関係者が高い関心を示した。

図IV-3-7 無形資産金融 WIPO 高官級政策対話



### 3) WIPO 知的財産と先端技術政策対話

大韓民国特許庁は、2022年4月5日、テレビ会議で開催した「第5回WIPO先端技術と知的財産政策対話」に参加した。同政策対話でキム・ヨンレ前特許庁長は、デジタル社会に急激に移行している過程で既存の知的財産制度では保護が難しい場合が発生する可能性があるため、これに対する対応が必要であることを明らかにし、また、特許に対する迅速かつ正確な審査及びグローバル知的財産システムの調和要求に応えるための特許行政の革新方案を提示し、大韓民国特許庁の人工知能活用経験及びノウハウを全世界と共有した。

### 4) グローバル革新指数(GII)

世界知的財産機構、欧州経営大学院などが132カ国を対象に、7つの分野(制度、人材育成及び研究、インフラ、市場の高度化、企業の高度化、知識・技術産出、創造的産出)、81個の詳細指標に基づき革新力量を評価し、グローバル革新指数(Global Innovation Index)を算出した結果、韓国は2022年6位でアジア地域では最も高い順位を獲得した。

上位10カ国にはスイス、米国、スウェーデン、英国、オランダ、大韓民国、シンガポール、ドイツ、中国、日本が含まれ、韓国は81個の詳細指標のうち、人口数に対する研究者の数、政府オンラインサービスなど7つの分野で世界1位を占め、そのうちGDP対比特許出願件数、GDP対比意匠出願件数など知的財産関連指標は3つに達した。

### 5) 特許法常設委員会(SCP)

WIPOは、特許法の世界的な統一化のために1998年から特許法制定委員会(SCP)を通じて、特許出願人の利便性向上、コスト削減などを図るために2000年に特許手続を統一した特許法条約(PLT)を妥結した後、実質的な特許要件を統一するための特許実体法条約(SPLT)についての議論を進めている。

2022年9月に開催された第34回SCP会議(ハイブリッド会議)では、国際特許システム報告書(各国の制度現況)、特許権の例外及び制限、特許の品質(異議及び取消申請制度を含む)、特許と公衆衛生、依頼者と代理人間のコミュニケーションに関する秘密保持、技術移転などの議題に対する議論が続き、韓国特許庁は人工知能による発明及び迅速審査制度について紹介した。

### 6) 商標法常設委員会(SCT)

各国の商標出願及び登録手続の簡素化と統一化のための商標法条約をWIPO主管で作成した後、WIPO加盟国は1998年3月、特定のテーマの個別的な議論のために商標、意匠及び地理的表示の法律に関する常設委員会(SCT)を設置し、関連事項を継続的に議論している。

2022年11月に開催された第45回SCT会議(ハイブリッド会議)では、まず商標関連の国家名称に関するジャマイカ勧告の修正及びドメイン名における国名等の保護策を次回会議で継続することを議論した。



意匠関連、GUI(画像意匠)保護のための勧告案に関し、大多数の加盟国が現在の文案に賛成し、2022年の総会決定に基づき2024年開催予定の意匠法条約外交会議に関連し、2023年10月の特別セッション及び外交会議準備委員会の開催に合意した。

## 7) 遺伝資源・伝統知識・民俗伝承物保護に関する政府間委員会(IGC)

WIPOは、遺伝資源及び伝統知識の保護問題を議論するため、2001年4月に「遺伝資源・伝統知識・民間伝承物保護に関する政府間委員会(IGC)」を構成した。

2019年に行われた第39回(2019年3月)第40回(2019年6月)会議では、①伝統知識及び伝統文化表現物の保護を中心に議論が行われ、②保護範囲、及び③制限及び例外を中心に伝統知識及び伝統文化表現物提供国と利用国との間で活発な協議が行われたが、合意に至らず、2019年WIPO総会(2019年10月)でIGC mandate更新及び会議日程に合意したため、関連議論は2020年及び2021年会期で継続される予定であったが、新型コロナにより2020年度には同会議は開催されなかった。

2021年8月に開催された第41回会議では、新型コロナにより先住民と地域コミュニティの参加が制限され余暇が制限されている状況を考慮し、実質的な内容についての議論は行われず、2022年23年運営計画についての議論のみ行われた結果、2022年4回(遺伝資源保護2回、伝統知識・伝統文化表現物2回)、2023年2回(伝統知識・伝統文化表現物2回)のIGC会議が行われると

いうことで合意された。

第42回(2022年2月)第43回IGC会議(2022年5月)は遺伝資源保護関連であり、統合文案に基づいて議論を進めるか、議長文案に基づいて議論を進めるかについて、遺伝資源提供国と利用国間の立場が対立した。そして2022年7月総会では、知的財産・遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識に関する国際的な法的手段の議論をまとめるための外交会議を2024年に開催することを決定した。

一方、伝統知識・民間伝承物の保護に関する第44回(2022年9月)、第45回(2022年12月)では、定義規定、保護要件、受益者、保護範囲、保護期間について加盟国間の議論が行われた。

## 8) 開発アジェンダ

WIPOは、開発分野の活動を拡大するために2004年に開発アジェンダを策定した。WIPO加盟国は、開発アジェンダの議論を発展させるため、2005年に臨時委員会(暫定委員会)を創設し、2006年から2007年まで計4回の会議を開催した。2007年9月の総会でWIPO公式活動領域に開発途上国支援を主な内容とする開発アジェンダ関連の6つのクラスター(A~F)<sup>11)</sup>、45の勧告を採択し、具体的な履行方法を議論するために2008年開発委員会(CDIP)を発足させた。

2022年10月に開催された第29回CDIP会議(ハイブリット会議)では、開発アジェンダの履行に関連する一部の 이슈で加盟国間の意見の相違があったが、ほとんどの議題で実質的な議論が行われた。具体的には、「今後のウェブ



ナーに関する議論」議題において、先進国と途上国のウェビナーのテーマ範囲に関する意見の相違により、今後の議論を決定し、開発アジェンダ勧告の履行戦略に関する先進国・途上国間の見解の相違があったが、合意に達し、一部の履行戦略を採択した。

## B. APEC 知的財産権専門家会議 (IPEG)

1996年に発足したAPEC知的財産権専門家会議(IPEG)は、APEC貿易投資委員会(CTI)傘下の非拘束的会議体として、知的財産権関連協力構想(Initiative)の採択及び事業の遂行を通じて、域内加盟国の知的財産権の発展と相互協力を追求している。

IPEGは、基本的にAPEC域内の知的財産権発展のための協力関係を追求するが、デリケートな問題については、国益により立場が対立する様相を示している。2012年第34回会議で米国が提案した「地理的表示制度:原則と勧告」、2012年第35回会議で日本、韓国、米国、メキシコが共同で提案した「知的財産権関連国製造業協定の加入拡大」協力構想などが利害関係国の反対で採択されなかったのが実例である。

したがって、非拘束的協議会であるAPEC会議の特性を踏まえ、APECを加

盟国間の知的財産権政策の情報交換の窓口として活用する一方、韓国の実質的な影響力確保が可能なアジェンダ及び事業を発掘、提案することにより、継続的な協力を強化する必要があると判断される。これに伴い、韓国は第36回会議(2013年1月)において、先進国・途上国間の開発格差を減らし、APEC次元の適正技術開発事業モデルの発掘及び普及を目指し、「持続可能な成長のためのIP基盤の知識シェア議題」を提案して、ベトナム、メキシコ、チリ、パプアニューギニアが共同後援国になって最終的に採択された。

2014年APECは、「未来志向的なアジア太平洋地域のパートナーシップの構築」をその基調として設定し、加盟国の協力を要請した。これに対し、我が国特許庁は、2014年2月の第38回IPEG会議で、2014年APECの基調と関連し、会員国間の実質的な協力を引き出すことができる議題として「中小企業の革新及び知的財産権活用促進のための協力構想」を提案し、本協力構想は満場一致で承認された。

2015年、韓国は同協力構想の履行の一環として「中小企業革新のためのIPビジネスマニュアル」開発事業を提案し、APEC基金10万ドルを承認された。

---

11) Cluster A(技術的支援及び能力向上)、B(規範形成、柔軟性及び公共政策と公共の領域)、C(技術移転、情報通信技術及び知識アクセス)、D(分析、評価、影響研究)、E(機構運営)、F(TRIPs 第7条遵守)

2016年に事業を進め、第44回会議(2017年2月)で加盟国に発表した。「IPビジネスマニュアル」は、各国の中小企業を対象にIP創出活用促進支援政策を深く調査し、優秀事例を発掘してIP支援政策総合ガイドブックを製作する事業で、先行技術調査、特許経営専門家派遣などIP創出関連6事業、優秀発明試作品製作、特許技術評価支援などIP活用関連12事業で構成されている。それぞれ異なる状況にあるAPEC加盟国が自国に適した政策を選択できるように、簡単な政策から難易度の高い政策まで段階的に整理し、加盟国の政策担当者がマニュアルを見て当該事業を直ちに実行できるように、中小企業、政府及び関連機関の役割を具体的に提供した。

2018年にAPEC IPビジネスワークショップを開催し、ベトナムを対象にAAPECと共同開発したIPビジネスガイドブックを紹介し、2019年に特許庁のCSP、CS&Eなど迅速かつ強力な特許確保のための制度を紹介した。2020年には、域内で盛んに行われている韓流便乗企業の営業形態と販売製品の事例を紹介し、根絶方策を模索し、新型コロナ治療薬などに関連する技術動向、特許分析などを英語で提供する「新型コロナ特許情報ナビゲーション」のような韓国特許庁の新型コロナ対応を紹介した。

2021年2月、特許庁事務官がIPEGの議長に選出され、第52回IPEGから議題の方向性をより韓国に役立つ方向に進めたが、具体的には、第53回会議から韓国弁理士会を参加させることで、我が国の海外知的財産権侵害事例を紹介し、その問題点を提起し、APEC地域内許可特許連携制度の研究、IP金融制

度の研究のための課題をそれぞれ提案し、いずれもAPEC事務局の承認を得た。

2022年、特許庁は上記二つの課題(許可特許連携制度、IP金融制度)に関して、APEC高位管理会議(SOM3)の期間を機に、タイのチェンマイで関連国際カンファレンスを開催し、21加盟国内の関連制度を検討し、専門家の意見を集約した。

このように、我が国特許庁は、知的財産権専門家会議(IPEG)で加盟国間の持続的な協力を引き出すことができる議題を提案し、会議を主導することで、知的財産権リーディンググループとしての役割に最善を尽くしている。今後も特許庁は、知財権に関する韓国の国格を高めるために絶え間なく努力していく。

### C. WTO TRIPs 理事会及び閣僚会議

世界貿易機関(WTO)創設以来、貿易の円滑化のためのフォローアップ交渉は継続的に展開されてきた。2001年11月にカタールのドーハで開催された第4回閣僚会議を通じて発足した世界貿易機関(WTO)ドーハ開発アジェンダ(DDA)交渉は、WTOの発足以来初の多国間貿易交渉である。「開発」と名付けられたのは、これまでの交渉とは異なり、途上国の開発に重点を置くべきであるという途上国の主張を反映したからである。交渉発足当時の計画は、2005年以前に交渉を一括妥結方式で終了するというものであったが、農産物に対する輸入国と輸出国の対立、工業製品の市場開放に対する先進国と途上国の対立などにより、いまだに交渉が続いている。

WTO協定の付属書の形で含まれる貿易関連知的財産権協定(TRIPs)と関連して、2020年以降に開催されたWTO TRIPs理事会でも、バイオテクノロジー問題、非違反状況提訴など主要事項について加盟国間で明確な意見の相違があり、継続的な協議を行っている。

2022年6月に開催された第12回WTO閣僚会議でWTO TRIPsの強制実施要件の緩和に対する閣僚決定が採択され、新型コロナワクチンの生産と供給に必要な特許について、途上国を対象に5年間、特許権者との事前合意の免

除、国内供給義務の免除、資料保護義務の免除を決定した。

また、第12回WTO閣僚会議では、2022年末までに治療薬や診断機器についてWTO TRIPsの強制実施要件を緩和する決定することとしたが、その後行われたWTO TRIPs理事会で、直ちに強制実施要件を緩和しようとする途上国と、科学的根拠に基づいて強制実施要件の緩和の可否を決定しようとする先進国の立場の相違により、期限までに決定できず、決定期限を2023年6月末まで延期した。

#### 4. 環境変化に伴う知的財産権分野における通商交渉への対応

産業財産保護協力局 産業財産通商協力チーム 技術書記官 **シン・ドンヒョク**

##### A. 推進背景及び概要

自由貿易協定(FTA)は、特定の国家間に排他的な貿易特惠を付与する協定であり、FTAに代表される経済ブロック化は、WTOが主導するグローバル化とともに、今日の世界経済を特徴づけている。

1995年体制の発足を前後して、多国間貿易交渉などを通じて、全体的な関

税水準が低下し、異なる分野に協力領域を拡大しようとする傾向が拡大するにつれて、FTAの適用範囲及び対象範囲が次第に広がりを見せている。最近のFTAは、商品の関税撤廃、サービス及び投資自由化だけでなく、知的財産権分野が別個の章として含まれる場合がほとんどである。

最近では、米中貿易紛争による保護貿易主義の広がり、CPTTP<sup>12)</sup>及び

---

12) CPTTP(包括的・漸進的環太平洋連携協定): 日本、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、メキシコ、ペルー、チリ、シンガポール、ブルネイ、ベトナム、マレーシアなど11カ国が参加するアジア太平洋地域の関税撤廃と経済統合を目指す多国間自由貿易協定。

RCEP<sup>13)</sup>などメガ FTA から最近のインド・太平洋経済フレームワーク (IPEF)<sup>14)</sup> など通商と安全保障を組み合わせた議論まで、国際通商環境が急変している。特許庁は変化した通商環境を反映して、韓国企業が海外で知的財産権を適切に保護されるように様々な努力をしている。

## B. 推進内容及び成果

韓国、中国、日本、オーストラリア、ニュージーランド、ASEAN10 カ国など 15 カ国が参加する RCEP は 2020 年 11 月最終署名、2021 年 12 月 RCEP 批准案の国会通過を経て、2022 年 5 月に発効した。既存の韓-ASEAN FTA よりもさらに強化された知的財産権条項を含む RCEP の発効により、中国、アセアンなど世界人口と GDP の 30% を占める巨大市場で韓流便乗行為や商標盗用被害が減少し、韓国企業の知的財産権が効果的に保護されることが期待される。

また、IPFF は米国の 2021 年 10 月の IPFF 構想発表から 7 ヶ月後の 2022 年 5 月に正式に発足し、現在合計 14 カ国が参加している。貿易、サプライチェーン、クリーン経済、公正経済の 4 つの分野の

協定文について交渉を進めている。

一方、2022 年末現在、韓国は GOC<sup>15)</sup>、エグアドルなどと知的財産権を含む交渉を進めている。2022 年 12 月末まで、韓-GCC FTA は第 6 次会期交渉まで行われ、韓-エクアドル SECA は 8 回目の交渉まで行われた。

特許庁は、既に締結した FTA の活用度を高めるための努力も継続している。EU 側が 2014 年に要請して開始された地理的表示を追加するための作業が終了し、EU 側の 44 件及び韓国側の 41 件の新しい地理的表示を追加する改正が 2022 年 11 月韓-EU FTA 貿易委員会で署名され、2023 年 1 月 1 日付で発効した。

また、海外進出企業及び一般大衆の知的財産権分野に対する理解を高めるため、2016 年から「知的財産権分野 FTA 総合説明会」を開催し、認知度向上及び効率的な知的財産権戦略の策定を支援している。2022 年は 12 月に開催し、FTA 推進現況及び 2022 年に発効した韓-イスラエル FTA の知財権分野の協定書の主な内容等を紹介した。

---

13) RCEP (域内包括的経済パートナー協定) : ASEAN10 カ国、韓国、中国、日本、オーストラリア、ニュージーランドなどアジア/太平洋 15 カ国が参加する経済交流協定

14) IPFF : 韓国、米国、日本、インド、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、タイ、ベトナム、インドネシア、マレーシア、ブルネイ、フィジーなど 14 カ国が参加し、サプライチェーンの再編、デジタル転換、気候変動などの化通商アジェンダに対応する新たな経済通商プラットフォーム

15) GCC (ガルフ協力会議) : ペルシャ湾のバーレーン、サウジアラビア、クウェート、アラブ首長国連邦、アラブ首長国連邦、オマーン、カタールなど 6 つのアラブ産油国が域内協力を強化するために結成した地域協力機構

表IV-3-3 FTA 協定の知的財産権に関する主な内容

区分	主な内容
韓-チリ FTA (04.4.1 発効)	(韓国 GI) 韓国人参、韓国キムチ、ポソン緑茶 (チリ GI) Pisco(ワイン、蒸留酒)、Pajareto(ワイン、蒸留酒)、Vino Asoleado(ワイン)
韓-シンガポール FTA (06.3.2 発効)	韓国特許庁をシンガポール PCT 国際出願に対する ISA/IPEA 指定 韓国特許出願と同一のシンガポール出願の迅速審査処理
韓-EFTA FTA (06.9.1 発効)	2008 年までローマ協約など 3 つの国際条約に加入及び遵守 GI の保護、未公開情報の保護
韓-ASEAN FTA (07.6.1 発効)	知財権保護の強化 知財権分野の情報交換及び協力強化
韓-インド CEPA (10.1.1 発効)	PCT 国際調査及び予備審査、特許手続きの簡素化分野などで協力 糧穀の特許庁間で別途の協力 MOU 締結を推進
韓-EU FTA (11.7.1. 暫定発効, 15.12.13 全体発効)	GI は、付属書*交換方式で保護及び今後追加可能(使用が確立された先行商標は継続保障) *(EU GI) チーズ、ワインなど 162 個、(韓国 GI) ポソン緑茶など 64 個 医薬品分野の特許期間の延長、資料独占は既存の制度を維持
韓-ペルー FTA (11.8.1 発効)	GI は、付属書*交換方式で保護 *(ペルー GI) Pisco Peru など 4 個、(韓国 GI) ポソン緑茶など 82 個 遺伝資源/伝統知識は CBD Text の宣言的内容などで妥結
韓-米 FTA (12.3.15 発効)	登録地縁による特許権の存続期間延長制度を導入 特許公知例外の適用期間を 12 か月に延長 音の商標、匂いの商標の認定及び証明標章制度の導入 商標権侵害に対する法定損害賠償制度の導入 知財権侵害に関連する民事訴訟で裁判所の権限を強化
韓-トルコ FTA (13.5.1 発効)	GI は、付属書*交換方式で保護及び今後追加可能 *(トルコ GI) Hereke, Bunyan(カーペット) (韓国 GI) 高麗紅参、高麗白参 有名商標の保護に関するパリ協約及び TRIPs 義務を順守
韓-オーストラリア FTA (14.12.12 発効)	未登録有名商標の保護 特許の公知例外の適用期間を 12 か月に延長など
韓-カナダ FTA (15.1.1 発効)	(韓国 GI) 高麗紅参、白参、水参、利川米 (カナダ GI) カナダウイスキー、カナダライ麦ウイスキー
韓-中 FTA (15.12.20 発効)	有名商標の保護(中国内の消費者に広く知られた韓国企業の商標は中国商標庁に登録の有無 に関係なく有名商標として保護) 実用新案権紛争時に裁判所に根拠資料(評価報告書)提出を規定 知財権チャプターの履行・協力などを論議するための知財権委員会を構成
韓-オランダ FTA (15.12.20 発効)	未登録の有名商標の保護、団体標章の保護(特許条項は含まず)
韓-ベトナム FTA (15.12.20 発効)	有名商標の保護を強化 特許の公知の例外要件を緩和及び優先審査制度の導入の努力を明示
韓-コロンビア FTA (16.7.15 発効)	音の商標、匂いの商標の保護 有名商標の保護を強化
韓-中米 FTA (19.10.1 部分発効, 21.3.1 全体発効))	未登録の有名商標の保護、特許の優先審査の提供、公知例外期間 12 か月、未登録製品の形 状保護など TRIPs 以上の保護水準を確保 知財権チャプターの履行・協力などを論議するための知財権委員会を構成

区分	主な内容
韓-英 FTA (2021.1.1. 発効)	<p>※ Brexit に備え、知財権保護連続性確保のために、韓 EU-FTA を基に最小部分だけを修正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 韓-EU FTA の保護水準で英国内の韓国企業の知的財産権を保護</li> <li>● 地理的表示「アイリッシュウイスキー」保護手続き明示、未登録機能意匠の自由実施の保証</li> </ul>
RCEP (2022.2.1. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 悪意ある商標出願の防止、商標出願・登録電子システム及び商標国際分類の導入</li> <li>● 原産地誤認・混同行為の禁止</li> <li>● 特許出願 18 ヶ月後に特許公開、国際特許分類システム (IPC) 導入</li> <li>● 部分意匠導入根拠の整備と意匠国際分類の導入</li> </ul>
韓-イスラエル FTA (2022.12.1. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 商標出願時の意見提出の機会の保障、未登録有名商標の保護 (同一類似群、混同誘発)</li> <li>● 特許公示例外 12 ヶ月、優先審査 (自己実施など明示)、優先権証明書の提出手続きの簡素化</li> <li>● 意匠の 15 年保護、審査手続きの簡素化</li> </ul>
韓-カンボジア FTA (2022.12.1. 発効)	(知的財産権の章なし)
韓-インドネシア FTA (2023.1.1 発効)	(知的財産権の章なし)
韓-フィリピン FTA (2021.10.26. 署名)	(知的財産権の章なし)

## C. 評価及び発展方向

特許庁は、2022 年の GCC、エクアドルなどと FTA 交渉を進め、海外主要市場で韓国企業の知的財産権を効果的に保護できる制度的基盤を構築してきた。

韓国は、米国が主導するインド・太平洋経済フレームワークの (IPEF) の協定文の交渉に参加している。したがって、特許庁もインド・太平洋経済フレームワ

ーク (IPEF) で知的財産権に関連したデジタル経済分野及びサプライチェーン分野の論議が韓国の知的財産権政策と整合性を保つよう積極的に参加する計画である。

特許庁は今後も新興市場 FTA 履行を誘導し、韓国企業に有利なグローバル知的財産権環境を作るために持続的に努力していく。

## 5. WIPO 及び海外知的財産権教育機関との協力強化

国際知的財産研究院 国際教育課 行政事務官 **シン・ジョンウク**

### A. 推進背景及び概要

国際知的財産研究院は、知的財産専門人材の養成を目的に 1987 年に設立された研修機関であり、外国人対象の国

際教育を強化するため、2012 年に国際教育課を設置した。

当研修院は 2006 年に世界知的財産機構 (WIPO) 公式パートナー教育機関に



指定され、WIPO と共同で教育課程を開設し、海外の専門家、学生、一般人を対象に国際教育課程を運営するなど、海外でも知的財産分野の先導的な教育機関としての地位を固めていた。

また、最近、イカゲーム、パラサイト、BST など、韓国の文化産業が世界的に大成功を収め、韓国の国家的影響力が増大し、知識基盤社会の到来で知財権が国の革新成長に大きな影響を与えることが知られるようになり、韓国の先進的な知財権制度を学ぼうとする外国人の需要も大きく増加している。

このため、当研修院は知財教育を通じ国際社会に貢献し、韓流企業が友好的なグローバル知財権環境で活動できるよう、国際機関及び各国の知財権教育機関との協力を強化している。

具体的には、WIPO の教育機関である WIPO アカデミーと協力し、毎年、特許、商標、意匠、サマースクールなどを開催し、各国の公務員、専門家、大学生などに韓国の知的財産制度を紹介し、タイムリーなテーマでワークショップを開催し、大きな反響を得ている。

他にも韓国国際協力団(KOICA)のグローバル研修プログラムを通じて、途上国の公務員などを対象に知的財産教育を提供し、韓国の国家イメージ向上と知的財産認識の向上に努めている。

グローバル知的財産権環境づくりのための関係機関との協力事業の一つとして、関税庁関税人材開発院と 2022 年 3 月に業務協約を締結し、当研修院初の外国税関職員を対象とした知財権教育課程を新設した。これにより、両機関

主管の国際教育課程に相互教育科目編成及び講師派遣が行われた。

また、海外進出をしている、または予定している国内中小企業を対象にした知財権教育を実施するため、雇用労働部主管の人材養成事業に需要を提出し、2023 年から雇用保険基金の支援を受け、輸出中小企業を対象にした知財権教育及び人材養成事業を実施する予定である。これにより、韓国企業の知財力量強化と海外模倣製品から受ける企業の被害を最小限に抑えることが期待される。

このほか、中国企業を対象とした知財権教育や WHO グローバル人材養成事業に関する知財権教育を実施するなど、コロナ期間にもかかわらず、オン/オフ教育を実施し、世界各国の人材に知的財産の重要性を認識させている。

それだけでなく、毎年世界各国の要請とその需要を反映し、満足度の高いオーダーメイド教育を提供している。

## B. 推進内容及び成果

2022 年、国際知的財産研修院は合計 9 つの外国人向け教育コースを運営し、70 カ国以上から 383 人を教育し、1987 年の研修院開院以来、合計 4,825 人の外国人研修生を輩出した。

2022 年の場合、オンライン・オフライン教育を並行して受講生のための効率的な講義となり、多くの反響を得た。

WIPO と協力して実施された教育を見ると、特許・商標・意匠審査実務過程を通じて、開発途上国の特許・商標・意匠審査官及び関連公務員を対象に関連法、審査基準及び制度などを教育し、受講生及び当該国の知財力量向上に貢献し、海外知財分野の知韓派人材の輩出を通じて、韓国企業の海外知財権取得支援及び今後の知財分野の国際協力のための礎を築いた。サマースクールは、全世界の大学生及び社会初心者のためのグローバル知財人材養成プログラムで、人工知能(AI)関連特許審査制度、審査事例、行政システム適用事例など、韓国特許庁の経験を伝播し、IP 分野及び WIPO 内での韓国の地位強化に貢献した。2021 年に開催した AI&IP ワークショップは、AI 技術と IP が融合した内容で構成され、WIPO との協力では初めて開設されたコースで、世界各国から人工知能に関心のある特許審査官、弁護士、研究者、教授及び政策立案者など約 170 人が参加した。特に、本ワークショップでは、人工知能という技術が特許審査及び知財制度に与える影響及び関連イシューについて学習・討論し、参加者から大きな反響を得たことから、今後、WIPO の専門家課程に拡大運営される予定であり、韓国特許庁は、教育カリキュラム設計及び講師陣選定などに主導的に参加する計画だ。

KOICA のグローバル研修プログラムでは、アセアン知財権の創出・活用・保護のための力量強化教育を運営し、我が国の制度・事例と活用・保護戦略及び IP 関連の最新問題(人工知能など)を学

習した

個々の国や機関を対象とした教育を見ると、中国知財研修院及び駐中国韓国大使館との協力により、中国企業を対象にカスタマイズされた知財権教育を実施し、現地企業から大きな反響を得た。また、WHO グローバルバイオ人材養成事業の一環として、国内外の医薬開発人材を対象に知財権教育を実施し、医薬分野の知財権と COVID-19 ワクチン事例を通じた特許制度について教育した。

当研修院は雇用労働部との協力を基に、雇用保険基金を活用した輸出中小企業を対象とした知財権教育及び人材養成事業を 2023 年上半期から開始する予定である。

一方、国際知的財産研修院は、主要国の知財教育機関との協力にも力を入れており、2022 年 11 月にビデオ会議で行われた第 13 回韓・中・日知財研修機関長会議で、ポストコロナ時代の IP 教育方法について共有するなど、コロナ後の時代に備え、国家間の教育協力を強化する方策を模索した。

図 IV3-8 2022 知財教育分野の国際協力

外国関税公務員の知財権教育	第 3 次韓中日 IP 研修機関長会談
	

### C. 評価及び発展方向

韓国特許庁は、WIPO との協力を通じて需要が急増する AI 関連知的財産教育を主導しながら、IP5 の一員として責任を果たし、知的財産の二極化を解消するため、途上国を対象にグローバル知的財産権人材育成のための努力を継続していく計画である。

2022 年から政府の核心的な対外経済基調に合わせ、重点協力国と教育協力ができるよう国際教育を戦略的に活用し、受益国との友好を深め、影響力を拡大するなど、国際教育をビジネスの視点に転換している。教育受益国との協力ネットワークを構築し、法・制度改善を誘導するなど、韓流企業のグローバル保護インフラの拡大を引き続き推進する

予定である。特に、途上国の IP 分野行政・司法能力を養い、韓国企業の知財権を保護できるよう、韓流熱風国（ASEAN など）の執行公務員を対象に知財権教育を数回実施し、関税庁、警察庁、司法研修院などと協力体制を構築して知財権教育を強化する計画である。

国際知的財産研修院は、コロナという危機の中でも非対面国際教育を成功裏に定着させた。これにより、デジタル大転換時代への対応及び教育効率の最大化という観点から、対面教育と非対面教育を含む多様な教育方法を提供する計画であり、国内外の IP 教育機関と多様な協力を推進し、当研修院が世界的な IP 教育機関として先導的な地位を確固たるものにできるよう努力する。

表IV-3-4 2022 年国際セミナー及び外国人向け教育の運営現況（単位：個，人）

区分	教育課程名	運営時期	参加国家	参加人員
WIPO 協力プロセス	WIPO 特許審査実務	10.24～1.4	7	10
	WIPO 商標審査実務	11.28～12.1	10	16
	WIPO PC 審査実務	11.9～11.11	10	10
	WIPO サマースクール	6.27～7.8	33	70
KOICA 協力プロセス	ASEAN 知財権の創出・活用・保護のための力量強化教育	8.29～9.8	7	20
オーダーメイド型カリキュラム	外国税関職員を対象とした知的財産権教育	4.21	12	15
	中国企業向け知的財産権教育	5.11～5.12	1	99
	WIPO グローバルバイオ人材養成教育	7.25～7.26	27	138
	フィリピン知財権人材養成協力案の導出のための招待セミナー	11.15～11.17	1	5

## 第4節 知的財産行政の韓流

### 1. グローバル特許行政情報化のための海外協力強化

産業財産情報局 産業財産情報政策課 放送通信事務官 **イ・ジュミ**  
放送通信事務官 **イ・サンレ**

#### A. 推進背景及び概要

知的財産情報化分野の国際的な動向を見ると、継続的に増加する各国の審査・審判業務の負担を軽減するために、グループ別、地域別ブロック化を通じた連携が活性化している。先進国は、従来の3極(米、日、欧)から転換された5極(IP5:米、日、欧、韓、中)体制で庁間業務協力のためのIT情報化インフラ構築活動に注力している。カナダ、英国、オーストラリアなどもバンクーバー・グループを設立し、審査結果を相互に活用する基盤を構築する活動に力を入れており、アジアの途上国も東南アジア諸国連合(ASEAN)を通じて知的財産権における共助を強化すると同時に、ITインフラ拡充及び共通カリキュラム案の策定に集中している。

韓国特許庁は、このように急変するグローバル知的財産権環境において、知的財産権情報化分野を持続的に先導するため、米国、欧州、日本及び中国特許庁など主要特許庁との情報化協力体制を持続的に強化している。韓国は、米国、欧州、日本及び中国特許庁と3極文書アクセスシステム(TDA)を通じて相互間の審査情報及び優先権書類を交換し、審査結果の相互活用を増大させ、行政

効率を向上させた。特に、韓国特許庁は2015年3月、韓国国民が他国の審査行政情報を容易に照会できるように、審査官にのみ提供されていた審査情報統合照会システム(OPD)を国民向けに拡大開放し、グローバル特許情報に対する敷居を低くした。

また、IP5特許庁の一つとして、国際的な地位を高めるための活動も活発に行われている。世界知的財産機構(WIPO)の統計によると、2022年、韓国特許庁は特許協力条約(PCT)による国際特許出願21,916件を受理した。これは中国、米国、日本に次いで3年連続で世界4位の多出願国に該当する。

#### B. 推進内容及び成果

##### 1) 主要国特許庁との情報化協力強化

###### a) IP5特許庁との情報化協力

世界的な特許出願の急増に伴う審査の遅れと審査期間の短縮がグローバルな課題として浮上していることから、これを解消するためのIP5間の協力の必要性が増大した。こうした中、韓国特許庁はIP5体制発足を国際社会に提案し、2008年10月に済州でIP5特許庁長会議を初めて開催した。

IP5 情報化協力の最大の成果は、IP5 特許庁の特許情報を一目で確認できる審査情報統合照会システム(OPD)である。IP5 間のデータ交換を基盤とする OPD システムは、2013 年 8 月に審査官に優先的にサービスを提供した後、2015 年 3 月に国民向けまで範囲を拡大した。また、2015 年 12 月には、OPD 審査官サービスを WIPO-CASE システムと連携し、IP5 庁だけでなく、英国、カナダ、オーストラリアなどの審査情報まで照会できるようになった。また、2019 年には光学式文字読み取り機能を導入し、海外文献に対する言語障壁を解消するなど、OPD システムの機能改善も継続的に推進している。2021 年には、ファミリー出願内の引用文献を引用頻度順に確認できるように照会機能を改善し、OPD 英文ホームページを構築し、国内審査文献の英文翻訳文提供サービスを開始した。2022 年には、特許に特化した自社開発時ベースの韓英翻訳機を適用し、質の高い翻訳を提供している。

2016 年には、グローバル都市構築におけるユーザーのニーズを反映した 5 大優先課題<sup>16)</sup>の推進方向が策定され、課題の実施範囲文書が 2016 年 6 月 IP5 長官会議で承認された。韓国特許庁は、主導課題である出願人名称の標準化を実施するため、パイロットプロジェクトを実施し、2019 年 6 月、58 社のグローバル企業と協力し、2019 年 6 月を対象に出願人名称のマッピングテーブルの構

築を完了した。

2020 年は COVID-19 の余波で出張環境が悪化したが、IP5 を含む各国特許庁はオンライン、ビデオ会議のプラットフォームを活用し、情報化協力の議論を継続的に推進した。

2021 年にも COVID-19 の余波が続いており、韓国特許庁はビデオ会議プラットフォームを活用し、IP5 情報化実務グループ会議を開催した。韓国特許庁は優先権証明書類に原出願元の分類情報を添付することを提案し、IP5 は分類情報の添付に必要な諸般の事項を検討することにした。また、5 大優先課題の今後の実施日程と終了条件を次回会議で議論することに合意した。

2022 年 IP5 は、欧州特許庁がグローバル通知サービスを提供する予定であることを考慮し、グローバル都市への 5 大課題のうち通知サービス課題を終了することに合意した。また、IP5 は、韓国特許庁が提案した都市検索システム共有サービスについて議論を継続していくことに合意した。

## b) 日韓特許庁の情報化協力

2019 年 8 月に日本の東京で開催された第 22 回日韓特許庁情報化専門家会議では、両庁間のデータ交換リストを更新し、優先権証明書類の交換方式を PDX<sup>17)</sup>から DAS<sup>18)</sup>に一元化する日程

16) 5 大課題(主導国): 出願人名称の標準化(韓国)、通知サービス(欧州)、XML 基盤文書(日本)、法的状況情報(中国)、庁間文書交換(米国)

17) PDX: 両特許庁間のセキュリティ網を利用して優先権主張証明書を交換する方式

18) DAS: WIPO を経由する優先権主張証明書類の交換方式で、PDX に比べてセキュリティ性に優れ、他特許庁の参入が容易であるという利点がある。

に合意した。この合意に基づき、両庁は 2021 年 12 月 31 日付で既存の PDX サービスを終了した。

#### c) 韓中特許庁の情報化協力

2021 年 10 月の韓中特許庁情報化専門家会議では、両庁のシステム実装状況を共有し、性能評価方法を確認し、優先権証明書類に分類情報を添付する方案について議論した。

#### d) 韓-欧州特許庁情報化協力

韓-欧州特許庁(EPO)は、2005 年 6 月間の包括的な協力事項を盛り込んだ了解覚書(MOU)を締結して以来、了解覚書の忠実な履行のため、2 年ごとに協力計画を策定し、体系的に情報化協力を推進している。

2022 年 10 月に開催された韓-EPO 実務会議では、人工知能基盤の特許知的動作分類の開発現況及びブロックチェーン基盤の優先権証明書類交換システムの実装情報を共有し、PCT 国際調査報告書に引用された非特許文献の交換について議論した。また、韓国特許庁が提案した XML 形式の序列目録が含まれた優先権書類の XML 化の課題について議論を続けることに合意した。

#### e) 韓米特許庁の情報化協力

韓米特許庁は 2008 年 9 月に包括的協力のための了解覚書(MOU)を締結して以来、文書交換、仮想協力システムなど様々な協力事業を推進してきた。

2022 年 9 月に開催された第 6 回韓米情報化専門家会議では、2024.1.1 付けで使用中止が予定されている PCT 電子出願ソフトウェア(PCT-SAFE)の活用現況及び今後の計画を両庁間で共有した。また、両庁は、機械翻訳、特許分類、先行技術文献検索及び図形商標・意匠検索など知的財産行政に対する人工知能技術の導入現況を相互に紹介しながら、両庁のシステム補完・改善に活用できるよう、継続的に関連情報を交換することに合意した。

## 2) 国際機関との情報化協力事業の拡大

我が国特許庁は、世界知的財産機構(WIPO)と 2022 年 7 月に韓-WIPO PCT 情報化協力計画を策定し、様々な情報化協力事業を推進している。

特に、PCT 業務効率向上のため、ePCT ウェブサービスを活用した WIPO 送受信文書の送信自動化を拡大適用しており、2022 年 10 月から ePCT ウェブサービスを活用して記録原本及び優先権証明書類を WIPO に転送する予定である。

また、電子出願方式の一つである PCT-SAFE のメンテナンスが 2022 年 7 月に終了することに伴い、韓国特許庁は、国内出願人の利便性及び政府の役割を総合的に考慮し、ePCT 出願サービス<sup>19)</sup>の活用を広報・督励しており、同時に 2022 年 1 月から

---

19) 別途のソフトウェアのダウンロードなしにウェブ上で国際出願書式を作成できるサービス



配置した ePCT 顧客専門家を通じて、国内 PCT 出願人の ePCT 使用に伴う顧客支援を積極的に行っている。

2021 年 11 月に開催された WIPO 標準委員会 (CWS) には、韓国特許庁の部分意匠出願の慣行と 2D 画像活用部分を含む 3D 標準が制定され、配列リスト作成標準 (ST.26) 導入のために PCT 規定・施行細則改正状況及び導入日延期 (2022 年 1 月 1 日→2022 年 7 月 1 日) の承認が報告された。

2022 年 11 月に開催された第 10 回 WIPO 標準委員会では、我が国特許庁が提案した合金組成情報廃データ構造が国際標準 (ST.26 v6.0) として承認され、我が国特許庁と WIPO 国際事務局が共同で出願人名称データ整備に関する国際標準案を発表した。

### 3) 国家間特許情報交換・活用システムの構築及び運営

世界特許分野における韓国の地位が高まる中、2007 年には韓国特許文献が PCT 国際調査及び国際予備審査機関で必須に参照しなければならない PCT 最小文献に指定された。これに伴い、韓国特許庁は、韓国特許情報に対する海外特許庁審査官のアクセスと理解を向上させるため、2005 年 11 月に韓国特許公報の韓英機械翻訳サービス (K-PION) を開始し、サービス品質を向上させるための改善を継続的に行っている。

2018 年には IP5 との優先権証明書類の交換も DAS を通じて行われるように合意した。また、2018 年 7 月と 12 月に

は、世界初の中国及び米国と DAS を通じた意匠優先権証明書類の電子的交換を開始し、出願人の利便性を向上させた。米国、日本、中国、EPO とすべて特許優先権証明書類を電子的に交換する方法を一元化することに合意したため、韓国特許庁は 2023 年 6 月 30 日付けで PDX サービスを全面終了する予定である。

### C. 評価及び発展方向

韓国特許庁は、K-PION 及び 3 極文書アクセスシステム (TDA) を通じて韓国特許情報を海外に発信するなど、国内特許権保護のための努力を続けている。また、IP5 各特許庁の審査情報へのアクセス性を向上させるため、機械翻訳サービスの品質を向上させるための課題を継続的に推進している。

また、審査効率を高めるための努力も継続的に推進している。審査情報統合照会システム (OPD) が開通されて以来、継続的な機能改善を推進し、その結果、既存の米国、欧州及び日本特許庁の審査情報に加え、中国特許庁の審査情報まで一目で見ることができるようになった。

また、今後、両国間及び多国間において多様で充実した情報化協力事業を推進する計画である。また、韓国型特許情報システムの国際的な支持と信頼の確保に総力を注ぎ、特許行政情報化分野の世界標準定立に主導的な位置を確保し、さらに世界の特許行政情報化の発展に貢献できるモデルを積極的に発掘し、国際機関との協力事業として推進していく予定である。

## 2. 韓国型特許行政情報システムの海外への拡散

産業財産情報局 産業財産情報政策課 放送通信事務官 **イ・ジュミ**  
工業事務官 **チュ・サンヒョン**

### A. 推進背景及び概要

今日、世界各国の特許庁は、特許出願を効率的に処理し、出願人の利便性を向上させるため、「特許行政情報システムの高度化」を重要な政策目標として設定して推進している。IP5 はもちろん、最近特許出願が急激に増加している途上国も特許行政情報システムに多くの関心を持っており、情報システム構築のために様々な努力を推進している。

韓国は、2010年 OECD 開発援助委員会 (DAC) 加盟を機に、継続的に ODA を拡大することで、国際社会で経済規模に見合った役割を果たしてきた。2022年の ODA 支援規模は前年比で約 5 千億ウォン増加し、合計 4 兆 425 億ウォンで、国際社会に約束した援助規模の拡大を忠実に実行している。特に、短期間で先進国の仲間入りを果たした発展経験を基にした経済発展共有事業 (KPS) など、韓国型 ODA モデルを確立しつつある。

特許行政分野でも ODA を活用した特許行政情報化コンサルティング及び韓国型特許行政情報システムの海外普及活動を活発に展開している。これにより、知的財産権行政情報化分野において技術標準の国際的な主導権を確保し、開発途上国との情報化協力を強化することで、国際社会で国益優先の協力関係を形成するための前哨基地を築くとともに、韓国 IT 企業の海外市場進出を支援することにその意義がある。

### B. 推進内容及び成果

韓国特許庁が世界で初めて開発したオンライン基盤の特許行政情報システムである特許ネットは、1999 年から蓄積されたノウハウと技術をもとに、IP5 を始めとした世界各国の特許庁のベンチマーキングの対象になっている。このような特許ネットの開発経験を基に、特許行政情報化コンサルティング事業を遂行し、世界各地に韓国型特許行政情報システムを普及、構築している。

2021 年にはマレーシア、ウルグアイ特許庁を対象に特許行政情報化コンサルティング事業を完了し、パラグアイ特許庁を対象に米州開発銀行と協力して行った特許文書電子化システム構築を完了し、2022 年にはフィリピン特許庁を対象に特許行政情報化コンサルティング事業を進めた。また、エジプト特許庁を対象に KOICA 資金を活用した特許行政情報システム構築事業を進行中であり、チュニジア特許庁を対象にした特許行政情報システム普及事業も KOICA 事業公募に選定され、2023 年中に着手する予定である。中東の拠点国であるアラブ首長国連邦 (UAE) とは、特許行政の全過程についてのオンライン特許行政情報システムの構築を完了した後、2021 年 1 月から 2022 年 12 月まで 1 年単位でシステムメンテナンス契約を締結した。

システム開通以降、UAE のオンライン出願率は 90%以上を記録するなど、構築されたシステムが現地で活発に利用されている。

UAE の成功的なシステム構築経験を基にサウジとの協力も推進し、2019 年 8 月にはサウジ知的財産庁と知的財産情報システム構築のための情報化コンサルティング契約を締結し、5 ヶ月のコンサルティング期間を経てシステムの青写真を提示した。

### C. 評価及び発展方向

2009 年にはアジア最大の電子商取引協議会であるアジア電子商取引協議会電子商取引理事会の e-ASIA アワード公共電子ビジネス分野の優秀事例に選定されるなど、韓国特許庁の情報化レ

ベルは APEC,WIPO など国際機関や海外特許庁から好評を得た。また、2016 年の UAE 政府とのシステム輸出契約締結は、韓国特許行政情報システムの優秀性が世界的に認められるきっかけとなり、これを機に韓国型特許行政情報システムの海外進出がこれまでの無償援助方式から脱却し、相手国政府が費用を負担する有償輸出方式に改善されたという点で意味がある。今後、特許ネット基盤技術の海外拡散及び国格を高めるために、韓国型特許行政情報システム構築モデルを多様化し、専門性を基盤に韓国特許庁のイニシアチブを強化していく方針である。また、情報化標準の議論において主導的な役割を果たすと同時に、主要特許庁との協力を強固にすることで、知的財産権分野の先導特許庁として前進していきたい。

## 3. 高品質のグローバル知的財産権コンテンツ開発及び活用

国際知的財産研修院 国際教育課 航空事務官 **ファン・ジョンボム**

### A. 推進背景及び概要

韓国特許庁は知的財産先進 5 カ国（米国、日本、欧州、中国、韓国）の一員であり、国際知的財産研修院は世界知的財産機構（WIPO）の公式知的財産権教育機関として、国家間の知的財産格差を解消し、韓国内外の知的財産保護環境づくりに貢献するため、2006 年から同機構と協力して知的財産教育コンテンツを作成し、教育を行っている。

### B. 推進内容及び成果

韓国特許庁は、WIPO と共同でビジネス視点の知的財産権活用戦略学習コンテンツである「IP パノラマ」を 24 ヶ国の言語で開発・普及し、2010 年から 2022 年まで韓国国際知的財産研修院と共同で WIPO アカデミーを通じ、175 カ国 3 万人以上の受講生を輩出した。

しかし、IP パノラマは開発から 10 年以上経過し、コンテンツ意匠や学習事例の老朽化、フラッシュプレーヤーのサポート中止、ストーリーテリング方式の長いランタイムなどについて、現行化と改善の必要性が指摘されてきた。

これにより、特許庁と世界知的財産機構(WIPO)、韓国発明振興会は 2019 年から共同で改訂版の開発に着手し、3 年にわたる企画と開発を通じて 2021 年 12 月に新しいバージョンである「IP パノラマ 2.0」を完成させた。

「IP パノラマ 2.0」は、マイクロラーニング方式を適用した短いランタイムのコンテンツと学習モジュール、モバイル環境で学習が可能なユーザー環境、インフォグラフィック、ドローイングなど多様な映像技法を活用した直感的なコンテンツ構成、知的財産権関連の新しい制度と最新事例などを適用して全面的に改善した。

また、デジタル大転換時代を迎え、国際 IP 教育オンラインコンテンツの体系的な開発のために「国際 IP 教育コンテンツ開発ロードマップ」を策定し、完成したロードマップに基づき、短期から長期まで IP 認識向上、IP 創造、IP 保護、IP 執行、IP 活用、審査の各分野、教育レベル別にコンテンツ開発マトリックスを完成させた。

### C. 評価及び発展方向

これまで国際 IP 教育コンテンツは、コンテンツの信頼性及び公信頼性確保のために、WIPO などの国際機関と協力して開発を行い、これによりコンテンツ製

作及び活用に多くのノウハウが蓄積された。

また、我が国が IP5 の一員として、国際知的財産分野での影響力及び信頼性が認められ、独自の国際 IP 教育コンテンツを制作すれば、国際 IP 分野で韓国の影響力拡大に大きく役立つと予測される。

一方、IP パノラマ 2.0 は、2022 年 7 月、世界知的財産機関(WIPO)が加盟国総会で公式発売行事を行い、2023 年から韓-WIPO IP 国際専門家認証課程(AICC)、WIPO アカデミー、国際 IP 教育サイト(KIPO アカデミー.kr)などで世界の人々を対象に多様な国際 IP 教育課程に活用される予定である。

また、韓国特許庁は、ASEAN10 ヶ国の知的財産権認識の向上と韓国企業に有利な知的財産権環境をつくるために協力しており、IP パノラマ 2.0 の ASEAN 各国の知的財産教育サイト(ASEAN IP アカデミー)への提供を推進し、国際的な知的財産教育分野において引き続き主導的な役割を担う予定である。

表IV-3-5 国際IP教育オンラインコンテンツ開発ロードマップ

ロードマップ 分野	2023～2024年	2025～2027年	2028年以降
	短期	中期	長期
認識の向上			IPの基礎
			IP政策
創出		特許法の基礎	
		意匠法の基礎	
		商標法の基礎	
保護・執行	特許権侵害の判断	IP訴訟	
	商標権侵害の判断	IP執行	
	意匠権侵害の判断	不正競争行為の規制	
	著作権侵害の判断		
	対応と救済手段(特・商・意)		
活用	IP金融	IP権利	IP技術事業会
		IP技術移転とライセンス	
審査・審判		審査管理	特許審査(技術分野)
		特許行政の情報化	特許審査(地域別)
			特許審査(中期研修)
			特許審査(新技術)
			特許審査
			意匠審査
			商標審査
			審判官課程

注) 既存の国際・IP教育オンラインコンテンツを除く

#### 4. 国内外の特許情報の活用・拡散のための特許情報博覧会を開催

産業財産情報局 産業財産情報政策課 技術書記官 **ファン・インソン**  
行政事務官 **チェ・ジョンフン**

##### A. 推進背景及び概要

特許情報が国家・企業競争力の核心要素として浮上するにつれ、特許情報の戦略的かつ体系的な活用のための政府レベルの国際行事が必要になってきた。そこで、韓国特許庁は国内外の最新特許動向を共有し、特許情報企業にマーケティングの場を提供できる特許情報博覧会を企画し、第1回行事を2005年11月COEXで開催した。

##### B. 推進内容及び成果

韓国特許庁は、2005年度から毎年特許情報博覧会(PATINEX)を開催している。イベントは大きく分けて、特許情報分野の主要イシューに対する国内外の著名人の基調講演及び講演、特許庁の「特許情報業者」企業の特許情報普及政策及び活用実態を主に紹介するテーマ発表、特許庁の「特許情報業者のサービスと商品を展示する展示ブース運営、特許情報商品」サービスに対する深いコンサルティング及び教育が行われるワークショップで構成された。

PATINEXは2022年9月1日から2日の2日間、「知的財産データ活用でデジタル時代を先導する」というテーマで4つのセッション及び27社の展示会で構成され、3年ぶりにオフラインで開催され

た。

##### C. 評価及び発展方向

2022は、韓国ビッグデータ学会会長の基調講演を皮切りに、各セッション別のテーマに対する国内講演者の講演を通じて、特許情報を活用している様々な分野の企業・機関のノウハウを共有することで、参加者の関心と参加を高めることができ、オンラインメタバース館を通じてサービス企業と需要者間の時間的・空間的制約のない交流の機会を設けることで、イベントの満足度を高めるきっかけとなった。また、ウォートインテリジェンス、ウィプス、アイファクトリーなど国内外の特許情報サービス提供会社の展示行事を通じ、参加者に特許情報活用に関する国内外の市場動向を把握できるようにした。

これを踏まえ、次年度のイベントは、国内外の著名なスピーカーの招聘強化とバランスの取れたセッション構成、参加者と出展者間のコミュニケーションの機会の拡大などを通じて、カンファレンスの内実化と展示イベントの活性化にさらに注力する計画だ。



## 第5節 最貧国・途上国に対する知的財産シェアリング拡大

### 1. 推進背景及び概要

産業財産保護協力局 産業財産通商協力チーム 工業事務官 **チェ・ギョソク**

2015年9月の開発サミットでは、2030年持続可能な開発アジェンダを正式に採択し、17の持続可能な開発目標(SDGs)を提示した。従来のミレニアム開発目標(MDGs)が社会開発中心であったのに対し、持続可能な開発目標では社会開発、経済開発、環境保全など開発の分野を多様化した。このような変化に伴い、韓国は援助の効果性を高めるため、開発分野間の戦略的な統合推進体制を構築しようと努力しており、特許庁もこのような基調に沿いながら、知的財産5大先進国という国際社会の地位と期待にふさわしい知的財産分野の公開開発援助事業を推進するため、事業計画段階から経済開発と環境保全など様々な側面を考慮して事業を高度化し、科学技術情報通信部などとの協業を通じて省庁の公開開発援助事業のシナジー効果を高めるために努力している。

特許庁は2010年から途上国に適正技術を開発・提供する一方、途上国の優秀商品に対してブランド獲得を支援する事業を通じて、先進国-後進国間の開発格差の解消を図り、韓国の知的財産権外交力の強化に貢献している。適正技術とは、高額な投資を必要とせず、エネルギー使用が少なく誰でも簡単に習得して使える現地の原材料を使い、小

規模の人々が集まって生産可能な技術である。一言で言えば、先進国では活用価値が高くないが、発展途上国には大きな効用がある技術である。飲料水の不足やコレラ、赤痢などの水媒介性疾患に苦しんでいるアフリカの住民のために、一度に75リットルの水を入れて簡単に転がすことができるように円柱状に設計した「Qドラム」と、汚染された水源から99.97%の細菌を除去する携帯型浄水器「ライフストロー」がまさに適正技術の代表的な製品である。

特許庁は2021年から科学技術情報通信部と知的財産に基づく科学技術開発の開発援助事業を進め、途上国の産業問題解決のための韓国と途上国の共同研究の効率を高めている。

### 2. 主な内容と成果

特許庁は2010年からグッド・ネイバーズ、ハビタットなどのNGO及びWIPO、APECなどの国際機構と協力して、途上国に適正技術を普及させてきた。また、途上国の農産品、特産品が、優れた品質にもかかわらず、ブランドが備わっていないため本来の価値を認められていない状況を解決するために、途上国にブランドを開発し、支援する事業を推進してきた。

2022年には、適正技術を利用してペルー特産品であるゴールデンベリーの乾燥技術を開発し、関連する水源機関と乾燥ゴールデンベリーのブランドを開発した。これによりペルーの農業環境が改善され、経済所得が増大することが期待される。また、ベトナムのラオカイ省の少数民族学生のための温水供給機を開発し、提供した。これによりベトナムの学生の衛生と健康が改善されることが期待され、韓国とペルー及びベトナムとの友好関係の構築に貢献した。

特許庁の知的財産シェアリング活動は、知的財産を活用して途上国の問題を解決し、経済所得を増加させることで、途上国の発展はもちろん、途上国の韓国に対する認識を高める効果がある。また、同事業に参加した企業側には、途上国を支援する機会を提供し、途上国に合わせた技術を開発することで、同様の環境を持つ他の途上国に関連製品を販売する機会を得ることができる。

#### 図IV-3-9 2022年適正技術開発事業の成果



ペルーのゴールデンベリー乾燥機



ベトナム温水ストーブ



ベトナム温水ストーブ  
(4つの学校に設置)

#### 図IV-3-10 2022年ブランド開発事業の成果



(左)ペルーゴールデンベリー製品ブランド、(左中)ペルー水源機関の団体標章

(右中)ベトナムラオカイ教育庁のロゴ、(右)ベトナムラオカイ教育庁のキャラクター

特許庁は毎年新規事業を進めるとともに、既存事業の事後管理を行っているが、2022年には2020年に開発し、ベトナムに普及された国家地域認証マークの事業評価と使用現況を調査し、認証マーク使用のための認識向上動画を制

作し、関連セミナーを開催した。これは海外国家認証マークを韓国が開発した優秀事例で、ベトナムにおける韓国特許庁及び知的財産に対する友好的な雰囲気形成されることに貢献した。

また、特許庁はこのような知的財産を活用する特許庁のシェアリング事業を他部門との協業を通じてシナジーを創出しようと試みたが、2021年から科技部と一緒にモンゴルウランバートル市の自動車の排ガス低減装置開発、ベトナムの豚

の強健性改善事業を進めている。同事業は2023年末まで行われる事業で、特許技術を活用することで、研究開発または改善開発における迅速な方向性設定を可能にし、重複投資などを防ぐことができる」と期待される。

### 3. 知的財産シェアリング事業の国際的な拡散

産業財産保護協力局 産業財産通商協力チーム 工業事務官 **チェ・ギョスク**

特許庁は、2004年にWIPOと「韓-WIPO 信託基金設置のための機関間約定」を締結し、韓国信託基金に拠出し、途上国及び最貧国の知的財産分野の力量強化及び認識向上のための様々な事業と支援を提供している。韓国の知的財産シェアリング事業の効果を最大化するため、2011年から毎年、特許情報を活用した適正技術コンテストを途上国で実施している。2022年にはドミニカ共和国で川及び海洋環境改善というテーマで大会が開催され、100チーム以上が参加した。適正技術コンテストは、単に受援国の日常的な問題解決だけでなく、受援国の一般人の知的財産に対する認識の向上に寄与している。

特許庁は、2020年からWIPO・KDIスクールと共同で知的財産開発政策修士課程(MIPD)を世界で初開設し、開発途上国の公務員及び一般人を対象に韓国固有の知的財産に基づいた開発経験を拡散している。2022年までに合計50人余りの途上国の学生たちがMIPDを経験していった。

一方、途上国の公務員(審査官、裁判官など)に対する招待教育及び知財権

認識向上プログラムなどを通じて、海外に進出している又は進出予定の韓国企業が現地で知財権を保護される基盤を確保した。このため、2020年には関連教育のための教材と教育プログラムを開発した。また、特許庁から付与された特許権に対する海外での信頼度向上のため、海外特許庁審査官を対象に特許・商標・意匠関連教育を実施している。国連産業開発機構(UNIDO)が、特許戦略院と共同で11の途上国の公務員を対象に「知的財産が主導する持続可能な産業発展」課程も運営した。

特許庁は、特許戦略院と共同で開発途上国の教授、大学生など(57カ国167人)を対象に第1回Innoキャンプを開催して、韓国独自のIP-R&Dを伝播した。

その他、我が国特許庁は、幼児向けの知財権教育アニメ及び青少年向けの発明教育用ゲームなどを制作・普及するなど、需要者である子供及び青少年に親しみやすいキャラクターを利用して、知財権を簡単かつ楽しく理解できる教育教材を開発してきた。

このように、我が国特許庁は国際知的財産シェアリング事業を積極的に実

施することで、途上国の国民の知的財産創出・活用能力を養い、生活の質を向上させ、経済発展を達成できるよう支援し、今後も知的財産先進 5 庁 (IP5) の一

員として、その地位にふさわしく、知的財産を活用した開発援助分野において国際的な責任を果たすことで、国の格を向上させることに率先して取り組む。



デジタル経済をリードする

# 知財強国

- 基盤が強固な知財行政
- デジタル時代の未来先端技術をリード
- 知財基盤のグローバル革新企業育成



2022 知的財産白書

INTELLECTUAL PROPERTY WHITE PAPER

05

知財基盤の事業化

促進及び企業競争力の強化

第1章 知財金融及び知財活用の促進・254

第2章 知財基盤の強小企業の育成・275

Korean Intellectual  
Property Office





## 第1章

# 知財金融及び知財活用の促進



## 第1節 中小企業の知的財産金融・取引・事業化促進の活性化

### 1. 概観

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 **カン・ヒョンジ**

韓国は特許出願実績が世界4位でIP5(先進5カ国特許庁間の協議体)の地位にふさわしい成長を遂げた。このような知的財産創出の量的な成長は、知的財産が市場で取引移転及び事業化され、再投資につながるための重要な基盤となっている。

開放型革新時代においては、創造的なアイデアや技術の産物である知的財産を活用した市場の活性化及び韓国経済の新成長動力の確保が不可欠である。このため、政府は「革新成長と雇用創出」を国政目標として提示している。中小ベンチャー企業の技術力とグローバル競争力を高め、革新成長を実現することである。そのためには、活用価値の高い知的財産を創出し、創出された知的財産を安定的に保護しながら積極的な活用を通じて付加価値を創出する知的財産市場の好循環システムの構築が必要である。

従来は各種政府支援政策を通じて中

小企業の知的財産創出及び活用活動を誘引してきたが、これからは「知的財産をどのように活用するのか？知的財産に内在する経済的価値をどのように現実化するのか？」という側面から、特許庁は創出された知的財産が企業成長のエンジンになるよう支援することで、革新成長の実現及び雇用創出に貢献する政策を策定するために努力している。

最近の景気後退により、不動産などの有形資産が不十分、または、信用度が低い革新技術を保有する中小ベンチャー企業に対する金融市場の資金支援及び投資の縮小が懸念される状況である。これに伴い、政府は知的財産を基盤に資金を融通する知的財産(IP)金融及びこれに関連する知的財産評価及び事業化市場を育成するための政策を策定して推進している。

2022年、特許庁は関係省庁及び金融機関などと協力し、知的財産(IP)金融の評価活性化のための政策を推進した。

中小・ベンチャー企業を対象に IP-企業銀行と協力し、ESG 企業のための ESG IP 優遇保証商品を発売した。また、優秀 IP 保有企業などのための IP 投資ファンドを設立し、IP の価値に基づく事業資金の確保を多角的に支援した。

また、IP 価値評価の信頼性を高めるため、発明振興法を改正(2022.12、施行2023.7)した。制度改善により、IP 価値評価の対象を登録特許・実用新案・意匠から出願または登録された特許・実用新案・意匠・商標、営業秘密、半導体集積回路配置設計に拡大することによって、多様なタイプの IP が価値評価の対象となるように改善した。また、価値評価基準を設け、評価機関がこれを遵守するようにし、評価結果の信頼性を高めるための装置を設け、評価結果に対する標本調査・妥当性調査などを導入し、評価結果の品質を体系的に管理できるようになった。IP 価値評価に対する品質管理を体系化することで、評価結果に対する信頼性が高まり、価値評価に基づく IP 金融もさらに活性化することが期待される。

知的財産(IP)金融及び事業化などに必要な知的財産金融の認識を高めるため、金融委員会及び金融機関などと共同で第4回知的財産(IP)金融フォーラム(2022.12)を開催し、革新成長のための IP 投資活性化方を模索し、銀行・投資機関などと一緒に IP 金融評議会を運営して IP 金融の現況及び発展方向に対する意見を持続的に収集した。

担保 IP 回収支援機構の買収 IP 収益の活性化のため、収益化の際に争点となる事項別に収益化基準を策定(2022.6)した後、経営悪化企業及び会社再生中

の企業が債務不履行した担保 IP を買収した後、当該企業に通常実施権を付与して経営正常化及び会社再生を支援すると同時に、実施料による初の収益化(9件、1.2億ウォン)もあわせて実現(2022.7)した。また、IP 担保融資の活性化のため、IP 担保融資銀行の質権設定登録料を引き下げ(8.4→2万ウォン、2022.8)、回収支援機構の特許買入・維持費用に対する特許手数料を免除(2022.2)した。

このような政府の努力により、韓国の知的財産金融の新規供給規模は3兆905億ウォンで、前年(2兆5,041億ウォン)に比べて23億ウォン増加した。知的財産(IP)金融の新規供給規模をタイプ別に見ると、IP 投資額が1兆2,968億ウォン、IP 担保融資額が9,156億ウォン、IP 保証額が8,781億ウォンとなっている。

知的財産(IP)金融の拡大は、物的担保が不足、または、信用度が低い技術基盤の革新企業に集中的に資金を支援していることが分かった。2022年のIP担保融資企業1,160社を調べた結果、信用度が高くない企業(BB+等級以下、NICE 評価情報信用情報基準)の融資が82%で大半を占めた。

特許庁は、今後も市場流動資金の産業界への流入及び知的財産(IP)金融市場を活性化するため、政策的能力を集中する予定である。

このため、IP 価値評価費用の支援やスタートアップなど技術基盤の革新企業に投資する IP 投資ファンドの設立を持続的に拡大し、民間中心の IP 価値評価

技官の育成及び評価品質管理体系の構築など、知的財産(IP)金融市場の成長のための価値評価の基盤を強化する計画である。

## 2. 知的財産(IP)の価値評価及び金融支援の活性化

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 **キム・テヒョン**

### A. 推進背景及び概要

知的財産権は、技術開発の対価として開発者に独占排他的な権利を付与したもので、知識経済時代の中核的な無形資産であり、技術事業化の必須要素として認識されている。しかし、知的財産として登録された技術がすべて事業化や資金確保などに活用されるわけではない。「20 年度中小企業の金融利用及び解決困難な問題についての実態調査(2020 年 12 月、中小企業中央会)」によると、中小企業の金融機関の融資条件は不動産担保(40.9%)と信用力中心(30.4%)であり、優秀な特許を保有する中小企業が資金確保に苦労している。

また、創出された知的財産の活用率を高めるためには、知的財産が企業経営戦略の核心要素として機能するように活用分野を多様化する政策が必要である。そのためには、まず知的財産の価値評価に対する信頼性と公平性が担保されなければならない。特許庁はこのような価値評価基盤を構築するために発明の評価機関を指定・運営しており、評価品質管理チームを拡大運営、及び「知的財産(IP)価値評価実務ガイド(2021 年 11 月)」を発刊するなど、評価手法の開発と普及を持続的に推進してきた。

さらに、評価結果が技術取引、技術認証及び事業妥当性の分析などに活用できるように「事業化と連携した知的財産評価支援事業」及び金融(投資)機関との協力を通じて事業化資金を確保できるように「金融と連携した知的財産評価支援事業」を実施している。

### B. 推進内容及び成果

知的財産への評価費用の支援は発明振興法第 30 条に基づいて施行されており、事業化と連携した特許技術評価支援事業の場合、技術評価に必要な評価費用の 50%以内で申請者 1 人当たり年間 5 千万ウォンを限度として支援している。評価費用は、事前相談(評価機関)→申請及び受付(韓国発明振興会)→審議→支援対象者選定→契約締結→評価実施→評価報告書検収→補助金支給の手続きに従って支援される。

評価費用を申請できる対象者は、申請日現在、特許法、実用新案法によって登録された権利者とその承継人及び専用実施権者としての個人、中小企業基本法第 2 条による中小企業である。

評価費用支援対象者は、特許技術の技術性と活用性などを総合的に審議して選定することとなり、20代30代の青年企業、ベンチャー・イノビズ企業、知的財産共済加入企業などに対しては支援

率を優遇(最大で+10%p)している。

最近7年間の評価費用の支援実績を見ると、以下の表の通りである。

表 V1-1 知的財産事業化評価の支援実績 (単位:百万ウォン、件)

区分	2016年	'17年	'18年	2019年	'20年	2021年	2022年
予算	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
応募件数	84	85	75	75	74	64	71

知的財産を評価する際には、権利性、技術性、市場性、事業性に対する多角的な検討が行われ、評価を通じて当該知的財産の優秀性と事業化の妥当性、そして知的財産の金銭的価値まで算定することができ、知的財産の譲渡、ライセンス供与のための適正移転取引価格の算定、融資担保設定、ベンチャー投資、現物出資、企業の破産または構造調整による資産評価、長期戦略的経営計画の策定、紛争・訴訟資料として使用することができる。

2014年に企業銀行、2015年に国民銀行にIP担保融資を拡大した。他にも投資対象企業が保有する特許について、投資機関の需要に応じてカスタマイズされた評価報告書の作成を支援し、特許を基盤とした投資の活性化を誘導している。

特許庁は2006年から技術保証基金との業務協約を通じて、創業初期企業など資金確保が必要な中小企業を対象に、保有特許に対する価値評価によって保証が行われるよう、保証連携で知的財産評価の費用を支援しており、2013年には信用保証基金に協約機関を拡大した。

2018年には、金融委員会と特許庁が共同で「知的財産(IP)金融活性化総合対策」を、2019年には、国家知的財産委員会が関係省庁合同で「知的財産価値評価体系改善方案」を発表し、中小・ベンチャー企業が知的財産を活用して事業化資金を円滑に調達できるよう政策的基盤を構築した。

その中で、2020年度に初めて導入されたIP回収支援事業(担保となった産業財産権の買取・活用事業)は、金融圏のIP担保融資の活性化のための安全弁としての役割を果たしている。

2013年、特許庁が評価費用を支援し、価値評価額以内で知的財産(IP)だけを担保にして融資するIP担保融資を韓国で初めて産業銀行が実施して以来、

この間、特許庁は、技術力の高い革新的な中小・ベンチャー企業を対象としたIP担保融資の活性化に向けて着実に努力してきたが、金融機関は融資が返済されない場合、担保物であるIPを処

分することが難しく、最近まで IP 担保の融資の規模が大きく拡大できずにいた。

これにより、特許庁は IP 回収支援事業を導入し、銀行が IP を処分することができる方案を作り(2019 年発明振興法改正)し、その結果、IP 担保融資に対する金融圏の懸念が解消され、2019 年には 7 つの市中銀行が、'20 年には釜山銀行など 5 つの地方銀行が IP 担保融資商品を発売し、知的財産権を融資可能な

正規担保物として運営するなど、本格的に IP 担保融資を活性化するための基盤が整った。

このような努力の結果、最近 7 年間に知的財産評価支援を通じ、合計 6 兆 3,904 億ウォン規模の資金を中小企業に支援し、これは同期に投入された予算(40 億ウォン)に比して約 145 倍の効果である。最近 7 年間の金融連携実績は以下の通りである。

表 V-1-2 知的財産金融連携評価の支援実績

(単位:件、百万ウォン)

区分	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	合計
予算	3,270	3,270	3,770	4,620	8,005	9,605	11,550	44,090
連携金額	303,559	367,951	453,703	716,794	1,163,549	1,568,624	1,816,273	6,390,453

特許庁は、評価報告書の信頼性を高め、政府補助金で実施される評価費用支援事業を円滑に運営するため、発明振興法第 28 条に基づき、国・公立研究機関、政府拠研究所、民間企業研究所または技術性・事業性評価を専門的に行う機関を発明の評価機関として指定し、運営している。発明の評価機関を指定する際には、評価可能な技術分野、専門人材及び評価業務を遂行するために

必要な評価技法と施設の保有程度などを総合的に考慮する。

現在、特許庁は 23 の評価機関(2022 年基準)を指定して運用しており、評価機関の専門性を持続的に維持管理し、評価機関の能力を強化するため、定期的に発明の評価機関運営協議会及び IP 金融フォーラムなどを開催している。

表 V-1-3 発明の評価機関の指定状況

指定機関
韓国産業銀行、韓国発明振興会、技術保証基金、特許法人タレ、特許法人タナ、(株)ウィプス、(株)ナイス評価情報、(株)エクレダブル、韓国農業技術振興院、韓国建設生活環境試験研究院、韓国機械電気電子試験研究院、韓国化学融合試験研究院、韓国科学技術情報研究院、信用保証基金、特許法人トダム、(株)KTG、韓国評価データ、ナイス D&B、国民銀行、農協銀行、ウリ銀行、ユミ特許法人、ジューオン IP

### C. 評価及び発展方向

特許庁は、中小企業の知的財産が死蔵されることなく、価値評価を通じて技術取引など事業化につながったり、金融に活用されて事業化資金を確保できるようにしたりすることで、中小企業が知的財産を基盤に成長できる基礎を作った。

今後も発明の評価機関指定を民間中心に拡大し、評価機関間の品質競争体制を整備していく。また、IP 価値評価実

務ガイド及び品質管理指針を改善・普及させ、知的財産評価の基盤を拡充していく計画だ。

特許庁は、中小企業がIP事業化の最大の難点として挙げている資金不足問題をIP金融で解決できるよう、IP価値評価費用への支援を持続的に拡大し、IP価値評価に対する信頼性向上のために品質管理活動を強化するなど、IP金融活性化のための政策を推進していく計画だ。

## 3. マザーファンド特許口座を通じた知的財産(IP)投資支援

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 **キム・ヨンヒョク**

### A. 推進背景及び推進方式

優れた技術と創造的なアイデアを持つベンチャー企業は、国の産業地形を変える可能性を秘めている。しかし、ベンチャー企業は失敗するリスクも大きく、資金調達が容易ではない。そこで政府は、民間ベンチャーキャピタル市場が活性化されるように足がかりとなるよう2005年「ベンチャー企業育成に関する特別措置法」に基づき、韓国マザーファンドを設立した。

マザーファンド(母体組合)とは、企業に直接投資せず、個別ファンドに出資するファンドで、民間ベンチャーキャピタル市場が形成されていないか、その規模が小さい状況で、政府が一定規模の基礎資金を投資市場に提供する政策手段である。

母体ファンドは毎年編成される政府予算によって一度だけで投資規模が決定

される従来の方式から脱皮して、あるファンドが投資後に回収した財源を再び他のファンドに出資して投資に活用する再循環(リボルビング)方式で30年間運営される。このように、長期的に安定的なベンチャー投資財源確保が可能になる。

また、投資の専門性を高めるために投資財源の供給は政府が行うが、個別ファンドの設立及び管理監督は韓国ベンチャー投資、投資の意思決定など個別ファンドの運営は民間の専門投資家であるベンチャーキャピタルが担当している。

母体ファンドが政府各省庁別のアカウント特性に合ったファンド設立計画を公告し、個別ファンドを運用するベンチャーキャピタルを選定すると、選定されたベンチャーキャピタルは、母体ファンドの出資金以外に民間出資を募り、子ファンドを結成し、個別企業に投資する。



特許庁も「特許技術事業化及び知的財産基盤創業」投資を促進するため、2006年に母体ファンドに特許アカウントを作った。2022年には政府予算200億ウォンを母体ファンドに出資し、2022年末までの累積では2,500億ウォンの予算を出資した。

## B. 推進内容及び成果

マザーファンド特許アカウントは、政府予算と回収金を基に、2022年までに合計72の子ファンドを結成し、累積で1,124社に1兆6,626億ウォンを投資した。

特許アカウントの投資資金は、優れた特許技術を事業化するベンチャー企業が「死の谷」を乗り越え、強小・中堅企業に成長するための足がかりとなっている。

実際の特許アカウントの場合、マザーファンド全体に比較して政府予算1千億ウォン当たりのコスダック上場企業数は8倍、投資企業当たりの上場率は2倍水準で、一般的なベンチャー投資に比べて企業の実質的な成長に寄与していることが分かった。

また、特許アカウント投資を通じて企業価値10億ドル以上のユニコーン企業5社が誕生し、最近では国際電子製品博覧会(CES 2023)で9社が革新賞を受賞するなど、特許技術基盤の革新企業への育成にも優れた成果を示していると評価されている。

一方、2020年からは、特許を買い取るなどの方法により、ライセンスなど

で収益(ロイヤリティ)を創出するIP直接ファンドも本格的に設立し、IP投資のインフラに相当するIP企業投資と合わせて新しいIP投資の領域も開拓している。

## C. 評価及び発展方向

特許アカウントは、2006年以来、特許技術基盤の投資を行う様々なファンドを設立してきた。特許アカウントの子ファンドは、一時の流行の安易な技術分野別の投資対象ではなく、適切なIP価値評価を通じて優秀な特許技術を持つ技術革新型ベンチャー企業に投資し、国家の産業構造を革新することに貢献してきた。

特許アカウントは、今後も特許技術の事業化を推進する中小・ベンチャー企業にIP価値に基づく企業投資を持続的に行う一方、IP自体でも収益を創出できるようにするIP直接投資を拡大し、民間IPファンドの設立を支援するなど、IP投資の活性化に向けた多角的な努力を続けていく計画である。

また、IP自体が収益を創出できるよう、政策資金のIP直接投資を拡大し、民間のIPファンド設立支援など、IP投資拡大のための多角的な努力を続けていく。

このような取り組みを通じて、新しいIP金融投資市場を形成し、特許競争力の高い、強いベンチャー「中小企業」を育成し、「IP創出」「保護」「活用」が循環する知的財産の生態系の実現と国家の革新的な成長にも貢献できるものと期待されている。

## 4. 知的財産共済の運営

産業財産政策局 産業財産活用課 工業事務官 ソ・ジュンホ

### A. 推進背景及び概要

知的財産共済は中小・中堅企業の知的財産費用負担を分散・緩和し、企業の成長及び海外進出を支援する公的共済制度で、中小企業団体を中心に制度導入の必要性が持続的に提起されてきた。

第4次産業革命とグローバル競争の加速により、中小・中堅企業が特許紛争にさらされる可能性は高まっているが、企業は費用負担や専門人材の不在及び能力不足により、知的財産紛争に効率的に対応することが難しいのが実情である。特許紛争の場合、損害賠償金の他に訴訟費用も2億ウォン程度かかるため、資金事情が劣悪な中小企業にさらに莫大な経営リスクを引き起こしている。

また、直接的な訴訟費用のほか、紛争予防のための特許戦略策定、海外進出のための特許確保などは、中小企業に新たな費用負担を強めている。中小企業の特許出願・維持費用は2013年4200万ウォンから2017年1億3000万ウォンで約3倍に増加し、輸出契約時に契約相手が自国特許登録及び特許保証を要求しているため、特許登録にかかる費用及び特許保証費用が必然的に発生しており、その費用も増加傾向にある。

一方、訴訟費用及び海外出願を支援する政府支援事業は、支援対象を選定する基準が厳しく、手続きが複雑である

ため、緊急の需要に対する即時の支援が困難であり、支援範囲も予算制約のため限定されている。

このような政府支援の限界及び知的財産費用負担が増加する状況で、4次産業革命時代の強小企業育成のための中小・中堅企業のセーフティーネットとして、知的財産共済制度の導入を推進することになった。

### B. 推進内容及び成果

特許庁は、2018年5月の発明振興法及び同法施行令の改正により、「知的財産権関連共済事業の運営(第50条の4、施行令第28条の3)」及び「特許共済事業の委託及び資金の確保等(第50条の5、施行令第28条の4、28条の5)」に関する条項が新設されたため、2019年事業実施のための政府拠出金を確保した。

知的財産共済の専門的かつ効率的な運営のため、発明振興法第50条の5に基づき、1ヶ月(2018.12.14~2019.1.15)の募集公告、提案書発表及び評価を経て2019年1月に最終的に技術保証基金を事業委託運営機関として選定した。

知財共済商品は、顧客にやさしい商品設計により2019年8月29日に発売され、2020年7月には共済加入者の加入商品の選択幅を拡大するため、掛金商品の加入可能件数を一企業3件まで拡大し、納付期間を短縮した掛金商品を追加して長期間の掛金加入に対する負

担を緩和させるなど、商品改善を推進した。

企業の積立掛金を基に運営される共済の特性上、1年間加入企業を誘致した後、2020年7月27日から融資を開始した。融資商品は知財費用融資と経営資金融資で構成され、知財費用融資は国内外出願、知財審判・訴訟などの事由の発生時に積立された掛金の最大5倍以内で、経営資金融資は経営上緊急資金が必要な場合に掛金の90倍以内で融資可能な商品である。

一方、従来の事業名である「特許共済」は特許保有企業のみを支援する事業と誤解される恐れがあるため、事業の目的と支援範囲が法・規定に合致するように2020年12月に「知財共済」に事業名称を一本化し、『知財共済事業の運営及び監督に関する規定』（特許庁告示第2020-32号）の改正などを推進した。

さらに、共済融資の活用度を高めるため、2021年1月には、共済融資の資格要件である義務納付期間を12ヶ月から6ヶ月に短縮した。また、知財費用融資の融資事由を、従来の海外出張費用及び国内外の知財審判・訴訟費用だけでなく、国内出願費用、技術奪取・営業秘密紛争費用、紛争関連知的財産取引費用（2021年1月）、知財移転及び事業化費用（2021年4月）など段階的に拡大し、加入期間も延長した。企業が知的財産権の確保・保護・活用の全過程を通じてコスト負担を軽減できるよう支援している。

また、2022年4月には、知財共済の安定的な事業運営と財務健全性強化のために、将来予想される損失、支払金及

び利息に対する予備資金を用意させる規定新設を推進した。このため、「準備金の積立（発明振興法第50条の6）に関する条項の新設のための発明振興法改正案を発議した。また、2022年12月には、ワンクリック経営資金融資を導入し、緊急資金が必要な企業に対する迅速な支援方案を設けた。

### C. 評価及び今後の計画

知財共済は、商品発売以降、特許・実用新案・商標・意匠などの知的財産権の確保及び保護のための企業の高い関心により、2022年末までに12,858件（12,531件）の加入を誘致し、累積拠出金の納付額は1,461億ウォンで、その規模は着実に増加している。

また、融資開始（2022年7月末）以降、2022年末まで3カ所6件、479件（約96億ウォン）の融資を支援すると同時に、共済加入企業を対象に無料法律相談サービス、優先審査申請料の支援、特許庁支援事業の加点付与など様々な優遇措置を提供し、中小・中堅企業の知的財産セーフティネットの役割を果たしている。

特許庁は引き続き関係機関との協力を通じて加入者募集経路を多様化し、新規加入者を拡大し、準備金積立の詳細基準の策定、資産運用のリスク管理の改善、税額控除の導入推進など、知的財産共済の自立運営の基盤を構築するために積極的に努力する計画である。

さらに、一時納付型共済や知財費用に対する即時融資制度などを導入し、

知財紛争などに直面した企業が、より簡単に速く知財費用を調達できる基盤

を固める方策を模索し続ける。

表 V-1-4 知財共済の主な商品内容

<p>(掛金商品) 加入時に毎月の払込掛金を選択し、毎月積立形式で一定金利を適用されて掛金を積み立て、積み立てられた元利金は共済契約解約時に一時支給。</p> <p>-掛け金の種類:30 万ウォン、50 万ウォン、80 万ウォン、100 万ウォン、200 万ウォン、300 万ウォン、500 万ウォン、1,000 万ウォンで、一企業 3 件まで加入可能</p> <p>(融資商品) 共済掛金を 6 回目の納付後から知財費用融資及び経営資金融資が利用可能</p> <p>①(知財費用融資)</p> <p>国内外出願、知財権審判“訴訟、知財移転”事業化など融資事由発生時、<b>積立掛け金の最大 5 倍以内</b>で所要費用を融資、融資期間 5 年以内(1 年または 2 年据え置き後、分割返済)</p> <p>※掛け金の最大加入可能金額:15 億(5 億×3 件)、最大融資可能金額:75 億(15 億×5 倍)</p> <p>②(経営資金融資) 緊急の経営資金が必要な場合、<b>積立部金の 90%以内</b>の融資、融資期間 1 年(延長または借り換え可能)</p>
--

## 5. オン・オフラインの連携による知財取引への支援

産業財産政策局 アイデア経済革新チーム 工業事務官 **キム・ギョンナム**  
産業財産活用課 行政主事補 **アン・ソンヨン**

### A. 推進背景及び概要

国家経済成長の核心要因が有形資産から技術などの無形資産に移行しており、企業価値においても無形資産が占める割合が持続的に増加している。これにより、国家の持続可能な成長のためには、核心技術開発のための R&D 投資とともに、開発された技術に対する特許権を確保し、ビジネスに活用して収益を確保することが重要である。創造することが重要となる。

しかし、現代は技術の多様化・高度化及び激しい技術革新競争などにより、技術のライフサイクルが短くなり、技術の融合・複合化に伴う技術開発所要期間及びコストが増加するなど、技術革新環境は徐々に悪化している。このような環境下で競争優位性を確保するためには、自社の技術開発に重点を置く慣行では

なく、外部の革新技術を積極的に導入し、技術開発に必要な時間とコストを削減し、活用されない技術はライセンス供与する開放型革新が求められる。

特許庁は、特許技術の活用促進及び開放型革新を支援するため、知財取引情報システムを構築し、特許取引専門館を運営するなど、オン・オフライン連携を通じた特許技術取引を支援することで、第 4 次産業革命時代の知財活用体系の先進化を通じた国家の知財競争力強化に取り組んでいる。

### B. 推進内容及び成果

情報技術と電子商取引の発達は、産業の生産性を飛躍的に向上させ、顧客により便利で有用なサービスを提供することはもちろん、

政治・経済・社会・文化などあらゆる分野において新しい方法での変化を促進している。

特許庁は、情報技術を活用した取引情報の交換及び提供を通じて特許技術取引が活性化されるよう、2000年4月に知的財産取引情報システム(www.ipmarket.or.kr)をオープンし、2009年からは取引と関連した情報のアクセス性を高めるために個別的に運営していた技術取引情報サイトの連携を拡大した。また、2022年下半期からは既存の知的財産取引情報システムを国家知的財産取引プラットフォームに拡大・改編し、アイデア取引プラットフォームと連携を行い、知的財産金融及び事業化関連情報を統合的に提供するなど、ユーザーの利便性を向上させるために持続的に努力している。

一方、知的財産取引の特性上、両当事者間の取引意思が合致しても、特許取引価格に対する不一致及び手続き的な専門性の欠如など、実際の取引として成立するまでは様々な障害要因が存在する。また、国内企業は技術導入よりも自社開発の比重が高く、技術取引市場が狭く、民間取引機関の公信力不足、正当な仲介手数料納付文化の未形成などにより、知的財産取引は困難である。

これに伴い、特許庁では、技術分野及び圏域別に構築された特許取引専門官(計17人)をソウル、京畿だけでなく、嶺南圏と湖南圏に配置し、企業が常時技術移転の相談をサポートできるチャンネルを設けた。これにより、知的財産取引の専門人材及び情報の不足で困難を抱える個人、中小企業の知的財産取引が適材適所に成立するよう支援している。

特許取引専門官は、個人、中小企業などを対象に需要発掘及び面談、適正供給技術マッチング、仲介交渉及び契約関連法律の検討など、特許技術取引全般に関する知的財産仲介サービスを提供している。取引成立後もIP・技術金融、R&Dなど技術事業化のための支援事業とも連携している。このようなオン・オフラインの知的財産取引支援事業を通じて成約された取引の現況を見ると、最近5年間で平均580件に達している。

特許庁は、このようなオン・オフライン知的財産取引支援事業を民間まで拡大するため、2020年から民間・公共協力型知的財産取引支援事業を運営しており、特許取引専門官が保有する公共のIP取引基盤及びノウハウを提供し、民間のIP取引機関が自活能力のある取引機関として成長できるよう積極的に支援している。

表 V 1-5 権利別・タイプ別の知財取引実績 (単位:件)

区分	特許	実用新案	意匠	商標	その他*	計	権利譲渡	実施許諾
2018年	528	2	19	6	9	564	338	226
2019年	590	5	35	22	1	653	376	277
2020年	498	1	3	20	1	523	352	171
2021年	495	2	55	27	5	584	340	244
2022年	537	0	7	0	34	578	296	282

技術取引は特許権などの無形資産を移転対象とするため、技術取引当事者間の情報不均衡が起こることが多い。そのため、合理的な技術仲介交渉のために、当該技術の優秀性を証明できる効果的な手段が必要であった。これによって、特許庁では 2009 年にオンライン特許評価サービスである「特許分析評価システム(SMART5)」を開発した。

SMART5 は、客観的で定量的な特許情報(出願・登録・審査・審判情報など)を活用した特許評価及び分析結果を、オンラインから低コスト、リアルタイムで提供する。これにより、技術購入者に供給技術の権利性、技術性、活用性に対する客観的な分析資料を支援している。

SMART5 は、2010 年 4 月の国内登録特許評価を皮切りにサービスを継続的に拡大してきた。2018 年には、韓・米・欧の特許の評価情報を民間に開放し、2021 年と 2022 年には中国と日本の特許を追加して、知的財産 5 大強国(韓・米・欧・中・日)全体の特許に対する評価サービスが可能になった。これにより、知的財産サービス企業が多様な IP ビジネスを開発し、知的財産市場が活性化されるよう支援政策を展開している。サービス開始から 2022 年 12 月までに評価サービスの利用件数が累積 145 万件余りに達するなど、特許の質的評価の活用は持続的に拡大している。

表 V-1-6 機関類型別の特許分析評価システムの年間契約実績

区分	民間技術取引機関・特許法人	企業	大学・公共研究	公共機関	金融機関	合計
2010 年	7	5	11	9	1	33
2011 年	12	4	16	9	2	43
2012 年	8	8	23	10	2	51
2013 年	10	3	30	15	3	61
2014 年	25	4	29	7	5	70
2015 年	41	5	47	20	6	119
2016 年	44	5	51	19	5	124
2017 年	40	1	50	21	3	115
2018 年	43	4	35	25	4	111
2019 年	34	0	20	31	5	90
2020 年	42	3	33	15	4	97
2021 年	34	11	29	26	5	105
2022 年	26	1	28	25	4	84
合計	366	54	402	232	45	1,103



表 V-1-7 機関タイプ別特許分析評価システムの利用実績(単位:件)

区分	民間技術取引機関/ 特許法人	企業	大学・公共研	公共機関	金融機関	個人	合計
2010年	6,046	3,364	3,444	13,864	9	455	27,182
2011年	9,727	5,558	6,982	11,336	886	139	34,628
2012年	6,046	5,464	7,084	13,276	359	258	32,487
2013年	11,073	4,721	10,611	18,984	5,577	354	51,320
2014年	40,170	4,858	13,453	53,260	7,517	978	120,236
2015年	26,926	4,261	22,241	61,462	8,807	1,514	125,211
2016年	77,320	802	20,565	67,308	8,792	1,759	176,546
2017年	51,880	2,849	26,638	44,079	8,168	2,128	135,742
2018年	50,689	629	25,791	70,462	5,487	522	153,580
2019年	36,846	207	19,427	45,639	7,273	582	109,974
2020年	27,985	500	36,015	34,562	10,797	465	110,324
2021年	34,440	19,609	25,831	71,900	6,740	3,777	162,297
2022年	30,919	2,628	24,300	136,476	8,925	3,713	206,961
合計	410,067	55,450	242,382	642,608	70,412	16,644	1,446,488

### C. 評価及び発展方向

IoT、人工知能、ビッグデータなど第4次産業革命をリードする技術の台頭により、グローバル市場の産業構造が急速に変化しており、製造業、サービス、文化など産業間の境界が崩れ、接続と融合を通じて新しい産業と市場が創出されている。

このため、グローバル企業は新事業の先取りのために外部技術導入、技術革新型など開放型革新に積極的である。しかし、国内では知的財産に対する社会的認識が低く、知的財産侵害に対する処罰が不十分な結果、知的財産取引市場が活性化されていない。

このような環境にもかかわらず、特許庁のオン・オフラインを通じた特許技術

取引実績が改善されている。これは、長期的な観点から特許技術取引基盤を構築し、効果的な支援政策を通じて取引市場が拡大できる可能性を示している。

今後も特許庁は、特許取引専門官、国家知的財産取引プラットフォームを通じて特許取引を希望する個人及び中小企業に知的財産仲介サービスを提供し、知的財産の価値を高め、中小企業の技術競争力を高める計画である。

また、民間知的財産取引機関との協力を持続的に拡大し、民間知的財産仲介市場が創出されるよう支援すると同時に、SMART5の民間開放を通じて多様な知的財産情報サービスが発売されるよう支援するなど、民間中心の知的財産取引市場のエコシステムが作り出されるよう積極的に努力する計画である。

## 6. アイデア取引の支援

産業財産政策局 アイデア経済革新チーム 工業事務官 **キム・ギョンナン**

### A. 推進背景及び概要

COVID-19によりデジタル転換が加速する中、革新のための新たなアイデアの重要性がさらに浮き彫りになっている。このような市場環境の変化に対応するため、多くの企業は外部の革新力量を積極的に活用し、変化しようとする開放型革新を追求しており、消費者のニーズが多様化し、製品のライフサイクルが短くなる中で、製品開発のリスクとコストを削減するために外部のアイデアを積極的に活用している。代表的な事例として、フィリップスの「エアフライヤー」、P&Gの「オーラル-B」電動歯ブラシなどがある。

しかし、韓国は優れた革新能力に比べ、創造的アイデアの活用能力及び活用環境が不足しているのが実情である。したがって、外部からの創造的なアイデアが企業革新などにつながるアイデア取引環境づくりの必要性が高まる中、特許庁は2021年3月、アイデア取引プラットフォームである「アイデアで（www.idearo.kr）」を開設し、企業や国民誰でも自由にアイデアを相互に共有・取引できる基盤づくりを行った。

### B. 推進内容及び成果

国民の創造的なアイデアを通じて公共機関の課題（問題）を解決すると同時に、アイデア取引の活性化を図るため、2021年から「アイデアで」を利用して公共機関のアイデア公募を実施した。2021年には120の課題に対して806件のアイデアが提案され、そのうち62件のアイ

デアが取り引きされ、2022年には32課題に対して788件のアイデアが提案され、20件のアイデアが取引された。

炭素排出量削減及び2050年カーボンニュートラル社会の実現のため、2022年に企画財政部と共同で未来韓国アイデア公募を実施し、合計246件のアイデアが提案され、32件をシェアした。また、大田市と共同で社会・都市問題解決のためのアイデア公募展を実施し、6つの課題に対して180件のアイデアが提案され、11件をシェアした

また、2022年から韓国の代表的な社会的企業である「美しい店」と良いアイデアコンテストを開催し、合計142件のアイデアが提案され、そのうち10件をシェアした。

その結果、プラットフォーム開通後の2022年12月末時点で「アイデアで」に10,816人の個人会員、525社の企業会員が加入し、合計4,805件のアイデアが提案され、267件（シェア52件を含む）の取引が成立した。

それだけでなく、「アイデアで」プラットフォーム内で安全なアイデア取引ができるように、秘密保持誓約・未取引のアイデア不使用などに関する誓約の義務化、プラットフォーム利用規約の制定など標準取引手続を設け、アイデアの流出・奪取・盗用防止のために画面保存・コピー・ダウンロード防止機能を追加するなどシステム機能を強化した。

### C. 評価及び発展方向

いまだ、アイデア取引に対する認識が低く、プラットフォーム開通の初期段階であるため、取引が活発ではないが、認識の向上とともに制度の補完など安全な取引環境がつくられれば、徐々に活性化するだろう。特許庁は2022年3月、関係省庁合同で「アイデア登録・取引制度の活性化方案」を非常経済中央対策本部会議（経済副総理主宰）に上程した。アイデア取引の基盤づくりを行い、公共と民間が自由にアイデア取引に参加できるように、国が拠点となる「アイデアプ

ラットフォーム」を構築・運営し、国民のアイデアの供給拡大のために合理的なインセンティブを提供してアイデアの創出動機を与え、アイデアに対する保護を強化するために「公募展アイデア保護ガイドライン」を制定・配布するなど関連システムと制度を整備することが主な内容である。

今後、アイデアプラットフォームを通じてアイデア取引市場がつくられ、国民の創造的なアイデアが企業革新及び国家経済・社会発展の原動力として活用されるように持続的に努力する計画だ。

図 V-1-1 「アイデアで」の運営概要



### 7. 知的財産の製品化支援(IP 製品革新)

産業財産政策局 アイデア経済革新チーム 工業事務官 **ソ・ヒョウウォン**

#### A. 推進背景及び概要

国内に出願された特許、実用新案、意匠のうち、中小企業出願が占める割合は、2011年の20.8%から着実に増加し、2021年には27.8%で、全体の1/4以上が中小企業出願である。中小企業の技術開発がこれまで以上に活発に行われている証拠である。しかし、専門人材や資金など事業化力量が不足している中小企業が開発された技術をもとに製品を開発し、事業化に成功する割合は高く

ない。特に、政府の各種 R&D 支援を通じて開発された技術を基に事業化に成功する割合は50%程度に留まっている。

関連して、特許庁では、中小企業自身の力量で解決するのが難しい製品開発過程の技術的問題を、他の技術分野の特許を分析した情報などを活用して解決し、改善された製品に対する設計と製作などの検証を支援する「IP 製品革新支援事業」を実施している。

2012年から始まった本事業は、受益企業の需要を反映して継続的に支援内容を補完しており、特に2021年からは様々な機関と協力して試作品の製作、事業化資金などの幅広い支援を提供している。

## B. 推進内容及び成果

IP製品革新支援事業は、支援内容によって市場と顧客の需要に合わせた新製品を企画する「新製品企画」課題と既存製品の機能、生産工程などを改善する「問題解決」課題、製品の意匠改善を通じて使用性と機能を向上させる「製品高度化」課題に分けられる。課題別コンサルティングの成果物を基にした製品の設計と製作などの検証が支援され、希望する企業は投資誘致説明会に参加する機会も得られる。

事業公告→支援企業選定→実行会社選定→協約締結及び支援課題遂行の順に行われ、支援が完了した受益企業に対しては、翌年から3年間、支援成果に対するモニタリングを実施する。

最近5年間、本事業を通じて合計381社の中小企業が支援を受け、モニタリング(アンケート)の結果、これら受益企業のうち97%以上が支援結果を製品競争力強化、新市場進出などの事業化に活用したことが分かった。

区分	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
予算(百万円)	3,884	3,884	3,884	4,137	4,137
支援企業数(社)	77	81	51*	89	83
事業化活用率(%)	97.3	97.3	99.2	98.1	97.0

\*コンサルティング検証の統合支援で支援企業数が減少

特に、2022年には既存の協業事業を拡大し、国土部、中小企業庁、防衛事業庁など中央政府機関や自治体(大田、城南、済州)、大学など9つの機関の事業と連携して共同支援することで、予算増額なしで、支援企業に最大31億円の追加支援の効果があった。また、このような支援成果を活用し、独自の「官民協業投資誘致説明会」を通じて54億円の投資誘致を行い、一部の受益企業は政府機関と100億円規模の納品契約を推進し、国内外の各種展示会で優秀な結果を得るなど、多方面で成果が活用されていることが分かった。

表V-1-9 官民協業による知的財産の製品化支援体系

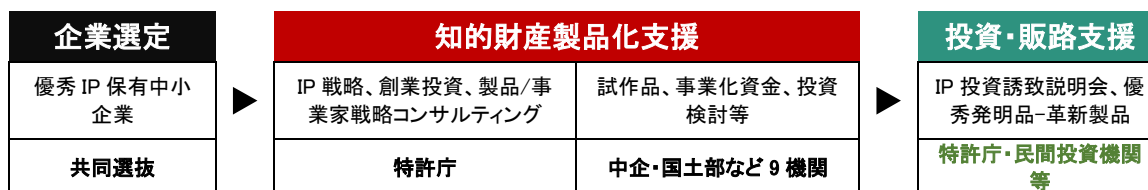


表 V1-10 IP 製品革新支援適用体系



### C. 評価及び発展方向

IP 製品革新支援事業に用いられる異分野特許検索方法論 (OPIS) は、技術分野別特許が持つ問題解決原理を他の技術分野に適用することで、短期間で効果的に製品の革新を導き出すことができる問題解決方法論であり、迅速に製品を開発し、市場に進出しようとする創業企業の製品開発に最適化された方法

だと言える。

実際の受益企業の多くは売上高 10 億未満の創業初期の企業や小企業で、支援による製品化の成功、売上、雇用の増加のほか、事業参加することで企業全体の IP 活用力量の増大と企業技術保護分野にも役立つと分かった。

また、2021 年から推進した他機関との協業を通じて試作品製作、事業化資金も提供し、展示会参加、試作型製作など販路開拓、量産をはじめとする後続の事業化手続きを迅速に推進できるよう支援を受けた。特許庁では今後、他省庁、自治体などとの協業を拡大し、持続的な予算確保を通じて支援規模を拡大し、中小企業が保有する産業財産権の事業化のための支援をさらに強化していく計画だ。

## 第 2 節 大学・公共研究機関での知的財産活用の促進

### 1. 概観

産業財産政策局 アイデア経済革新チーム 工業事務官 **チョン・ヒヨンス**

大学・公共研究機関は、政府 R&D 予算の 64.5% (17.2 兆円) を使用し、SCIE 論文の 94.0% (45, 476 件) を創出 (2021 年現在) している技術革新の源泉である。2021 年の国内特許出願は前年比 3.6% 増加の 32,355 件であり、最近 5 年間 ('17 年~2021 年) では大学・公共研究機関は国内特許出願 60% (19, 000 件) 以上を維持し、主導的な役割を継続的に果たしている。

2021 年の技術移転の成果は、全体で

8,476 件であり、このうち大学・公共研究機関が技術料を徴収したのは 4,100 件で、前年比 7.4% 増加したものと分かった。また、技術移転を通じて 1,300 億ウォンの技術料を徴収することで、全体の技術料収入 (2,629 億ウォン) の 49% を占めていることが分かった。これにより、大学・公共研究機関の研究成果が民間企業に移転され、技術革新につながる好循環システムが構築されていることが分かる。



図 V-1-2 研究遂行主体別の国内出願特許の成果の推移(2021 年)



出典：2021 国家研究開発事業成果分析レポート

特許庁は、2006 年から大学・公共研究機関の知的財産に対する認識の向上と特許管理体系の整備を通じて知的財産力量強化及びインフラ構築を支援するための事業を開始した。2022 年からは、特許創出から活用まで大学・公共研究機関が必要とする支援を中長期的に提供するため、個別に運営されていた単位事業を統合・廃止し、「知的財産創出・活用支援事業(MVP 事業)」に改編した。この事業は、M(優秀特許創出)、V(保有特許移転・事業化)、P(研究者創業)の 3 つのモジュールで構成し、各大学・公共研究機関の知的財産力量に応じたオーダーメイドの支援を提供する。

益再投資支援事業」に事業名称を変更し、支援規模を拡大した。

また、2019 年には、技術移転収益を再び技術移転のために再投資する自立型の好循環生態系の構築を支援するために、「韓国型特許ギャップファンド事業」を試験的に推進し、2020 年からは事業の理解度を高めるために「知的財産収



## 2. 知的財産創出・活用支援事業(M. V. P. 事業)

産業財産政策局 アイデア経済革新チーム 工業事務官 **チョン・ヒョンス**

### A. 推進背景及び概要

2022 年知的財産活動調査によると、大学・公共研究機関の国内保有特許の活用率は 27.9%で、前年度(27.7%)対比で 0.2%p 増加し、知的財産専任人材を保有している大学・公共研究機関の割合も 45%で前年度(43.8%)より 1%p の増加にとどまったことが分かった。

これと関連し、特許庁は大学・公共研究機関の知的財産経営インフラ構築と能力強化を支援するため、大学・公共研究機関の知的財産経営能力診断及び深層コンサルティングを通じて中長期的な知財新経営戦略の策定を支援し、これを基に各大学・公共研究機関固有の特性と経営能力に応じたカスタマイズ型の支援を強化している。

### B. 推進内容及び成果

知的財産創出・活用支援事業は、知的財産経営陣及び深層コンサルティングを基盤に、大学・公共研究機関の知的財産経営能力を高めるための中長期的な支援を提供する。

優秀特許の創出を目指し、需要ベースの発明インタビュー、技術マーケティング、海外出願などの費用を支援する M モジュール(優秀特許創出)と、保有特許の技術移転・事業化を目指し、需要企業の発掘、技術検証、後続出願を支援する V モジュール(技術移転・事業化)、技術を最もよく知っている研究者の創業を目指し、技術価値評価、BM 開発などを支援する P モジュール(研究者創業)の 3 つのモジュールを中長期(3+2 年)カスタマイズ型で支援する。2022 年に始まったこの事業は、初年度 18 の大学・公共研究機関を支援し、合計 151 件の技術移転及び 274.3 億ウォンの技術料の成果を達成した。

図表 V-1-3 「知的財産創出・活用支援の類型」

マネージング	活用可能な優秀特許創出の集中支援
バリューアップ	保有特許の技術移転・事業化の集中支援
パイオニア	保有技術を活用した研究者創業集中支援

### C. 評価及び発展方向

個別に運営されていた単位事業(需要ベースの発明インタビュー、知的財産パッケージ構築、特許経営専門家派遣事業)を統廃合し、大学・公共研究機関

の力量に応じて 3 つのモジュールを選択して中長期的に支援することで、大学・公共研究機関の知的財産経営能力を強化している。

世界的に特許競争が激化し、大学・

公共研究機関の知的財産能力が高まるにつれ、大学・公共研究機関が保有する研究成果の技術移転・事業化への期待と技術革新のための大学・公共研究機関の役割も徐々に拡大している。

今後は、優秀な知的財産の創出と技

術移転のために、大学・公共研究機関の知的財産管理・活用力量強化とともに、技術需要の発掘と技術移転・事業化ロードショーなど知的財産活用ネットワークをさらに強化し、大学・公共研究機関の研究成果が企業の革新と成長に貢献できるように事業を推進していく計画だ。

### 3. 知的財産収益の再投資への支援

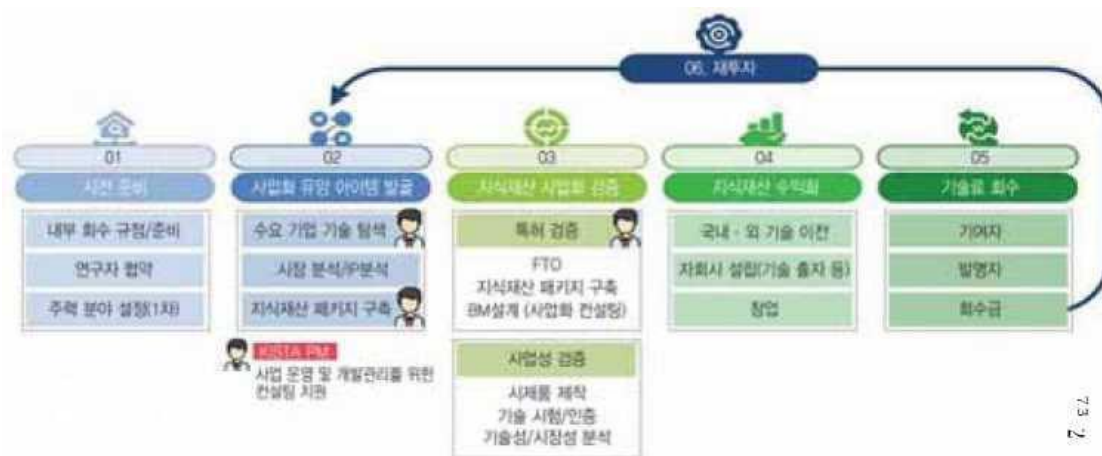
産業財産政策局 アイデア経済革新チーム 工業事務官 **チョン・ヒョンス**

#### A. 推進背景及び概要

大学・公共研究機関の研究成果が強力な特許権として確保され、企業に効果的に移転・事業化された場合、革新成長と質の高い雇用創出が可能である。しかし、大学・公共研究機関の特許活用率は 27.9% (2022 年)にとどまり、大学・公共研究機関の研究成果が事業化及び技術創業につながる特許活用の生態系の成長はまだ課題として残っている。

このような技術の需要と供給時のギャップを減らすためには、技術マーケティングと実験、試験、試作品製作などの商用化検証が必要である。これにより、支援金を有望特許技術の商用化活動に投資し、これにより発生した技術料収益の一部を回収し、他の有望特許技術の商用化活動に再投資することで、大学・公共研究機関が自ら持続的に機能する自立型の好循環システムを構築するよう支援するため、2019 年から本事業が開始された。

図 V-1-4 知的財産収益再投資の好循環概念図



## B. 推進内容及び成果

回収・再投資プロセスを構築するためには、技術料収益の一部を回収する方式に対する機関内の研究者の同意が必要であるため、一定水準以上の知的財産経営能力を有し、研究者の知的財産に対する認識が整っている大学・公共研究機関を対象に支援している。

2022年、合計15機関の支援を通じ、技術移転145件及び技術料121億ウォンの成果を創出し、支援金の48.8%(17.6億ウォン)を回収した。今後、大学・公共研究機関の特許技術事業化のための再投資を通じて、政府支援が終了した後も独自に運営できる財政的基盤を構築することが期待される。

## C. 評価及び発展方向

事業以前と比較して、支援機関の技術移転収益や投資金の回収など、多くの機関で肯定的な成果が確認された。

今後、知的財産収益再投資支援事業に参加する機関の技術と特許情報を中小・中堅企業と共有するプログラムを通じ、産業現場の技術需要が研究開発につながるよう積極的に支援する計画だ。

また、金融連携を活性化し、公共IP移転企業にIP投融資を連携するなど、実質的な事業化の成功事例が続くように、大学・公共研究機関の知的財産取引・事業化能力を最大化していく予定である。

## 第2章

# 知財基盤の強小企業の育成



## 第1節 地域の強小企業の発掘・育成

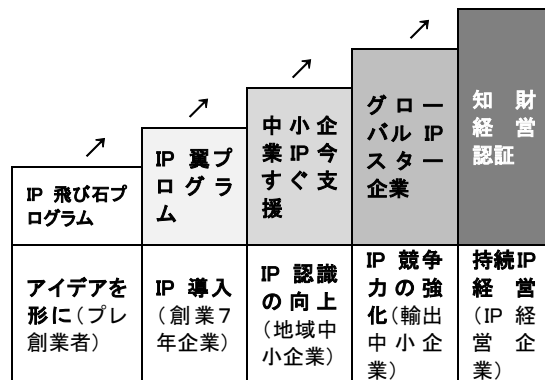
### 1. 概観

産業財産政策局 地域産業財産課 技術書記官 **イ・ソンヒ**

第4次産業革命時代を迎え、中小企業支援政策は、アイデアベースの核心技術と知的財産の育成を通じた複合的な付加価値創出という新しいパラダイムに帰結しており、これによって起業や雇用創出に結びつけることができる知的財産の生態系づくりが非常に重要になっている。

一方、このような動きは、製造業ベースの主力産業に集中していた「地域」にも新たな変化を要求している。地方化時代に集約されるダイナミックな環境変化と相まって、地域の積極的な知的財産権の創出と活用が先進化された地域産業構造への転換と競争力のある地域強小企業育成のきっかけとなっている。

このような理由から、特許庁は、全国を対象にプレ創業者を含む個人創業者から輸出中小企業まで、企業の成長全段階を網羅する知的財産創出支援体系を構築し、地域の中小企業の知的財産創出を集中支援することで首都圏と非首都圏の知的財産の二極化解消に取り組んでいる。



段階別に見ると、プレ創業者のための「IP 飛び石プログラム」を皮切りに、7年以内の創業企業を支援する「IP 翼プログラム」、そして中小企業の海外進出支援のための「グローバル IP スター企業育成」事業を経て、知的財産優秀中小企業に対する「認証」に至るまで、段階的かつ継続的に支援が受けられる。具体的な支援内容は、プレ創業者にアイデア具現化・高度化コンサルティングを、創業初期の企業に融合・複合 IP 技術・経営戦略コンサルティングを、一般中小企業を対象として IP 経営コンサルティング及び懸案事項の解決を、

輸出(予定)中小企業には海外特許確保戦略の策定及び海外出願などを支援した。また、中小企業の知財経営の環境

づくりを誘導し、認証企業の対外信頼度を高めるべく、知的財産経営認証制度を運営している。

## 2. 知的財産バウチャー事業の推進

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 **シン・ヘヨン**

### A. 推進背景及び概要

#### 1) 推進背景

国の未来成長動力の発掘及び持続可能な成長において、技術基盤の創業が重要な要素として位置づけられ、世界各国はスタートアップ支援に注力している。

韓国でも汎政府的な創業支援政策が推進され、創業コストやリスク低減、投資拡大など、スタートアップの生存と成長環境が改善される傾向にあるが、依然として韓国のスタートアップ生態系の自生力は先進国に比べて不足しており、グローバル成功事例も不足しているのが現状だ。

また、IP がスタートアップの成長と成功の重要な要素であるにもかかわらず、IP サービスの高コストにより、多くのスタートアップが困難を訴え、支援を求めており、創業・中小企業 IP 支援施策が創出・保護・活用分野別に多様に設けられているが、スタートアップの柔軟な活用には限界がある。

これにより、特許庁は一般的な中小企業創業とは異なり、事業アイテム・ビジネスモデルの変更が頻繁に行われタイミングが重要なスタートアップの特徴を考慮し、従来の供給者視点を脱却し、適時に支援が機能する新しい支援方式を設けることになった。

図 V-2-1 スタートアップ知財バウチャー事業の推進体制



## 2) 概要

スタートアップ知的財産バウチャー事業は、需要者自主選択型 IP サービス統合支援を通じてスタートアップの IP 競争力を強化し、自生的なスタートアップ生態系を構築することにその意義がある。

スタートアップにバウチャーを発行すると、スタートアップは IP サービスメニューとプールに登録されたサービス提供機関の中から自由に必要なサービスや機関を選択して利用し、バウチャーでサービス料金を支払えばよい。

IP サービスメニューは、国・内外の IP 権利化、特許調査分析・コンサルティング、特許技術価値評価、技術移転、営業秘密保護の5つに分かれている。この際、バウチャーはポイント形式で発行され、サービス費用は、成果物の確認など一定の精算手続きを経て、管理機関が直接 IP サービス機関に支給する。

支援対象は、第4次産業革命関連または挑戦的な課題を追求する技術IPベースのスタートアップで、韓国で設立された非上場会社でなければならず、プレ創業者は除外される。

表 V-2-1 スタートアップ知財バウチャー事業 IP サービスメニュー

IP サービス項目	詳細内容
国内・海外 IP 権利化	特許(PCT)、実用新案、意匠(ハーク)、商標(マドリッド)出願の弁理サービス
特許調査分析・コンサルティング	先行技術調査、無効資料及び侵害資料調査・分析、特許マップ、『コンサルティング、国際紛争対応コンサルティング
特許技術価値評価	移転・取引、金融、事業化、訴訟、技術上場などのための特許技術の価値評価
技術移転	特許技術販売・購入(またはライセンス契約)仲介
営業秘密保護	営業秘密の原本証明サービス

## B. 推進内容及び成果

2022年スタートアップ知的財産バウチャー事業は195のスタートアップに知的財産バウチャーを支援し、知的財産バウチャーを支援されたスタートアップは715件のIPサービスを利用し、企業のIP競争力を向上させた。

知的財産バウチャーを支援されたスタートアップのIPサービス利用内訳を見ると、優れた技術力及び潜在力を保有するスタートアップが成功の可能性を高めるために、創出・保護・活用の全分野に幅広く使用された。

IP権利化サービスを通じて、革新的な

アイデアと技術を知的財産化し、生存及び成長の基盤を築いた。特に、費用負担が大きい海外出願(PCTなど)サービスの活用を通じて海外IPポートフォリオを構築し、グローバル市場に対する綿密な特許調査分析などを支援し、スタートアップの海外進出の足場を整えてくれた。

一方、2022年度から「国際紛争対応コンサルティングサービス」を新規支援し、企業の知的財産紛争予防・対応など、知的財産の防御及び攻撃戦略の策定ができるように支援した。

他にも特許技術価値評価を通じて資金誘致、技術移転の基盤を築いた。



## C. 評価及び発展方向

知的財産バウチャー事業は、スタートアップの特性を考慮し、必要な時期に必要なサービスを便利に利用することができ、高い満足度(89.5点)を記録している。また、2022年のスタートアップ知的財産バウチャー事業の成果を分析した結果、知的財産バウチャー事業による売上増加への寄与度は36.3%、輸出増加の寄与度は36.7%、新規人材の雇用創出は195人に達するなど、企業の財務業績の向上を牽引しており、競争力強化を通じてスタートアップの価値を上昇させ、投資誘致など、その後の成果創出に貢献

している。

2023年にもIPベースのスタートアップの成長のために、関係機関協業及び事業連携などを通じて優秀で有望なスタートアップを選定して支援し、IPサービスの死角が発生しないようにスタートアップの経営環境とニーズを反映して様々なIPサービスを支援する計画だ。また、IPの専門知識が不足しているスタートアップが知財バウチャーをより効率的に使用できるように、IP専門家を通じてIPサービスの使用に関する助言を支援する計画だ。

## 3. IP 飛び石プログラムの推進

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 **チェ・ソンギョ**

### A. 推進背景及び概要

#### 1) 推進背景

最近、第4次産業革命と人口構造の変化が加速しており、世界的な景気低迷と雇用のない状況が続く中、革新型技術創業は新しい領域の高付加価値創出を通じた成長と雇用拡大の新しいトレンドとして位置づけられている。このような技術創業を活性化するためには、創業前の段階から知的財産中心の創業誘導が必要だ。

これに対し、特許庁はIP飛び石プログラムを通じて予備創業者の単なる初期アイデアを、知的財産を基盤とした事業アイテムとして育成できるようにするこ

とで、予備創業者が創業に成功するための「飛び石(足がかり)」となることを目指している。

#### 2) 概要

IP飛び石プログラムは、個人及び予備創業者のアイデアを熟成させて事業アイテムとして具体化し、特許権の確保、事業計画書の策定を支援することで、知的財産を活用した創業を支援するコンサルティングベースのプログラムである。

支援対象は創造的なアイデアを保有している予備創業者で、事業申請は全国広域市・道の地域知的財産センターを通じて年中随時行うことができ、オンライン・オフラインの基礎相談を通じてアイ

デアの事業可能性を診断された後、参加申請書とアイデア要約書などを提出しなければならない。

事業支援内容は、①段階:IP 創業ゾーン、地域知財センターなどのアイデア相談窓口で知財及び創業の専門家と基礎相談を行う。基礎相談を通じて同事業の支援対象を選定する。②段階:IP 創業ゾーンでアイデア発想技法、創造的な問題解決方法、特許情報検索などの教育を通じて予備創業者に必要な知的財産と創業に対する基本的な能力を備える。③段階:アイデア高度化コンサルティングを通じて先行技術調査分析結果を基に、技術が事業アイテムとして競争力を持てるようにさらに発展させる。④段階:高度化されたアイデアを権利として保護し、経営・マーケティングに活用できる最適な特許技術として出願する。⑤段階:アイデアを実際の具現化機能した製品に発展させるため、3D モデル設計を支援する。⑥段階:創業コンサルを通じて事業計画書、ビジネスモデルなどを策定し、他機関の資金・試作品製作などを支援できるように連携する。

## B. 推進内容及び成果

IP 飛び石プログラムを通じ、2021 年には計 850 件のアイデアが事業アイテムとして導出され、2022 年には合計 875 件の知的財産基盤の事業アイテムが導出された。IP 飛び石プログラムの受益者のうち、2021 年には 330 件が創業し、2022 年には 326 件が創業に成功した。これらの創業企業の売上高は 2021 年には合計 52 億ウォン、2022 年には 34 億ウォンであり、2021 年には 240 人、2022 年には 188 人を新規雇用し、新たな雇用を創出した。

また、創業コンサルティングにより他省庁の様々な創業支援事業に連携支援し、2021 年には 379 件、2022 年には 394 件が試作品製作などを支援された。

## C. 評価及び発展方向

IP 飛び石プログラムは、アイデアはあるが創業に苦勞している地域住民が知的財産基盤の競争力のある事業アイテムで創業できるよう支援し、地域に新しい雇用が創出されることに貢献した。また、地域の様々な関係機関との協力を通じて、地域の特性に合った知的財産基盤の創業が活性化されるように運営していく。

図 V 2-2 IP 飛び石プログラムの進行手順



아이디어基礎相談⇒アイデア創出教育⇒アイデア高度化⇒アイデア権利化⇒3D 模型設計⇒創業コンサルティング⇒

## 4. IP 翼プログラムの推進

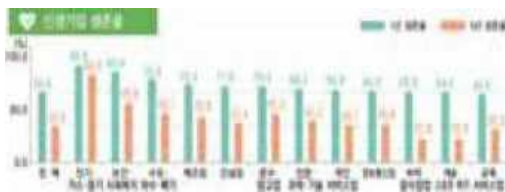
産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 **チェ・ソンギョ**

### A. 推進背景

#### 1) 推進背景及び概要

創業初期、少し耐え抜けば名実ともに成長軌道に乗ることができる技術創業企業には、政府の様々な支援事業がきっかけとなる。しかし、現実はこのような企業支援政策があっても、新生企業の5年以内の生存率が33%に留まっているのが実情である。それだけ初期技術創業企業が市場に定着するのが情熱とアイデアだけでは容易ではないことが分かる。統計庁の「2021年基準企業生滅行政統計結果」報告書によると、新興企業の1年生存率は64.8%、5年生存率は33.8%と分かった。一方、2021年中小ベンチャー企業部が発表した創業企業実態調査によると、5年生存率は59.7%で、一般企業よりも優れていることを示しており、これは創業支援企業の成長を牽引するための政策の重要性を表していると言える。このため、特許庁は単に費用を支援するのではなく、技術創業企業の質的成長のために専門家のIPコンサルティングを支援する「IP翼プログラム」の運営で創業企業の生存率を高め、健全な創業の生態系づくりのために努力している。

表V-2-2 企業の生成・消滅の行政統計



表V-2-3 主要国新生企業の1年/5年生存率



#### 2) 概要

IP翼プログラムは全国地域知的財産センター(RIPC)が運営している。

IP翼プログラムは、創業企業が直面している技術や経営的な懸案事項に対しIPの面から問題解決を支援する事業で、地域知的財産センターの担当コンサルタントが100日の課題期間中にビジネスプロデューサーになり、企業にIPコンサルを支援する。

まず、事業運営面では、課題期間100日間に8回の企業現場訪問コンサルティングを義務付け、地域コンサルタントが忠実なビジネスプロデューサーの役割を担った。

次に、事業遂行面では、担当コンサルタントは8つのソリューション(強力な特許権取得、R&D方向設定、紛争予防戦略策定、IPカスタマイズ教育、IP活用戦略策定、IP融複合戦略策定、職務発明制度・営業秘密戦略など知的財産管理戦略策定、知的財産経営認証など企業成長のための認証取得及び活用戦略策定)の中から、企業に必要なものを選別してカスタマイズされたコンサルティングを提供する。

受益企業は、コンサルティング期間中、担当コンサルタントおよび関連専門家とチームを組んで、企業の懸案事項について解決していくのだが、特許専門人材が豊富な創業企業にとっては、このような密着型コンサルティングが頼もしい存在となっている。

## B. 推進内容及び成果

2017年に初めて始まった翼プログラムは、過去5年間に3,300社にIPコンサルティングを支援し、2022年には2,108社が申請し、712社を支援するなど、事業需要が増えている状況である。

過去5年間の「IP翼」プログラムを通じて、特許出願だけでなく、IP融複合を活用した商標、意匠の出願、海外出願も支援し、合計4,464件の知的財産権の出願を支援した。

表V-2-4 2017～2022年IP翼プログラム知財権出願に関する支援件数

特許	商標	意匠	海外	合計
3,638件	352件	152件	322件	4,464件

また、IP経営戦略コンサルティングを通じて政府機関の事業化支援、IP金融、エンジェル投資などから合計6,101億ウォンの事業資金を確保し、合計6,264名の新規雇用を創出するのに直接間接的に貢献した。

特に、このような雇用は、知的財産戦略を通じて企業の成長を誘導しながら創出された雇用であって、単純な雇用というよりは、企業の技術及び知的財産分野で創出された良質の雇用という点で意味がある。

また、2019年度から汎政府創業支援事業連携の一環として、IP翼プログラム受益企業を対象に中小ベンチャー企業部の創業成長技術開発（飛び石）事業に連携推薦し、別途のトラックで進行する特典を付与し、2021年度IP翼プログラム受益企業37社を推薦し、最終的に14社が最終選定され、2022年度には40社を推薦し、最終的に19社が連携支援の恩恵を受けた。

表V2-5 2018～22年IP翼企業の事業資金確保現況

他機関連携	技術金融等融資	外部機関投資	合計
2,363億ウォン (1,421社)	1,932億ウォン (637社)	1865億ウォン (137社)	6,101億ウォン

## C. 評価及び発展方向

2022年IP翼プログラムコンサルティングのサービス品質向上のために支援企業に当該事業に対する品質及び満足度調査を行った結果、満足度平均は99.6点で、支援企業の大半がIP翼プログラムに満足していると評価された。調査結果で不足している部分については、コンサルタントの能力向上教育を通じてコンサルティングの質的向上を図る予定である。

表V-2-6 2022年IP翼プログラムのコンサルティング満足度

調査対象	応答企業	平均点数
712社	675社	99.6社

今後増加する事業需要に対応するため、当該事業を遂行する地域知識センターを拡大再編し、多様な連携課題を発掘して支援できる方策を設けるなど、関係機関協力を持続的に強化して事業資金、技術開発、マーケティング支援など

フォローアップ連携を通じて IP 翼事業の 目に見える成果を創出する計画だ。

## 5. シニア退職人材の特許基盤技術創業への支援

産業財産政策局 アイデア経済革新チーム 工業事務官 **ソ・ヒョウオン**

### A. 推進背景及び概要

#### 1) 推進背景

グローバル経済環境と人口構造の変化に伴う急速な高齢化により、生産可能人口が持続的に減少する傾向にある。さらに、ベビーブーム世代に代表される中高年層の大量退職が現実化しており、韓国経済の持続可能な発展のために、中高年層による退職後の専門知識を活用した技術創業など、継続的な経済活動への積極的な参加が切実な状況である。

韓国だけでなく、創業のメッカである米国の創業実態調査結果を見ると、高経歴の中高年層は技術創業の中核人材であり、退職後も創業意向と持続的な経済活動意欲も高いことが分かり、技術創業の活性化のために中高年層への支援が必要である。

特許庁は、熟練した経験と技術専門性を保有する中高年層の創業アイテムが成功的な技術創業として実現できるよう、中高年アイデア事業化事業を 2021 年から推進している。

#### 2) 概要

シニア退職人材の特許基盤技術創業支援事業は、満 40 歳以上の中壮年者が知的財産を基礎とした創業アイテムが事業化されるように IP 創業パッケージ (最大 4 千万ウォン以内) を支援し、中小

ベンチャー企業部と銀行圏青年創業財団 (D-CAMP) などとの協業を通じて創業インフラと投資資金などをフォローアップする。

IP 創業パッケージは、創業・投資・知的財産の専門家で構成された専門遂行機関が、中長年の創業アイテムと IP 現状を精密診断し、約 6 ヶ月間、事業化成功に不可欠な IP 権利確保 (特許出願 3 件前後)、製品事業化計画、製品検証 (技術検証、木工)、投資誘致などをワンストップで支援する。

IP 創業パッケージ支援後には、中壮年創業企業の持続的な成長と事業運営のため、投資誘致説明会とともに銀行圏青年創業財団 (D-CAMP) の投資検討 (創業チーム当たり最大 3 億ウォン)、D-CAMP (ソウル江南) の「フロントワン (ソウル麻浦)」入居の機会が提供され、全国に所在する中壮年技術創業センターを通じて入居スペースの特典が連携提供される。

シニア退職人材の特許基盤技術創業支援事業の支援対象は、創業アイテムに関連して熟練した経験と特許を保有または出願した満 40 歳以上の予備創業者または 7 年以内の創業者であり、年間支援規模は 20 人程度である。

事業申請は、毎年初めに韓国発明振興会の事業公募を通じて事業計画書などを提出すればよく、支援対象者は、IP



基盤の書面評価、国民参与審査、発表評価を通じて合計 20 名内外の中壮年操

業チームを選抜する。

表 V-2-7 シニア退職人材の特許基盤技術創業支援の協業体系

特許庁(IP 創業パッケージ)			協業機関のフォローアップ支援
IP 出願／導入など IP 権利確保	BM／投資戦力など IP 製品事業化計画	試作品／認証など IP 政策検証	入居空間／投資検討
企業当たり最大 40 百万ウォン(自己負担金 20%)			投資誘致説明会
			創業保育支援プログラム

## B. 主進内容及び成果

2021 年にシニア退職人材の特許基盤技術創業支援事業として新設され、2022 年には事業公募に合計 541 人が応募(競争率 27 対 1)し、中高年層の創業に対する関心が高かった。

選抜された中長年の創業チーム 20 人は、IP 創業パッケージを通じて平均知的財産(特許)2.4 件の出願、製品事業化戦略 2.2 件、製品検証 1.6 件などの支援を受け、20 人全員が特許基盤技術創業に成功した。

また、選抜された創業チームは、信用保証基金、銀行権創業財団、韓国産業銀行などを通じて、計 11 回の投資誘致説明会、創業スペース入居、2022 大韓民国知的財産大展の展示広報・マーケティングブースなど、資金誘致から初期販路確保の機会までフォローアップ支援を受けた。

官民協業支援を通じて実現された中壮年の創業 20 チームは、約 49 人の新たな雇用と経済的な付加価値を創出し、ベンチャー及びエンジェル投資を通じて約 164 億ウォンの事業資金を誘致する成果も生み出した。

表 V-2-8 2021,2022 中壮年創業企業支援及び主要成果

年度	IP 創業パッケージ			投資誘致	雇用効果
	IP 出願	製品事業化	製品検証		
2021	37 件	44 件	28 件	103 億ウォン	39 人
2022	48 件	43 件	31 件	164 億ウォン	49 人

## C. 評価及び発展方向

中壮年のアイデア事業化事業は、企画財政部が実施した 2021 年国民参加予算執行現場モニタリングで政策参加者に非常に高い満足度評価を受け、事業の必要性と成果の面で国民的共感を得た。

表 V-2-9 2021 国民参加予算執行現場モニタリング結果

国民参与予算(省庁平均)	シニア事業満足度
95%	100%

特に、官民協業を通じて様々な創業インフラをワンストップで支援した点が、成功的な技術創業と成果創出のきっかけとなったと評価された。

特許庁は、創業現場のカスタマイズされた創業支援強化の要求と高い事業需要を満たすため、支援対象や官民協力をさらに拡大していく予定だ。



## 6. 中小企業 IP 今すぐ支援サービスの提供

産業財産政策局 地域産業財産課 施設事務官 **パク・ボンヒ**

### A. 推進背景及び概要

中小企業は、専門特許チームを保有する大企業に比べ知的財産能力が不足し、知的財産権に関する専門家からのコンサルティングを受けるのが難しいのが実情である。特に、地方中小企業の場合にその困難がより大きいため、これらの中小企業に迅速な知的財産支援及び問題解決が必要である。中小企業知的財産権支援サービスは、中小企業の知的財産権に関する課題を発掘し、知的財産コンサルティング及び問題解決を通じて企業の成長障害要因を除去することを目的として実施された中小企業支援事業である。

同事業は、2010年からIPスタートアップ、IP スケールアップ支援事業として実施され、年1回の事業実施という従来の事業構造では、中小企業の即時のニーズへの対応が困難であった。

これに伴い、中小企業の経営現況で現れる知的財産関連の緊急の悩みに対して迅速に対応する必要があり、2017年から地域中小企業のIP成長障害要因を除去できるよう、地域知的財産センターを通じた随時相談及び緊急支援形式の事業に変更した。

### B. 主な内容及び成果

中小企業IP今すぐ支援事業は、中小企業に特許マップ、意匠マップ、ブランド開発、意匠開発、特許技術広報映像な

どを支援し、地域知的財産センターのコンサルタントが国内外のIPコンサルを提供する事業である。中小企業はコンサルタント及び協力機関の専門家の企業懸案課題の分析・診断を受け、それに応じた必要な事業を支援に通常2~3ヶ月かかる。

2022年度中小企業今すぐ支援事業の支援実績は以下の通りである。

表V-2-10 2022年度中小企業IP今すぐ支援

支援事業	支援件数
計	1,243
特許・意匠マップ	269
ブランド開発	132
意匠開発	295
特許技術広報映像	46
海外権利化	167
意匠レイアウト	21
国内外IPコンサルティング	313

### C. 評価及び発展方向

中小企業IP今すぐ支援事業は2022年合計1,243件のIP住民行政相談に対する即時相談・支援を実施し、事業施行前(2005年)24.6%に過ぎなかった中小企業の特許出願比率が2021年現在59.9%まで徐々に上昇し、大企業と中小企業のIP格差解消に寄与した。

また、同事業施行前(2005年)20.7%に過ぎなかった非首都圏の特許出願比率が2021年36.1%まで上昇し、首都圏と非首都圏のIP力量格差の解消に貢献した。

区分	主な内容
韓-英 FTA (2021.1.1. 発効)	※ Brexit に備え、知財権保護連続性確保のために、韓 EU-FTA を基に最小部分だけを修正 ● 韓-EU FTA の保護水準で英国内の韓国企業の知的財産権を保護 ● 地理的表示「アイリッシュウイスキー」保護手続き明示、未登録機能意匠の自由実施の保証
RCEP (2022.2.1. 発効)	● 悪意ある商標出願の防止、商標出願・登録電子システム及び商標国際分類の導入 ● 原産地誤認・混同行為の禁止 ● 特許出願 18 ヶ月後に特許公開、国際特許分類システム (IPC) 導入 ● 部分意匠導入根拠の整備と意匠国際分類の導入
韓-イスラエル FTA (2022.12.1. 発効)	● 商標出願時の意見提出の機会の保障、未登録有名商標の保護 (同一類似群、混同誘発) ● 特許公示例外 12 ヶ月、優先審査 (自己実施など明示)、優先権証明書の提出手続きの簡素化 ● 意匠の 15 年保護、審査手続きの簡素化
韓-カンボジア FTA (2022.12.1. 発効)	(知的財産権の章なし)
韓-インドネシア FTA (2023.1.1 発効)	(知的財産権の章なし)
韓-フィリピン FTA (2021.10.26. 署名)	(知的財産権の章なし)

## C. 評価及び発展方向

特許庁は、2022 年の GCC、エクアドルなどと FTA 交渉を進め、海外主要市場で韓国企業の知的財産権を効果的に保護できる制度的基盤を構築してきた。

韓国は、米国が主導するインド・太平洋経済フレームワークの (IPEF) の協定文の交渉に参加している。したがって、特許庁もインド・太平洋経済フレームワ

ーク (IPEF) で知的財産権に関連したデジタル経済分野及びサプライチェーン分野の論議が韓国の知的財産権政策と整合性を保つよう積極的に参加する計画である。

特許庁は今後も新興市場 FTA 履行を誘導し、韓国企業に有利なグローバル知的財産権環境を作るために持続的に努力していく。

## 5. WIPO 及び海外知的財産権教育機関との協力強化

国際知的財産研究院 国際教育課 行政事務官 **シン・ジョンウク**

### A. 推進背景及び概要

国際知的財産研究院は、知的財産専門人材の養成を目的に 1987 年に設立された研修機関であり、外国人対象の国

際教育を強化するため、2012 年に国際教育課を設置した。

当研修院は 2006 年に世界知的財産機構 (WIPO) 公式パートナー教育機関に

指定され、WIPO と共同で教育課程を開設し、海外の専門家、学生、一般人を対象に国際教育課程を運営するなど、海外でも知的財産分野の先導的な教育機関としての地位を固めていた。

また、最近、イカゲーム、パラサイト、BST など、韓国の文化産業が世界的に大成功を収め、韓国の国家的影響力が増大し、知識基盤社会の到来で知財権が国の革新成長に大きな影響を与えることが知られるようになり、韓国の先進的な知財権制度を学ぼうとする外国人の需要も大きく増加している。

このため、当研修院は知財教育を通じ国際社会に貢献し、韓流企業が友好的なグローバル知財権環境で活動できるよう、国際機関及び各国の知財権教育機関との協力を強化している。

具体的には、WIPO の教育機関である WIPO アカデミーと協力し、毎年、特許、商標、意匠、サマースクールなどを開催し、各国の公務員、専門家、大学生などに韓国の知的財産制度を紹介し、タイムリーなテーマでワークショップを開催し、大きな反響を得ている。

他にも韓国国際協力団(KOICA)のグローバル研修プログラムを通じて、途上国の公務員などを対象に知的財産教育を提供し、韓国の国家イメージ向上と知的財産認識の向上に努めている。

グローバル知的財産権環境づくりのための関係機関との協力事業の一つとして、関税庁関税人材開発院と 2022 年 3 月に業務協約を締結し、当研修院初の外国税関職員を対象とした知財権教育課程を新設した。これにより、両機関

主管の国際教育課程に相互教育科目編成及び講師派遣が行われた。

また、海外進出をしている、または予定している国内中小企業を対象にした知財権教育を実施するため、雇用労働部主管の人材養成事業に需要を提出し、2023 年から雇用保険基金の支援を受け、輸出中小企業を対象にした知財権教育及び人材養成事業を実施する予定である。これにより、韓国企業の知財力量強化と海外模倣製品から受ける企業の被害を最小限に抑えることが期待される。

このほか、中国企業を対象とした知財権教育や WHO グローバル人材養成事業に関する知財権教育を実施するなど、コロナ期間にもかかわらず、オン/オフ教育を実施し、世界各国の人材に知的財産の重要性を認識させている。

それだけでなく、毎年世界各国の要請とその需要を反映し、満足度の高いオーダーメイド教育を提供している。

## B. 推進内容及び成果

2022 年、国際知的財産研修院は合計 9 つの外国人向け教育コースを運営し、70 カ国以上から 383 人を教育し、1987 年の研修院開院以来、合計 4,825 人の外国人研修生を輩出した。

2022 年の場合、オンライン・オフライン教育を並行して受講生のための効率的な講義となり、多くの反響を得た。

WIPO と協力して実施された教育を見ると、特許・商標・意匠審査実務過程を通じて、開発途上国の特許・商標・意匠審査官及び関連公務員を対象に関連法、審査基準及び制度などを教育し、受講生及び当該国の知財力量向上に貢献し、海外知財分野の知韓派人材の輩出を通じて、韓国企業の海外知財権取得支援及び今後の知財分野の国際協力のための礎を築いた。サマースクールは、全世界の大学生及び社会初心者のためのグローバル知財人材養成プログラムで、人工知能(AI)関連特許審査制度、審査事例、行政システム適用事例など、韓国特許庁の経験を伝播し、IP 分野及び WIPO 内での韓国の地位強化に貢献した。2021 年に開催した AI&IP ワークショップは、AI 技術と IP が融合した内容で構成され、WIPO との協力では初めて開設されたコースで、世界各国から人工知能に関心のある特許審査官、弁護士、研究者、教授及び政策立案者など約 170 人が参加した。特に、本ワークショップでは、人工知能という技術が特許審査及び知財制度に与える影響及び関連イシューについて学習・討論し、参加者から大きな反響を得たことから、今後、WIPO の専門家課程に拡大運営される予定であり、韓国特許庁は、教育カリキュラム設計及び講師陣選定などに主導的に参加する計画だ。

KOICA のグローバル研修プログラムでは、アセアン知財権の創出・活用・保護のための力量強化教育を運営し、我が国の制度・事例と活用・保護戦略及び IP 関連の最新問題(人工知能など)を学

習した

個々の国や機関を対象とした教育を見ると、中国知財研修院及び駐中国韓国大使館との協力により、中国企業を対象にカスタマイズされた知財権教育を実施し、現地企業から大きな反響を得た。また、WHO グローバルバイオ人材養成事業の一環として、国内外の医薬開発人材を対象に知財権教育を実施し、医薬分野の知財権と COVID-19 ワクチン事例を通じた特許制度について教育した。

当研修院は雇用労働部との協力を基に、雇用保険基金を活用した輸出中小企業を対象とした知財権教育及び人材養成事業を 2023 年上半期から開始する予定である。

一方、国際知的財産研修院は、主要国の知財教育機関との協力にも力を入れており、2022 年 11 月にビデオ会議で行われた第 13 回韓・中・日知財研修機関長会議で、ポストコロナ時代の IP 教育方法について共有するなど、コロナ後の時代に備え、国家間の教育協力を強化する方策を模索した。

図 IV3-8 2022 知財教育分野の国際協力

外国関税公務員の知財権教育	第 3 次韓中日 IP 研修機関長会談
	

### C. 評価及び発展方向

韓国特許庁は、WIPO との協力を通じて需要が急増する AI 関連知的財産教育を主導しながら、IP5 の一員として責任を果たし、知的財産の二極化を解消するため、途上国を対象にグローバル知的財産権人材育成のための努力を継続していく計画である。

2022 年から政府の核心的な対外経済基調に合わせ、重点協力国と教育協力ができるよう国際教育を戦略的に活用し、受益国との友好を深め、影響力を拡大するなど、国際教育をビジネスの視点に転換している。教育受益国との協力ネットワークを構築し、法・制度改善を誘導するなど、韓流企業のグローバル保護インフラの拡大を引き続き推進する

予定である。特に、途上国の IP 分野行政・司法能力を養い、韓国企業の知財権を保護できるよう、韓流熱風国（ASEAN など）の執行公務員を対象に知財権教育を数回実施し、関税庁、警察庁、司法研修院などと協力体制を構築して知財権教育を強化する計画である。

国際知的財産研修院は、コロナという危機の中でも非対面国際教育を成功裏に定着させた。これにより、デジタル大転換時代への対応及び教育効率の最大化という観点から、対面教育と非対面教育を含む多様な教育方法を提供する計画であり、国内外の IP 教育機関と多様な協力を推進し、当研修院が世界的な IP 教育機関として先導的な地位を確固たるものにできるよう努力する。

表IV-3-4 2022 年国際セミナー及び外国人向け教育の運営現況（単位：個，人）

区分	教育課程名	運営時期	参加国家	参加人員
WIPO 協力プロセス	WIPO 特許審査実務	10.24～1.4	7	10
	WIPO 商標審査実務	11.28～12.1	10	16
	WIPO PC 審査実務	11.9～11.11	10	10
	WIPO サマースクール	6.27～7.8	33	70
KOICA 協力プロセス	ASEAN 知財権の創出・活用・保護のための力量強化教育	8.29～9.8	7	20
オーダーメイド型カリキュラム	外国税関職員を対象とした知的財産権教育	4.21	12	15
	中国企業向け知的財産権教育	5.11～5.12	1	99
	WIPO グローバルバイオ人材養成教育	7.25～7.26	27	138
	フィリピン知財権人材養成協力案の導出のための招待セミナー	11.15～11.17	1	5

## 第4節 知的財産行政の韓流

### 1. グローバル特許行政情報化のための海外協力強化

産業財産情報局 産業財産情報政策課 放送通信事務官 **イ・ジュミ**  
放送通信事務官 **イ・サンレ**

#### A. 推進背景及び概要

知的財産情報化分野の国際的な動向を見ると、継続的に増加する各国の審査・審判業務の負担を軽減するために、グループ別、地域別ブロック化を通じた連携が活性化している。先進国は、従来の3極(米、日、欧)から転換された5極(IP5:米、日、欧、韓、中)体制で庁間業務協力のためのIT情報化インフラ構築活動に注力している。カナダ、英国、オーストラリアなどもバンクーバー・グループを設立し、審査結果を相互に活用する基盤を構築する活動に力を入れており、アジアの途上国も東南アジア諸国連合(ASEAN)を通じて知的財産権における共助を強化すると同時に、ITインフラ拡充及び共通カリキュラム案の策定に集中している。

韓国特許庁は、このように急変するグローバル知的財産権環境において、知的財産権情報化分野を持続的に先導するため、米国、欧州、日本及び中国特許庁など主要特許庁との情報化協力体制を持続的に強化している。韓国は、米国、欧州、日本及び中国特許庁と3極文書アクセスシステム(TDA)を通じて相互間の審査情報及び優先権書類を交換し、審査結果の相互活用を増大させ、行政

効率を向上させた。特に、韓国特許庁は2015年3月、韓国国民が他国の審査行政情報を容易に照会できるように、審査官にのみ提供されていた審査情報統合照会システム(OPD)を国民向けに拡大開放し、グローバル特許情報に対する敷居を低くした。

また、IP5特許庁の一つとして、国際的な地位を高めるための活動も活発に行われている。世界知的財産機構(WIPO)の統計によると、2022年、韓国特許庁は特許協力条約(PCT)による国際特許出願21,916件を受理した。これは中国、米国、日本に次いで3年連続で世界4位の多出願国に該当する。

#### B. 推進内容及び成果

##### 1) 主要国特許庁との情報化協力強化

###### a) IP5特許庁との情報化協力

世界的な特許出願の急増に伴う審査の遅れと審査期間の短縮がグローバルな課題として浮上していることから、これを解消するためのIP5間の協力の必要性が増大した。こうした中、韓国特許庁はIP5体制発足を国際社会に提案し、2008年10月に済州でIP5特許庁長会議を初めて開催した。



IP5 情報化協力の最大の成果は、IP5 特許庁の特許情報を一目で確認できる審査情報統合照会システム(OPD)である。IP5 間のデータ交換を基盤とする OPD システムは、2013 年 8 月に審査官に優先的にサービスを提供した後、2015 年 3 月に国民向けまで範囲を拡大した。また、2015 年 12 月には、OPD 審査官サービスを WIPO-CASE システムと連携し、IP5 庁だけでなく、英国、カナダ、オーストラリアなどの審査情報まで照会できるようになった。また、2019 年には光学式文字読み取り機能を導入し、海外文献に対する言語障壁を解消するなど、OPD システムの機能改善も継続的に推進している。2021 年には、ファミリー出願内の引用文献を引用頻度順に確認できるように照会機能を改善し、OPD 英文ホームページを構築し、国内審査文献の英文翻訳文提供サービスを開始した。2022 年には、特許に特化した自社開発時ベースの韓英翻訳機を適用し、質の高い翻訳を提供している。

2016 年には、グローバル都市構築におけるユーザーのニーズを反映した 5 大優先課題<sup>16)</sup>の推進方向が策定され、課題の実施範囲文書が 2016 年 6 月 IP5 長官会議で承認された。韓国特許庁は、主導課題である出願人名称の標準化を実施するため、パイロットプロジェクトを実施し、2019 年 6 月、58 社のグローバル企業と協力し、2019 年 6 月を対象に出願人名称のマッピングテーブルの構

築を完了した。

2020 年は COVID-19 の余波で出張環境が悪化したが、IP5 を含む各国特許庁はオンライン、ビデオ会議のプラットフォームを活用し、情報化協力の議論を継続的に推進した。

2021 年にも COVID-19 の余波が続いており、韓国特許庁はビデオ会議プラットフォームを活用し、IP5 情報化実務グループ会議を開催した。韓国特許庁は優先権証明書類に原出願元の分類情報を添付することを提案し、IP5 は分類情報の添付に必要な諸般の事項を検討することにした。また、5 大優先課題の今後の実施日程と終了条件を次回会議で議論することに合意した。

2022 年 IP5 は、欧州特許庁がグローバル通知サービスを提供する予定であることを考慮し、グローバル都市への 5 大課題のうち通知サービス課題を終了することに合意した。また、IP5 は、韓国特許庁が提案した都市検索システム共有サービスについて議論を継続していくことに合意した。

## b) 日韓特許庁の情報化協力

2019 年 8 月に日本の東京で開催された第 22 回日韓特許庁情報化専門家会議では、両庁間のデータ交換リストを更新し、優先権証明書類の交換方式を PDX<sup>17)</sup>から DAS<sup>18)</sup>に一元化する日程

16) 5 大課題(主導国): 出願人名称の標準化(韓国)、通知サービス(欧州)、XML 基盤文書(日本)、法的状況情報(中国)、庁間文書交換(米国)

17) PDX: 両特許庁間のセキュリティ網を利用して優先権主張証明書を交換する方式

18) DAS: WIPO を経由する優先権主張証明書類の交換方式で、PDX に比べてセキュリティ性に優れ、他特許庁の参入が容易であるという利点がある。

に合意した。この合意に基づき、両庁は 2021 年 12 月 31 日付で既存の PDX サービスを終了した。

#### c) 韓中特許庁の情報化協力

2021 年 10 月の韓中特許庁情報化専門家会議では、両庁のシステム実装状況を共有し、性能評価方法を確認し、優先権証明書類に分類情報を添付する方案について議論した。

#### d) 韓-欧州特許庁情報化協力

韓-欧州特許庁(EPO)は、2005 年 6 月間の包括的な協力事項を盛り込んだ了解覚書(MOU)を締結して以来、了解覚書の忠実な履行のため、2 年ごとに協力計画を策定し、体系的に情報化協力を推進している。

2022 年 10 月に開催された韓-EPO 実務会議では、人工知能基盤の特許知的動作分類の開発現況及びブロックチェーン基盤の優先権証明書類交換システムの実装情報を共有し、PCT 国際調査報告書に引用された非特許文献の交換について議論した。また、韓国特許庁が提案した XML 形式の序列目録が含まれた優先権書類の XML 化の課題について議論を続けることに合意した。

#### e) 韓米特許庁の情報化協力

韓米特許庁は 2008 年 9 月に包括的協力のための了解覚書(MOU)を締結して以来、文書交換、仮想協力システムなど様々な協力事業を推進してきた。

2022 年 9 月に開催された第 6 回韓米情報化専門家会議では、2024.1.1 付けで使用中止が予定されている PCT 電子出願ソフトウェア(PCT-SAFE)の活用現況及び今後の計画を両庁間で共有した。また、両庁は、機械翻訳、特許分類、先行技術文献検索及び図形商標・意匠検索など知的財産行政に対する人工知能技術の導入現況を相互に紹介しながら、両庁のシステム補完・改善に活用できるよう、継続的に関連情報を交換することに合意した。

## 2) 国際機関との情報化協力事業の拡大

我が国特許庁は、世界知的財産機構(WIPO)と 2022 年 7 月に韓-WIPO PCT 情報化協力計画を策定し、様々な情報化協力事業を推進している。

特に、PCT 業務効率向上のため、ePCT ウェブサービスを活用した WIPO 送受信文書の送信自動化を拡大適用しており、2022 年 10 月から ePCT ウェブサービスを活用して記録原本及び優先権証明書類を WIPO に転送する予定である。

また、電子出願方式の一つである PCT-SAFE のメンテナンスが 2022 年 7 月に終了することに伴い、韓国特許庁は、国内出願人の利便性及び政府の役割を総合的に考慮し、ePCT 出願サービス<sup>19)</sup>の活用を広報・督励しており、同時に 2022 年 1 月から

---

19) 別途のソフトウェアのダウンロードなしにウェブ上で国際出願書式を作成できるサービス

配置した ePCT 顧客専門家を通じて、国内 PCT 出願人の ePCT 使用に伴う顧客支援を積極的に行っている。

2021 年 11 月に開催された WIPO 標準委員会 (CWS) には、韓国特許庁の部分意匠出願の慣行と 2D 画像活用部分を含む 3D 標準が制定され、配列リスト作成標準 (ST.26) 導入のために PCT 規定・施行細則改正状況及び導入日延期 (2022 年 1 月 1 日→2022 年 7 月 1 日) の承認が報告された。

2022 年 11 月に開催された第 10 回 WIPO 標準委員会では、我が国特許庁が提案した合金組成情報廃データ構造が国際標準 (ST.26 v6.0) として承認され、我が国特許庁と WIPO 国際事務局が共同で出願人名称データ整備に関する国際標準案を発表した。

### 3) 国家間特許情報交換・活用システムの構築及び運営

世界特許分野における韓国の地位が高まる中、2007 年には韓国特許文献が PCT 国際調査及び国際予備審査機関で必須に参照しなければならない PCT 最小文献に指定された。これに伴い、韓国特許庁は、韓国特許情報に対する海外特許庁審査官のアクセスと理解を向上させるため、2005 年 11 月に韓国特許公報の韓英機械翻訳サービス (K-PION) を開始し、サービス品質を向上させるための改善を継続的に行っている。

2018 年には IP5 との優先権証明書類の交換も DAS を通じて行われるように合意した。また、2018 年 7 月と 12 月に

は、世界初の中国及び米国と DAS を通じた意匠優先権証明書類の電子的交換を開始し、出願人の利便性を向上させた。米国、日本、中国、EPO とすべて特許優先権証明書類を電子的に交換する方法を一元化することに合意したため、韓国特許庁は 2023 年 6 月 30 日付けで PDX サービスを全面終了する予定である。

### C. 評価及び発展方向

韓国特許庁は、K-PION 及び 3 極文書アクセスシステム (TDA) を通じて韓国特許情報を海外に発信するなど、国内特許権保護のための努力を続けている。また、IP5 各特許庁の審査情報へのアクセス性を向上させるため、機械翻訳サービスの品質を向上させるための課題を継続的に推進している。

また、審査効率を高めるための努力も継続的に推進している。審査情報統合照会システム (OPD) が開通されて以来、継続的な機能改善を推進し、その結果、既存の米国、欧州及び日本特許庁の審査情報に加え、中国特許庁の審査情報まで一目で見ることができるようになった。

また、今後、両国間及び多国間において多様で充実した情報化協力事業を推進する計画である。また、韓国型特許情報システムの国際的な支持と信頼の確保に総力を注ぎ、特許行政情報化分野の世界標準定立に主導的な位置を確保し、さらに世界の特許行政情報化の発展に貢献できるモデルを積極的に発掘し、国際機関との協力事業として推進していく予定である。

## 2. 韓国型特許行政情報システムの海外への拡散

産業財産情報局 産業財産情報政策課 放送通信事務官 **イ・ジュミ**  
工業事務官 **チュ・サンヒョン**

### A. 推進背景及び概要

今日、世界各国の特許庁は、特許出願を効率的に処理し、出願人の利便性を向上させるため、「特許行政情報システムの高度化」を重要な政策目標として設定して推進している。IP5 はもちろん、最近特許出願が急激に増加している途上国も特許行政情報システムに多くの関心を持っており、情報システム構築のために様々な努力を推進している。

韓国は、2010年 OECD 開発援助委員会 (DAC) 加盟を機に、継続的に ODA を拡大することで、国際社会で経済規模に見合った役割を果たしてきた。2022年の ODA 支援規模は前年比で約 5 千億ウォン増加し、合計 4 兆 425 億ウォンで、国際社会に約束した援助規模の拡大を忠実に実行している。特に、短期間で先進国の仲間入りを果たした発展経験を基にした経済発展共有事業 (KPS) など、韓国型 ODA モデルを確立しつつある。

特許行政分野でも ODA を活用した特許行政情報化コンサルティング及び韓国型特許行政情報システムの海外普及活動を活発に展開している。これにより、知的財産権行政情報化分野において技術標準の国際的な主導権を確保し、開発途上国との情報化協力を強化することで、国際社会で国益優先の協力関係を形成するための前哨基地を築くとともに、韓国 IT 企業の海外市場進出を支援することにその意義がある。

### B. 推進内容及び成果

韓国特許庁が世界で初めて開発したオンライン基盤の特許行政情報システムである特許ネットは、1999 年から蓄積されたノウハウと技術をもとに、IP5 を始めとした世界各国の特許庁のベンチマーキングの対象になっている。このような特許ネットの開発経験を基に、特許行政情報化コンサルティング事業を遂行し、世界各地に韓国型特許行政情報システムを普及、構築している。

2021 年にはマレーシア、ウルグアイ特許庁を対象に特許行政情報化コンサルティング事業を完了し、パラグアイ特許庁を対象に米州開発銀行と協力して行った特許文書電子化システム構築を完了し、2022 年にはフィリピン特許庁を対象に特許行政情報化コンサルティング事業を進めた。また、エジプト特許庁を対象に KOICA 資金を活用した特許行政情報システム構築事業を進行中であり、チュニジア特許庁を対象にした特許行政情報システム普及事業も KOICA 事業公募に選定され、2023 年中に着手する予定である。中東の拠点国であるアラブ首長国連邦 (UAE) とは、特許行政の全過程についてのオンライン特許行政情報システムの構築を完了した後、2021 年 1 月から 2022 年 12 月まで 1 年単位でシステムメンテナンス契約を締結した。

システム開通以降、UAE のオンライン出願率は 90%以上を記録するなど、構築されたシステムが現地で活発に利用されている。

UAE の成功的なシステム構築経験を基にサウジとの協力も推進し、2019 年 8 月にはサウジ知的財産庁と知的財産情報システム構築のための情報化コンサルティング契約を締結し、5 ヶ月のコンサルティング期間を経てシステムの青写真を提示した。

### C. 評価及び発展方向

2009 年にはアジア最大の電子商取引協議会であるアジア電子商取引協議会電子商取引理事会の e-ASIA アワード公共電子ビジネス分野の優秀事例に選定されるなど、韓国特許庁の情報化レ

ベルは APEC,WIPO など国際機関や海外特許庁から好評を得た。また、2016 年の UAE 政府とのシステム輸出契約締結は、韓国特許行政情報システムの優秀性が世界的に認められるきっかけとなり、これを機に韓国型特許行政情報システムの海外進出がこれまでの無償援助方式から脱却し、相手国政府が費用を負担する有償輸出方式に改善されたという点で意味がある。今後、特許ネット基盤技術の海外拡散及び国格を高めるために、韓国型特許行政情報システム構築モデルを多様化し、専門性を基盤に韓国特許庁のイニシアチブを強化していく方針である。また、情報化標準の議論において主導的な役割を果たすと同時に、主要特許庁との協力を強固にすることで、知的財産権分野の先導特許庁として前進していきたい。

## 3. 高品質のグローバル知的財産権コンテンツ開発及び活用

国際知的財産研修院 国際教育課 航空事務官 **ファン・ジョンボム**

### A. 推進背景及び概要

韓国特許庁は知的財産先進 5 カ国（米国、日本、欧州、中国、韓国）の一員であり、国際知的財産研修院は世界知的財産機構（WIPO）の公式知的財産権教育機関として、国家間の知的財産格差を解消し、韓国内外の知的財産保護環境づくりに貢献するため、2006 年から同機構と協力して知的財産教育コンテンツを作成し、教育を行っている。

### B. 推進内容及び成果

韓国特許庁は、WIPO と共同でビジネス視点の知的財産権活用戦略学習コンテンツである「IP パノラマ」を 24 ヶ国の言語で開発・普及し、2010 年から 2022 年まで韓国国際知的財産研修院と共同で WIPO アカデミーを通じ、175 カ国 3 万人以上の受講生を輩出した。

しかし、IP パノラマは開発から 10 年以上経過し、コンテンツ意匠や学習事例の老朽化、フラッシュプレーヤーのサポート中止、ストーリーテリング方式の長いランタイムなどについて、現行化と改善の必要性が指摘されてきた。

これにより、特許庁と世界知的財産機構(WIPO)、韓国発明振興会は 2019 年から共同で改訂版の開発に着手し、3 年にわたる企画と開発を通じて 2021 年 12 月に新しいバージョンである「IP パノラマ 2.0」を完成させた。

「IP パノラマ 2.0」は、マイクロラーニング方式を適用した短いランタイムのコンテンツと学習モジュール、モバイル環境で学習が可能なユーザー環境、インフォグラフィック、ドローイングなど多様な映像技法を活用した直感的なコンテンツ構成、知的財産権関連の新しい制度と最新事例などを適用して全面的に改善した。

また、デジタル大転換時代を迎え、国際 IP 教育オンラインコンテンツの体系的な開発のために「国際 IP 教育コンテンツ開発ロードマップ」を策定し、完成したロードマップに基づき、短期から長期まで IP 認識向上、IP 創造、IP 保護、IP 執行、IP 活用、審査の各分野、教育レベル別にコンテンツ開発マトリックスを完成させた。

### C. 評価及び発展方向

これまで国際 IP 教育コンテンツは、コンテンツの信頼性及び公信頼性確保のために、WIPO などの国際機関と協力して開発を行い、これによりコンテンツ製

作及び活用に多くのノウハウが蓄積された。

また、我が国が IP5 の一員として、国際知的財産分野での影響力及び信頼性が認められ、独自の国際 IP 教育コンテンツを制作すれば、国際 IP 分野で韓国の影響力拡大に大きく役立つと予測される。

一方、IP パノラマ 2.0 は、2022 年 7 月、世界知的財産機関(WIPO)が加盟国総会で公式発売行事を行い、2023 年から韓-WIPO IP 国際専門家認証課程(AICC)、WIPO アカデミー、国際 IP 教育サイト(KIPO アカデミー.kr)などで世界の人々を対象に多様な国際 IP 教育課程に活用される予定である。

また、韓国特許庁は、ASEAN10 ヶ国の知的財産権認識の向上と韓国企業に有利な知的財産権環境をつくるために協力しており、IP パノラマ 2.0 の ASEAN 各国の知的財産教育サイト(ASEAN IP アカデミー)への提供を推進し、国際的な知的財産教育分野において引き続き主導的な役割を担う予定である。



表IV-3-5 国際IP教育オンラインコンテンツ開発ロードマップ

ロードマップ 分野	2023～2024年	2025～2027年	2028年以降
	短期	中期	長期
認識の向上			IPの基礎
			IP政策
創出		特許法の基礎	
		意匠法の基礎	
		商標法の基礎	
保護・執行	特許権侵害の判断	IP訴訟	
	商標権侵害の判断	IP執行	
	意匠権侵害の判断	不正競争行為の規制	
	著作権侵害の判断		
	対応と救済手段(特・商・意)		
活用	IP金融	IP権利	IP技術事業会
		IP技術移転とライセンス	
審査・審判		審査管理	特許審査(技術分野)
		特許行政の情報化	特許審査(地域別)
			特許審査(中期研修)
			特許審査(新技術)
			特許審査
			意匠審査
			商標審査
			審判官課程

注) 既存の国際・IP教育オンラインコンテンツを除く

#### 4. 国内外の特許情報の活用・拡散のための特許情報博覧会を開催

産業財産情報局 産業財産情報政策課 技術書記官 **ファン・インソン**  
行政事務官 **チェ・ジョンフン**

##### A. 推進背景及び概要

特許情報が国家・企業競争力の核心要素として浮上するにつれ、特許情報の戦略的かつ体系的な活用のための政府レベルの国際行事が必要になってきた。そこで、韓国特許庁は国内外の最新特許動向を共有し、特許情報企業にマーケティングの場を提供できる特許情報博覧会を企画し、第1回行事を2005年11月COEXで開催した。

##### B. 推進内容及び成果

韓国特許庁は、2005年度から毎年特許情報博覧会(PATINEX)を開催している。イベントは大きく分けて、特許情報分野の主要イシューに対する国内外の著名人の基調講演及び講演、特許庁の「特許情報業者」企業の特許情報普及政策及び活用実態を主に紹介するテーマ発表、特許庁の「特許情報業者のサービスと商品を展示する展示ブース運営、特許情報商品」サービスに対する深いコンサルティング及び教育が行われるワークショップで構成された。

PATINEXは2022年9月1日から2日の2日間、「知的財産データ活用でデジタル時代を先導する」というテーマで4つのセッション及び27社の展示会で構成され、3年ぶりにオフラインで開催され

た。

##### C. 評価及び発展方向

2022は、韓国ビッグデータ学会会長の基調講演を皮切りに、各セッション別のテーマに対する国内講演者の講演を通じて、特許情報を活用している様々な分野の企業・機関のノウハウを共有することで、参加者の関心と参加を高めることができ、オンラインメタバース館を通じてサービス企業と需要者間の時間的・空間的制約のない交流の機会を設けることで、イベントの満足度を高めるきっかけとなった。また、ウォートインテリジェンス、ウィプス、アイファクトリーなど国内外の特許情報サービス提供会社の展示行事を通じ、参加者に特許情報活用に関する国内外の市場動向を把握できるようにした。

これを踏まえ、次年度のイベントは、国内外の著名なスピーカーの招聘強化とバランスの取れたセッション構成、参加者と出展者間のコミュニケーションの機会の拡大などを通じて、カンファレンスの内実化と展示イベントの活性化にさらに注力する計画だ。

## 第5節 最貧国・途上国に対する知的財産シェアリング拡大

### 1. 推進背景及び概要

産業財産保護協力局 産業財産通商協力チーム 工業事務官 **チェ・ギョソク**

2015年9月の開発サミットでは、2030年持続可能な開発アジェンダを正式に採択し、17の持続可能な開発目標(SDGs)を提示した。従来のミレニアム開発目標(MDGs)が社会開発中心であったのに対し、持続可能な開発目標では社会開発、経済開発、環境保全など開発の分野を多様化した。このような変化に伴い、韓国は援助の効果性を高めるため、開発分野間の戦略的な統合推進体制を構築しようと努力しており、特許庁もこのような基調に沿いながら、知的財産5大先進国という国際社会の地位と期待にふさわしい知的財産分野の公開開発援助事業を推進するため、事業計画段階から経済開発と環境保全など様々な側面を考慮して事業を高度化し、科学技術情報通信部などとの協業を通じて省庁の公開開発援助事業のシナジー効果を高めるために努力している。

特許庁は2010年から途上国に適正技術を開発・提供する一方、途上国の優秀商品に対してブランド獲得を支援する事業を通じて、先進国-後進国間の開発格差の解消を図り、韓国の知的財産権外交力の強化に貢献している。適正技術とは、高額な投資を必要とせず、エネルギー使用が少なく誰でも簡単に習得して使える現地の原材料を使い、小

規模の人々が集まって生産可能な技術である。一言で言えば、先進国では活用価値が高くないが、発展途上国には大きな効用がある技術である。飲料水の不足やコレラ、赤痢などの水媒介性疾患に苦しんでいるアフリカの住民のために、一度に75リットルの水を入れて簡単に転がすことができるように円柱状に設計した「Qドラム」と、汚染された水源から99.97%の細菌を除去する携帯型浄水器「ライフストロー」がまさに適正技術の代表的な製品である。

特許庁は2021年から科学技術情報通信部と知的財産に基づく科学技術開発の開発援助事業を進め、途上国の産業問題解決のための韓国と途上国の共同研究の効率を高めている。

### 2. 主な内容と成果

特許庁は2010年からグッド・ネイバーズ、ハビタットなどのNGO及びWIPO、APECなどの国際機構と協力して、途上国に適正技術を普及させてきた。また、途上国の農産品、特産品が、優れた品質にもかかわらず、ブランドが備わっていないため本来の価値を認められていない状況を解決するために、途上国にブランドを開発し、支援する事業を推進してきた。

2022年には、適正技術を利用してペルー特産品であるゴールデンベリーの乾燥技術を開発し、関連する水源機関と乾燥ゴールデンベリーのブランドを開発した。これによりペルーの農業環境が改善され、経済所得が増大することが期待される。また、ベトナムのラオカイ省の少数民族学生のための温水供給機を開発し、提供した。これによりベトナムの学生の衛生と健康が改善されることが期待され、韓国とペルー及びベトナムとの友好関係の構築に貢献した。

特許庁の知的財産シェアリング活動は、知的財産を活用して途上国の問題を解決し、経済所得を増加させることで、途上国の発展はもちろん、途上国の韓国に対する認識を高める効果がある。また、同事業に参加した企業側には、途上国を支援する機会を提供し、途上国に合わせた技術を開発することで、同様の環境を持つ他の途上国に関連製品を販売する機会を得ることができる。

#### 図IV-3-9 2022年適正技術開発事業の成果



ペルーのゴールデンベリー乾燥機



ベトナム温水ストーブ



ベトナム温水ストーブ  
(4つの学校に設置)

#### 図IV-3-10 2022年ブランド開発事業の成果



(左)ペルーゴールデンベリー製品ブランド、(左中)ペルー水源機関の団体標章

(右中)ベトナムラオカイ教育庁のロゴ、(右)ベトナムラオカイ教育庁のキャラクター

特許庁は毎年新規事業を進めるとともに、既存事業の事後管理を行っているが、2022年には2020年に開発し、ベトナムに普及された国家地域認証マークの事業評価と使用現況を調査し、認証マーク使用のための認識向上動画を制

作し、関連セミナーを開催した。これは海外国家認証マークを韓国が開発した優秀事例で、ベトナムにおける韓国特許庁及び知的財産に対する友好的な雰囲気形成されることに貢献した。

また、特許庁はこのような知的財産を活用する特許庁のシェアリング事業を他部門との協業を通じてシナジーを創出しようと試みたが、2021年から科技部と一緒にモンゴルウランバートル市の自動車の排ガス低減装置開発、ベトナムの豚

の強健性改善事業を進めている。同事業は2023年末まで行われる事業で、特許技術を活用することで、研究開発または改善開発における迅速な方向性設定を可能にし、重複投資などを防ぐことができる」と期待される。

### 3. 知的財産シェアリング事業の国際的な拡散

産業財産保護協力局 産業財産通商協力チーム 工業事務官 **チェ・ギョスク**

特許庁は、2004年にWIPOと「韓-WIPO信託基金設置のための機関間約定」を締結し、韓国信託基金に拠出し、途上国及び最貧国の知的財産分野の力量強化及び認識向上のための様々な事業と支援を提供している。韓国の知的財産シェアリング事業の効果を最大化するため、2011年から毎年、特許情報を活用した適正技術コンテストを途上国で実施している。2022年にはドミニカ共和国で川及び海洋環境改善というテーマで大会が開催され、100チーム以上が参加した。適正技術コンテストは、単に受援国の日常的な問題解決だけでなく、受援国の一般人の知的財産に対する認識の向上に寄与している。

特許庁は、2020年からWIPO・KDIスクールと共同で知的財産開発政策修士課程(MIPD)を世界で初開設し、開発途上国の公務員及び一般人を対象に韓国固有の知的財産に基づいた開発経験を拡散している。2022年までに合計50人余りの途上国の学生たちがMIPDを経験していった。

一方、途上国の公務員(審査官、裁判官など)に対する招待教育及び知財権

認識向上プログラムなどを通じて、海外に進出している又は進出予定の韓国企業が現地で知財権を保護される基盤を確保した。このため、2020年には関連教育のための教材と教育プログラムを開発した。また、特許庁から付与された特許権に対する海外での信頼度向上のため、海外特許庁審査官を対象に特許・商標・意匠関連教育を実施している。国連産業開発機構(UNIDO)が、特許戦略院と共同で11の途上国の公務員を対象に「知的財産が主導する持続可能な産業発展」課程も運営した。

特許庁は、特許戦略院と共同で開発途上国の教授、大学生など(57カ国167人)を対象に第1回Innoキャンプを開催して、韓国独自のIP-R&Dを伝播した。

その他、我が国特許庁は、幼児向けの知財権教育アニメ及び青少年向けの発明教育用ゲームなどを制作・普及するなど、需要者である子供及び青少年に親しみやすいキャラクターを利用して、知財権を簡単かつ楽しく理解できる教育教材を開発してきた。

このように、我が国特許庁は国際知的財産シェアリング事業を積極的に実

施することで、途上国の国民の知的財産創出・活用能力を養い、生活の質を向上させ、経済発展を達成できるよう支援し、今後も知的財産先進 5 庁 (IP5) の一

員として、その地位にふさわしく、知的財産を活用した開発援助分野において国際的な責任を果たすことで、国の格を向上させることに率先して取り組む。



デジタル経済をリードする

# 知財強国

- 基盤が強固な知財行政
- デジタル時代の未来先端技術をリード
- 知財基盤のグローバル革新企業育成



2022 知的財産白書

INTELLECTUAL PROPERTY WHITE PAPER

05

知財基盤の事業化

促進及び企業競争力の強化

第1章 知財金融及び知財活用の促進・254

第2章 知財基盤の強小企業の育成・275

Korean Intellectual  
Property Office



## 第1章

# 知財金融及び知財活用の促進



## 第1節 中小企業の知的財産金融・取引・事業化促進の活性化

### 1. 概観

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 **カン・ヒョンジ**

韓国は特許出願実績が世界4位でIP5(先進5カ国特許庁間の協議体)の地位にふさわしい成長を遂げた。このような知的財産創出の量的な成長は、知的財産が市場で取引移転及び事業化され、再投資につながるための重要な基盤となっている。

開放型革新時代においては、創造的なアイデアや技術の産物である知的財産を活用した市場の活性化及び韓国経済の新成長動力の確保が不可欠である。このため、政府は「革新成長と雇用創出」を国政目標として提示している。中小ベンチャー企業の技術力とグローバル競争力を高め、革新成長を実現することである。そのためには、活用価値の高い知的財産を創出し、創出された知的財産を安定的に保護しながら積極的な活用を通じて付加価値を創出する知的財産市場の好循環システムの構築が必要である。

従来は各種政府支援政策を通じて中

小企業の知的財産創出及び活用活動を誘引してきたが、これからは「知的財産をどのように活用するのか？知的財産に内在する経済的価値をどのように現実化するのか？」という側面から、特許庁は創出された知的財産が企業成長のエンジンになるよう支援することで、革新成長の実現及び雇用創出に貢献する政策を策定するために努力している。

最近の景気後退により、不動産などの有形資産が不十分、または、信用度が低い革新技術を保有する中小ベンチャー企業に対する金融市場の資金支援及び投資の縮小が懸念される状況である。これに伴い、政府は知的財産を基盤に資金を融通する知的財産(IP)金融及びこれに関連する知的財産評価及び事業化市場を育成するための政策を策定して推進している。

2022年、特許庁は関係省庁及び金融機関などと協力し、知的財産(IP)金融の評価活性化のための政策を推進した。

中小・ベンチャー企業を対象に IP-企業銀行と協力し、ESG 企業のための ESG IP 優遇保証商品を発売した。また、優秀 IP 保有企業などのための IP 投資ファンドを設立し、IP の価値に基づく事業資金の確保を多角的に支援した。

また、IP 価値評価の信頼性を高めるため、発明振興法を改正(2022.12、施行2023.7)した。制度改善により、IP 価値評価の対象を登録特許・実用新案・意匠から出願または登録された特許・実用新案・意匠・商標、営業秘密、半導体集積回路配置設計に拡大することによって、多様なタイプの IP が価値評価の対象となるように改善した。また、価値評価基準を設け、評価機関がこれを遵守するようにし、評価結果の信頼性を高めるための装置を設け、評価結果に対する標本調査・妥当性調査などを導入し、評価結果の品質を体系的に管理できるようになった。IP 価値評価に対する品質管理を体系化することで、評価結果に対する信頼性が高まり、価値評価に基づく IP 金融もさらに活性化することが期待される。

知的財産(IP)金融及び事業化などに必要な知的財産金融の認識を高めるため、金融委員会及び金融機関などと共同で第4回知的財産(IP)金融フォーラム(2022.12)を開催し、革新成長のための IP 投資活性化方を模索し、銀行・投資機関などと一緒に IP 金融評議会を運営して IP 金融の現況及び発展方向に対する意見を持続的に収集した。

担保 IP 回収支援機構の買収 IP 収益の活性化のため、収益化の際に争点となる事項別に収益化基準を策定(2022.6)した後、経営悪化企業及び会社再生中

の企業が債務不履行した担保 IP を買収した後、当該企業に通常実施権を付与して経営正常化及び会社再生を支援すると同時に、実施料による初の収益化(9件、1.2億ウォン)もあわせて実現(2022.7)した。また、IP 担保融資の活性化のため、IP 担保融資銀行の質権設定登録料を引き下げ(8.4→2万ウォン、2022.8)、回収支援機構の特許買入・維持費用に対する特許手数料を免除(2022.2)した。

このような政府の努力により、韓国の知的財産金融の新規供給規模は3兆905億ウォンで、前年(2兆5,041億ウォン)に比べて23億ウォン増加した。知的財産(IP)金融の新規供給規模をタイプ別に見ると、IP 投資額が1兆2,968億ウォン、IP 担保融資額が9,156億ウォン、IP 保証額が8,781億ウォンとなっている。

知的財産(IP)金融の拡大は、物的担保が不足、または、信用度が低い技術基盤の革新企業に集中的に資金を支援していることが分かった。2022年のIP担保融資企業1,160社を調べた結果、信用度が高くない企業(BB+等級以下、NICE 評価情報信用情報基準)の融資が82%で大半を占めた。

特許庁は、今後も市場流動資金の産業界への流入及び知的財産(IP)金融市場を活性化するため、政策的能力を集中する予定である。



このため、IP 価値評価費用の支援やスタートアップなど技術基盤の革新企業に投資する IP 投資ファンドの設立を持続的に拡大し、民間中心の IP 価値評価

技官の育成及び評価品質管理体系の構築など、知的財産(IP)金融市場の成長のための価値評価の基盤を強化する計画である。

## 2. 知的財産(IP)の価値評価及び金融支援の活性化

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 **キム・テヒョン**

### A. 推進背景及び概要

知的財産権は、技術開発の対価として開発者に独占排他的な権利を付与したもので、知識経済時代の中核的な無形資産であり、技術事業化の必須要素として認識されている。しかし、知的財産として登録された技術がすべて事業化や資金確保などに活用されるわけではない。「20 年度中小企業の金融利用及び解決困難な問題についての実態調査(2020 年 12 月、中小企業中央会)」によると、中小企業の金融機関の融資条件は不動産担保(40.9%)と信用力中心(30.4%)であり、優秀な特許を保有する中小企業が資金確保に苦労している。

また、創出された知的財産の活用率を高めるためには、知的財産が企業経営戦略の核心要素として機能するように活用分野を多様化する政策が必要である。そのためには、まず知的財産の価値評価に対する信頼性と公平性が担保されなければならない。特許庁はこのような価値評価基盤を構築するために発明の評価機関を指定・運営しており、評価品質管理チームを拡大運営、及び「知的財産(IP)価値評価実務ガイド(2021 年 11 月)」を発刊するなど、評価手法の開発と普及を持続的に推進してきた。

さらに、評価結果が技術取引、技術認証及び事業妥当性の分析などに活用できるように「事業化と連携した知的財産評価支援事業」及び金融(投資)機関との協力を通じて事業化資金を確保できるように「金融と連携した知的財産評価支援事業」を実施している。

### B. 推進内容及び成果

知的財産への評価費用の支援は発明振興法第 30 条に基づいて施行されており、事業化と連携した特許技術評価支援事業の場合、技術評価に必要な評価費用の 50%以内で申請者 1 人当たり年間 5 千万ウォンを限度として支援している。評価費用は、事前相談(評価機関)→申請及び受付(韓国発明振興会)→審議→支援対象者選定→契約締結→評価実施→評価報告書検収→補助金支給の手続きに従って支援される。

評価費用を申請できる対象者は、申請日現在、特許法、実用新案法によって登録された権利者とその承継人及び専用実施権者としての個人、中小企業基本法第 2 条による中小企業である。

評価費用支援対象者は、特許技術の技術性と活用性などを総合的に審議して選定することとなり、20代30代の青年企業、ベンチャー・イノビズ企業、知的財産共済加入企業などに対しては支援

率を優遇(最大で+10%p)している。

最近7年間の評価費用の支援実績を見ると、以下の表の通りである。

表 V1-1 知的財産事業化評価の支援実績 (単位:百万ウォン、件)

区分	2016年	'17年	'18年	2019年	'20年	2021年	2022年
予算	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
応募件数	84	85	75	75	74	64	71

知的財産を評価する際には、権利性、技術性、市場性、事業性に対する多角的な検討が行われ、評価を通じて当該知的財産の優秀性と事業化の妥当性、そして知的財産の金銭的価値まで算定することができ、知的財産の譲渡、ライセンス供与のための適正移転取引価格の算定、融資担保設定、ベンチャー投資、現物出資、企業の破産または構造調整による資産評価、長期戦略的経営計画の策定、紛争・訴訟資料として使用することができる。

2014年に企業銀行、2015年に国民銀行にIP担保融資を拡大した。他にも投資対象企業が保有する特許について、投資機関の需要に応じてカスタマイズされた評価報告書の作成を支援し、特許を基盤とした投資の活性化を誘導している。

特許庁は2006年から技術保証基金との業務協約を通じて、創業初期企業など資金確保が必要な中小企業を対象に、保有特許に対する価値評価によって保証が行われるよう、保証連携で知的財産評価の費用を支援しており、2013年には信用保証基金に協約機関を拡大した。

2018年には、金融委員会と特許庁が共同で「知的財産(IP)金融活性化総合対策」を、2019年には、国家知的財産委員会が関係省庁合同で「知的財産価値評価体系改善方案」を発表し、中小・ベンチャー企業が知的財産を活用して事業化資金を円滑に調達できるよう政策的基盤を構築した。

その中で、2020年度に初めて導入されたIP回収支援事業(担保となった産業財産権の買取・活用事業)は、金融圏のIP担保融資の活性化のための安全弁としての役割を果たしている。

2013年、特許庁が評価費用を支援し、価値評価額以内で知的財産(IP)だけを担保にして融資するIP担保融資を韓国で初めて産業銀行が実施して以来、

この間、特許庁は、技術力の高い革新的な中小・ベンチャー企業を対象としたIP担保融資の活性化に向けて着実に努力してきたが、金融機関は融資が返済されない場合、担保物であるIPを処



分することが難しく、最近まで IP 担保の融資の規模が大きく拡大できずにいた。

これにより、特許庁は IP 回収支援事業を導入し、銀行が IP を処分することができる方案を作り(2019 年発明振興法改正)し、その結果、IP 担保融資に対する金融圏の懸念が解消され、2019 年には 7 つの市中銀行が、'20 年には釜山銀行など 5 つの地方銀行が IP 担保融資商品を発売し、知的財産権を融資可能な

正規担保物として運営するなど、本格的に IP 担保融資を活性化するための基盤が整った。

このような努力の結果、最近 7 年間に知的財産評価支援を通じ、合計 6 兆 3,904 億ウォン規模の資金を中小企業に支援し、これは同期に投入された予算(40 億ウォン)に比して約 145 倍の効果である。最近 7 年間の金融連携実績は以下の通りである。

表 V-1-2 知的財産金融連携評価の支援実績

(単位:件、百万ウォン)

区分	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	合計
予算	3,270	3,270	3,770	4,620	8,005	9,605	11,550	44,090
連携金額	303,559	367,951	453,703	716,794	1,163,549	1,568,624	1,816,273	6,390,453

特許庁は、評価報告書の信頼性を高め、政府補助金で実施される評価費用支援事業を円滑に運営するため、発明振興法第 28 条に基づき、国・公立研究機関、政府拠研究所、民間企業研究所または技術性・事業性評価を専門的に行う機関を発明の評価機関として指定し、運営している。発明の評価機関を指定する際には、評価可能な技術分野、専門人材及び評価業務を遂行するために

必要な評価技法と施設の保有程度などを総合的に考慮する。

現在、特許庁は 23 の評価機関(2022 年基準)を指定して運用しており、評価機関の専門性を持続的に維持管理し、評価機関の能力を強化するため、定期的に発明の評価機関運営協議会及び IP 金融フォーラムなどを開催している。

表 V-1-3 発明の評価機関の指定状況

指定機関
韓国産業銀行、韓国発明振興会、技術保証基金、特許法人タレ、特許法人タナ、(株)ウィプス、(株)ナイス評価情報、(株)エクレダブル、韓国農業技術振興院、韓国建設生活環境試験研究院、韓国機械電気電子試験研究院、韓国化学融合試験研究院、韓国科学技術情報研究院、信用保証基金、特許法人トダム、(株)KTG、韓国評価データ、ナイス D&B、国民銀行、農協銀行、ウリ銀行、ユミ特許法人、ジューオン IP

### C. 評価及び発展方向

特許庁は、中小企業の知的財産が死蔵されることなく、価値評価を通じて技術取引など事業化につながったり、金融に活用されて事業化資金を確保できるようにしたりすることで、中小企業が知的財産を基盤に成長できる基礎を作った。

今後も発明の評価機関指定を民間中心に拡大し、評価機関間の品質競争体制を整備していく。また、IP 価値評価実

務ガイド及び品質管理指針を改善・普及させ、知的財産評価の基盤を拡充していく計画だ。

特許庁は、中小企業がIP事業化の最大の難点として挙げている資金不足問題をIP金融で解決できるよう、IP価値評価費用への支援を持続的に拡大し、IP価値評価に対する信頼性向上のために品質管理活動を強化するなど、IP金融活性化のための政策を推進していく計画だ。

## 3. マザーファンド特許口座を通じた知的財産(IP)投資支援

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 **キム・ヨンヒョク**

### A. 推進背景及び推進方式

優れた技術と創造的なアイデアを持つベンチャー企業は、国の産業地形を変える可能性を秘めている。しかし、ベンチャー企業は失敗するリスクも大きく、資金調達が容易ではない。そこで政府は、民間ベンチャーキャピタル市場が活性化されるように足がかりとなるよう2005年「ベンチャー企業育成に関する特別措置法」に基づき、韓国マザーファンドを設立した。

マザーファンド(母体組合)とは、企業に直接投資せず、個別ファンドに出資するファンドで、民間ベンチャーキャピタル市場が形成されていないか、その規模が小さい状況で、政府が一定規模の基礎資金を投資市場に提供する政策手段である。

母体ファンドは毎年編成される政府予算によって一度だけで投資規模が決定

される従来の方式から脱皮して、あるファンドが投資後に回収した財源を再び他のファンドに出資して投資に活用する再循環(リボルビング)方式で30年間運営される。このように、長期的に安定的なベンチャー投資財源確保が可能になる。

また、投資の専門性を高めるために投資財源の供給は政府が行うが、個別ファンドの設立及び管理監督は韓国ベンチャー投資、投資の意思決定など個別ファンドの運営は民間の専門投資家であるベンチャーキャピタルが担当している。

母体ファンドが政府各省庁別のアカウント特性に合ったファンド設立計画を公告し、個別ファンドを運用するベンチャーキャピタルを選定すると、選定されたベンチャーキャピタルは、母体ファンドの出資金以外に民間出資を募り、子ファンドを結成し、個別企業に投資する。

特許庁も「特許技術事業化及び知的財産基盤創業」投資を促進するため、2006年に母体ファンドに特許アカウントを作った。2022年には政府予算200億ウォンを母体ファンドに出資し、2022年末までの累積では2,500億ウォンの予算を出資した。

## B. 推進内容及び成果

マザーファンド特許アカウントは、政府予算と回収金を基に、2022年までに合計72の子ファンドを結成し、累積で1,124社に1兆6,626億ウォンを投資した。

特許アカウントの投資資金は、優れた特許技術を事業化するベンチャー企業が「死の谷」を乗り越え、強小・中堅企業に成長するための足がかりとなっている。

実際の特許アカウントの場合、マザーファンド全体に比較して政府予算1千億ウォン当たりのコスダック上場企業数は8倍、投資企業当たりの上場率は2倍水準で、一般的なベンチャー投資に比べて企業の実質的な成長に寄与していることが分かった。

また、特許アカウント投資を通じて企業価値10億ドル以上のユニコーン企業5社が誕生し、最近では国際電子製品博覧会(CES 2023)で9社が革新賞を受賞するなど、特許技術基盤の革新企業への育成にも優れた成果を示していると評価されている。

一方、2020年からは、特許を買い取るなどの方法により、ライセンスなど

で収益(ロイヤリティ)を創出するIP直接ファンドも本格的に設立し、IP投資のインフラに相当するIP企業投資と合わせて新しいIP投資の領域も開拓している。

## C. 評価及び発展方向

特許アカウントは、2006年以来、特許技術基盤の投資を行う様々なファンドを設立してきた。特許アカウントの子ファンドは、一時の流行の安易な技術分野別の投資対象ではなく、適切なIP価値評価を通じて優秀な特許技術を持つ技術革新型ベンチャー企業に投資し、国家の産業構造を革新することに貢献してきた。

特許アカウントは、今後も特許技術の事業化を推進する中小・ベンチャー企業にIP価値に基づく企業投資を持続的に行う一方、IP自体でも収益を創出できるようにするIP直接投資を拡大し、民間IPファンドの設立を支援するなど、IP投資の活性化に向けた多角的な努力を続けていく計画である。

また、IP自体が収益を創出できるよう、政策資金のIP直接投資を拡大し、民間のIPファンド設立支援など、IP投資拡大のための多角的な努力を続けていく。

このような取り組みを通じて、新しいIP金融投資市場を形成し、特許競争力の高い、強いベンチャー「中小企業」を育成し、「IP創出」「保護」「活用」が循環する知的財産の生態系の実現と国家の革新的な成長にも貢献できるものと期待されている。

## 4. 知的財産共済の運営

産業財産政策局 産業財産活用課 工業事務官 **ソ・ジュンホ**

### A. 推進背景及び概要

知的財産共済は中小・中堅企業の知的財産費用負担を分散・緩和し、企業の成長及び海外進出を支援する公的共済制度で、中小企業団体を中心に制度導入の必要性が持続的に提起されてきた。

第4次産業革命とグローバル競争の加速により、中小・中堅企業が特許紛争にさらされる可能性は高まっているが、企業は費用負担や専門人材の不在及び能力不足により、知的財産紛争に効率的に対応することが難しいのが実情である。特許紛争の場合、損害賠償金の他に訴訟費用も2億ウォン程度かかるため、資金事情が劣悪な中小企業にさらに莫大な経営リスクを引き起こしている。

また、直接的な訴訟費用のほか、紛争予防のための特許戦略策定、海外進出のための特許確保などは、中小企業に新たな費用負担を強めている。中小企業の特許出願・維持費用は2013年4200万ウォンから2017年1億3000万ウォンで約3倍に増加し、輸出契約時に契約相手が自国特許登録及び特許保証を要求しているため、特許登録にかかる費用及び特許保証費用が必然的に発生しており、その費用も増加傾向にある。

一方、訴訟費用及び海外出願を支援する政府支援事業は、支援対象を選定する基準が厳しく、手続きが複雑である

ため、緊急の需要に対する即時の支援が困難であり、支援範囲も予算制約のため限定されている。

このような政府支援の限界及び知的財産費用負担が増加する状況で、4次産業革命時代の強小企業育成のための中小・中堅企業のセーフティーネットとして、知的財産共済制度の導入を推進することになった。

### B. 推進内容及び成果

特許庁は、2018年5月の発明振興法及び同法施行令の改正により、「知的財産権関連共済事業の運営(第50条の4、施行令第28条の3)」及び「特許共済事業の委託及び資金の確保等(第50条の5、施行令第28条の4、28条の5)」に関する条項が新設されたため、2019年事業実施のための政府拠出金を確保した。

知的財産共済の専門的かつ効率的な運営のため、発明振興法第50条の5に基づき、1ヶ月(2018.12.14~2019.1.15)の募集公告、提案書発表及び評価を経て2019年1月に最終的に技術保証基金を事業委託運営機関として選定した。

知財共済商品は、顧客にやさしい商品設計により2019年8月29日に発売され、2020年7月には共済加入者の加入商品の選択幅を拡大するため、掛金商品の加入可能件数を一企業3件まで拡大し、納付期間を短縮した掛金商品を追加して長期間の掛金加入に対する負

担を緩和させるなど、商品改善を推進した。

企業の積立掛金を基に運営される共済の特性上、1年間加入企業を誘致した後、2020年7月27日から融資を開始した。融資商品は知財費用融資と経営資金融資で構成され、知財費用融資は国内外出願、知財審判・訴訟などの事由の発生時に積立された掛金の最大5倍以内で、経営資金融資は経営上緊急資金が必要な場合に掛金の90倍以内で融資可能な商品である。

一方、従来の事業名である「特許共済」は特許保有企業のみを支援する事業と誤解される恐れがあるため、事業の目的と支援範囲が法・規定に合致するように2020年12月に「知財共済」に事業名称を一本化し、『知財共済事業の運営及び監督に関する規定』（特許庁告示第2020-32号）の改正などを推進した。

さらに、共済融資の活用度を高めるため、2021年1月には、共済融資の資格要件である義務納付期間を12ヶ月から6ヶ月に短縮した。また、知財費用融資の融資事由を、従来の海外出張費用及び国内外の知財審判・訴訟費用だけでなく、国内出願費用、技術奪取・営業秘密紛争費用、紛争関連知的財産取引費用（2021年1月）、知財移転及び事業化費用（2021年4月）など段階的に拡大し、加入期間も延長した。企業が知的財産権の確保・保護・活用の全過程を通じてコスト負担を軽減できるよう支援している。

また、2022年4月には、知財共済の安定的な事業運営と財務健全性強化のために、将来予想される損失、支払金及

び利息に対する予備資金を用意させる規定新設を推進した。このため、「準備金の積立（発明振興法第50条の6）に関する条項の新設のための発明振興法改正案を発議した。また、2022年12月には、ワンクリック経営資金融資を導入し、緊急資金が必要な企業に対する迅速な支援方案を設けた。

### C. 評価及び今後の計画

知財共済は、商品発売以降、特許・実用新案・商標・意匠などの知的財産権の確保及び保護のための企業の高い関心により、2022年末までに12,858件（12,531件）の加入を誘致し、累積拠出金の納付額は1,461億ウォンで、その規模は着実に増加している。

また、融資開始（2022年7月末）以降、2022年末まで3カ所6件、479件（約96億ウォン）の融資を支援すると同時に、共済加入企業を対象に無料法律相談サービス、優先審査申請料の支援、特許庁支援事業の加点付与など様々な優遇措置を提供し、中小・中堅企業の知的財産セーフティネットの役割を果たしている。

特許庁は引き続き関係機関との協力を通じて加入者募集経路を多様化し、新規加入者を拡大し、準備金積立の詳細基準の策定、資産運用のリスク管理の改善、税額控除の導入推進など、知的財産共済の自立運営の基盤を構築するために積極的に努力する計画である。

さらに、一時納付型共済や知財費用に対する即時融資制度などを導入し、

知財紛争などに直面した企業が、より簡単に速く知財費用を調達できる基盤

を固める方策を模索し続ける。

#### 表 V-1-4 知財共済の主な商品内容

<p>(掛金商品) 加入時に毎月の払込掛金を選択し、毎月積立形式で一定金利を適用されて掛金を積み立て、積み立てられた元利金は共済契約解約時に一時支給。 -掛け金の種類:30 万ウォン、50 万ウォン、80 万ウォン、100 万ウォン、200 万ウォン、300 万ウォン、500 万ウォン、1,000 万ウォンで、一企業 3 件まで加入可能</p> <p>(融資商品) 共済掛金を 6 回目の納付後から知財費用融資及び経営資金融資が利用可能</p> <p>①(知財費用融資) 国内外出願、知財権審判“訴訟、知財移転”事業化など融資事由発生時、<b>積立掛け金の最大 5 倍以内</b>で所要費用を融資、融資期間 5 年以内(1 年または 2 年据え置き後、分割返済) ※掛け金の最大加入可能金額:15 億(5 億×3 件)、最大融資可能金額:75 億(15 億×5 倍)</p> <p>②(経営資金融資) 緊急の経営資金が必要な場合、<b>積立部金の 90%以内</b>の融資、融資期間 1 年(延長または借り換え可能)</p>
---

### 5. オン・オフラインの連携による知財取引への支援

産業財産政策局 アイデア経済革新チーム 工業事務官 **キム・ギョンナム**  
産業財産活用課 行政主事補 **アン・ソンヨン**

#### A. 推進背景及び概要

国家経済成長の核心要因が有形資産から技術などの無形資産に移行しており、企業価値においても無形資産が占める割合が持続的に増加している。これにより、国家の持続可能な成長のためには、核心技術開発のための R&D 投資とともに、開発された技術に対する特許権を確保し、ビジネスに活用して収益を確保することが重要である。創造することが重要となる。

しかし、現代は技術の多様化・高度化及び激しい技術革新競争などにより、技術のライフサイクルが短くなり、技術の融合・複合化に伴う技術開発所要期間及びコストが増加するなど、技術革新環境は徐々に悪化している。このような環境下で競争優位性を確保するためには、自社の技術開発に重点を置く慣行では

なく、外部の革新技術を積極的に導入し、技術開発に必要な時間とコストを削減し、活用されない技術はライセンス供与する開放型革新が求められる。

特許庁は、特許技術の活用促進及び開放型革新を支援するため、知財取引情報システムを構築し、特許取引専門館を運営するなど、オン・オフライン連携を通じた特許技術取引を支援することで、第 4 次産業革命時代の知財活用体系の先進化を通じた国家の知財競争力強化に取り組んでいる。

#### B. 推進内容及び成果

情報技術と電子商取引の発達は、産業の生産性を飛躍的に向上させ、顧客により便利で有用なサービスを提供することはもちろん、



政治・経済・社会・文化などあらゆる分野において新しい方法での変化を促進している。

特許庁は、情報技術を活用した取引情報の交換及び提供を通じて特許技術取引が活性化されるよう、2000年4月に知的財産取引情報システム(www.ipmarket.or.kr)をオープンし、2009年からは取引と関連した情報のアクセス性を高めるために個別的に運営していた技術取引情報サイトの連携を拡大した。また、2022年下半期からは既存の知的財産取引情報システムを国家知的財産取引プラットフォームに拡大・改編し、アイデア取引プラットフォームと連携を行い、知的財産金融及び事業化関連情報を統合的に提供するなど、ユーザーの利便性を向上させるために持続的に努力している。

一方、知的財産取引の特性上、両当事者間の取引意思が合致しても、特許取引価格に対する不一致及び手続き的な専門性の欠如など、実際の取引として成立するまでは様々な障害要因が存在する。また、国内企業は技術導入よりも自社開発の比重が高く、技術取引市場が狭く、民間取引機関の公信力不足、正当な仲介手数料納付文化の未形成などにより、知的財産取引は困難である。

これに伴い、特許庁では、技術分野及び圏域別に構築された特許取引専門官(計17人)をソウル、京畿だけでなく、嶺南圏と湖南圏に配置し、企業が常時技術移転の相談をサポートできるチャンネルを設けた。これにより、知的財産取引の専門人材及び情報の不足で困難を抱える個人、中小企業の知的財産取引が適材適所に成立するよう支援している。

特許取引専門官は、個人、中小企業などを対象に需要発掘及び面談、適正供給技術マッチング、仲介交渉及び契約関連法律の検討など、特許技術取引全般に関する知的財産仲介サービスを提供している。取引成立後もIP・技術金融、R&Dなど技術事業化のための支援事業とも連携している。このようなオン・オフラインの知的財産取引支援事業を通じて成約された取引の現況を見ると、最近5年間で平均580件に達している。

特許庁は、このようなオン・オフライン知的財産取引支援事業を民間まで拡大するため、2020年から民間・公共協力型知的財産取引支援事業を運営しており、特許取引専門官が保有する公共のIP取引基盤及びノウハウを提供し、民間のIP取引機関が自活能力のある取引機関として成長できるよう積極的に支援している。

表 V 1-5 権利別・タイプ別の知財取引実績 (単位:件)

区分	特許	実用新案	意匠	商標	その他*	計	権利譲渡	実施許諾
2018年	528	2	19	6	9	564	338	226
2019年	590	5	35	22	1	653	376	277
2020年	498	1	3	20	1	523	352	171
2021年	495	2	55	27	5	584	340	244
2022年	537	0	7	0	34	578	296	282

技術取引は特許権などの無形資産を移転対象とするため、技術取引当事者間の情報不均衡が起こることが多い。そのため、合理的な技術仲介交渉のために、当該技術の優秀性を証明できる効果的な手段が必要であった。これによって、特許庁では 2009 年にオンライン特許評価サービスである「特許分析評価システム(SMART5)」を開発した。

SMART5 は、客観的で定量的な特許情報(出願・登録・審査・審判情報など)を活用した特許評価及び分析結果を、オンラインから低コスト、リアルタイムで提供する。これにより、技術購入者に供給技術の権利性、技術性、活用性に対する客観的な分析資料を支援している。

SMART5 は、2010 年 4 月の国内登録特許評価を皮切りにサービスを継続的に拡大してきた。2018 年には、韓・米・欧の特許の評価情報を民間に開放し、2021 年と 2022 年には中国と日本の特許を追加して、知的財産 5 大強国(韓・米・欧・中・日)全体の特許に対する評価サービスが可能になった。これにより、知的財産サービス企業が多様な IP ビジネスを開発し、知的財産市場が活性化されるよう支援政策を展開している。サービス開始から 2022 年 12 月までに評価サービスの利用件数が累積 145 万件余りに達するなど、特許の質的評価の活用は持続的に拡大している。

表 V-1-6 機関類型別の特許分析評価システムの年間契約実績

区分	民間技術取引機関・特許法人	企業	大学・公共研究	公共機関	金融機関	合計
2010 年	7	5	11	9	1	33
2011 年	12	4	16	9	2	43
2012 年	8	8	23	10	2	51
2013 年	10	3	30	15	3	61
2014 年	25	4	29	7	5	70
2015 年	41	5	47	20	6	119
2016 年	44	5	51	19	5	124
2017 年	40	1	50	21	3	115
2018 年	43	4	35	25	4	111
2019 年	34	0	20	31	5	90
2020 年	42	3	33	15	4	97
2021 年	34	11	29	26	5	105
2022 年	26	1	28	25	4	84
合計	366	54	402	232	45	1,103

表 V-1-7 機関タイプ別特許分析評価システムの利用実績(単位:件)

区分	民間技術取引機関/ 特許法人	企業	大学・公共研	公共機関	金融機関	個人	合計
2010年	6,046	3,364	3,444	13,864	9	455	27,182
2011年	9,727	5,558	6,982	11,336	886	139	34,628
2012年	6,046	5,464	7,084	13,276	359	258	32,487
2013年	11,073	4,721	10,611	18,984	5,577	354	51,320
2014年	40,170	4,858	13,453	53,260	7,517	978	120,236
2015年	26,926	4,261	22,241	61,462	8,807	1,514	125,211
2016年	77,320	802	20,565	67,308	8,792	1,759	176,546
2017年	51,880	2,849	26,638	44,079	8,168	2,128	135,742
2018年	50,689	629	25,791	70,462	5,487	522	153,580
2019年	36,846	207	19,427	45,639	7,273	582	109,974
2020年	27,985	500	36,015	34,562	10,797	465	110,324
2021年	34,440	19,609	25,831	71,900	6,740	3,777	162,297
2022年	30,919	2,628	24,300	136,476	8,925	3,713	206,961
合計	410,067	55,450	242,382	642,608	70,412	16,644	1,446,488

### C. 評価及び発展方向

IoT、人工知能、ビッグデータなど第4次産業革命をリードする技術の台頭により、グローバル市場の産業構造が急速に変化しており、製造業、サービス、文化など産業間の境界が崩れ、接続と融合を通じて新しい産業と市場が創出されている。

このため、グローバル企業は新事業の先取りのために外部技術導入、技術革新型など開放型革新に積極的である。しかし、国内では知的財産に対する社会的認識が低く、知的財産侵害に対する処罰が不十分な結果、知的財産取引市場が活性化されていない。

このような環境にもかかわらず、特許庁のオン・オフラインを通じた特許技術

取引実績が改善されている。これは、長期的な観点から特許技術取引基盤を構築し、効果的な支援政策を通じて取引市場が拡大できる可能性を示している。

今後も特許庁は、特許取引専門官、国家知的財産取引プラットフォームを通じて特許取引を希望する個人及び中小企業に知的財産仲介サービスを提供し、知的財産の価値を高め、中小企業の技術競争力を高める計画である。

また、民間知的財産取引機関との協力を持続的に拡大し、民間知的財産仲介市場が創出されるよう支援すると同時に、SMART5の民間開放を通じて多様な知的財産情報サービスが発売されるよう支援するなど、民間中心の知的財産取引市場のエコシステムが作り出されるよう積極的に努力する計画である。

## 6. アイデア取引の支援

産業財産政策局 アイデア経済革新チーム 工業事務官 **キム・ギョンナン**

### A. 推進背景及び概要

COVID-19によりデジタル転換が加速する中、革新のための新たなアイデアの重要性がさらに浮き彫りになっている。このような市場環境の変化に対応するため、多くの企業は外部の革新力量を積極的に活用し、変化しようとする開放型革新を追求しており、消費者のニーズが多様化し、製品のライフサイクルが短くなる中で、製品開発のリスクとコストを削減するために外部のアイデアを積極的に活用している。代表的な事例として、フィリップスの「エアフライヤー」、P&Gの「オーラル-B」電動歯ブラシなどがある。

しかし、韓国は優れた革新能力に比べ、創造的アイデアの活用能力及び活用環境が不足しているのが実情である。したがって、外部からの創造的なアイデアが企業革新などにつながるアイデア取引環境づくりの必要性が高まる中、特許庁は2021年3月、アイデア取引プラットフォームである「アイデアで(www.idearo.kr)」を開設し、企業や国民誰でも自由にアイデアを相互に共有・取引できる基盤づくりを行った。

### B. 推進内容及び成果

国民の創造的なアイデアを通じて公共機関の課題(問題)を解決すると同時に、アイデア取引の活性化を図るため、2021年から「アイデアで」を利用して公共機関のアイデア公募を実施した。2021年には120の課題に対して806件のアイデアが提案され、そのうち62件のアイ

デアが取り引きされ、2022年には32課題に対して788件のアイデアが提案され、20件のアイデアが取引された。

炭素排出量削減及び2050年カーボンニュートラル社会の実現のため、2022年に企画財政部と共同で未来韓国アイデア公募を実施し、合計246件のアイデアが提案され、32件をシェアした。また、大田市と共同で社会・都市問題解決のためのアイデア公募展を実施し、6つの課題に対して180件のアイデアが提案され、11件をシェアした

また、2022年から韓国の代表的な社会的企業である「美しい店」と良いアイデアコンテストを開催し、合計142件のアイデアが提案され、そのうち10件をシェアした。

その結果、プラットフォーム開通後の2022年12月末時点で「アイデアで」に10,816人の個人会員、525社の企業会員が加入し、合計4,805件のアイデアが提案され、267件(シェア52件を含む)の取引が成立した。

それだけでなく、「アイデアで」プラットフォーム内で安全なアイデア取引ができるように、秘密保持誓約・未取引のアイデア不使用などに関する誓約の義務化、プラットフォーム利用規約の制定など標準取引手続を設け、アイデアの流出・奪取・盗用防止のために画面保存・コピー・ダウンロード防止機能を追加するなどシステム機能を強化した。

### C. 評価及び発展方向

いまだ、アイデア取引に対する認識が低く、プラットフォーム開通の初期段階であるため、取引が活発ではないが、認識の向上とともに制度の補完など安全な取引環境がつくられれば、徐々に活性化するだろう。特許庁は2022年3月、関係省庁合同で「アイデア登録・取引制度の活性化方案」を非常経済中央対策本部会議（経済副総理主宰）に上程した。アイデア取引の基盤づくりを行い、公共と民間が自由にアイデア取引に参加できるように、国が拠点となる「アイデアプ

ラットフォーム」を構築・運営し、国民のアイデアの供給拡大のために合理的なインセンティブを提供してアイデアの創出動機を与え、アイデアに対する保護を強化するために「公募展アイデア保護ガイドライン」を制定・配布するなど関連システムと制度を整備することが主な内容である。

今後、アイデアプラットフォームを通じてアイデア取引市場がつくられ、国民の創造的なアイデアが企業革新及び国家経済・社会発展の原動力として活用されるように持続的に努力する計画だ。

図 V-1-1 「アイデアで」の運営概要



### 7. 知的財産の製品化支援(IP 製品革新)

産業財産政策局 アイデア経済革新チーム 工業事務官 **ソ・ヒョウウォン**

#### A. 推進背景及び概要

国内に出願された特許、実用新案、意匠のうち、中小企業出願が占める割合は、2011年の20.8%から着実に増加し、2021年には27.8%で、全体の1/4以上が中小企業出願である。中小企業の技術開発がこれまで以上に活発に行われている証拠である。しかし、専門人材や資金など事業化力量が不足している中小企業が開発された技術をもとに製品を開発し、事業化に成功する割合は高く

ない。特に、政府の各種 R&D 支援を通じて開発された技術を基に事業化に成功する割合は50%程度に留まっている。

関連して、特許庁では、中小企業自身の力量で解決するのが難しい製品開発過程の技術的問題を、他の技術分野の特許を分析した情報などを活用して解決し、改善された製品に対する設計と製作などの検証を支援する「IP 製品革新支援事業」を実施している。

2012年から始まった本事業は、受益企業の需要を反映して継続的に支援内容を補完しており、特に2021年からは様々な機関と協力して試作品の製作、事業化資金などの幅広い支援を提供している。

## B. 推進内容及び成果

IP製品革新支援事業は、支援内容によって市場と顧客の需要に合わせた新製品を企画する「新製品企画」課題と既存製品の機能、生産工程などを改善する「問題解決」課題、製品の意匠改善を通じて使用性と機能を向上させる「製品高度化」課題に分けられる。課題別コンサルティングの成果物を基にした製品の設計と製作などの検証が支援され、希望する企業は投資誘致説明会に参加する機会も得られる。

事業公告→支援企業選定→実行会社選定→協約締結及び支援課題遂行の順に行われ、支援が完了した受益企業に対しては、翌年から3年間、支援成果に対するモニタリングを実施する。

最近5年間、本事業を通じて合計381社の中小企業が支援を受け、モニタリング(アンケート)の結果、これら受益企業のうち97%以上が支援結果を製品競争力強化、新市場進出などの事業化に活用したことが分かった。

区分	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
予算(百万円)	3,884	3,884	3,884	4,137	4,137
支援企業数(社)	77	81	51*	89	83
事業化活用率(%)	97.3	97.3	99.2	98.1	97.0

\*コンサルティング検証の統合支援で支援企業数が減少

特に、2022年には既存の協業事業を拡大し、国土部、中小企業庁、防衛事業庁など中央政府機関や自治体(大田、城南、済州)、大学など9つの機関の事業と連携して共同支援することで、予算増額なしで、支援企業に最大31億円の追加支援の効果があつた。また、このような支援成果を活用し、独自の「官民協業投資誘致説明会」を通じて54億円の投資誘致を行い、一部の受益企業は政府機関と100億円規模の納品契約を推進し、国内外の各種展示会で優秀な結果を得るなど、多方面で成果が活用されていることが分かった。

表V-1-9 官民協業による知的財産の製品化支援体系

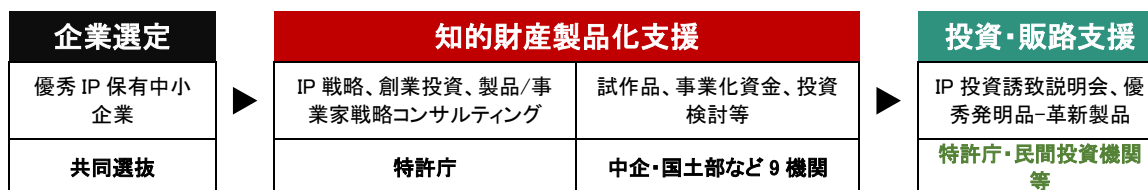




表 V1-10 IP 製品革新支援適用体系



### C. 評価及び発展方向

IP 製品革新支援事業に用いられる異分野特許検索方法論(OPIS)は、技術分野別特許が持つ問題解決原理を他の技術分野に適用することで、短期間で効果的に製品の革新を導き出すことができる問題解決方法論であり、迅速に製品を開発し、市場に進出しようとする創業企業の製品開発に最適化された方法

だと言える。

実際の受益企業の多くは売上高 10 億未満の創業初期の企業や小企業で、支援による製品化の成功、売上、雇用の増加のほか、事業参加することで企業全体の IP 活用力量の増大と企業技術保護分野にも役立つと分かった。

また、2021 年から推進した他機関との協業を通じて試作品製作、事業化資金も提供し、展示会参加、試作型製作など販路開拓、量産をはじめとする後続の事業化手続きを迅速に推進できるよう支援を受けた。特許庁では今後、他省庁、自治体などとの協業を拡大し、持続的な予算確保を通じて支援規模を拡大し、中小企業が保有する産業財産権の事業化のための支援をさらに強化していく計画だ。

## 第 2 節 大学・公共研究機関での知的財産活用の促進

### 1. 概観

産業財産政策局 アイデア経済革新チーム 工業事務官 **チョン・ヒョンス**

大学・公共研究機関は、政府 R&D 予算の 64.5%(17.2 兆円)を使用し、SCIE 論文の 94.0%(45,476 件)を創出(2021 年現在)している技術革新の源泉である。2021 年の国内特許出願は前年比 3.6% 増加の 32,355 件であり、最近 5 年間('17 年~2021 年)では大学・公共研究機関は国内特許出願 60%(19,000 件)以上を維持し、主導的な役割を継続的に果たしている。

2021 年の技術移転の成果は、全体で

8,476 件であり、このうち大学・公共研究機関が技術料を徴収したのは 4,100 件で、前年比 7.4%増加したものと分かった。また、技術移転を通じて 1,300 億ウォンの技術料を徴収することで、全体の技術料収入(2,629 億ウォン)の 49%を占めていることが分かった。これにより、大学・公共研究機関の研究成果が民間企業に移転され、技術革新につながる好循環システムが構築されていることが分かる。

図 V-1-2 研究遂行主体別の国内出願特許の成果の推移(2021 年)



出典：2021 国家研究開発事業成果分析レポート

特許庁は、2006 年から大学・公共研究機関の知的財産に対する認識の向上と特許管理体系の整備を通じて知的財産力量強化及びインフラ構築を支援するための事業を開始した。2022 年からは、特許創出から活用まで大学・公共研究機関が必要とする支援を中長期的に提供するため、個別に運営されていた単位事業を統合・廃止し、「知的財産創出・活用支援事業(MVP 事業)」に改編した。この事業は、M(優秀特許創出)、V(保有特許移転・事業化)、P(研究者創業)の 3 つのモジュールで構成し、各大学・公共研究機関の知的財産力量に応じたオーダーメイドの支援を提供する。

益再投資支援事業」に事業名称を変更し、支援規模を拡大した。

また、2019 年には、技術移転収益を再び技術移転のために再投資する自立型の好循環生態系の構築を支援するために、「韓国型特許ギャップファンド事業」を試験的に推進し、2020 年からは事業の理解度を高めるために「知的財産収

## 2. 知的財産創出・活用支援事業(M. V. P. 事業)

産業財産政策局 アイデア経済革新チーム 工業事務官 **チョン・ヒョンス**

### A. 推進背景及び概要

2022 年知的財産活動調査によると、大学・公共研究機関の国内保有特許の活用率は 27.9%で、前年度(27.7%)対比で 0.2%p 増加し、知的財産専任人材を保有している大学・公共研究機関の割合も 45%で前年度(43.8%)より 1%p の増加にとどまったことが分かった。

これと関連し、特許庁は大学・公共研究機関の知的財産経営インフラ構築と能力強化を支援するため、大学・公共研究機関の知的財産経営能力診断及び深層コンサルティングを通じて中長期的な知財新経営戦略の策定を支援し、これを基に各大学・公共研究機関固有の特性と経営能力に応じたカスタマイズ型の支援を強化している。

### B. 推進内容及び成果

知的財産創出・活用支援事業は、知的財産経営陣及び深層コンサルティングを基盤に、大学・公共研究機関の知的財産経営能力を高めるための中長期的な支援を提供する。

優秀特許の創出を目指し、需要ベースの発明インタビュー、技術マーケティング、海外出願などの費用を支援する M モジュール(優秀特許創出)と、保有特許の技術移転・事業化を目指し、需要企業の発掘、技術検証、後続出願を支援する V モジュール(技術移転・事業化)、技術を最もよく知っている研究者の創業を目指し、技術価値評価、BM 開発などを支援する P モジュール(研究者創業)の 3 つのモジュールを中長期(3+2 年)カスタマイズ型で支援する。2022 年に始まったこの事業は、初年度 18 の大学・公共研究機関を支援し、合計 151 件の技術移転及び 274.3 億ウォンの技術料の成果を達成した。

図表 V-1-3 「知的財産創出・活用支援の類型」

マネージング	活用可能な優秀特許創出の集中支援
バリューアップ	保有特許の技術移転・事業化の集中支援
パイオニア	保有技術を活用した研究者創業集中支援

### C. 評価及び発展方向

個別に運営されていた単位事業(需要ベースの発明インタビュー、知的財産パッケージ構築、特許経営専門家派遣事業)を統廃合し、大学・公共研究機関

の力量に応じて 3 つのモジュールを選択して中長期的に支援することで、大学・公共研究機関の知的財産経営能力を強化している。

世界的に特許競争が激化し、大学・

公共研究機関の知的財産能力が高まるにつれ、大学・公共研究機関が保有する研究成果の技術移転・事業化への期待と技術革新のための大学・公共研究機関の役割も徐々に拡大している。

今後は、優秀な知的財産の創出と技

術移転のために、大学・公共研究機関の知的財産管理・活用力量強化とともに、技術需要の発掘と技術移転・事業化ロードショーなど知的財産活用ネットワークをさらに強化し、大学・公共研究機関の研究成果が企業の革新と成長に貢献できるように事業を推進していく計画だ。

### 3. 知的財産収益の再投資への支援

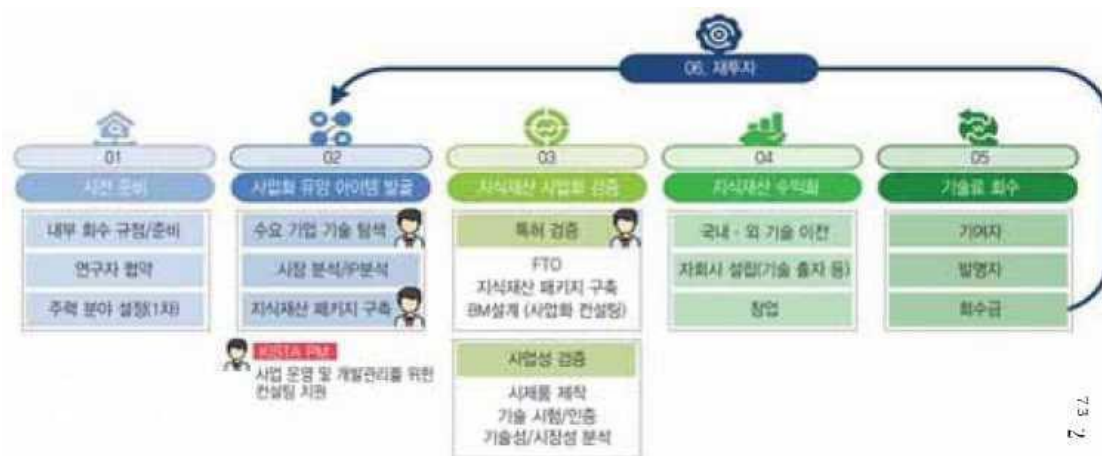
産業財産政策局 アイデア経済革新チーム 工業事務官 **チョン・ヒョンス**

#### A. 推進背景及び概要

大学・公共研究機関の研究成果が強力な特許権として確保され、企業に効果的に移転・事業化された場合、革新成長と質の高い雇用創出が可能である。しかし、大学・公共研究機関の特許活用率は 27.9% (2022 年)にとどまり、大学・公共研究機関の研究成果が事業化及び技術創業につながる特許活用の生態系の成長はまだ課題として残っている。

このような技術の需要と供給時のギャップを減らすためには、技術マーケティングと実験、試験、試作品製作などの商用化検証が必要である。これにより、支援金を有望特許技術の商用化活動に投資し、これにより発生した技術料収益の一部を回収し、他の有望特許技術の商用化活動に再投資することで、大学・公共研究機関が自ら持続的に機能する自立型の好循環システムを構築するよう支援するため、2019 年から本事業が開始された。

図 V-1-4 知的財産収益再投資の好循環概念図



## B. 推進内容及び成果

回収・再投資プロセスを構築するためには、技術料収益の一部を回収する方式に対する機関内の研究者の同意が必要であるため、一定水準以上の知的財産経営能力を有し、研究者の知的財産に対する認識が整っている大学・公共研究機関を対象に支援している。

2022年、合計15機関の支援を通じ、技術移転145件及び技術料121億ウォンの成果を創出し、支援金の48.8%(17.6億ウォン)を回収した。今後、大学・公共研究機関の特許技術事業化のための再投資を通じて、政府支援が終了した後も独自に運営できる財政的基盤を構築することが期待される。

## C. 評価及び発展方向

事業以前と比較して、支援機関の技術移転収益や投資金の回収など、多くの機関で肯定的な成果が確認された。

今後、知的財産収益再投資支援事業に参加する機関の技術と特許情報を中小・中堅企業と共有するプログラムを通じ、産業現場の技術需要が研究開発につながるよう積極的に支援する計画だ。

また、金融連携を活性化し、公共IP移転企業にIP投融資を連携するなど、実質的な事業化の成功事例が続くように、大学・公共研究機関の知的財産取引・事業化能力を最大化していく予定である。



## 第2章

# 知財基盤の強小企業の育成



## 第1節 地域の強小企業の発掘・育成

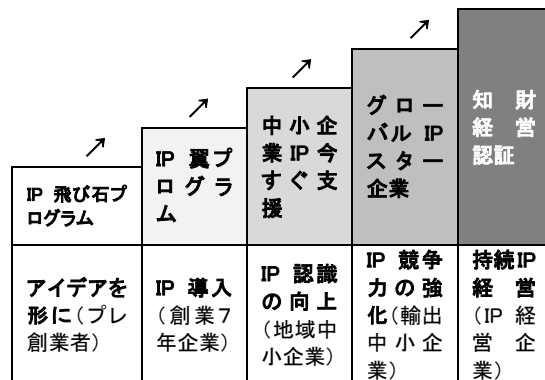
### 1. 概観

産業財産政策局 地域産業財産課 技術書記官 **イ・ソンヒ**

第4次産業革命時代を迎え、中小企業支援政策は、アイデアベースの核心技術と知的財産の育成を通じた複合的な付加価値創出という新しいパラダイムに帰結しており、これによって起業や雇用創出に結びつけることができる知的財産の生態系づくりが非常に重要になっている。

一方、このような動きは、製造業ベースの主力産業に集中していた「地域」にも新たな変化を要求している。地方化時代に集約されるダイナミックな環境変化と相まって、地域の積極的な知的財産権の創出と活用が先進化された地域産業構造への転換と競争力のある地域強小企業育成のきっかけとなっている。

このような理由から、特許庁は、全国を対象にプレ創業者を含む個人創業者から輸出中小企業まで、企業の成長全段階を網羅する知的財産創出支援体系を構築し、地域の中小企業の知的財産創出を集中支援することで首都圏と非首都圏の知的財産の二極化解消に取り組んでいる。



段階別に見ると、プレ創業者のための「IP 飛び石プログラム」を皮切りに、7年以内の創業企業を支援する「IP 翼プログラム」、そして中小企業の海外進出支援のための「グローバル IP スター企業育成」事業を経て、知的財産優秀中小企業に対する「認証」に至るまで、段階的かつ継続的に支援が受けられる。具体的な支援内容は、プレ創業者にアイデア具現化・高度化コンサルティングを、創業初期の企業に融合・複合 IP 技術・経営戦略コンサルティングを、一般中小企業を対象として IP 経営コンサルティング及び懸案事項の解決を、



輸出(予定)中小企業には海外特許確保戦略の策定及び海外出願などを支援した。また、中小企業の知財経営の環境

づくりを誘導し、認証企業の対外信頼度を高めるべく、知的財産経営認証制度を運営している。

## 2. 知的財産バウチャー事業の推進

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 **シン・ヘヨン**

### A. 推進背景及び概要

#### 1) 推進背景

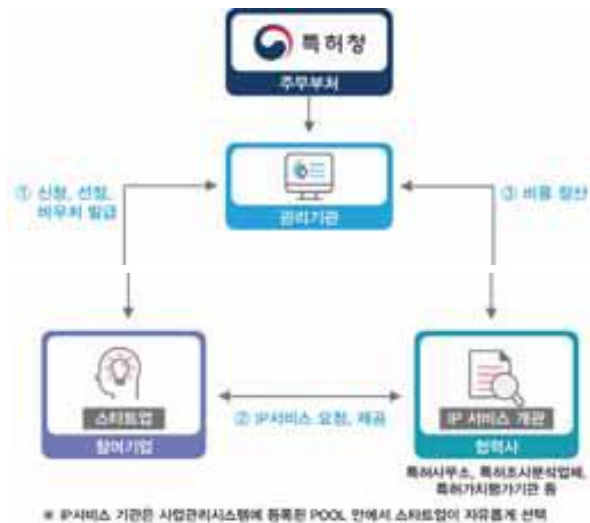
国の未来成長動力の発掘及び持続可能な成長において、技術基盤の創業が重要な要素として位置づけられ、世界各国はスタートアップ支援に注力している。

韓国でも汎政府的な創業支援政策が推進され、創業コストやリスク低減、投資拡大など、スタートアップの生存と成長環境が改善される傾向にあるが、依然として韓国のスタートアップ生態系の自生力は先進国に比べて不足しており、グローバル成功事例も不足しているのが現状だ。

また、IP がスタートアップの成長と成功の重要な要素であるにもかかわらず、IP サービスの高コストにより、多くのスタートアップが困難を訴え、支援を求めており、創業・中小企業 IP 支援施策が創出・保護・活用分野別に多様に設けられているが、スタートアップの柔軟な活用には限界がある。

これにより、特許庁は一般的な中小企業創業とは異なり、事業アイテム・ビジネスモデルの変更が頻繁に行われタイミングが重要なスタートアップの特徴を考慮し、従来の供給者視点を脱却し、適時に支援が機能する新しい支援方式を設けることになった。

図 V-2-1 スタートアップ知財バウチャー事業の推進体制



## 2)概要

スタートアップ知的財産バウチャー事業は、需要者自主選択型 IP サービス統合支援を通じてスタートアップの IP 競争力を強化し、自生的なスタートアップ生態系を構築することにその意義がある。

スタートアップにバウチャーを発行すると、スタートアップは IP サービスメニューとプールに登録されたサービス提供機関の中から自由に必要なサービスや機関を選択して利用し、バウチャーでサービス料金を支払えばよい。

IP サービスメニューは、国・内外の IP 権利化、特許調査分析・コンサルティング、特許技術価値評価、技術移転、営業秘密保護の5つに分かれている。この際、バウチャーはポイント形式で発行され、サービス費用は、成果物の確認など一定の精算手続きを経て、管理機関が直接 IP サービス機関に支給する。

支援対象は、第4次産業革命関連または挑戦的な課題を追求する技術IPベースのスタートアップで、韓国で設立された非上場会社でなければならず、プレ創業者は除外される。

表 V-2-1 スタートアップ知財バウチャー事業 IP サービスメニュー

IP サービス項目	詳細内容
国内・海外 IP 権利化	特許(PCT)、実用新案、意匠(ハグ)、商標(マドリッド)出願の弁理サービス
特許調査分析・コンサルティング	先行技術調査、無効資料及び侵害資料調査・分析、特許マップ、『コンサルティング、国際紛争対応コンサルティング
特許技術価値評価	移転・取引、金融、事業化、訴訟、技術上場などのための特許技術の価値評価
技術移転	特許技術販売・購入(またはライセンス契約)仲介
営業秘密保護	営業秘密の原本証明サービス

## B. 推進内容及び成果

2022年スタートアップ知的財産バウチャー事業は195のスタートアップに知的財産バウチャーを支援し、知的財産バウチャーを支援されたスタートアップは715件のIPサービスを利用し、企業のIP競争力を向上させた。

知的財産バウチャーを支援されたスタートアップのIPサービス利用内訳を見ると、優れた技術力及び潜在力を保有するスタートアップが成功の可能性を高めるために、創出・保護・活用の全分野に幅広く使用された。

IP権利化サービスを通じて、革新的な

アイデアと技術を知的財産化し、生存及び成長の基盤を築いた。特に、費用負担が大きい海外出願(PCTなど)サービスの活用を通じて海外IPポートフォリオを構築し、グローバル市場に対する綿密な特許調査分析などを支援し、スタートアップの海外進出の足場を整えてくれた。

一方、2022年度から「国際紛争対応コンサルティングサービス」を新規支援し、企業の知的財産紛争予防・対応など、知的財産の防御及び攻撃戦略の策定ができるように支援した。

他にも特許技術価値評価を通じて資金誘致、技術移転の基盤を築いた。

## C. 評価及び発展方向

知的財産バウチャー事業は、スタートアップの特性を考慮し、必要な時期に必要なサービスを便利に利用することができ、高い満足度(89.5点)を記録している。また、2022年のスタートアップ知的財産バウチャー事業の成果を分析した結果、知的財産バウチャー事業による売上増加への寄与度は36.3%、輸出増加の寄与度は36.7%、新規人材の雇用創出は195人に達するなど、企業の財務業績の向上を牽引しており、競争力強化を通じてスタートアップの価値を上昇させ、投資誘致など、その後の成果創出に貢献

している。

2023年にもIPベースのスタートアップの成長のために、関係機関協業及び事業連携などを通じて優秀で有望なスタートアップを選定して支援し、IPサービスの死角が発生しないようにスタートアップの経営環境とニーズを反映して様々なIPサービスを支援する計画だ。また、IPの専門知識が不足しているスタートアップが知財バウチャーをより効率的に使用できるように、IP専門家を通じてIPサービスの使用に関する助言を支援する計画だ。

## 3. IP 飛び石プログラムの推進

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 **チェ・ソンギョ**

### A. 推進背景及び概要

#### 1) 推進背景

最近、第4次産業革命と人口構造の変化が加速しており、世界的な景気低迷と雇用のない状況が続く中、革新型技術創業は新しい領域の高付加価値創出を通じた成長と雇用拡大の新しいトレンドとして位置づけられている。このような技術創業を活性化するためには、創業前の段階から知的財産中心の創業誘導が必要だ。

これに対し、特許庁はIP飛び石プログラムを通じて予備創業者の単なる初期アイデアを、知的財産を基盤とした事業アイテムとして育成できるようにするこ

とで、予備創業者が創業に成功するための「飛び石(足がかり)」となることを目指している。

#### 2) 概要

IP飛び石プログラムは、個人及び予備創業者のアイデアを熟成させて事業アイテムとして具体化し、特許権の確保、事業計画書の策定を支援することで、知的財産を活用した創業を支援するコンサルティングベースのプログラムである。

支援対象は創造的なアイデアを保有している予備創業者で、事業申請は全国広域市・道の地域知的財産センターを通じて年中随時行うことができ、オンライン・オフラインの基礎相談を通じてアイ

デアの事業可能性を診断された後、参加申請書とアイデア要約書などを提出しなければならない。

事業支援内容は、①段階:IP 創業ゾーン、地域知財センターなどのアイデア相談窓口で知財及び創業の専門家と基礎相談を行う。基礎相談を通じて同事業の支援対象を選定する。②段階:IP 創業ゾーンでアイデア発想技法、創造的な問題解決方法、特許情報検索などの教育を通じて予備創業者に必要な知的財産と創業に対する基本的な能力を備える。③段階:アイデア高度化コンサルティングを通じて先行技術調査分析結果を基に、技術が事業アイテムとして競争力を持てるようにさらに発展させる。④段階:高度化されたアイデアを権利として保護し、経営・マーケティングに活用できる最適な特許技術として出願する。⑤段階:アイデアを実際の具現化機能した製品に発展させるため、3D モデル設計を支援する。⑥段階:創業コンサルを通じて事業計画書、ビジネスモデルなどを策定し、他機関の資金・試作品製作などを支援できるように連携する。

## B. 推進内容及び成果

IP 飛び石プログラムを通じ、2021 年には計 850 件のアイデアが事業アイテムとして導出され、2022 年には合計 875 件の知的財産基盤の事業アイテムが導出された。IP 飛び石プログラムの受益者のうち、2021 年には 330 件が創業し、2022 年には 326 件が創業に成功した。これらの創業企業の売上高は 2021 年には合計 52 億ウォン、2022 年には 34 億ウォンであり、2021 年には 240 人、2022 年には 188 人を新規雇用し、新たな雇用を創出した。

また、創業コンサルティングにより他省庁の様々な創業支援事業に連携支援し、2021 年には 379 件、2022 年には 394 件が試作品製作などを支援された。

## C. 評価及び発展方向

IP 飛び石プログラムは、アイデアはあるが創業に苦勞している地域住民が知的財産基盤の競争力のある事業アイテムで創業できるよう支援し、地域に新しい雇用が創出されることに貢献した。また、地域の様々な関係機関との協力を通じて、地域の特性に合った知的財産基盤の創業が活性化されるように運営していく。

図 V 2-2 IP 飛び石プログラムの進行手順



아이디어基礎相談⇒アイデア創出教育⇒アイデア高度化⇒アイデア権利化⇒3D 模型設計⇒創業コンサルティング⇒

## 4. IP 翼プログラムの推進

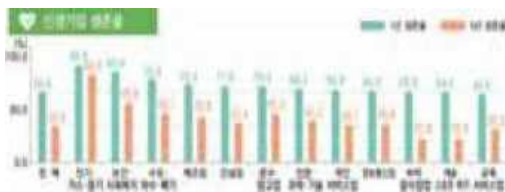
産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 **チェ・ソンギョ**

### A. 推進背景

#### 1) 推進背景及び概要

創業初期、少し耐え抜けば名実ともに成長軌道に乗ることができる技術創業企業には、政府の様々な支援事業がきっかけとなる。しかし、現実はこのような企業支援政策があっても、新生企業の5年以内の生存率が33%に留まっているのが実情である。それだけ初期技術創業企業が市場に定着するのが情熱とアイデアだけでは容易ではないことが分かる。統計庁の「2021年基準企業生滅行政統計結果」報告書によると、新興企業の1年生存率は64.8%、5年生存率は33.8%と分かった。一方、2021年中小ベンチャー企業部が発表した創業企業実態調査によると、5年生存率は59.7%で、一般企業よりも優れていることを示しており、これは創業支援企業の成長を牽引するための政策の重要性を表していると言える。このため、特許庁は単に費用を支援するのではなく、技術創業企業の質的成長のために専門家のIPコンサルティングを支援する「IP翼プログラム」の運営で創業企業の生存率を高め、健全な創業の生態系づくりのために努力している。

表V-2-2 企業の生成・消滅の行政統計



表V-2-3 主要国新生企業の1年/5年生存率



#### 2) 概要

IP翼プログラムは全国地域知的財産センター(RIPC)が運営している。

IP翼プログラムは、創業企業が直面している技術や経営的な懸案事項に対しIPの面から問題解決を支援する事業で、地域知的財産センターの担当コンサルタントが100日の課題期間中にビジネスプロデューサーになり、企業にIPコンサルを支援する。

まず、事業運営面では、課題期間100日間に8回の企業現場訪問コンサルティングを義務付け、地域コンサルタントが忠実なビジネスプロデューサーの役割を担った。

次に、事業遂行面では、担当コンサルタントは8つのソリューション(強力な特許権取得、R&D方向設定、紛争予防戦略策定、IPカスタマイズ教育、IP活用戦略策定、IP融複合戦略策定、職務発明制度・営業秘密戦略など知的財産管理戦略策定、知的財産経営認証など企業成長のための認証取得及び活用戦略策定)の中から、企業に必要なものを選別してカスタマイズされたコンサルティングを提供する。

受益企業は、コンサルティング期間中、担当コンサルタントおよび関連専門家とチームを組んで、企業の懸案事項について解決していくのだが、特許専門人材が豊富な創業企業にとっては、このような密着型コンサルティングが頼もしい存在となっている。

## B. 推進内容及び成果

2017年に初めて始まった翼プログラムは、過去5年間に3,300社にIPコンサルティングを支援し、2022年には2,108社が申請し、712社を支援するなど、事業需要が増えている状況である。

過去5年間の「IP翼」プログラムを通じて、特許出願だけでなく、IP融複合を活用した商標、意匠の出願、海外出願も支援し、合計4,464件の知的財産権の出願を支援した。

表V-2-4 2017～2022年IP翼プログラム知財権出願に関する支援件数

特許	商標	意匠	海外	合計
3,638件	352件	152件	322件	4,464件

また、IP経営戦略コンサルティングを通じて政府機関の事業化支援、IP金融、エンジェル投資などから合計6,101億ウォンの事業資金を確保し、合計6,264名の新規雇用を創出するのに直接間接的に貢献した。

特に、このような雇用は、知的財産戦略を通じて企業の成長を誘導しながら創出された雇用であって、単純な雇用というよりは、企業の技術及び知的財産分野で創出された良質の雇用という点で意味がある。

また、2019年度から汎政府創業支援事業連携の一環として、IP翼プログラム受益企業を対象に中小ベンチャー企業部の創業成長技術開発(飛び石)事業に連携推薦し、別途のトラックで進行する特典を付与し、2021年度IP翼プログラム受益企業37社を推薦し、最終的に14社が最終選定され、2022年度には40社を推薦し、最終的に19社が連携支援の恩恵を受けた。

表V2-5 2018～22年IP翼企業の事業資金確保現況

他機関連携	技術金融等融資	外部機関投資	合計
2,363億ウォン(1,421社)	1,932億ウォン(637社)	1865億ウォン(137社)	6,101億ウォン

## C. 評価及び発展方向

2022年IP翼プログラムコンサルティングのサービス品質向上のために支援企業に当該事業に対する品質及び満足度調査を行った結果、満足度平均は99.6点で、支援企業の大半がIP翼プログラムに満足していると評価された。調査結果で不足している部分については、コンサルタントの能力向上教育を通じてコンサルティングの質的向上を図る予定である。

表V-2-6 2022年IP翼プログラムのコンサルティング満足度

調査対象	応答企業	平均点数
712社	675社	99.6社

今後増加する事業需要に対応するため、当該事業を遂行する地域知識センターを拡大再編し、多様な連携課題を発掘して支援できる方策を設けるなど、関係機関協力を持続的に強化して事業資金、技術開発、マーケティング支援など



フォローアップ連携を通じて IP 翼事業の 目に見える成果を創出する計画だ。

## 5. シニア退職人材の特許基盤技術創業への支援

産業財産政策局 アイデア経済革新チーム 工業事務官 ソ・ヒョウオン

### A. 推進背景及び概要

#### 1) 推進背景

グローバル経済環境と人口構造の変化に伴う急速な高齢化により、生産可能人口が持続的に減少する傾向にある。さらに、ベビーブーム世代に代表される中高年層の大量退職が現実化しており、韓国経済の持続可能な発展のために、中高年層による退職後の専門知識を活用した技術創業など、継続的な経済活動への積極的な参加が切実な状況である。

韓国だけでなく、創業のメッカである米国の創業実態調査結果を見ると、高経歴の中高年層は技術創業の中核人材であり、退職後も創業意向と持続的な経済活動意欲も高いことが分かり、技術創業の活性化のために中高年層への支援が必要である。

特許庁は、熟練した経験と技術専門性を保有する中高年層の創業アイテムが成功的な技術創業として実現できるよう、中高年アイデア事業化事業を 2021 年から推進している。

#### 2) 概要

シニア退職人材の特許基盤技術創業支援事業は、満 40 歳以上の中壮年者が知的財産を基礎とした創業アイテムが事業化されるように IP 創業パッケージ（最大 4 千万ウォン以内）を支援し、中小

ベンチャー企業部と銀行圏青年創業財団(D-CAMP)などとの協業を通じて創業インフラと投資資金などをフォローアップする。

IP 創業パッケージは、創業・投資・知的財産の専門家で構成された専門遂行機関が、中長年の創業アイテムと IP 現状を精密診断し、約 6 ヶ月間、事業化成功に不可欠な IP 権利確保(特許出願 3 件前後)、製品事業化計画、製品検証(技術検証、木工)、投資誘致などをワンストップで支援する。

IP 創業パッケージ支援後には、中壮年創業企業の持続的な成長と事業運営のため、投資誘致説明会とともに銀行圏青年創業財団(D-CAMP)の投資検討(創業チーム当たり最大 3 億ウォン)、D-CAMP(ソウル江南)の「フロントワン(ソウル麻浦)」入居の機会が提供され、全国に所在する中壮年技術創業センターを通じて入居スペースの特典が連携提供される。

シニア退職人材の特許基盤技術創業支援事業の支援対象は、創業アイテムに関連して熟練した経験と特許を保有または出願した満 40 歳以上の予備創業者または 7 年以内の創業者であり、年間支援規模は 20 人程度である。

事業申請は、毎年初めに韓国発明振興会の事業公募を通じて事業計画書などを提出すればよく、支援対象者は、IP

基盤の書面評価、国民参与審査、発表評価を通じて合計 20 名内外の中壮年操

業チームを選抜する。

表 V-2-7 シニア退職人材の特許基盤技術創業支援の協業体系

特許庁(IP 創業パッケージ)			協業機関のフォローアップ支援
IP 出願／導入など IP 権利確保	BM／投資戦力など IP 製品事業化計画	試作品／認証など IP 政策検証	入居空間／投資検討
企業当たり最大 40 百万ウォン(自己負担金 20%)			投資誘致説明会
			創業保育支援プログラム

## B. 主進内容及び成果

2021 年にシニア退職人材の特許基盤技術創業支援事業として新設され、2022 年には事業公募に合計 541 人が応募(競争率 27 対 1)し、中高年層の創業に対する関心が高かった。

選抜された中長年の創業チーム 20 人は、IP 創業パッケージを通じて平均知的財産(特許)2.4 件の出願、製品事業化戦略 2.2 件、製品検証 1.6 件などの支援を受け、20 人全員が特許基盤技術創業に成功した。

また、選抜された創業チームは、信用保証基金、銀行権創業財団、韓国産業銀行などを通じて、計 11 回の投資誘致説明会、創業スペース入居、2022 大韓民国知的財産大展の展示広報・マーケティングブースなど、資金誘致から初期販路確保の機会までフォローアップ支援を受けた。

官民協業支援を通じて実現された中壮年の創業 20 チームは、約 49 人の新たな雇用と経済的な付加価値を創出し、ベンチャー及びエンジェル投資を通じて約 164 億ウォンの事業資金を誘致する成果も生み出した。

表 V-2-8 2021,2022 中壮年創業企業支援及び主要成果

年度	IP 創業パッケージ			投資誘致	雇用効果
	IP 出願	製品事業化	製品検証		
2021	37 件	44 件	28 件	103 億ウォン	39 人
2022	48 件	43 件	31 件	164 億ウォン	49 人

## C. 評価及び発展方向

中壮年のアイデア事業化事業は、企画財政部が実施した 2021 年国民参加予算執行現場モニタリングで政策参加者に非常に高い満足度評価を受け、事業の必要性と成果の面で国民的共感を得た。

表 V-2-9 2021 国民参加予算執行現場モニタリング結果

国民参与予算(省庁平均)	シニア事業満足度
95%	100%

特に、官民協業を通じて様々な創業インフラをワンストップで支援した点が、成功的な技術創業と成果創出のきっかけとなったと評価された。

特許庁は、創業現場のカスタマイズされた創業支援強化の要求と高い事業需要を満たすため、支援対象や官民協力をさらに拡大していく予定だ。

## 6. 中小企業 IP 今すぐ支援サービスの提供

産業財産政策局 地域産業財産課 施設事務官 **パク・ボンヒ**

### A. 推進背景及び概要

中小企業は、専門特許チームを保有する大企業に比べ知的財産能力が不足し、知的財産権に関する専門家からのコンサルティングを受けるのが難しいのが実情である。特に、地方中小企業の場合にその困難がより大きいため、これらの中小企業に迅速な知的財産支援及び問題解決が必要である。中小企業知的財産権支援サービスは、中小企業の知的財産権に関する課題を発掘し、知的財産コンサルティング及び問題解決を通じて企業の成長障害要因を除去することを目的として実施された中小企業支援事業である。

同事業は、2010年からIPスタートアップ、IP スケールアップ支援事業として実施され、年1回の事業実施という従来の事業構造では、中小企業の即時のニーズへの対応が困難であった。

これに伴い、中小企業の経営現況で現れる知的財産関連の緊急の悩みに対して迅速に対応する必要があり、2017年から地域中小企業のIP成長障害要因を除去できるよう、地域知的財産センターを通じた随時相談及び緊急支援形式の事業に変更した。

### B. 主な内容及び成果

中小企業IP今すぐ支援事業は、中小企業に特許マップ、意匠マップ、ブランド開発、意匠開発、特許技術広報映像な

どを支援し、地域知的財産センターのコンサルタントが国内外のIPコンサルを提供する事業である。中小企業はコンサルタント及び協力機関の専門家の企業懸案課題の分析・診断を受け、それに応じた必要な事業を支援に通常2~3ヶ月かかる。

2022年度中小企業今すぐ支援事業の支援実績は以下の通りである。

表V-2-10 2022年度中小企業IP今すぐ支援

支援事業	支援件数
計	1,243
特許・意匠マップ	269
ブランド開発	132
意匠開発	295
特許技術広報映像	46
海外権利化	167
意匠レイアウト	21
国内外IPコンサルティング	313

### C. 評価及び発展方向

中小企業IP今すぐ支援事業は2022年合計1,243件のIP住民行政相談に対する即時相談・支援を実施し、事業施行前(2005年)24.6%に過ぎなかった中小企業の特許出願比率が2021年現在59.9%まで徐々に上昇し、大企業と中小企業の間格差解消に寄与した。

また、同事業施行前(2005年)20.7%に過ぎなかった非首都圏の特許出願比率が2021年36.1%まで上昇し、首都圏と非首都圏のIP力量格差の解消に貢献した。

## 7. IP 基盤の海外進出支援(グローバル IP スター企業育成)

産業財産政策局 地域産業財産課 施設事務官 **パク・ポンヒ**

### A. 推進背景及び概要

知的財産を活用する経営戦略が企業の競争力を左右しており、知的財産権を先取りした企業の紛争提起も増加傾向にある。大企業は知的財産専担組織を備え、自社の特性に合った知的財産経営モデルを独自に策定して運営するなど、知的財産基盤時代に着実に対応している。また、一部の中小・中堅企業は積極的な知的財産権の確保及び活用を通じて持続的に成長している。

このように知的財産が企業の長期的な成長のための必須要素であるにもかかわらず、ほとんどの中小企業は知的財産の重要性に対する認識がまだ不足しているのが現実である。これに対し、特許庁は 2010 年から地域中小企業の知的財産創出及び活用強化のために IP スター企業育成事業を初めて導入し、輸出中または輸出予定の中小企業の IP 総合支援を通じ、地域中小企業のグローバル力量を強化し、輸出実績を向上させるために努力している。

韓国の場合、国内総生産(GDP)に対する内需の割合はますます減少しており、中小企業はこのような内需市場の低迷を克服するために海外市場攻略に拍車をかけている。研究結果によると、輸出企業は内需中心の企業に比べ、企業成長及び良質の雇用創出において優れていることが示され、韓国企業の海外市場進出を積極的に支援する必要がある。

### B. 重要内容及び成果

2022 年 IP 基盤海外進出支援事業は、グローバル競争力のある地域の輸出(予定)中小企業を発掘し、知的財産に対する総合支援を提供した。

知的財産総合支援は、海外権利化(出願・OA・登録)支援、カスタマイズ型特許・意匠マップ提供、非英語圏ブランド開発、特許技術広報映像制作、特許・デザインコンバージェンス、ブランド・デザインコンバージェンス、デザイン開発、ブランド開発、企業 IP 経営診断・構築などを通じた随時課題支援などで構成されている。これらの詳細課題を地域知識産業センターのコンサルタントを通じて集中支援することで、当該企業の輸出力量が強化されるよう支援する事業である。

特許庁は 2010 年に IP スター企業育成事業を導入して以来(2017 年からは「グローバル IP スター企業育成」、2023 年からは「IP 基盤海外進出支援」に改編)、2022 年現在までに合計 2,972 社の地域有望中小企業を支援した。

特許庁は地方自治体と協力して地域別に有望な輸出中小企業を選定しており、「グローバル IP スター企業」に選定されるためには、IP-Spectrum 評価(定量評価)、現場実査、対面審査と続く厳格な審査手続きをすべて経なければならない。支援対象に選定された企業は、コンサルティング及び需要調査の結果に

基づいて、前述の様々な支援プログラムを最大3年間支援される。

企業 IP 経営診断・構築を例に挙げると、中小企業の知的財産経営レベルを診断し、海外進出のための企業の知的財産経営戦略策定と受益企業の知的財産力量が向上できるインフラ、経営、組織、技術などの知的財産の方向性を提示するコンサルティングを支援する。

2022年度 IP 基盤海外進出支援事業の詳細課題支援実績は以下の通りである。

表 V-2-11 支援対象選定現況

年度	選定(社)
2010年	108
2011年	203
2012年	157
2013年	151
2014年	227
2015年	220
2016年	100
2017年	288
2018年	205
2019年	240
2020年	497
2021年	248
2022年	328
合計	2,972

表 V-2-12 2022年度グローバル IP スター企業の支援実績

支援事業	支援件数
海外権利化	2,774
特許技術広報映像制作	164
特許マップ	446
意匠マップ	12
意匠開発	413
ブランド開発	139
特許&意匠コンバージェンス	14
ブランド&デザインコンバージェンス	39
非英語圏ブランド開発	12
企業 IP 診断・構築	46
合計	4,059

### C. 評価と発展方向

IP 基盤海外進出支援事業を通じて支援対象に選定された中小企業は、毎年一般中小企業より高い成長率を示している。

2022年も中小製造企業全体に比してグローバル IP スター企業は売上高、輸出額、雇用人員の増加率などで高い成果を示した。

表 V-2-13 2022年度グローバル IP スター企業の支援効果

区分	支援前	支援後	増減
輸出	11兆367億ウォン	12兆8779億ウォン	1兆8412億ウォン増
売上	3兆50億ウォン	4兆2,018億ウォン	1兆1510億ウォン増
雇用	32,698名	38,056名	5,358名増

特許庁は今後も IP 基盤の海外進出支援事業を通じて輸出中心のグローバル強小企業を持続的に育成するため、関連予算を拡大し、中小企業の海外進出に関連する IP 基盤のニーズを迅速に解決できるよう、タイムリーな支援事業を導入する努力をする予定である。また、企業のニーズを基に特許・意匠・ブランドを融合したコンサルティングを地域知的財産センターのコンサルタントを通じて行い、海外カスタマイズ型コンサルティングの提供と事後管理体系の構築を通じた知的財産経営を企業に導入させていく計画である。



## 8. 小商工人の IP 力量強化

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 **ソン・オッキョン**

### A. 推進背景と概要

#### 1) 推進背景

中小企業は韓国全体の企業体の約 93.8%、総従事者の 43.8%を占める国家経済の底辺を支える重要な主体であり、雇用創出の主役である。

しかし、長期間続いた新型コロナの状況、過密競争などの構造的な問題で経営難が続く中、小商工人が長い間苦勞して培ってきたノウハウ、アイデアなどが第三者によって先取りされたり、技術などが奪取、盗用、模倣される知的財産(IP)侵害事例が絶えず発生し、小商工人の生計を脅かしている。

小商工人は中小企業に比べて知的財産に対する認識が不足しており、費用負担などで事前に知的財産権を確保できず、被害が発生してから初めて知的財産登録の必要性を認識するケースが多く、必要性を認識した場合でも費用負担や時間的制約などで知的財産権を確保できず、侵害や紛争に脆弱である。「中小企業知的財産実態調査」(2021年2月)の結果によると、実に67%もの小商工人が知的財産を取得しておらず、知的財産被害を経験した小商工人は25%になる。

特許庁は、小商工人の IP 認識を高め、被害を防止するため、2022年に「小商工人 IP 力量強化」事業を新設し、中小企業の知的財産に対する認識を高め、権

利確保を支援している。

#### 2) 概要

「小商工人 IP 力量強化」事業は、大きく分けて「IP 権利化支援プログラム」と「認識向上プログラム」として運営される。

「IP 権利化支援プログラム」は、小商工人が商標、レシピなどが法的に保護されるように、相談、総合コンサルティングなどを通じて商標権、意匠権、特許権(レシピ)などの知的財産権の取得を支援する。一方、同プログラム内で地域全通市場及び路地商圈の活性化及びブランド価値を高めるため、共同ブランドと意匠を開発し、権利化を支援するプログラムも並行して運営している。

「IP 認識向上プログラム」は、小商工人の知的財産の力量を強化し、第三者の商標先占、技術奪取、盗用、模倣などの不正行為を喚起し、小商工人の権利侵害を予防するため、地域知的財産センターを通じて知的財産教育及び説明会を開催している。

### B. 主要内容と成果

特許庁は、小規模事業者の IP 関連相談及び困難事項の解消を近くで支援できるよう、14 の地域知的財産センターに「小規模事業者 IP 相談窓口」を設置し、

専門コンサルタントを配置した。2022年



には、IP 基礎相談及び権利化進行などに関連する総合相談を合計 2,948 件行い、小商工人の基礎的な IP 相談と悩みの解消を支援した。また、IP 関連ガイドブック及び教育映像を制作し、関係機関などに配布し、139 件の教育を実施し、小商工人の IP 認識及び力量を向上させた。

一方、2022 年には合計 3,759 件の知的財産の権利化を支援した。

小商工人が保有する商標、レシピなどに対する相談、コンサルティングを通じて、商標 3,457 件、特許 86 件、意匠 111 件など合計 3,654 件の IP 侵害を予防し、小商工人が持っているアイデア、ノウハウなどを基に安定的に経営し、成長することのできる基盤を整えた。特に、革新的なアイデアと事業拡大の意志を持つ小商工人を対象に市場分析、製品ブランド・意匠・レシピ開発及び高度化などを総合的に支援する総合コンサルティングを通じて、合計 245 件の IP を出願することに加え、オンライン販路拡大、他地域及び商圏への出店などを支援し、小商工人が起業家として成長できる基

盤を整えることに貢献した。

また、18 の伝統市場の特性に合わせた共同ブランド・意匠開発及び合計 105 件の IP 出願を支援し、伝統市場のアイデンティティ及びブランドイメージを高め、市場の認知度向上を通じた売上増大及び地域商圏の活性化に貢献した。

## C. 評価と発展方向

「小商工人 IP 力量強化」事業に参加した小商工人を対象に、事業支援前後の IP 認識度の変化を調べた結果、IP の理解度(前年度 54.2 点 → 80.3 点)と IP 確保の必要性(62.0 点 → 86.9 点)など、IP に対する認識が大きく向上したことがわかった。

支援効果が肯定的だったため、特許庁は、中小企業にタイムリーな支援が行われるように支援予算の拡大などに努め、小商工人 IP 支援の死角が発生しないように支援地域を全国に拡大していく計画だ。また、事業が新設された初期であるため、多様な広報の場を設け、事業の認知度及び浸透度を高めていく計画だ。

## 9. 知的財産才能分かち合い事業の推進

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 シン・ヘヨン

### A. 推進背景及び概要

#### 1) 推進背景

知的財産が企業の重要な財産として浮上し、知的財産権を確保するために企業が活発に活動している。特許庁は地域の中小企業のために様々な知的財産支援政策を推進しているが、限られた

予算と高い競争率で、小企業、プレ起業家など、多くの零細企業が支援を受けるのが難しいのが実情である。特に零細企業は特許出願、ブランド、意匠開発に伴うコスト負担で、知的財産経営に参加するのに多くの困難を抱えている。

そこで特許庁は、零細企業の知的財産活動を支援するため、自分が持って

いる才能を、助けを必要とする人に分かち「才能分かち合い」を知的財産分野に適用して「知的財産才能分かち合い」事業を2012年から推進している。



## 2)概要

「知的財産才能分かち合い」は、弁理士、デザイナー、教授など知的財産関連の才能や専門知識を持っている個人または団体が、知的財産活動に困難を抱える中小企業、社会的企業、プレ創業者などを支援する活動である。才能分かち合いを通じて支援できる知的財産分野は、知的財産相談、先行技術調査、知的財産教育、ブランド・意匠開発などである。

才能分かち合い又は才能受益を希望する人は、各地域の知的財産センターに直接相談するか、または知的財産才能分かち合いのホームページ ([www.ripc.org/ipnnum](http://www.ripc.org/ipnnum))から申請すればよい。申請が完了すると、地域知的財産センターが才能分かち合い・才能受益の適否を判断し、担当コンサルタントが分野に応じて適切な才能寄付者と受益者をマッチングする。マッチングされた寄付者と受益者は、才能分かち合い分野と詳細な進行事項などを協議し、以後、才能分かち合いを通じて知的財産活動を支援する

図 V-2-3 知的財産才能分かち合い CI(Corporate Identity)

図 V-2-4 知的財産才能分かち合い構造図



## B. 推進内容及び成果

「知的財産才能分かち合い」は、17カ所の広域知的財産センターを通じて参加者を募集し、現在までに2,249件の知的財産の才能分かち合いにつながった。

2022年には184人の才能寄付者と180人の受益者を募集し、250件の才能寄付を支援した。詳細な支援状況を見ると、知的財産相談84件、先行技術調査35件、知的財産教育13件、ブランド開発56件、意匠開発44件、その他18件で、参加者を通じて積極的に知的財産の才能の分かち合いが行われた。

表 V-2-14 2022 年知的財産才能分かち合い分野別の現況

(単位:件)

知的財産相談	先行技術調査	IP教育	ブランド開発	意匠開発	その他	合計
84	35	13	56	44	18	250

知的財産の才能分かち合いの奨励のため、2013年には大韓弁理士会、サムスン電子、キム&チャン法律事務所、第一特許法人などと業務協約を締結し、企業の才能分かち合いの参加を促し、2014年からは地域大学のデザイン学科の教授と学生が参加する産学連携の才能分かち合いを推進し、大学内の寄付文化の拡散と学生の実務能力向上に役立っている。その後、2021年度にポスコアルテックと韓国発明振興会がMOUを締結し、才能分かち合いを実施している。また、「知的財産才能分かち合い」以降、才能寄付を受けた受益企業が才能寄付を通じて得た収益や製品を地域の貧困層に寄付するなど、分かち合いの循環につながり、好循環的な分かち合い文化の拡散に積極的な役割を果たしている。

知的財産才能分かち合いは、知的財産活動に困難を抱える零細企業を支援し、地域企業の知的財産競争力を高めるために大きな役割を果たしている。さらに、様々な視点から受益者に合わせた寄付が行われるように、発明教師、R&D研究者、デザイナーなど様々な分野の才能寄付者を発掘しようとする。

また、才能寄付者が集まり、才能分かち合いの事例とノウハウを共有し、寄付の必要性を共感できる場を設け、才能寄付者をねぎらい、地域への才能分かち合い文化の拡散にも貢献する計画だ。

## C. 評価及び発展方向

## 第2節 地域知的財産インフラ構築

### 1. 概観

産業財産政策局 地域産業財産課 技術書記官 **イ・ソンヒ**

特許庁は地域の知的財産創出・活用の戦略拠点として全国に「地域知的財産センター」を設置・運営しているが、地域知的財産センターは1978年から特許資料を利用できるように15の市・道の商工会議所を指定して運営した「地方特許資料閲覧所」にそのルーツがある。2000年に同閲覧所を「地域特許情報支

援センター」に改編し、特許情報サービス及び知的財産権住民行政相談などを提供し、2004年1月にこれを再度改編し、地域知的財産センターとして機能を強化し、地域の特性と需要に合わせたオーダーメイドのサービスを提供している。

### 2. 地域知的財産センター運営及びIP創業Zone構築

産業財産政策局 地域産業財産課 技術書記官 **イ・ソンヒ**  
地域産業財産課 行政事務官 **チェ・ソンギョ**

#### A. 推進背景及び概要

特許庁は全国に地域知的財産センターを25ヶ所設置・運営(自立型知的財産センター2ヶ所を除く)しており、知的財産センターを通じて知的財産権総合住民行政相談、知的財産権総合コンサルティング、知的財産権訪問教育及び地域関係機関との多様な協力事業を実施している。

一方、2014年には江原、光州、大邱、釜山の地域知財センターに、2015年には仁川、全北の地域知財センターに、2016年には済州、忠南の地域知財センターに、2017年には慶北、蔚山の地域知財センターに、2018年には京畿、忠

北、ソウル、大田、慶南、全南地域に、2019年には世宗に「IP創業Zone」を設置し、全国17の広域圏基盤を完了し、このようなインフラを基盤にプレ創業者のアイデアに対する知的財産・起業教育とコンサルティングを支援するプログラムを実施している。

#### B. 推進内容及び成果

特許庁は、地方化時代を迎え、地域知的財産センターを地域の知的財産権創出支援と起業促進を支援するため、地域知財センターを設置し産業振興のための総合インフラとしての機能を担わせ、地域の発明文化を醸成し、知的財産権の創出促進及び積極的な活用を図って

いる。

地域知的財産センターは、特許、ブランド、意匠などの知的財産総合コンサルティング及び住民行政相談サービスを提供し、知的財産基盤構築のための知的財産の説明会や教育課程を運営し、地域の知的財産権に関する需要を顧客の近くで満たすことで、顧客価値経営を実現している。

2006年に本格的に自治体マッチング事業を開始し、地域住民及び中小企業に対する知的財産権教育、特許情報総合コンサルティングなど様々な新規事業開発と事業予算の拡大を通じて、地域知識センターが地域の知的財産権創出の前進基地となり、2022年には地域の知的財産インフラ構築のために発明振興イベント21回、自治体公務員懇談会・ワークショップ22回、IP経営者クラブ76回を開催した。

このように、地域知的財産センターという知的財産権総合支援体制の構築を通じたOne-Stopサービスを提供することによって地域知的財産権の創出・活用を促進し、地域経済活性化に貢献している。

一方、「IP創業Zone」を通じて、アイデア発案から特許調査を通じた事業アイテムの具体化、事業計画策定教育、創業コンサルティングを通じた事業化連携支援を行っている。

2022年には、合計86期生1,385人が教育を受け、IPサポートプログラムを通じて326人の起業家を育成し、394件の事業項目が他事業と連携し、創業の夢を繋いでいくための足がかりとなった。

### C. 評価及び発展方向

特許庁では、地域知的財産センターの機能を知的財産創出支援から保護・活用はもちろん、新知的財産権分野まで包括するようにし、知的財産基盤の中小企業支援拠点として育成する計画である。このため、地域の実情に合ったオーダーメイドの知的財産政策の策定を支援し、産・官・学界の参加を引き出すことができる地域機関との共同事業及び協力体制をさらに強化していく予定である。

また、IP創業Zoneを通じて発掘されたアイデアに対する創業及び事業連携コンサルティング支援、創造経済革新センターを通じたアイデア相談窓口の運営を継続する予定である。

一方、地域知的財産センターを地域の知的財産の拠点機関として発展させるため、専門コンサルタント中心の知的財産コンサルティングも強化していく計画だ。

図IV-2-5 地域知的財産センターの現況

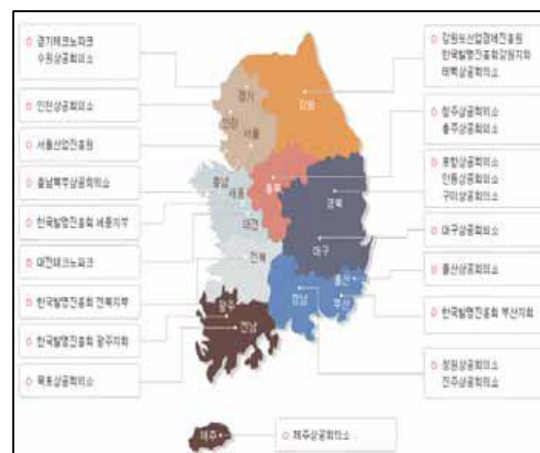




表 V-2-15 地域知的財産センターの設置運営現況

番号	センター名	運営機関	連絡先	登録日	住所
1	ソウル知的財産センター	ソウル経済振興院	02-2222-3860	2009.02.18.	ソウル特別市麻浦区ワールドカップ北路 400 ソウル産業振興院 13 階
2	京畿知的財産センター	京畿テクノパーク	031-500-3043	2003.10.16	京畿道安山市常緑区海岸路 705 京畿テクノパーク支援便宜棟 1 階
3	仁川知的財産センター	仁川商工会議所	032-810-2882	2001.07.01.	仁川広域市南洞区銀峰路 60 番通り 46 仁川商工会議所 6 階
4	江原知的財産センター	江原道経済振興院	033-749-3326	2001.07.01.	江原道原州市ホジヨ路 47 江原道経済振興院 505 号
5	忠南知的財産センター	忠南北部商工会議所	041-559-5746	2001.07.01.	忠清南道天安市西北区佛堂洞 650-3 忠南知識産業センター2 階 203~204 号
6	世宗知的財産センター	韓国発明振興会 (世宗支部)	044-998-1000	2018.10.30.	世宗特別自治市鳥致院邑クンチョン路 93 世宗 SB プラザ 402 号
7	大田知的財産センター	韓国発明振興会 (大田支部)	042-930-4475	2008.04.01.	大田広域市儒城区テドク大路 593 大田 TBC1007 号
8	忠北知的財産センター	清州商工会議所	043-229-2732	2001.07.01.	忠清北道清州市上党区上党路 106 清州商工会議所 1 階
9	釜山知的財産センター	韓国発明振興会 (釜山支部)	051-645-9683	2001.07.01.	釜山広域市沙上区鶴甘大路 257 ボセンビル A 棟 305 号室
10	蔚山知的財産センター	蔚山商工会議所	052-228-3087	2001.07.01.	蔚山広域市南区トッチル路 97 蔚山商工会議所 2 階
11	大邱知的財産センター	大邱商工会議所	053-242-8079	2001.07.01.	大邱広域市東区東大邱路 457 大邱商工会議所 5 階
12	慶北知的財産センター	浦項商工会議所	054-274-5533	2001.07.01.	慶尚北道浦項市南区ポスコ大路 333 浦項商工会議所 2 階
13	慶南知的財産センター	昌原商工会議所	055-210-3085	2001.07.01.	慶尚南道昌原市義昌区中央大路 166 昌原商工会議所 2 階
14	全南知的財産センター	木浦商工会議所	061-242-8587	2005 シェ 05	全羅南道務安郡三郷邑オリョン 3 通り 2 全南中小企業総合支援センター4 階
15	光州知的財産センター	韓国発明振興会 (光州支部)	062-954-3841	2001.07.01.	光州広域市北区チュアム路 249 イノビスセンター7 階
16	全北知的財産センター	韓国発明振興会 (全北支部)	063-252-9301	2014.03.26	全州市徳津区バルリョン路 109 全北 TP ベンチャー支援棟 105 号
17	済州知的財産センター	済州商工会議所	064-755-2554	2001.07.01.	済州特別自治道済州市中央路 217 済州ベンチャーマル 10 階 1003 号室
18	京畿南部知的財産センター	水原商工会議所	031-244-8321	2001.07.01.	京畿道水原市長安区水城路 311 水原商工会議所 5 階
19	江原西部知的財産センター	韓国発明振興会 (江原支部)	033-264-6580	2001.07.01.	江原春川市江原大学路 1. 江原大学ポドゥム館 403 号
20	江原南部知的財産センター	太白商工会議所	033-552-4779	2005.11.18.	江原道太白市黄池路 188-1 太白商工会議所 3 階
21	忠北北部知的財産センター	忠州商工会議所	043-843-7005	2005 シェ 05	忠清北道忠州市ウトゥム路 31 忠州商工会議所 5 階



番号	センター名	運営機関	連絡先	登録日	住所
22	慶北北部知的財産センター	安東商工会議所	054-859-3093	2005.11.18.	慶尚北道安東市祭り場路 240 安東商工会議所 1 階
23	慶北西部知的財産センター	亀尾商工会議所	054-454-6601	2001.07.01.	慶尚北道亀尾市松亭大路120 亀尾商工会議所 2 階
24	慶南西部知的財産センター	晋州商工会議所	055-762-9411	2001.12.24.	慶尚南道晋州市東鎮路 255 晋州商工会議所 3 階
25	忠南西部知的財産センター	瑞山商工会議所	041-663-0041	2020. 1.16	忠清南道瑞山市邑内3路28 ソリムビル 4 階
26	富川地知的財産センター *	富川産業振興院	070-7094-5483	2005.7.5	京畿道富川市原美区平川路 655 富川テクノパーク 401 棟 1503 号
27	江陵知的財産センター *	江陵商工会議所	033-643-4413	2003.10.16.	江原道江陵市総合運動場通り 88 江陵商工会議所 5 階

\* 富川と江陵の知的財産センター：人件費、事業費の国費支援を受けずに運営機関が自主的に運営する「自立型知的財産センター」

### 3. 地域知的財産権の認識向上

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務菅 **シン・ヘギョン**

#### A. 地域知的財産権フェスティバル開催

##### 1) 推進背景及び概要

特許庁は、2006 年から広域自治体と共同で地域の知的財産権の現況について議論する地域巡回知的財産フォーラムを実施した。2017 年からは地域内の知的財産認識の拡散と発明文化を創り出すための地域住民参加型知的財産フェスティバルを開催している。

2022 年には江原、大田の 2 つの地域と共に地域知的財産フェスティバルを開催した。

2022 年地域知的財産フェスティバルには、自治体長、市・道議会議員、国會議員など地域の政治リーダーが参加し、知的財産基盤の協力ネットワーク構築を図った。産・学・研に加え、地域住民が参加できる様々なプログラムを用意し、全住民の参加を導き出した。

##### 2) 推進内容及び成果

表 V-2-16 2022 年地域知的財産フェスティバル

地域	日時	主要内容
江原	9.1～4	江原科学技術大祝典、うちの町の有望企業模擬投資オーディション、知的財産コンサート科学特別講義、科学美術路上ライブ、機関・企業優秀技術及び創意アイデア公募展優秀作展示、知的財産広報館、オンライン科学キット体験、各種イベント
大田	11.21～22	大田国際 IP カンファレンス、知的財産政策フォーラム、優秀技術製品、知的財産コンテンツ展示、知的財産経営人大会授賞式及び才能分かち合い成果報告会、交流・相談会（パワーネットワーキング）、セミナー（機関フォーラム運営）

### 3)評価及び発展方向

地域知的財産フェスティバルは、地域の特色・参加を誘引する要因を考慮し、IP採用博覧会、技術展、発明体験など、IP融複合を主題に地域固有のIP祝祭を構成した。これにより、地域に知的財産の重要性を共有し、地域住民の知的財産認識の向上に貢献した。特に2022年は、オフラインとオンラインの両方で開催し、地域住民の関心の集めることに努めた。

今後、特許庁は様々なプログラムを設け、知的財産フェスティバルの質的向上を図り、様々な経路で活性化・大衆化されるよう努力する予定である。さらに、地域企業及び産・学・研関係者と合同で技術を広報し、交流できる知的財産ビジネスの場として拡散させていく計画である。

## B. 地域知的財産政策協議会の開催

### 1)推進背景及び概要

2013年4月、17の広域自治体と共に地域知的財産政策の発掘及び地方政府へのより良い知的財産政策の普及方を模索するため、「地域知的財産政策協議会」を新設した。特許庁は、政策協議会を通じて国の知的財産政策の方向性を共有し、地域間の知的財産の不均衡を解消し、地域の知的財産の活性化を誘導した。これにより、特許庁では2013年4月11日に第1回政策協議会を推進し、以後、毎年定期的に政策協議会を開催している。

### 2)推進内容及び成果

2022年コロナパンデミック以降、済州で推進された「第14回地域知的財産政策協議会」は、特許庁産業財産政策局長の主宰の下、広域自治体担当者20人と地域知的財産センター長など26人が参加した。この場では、効率的な地域知的財産政策支援のための知的財産創出支援及び創業促進事業の改善方案と、政府政策と地域政策間のギャップ最小化及び協業シナジーの発生方案を議論した。具体的には、地域企業の特許技術事業化支援の拡大と地域の知的財産認識向上の必要性などをテーマに議論を行った。

### 3)評価及び発展方向

知的財産政策に対する中央と地方の情報共有及び政策連携のために2013年に初めて設立された「地域知的財産政策協議会」は、これまで計14回開催された。これは、知的財産の創出・保護・活用体系の先進化政策を地方自治体と一緒に議論し、地域知的財産センターを中心とした協力方案及び地域知的財産ガバナンスの構築の始まりと評価できる。

今後も特許庁は、知的財産の創出・保護・活用体系を先進化し、地域間の知的財産の不均衡解消及び地域知的財産の活性化を通じた知的財産行政サービスを提供するため、自治体及び関連部署との知的財産政策協議会を定例的なコミュニケーションチャンネルとして継続していく計画だ。

## 第3節 知的財産サービス産業の育成

### 1.概観

産業財産政策局 産業財産活用課 産業主事 **イ・ピョンジュン**

知的財産サービス産業とは、知的財産権の創出・保護・活用を支援し、新しい財やサービスを創出する産業で、調査・分析、取引、評価・コンサルティング、翻訳、教育などの伝統的な事業領域から、金融、経営・管理などの高付加価値分野へと領域が拡大している。

知的財産サービス産業は、知的財産強国実現のための国家知的財産政策の中核産業であり、企業経営における知的財産権紛争の増加、企業価値における知的財産の比重の増加など、知的財産の重要性が高まるにつれ、今後の成長可能性が高い産業である。また、知的財産サービス産業の育成は、国家知的財産基本計画第1次及び第2次の20の戦略目標の一つであり、知的財産を基盤とした技術間の融合が要求される第4次産業革命時代に至って、その重要性がさらに強調されている。

知的財産サービス産業は、研究開発段階から活用(事業化)段階に至るまで、知的財産の創出・保護・活用の過程で発生する中間需要を支援するため、全産業に影響を及ぼし、このような産業的特性により付加価値と雇用誘発効果が高い。IPサービス業の付加価値率は52.3%(全産業平均:43.5%)。付加価値誘

発係数は0.866(全産業平均:0.780)と他産業より高い付加価値を持つ。また、IPサービス業に10億ウォン投資した場合、16.4人の雇用誘発効果があると推定される(IPサービス業の経済効果に関する研究、2022年、韓国知的財産研究院)

韓国は特許出願世界4位(2020年)、GDP比で韓国人特許出願世界1位(2019年)であることを考えると、今後の知的財産サービス業の成長可能性は非常に大きい。しかし、国内知的財産サービス産業は、知的財産の重要性に対する社会的認識と知的財産侵害に対する問題意識の欠如及び制度的処罰の不十分などにより、まだ市場が活性化されていない状況である。したがって、国家の知的財産競争力を確保し、質の良い雇用を創出するために、知的財産サービス業の市場規模を拡大し、全般的な力量を強化する政策的支援が必要である。

## 2. 知的財産サービス市場の需要拡大

産業財産政策局 産業財産活用課 産業主事 **イ・ビョンジュン**

### A. 推進背景及び概要

最近、特許出願及び紛争等の増加で海外では知的財産サービス産業が主要産業として浮上しているが、2020年現在、国内知的財産サービス産業の市場規模は約1兆1,311億ウォン(知的財産出願・登録及び紛争・訴訟代理を除く)、雇用規模も20,494人に過ぎないと推定している。これは国内サービス業全体の売上高である2,814兆ウォン年(2021年統計庁サービス業調査)の0.04%に過ぎない水準で、知的財産サービス市場が初期段階に留まっており、関連企業も零細な状況である。

このように市場が成熟しておらず、基盤が構築されていない状況で、知的財産サービス企業は独自の生存に苦戦している。特に海外市場の場合、個々の企業の力量だけでは市場参入の試みに限界があるため、政策による体系的な支援が必要である。

これにより、知的財産サービス市場が成長し、高品質のサービスが提供されれば、企業、大学、研究機関など国家全体の知的財産競争力が高まることが期待され、雇用創出や経済発展にも寄与することが期待される。

### B. 推進内容及び成果

#### 1) 知的財産サービス産業支援の根拠を整備

特許庁は2014年1月に発明振興法を改正し、知的財産サービス産業を支援する根拠を整備すると同時に、育成のための分野を具体化した。

既存の法律(知的財産基本法)に、政府は知的財産サービス業を育成しなければならないという内容が盛り込まれていたが、その主体が具体的に特定されていないため、実質的な政策に結びつかないという限界があった。これに対し、発明振興法では、特許庁が知的財産サービス業育成施策を策定し、関連業務を遂行するようにすることで、知的財産の主務部署として支援政策を推進できる根拠を設けた。また、従来は法律上、知的財産サービス業は調査・分析の過程で作られる情報を加工して財貨やサービスを創出するサービスのみを指していたが、改正法ではこれに教育・相談・広報、金融・保険などの業務を含めて支援分野を拡大した。

#### 2) 知的財産サービス資格検定制度施行

特許庁は、知的財産サービス分野の優秀・高度人材の識別体系を設け、高度人材の持続的な養成のための基盤構築のために専門資格制度を2013年から施行している。



図 V-2-6 資格制度の機能



知的財産検定試験導入に関する研究委託の遂行結果と知的財産問題バンクを基に知的財産教材を開発し、特許事務所や専門会社など知的財産サービス従事者に教育を実施し、資格制度専門

家会議を通じて詳細検定運営・管理案を策定し、IP 情報検索士、IP 情報分析士及びIP 翻訳士資格検定試験を実施している。

表 V-2-17 資格検定試験の実施現況

資格検定施行現況(累計)		受検人員(名)	合格人員(名)	合格率(%)	備考
IP 情報検索会社(IPS)	一般(GL)	3424	2225	65.0	定時 15 回, 随時 163 回
	高級(PRO)	999	860	86.1%	定時 21 回
IP 情報分析士(IPA)		520	328	63.1	定時 18 回, 随時 7 回
IP 翻訳者(IPT, 韓→英)	1 級	12	5	41.7	定時 1 回
	2 級	210	135	64.3	定時 10 回
	3 級	415	244	58.8	定時 9 回, 随時 4 回
商標情報検索会社(TIS)		-	-	-	2023 年 5 月施行予定

3)知的財産サービス産業海外進出及び販路開拓支援

特許庁は、小規模な国内知的財産サービス企業の海外進出及び国内販路開拓を促進するため、海外有名展示会や

国内主要セミナーに知的財産サービス企業が参加できるよう支援している。

海外進出の場合、個々の企業だけの努力では限界があるため、企業、関連政府省庁、関係機関で構成される協議



体を構成して総合的な支援を行い、韓国知的財産サービス協会を通じて欧州特許庁特許情報カンファレンス(PIC), 日本特許情報フェア & カンファレンス(PIFC)など、海外主要展示会への参加を支援し、国内企業への広報、海外動向の把握、ネットワーク形成などの機会

を提供した。2019 年まではオフライン参加を支援したが、2020 年からは新型コロナパンデミックにより非対面オンライン参加を支援した。

図 V-2-7 日本特許情報フェア & カンファレンス

図 V-2-8 ドイツ IP TECH SUMMIT



図 V-2-9 アメリカ国際商標協会 年例会議

図 V-2-10 EPO 特許情報カンファレンス



また、国内市場活性化のため、ソウル国際発明展示会、韓国ソフトウェア大展など国内開催の国際展示会への参加を支援した。

の海外売上高が 3 年間で 300%以上増加した。(A 社 7.4 億ウォン→32.8 億ウォン、B 社)3 億ウォン→13 億ウォン)

このような努力により、最近、国内の特許翻訳及びコンサルティング企業 2 社

図 V-2-11 ソウル国際発明展示会



図 V-2-12 韓国ソフトウェア大展



### C. 評価及び発展方向

特許庁は、小規模な知的財産サービス産業の育成のために具体的な法的根拠を設け、知的財産調査・分析及び翻訳資格検定制度を実施し、知的財産サービス人材の力量向上を支援した。また、海外進出及び国内販路の開拓支援を通じ、知的財産サービスの認知度向上と需要活性化に貢献した。

しかし、国内知的財産サービス産業はまだ初期市場段階であり、自発的な需要が不足しているため、政府の積極的な支援が必要である。したがって、特許庁は知的財産サービス産業の競争力強化のため、様々な支援事業の連携などを通じて、知的財産サービスの高度化、多様化、知的財産サービス産業インフラの革新など、具体的かつ強化された支援政策を策定して推進する計画である。

## 3. 知的財産サービス業関連専門人材の養成

産業財産政策局 産業財産活用課 工業主事 **イ・ビョンジュン**

### A. 推進背景及び概要

知的財産サービスは、高度な専門知識と能力を所有した専門人材の確保が必須であるが、初期段階の国内知的財産サービス市場では、知的財産サービスの力量と専門技術知識を持つ人材を確保することは容易ではない。さらに、知的財産サービス企業に人材を供給するための教育インフラが不十分であることは、専門人材の不足と共に知的財産サービス企業の大きな問題点になって

きた。これに伴い、特許庁は知的財産サービス市場の専門人材不足及び人材養成体系の不在を解消する一方、雇用創出のために 2011 年から採用連携教育支援を推進している。

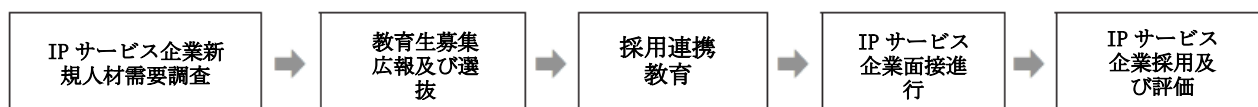
### B. 推進内容及び成果

特許庁は、未就職大学生、R&D 退職人材などを受講生として選抜し、知的財産サービス市場に必要な実務中心の教育を実施し、その後、教育修了生が知

的財産サービス会社に就職または創業するように誘導することで、知的財産サービスの発展に応える専門人材を養成している。採用連携教育課程は、IP 翻訳

アカデミー、IP 事務管理員、商標調査/分析専門家養成教育(2020 年新設)コースに分けて実施された。

図 V-2-13 知的財産サービス採用連携教育の手順

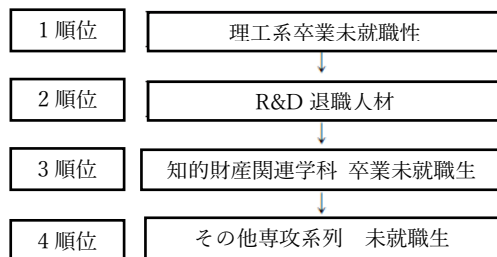


### 1)教育広報及び受講生の選抜

教育広報及び優秀受講生を選抜するため、全国の主要大学及び韓国特許戦略開発院、韓国特許情報院などの関係機関ネットワークを活用し、採用情報サイトや就職関連カフェなどを通じて本教育の趣旨と内容を広報した。また、R&D退職人材を選抜するために高学歴技術者、研究開発特区支援本部などのホームページを活用した。

受講生募集の結果、2022 年基準で合計 347 人が教育参加に応募し、12:1 の競争率を示した。このうち、知的財産専門人材の養成という教育の趣旨を生かすため、知的財産サービス市場で好まれる理工系卒業生及び R&D 退職者などを優先して受講生を選抜した結果、合計 293 名の受講生を選抜した。

図 V-2-14 受講生選抜優先順位



### 2) 知的財産教育実施

採用連携教育課程は、IP サービスアカデミーと IP 翻訳アカデミー、IP 事務管理員養成教育に続いて新設した商標調査/分析専門家養成教育課程に分かれて実施された。各教育課程は、IP サービスに関する専門的な内容を提供すると同時に、採用支援教育であることを考慮し、受講生が就職後に必要な職場やビジネスマナーなど、就職に実質的に役立つ内容を盛り込んだ。

IP サービスアカデミー3 回、IP 翻訳アカデミー1 回、商標調査/分析教育 1 回、IP 事務管理員コース教育が 2 回行われ、最終的に 260 人が教育を修了した。

図 V-2-15 2022 年 IP サービスアカデミー



### 3) 知的財産サービス企業との採用連携

採用連携教育の趣旨を生かすため、教育開始前から採用を希望する企業を把握した後、教育が開始されると企業に受講生名簿を提供した。書類審査を経て採用の意思を示した企業は、教育1週目から面接を開始し、教育終了後ま

で継続して採用手続きを行った。

このような採用連携教育の結果、合計196名(75%)が採用される成果を得た。これをコース別に見ると、IPサービスアカデミーを通じて93人、IP翻訳アカデミーを通じて22人、商標調査/分析養成教育を通じて24人、IP事務管理員コースで57人がそれぞれ採用された。

図 V-2-16 採用連携のプロセス



### C. 評価及び発展方向

知的財産サービス就職連携教育に関するアンケート調査を実施した結果、80%が満足したと回答し、特に知的財産サービス業の多様な職務の理解と知的財産サービス業界への就職の方向性を決めるのにたいへん役に立ったという意見が多かった。

教育運営に関するアンケート調査の結果、個人/チームプロジェクト実習など実習教育に対する需要が高く、継続的に実習中心の教育ができるようにすることで、特許一般及び翻訳分野以外の専

門人材の養成が難しいが企業採用の需要のある分野の課程を追加で開発し、運営する予定だ。

また、教育満足度だけでなく、採用連携率(就職率75%)も高く、事業成果が大きいことが分かった。これにより、特許庁は知的財産サービス人材の新規採用需要を調査して採用連携教育を拡大し、知的財産サービス企業への採用連携と中小・ベンチャー企業への採用連携を同時に進行し、専門人材の知的財産サービス市場への誘引を拡大することで、知的財産サービス産業の競争力を強化する。

## 4. 知的財産サービスの研究開発支援

産業財産政策局 産業財産活用課 産業主事 **イ・ビョンジュン**

### A. 推進内容及び概要

世界的に知識産業及び科学技術が急成長するに伴い、知的財産を活用したビジネスも増加している。グローバル企業は経済的価値を創出するために知的財

産そのものをビジネスの核心手段として活用している。このような知的財産の重要性にもかかわらず、



韓国の知的財産活用サービスは、調査・分析など一部を除き、人的資源に基づく報告書作成型の単純な外注委託業務がほとんどである。特に、海外の知的財産サービス企業は競争力のある知的財産サービスモデルを通じて国内市場に進出している一方、国内知的財産サービス企業のサービスモデルは国際競争力を備えていないのが実情である。このような状況を象徴するように、知的財産サービス企業は企業に対する投資支援(50.5%)とビジネスモデル発掘支援(29.8%)を政策課題として要求している。これに対し、特許庁では知的財産情報を活用した革新的で付加価値の高いサービスを発売できるよう、知的財産サービス企業の研究開発活動を支援している。

## B. 推進内容及び成果

特許庁は2020年に初めて知的財産サービス企業を対象に優秀なサービスアイデアを調査・選定し、企業がビジネスモデルを策定し、試験サービスを開発できるよう支援した。事業に参加する主体としては、アイデアを提示してサービスを事業化しようとする主管機関、主管機関の事業アイデアに対するビジネス戦略策定と試験サービス開発を支援する参加機関、主管機関及び参加機関の活動を支援する専任機関で構成された。

### 1) 差別化されたビジネスモデルの研究開発

2022年の研究開発支援課題は13件を募集し、知的財産サービスの研究開発を希望する38社が参加し、3対1の競争率を示すほど、知的財産サービス企業は新しい知的財産サービスの研究

開発に対する意欲と関心を示した。知的財産サービス研究開発支援を通じ、様々な事業アイデアに対して市場性及び成長可能性を分析し、開発戦略を策定した。

### 2) 研究開発後続連携及び販路支援

知的財産サービス研究開発支援を通じて開発した試験サービスを高度化・販売できるよう他の省庁のR&D事業と連携したり、関係機関担当者、VCなどを対象にサービスを紹介し、意見を聞くことができるよう様々なネットワーキング活動を支援した。これにより、優秀な知的財産サービスが他省庁の支援事業に選定され、また、国内外の売上先を確保した。

これと共に、企業の国内外マーケティングのためにEPOPICなど海外展示会への参加を支援し、IP情報サービスカンファレンスなどに知的財産サービス企業共同広報館の設置を支援した。特許庁が主催する国際特許情報博覧会への参加を希望する6社に展示館の設置、広報動画及びパンフレットの制作、オンライン映像ミーティングなど研究開発成果及び企業広報活動を支援した。

また、研究開発支援を受けた知的財産サービス企業は、試験サービスを基に米国特許調査サービス企業と販売条件付き試験サービスを提供する業務協約を締結し、国内では試験サービスを経験した韓国産業技術振興協会と有償の特許分析サービスを定期的に提供することで業務協約を締結した。

## C. 評価及び発展方向

知的財産サービスの研究開発支援を通じ、2020年から2022年までの3年間に76人の雇用を創出し、デジタルを基盤としたIPサービスを開発する企業を支援するためにネイバークラウドと業務協約を締結し、融合情報を基盤としたサービス開発を支援するためにナイス評価情報と業務協約を締結するなど、知的財産サービス産業の活性化に向けたきっかけを提供した。

知的財産サービス研究開発支援に参加した企業に満足度調査を行った結果、90%が満足していることが分かり、企業

はアイデアにとどまっていたアイデアについてのビジネスモデルを策定し、試行サービスの開発に非常に役立ったという意見があった。また、ビジネスモデルと試行サービスを具体化し高度化するためには、より多くの政策的支援が必要であるとの要望もあった。

特許庁は、急速に発展している人工知能、ビッグデータなどの高度な技術を基盤とする知的財産サービスの研究開発結果を迅速に商用化し、事業化できるよう、研究開発実証・高度化支援体系を構築して推進する。これにより、民間企業が主導する知的財産サービス生態系づくりに貢献する。

## 第4節 中小企業の知的財産創出・活用インフラの強化

### 1. 概観

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 **ソン・イング**

第4次産業革命時代の到来に伴い、世界の技術強国は技術覇権を握るため、自国企業に対する財政支援及び租税支援制度を積極的に推進している。税制は国家財源を調達する財政的手段であるだけでなく、政府政策を効果的に実現するように誘導する役割として活用される。主要国は研究開発成果を拡散させ、知的財産権及び技術を利用した事業化を促進するため、特許などの知的財産権所得に対する租税支援を拡大する傾向にある。

韓国でも企業の革新と活発な研究開発活動を支援するための方策として研究開発租税支援制度が非常に重要な部分を占めており、特許権、実用新案権、

商標権、意匠権等の知的財産権に関しても、租税の機能を利用して様々な活性化方策を試みている。中小企業の知的財産活動と知的財産関連産業の活性化を誘引するため、職務発明報奨金や実施料収入等に対する所得税の減免、知的財産権の移転及び貸与所得に対する所得税又は法人税の減免等を推進しており、特許情報調査・分析費用についての税額控除制度も導入された。



特許庁では、中小企業の知的財産関連費用の負担を軽減し、知的財産に対する正当な保障を通じて研究意欲を高

められるよう、知的財産関連税制の改善、職務発明補償制度の活性化など様々な制度的努力を続けている。

## 2. 知的財産税制改編の推進

産業財産政策局 産業財産政策課 農業事務官 **パク・チョロ**

### A. 推進背景及び概要

中小企業の知的財産競争力強化のための特許庁の努力は多角的に行われている。このような努力の一環として、知的財産関連費用及び所得に対する税制上の支援方案の策定は、企業の負担を軽減する役割を果たすと同時に、企業の知的財産経営活動を奨励する誘因策として機能する。

産業財産権によって発生する所得や費用に対する税制上の支援を可能にするため、発明振興法第 40 条では「政府は、租税特例制限法の定めるところにより、発明の振興、産業財産権の出願と登録又は産業財産権の譲渡と実施等によって生じる所得や費用に対する税制上の支援を行うことができる」と規定し、その法的根拠を設けている。しかし、現行の租税特例制限法の規定では、知的財産の活性化のための税制支援に限界があり、税制優遇に対する追加的な要請が必要な実情である。このため、特許庁では企業の知的財産競争力向上と関連した税制の改善に継続的に努力している。

### B. 推進経過

特許庁では、企業の知的財産活動を奨励するための税制支援策を模索し、こ

れを関係部署に継続的に提案している。

このような努力の結果、2014 年には技術移転及び貸与所得に対する税額減免制度が導入され、R&D 成果を拡散させ、技術移転を活性化する基盤が整い、2018 年には職務発明補償金の非課税限度額を 300 万ウォンから 500 万ウォンに引き上げ、研究者の課税負担を軽減した。

2017 年には、知的財産税制改善を今後 5 年間(2017~2022 年)実施される第 2 次知的財産基本計画の長期課題に含め、技術取得額に対する税額控除、技術移転所得及び技術貸与所得に対する税額の減免拡大などがこれに該当する。

2020 年には、このような特許調査・分析費用の軽減のため、中小企業が特許調査・分析のために特許庁が指定した特許調査分析の専門機関である産業財産権診断機関に支出した費用を R&D 税額控除項目に新たに追加した。

また、2021 年には中小・中堅企業が知的財産取引を活性化するため、中小・中堅企業が知的財産を取得する際にかかる費用を統合投資税額控除の対象に新たに含めた。

### C. 評価及び今後の計画

租税特例制限法には、企業の R&D 投資に対して技術・人材開発費、準備金などに対する税額控除規定を設けている。研究開発投資に対する租税支援は、租税減免を通じて企業の研究開発活動を促進することが主な目的である。しかし、

残念ながら、研究開発活動と密接に関連する知的財産活動に対する税制支援はまだ十分に行われていない。

これに対し、特許庁は、創出-保護-活用に至る全過程で知的財産が活性化されるよう、各分野に対する支援を強化するための様々な税制支援策を講じている。知的財産共済の掛け金に対する税額控除、海外特許出願・登録・維持費用に対する税額控除などを導入できるよう、企画財政部など関係省庁と持続的な協議を行う計画である。

## 3. 職務発明補償文化の活性化を推進

産業財産政策局 産業財産政策課 工業事務官 **パク・ヒョンチョル**

### A. 推進背景及び概要

職務発明とは、従業員、法人の役員又は公務員(以下「従業員等」という。)が、その職務に関し発明したものが、その性質上、使用者である法人又は国や地方公共団体(以下「使用者等」という。)の業務範囲に属し、その発明をした行為が従業員等の現在又は過去の職務に属する発明である(発明振興法第 2 条第 2 号)。つまり、職務発明は、従業員等が本人の職務遂行過程で創出した発明といえる。また、発明振興法上の発明とは、特許法、実用新案法又は意匠保護法に基づいて保護される発明、考案及び創作であるため(発明振興法第 2 条第 1 号)、職務発明には、特許法で保護される発明だけでなく、実用新案法又は意匠保護法の保護対象になる考案及び創作が含まれる。

韓国では職務発明に対する権利は、原則として発明者である従業員等が持つことになり(発明者主義)、従業員等の職務発明に対する権利を使用者等が承継したり、専用実施権を設定した場合には、契約や勤務規定に基づいて正当な補償をしなければならない(発明振興法第 15 条)。したがって、職務発明制度は、従業員等の職務発明に対する権利を使用者等が承継して所有したり、専用実施権を設定する代わりに、それに対する正当な補償をする制度といえる。ただし、職務発明の場合、従業員等が職務発明を創出することができる基盤である研究費や研究施設などを提供するなど、

使用者の貢献があってこそ可能であり、従業員と使用者間の合理的な利益調整が必須であるという点で、一般的な権利

移転に伴う対価の提供とは違いがある。

表 V-2-18 韓国法人の特許出願の推移

(単位: 件, %)

区分	2015年	2016年	2017年	'18年	2019年	2020年	2021年	2022年
個人出願(A)	41,972	40,878	41,671	42,487	44,552	44,886	41,298	36,268
法人出願(B)	171,722	167,952	163,104	167,505	174,423	181,873	196,700	201,365
計(C)	213,694	208,830	204,775	209,992	218,975	226,759	237,998	237,633
法人出願比率 (B/C)	80.4%	80.4%	79.7%	79.8%	79.7%	80.2%	82.6%	84.7%

職務発明が重要な理由は、今日、ほとんどのコア技術・源泉技術が企業・研究機関や大学など法人の主導で開発されており、法人で開発される発明の多くは職務発明であることにある。

職務発明制度を通じ、使用者等は職務発明を容易に権利化し、独占的な権利を基に迅速に事業化して売上を増大し、利益を創出し、従業員は職務発明に対する正当な報酬を受けることで創造的な発明活動に専念することができ、使用者、従業員双方がウィン-ウィン(Win-Win)であることが可能である。

することができるよう、中小企業に対する職務発明制度無料コンサルティング、職務発明制度説明会などを支援しており、職務発明制度を優秀に運営する中小・中堅企業を職務発明補償優秀企業として認証している。加えて、職務発明制度改善のための専門家諮問会議及び受益企業懇談会の開催、中小企業関連展示会での職務発明関連相談ブース運営など様々な支援を実施している。

## B. 推進内容及び成果

特許庁は職務発明制度が韓国産業の発展及び知的財産に対する正当な補償文化の基礎となるという認識の下、発明振興法令を改正し、職務発明補償規定を設け、模範的に運営する企業を職務発明補償優秀企業として選定し、様々な支援を提供できる根拠を設け、2013年4月から職務発明補償優秀企業認証を実施し、2022年末現在、合計1,931社を優秀企業として認証した。

図 V-2-17 職務発明制度の仕組み



これについて特許庁では、国内企業が職務発明制度を簡単に導入し、運営

図 V-2-18 職務発明補償優秀企業認証プロセス



職務発明補償優秀企業として認証された企業には、特許、実用新案及び意

匠出願についての優先審査資格が与えられ 4～9 年目の登録料について追加 20%の減免を受けることができ、特許庁、科学技術情報通信部の支援事業参加時に加点される。また、2022 年からは、認証企業の IP 力量強化のための企業の担当者を対象とした職務発明制度専門人材養成教育の支援を受けることができる。

表 V-2-19 職務発明補償優秀企業に対するインセンティブの現況

- ▶政府支援事業参加時に加点を付与  
 (特許庁) 事業化連携知的財産評価支援事業、IP 製品革新支援事業、優秀発明品優先購買推薦事業、中小企業 IP 今すぐ支援、知的財産権連携研究開発戦略支援事業、優秀特許基盤革新製品支援事業  
 (科学技術情報通信部) グローバル SW 専門企業育成事業
- ▶特許・実用新案及び意匠出願についての優先審査の対象
- ▶特許・実用新案及び意匠の 4～9 年目登録料 20%の追加減免
- ▶SGI ソウル保証保険加入時に優待特典付与 (保険料 10%割引、保証限度拡大、信用管理コンサルティング無償提供、中小企業担当役職員教育プラットフォーム支援)

一方、専門人材や専担組織がなくて職務発明制度の導入や運営に困難を抱えている中小・中堅企業を支援するため、専門家が直接企業の職務発明に関連する現状を診断し、企業に適した職務発明補償規定を設けたり、職務発明制度運営に関連する困難を解消する支援方式の職務発明制度コンサルティングを実施した。さらに、職務発明制度に対する国内企業の理解度を高めるため、企業の従業員と役員を対象に職務発明制度に関する説明会を開催し、職務発明補償規定の導入手続き、職務発明審議委員会の構成及び運営方法、職務発明

の承継手続きなど、職務発明補償規定の導入及び運営全般に活用できる業務マニュアルを製作・配布し、IP 力量が不足している中小企業担当者が実務に活用できるように支援している。



図 V-2-19 職務発明制度説明会



また、職務発明制度改善のために発明者、企業、代理人などを対象に懇談会を行い、職務発明制度改善案の基礎を固め、コンサルティング及び認証制度の受益企業を対象に「職務発明活性化事業受益企業懇談会」を開催し、現場の意見を政策に反映させようと努力した。

これと共に、「2022 コリアナラマーケット」「2022 大韓民国知的財産大展」イベントで職務発明制度広報館を運営し、技術革新型の協会会員企業を対象に職務発明制度の重要性及び事業を紹介するなど、職務発明制度に対する認識を広めるために様々な方法で広報活動を推進した。

図 V-2-20 職務発明制度の政策改善活動

〈職務発明制度改善のための懇談会(6.29)〉〈職務発明制度広報(7月、ベンチャー企業協会)〉



表 V-2-20 国内企業の職務発明補償優秀企業認証の現況

(単位:件)

年度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
申請	120	152	162	180	257	259	309	346	452	517
認証	91	132	123	131	147	147	184	253	305	385

## C. 評価及び今後の計画

首都圏に集中しているコンサルティング支援事業の地域分散のため、地方を中心に職務発明制度説明会を開催し、事業を集中的に広報することで地方企業の参加拡大を誘導しようと努力したが、2021年のコンサルティング参加企業の地域支援率は2020年(38.5%)から2022年(47.0%)で地域まで拡大されたが、依然として一部の地方の場合、コンサルティング申請など参加率が低調であることが分かった。したがって、今後、地域知的財産センター(RIPC)及びテクノパーク、創造経済革新センター、ベンチャー企業協会、イノビズ協会など地域の中小企業関連機関などと積極的に協力し、オン・オフラインの職務発明制度説明会及びセミナーを拡大実施する予定であり、特に非首都圏地域の場合、事前広報を通じて当該地域の中小企業の参加を積極

的に誘導する一方、企業の需要に応じたカスタマイズされたコンサルティングを提供する計画である。

また、ベンチャー企業協会、イノビズ協会など技術革新型協会を対象に職務発明コンサルティングを集中的に支援し、実験室創業企業など知的財産基盤の創業企業の成長を促進するために説明会などを積極的に推進するなど、職務発明制度の導入を高めるための政策的な努力を行う計画である。

また、最近、職務発明補償金関連の訴訟が増加しており、企業・法曹界・公共機関などから制度改善の要求が提起されている現実を考慮し、従業員と使用者間の利害関係の調整及び共生のための法改正の推進、ガイドラインの策定などを通じて合理的な補償文化が普及することが期待される。

## 4. 知的財産経営認証制度の運営

産業財産政策局 地域産業財産課 行政主事 **ホ・ジュノ**

### A. 推進背景及び概要

米中貿易戦争が技術覇権競争に転化する中、世界は競って技術開発への投資を増やしている。これに伴い、技術主権を確保することは依然として韓国産業の主な課題である。このような環境の中で、ヌリ号、ダヌリ号の相次ぐ成果、防衛分野の躍進などは、技術大国としての私たちの潜在力を発揮している。しかし、戦争と自国優位主義によるグローバルサプライチェーンの乱れ、高物価・高金利・高レートによる複合的な経済危機

で投資と需要が急激に縮小しており、韓国の中小企業は大きな課題に直面している。

もちろん、過去には知的財産の重要性に対する認識不足により、知的財産権を確保しようとする努力が低調であったが、最近では、知的財産権関連の大小の紛争が 이슈 となり、知的財産権に対する関心が高まっている。



さらに、積極的な R&D 投資や技術移転などを通じて知的財産権を確保し、企業価値を高める事例も増加しており、知的財産権を通じた価値創造の重要性が高まっている。今日、知的財産は企業経営において経済的価値の創出を超え、様々な方法で管理・活用されている。今や知的財産は、企業の発生、変更、消滅の全領域に影響を及ぼしていると言える。

米中貿易戦争が技術覇権競争に転換され、世界は競って技術開発への投資を増やしている。これに伴い、技術主権を確保することが今後の韓国産業の主な課題になると予想される。特に 2021 年は新型コロナ事態の長期化によるデジタル転換がさらに加速化した年だった。非対面の日常化、メタバースの登場など変化した経営環境で中小企業が技術競争を通じて生き残るためには、知的財産力量の強化を通じた体質改善が求められる。

企業経営における知的財産権の重要性にもかかわらず、限られた規模の予算・人員で多数の企業の知的財産力量を高めるには限界がある。したがって、既存の支援事業のほか、中小企業の現場に知的財産経営ノウハウを広く普及させるための誘因策が必要である。

これに対し、特許庁は知的財産経営を中小企業の普遍的な経営方式として普及させ、知的財産経営企業の信頼性を高めるため、2015 年の実証事業をきっかけに 2016 年に知的財産経営認証事業を本格的に開始した。

## B. 主要内容及び成果

知的財産経営認証事業を推進するため、知的財産基本法、発明振興法及び同法施行令を改正して法的根拠を設け、特許庁告示で知的財産経営認証運営要領を制定し、2016 年 4 月 28 日に施行した。

体系的な審査及び認証のために、現場評価を除く自己診断、書類審査、認証可否決定の窓口を経営認証ホームページ(ripcc.org/ipcert)に一元化し、申請及び認証状況管理のためのオンラインシステムを構築した。

### 図 V-2-21 知的財産経営認証オンラインシステム

#### ウェブサイト



特に 2017 年からは、脱落企業に対する事後管理の面で知的財産経営メンタリングプログラムを設けた。これにより、脱落企業が積極的に知的財産力量を高め、認証を取得する事例が増えている。

最近では、SRT 広告映像の上映や知的財産経営者団体ネットワークを活用した広報など、認証制度に対する関心を高めるために努力している。特に 2022 年には、革新製品展示会、大韓民国エネルギー大展など各種博覧会ブース運営を通じた広報を強化した。

経営サーバーの改善など、システムの高度化及び審査プロセスを簡素化し、参加企業の利便性も高めてきた。このような努力により、知的財産経営認証取得企業は制度施行 8 年目の 2022 年に 1,000 社(累積)を達成した。

表 V-2-21 知的財産経営の認証実績

区分	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	合計(累積)
申請	80	225	268	213	260	205	222	1,473
認証	53	150	180	154	197	159	151	1,044

知的財産経営認証の申請対象は、中小企業基本法第 2 条に基づく中小企業であり、年中常時申請が可能である。申請手数料は 2018 年 6 月から 33 万ウォン(既存 66 万ウォンから一時的な減免状態)で運営している。世界的な経済低迷、パンデミック後遺症など不安定な経済環境の中で困難に見舞われている中小企業のために、手数料減免は継続する計画だ。

内外的に中小企業経営に厳しい環境があるにもかかわらず、2022 年に 222 社が申請し、151 社が認証を受け、認証率は 68.0%であった。認証申請率は首都・江原道圏が全体の 38.7%で最も高く、申請に対する認証率も首都・江原道圏で 83.7%と最も高い。

認証を申請した企業は、国内外の産業財産権保有件数など 10 項目で 70 点以上(100 点満点)を獲得した場合、認証を受けることができる。認証企業には特許庁長官が発行した認証書が提供され、認証企業であることを知らせることができる扁額を一緒に提供し、認証企業の支持を得ている。

表 V-2-22 知的財産経営認証審査項目

審査項目	配点
知的財産担当組織及び人材	10 点
職務発明の活性化	5 点
国内外の産業財産権出願実績	8 点
国内外の産業財産権保有件数	16 点
知的財産権教育	5 点
研究開発人員及び金額	12 点
知的財産権の動向把握及び活用	21 点
知的財産権適用製品の売上比率	8 点
知的財産権の実施権等の活用	8 点
知的財産権紛争の事前点検	7 点

より多くの中小企業が知的財産経営認証を取得するために、制度運営の初期から認証企業のための様々な支援施策を用意した。特許庁の特許・実用・意匠権の年次使用料 20%追加減免、特許庁が主管する一部支援事業参加時の加点付与、韓国放送広告振興公社の TV・ラジオ放送広告費 70%割引などがそれである。2021 年には SGI ソウル保証と知的財産経営認証企業など知的財産基盤の中小企業に保証限度額の拡大、保険料の割引提供などを骨子とした業務協約を締結した。

特に、新型コロナで困難に見舞われた中小企業のための「特許料等の徴収規則」の改正内容が目立つ。知的財産経営認証企業に対する年次料の追加減免の恩恵が、既存の年次登録料から 2022 年からは 4~6 年目登録料に拡大適用された。一方、認証企業は、感染症事態のような災害などの発生時に特許料・登録料などの減免対象になることも追加された。2023 年には企業の認証負

担軽減のため、認証有効期間の拡大を推進する計画である。**C. 評価及び発展方向**

知的財産経営認証の貢献度について見ると、2020年70.1点、2021年70.8点、2022年73.8点を示し、年々上昇傾向にある。これは、知的財産経営認証を取得した企業の場合、知的財産経営の導入が事業発展に貢献することを実感する程度が徐々に上昇していることを示している。しかし、2022年基準の累積認証企業1000社余りは、全国中小企業数(2020年729万社、営利法人ベース/統計庁)に対して0.14%に過ぎず、同制度は

今や第一歩を踏み出したところだと言える。

知的財産経営に対する持続的な広報と、認証企業に実質的に役立つ制度や政策を拡大していくことが重要である。これは中小企業が知的財産経営を導入する上で最も大きな動機づけになるだろう。

最後に、認証審査の品質維持のため、審査員教育及び中小企業知的財産経営の現状の問題点、改善事項を導き出し、認証審査に反映する方向で制度を運営していく必要がある。

デジタル経済をリードする  
**知的財産強国**

- 基盤が丈夫な知的財産行政
- デジタル時代の次世代先端技術のリード
- 知的財産ベースのグローバルイノベーション企業の育成



06

Korean Intellectual  
Property Office

## 知的財産人材育成及び 国民向けサービスの改善

第1章 全国民対象の知的財産教育環境の構築・316  
第2章 知的財産行政サービスの改善・373





## 第1章

# 全国民対象の知的財産教育環境の構築



## 第1節 知的財産専門人材の養成

### 1. 概観

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 **キム・ヒョンア**

人工知能、未来自動車などの新産業が時代の転換をリードし、技術覇権の確保が国家競争力の核心として浮上する中、知的財産の重要性は日増しに高まっている。政府はこのような変化に先んじて対応し、韓国の企業や大学、研究機関が未来技術を先取りし、革新をリードしていけるよう、知的財産制度と政策全般を整備している。しかし、このような知的財産政策を現場で正しく実現させるためには、特許の価値を知り、積極的に活用できる知的財産人材を養成することが何よりも重要である。

これに対し、特許庁は創造的で融合的なマインドを兼ね備えた人材の育成を国家競争力の核心要素と捉え、革新成長を導く知的財産融合人材の育成のため、全省庁合同で中長期総合計画(第3次国家知的財産人材養成総合計画(2018~2022年))を立て、推進している。

大学内の体系的な知的財産教育基盤を構築し、理工系学生を専攻知識に加え、知的財産を創出・活用するための

力量を備えた知的財産融合人材に育成するため、学科に合わせた技術・IP融合講座を運営しただけでなく、大学教授を対象に知的財産の基礎から高度な段階まで多様な教授教育課程を運営し、知的財産の認識向上及び専門性強化に取り組んでいる。

また、地域産業の特性と需要を反映した知的財産の専門深化人材の養成を目指し、地域拠点大学を通じて学部及び修士・博士の知的財産学位課程を運営するよう支援する知的財産専門人材養成重点大学事業を集中的に支援しており、激しく進行しているグローバル特許競争に効果的に対応し、企業の知的財産経営基盤構築及び競争力向上のために実務事例中心の知的財産専門修士課程も並行して運営している。



このような政策支援の延長線上に、特許庁は教育部との積極的な協力を通じて、2024年までに技術・IP融合人材養成することを目標に、新産業分野学科の学生を対象にIP融合教育を総合支援する新産業分野知的財産融合人材養成事業を2022年に新規事業として推進している。

そのほか、キャンパス特許ユニバーシアード、D2B意匠フェアなど、企業と大学が協力して創造的なアイデアを発掘し、問題を解決する様々なIP基盤の産学協働型教育と、企業別知的財産イシューに対するカスタマイズされた教育、CEO対象の知的財産教育も継続的に実施している。

## 2. 知的財産権に強い大学(院)人材の育成

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 **キム・ヒョナ**

### A. 知的財産専門人材養成重点大学

### 2) 推進内容及び成果

#### 1) 推進背景及び概要

知的財産の重要性が高まるにつれ、知的財産人材に対する需要は増加するが、優秀な人材の首都圏集中現象と地域内の知的財産インフラの不足により、地域企業では人材確保に難儀している。これに対し、特許庁は地域革新企業の持続的成長を牽引する地域に特化した知的財産専門人材を養成・供給するため、2021年から「知的財産専門人材養成重点大学」事業を運営している。

知的財産専門人材養成重点大学事業は、教育部の「自治体-大学協力基盤地域革新事業」と連携し、地域の知的財産教育を拡散するため、地域革新プラットフォームの統括大学を知的財産重点大学に指定し支援している。

2021年に慶尚南道蔚山圏の慶尚国大、光州圏の全南圏の全南大、忠北圏の忠北大を皮切りに、2022年には大田・世宗・忠南圏の忠南大を新規指定し、計4つの重点大学を運営している。

表 VI-1-1 知的財産専門人材養成重点大学の学位課程構築の現況

大学	慶尚国立大	全南大	忠北大	忠南大
学部	知的財産融合専攻 (複数専攻・副専攻)	未来エネルギー新産業 -IP 融合専攻 (副専攻)	知的財産 スマート融合専攻 (複数専攻)	知的財産融合人材 (マイクロディグリー) 知的財産融合専攻 (複数専攻・副専攻)
大学院	知的財産融合学科	知的財産融合学科	知的財産 知的財産スマート融 合学科	知的財産融合学科

地域に特化した知的財産専門人材の養成のため、各大学では地域の中核産業分野と連携した知的財産融合専攻及び学科を学部と大学院に構築して運営しており、2022年には学部の77講座で3,480人、大学院の49講座で573人が知的財産の講義を受講した。

圏域内の知的財産教育の普及のため、地域革新プラットフォームに参加する他大学を対象に知的財産関連共同教

育課程を運営し、大学別の特性を生かした知的財産教育コンテンツを開発し、共同教育課程に活用している。また、地域が必要とする人材を養成するため、地域の核心産業企業・機関との産学協力プログラム、校内外での学術大会、業務協約締結など多様な力量強化プログラムを開発・運営し、地域の知的財産教育の普及のための足がかりを設けている。

表VI-1-2 知的財産専門人材養成重点大学の運営結果

大学	2021年		2022年	
	講座	受講生	講座	受講生
慶尚国立大	21	540	39	1,152
全南大	20	700	20	597
忠北大	23	1,081	40	1,575
忠南大	-	-	27	729
合計	64	2,321	126	4,053

### 3) 評価及び発展方向

知的財産専門人材養成重点大学は2021年を皮切りに2022年に計4大学を指定し、知的財産融合専攻及び学科を学部と大学院課程に開設し、周辺大学と共同教育課程を運営し、地域の革新企業・機関と一緒に様々な力量強化プログラムを開発・運営する成果を示した。

また、知的財産教育モデルが普及されるように重点大学協議会を通じて優秀事例を共有し、重点大学間の協力方を模索しており、これにより地域企業の成長を牽引する知的財産専門人材が持続的に輩出されることが期待される。特許庁は今後も知的財産教育の死角がないように重点大学を全国に拡大する

予定だ。

### B. 新産業分野での知的財産融合人材養成事業

#### 1) 推進背景及び概要

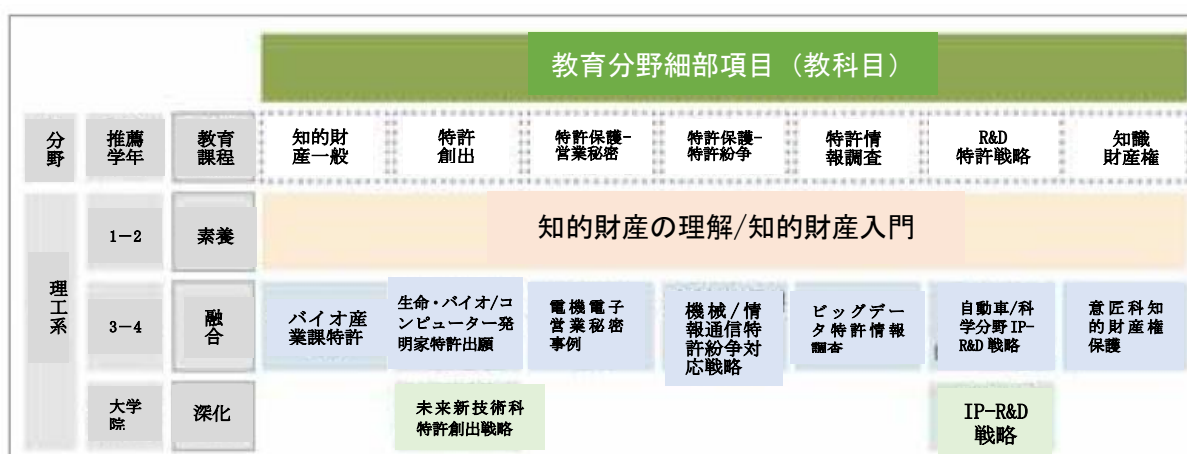
最近、新産業分野に対する技術覇権が国家競争力にも大きな影響を及ぼすようになり、将来の新技术先取りのために、理工系学生を技術専門知識と知的財産創出・活用能力を兼ね備えた技術・IP融合型人材として育成する必要性がさらに高まっている。

特許庁は2022年から教育部と協力して、将来の新技术分野に進出する予備専門人材を技術・IP融合人材として育成するための知的財産融合教育を総合的に支援している。

## 2) 推進内容及び成果

特許庁は教育部と協力して「新産業分野知的財産融合人材養成事業」を2022年から運営している。この事業は、大学が主導的に新産業分野の知的財産基盤の融合教育体系を構築できるよう支援する事業で、総計50の学科・専攻を

図VI-1-1 大学(院)IP標準教育課程の活用例(案)



さらに、開発した標準教育課程を適用し、知的財産に初めて接する学生や一般人も簡単に理解できる「IP標準教養教材」と新技术分野別の代表的な事例を通じて直感的な理解を助ける「新産業分野知的財産事例集」も開発した。

また、知的財産認識を高め、教育効果を高めるために、知的財産講座受講生のうち優秀な学生と関心度の高い教授を選抜し、短期集中教育課程(ワンタスク)と教授深化教育も運営した。

## 3) 評価及び発展方向

選定し支援している。

新産業分野の技術・IP融合人材育成のため、各学科・専攻では専攻分野と連携できる知的財産の正規講座を運営しており、2022年には157講座を開設し、4,403人が受講した。

新産業分野学科内で知的財産教育を体系的に運営できるように、教育対象を学部教養、学部専攻、大学院課程の3段階に区分した「IP標準教育課程」を開発・配布した。

新産業分野の知的財産融合人材養成事業は、2022年から新たに50の新産業学科の専攻を選定し、知的財産正規講座を開設し、技術専門性と知的財産創出・活用力量を備えた人材を養成できるよう大学に教育基盤を構築する成果を示した。特許庁は、新産業分野別の特性と知的財産の実務能力を養うことができるよう、多様な教育コンテンツを持続的に開発・普及し、大学が必要とする支援事業をより積極的に展開し、

未来自動車、半導体、人工知能など未来新産業をリードする技術融合人材の育成に拍車をかける予定である。

## C. 知的財産教育先導大学運営

### 1) 推進背景及び概要

企業は IP 人材不足で R&D の成果を事業化するのに苦労しており、特に中小・中堅企業は国内外の特許侵害に対応する余力が不足しているのが現状である。企業は R&D 人材に対する IP 教育負担が非常に大きいため、大学が学生を体系的に教育し、IP に強い予備 R&D 人材の育成が必要である。

このような趣旨から、特許庁は大学の自律的な知的財産教育システムを構築し、知的財産力量を備えた人材を養成できるよう、2012 年から知的財産教育先導大学を指定し、大学(院)生の知的財産教育を推進してきた。

### 2) 推進内容及び成果

知的財産教育先導大学事業は大学の知的財産力量を強化し、大学自ら体系的な知的財産教育を実施することができるよう、知的財産専任教授を採用・運営するようにする事業で、2012 年、江原大、仁荷大、全南大(1 次)を皮切りに、金烏工科大、檀国大、釜慶大、ソウル大(4 次)、公州大、東国大(3 次)、慶熙大、国民大、木原大、安東大(4 次)、群山大、天津大、東亜大(5 次)、ソウル科学技術大、延世大、嶺南大、済州大(6 次)、京城大、成均館大、漢城大(7 次)、崇実大、安養大(8 次)、東明大、清州大(9 次)など

27 大学を知的財産教育先導大学として指定した。2022 年には、卒業した大学を除き、合計 7 つの大学で 626 の知的財産講座を開設し、19,732 名が受講した。また、正規講座のほか、校内の教授など教職員を対象に独自の教育を推進し、知的財産に対する認識を高め、地域大学や企業と連携して特別講義や産学連携プログラムを通じて、地域に知的財産を広めるために多くの活動を行った。

特に、漢城大学の「特許ビッグデータ Micro Degree」課程、東明大学の「TU-IP 認証制」などを通じて IP 融合学位及び認証制度を構築し、崇実大学の「崇実夏季発明学校」、清州大学の「創造アイデア&発明意匠コンクール」など地域社会と連携した非教科プログラムを企画・運営し、知的財産教育の普及に貢献した。このように、知的財産教育先導大学は多様な教科・非教科プログラムを通じて、未来の IP 人材の養成に積極的な努力を傾注している。

### 3) 評価及び発展方向

先導大学は 2012 年に初めて施行されて以来、持続的な知的財産講座の開設及び地域社会と連携した非教科プログラムを運営し、学生の IP 創出・活用力量を高めている。

今後も先導大学は、事業終了後も自生力を確保できるよう、知的財産専攻科目の維持及び専任教員の確保に努める予定である。また、自治体や企業との連携プログラムを通じ、学生のアイデアが知的財産創出につながるようにする。

表VI-1-3 知的財産教育先導大学の運営結果

次数	大学	2012年		2013年		2014年		2015年		2016年		2017年		2018年		2019年		2020年		2021年		2022年	
		講座	受講生	講座	受講生	講座	受講生	講座	受講生	講座	受講生	講座	受講生	講座	受講生	講座	受講生	講座	受講生	講座	受講生	講座	受講生
1次 (12年)	江原大	26	1,084	29	1,042	38	1,434	33	1,042	12	1,206	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	仁荷大	31	1,407	54	2,130	58	2,544	62	3,166	62	2,228	79	2,889	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	全南大	26	950	27	1,167	31	1,288	33	1,253	37	1,278	41	1,329	46	1,421	—	—	—	—	—	—	—	—
2次 (2013年)	檀国大	—	—	54	2,362	61	2,806	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	釜慶大	—	—	21	508	24	753	30	790	31	941	35	1,160	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	ソウル大	—	—	15	429	15	526	14	525	14	559	17	621	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
3次 (2014年)	公州大	—	—	—	—	79	2,348	89	2,259	76	1,971	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	金烏工大	—	—	—	—	36	1,101	64	1,757	74	1,707	62	1,258	75	1,465	75	1,781	—	—	—	—	—	
	東国大	—	—	—	—	76	3,202	88	3,349	87	3,132	109	3,832	110	3,771	—	—	—	—	—	—	—	
4次 (15年)	慶熙大	—	—	—	—	—	—	26	883	32	1,441	38	1,447	42	1,910	31	1,613	—	—	—	—	—	
	国民大	—	—	—	—	—	—	85	2,157	82	2,162	117	3,001	103	2,718	100	2,590	—	—	—	—	—	
	牧園大	—	—	—	—	—	—	56	1,743	69	1,946	75	2,199	76	1,897	75	1,963	—	—	—	—	—	
	安東大	—	—	—	—	—	—	31	1,104	32	1,117	34	1,173	36	1,320	34	1,162	—	—	—	—	—	
5次 (16年)	群山大	—	—	—	—	—	—	—	—	186	3,870	181	3,888	183	3,837	163	3,721	184	3,865	—	—	—	—
	大真大	—	—	—	—	—	—	—	—	44	1,419	42	1,842	42	1,683	52	1,988	40	1,358	—	—	—	—
	東亜大	—	—	—	—	—	—	—	—	155	3,959	102	2,857	112	3,281	118	3,435	120	3,665	—	—	—	—
6次 (2017年)	ソウル科技大	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	161	2,891	120	3,026	135	3,365	134	3,279	105	2,547	—	—
	延世大	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	74	3,920	74	3,791	77	4,425	82	4,721	83	5,090	—	—
	嶺南大	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	67	3,786	60	3,901	62	3,273	70	3,911	77	4,558	—	—
	済州大	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	217	5,571	209	6,857	226	5,471	232	5,727	240	5,977	—	—
7次 (18年)	慶星大	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	36	814	61	1,894	57	1,568	57	1,527	56	1,465
	成均館大	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	51	2,127	51	1,862	68	2,492	64	2,923	54	2,301
	漢城大	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	35	1,359	43	1,111	48	1,462	53	1,341	52	1,307
8次 (2019年)	崇実大	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	82	2,609	142	4,610	208	7,061	167	5,579
	安養大	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	48	1,472	51	2,897	63	2,567	78	3,514
9次 (2020年)	東明大	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	109	2,518	75	2,688	82	2,249
	清州大	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	69	2,581	124	3,412	137	3,317
合計	計	83	3,441	200	7,638	418	6,002	611	2,0028	1,023	28,936	1,451	43,664	1,410	45,178	1,433	43,735	1,386	44,654	1,149	39,691	626	1,9732

\*檀国大、東国大(2019年～) 知的財産専門学位課程として転換、江原大・公州大は'16年末事業終了、仁荷大・釜慶大・ソウル大は2017年末支援終了、全南大は'18年末支援終了、金烏工大・国民大・木原大・安東大は2019年末支援終了、群山大・大真大・東亜大は2020年末支援終了、ソウル科学技術大・延世大・嶺南大・済州大は2021年末支援終了、京城大・成均館大・漢城大は2022年末支援終了。

## D. 知的財産専門学位課程の運営

### 1) 推進背景及び概要

最近、企業間の知的財産権競争が激化する中、これに効果的に対応できる知的財産専門人材が企業の核心資産として浮上している。知的財産専門人材は、工学的な知識だけでなく、知的財産に対する法学と経営戦略についての総合的な理解が必要であり、このような人材を養成するため、大学院レベルの学問間融合教育を行うことが望ましいが、従来

の工学部、法学部、経営学部間の融合教育には困難が多かった。

これにより、特許庁は2009年から知的財産専門人材の育成に特化した大学院修士課程である知的財産専門学位課程を支援することになった。KAISTと弘益大学が1次運営大学に選定され、2010年に最初の入学生を募集し、本格的に知的財産専門人材の育成を開始した。

現在、支援が終了したKAIST、弘益大、高麗大、檀国大では独自の知的財産学位課程の運営などを通じて持続的にグ

ローバル知的財産人材の育成に貢献しており、東国大は特許庁と協力して知的財産修士学位課程を運営している。

表 VI-1-4 知的財産専門学位課程の運営現況

大学	学位名称	授業形態別	授業期間	履修単位
KAIST	知的財産修士	週末コース	2年(6学期)	33単位/39単位 (単位取得+論文/ プロジェクト)
弘益大	知的財産学修士	平日夜間/週末昼間	2年(4学期)	24単位
高麗大	知的財産戦略学修士	平日夜間/週末昼間	2年(4学期)	45単位
檀国大	知的財産専門学位修士	週末	2年(4学期)	33単位(論文)/39 単位(論文代替、研究指導6単位)
東国大	知的財産学修士	平日夜間/週末昼間	2年(4学期)	24単位

## 2) 推進内容及び成果

知的財産専門学位課程の運営を通じて2010年から累積814人の知的財産専門人材を養成した。KAIST、弘益大学、檀国大学は支援終了後も独自に知的財産専門学位課程を継続して運営しており、高麗大学は支援終了後、技術経営専門大学院(MOT)に「知的財産戦略学科」を新設して運営している。

東国大学は2019年から知的財産専門学位課程を運営し、実務型融合教育を通じて工学マインド、法律マインド、経営マインドを備えた創造・実務型知的財産専門家の養成を目指している。また、米国アリゾナ大学と連携したLLM(法学修士)課程を開設し、企業経営及び法律環境に対応できるグローバル知的財産専門家の養成を推進している。

### 3) 評価及び発展方向

知的財産専門学位課程は、国内初の知的財産分野の専門家養成のため、工学-法学-経営学間の融合教育を実施し

た。2022年東国大学は21名の新入生を募集し、そのうち12名(約57%)が企業に在職者であり、今後の国家成長を主導する国際的な実務知的財産専門家として生まれ変わることを期待している。

## E. 知的財産教授教育運営

### 1) 推進背景及び概要

大学教授は、知的財産権創出の中核人材を養成し、知的財産教育基盤を構築する上で非常に重要な役割を担っている。特に、理工系教授は科学技術研究の最前線の研究開発者として、知的財産の重要性に対する認識はもちろん、知的財産の創出・活用能力が求められる。

現在、大学に開設されている知的財産講座の場合、多くの部分が弁理士など特許関連の専門家たちによって講義が行われている。これは理工系大学で専門分野と融合して知的財産教育を実施できる教授が不足しているためである。



実際、特定の分野に特化した知的財産融合教育のためには、知的財産の素養を備えた当該分野の教授が講義を行うことが最も適しているため、特許庁は教授教育を通じて様々な分野の講義要員を確保しようとしている。

## 2) 推進内容及び成果

特許庁は、大学教授が知的財産教授教育に参加を修了した後、教育内容を研究活動及び講義に活用できるように、教授の専攻・IP 水準を考慮した段階別短期集中教授教育を運営している。2008年に始まった短期集中教授教育は、知的財産教育の必要性を認識した教授の参加が次第に増加し、2022年まで合計3,487人が教授教育を受け、2022年には基本課程(6・9月)44名、中級課程52名が修了するなど、大学内の知的財

産基盤の確立に貢献した。

また、先導大学の校内独自の教授教育プログラムを通じ、専攻教授の知的財産講義能力の培養及び中長期的な大学内の自立型知的財産講義基盤の構築にも力を入れており、2022年には1,242人が教育を受けた。先導大学内の教授教育が活性化され、教育人員の増加のほか、他大学の教授を招請して連合教育を実施することで、より多様な教育機会と経験を提供している。

今後も、IP 重点大学、先導大学など特許庁の大学支援事業の教育基盤を活用した教授教育を継続的に運営し、教授が自律的に大学の知的財産教育の普及を図り、自らの研究成果を創出できるよう支援していく予定である。

表 VI-1-5 大学における知的財産教授教育(短期集中課程)の現況

区分	主要内容	2013年		2014年		2015年		2016年		2017年		2018年		2019年		2020年		2021年		2022年	
		大学	人数	大学	人数	大学	人数	大学	人数	大学	人数	大学	人数	大学	人数	大学	人数	大学	人数	大学	人数
訪問教育	知的財産権基本	4	108	2	45	8	67	—	—	—	—	—	—	—	—	40	174	—	—	—	—
短期集中教育	知的財産権基本、特許情報調査分析等	64	268	88	303	84	350	61	179	54	210	43	135	47	110	56	91	51	93	56	81
合計		68	376	90	348	92	417	61	179	54	210	43	135	47	110	71	265	51	93	56	81

## 3) 評価及び発展方向

知的財産教育を受けた教授たちが教育内容を自身の研究及び発明に適用するだけでなく、大学で講義を通じて学生に伝播しており、自主的に知的財産教育研究学会を設立し運営している。しかし、まだ先進国に比べ知的財産教育に対する認識が普遍化されておらず、大学(院)での知的財産教育を専門的に行

う教授要員が非常に不足している。

表 VI-1-6 大学における知的財産教授教育プログラム

先導大学独自教授教育				短期集中教育		
(2022) 大学別独自教授教育の現状				・ (2022) 教授の知的財産力量向上及び自立基盤の構築		
区分	運用実績			区分	コース名	教育内容
	教育回数	教育時間	教育人数			
慶星大	1回	2時間	29名	1次	2022-1次知的財産教授教育短期集中コース	知的財産の基礎
成均館大	4回	10時間	114名			特許検索及びビッグデータ分析
漢城大	10回	27時間	99名			知的財産の評価・取引及び事業化
崇実大	4回	5時間	544名	2次	2022-2次知的財産教授教育短期集中コース	産学協力活性化のための大学特許戦略策定方法
安養大	3回	6時間	112名			事例を通じた先行技術調査実習
東明大	7回	13時間	210名	3次	2022年新産業分野知的財産教授教育(特許情報調査・分析コース)	コンピュータ・データ及び情報通信
清州大	6回	28.5時間	134名			化学・生命・バイオ
合計	35回	91.5時間	1,242名			機械・自動車及びデザイン

今後、より多くの教授の参加を促すため技術分野別、専攻別、段階別の知的財産教育プログラムを運営し、需要に合わせた知的財産教授教育を提供する予定

定であり、教授教育に参加した教授間のネットワーク構築を推進し、知的財産教育の優秀モデルを持続的に発掘・拡散していくつもりだ。

### 3. 企業・大学間産学協カプロジェクト推進

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 **キム・ヒョナ**

#### A. キャンパス特許ユニバーシアード

##### 1) 推進背景及び概要

キャンパス特許ユニバーシアードは、大学内の特許データ分析・活用教育を拡大し、企業が必要とする知的財産人材を養成し、大学の独創的なアイデアを産業界に供給するために推進された。企業・研究所が提示した技術テーマについて特許データを分析し、今後の特許取得戦略または事業化戦略を提示する過程を経ることで、学生は産業界が求める知的財産の実務能力を養うことになる。

キャンパス特許ユニバーシアードは、企業、大学、政府の実質的な産・学・官連携事例として、企業が内部に限定された R&D から果敢に脱却し、大学のアイデアを積極的に活用し、内部のイノベーションにつなげるオープン型イノベーション(Open Innovation)の優秀事例であり、大学の知的財産教育の実践舞台として機能している。

##### a) コンテスト部門

キャンパス特許ユニバーシアードは発明事業化と特許戦略策定の 2 つの部門

で構成されている。発明事業化部門は、企業・研究所などが保有している特許技術に関するデータを分析し、事業化アイデアを提示し、戦略を策定することであり、特許戦略策定部門は、企業・研究所が提示した技術テーマについて国内外の特許データを分析し、今後の R&D 戦略と特許取得の方向性を策定することである。

### b) 参加資格

国内大学(院)生を対象に、個人またはチーム(3名以内)で参加し、指導教員1名が参加すること。

### c) 審査手続き及び基準

大会参加者は、応募資格と提出書類の適格性検査に相当する基礎審査から、書面審査、発表審査、部門別最終審査、部門統合最終審査まで、合計5段階の厳格な審査を受ける。また、部門統合最終審査の前に国民参加審査を実施し、国民公開投票の結果に基づいて部門統合最終審査の段階で加点を付与し、審査の公平性と客観性をさらに強化している。審査段階ごとの詳細な評価基準は以下の通りである。

表 VI-1-7 コンテスト部門別の書面審査基準

部門	評価項目	評価指標
発明事業化	公開特許技術分析	公開特許調査及び分析(定量・定性分析)の効率性
		該当技術に関する産業動向及び活用方案等の分析
	ビジネスモデル設計及び実現可能性	特許技術分析との連携性
		製品開発、将来の技術開発の方向・戦略等の高度性 ビジネスモデルの期待効果及び具体性・適正性等
特許戦略策定	特許戦略の設計及び方向性提示	主要(核心)特許導出及び選別、分析等
		将来の技術開発の方向・戦略等の提示
		技術獲得戦略策定の具体性・適正性等
	先行技術検索及び動向	先行特許調査(定量・定性分析)等 技術及び産業動向

表 VI-1-8 コンテスト部門別の最終審査基準

部門	評価項目	評価指標
発明事業化	特許分析の優位性	先行技術検索等
		技術理解と特許分析の連携
		戦略設計等
	実現可能性	問題解決への貢献度
		発展可能性等
事業化可能性	市場性、経済性等	
特許戦略策定	提出答案の評価	先行技術検索等
		技術理解と特許分析の連携
		戦略設計等
	期待効果	問題解決への貢献度
		発展可能性等

#### d)2022 年受賞内訳

2022 年キャンパス特許ユニバーシアードは 29 大学、122 チームが最終受賞の栄誉を得た。

2022 年大統領賞は、現代自動車のモ

ベッド(MobED)技術を救急医療分野に結合させて救急医療の弱者階層の問題解決のためのモビリティプラットフォーム事業化のアイデアを提示した忠南大学のパク・ソンジュンチームが受賞した。最多受賞大学賞及び最多応募大学賞は漢陽大学 ERIKA キャンパスが受賞した。

表 VI-1-9 2022 年受賞内訳

区分		発明事業化部門	特許戦略策定部門
大統領賞		1 チーム(1,500 万ウォン)	
国務総理賞		1 チーム(1,200 万ウォン)	
科学技術情報通信部長官賞		1 チーム (1,000 万ウォン)	1 チーム (1,000 万ウォン)
産業通商支援部長官賞		1 チーム (1,000 万ウォン)	1 チーム (1,000 万ウォン)
特許庁長賞		1 チーム (1,000 万ウォン)	1 チーム (1,000 万ウォン)
韓国工学翰林院会長賞		1 チーム (1,000 万ウォン)	1 チーム (1,000 万ウォン)
韓国発明振興会長賞		1 チーム (1,000 万ウォン)	1 チーム (1,000 万ウォン)
後援機関長賞	優秀賞	1 問当たり 1 チーム (3 百万ウォン)	1 問当たり 1 チーム (3 百万ウォン)
	奨励賞	1 問当たり 2 チーム (1 百万ウォン)	1 問当たり 2 チーム (1 百万ウォン)
指導教授賞		産業通商支援副長官賞 2 名、特許庁長賞 2 名、韓国工学翰林院会長賞 2 名、韓国科学技術団体総連合会長賞 2 名、韓国発明振興会長賞 4 名(各 100 万ウォン)	
最多応募大学賞(韓国発明振興会長賞)		1 大学(2 百万ウォン)	
最多受賞大学(韓国工科大学長協議会長賞)		1 大学(2 百万ウォン)	

## 2) 推進内容及び成果

キャンパス特許ユニバーシアードは、理工系学生に限定されず、様々な専攻者が参加できる知的財産大会として位置づけるため、毎年スポンサー企業と問題出題分野を拡大している。2022 年には合計 30 社が協賛に参加し、グーグル 코리아 と韓国水資源公社が新たに参加したことで、IP 基礎教育サービスと再生可能エネルギー分野に対する学生の斬新なアイデアを発掘することができた。

また、大会運営において、新型コロナウイルスの局面が徐々に解消されるにつれて、過去 2 年間、非対面または縮小された形で運営せざるを得なかった大会教育と授賞式を大幅に活性化するなど、柔軟に対応した。

訪問説明会(7回)、答案作成教育(6回)、圏域別メンタリング団の新規運営を通じて大会参加者の知的財産力量強化教育が集中的に行われ、その結果、合計 82 大学、2,080 チーム(4,739 人)が参加し、前年より多くの学生が知的財産力量を強化することができた。また、協賛企業の役員などが参加した授賞式を開催することで、参加者の自負心を高め、大会成果に対する共有の場を設けることができた。

受賞者ネットワーク(YIPL)では、工学翰林院会員との出会いプログラムを新設し、メンタリングの機会を提供するなど、受賞者の就職・創業力量強化のためのより差別化されたフォローアップ支援を行っている。2021 年受賞者を対象に実施した就職・創業現況調査の結果、前年度受賞者の就職率が 86%となり、次世代人材の登竜門としての本大会の役割を確認することができた。

※2022 年キャンパス特許ユニバーシアード後援参加企業 (30 社)

サムスン電子(株)、韓美薬品(株)、現代自動車(株)、ロッテケミカル(株)、(株) LG 化学、LG ディ스플레이(株)、サムスン SD(株)、サムスンディスプレイ(株)、サムスン電機(株)、SK ハイニックス(株)、(株) ポスコ、ソウル半導体(株)、現代斗山インフラコア(株)、SK シルトロン(株)、現代重工業(株)、大宇造船海洋(株)、サムスン重工業(株)、現代三湖重工業(株)、(株) 現代尾浦造船、(株) HJ 重工業、テソン造船(株)、(株) STX 造船、現代製鉄(株)、(株) ユニーク、高麗亜鉛(株)、韓国機械研究院(KMM)、韓国電子通信研究院(ETRI)、韓国特許戦略開発院(KISTA)、韓国水資源公社、グーグル코리아

### 3) 評価及び発展方向

2022 年キャンパス特許ユニバーシアードに参加した企業及び学生は大会を肯定的に評価した。後援企業は「学生の特許分析能力が非常に優れており、成果物に対する表現も優れている」、「企業で活用できるほど完成度が高い」と評価し、参加学生たちは、「大会を通じ

て学んだ知識が就職や起業に大いに役立った」と回答しました。

今後も特許庁は、未来有望技術分野の後援企業発掘、受賞者フォローアップ支援の強化などを通じて、特許を分析・活用し、事業化及び R&D 戦略を策定できる力量を備えた未来人材の育成に努める予定である。

## 4. 中小・中堅企業の知的財産専門人材の養成

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 **ユン・ギョン**

### A. 推進背景及び概要

デジタル転換という時代的要請により、

知的財産の観点から技術を開発し、活用及び保護することができる力量を持つ

人材を確保することが、革新企業としての成長にとってさらに重要な要素となった。

しかし、現実を見ると、一部の大企業を除くほとんどの国内企業は、知的財産の人材基盤が貧弱であり、急変する知的財産環境に適切に対応していないのが実情である。

2019年の調査によると、特許などの知的財産は創業企業の革新性を牽引する核心資源として機能するが、企業の低い知的財産の認識水準とともに、不十分な人的・物的インフラのために知的財産に対する教育は後回しになっている状況である。<sup>21</sup>さらに、スタートアップ及び中小・中堅企業の場合、知的財産紛争に無防備にさらされており、知的財産の専門人材育成のための支援が切実な状況である。

これに対し、特許庁では、スタートアップや中小・中堅企業を支援する関係機関と協力体制を構築し、企業現場内の知的財産教育需要を発掘し、需要に合わせた知的財産教育を提供するなど、知的財産力量を備えた企業の実務人材育成のための政策を推進している。

## B. 推進内容及び成果

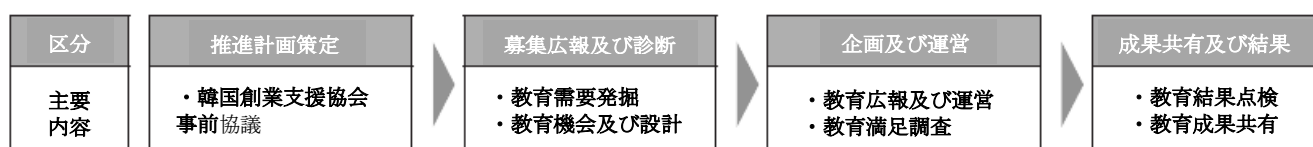
### 1) 創業支援センターと連携したスタートアップ向け知的財産教育の運営

創業支援センターと連携したスタートアップのカスタマイズ型知的財産教育は、初期創業者及びスタートアップを対象に現場密着型の知的財産教育を提供し、知的財産の重要性を認識し、さらに持続可能な強い企業への成長を支援するために運営している。中小ベンチャー企業部と韓国創業支援協会の協力により、全国の創業支援センターのうち、合計14の運営センターを選定し、センターに入居している創業企業を対象にカスタマイズされた教育を実施した。

14の拠点センターごとに3回、計46回の教育を実施し、合計1,424人の教育修了生を輩出し、教育に参加した2つの企業を対象に知的財産関連の助言及び要求を反映した知的財産コンサルティングを実施した。

14のセンターで3回目の教育参加者を対象にアンケートを実施した結果、知的財産の重要性認識レベル、知的財産関連知識レベル、実務適用レベルが全て向上したことが分かった。

表 VI-1-10 創業支援センター連携カスタマイズ型知的財産教育プロセス



<sup>21</sup> ベンチャー創業研究「知的財産基盤創業



## 2) 素材・部品・装備分野の技術課題に合わせた知財実務教育を推進

グローバルな素材・部品・装備強国として未来市場を先導するため、全政府レベルの戦略を策定している。素材・部品・装備の競争力強化のための方策として、企業を対象とした IP-R&D, 特許確保, 海外出願支援などの重要性が非常に大きくなっている。

特許庁は、産業通商資源部、中小ベンチャー企業部など他省庁と協力体制を構築し、素材・部品・装備関連事業参加企業を対象に知的財産教育及び教育コンサルティングを支援した。

まず、産業通商資源部の「素材・部品・装備革新ラボ技術開発事業」と連携し、技術開発課題への参加機関を対象に圏域別の知的財産ユニバーサル教育と技術分野別の知的財産深化教育を推進した。教育には圏域別の計 10 機関から 235 人が参加した。

中小ベンチャー企業部の「素材・部品・装備スタートアップ 100 発掘育成事業」とも連携し、地域別に素材・部品・装備のスタートアップの実務人材を対象に知的財産コンサルティング型教育を支援した。18 社の企業から約 51 人が教育を受講した。

素材・部品・装備関連企業を対象にした知的財産教育を通じ、技術競争力を備えた韓国企業が核心素材の輸出規制に対応するなど、知的財産保護に強い企業に成長することを期待する。

## 3) 韓国産業技術振興協会連携したスタートアップ対象知的財産実務教育

スタートアップの成長と競争力確保のために韓国産業技術振興協会と連携し、技術分野別にカスタマイズされた知的財産教育を運営した。

韓国産業技術振興協会の会員企業を対象に、分野別の知的財産 이슈に応じた主要技術と連携したカスタマイズされた教育課程を提供し、知的財産に対する認識と力量を高めることに貢献した。知的財産の基礎から、事例を通じての特許戦略策定, 特許の活用までオーダーメイドの教育を設計・支援することで、計 6 回の教育を実施し、100 人の修了生を輩出し、目覚ましい成果をあげた。

## 4) 金融機関連携の知的財産実務教育

金融機関(国民銀行)の管理者職員(11 名)を対象に、「特許とスタートアップ」、「価値評価と IP 金融の主な 이슈」など IP 関連事項をテーマに知的財産教育を支援した。「特許とスタートアップ」では、技術の成熟段階と知的財産の権利化及び事業化に関する内容を IP の観点から説明し、「価値評価と IP 金融の主な課題」では、IP 金融を扱う前に必須行為である IP 評価方法を理解できるように、実際の市場で多く使用されているロイヤリティ控除法と収益アプローチを具体的な事例を通じて説明した。受講者を対象にしたアンケート結果では、高い満足度を示した。

## 5. 生涯教育のための知的財産単位銀行制度の運営

国際知的財産研修院 教育企画課 電算事務官 **クオン・ソクン**

### A. 推進背景及び概要

科学技術が高度化し、国家間の競争が激化するにつれて、知的財産の重要性も日々増大している。このような流れに合わせ、知的財産の専門人材の養成及び知的財産の大衆化を実現するための知的財産分野の生涯教育制度の導入が必要となった。

従来の知的財産教育は、研究所、企業などの知的財産関連業務の従事者中心の教育が行われており、一般大衆が体系的に知的財産を習得するのに限界があった。そのため、最近の傾向に合わせてパラダイムを国民向け教育に転換し、知的財産の創出・活用・管理・保護教育のための体系的な知的財産専門家養成教育プログラムが必要になった。

2018年3月に発表した「第3次国家知的財産人材養成総合計画」によると、2018年から2022年までの5年間に約199万人の知的財産教育需要が発生し、そのうち、知的財産管理及びサービスなどの専門分野に5.5万人の人材が必要であると推定した。それにもかかわらず、国内の知的財産関連教育課程は、忠南大、光雲大、京畿大など一部の大学で運営され、教育カリキュラムも理工系科目と法学科目を網羅するのではなく、理工系または法学のいずれかの分野の科

目に偏っており、市場が望む人材を養成することにおいて限界があった。

これにより、国際知的財産研修院では、国家生涯教育制度である単位銀行制標準カリキュラムに「知的財産学」専攻コースを新設し、知的財産分野に関心のある国民なら誰でも「知的財産学士号」を取得できるようにした。

### B. 推進内容及び成果

単位銀行制は大学と同様に1科目(30回)修了時に3単位が認定され、合計140単位を履修すれば、単位取得所要年数に関係なく「知的財産学学士号」の取得が可能である。他専攻の学士(4年制大学卒業者)は専攻48単位を取得して同学位を取得することができ、弁理士資格保有者はより簡単に学位を取得することができる。

2012年に「知的財産教育生涯教育制度導入案」を策定し、2014年5月に標準教育課程に専攻必須10科目、専攻選択21科目、計31科目で構成された「知的財産学」専攻を新設し、その後8科目を追加承認して計39科目を順次開発して提供中である。

表 VI-1-11 知的財産単位銀行制の知的財産一般科目

区分	科目名	主要内容	他専攻連携
専攻必須	知的財産概論	-産業財産権及び著作権の基本概念	法学など3つ
専攻選択	発明の理解	-発明のための理解と創造的な発想方法	
	デザイン論	-デザイン理論の概念、傾向、歴史等	産業デザインなど4つ
	インターネットと知的財産権法	-インターネットと商標・著作権・特許・パブリシティ権	
	特許	-特許明細書作成の実務教育	
	特許情報調査と分析	-先行技術調査及び特許分析	
	知的財産出願実務	-産業財産出願実務教育	
	知的財産審判・訴訟・実務	-知的財産権審判・訴訟制度実務	
	国際出願実務	-主要国の出願実務	
	国際知的財産権	-主要国の制度及び国際条約	
文化産業法	-映画、コンサート、音楽、ゲーム等における知的財産権		
デザイン経営とブランド戦略	-ブランドとデザインを通じた経営戦略	産業デザインなど2つ	

表 VI-1-12 知的財産単位銀行制の法学科目

区分	科目名	主要内容	他専攻連携
専攻必須	特許法	-特許制度の基本的な理解	
	商標法	-商標制度の基本的な理解	
	意匠保護法	-意匠保護制度の基本的な理解	
	著作権法	-著作権制度の基本的な理解	
	法学概論	-法学についての基本的な理解	法学士など5つ
専攻選択	民法総則	-民法についての基本的な理解	法学士
	知的財産と競争法	-独占と独占禁止の相互関係	
	不正競争防止及び営業秘密保護法	-法律の基本的な理解	
	憲法 I	-憲法についての基本的な理解	法学士など2つ
	民事訴訟法	-民事的紛争についての基本的な理解	法学士
	商法総則	-商法についての基本的な理解	法学士など4つ

表 VI-1-13 知的財産単位銀行制の理工系基礎科目

区分	科目名	主要内容	他専攻連携
専攻必須	自然科学概論	-現代科学についての基本的な理解	教養科目
専攻選択	物理学概論	-大学物理	物理治療学等3つ
	化学概論	-大学化学	化学工学等7つ
	生物学概論	-大学生物学	臨床病理学等5つ
	地球科学概論	-大学地球科学	教養科目
	工業設計	-大学機械構造設計一般	機械設計工学
	材料科学	-大学材料科学概論	金属工学等2つ
	生物資源保護論	-新品種保護制度、生物資源保護・活用	
	遺伝子と遺伝工学	-大学遺伝工学概論	教養科目
	電気電子工学概論	-大学電気電子科学概論	機械工学等4つ

表 VI-1-14 知的財産単位銀行制の研究開発・経営関連科目

区分	科目名	主要内容	他専攻連携
専攻必須	技術経営論	-工学と経営学を統合、技術開発及び管理	
	研究開発と知的財産	-研究者が知っておくべき知的財産権	
	知的財産権権利論	-知的財産の管理戦略	
専攻選択	技術移転とライセンス理解	-技術の事業化戦略。協定プロセス・戦略	
	経済学概論	-経済学についての基本的理解	経営学など4つ
	債権総則	-債権についての基本的な理解	法学士

知的財産単位銀行制の施行に伴い、「知的財産概論」科目を国際知的財産研修院の教育場で2014年8月に開設し、2015年には初めて遠隔ベースの知的財産学単位銀行制で運営される「知的財産概論」科目を新設した。その後、毎年運営科目を追加しており、2022年にも運営科目を2つ追加し、1学期5,347人、2学期5,731人が受講した。また、知的財産単位バンクの普及のため、忠南大学、東明大学、韓国工科大、桂明大学、全北大学、慶日大学、済州大、漢拏大学、カトリック関西大学、建陽大学など10の大学と業務協約を締結し、単位交換を実施しており、今後開設を希望する大学と継続的に協議するなど、協力大学を拡大するための努力をしている。

また、国家公認民間資格(知的財産能力試験1~4級、産業保安管理士)を取得すると一定の単位を認めてくれることで、高校卒業者も学士取得に必要な最低単位を満たせば学士号を単独で取得できるようになった。

その結果、2019年85名、2020年74名、2021年117名、2022年143名など、これまでに合計422名の知的財産学学士を輩出した。

2022年知的財産学学位取得者を対象に行われた「第2回知的財産学手記公募展」は多くの関心を受け、優秀事例を発掘することができた。知的財産学学位取得のきっかけと、これを通じて就職・創業・転職など活用した様々な事例を確認することができ、懇談会を一緒に開催し、政策の方向性を一緒に議論する時間を持った。

### C. 評価と発展方向

知的財産単位銀行制度を通じ、知的財産に関心のある国民なら誰でも簡単に教育を受けることができ、知的財産に関連する理工系、法学科目及びこれらの融合科目まで含むコース設計で、総合的な解決能力を備えた知的財産人材を養成することが期待される。

2023年には、遠隔ベースの単位銀行制度を通じ、全学必修10科目(知的財産概論、法学概論、特許法、商標法、意匠保護法、著作権法、自然科学概論、研究開発と知的財産、知的財産権管理論、技術経営論)及び専攻選択11科目(不正競争防止及び営業秘密保護法、インターネットと知的財産権法、特許明細書作成実務、特許情報調査と分析、技術移転とライセンスの理解、知的

財産にかかわる審判・訴訟実務、デザイン経営とブランド戦略、民法総則、知的財産と競争法、知的財産出願実務、文化産業法)を開設して運営する計画である。

今後も引き続き知的財産単位交流大

学を拡大し、全国の市・道の生涯教育振興院、大学生涯教育院など国内教育専門機関に知的財産学科目など単位銀行制科目の開設を支援し、一般大衆の知的財産学の学位取得を容易にする予定である。

## 6. 弁理士の専門性強化のための制度改善

産業財産政策局 産業財産人材課 工業事務官 **キム・チュニル**  
行政事務官 **キム・ナムギョン**

### A. 推進背景及び概要

2022 年には、弁理士の倫理義務・公共性強化のための弁理士法 5 件の改正に成功した。また、特許侵害訴訟の弁護士・弁理士共同代理制度の導入及び弁理士の「IP 価値評価」業務の公信力・品質向上のための弁理士法改正を推進した。また、弁理士試験の円滑な施行・管理等のために弁理士法施行令を改正し、弁理士義務研修を履修していない弁理士を対象に過料を課すなど、IP 法律サービスの品質向上と弁理士制度改善のために多方面で努力した。

### B. 主要内容及び成果

#### 1) 弁理士の倫理義務と公共性強化などのための弁理士法 5 件改正を完了

現在、表示広告法で不当な表示・広告を一般的に禁止しているが、弁理士の業務に関して虚偽・誇張・虚偽広告など不正な広告を行う場合、これにより制裁が可能かどうか曖昧なケースが多かった。

また、金品・饗応の提供を前提に事件

を紹介・斡旋したり、斡旋を受ける行為が弁理士法で禁止されていないため、中小・ベンチャー企業及び小規模事業者がこのような被害を受けたとしても、これに対する制裁が困難であった。そこで、特許庁は、弁理士業界の受任秩序を正し、法律消費者の権益を保護するため、弁理士の倫理義務・公共性を強化するための弁理士法改正案 5 件を推進し、2022.12.8 国会で最終可決された。改正弁理士法に基づき、①弁理士業務に関する虚偽・虚偽広告など不正な広告行為が禁止され、これに違反した場合、1 年以下の懲役または 1 千万ウォン以下の罰金に処せられる。②また、金品・接待等を前提に事件を紹介・斡旋する、又は紹介・斡旋を受ける行為が全て禁止され、違反した場合、5 年以下の懲役又は 5 千万ウォン以下の罰金に処せられる。③また、すべての弁理士に年間一定時間、公益活動に参加する法的義務が付与される。改正弁理士法は 2023.7.4 から施行される予定である。

## 2) 特許侵害訴訟における弁護士・弁理士共同代理制度導入のための弁理士法改正の推進

最近の調査結果によると、過去 5 年間、知財権紛争を経験した国内企業のうち 90%が中小・ベンチャー企業(2021 年国内知財権紛争実態調査、知的財産研究院)であり、特許紛争を経験した中小・ベンチャー企業の約 80%が最大の苦勞として「弁理士を侵害訴訟の代理人に選任できない」ことを指摘(2021.9 ファイナンスニュース調査結果)していることが分かる。また、特許紛争を経験した中小・ベンチャー企業の 88%が訴訟費用と期間の負担で訴訟を放棄した(2022.7 ファイナンスニュースのアンケート結果)と把握される。特許侵害解消訴訟の核心争点は、特許の有・無効及び侵害の有無の判断にあり、これは高度な技術専門性が要求されるため、弁護士単独で訴訟を遂行することが難しく、第 4 次産業革命時代を迎え、技術が急激に発展し複雑化する中、特許侵害訴訟において弁護士・弁理士の協業がさらに必要だというのが科技・産業界の要求である。これに対し、特許庁は中小企業などの法律消費者の権益保護のために「特許侵害訴訟における弁護士・弁理士共同代理制度」の導入を推進している。国会の通商産業部中小企業委員会は、大韓弁協など法曹界の強い反対にもかかわらず、韓国企業が特許紛争を合理的な費用で迅速に解決できるように同法案を通過させた。(2022.5.12)日本、英国、米国など主要国は、訴訟当事者が希望する場合、特許侵害訴訟で弁護士だけでなく弁理士も代理人に選任できるように訴訟代理制度を企業と法律消費者の観点から改革した。2022 年 6 月開催さ

れた国際 IP 保護会議に講演者として参加した日本・英国の弁理士会会長は、自国の特許紛争司法制度を紹介し、弁理士の特許侵害訴訟参加を通じて訴訟期間・費用負担が軽減され、中小・ベンチャー企業の司法救済手続きへのアクセスが大幅に向上したと発表した。

## 3)弁理士の「IP 価値評価業務」の公信力及び品質向上のための弁理士法改正の推進

第 4 次産業革命時代、知的財産が企業の主要資産として浮上し、IP 取引・移転、現物出資、保証・投資・担保、相続・贈与、侵害額の算定など、経済・司法・行政の様々な分野で知的財産鑑定が活用されている。知的財産の法的状態及び経済的価値を正確に評価し、これに対する公信力を高めることが、知的財産基盤の革新成長の必須要素となったのである。しかし、最近、弁理士によって特許権の価値が膨らんで評価され、膨らんだ評価額に基づいて現物出資が行われ、多数の被害が生み出された事例が発生するなど、弁理士が行った IP 価値評価結果の信頼性・品質問題が発生することもあった。これにより、特許庁は国家次元の品質管理体系を構築するために関連弁理士法改正案(2022.12 ユン・グァンソク議員が代表発議)を推進し、産業界など関係省庁及び協議団体等と議論した。

## 4)弁理士試験の円滑な施行・管理等のための弁理士法施行令改正完了

弁理士試験は毎年一定の時期に実施されるが、感染症などやむを得ない事由により試験



日程の延期・変更に関する根拠規定が不十分であり、重度聴覚障害者は聞き取り能力測定に限界があるので、弁理士資格取得の参入障壁を緩和するため別途の英語試験合格基準点を設け、試験実施計画公告を通じて案内・運営してきた。これに対し、特許庁は弁理士試験の円滑な実施・管理等のために弁理士法施行令の改正を推進し、2022年7月5日付で施行された。改正施行令によると、①天災・感染症等のやむを得ない事由がある場合、公告された試験日程を延期・変更することができるようにし、試験の円滑な実施・管理を図り、②重度聴覚障害者の英語能力検定試験の合格基準点数の緩和事項を法制化し、試験運営の安定性及び予測可能性を向上させ、③行政安全部所管の「行政権限の委任及び委託に関する規定」によっていた弁理士試験施行・管理業務の民間委託根拠規定を弁理士法施行令に移管し、弁理士関連特許庁業務の民間委託に関する事項を特許庁所管法令で一括規律するようにすることで、委託業務管理の効率を向上させた。

#### 5) 義務年数を履修していない弁理士への過料賦課

弁理士法とその下位法規では、弁理士の専門性と倫理意識を高めるために、一定時間の義務研修(専門研修及び倫理研修)を履修させる制度を規定しており、これに違反した弁理士には過料を課す規定まで設けている。上記規定に基づき、弁理士義務研修5次サイクル(2020~2021)内に義務研修を履修していない弁理士を対象に過料を課す予定であることを知らせる事前通知及びこれに対する意見提出の機会を与えた。同時に、意見提出期間内に追加履修が可能であることを案内して教育履修を促し、このような過程を経た後も合理的な理由なく義務研修を履修していない弁理士を対象に過料を課した。

#### C. 評価及び発展方向

2022年に推進された弁理士制度改善のための努力が成功裏に完了すれば、特許紛争が低コストで迅速に解決できるようになり、国全体として知的財産に関する鑑定の品質と信頼性が高まることが期待されるものであり、弁理士の専門性と実務力量が強化されることで、最終的には中小企業など法律消費者の權益が大幅に向上することが期待される。

### 7. 弁理士の実務修習のための集合教育課程の運営

国際知的財産研修院 知的財産教育課 行政事務官 **ユン・ソギョン**

#### A. 推進背景及び概要

国際知的財産研修院は、2016年に改正・施行した「弁理士法」第3条と「弁理士法施行令」第2条第3項に基づいて、弁理士試験合格者と弁理士資格を有す

る者に弁理士資格を付与する前の集合教育を行っている。

弁理士実務修習制度は、弁理士としての専門性及び資質を養成し、弁理業務に関する実務経験を積む機会を与えるために法律で定めて施行している制度である。弁理士実務修習集合教育は、弁理士試験合格者及び弁護士資格者が実務・実習中心の教育を通じて弁理業務を円滑に遂行できるようにすることを目的としている。

集合教育の内容は、「弁理士法施行規則」第2条第1項で規定されている。共通科目は基礎知識についての教育10時間、産業財産権に関する法律実務50時間、産業財産権の出願に関する実務120時間であり、選択科目は審判・訴訟実務または科学技術の理解70時間で構成される。

基礎知識についての教育では、弁理士法及び制度、弁理士倫理・職業の理解、企業の知的財産戦略・支援制度などの教育を実施し、産業財産権法に関する実務教育では、国内外の産業財産権に関連する法・制度などの教育を実施する。

産業財産権出願に関する実務教育では、先行技術検索に関する実習、特許商標・意匠出願に関する実習及び国際出願に関する手続き等を教育し、審判・訴訟についての実務教育では、審判及び審決取消訴訟の実習、侵害訴訟制度、国際紛争、交渉及び契約等の教育を実施し、出願実務教育と審判・訴訟に関する実務教育は主に実習を中心に行う。また、科学技術の理解についての教育は、非理工系出身の弁理士が科学技術についての理解を高めることができるように、自然科学概論及び最新技術動向などで構成されている。

## B. 推進内容及び成果

### 1) 弁理士試験合格者対象の教育

2022年上半期の弁理士実務修習集合教育は2021年弁理士試験合格者を中心に2022年1月24日から7月29日まで集合教育を実施した。特に、本教育は新型コロナにより4月2日から7月3日まで暫定中断されたこともあった。2021年弁理士試験合格者177名及び2020年以前の弁理士試験合格者50名、弁護士資格者6名など合計233名が参加したが、参加受講生を機械金属分野47名、電気電子分野81名、化学バイオ分野105名など技術分野を基準にクラスを分けて教育を進めた。教育結果は、参加者233名のうち、全科目修了者207名、部分修了者24名、未修了者2名であった。教育期間中、新型コロナの拡散防止と受講生の安全のために、リアルタイムのオンラインとオフライン教育を一緒に運営し、また、産業財産権出願実務科目で計8回に渡り課題を与え、評価し、明細書と意見書・補正書作成能力のための教育が効果的であったかどうかを確認し、受講生がすすんで授業に集中できるようにした。上半期には、学業評価結果に基づいて4人の学業評価優秀受講生を表彰した。

2022年上半期の弁理士実務修習集合教育は、実際の弁理業務で活用される内容を中心に実習教育中心に運営し、弁理士の実務能力を向上させることに重点を置いた。受講生たちは特に実習授業に対する高い満足度を示したので、これにより、特許・商標・意匠関連の出願書・明細書及び意見書・補正書の作成実習時間を十分に確保した。

## 2) 弁護士資格者対象教育

2022 年下半期の弁理士実務修習集合教育は 2022 年弁護士試験合格者を中心に 2022 年 11 月 7 日から 2022 年 12 月 8 日まで集合教育を実施した。本教育には、2022 年弁護士試験合格者 30 名、2021 年弁護士試験合格者 14 名、2020 年弁護士試験合格者 13 名、及び弁理士試験合格者 4 名など 73 名が参加した。特に、弁護士対象の教育課程の受講生のうちの多数が、産業財産権教育が不足(理工系出身 25 名、非理工系出身 48 名)していることを考慮して、特許法、商標法、意匠保護法など産業財産権法についての理論教育に合致した教科科目を中心に編成した。教育期間中、前半と同様、産業財産権についての出願実務科目のうち、特許明細書の作成及び意見書・補正書の作成と評価、商標・意匠意見書・補正書の作成についての授業で課題物の評価を行い、4 名の受講生に対して賞を贈った。(学業

評価の優秀者 4 名)

## C. 評価及び発展方向

弁理士実務修習集合教育では、弁理士、弁護士、審査官、審判官、裁判官など実際の知的財産関連業務を遂行している講師を招聘し、臨場感のある教育を行うことで、業務に対する理解度及び実務能力を高めた。また、新型コロナの全国的な拡散により、上半期の教育がしばらく中断されるなどの危機を経験したが、分級及びオン・オフライン教育などを合わせて実施し、受講生の安全を図った。

2023 年にも受講生の知的財産に対する関心及び教育への参加度を高めるため、一部の教育課程を実習・討論・発表などの参加型授業中心に構成し、新型コロナで役割が増大しているリアルタイムのオンライン教育も体感型教育運営によって充実を図る計画だ。

# 第 2 節 創造的な発明人材育成のためのインフラ拡充

## 1. 概観

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 **ユン・ギョソ**

第 20 代国会で第 1 号法案として制定された「発明教育の活性化及び支援に関する法律」(2017. 9.15.施行。以下、発明教育法)は、新しい産業革命に足並みを揃え、個人の創造性の増進のための教育革新を目標にする今日、多くの価値を持っている。概念の習得に偏っていた教育から、創造的活動に基盤を置いて学びを楽しむ幸福教育にパラダイム

が変化しつつある。特定の分野への知識偏重現象を減らし、社会現象に対する統合的な理解ができるように、各分野と詳細な技術知識を網羅する統合的な「融合教育」が必要である。

特許庁が 1980 年代から始めた発明教育は、科学的な考え方と知識を基に人文学的素養を養うと同時に、発明の活用価値を測るための経営学的判断力まで要求する複合的な融合教育である。特定の教科間の境界に拘束されず、科学・数学・工学・芸術分野の融合を通じて拡散的思考訓練が可能であり、創造性及び協同精神を養うことができる教育である。

他の先進国でも将来の人材育成における発明・知的財産教育の重要性を認識し、国別に様々な発明教育支援プログラムを提供している。

米国特許庁が支援する非営利組織である「米国発明家 名誉の殿堂博物館 (NIHF) では、小・中・高生を対象に様々な教育プログラムを対面とオンライン方式で実施しており、コロナパンデミック以前は各地のパートナー学校と教師がネットワークを構築し、13 万人の学生と一緒に発明キャンプを実施した。

英国は、知的財産権の重要性に対する理解増進のため、教師、学生、大学生、研究者などを対象に、オンライン・オフラインの発明教育プログラム (Cracking Ideas) を開発し、配布している。特に、学生の知的財産権の理解・保護及び将来の進路との連関性を教師が直接に指導できるように総合的な学習資料を提供することを目標にしている。

韓国の場合、全国的に 207 個の発明教育センターを運営して、小中高の学生全体に創意発明教育を提供している。また、次世代英才企業人の育成事業を通じて、発明に秀でた発明英才を育成しているだけでなく、実業系高校にも専門的な産学協力型発明教育プログラムを提供している。技術教育学会誌 (2016 年) によると、発明教育を受けた学生は創造性、学習動機が平均 23% も増加するというが、このように発明教育は未来社会が要求する創造的・融合的思考の向上に大きな役割を果たしており、今後の需要も持続的に増加すると予想される。

最近、ムン・デヨン (2022) は、初・中等発明教育政策の変遷に関する研究で、発明教師が認識している韓国の初・中等発明教育政策のターニングポイントとして、1995 年の発明工作教室 (現・発明教育センター)、2007 年の学校正規教育課程への発明教育の反映、2017 年の発明教育法公布など 3 つの政策を提示し、これに基づく導入期 (1973 ~ 1994)、成長期 (1995 ~ 2006)、拡散期 (2007 ~ 2016)、成熟期 (2017 ~) に分けて説明した。成熟期に入り、発明教育は 2022 年改正教育課程に融複合知的財産教科 (群) を新設し、発明教育法を改正するなど、より未来に向かうための準備を進めている。

## 2. 発明教育の活性化基盤の構築

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 **ユン・ギョソ**

### A. 推進背景及び概要

特許庁は、未来社会を牽引する発明の素質や才能を持った青少年の無限の可能性を目覚めさせ、韓国の未来を背負う優秀な発明人材の発掘及び養成のために、発明教育センターの運営、発明体験教育館の新規設置、発明教育の教科普及、発明教員の養成など、発明教育基盤の構築に力を入れている。

特許庁は全国 207 の発明教育センター（旧・発明教室）を通じて、全国の小・中・高校生を対象に発明教育を実施している。

同センターは、全国の市・郡・区のエducational行政に1つずつ設置することを目標に推進された。2020年には慶尚北道に発明教育センターを追加開所し、2022年には全国に合計 207 の発明教育センターが設置・運営されている。今後、市・道教育庁と協議し、徐々に発明教育センターを増やしていく予定である。

### B. 推進内容及び成果

#### 1) 発明教育センター（旧・発明教室）運営支援

表IV-1-15 年度別発明教育センターの設置状況

年度	1995 2012年	～ 2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	計
設置数	193	1	2	-	3	-	2	5	1	-	-	207

発明教育センターは、センターの追加開設などのインフラ構築だけでなく、充実した教育課程運営のために多くの努力をしている。発明教育センターの設置当初は1回2～3時間の教育を通じて、発明に対する認識を転換する教育課程を運営したが、現在は初級・中級・上級の

の3段階の教育課程を10～40時間前後で運営し、発明教育の質をさらに高めた。また、学生だけでなく、保護者、教師など一般人に対する教育も拡大しており、地域の発明教育と知的財産権に対する認識の向上にも大きく貢献している。

表IV-1-16 発明教育センター利用者の現況

区分	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
学生	216,143	338,492	486,753	556,670	564,085	344,541	489,665	459,443
保護者・一般	17,720	15,875	10,182	13,903	11,100	4,259	7,038	7,025
教師	9,780	8,729	5,162	8,047	6,650	5,623	6,065	6,849
利用者合計	243,643	363,096	502,097	578,620	581,835	354,423	502,768	473,317

\*調査期間(前年12月-当年度二月末現在)

発明教育センターは、単純な理論教育ではなく、体験と実習を中心とした教

育方式で、変化する教育傾向を反映するため、教育施設及び資材・機材などは

着実に改善する必要がある。2022 年に 14 の発明教育センターの施設改善を支援し、継続的な施設及び資機材の改善に努める予定である。

また、特許庁は教育弱者対象の発明教育を全国的に拡大するため、2019 年に国民参加予算制度を通じて「訪問発明体験教室」を提案し、教育から疎外された階層を対象に発明教育の必要性に対する韓国民の共感形成と支持を引き出し、2020 年から新規事業として推進し、2022 年には島嶼僻地学校、地域児童センターや児童福祉施設の青少年を対象に計 617 回(648 機関、16,453 人を教育)の教育事業を行った。

特許庁は、発明教育による社会的価値の実現のために、訪問発明体験教室を積極的に推進する計画だ。

## 2) 広域発明教育支援センターの設置・運営

全国の学校などに設置された発明教育センターは、教室 2 個程度の小規模な施設で運営されており、体験・実習教育には限界があった。

特許庁はこのような限界を克服するため、圏域別の総括及び体験・深化教育を担当できる広域発明教育支援センターの設立を推進し、2022 年 3 月慶尚北道教育庁と共に慶州市の(旧)皇南小学校を改造し、全国初の嶺南圏広域発明教育支援センター(慶尚北道教育庁発明体験教育館)を開館した。

広域発明教育支援センターは、青少年が直接発明の原理と実物を体験し、これを通じて創造力・問題解決能力・チ

ャレンジ精神などを養えるように運営する計画だ。創造性に優れた学生には体験・深化型発明教育を提供し、次世代のイノベーターとして育成し、教員には、新規・深化教授法、指導事例研究、最新資機材・教具材活用技法などの体験中心の発明教育研修を提供し、専門性を高める計画である。

特許庁は第 1 号に続き第 2 号中部圏広域発明教育支援センターの設置を推進中で、今後圏域別の拡大を目指し、市・道教育庁と協議を続ける計画だ。

## 3) 発明教育の教科の普及

発明教育センター中心の発明教育は、正規教育ではなく、特別活動の形で運営され、保護者及び学生の関心の欠如、発明教員の士気低下など、発明教育の普及に限界があった。このような限界を脱却するための関連学界、教育機関及び教師たちの努力により、教育部の「教育課程改正」を通じて小・中・高の正規教育課程に発明教育に関する内容が反映され、「2015 教育課程改正」では高校の独立教科である「知的財産一般」が新設され、2022 改正教育課程では進路選択科目から融合選択科目に変更された。

また、2022 年改正教育課程では、17 の専門教科(群)改編に伴い、融合・複合・知的財産教科(群)が新設され、基準学科に発明特許科が新設された。発明特許科には 4 つの専攻一般科目と 3 つの専攻実務科目が編成されている。

特許庁は、「知的財産一般」の高校内への普及のため、教科専門家のコンサルティング支援、教員用学習資料の提



供及び指導教員の職務研修などを実施した。これにより、2022年に知的財産一般教科を採択した高校の数は171校と確認された。2022年から発明教育先導

学校の対象を小・中学校まで拡大し、78個の先導学校を指定し、優秀モデルを発掘し、発明・知的財産教育が小・中・高にさらに広がるように努めた。

表VI-1-17 教育課程への反映現況

＜国家レベルで見た教育課程における「発明」「知的財産教科」の反映現況＞	
■小学校 実科(必須)5・6年生課程:生活と技術(2009年教育課程に反映、2015年適用)	
■中学校 技術・家庭(必須)1～3学年課程:技術と発明(2007年教育課程に反映、2010年適用)	
■高校 技術・家庭(選択)1・3年生課程:技術革新と設計(2009年教育課程に反映、2013年適用)	
■高校 工学一般(選択)課程:工学と創造的問題解決(2007年教育課程に反映、2010年適用)	
■高校 知的財産一般(選択、独立教科)(2015年教育課程反映、2018年適用)	
■専門教科(群)融複合・知的財産教科(群)及び発明特許科を新設(2022年教育課程反映、2025年適用)	

#### 4) 発明教員の養成

発明教育の質を担保する上で、発明教師の役割は非常に重要である。特許庁は、発明指導教員の専門力量及び発明教育の質的水準の向上を図るため、発明教員のオン・オフライン職務研修、発明教員の研究能力向上のための研究大会及び研究会支援、発明教員のワークショップ実施など様々な政策を推進している。

##### a) 発明教師教育センターの運営

韓国発明振興会を(民間)総合教育研修院に指定(2015年12月)して専門的な発明教員を養成しており、3つの大学(全州教大、釜山教大、忠南大)を発明教員育成拠点大学として選定し、発明講座などを提供する「発明教員教育センター」を運営している。

特に3大学の場合は、予備教員のために学部課程に発明教育理論及び実習など各4単位以上の正規講義を運営しており、各3つの圏域別地域の現職教師を対象に休暇期間中に発明

教師基礎課程(30時間)と発明教師深化課程(30時間)などの教員職務研修課程などを運営している。

その他、地域の発明教育文化の活性化のため、地域教育庁、各級学校の教育管理者(奨学官、奨学士、校長、教頭など)を対象に発明教育優秀作品発表会、小・中・高校生発明大会開催、大学内発明同好会運営及び発明教育人材育成部など独自のプログラムを運営している。

##### b) 発明教師認証制度の施行

特許庁は発明教師の発明教育の専門性向上及び発明教育活動の持続的な動機付けのために「発明教師認証制」を施行している。発明教員認証制度は、教員の専門性と力量を認証するため、教育・研修実績や発明関連大会の指導経歴など一定の基準を備えた教員に等級に応じた資格を付与するもので、これまでに1,612人の発明教育認証教員が輩出された。(名人23人、1級119人、2級1,470人)

表VI-1-18 発明教師認証制の等級別認証基準

等級	必須要件				選択要件(2項目を満たすこと)				備考
	正規教師資格	発明教育履修実績	発明教育実務経歴	先行等級	発明退会入賞指導	発明教育講義実績	研究・発明実績	知財能力試験	評価試験
名人	1級	180時間 (集合教育90時間以上)	7年	1級発明教師	30点	40時間	30点	700点	口頭
1級	2級	120時間 (集合教育60時間以上)	3年	-	15点	20時間	15点	600点	筆記
2級	2級(所持予定者)	60時間 (集合教育30時間以上)	-	-	-	-	-	-	筆記

### 3. 学生の特性別・学校の段階別オーダーメイド発明教育の推進

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 **ユン・ギョソ**

#### A. 推進背景及び概要

個別発明教育センターが独自に推進していた発明英才教育が本格的に推進されるように関係部署との協力を強化した。教育部が中心となって策定した「第2次英才教育振興総合計画(2008～2012年)」及び「第3次英才教育振興総合計画(2013～2017年)」に積極的に参加し、発明教育センターを活用した発明英才教育の拡大推進など、発明英才育成のための推進根拠及び基盤を構築し、2008年から発明英才選抜ツール及び発明英才教育教材を毎年開発して普及している。

特許庁は、発明英才教育担当機関として「第4次英才教育振興総合計画(2018～2022年)」及び「第5次英才教育振興総合計画(2023～2027年)」策定に積極的に参加し、懸案事項に対する対策議論及び英才教育ネットワーク構

築に努めた。

一方、全政府的に推進中の「政府省庁による特性化専門系高校育成」事業の一環として、実業系高校の発明特許教育支援学校を選定し、高校段階で体系的な発明及び特許分野の専門教育を通じて創造的で問題解決力に優れた学生を養成し、関連産業界の技術開発及び特許管理分野の実務人材として進出する機会を提供している。

#### B. 推進内容及び成果

##### 1) 発明(英才)教育プログラム教材開発・普及

特許庁は、学生の発明に対する創造力を開発し、発明の生活化を促進するため、

長年にわたり、各級学校の様々な対象者向けの教授・学習資料を開発し、発明教育の普及に貢献している。学校現場での発明活動を通じて小・中・高の児童・生徒の創造的・融合的思考及び問題解決力を増進するため、認定教科書、正規教科連携プログラム、政府教育政策連携教材など様々な形態の教材及びプログラムを開発・普及している。

2021年からはデジタル化されたオンライン仮想空間で発明教育が可能になるようにプラットフォームベースの教育プログラム3種を開発し、非対面・遠隔地教育と総合的な学生発明力量評価が可能になるように構成した。これを基に2023年からは「オンライン発明教育支援センター」の試行運営を推進している。オンライン発明教育センターは、時間と場所にとらわれないプラットフォームベースのリアルタイム双方向教育方法で、遠隔地にいる学生に良質の発明教育を受ける機会を提供する。

#### a) 認定教科書の開発及び普及

実業系高校共通教材(5種)は、各市区道教育庁の認定審議及び承認を受け、正規教科教育のための教科書として使用されている。カリキュラム及び社会の変化に対応するため、2020年から順次改編を進めており、2021年に発明と意匠と発明と問題解決が教科書認定審議を通過して使用中である。

#### b) 正規教科など学校連携プログラム

2021年には、進路連携型発明教育推進の体系的基盤を確立するため、各職業群の未来要求領域のうち、遂行力量向上プログラムを開発・普及することで、

第4次産業革命に備えた未来職業力量探求のための機会を与えるだけでなくIoT、人工知能などの先端技術を活用した発明活動に参加する機会を与えている。

これらのプログラムは、全国の正規教科の授業、小・中・高校の英才クラス(例:発明や科学)、発明同好会及び中・高校の進路授業などに普及され、活発に活用されており、さらに教員研修を並行して行うことで、発明教育の普及に貢献している。

また、2022年度には、国語、社会、美術の教科と連携した発明教育プログラムを開発・普及している。このプログラムは、通常の授業時間や創造的体験活動授業、発明英才学級、発明教育センター、発明同好会などの授業が行われるように、学生用ワークブック、教師用指導書と授業用パワーポイントを合わせて提供している。また、最近強調されている進路教育に関連して、発明教育を通じて未来有望職業を間接的に体験できるように、進路連携発明教育プログラムである「発明へと翔ける私 be ロード(私のビジョン, 私の飛翔)」を開発した。中学生、高校生を対象に開発されたこのプログラムは8つのモジュールで構成されており、教師用指導書と学生用教材と一緒に提供している。

#### c) 政府教育政策連携教材及びモジュール

発明教育センター共通教材(初・中・上級)を含むプログラムが順次全国の発明教育センターに開発・普及され、学校級別(小・中・高)、段階別(基本・深化・応用)、専門領域別(リーダーシップ、情

報通信技術、工学的設計、知的財産権、研究学習)連携教育を提供している。

この他にも、政府の主要教育政策である「自由学期制」に教材を活用するため、様々な教育カリキュラムを策定・開発し、これを市・道教育庁に知らせ、教育の必要性を提案した。

また、国家職務能力標準(NCS)の項目のうち、「知的財産管理」、「知的財産情報調査分析」、「知的財産評価取引」の学習モジュールを開発し、知的財産に関連する特性化高校及び高等教育現場で必要な職務を指導できる教授学習資料として開発し、配布している。

表VI-1-19 主な発明(英才)教育プログラムの教材

年度	課題対応	対象	資料名	実施地
2010	ワークブック	幼児	幼児発明ワークブック5種	大邱教育大
	指導書	中・高・大学生	次世代知的財産基盤英才企業共通プログラム及び運営ガイド	ソウル大
	ワークブック	小・中学生	創造と遊ぼう:3つのテーマ別チームプロジェクト	忠南大
	ワークブック	中学生	問題解決(人文社会/数理科学/発明):チームプロジェクト中心の創造的問題解決プログラム3種	崇実大
	ワークブック & 指導書	小・中・高校生	発明設計との出会い/探求/拡張3.0 3種	光州教育大
	認定教科書	高校生	発明と意匠	忠南大
	認定教科書	高校生	発明と問題解決	忠南大
2011	指導書	小・中・高校生	発明英才教育指導ガイド 3種	光州教育大
	ワークブック	小・中・高校生	創造と発明:問題発見による発明問題解決の3つの方法	忠南大
	認定教科書	高校生	高校 特許情報調査分析	(株)アイピーブル
2013	ワークブック & 指導書	小・中・高校生	体験中心の発明教育プログラム 11種	韓国発明振興会
	指導書	小・中・高校生	発明英才の対人関係促進プログラム	韓国カウンセリング学会
2014	ワークブック & 指導書	小学生	発明王ポロロ:生活素材発明による問題解決 8種	韓国発明振興会
	ワークブック & 指導書	小・中・高校生	ツリーズ(TRIZ)技法を用いた、太っちょ博士の面白発明物語 2種	韓国発明振興会
2015	ワークブック & 指導書	小・中・高校生	科学+発明(How to make GREAT ideas for INBENTYONS) 4種	WIPO, 韓国発明振興会
	ワークブック & 指導書	中学生	自由学期制連携創造発明プログラム ABCD 4種類	韓国発明振興会
	ワークブック & 指導書	大人	国家職務能力標準(NCS)学習モジュール: 知的財産管理、知的財産情報調査分析 2種	韓国発明振興会
	ワークブック & 指導書	中学生	科学科と連携した発明教育プログラム 4種	韓国発明振興会
	ワークブック & 指導書	小・中・高校生	未来の発明 CEO 探索(I)プログラム	韓国発明振興会, KAST, POSTECH
年度	課題タイプ	対象	資料名	実施地
	ワークブック & 指導書	成人	国家職務能力標準(NCS)学習モジュール:知財評価取引	韓国発明振興会

2016	ワークブック&指導書	小・中・高校生	未来の発明CEO探索(Ⅱ)プログラム	韓国発明振興会
	ワークブック&指導書	小学生	科学発明王(初等):科学教科連携の発明教育プログラム 教師用教材 2種	韓国発明振興会, 京畿教育庁など
2017	ワークブック&指導書	小・中・高校生	未来の発明CEO探索(Ⅲ)プログラム	韓国発明振興会
	ワークブック&指導書 &事例集	小・中・高校生	小中等生徒のための発明進路探索プログラム 3種	宗実大
	認定教科書教師 用指導書	高校生	知財一般教科書, 教師用指導書, マルチメディア教授・学 習資料	韓国発明振興会
2018	ワークブック&指導書	小学生	発明教育センター共通教材:初級	韓国発明振興会
	ワークブック&指導書	小・中・高校生	未来の発明CEO探索(Ⅳ)プログラム 4種	韓国発明振興会
	教授・学習活動事 例集	発明及び知財教 師	「知的財産一般」教授学習活動事例集:科学教科基盤の融 合教育	韓国発明振興会
2019	ワークブック&指導書 &動画	小・中・高校生	キプリスの海で問題解決アイデア探しプログラム 2種	韓国発明振興会
	ワークブック&指導書	中学生	発明教育センター共通教材:中級	韓国発明振興会
2020	ワークブック&指導書 &修行用PPT	小・中学生	未来の発明CEO探索(Ⅴ)プログラム 2種	韓国発明振興会
	認定教科書改訂	高校生	発明と意匠	忠南大
	ワークブック&指導書	高校生	発明教育センター共通教材:上級	韓国発明振興会
	ワークブック&指導書	中学生	2015改訂 科学教科連携の発明教育プログラム(中 等)開発	韓国発明振興会
2021	指導書	高校生	特許明細書一般	忠南大
	指導書	高校生	知的財産一般 教師用指導書改訂	韓国発明振興会
	指導書	高校生	発明と意匠 指導書	韓国発明振興会
	ワークブック&指導書	大学生・成人	発明教師認証制 標準教材改訂	韓国発明振興会
	指導書&オンライ ン	中学生	ともにある地域社会問題解決プラットフォーム-全南創意融 合教育官教育プログラム)中1/中2)+オンラインクラス	韓国発明振興会
	指導書&オンライ ン	小・中学生	非対面発明教育ガイド+現場適用報告書(初球/中休)+ オンラインクラス	韓国発明振興会
	指導書&オンライ ン	小・中学生	力量課程中心お発明教育評価マニュアル(初級)(中級) +オンラインクラス	韓国発明振興会
ワークブック&指導書	小・中学生	職業群別要求力量モデル基盤の進路連携発明教育プロ グラム:スマートストアを形にする 2種	韓国発明振興会	
2022	ワークブック&指導書	小学生	国・社・美の中のスマート発明チャレンジ	韓国発明振興会
	ワークブック&指導書	中・高生	発明へと翔ける私beロード(私のビジョン、私の飛翔)	韓国発明振興会

## 2) 発明英才教育

特許庁は現在、「第 5 次英才教育振興総合計画(2023~2027 年)」の策定に積極的に関与し、発明英才を中心とした英才概念の再定義に関連する論文の寄稿などを通じて、今後の英才教育の大枠を提示している。

### a) 市・道教育庁の発明英才教育への支援

発明英才選抜ツールを開発し、市・道教育庁に配布することで発明英才の選抜を支援し、選抜された発明英才を指導できるように教授・学習プログラムを開発・普及した。

現在、全国 17 の市・道で発明英才教室を運営している。

表 V-1-20 発明英才教育の現況

年度	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
発明英才学級数	237	230	243	240	243	270	238	246	240	227
発明英才学生数	4,568	4,361	4,474	4,548	4,410	4,536	4,118	4,066	3,913	3,646

発明英才選抜を支援するため、発明英才選抜ツールとして教師観察・推薦チェックリスト 2 種、筆記問題 4 種、深層面接問題 4 種を開発し、配布したが、2021 年度の選抜ツール活用率は 90.7%で、全発明英才機関 140 機関のうち 127 機関が選抜ツールを活用した。また、全国 207 の発明教育センターが実施する学生選抜選考を支援するため、2022 年までに問題銀行方式の計 7 問セットを普及することで、問題銀行構築の内実化を図っている。

### b) 知財基盤の次世代英才企業家の育成

特許庁は、創造性に優れた中高生発明英才を知的財産基盤の英才企業家として育成するため、KAST と POSTECH に次世代英才企業家教育院を設置して運営している。

次世代英才企業人教育院は、書面審査と選抜合宿を通じて中高生教育対象地を選定し、2 年間の教育運営を開始し、2022 年には、第 13 期研修生 163 名を

教育した。

発明英才が創造的な問題解決力、未来技術、企業家精神、知的財産の専門性などの核心的な力量を身につけることができるよう、両教育院を通じて様々な教育プログラムを提供している。特に、選抜された学生が未来社会の要求する融合型人材として成長するよう、工学、人文科学、芸術など様々な分野を包含する教育を提供しており、心理、情緒的領域の健全な成長発達及び英才性開発のための相談、コーチングサービスを支援している。

2 年間の教育院での集中教育を通じ、2022 年には知的財産権 254 件の出願、校外大会 72 件の受賞、創業など事業化 5 件の成果を挙げ、知的財産基盤の次世代企業家として成長するための足がかりを作った。

次世代英才企業人ネットワークの発足を通じて、教育院修了後も修了生が自発的なネットワークを構成し、韓国の革新的な成長を主導する中核人材とし



て成長し、活動できる持続的な支援体制が整った。

次世代英才企業人ネットワークは、キャリア、学術交流、交流支援分科会に修

了生が中心となって運営されている。2022 年には名士との出会い(3回)、ハッカソン(1回)、オン・オフライン・ネットワーキングイベント(9回)などを開催した。

### 図VI-1-2 KAST・POSTECH 次世代英才企業人のための教育院の教育システム

教育院	基本課程(2年, 在学生合計 300人以上)		専門課程(短期~2年, 修了生合計 100人以上)		
KAST	基礎課程(1年)	成果課程(1年)	専門課程(モジュール型)		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・起業家基本力量育成</li> <li>・知財権基本知識育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・起業家力量の深化</li> <li>・知財権知識深化&amp;適用力量向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優秀知財権の生成</li> <li>・創業力量の強化</li> </ul>		
POSTECH	ドリームザフューチャー(6ヶ月)	ディスカバーザフューチャー(6ヶ月)	デベロッパザフューチャー(6ヶ月)	デリバリーザフューチャー(6ヶ月)	専門課程(モジュール型)
	・アイテム企画	・技術妥当性探索	・事業妥当性検索	・事業提案書作成	・事業プロジェクト実施

表VI-1-21 次世代英才企業人のための教育院教育課程

	KAST 教育院	POSTECH 教育院
教育目標	・「価値ある IP」を創出し、時代の流れをリードする創造的な企業を育成する。	・未来市場を創出する破壊的技術革新を主導する企業家の育成
方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン講座受講後の課題提出及び提出課題に対する意見提示(2週単位)</li> <li>*未来の通信環境に慣れるようにツイッター、グーグル Buzz、グーグル Docs などを通じた討論とフィードバックを同時に運営</li> <li>・オフラインでキャンプ運営(週末年3回、休み中4泊5日で年2回)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎週、振り返り日誌などの課題提出と学習結果に対するフィードバック(1週単位)</li> <li>*学習メンターが個人別の学習成果物に対する持続的なフィードバックと動機付けを通じて、円滑な自己主導型学習を支援。</li> <li>・オフラインでキャンプ運営(放課後4泊5日、年2回)</li> </ul>
教育内容	(在校生) ・未来の技術変化に対するビジョンを育てる未来技術教育、企業発達史などの人文科学教育、知的財産権教育、企業設立のリーダーシップ育成、起業家精神教育など。 (修了生) ・継続的な動機づけのための IP-CEO ブリッジプログラム、英才起業家ネットワーク強化のための IP-CEO ユースファシリテーター、創業活動支援のための IP-CEO スタートアップチャレンジャーなど	(在校生) ・未来技術先見及びアイテム企画(ドリームザフューチャー)、アイテムを形にする技術検索・開発(ディスカバーザフューチャー)、日にネスポートフォリオ作成(デベロッパザフューチャー)、技術基盤事業の提案(デリバリーザフューチャー) (修了生) ・事業性のあるビジネスアイデア発見によるビジネスアイデア創出教育、ビジネス開発に必要な技術実習過程教育など。

### 3) 知財創出力量を備えた産業技術実務人材の育成

特許庁は、高校段階での体系的な発明及び特許分野の専門教育を通じて、関連産業界の技術分野及び特許管理分野の実務人材を養成するため、「実業系高校発明・特許教育支援事業」と「IPマイスタープログラム」を運営している。

実業系高校の発明・特許教育支援事業は、体系的な発明・特許専門教育を提供するため、学校ごとに12段階以上の発明・特許正規教科の編成、企業連携職務発明プログラム及び産業技能要員制度の運営、校内外の発明大会参加、発明サークル、知財権取得・技術移転などの活動を展開している。

特に、産学協力型発明教育プログラムは、企業の懸案課題について学生がアイデアを出し、出願まで行い、知財創出力量と実務発明力量を兼ね備えた創造的な技術人材の育成を可能にする。また、学生の安定的な就職基盤を構築するため、産業技能要員制度も運営している。2022年にはこのプログラムに1,262人の学生が参加し、41人の学生が協力企業に就職できるよう支援した。学生の兵役問題解決のための産業技能要員制度を活用して28社が兵役特例企業に指定され、38人が産業技能要員

として選抜された。

また、「2020 実業系高校支援及び就職活性化方案(2020.5.22)」に全実業系高校に発明・知財教育を確実に実施できるように議案を上程し、2021年には既存の学校単位支援タイプから学科及び校務室単位、2022年には授業単位の小規模支援タイプを新設し、実業系高校の発明・知財教育拡大案を策定した。これにより、既存の学校単位6校から学科・教科単位の拡大で、合計22校に発明・知財教育を支援した。

また、教育部・中企部と協業して、実業系高校卒業生が就職後、企業で単純な技能人材ではなく、職務発明力量を備えた技術専門家や知識労働者として成長できるよう、IPマイスタープログラムの申請課題は自由課題、テーマ課題、専門教科課題、協力企業課題に分かれており、2022年には910件のアイデアが寄せられ、このうち100チームを選定した。選定されたチームを対象に発明入門編から知財の権利化まで経験できるように専門教育とコンサルティングを支援し、体系的な発明教育課程を提供している。また、プログラム修了後、参加チーム全員の知財権出願を支援し、2022年に提案された優秀なアイデアのうち19件が企業に技術移転成果を上げ、プログラムの優秀性が認められている。

表VI-1-22 2022年 産学協力型発明教育プログラムへの参加現況

区分		2022年参加現況	
産業機能要員	3者協約の締結	企業(ヶ社)	31
		学生(人)	51
	兵役会社指定	企業(ヶ社)	28
		学生(人)	38
企業連携プログラム	参与企業(ヶ社)		53
	参与学生(人)		1,262
	就業連携(人)		41

## C. 評価及び発展方向

発明教育センターを通じた発明教育の普及と多様な学生を対象とした発明教育事業は、発明教育を正規教科に反映させる一助となり、発明教育法の制定と「第1次発明教育基本計画(2018～2022)の」策定につながり、発明教育の振興領域を拡大した。今後も、発明教師教育、発明英才教育、特性化高校の発

明教育などを推進し、発明教育を普及させるため、市・道教育庁及び関係機関と緊密に協力し、学生レベル別、学校別、地域別に体系的な発明教育を提供する。

また、訪問発明体験教室、発明体験教育館など様々な発明教育インフラを構築し、国民誰でも発明教育を受けることができる環境づくりに努める。

## 4. 発明活動優秀学生・教員の発掘・普及

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 **ユン・ギョンソ**

### A. 推進背景及び概要

特許庁では、創造性に優れた優秀な発明人材を発掘し、発明意識を高揚させ、望ましい発明人材像を確立するために、様々な発明・創造大会を運営し、優秀な発明活動をした学生と教員を選抜して支援している。

これまで別々に運営されていた「韓国学生発明展」と「韓国学生創造力チャンピオン本選大会」、「青少年発明家プログラム」を2014年から青年発明フェスティバルとして同時開催し、発明教育体験など様々な創造的な活動を通じて発明教育普及のシナジー効果を出せるようにした。

韓国学生発明展は、創造性のある発明の考案及び製作を通じて学生の発明に対する創造性を啓発し、発明を生活に根付かせることで、知識基盤社会の主役となる発明の次世代人材を発掘・育成することを目的として、去る1988年から開催している。韓国学生創造力チャ

ンピオン大会は、協働的な問題解決を通じて、青少年の幅広い思考力と創造力の強化を目的として開催している。この大会は、4～6人の学生、指導教員1人でチームを組み、事前に与えられた課題(表現課題、制作課題)と大会現場で与えられた課題(即興課題)の解決過程で学生の創造性を評価するのが特徴である。

青少年発明家プログラム(YIP)は、発明力量を備えた青少年を対象に、IP創出のための特許教育及びコンサルティング支援で知的財産権会を推進し、IP活用のための創業力量を身につけられるよう支援する教育プログラムで、創造性、協調精神、起業家精神を基に未来技術価値を創造する青少年発明家を育成している。

発明教育の普及及び発明文化造成に貢献した教育者を発掘・表彰して発明教育者の士気を高め自負心を高揚させるための韓国発明教育大賞を新設して運営している。

表VI-1-23 優秀発明学生及び教員の発掘・拡散活動

発明・創意力大会	優秀発明活動学生及び教員の選抜・サポート
<ul style="list-style-type: none"> <li>・韓国学生発明展示会</li> <li>・韓国学生創造力チャンピオン大会</li> <li>・青少年発明家プログラム(YIP)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・韓国発明教育大賞</li> </ul>

\*「韓国学生発明展示会」及び「韓国学生創造力チャンピオン本選大会」「青少年発明家プログラム」を統合して「青少年発明フェスティバル」を開催

## A. 推進内容及び成果

### 1) 青少年発明フェスティバル

2013 年まで別々に開催していた韓国学生発明展示会、韓国学生創造力チャンピオン大会、青少年発明家プログラムを 2014 年から青少年発明フェスティバルに統合して同時に開催している。学生発明展示会から発明体験プログラム、青少年発明教育コンテンツと発明 e ラーニング広報館など様々な見どころを提供することで、約 3 万人余りの観覧客が参加し、発明教育の大衆化に貢献した。2020 年は新型コロナの状況により、非対面の授賞式とオンライン展示会中心に縮小して運営したが、2021 年から 2022 年まで、展示館、体験館、広報館などフェスティバル全体をオンラインに移した e-フェスティバルを構築し、年中常設運営し、青少年発明文化の普及に貢献した。

#### a) 韓国学生発明展

韓国学生発明展は、小・中・高校生の優秀な発明品に対するアイデアを発掘・表彰・展示する大会で、2022 年に 35 回目を迎えた。

同大会の出品対象は、小・中・高校生の発明及び考案品で、予備審査→第一次類似作品審査→書類審査→先行技術審査→公衆審査→作品審査→深層先行技術調査→第 2 次類似作品審査→総合審査の過程を経て受賞作品が選定される。

優秀発明品には大統領賞、国務総理賞、教育部長官賞などが授与され、上位受賞者の一部には、青少年発明家プログラムと連携し、知的財産コンサルティング及び教育を通じた知的財産権出願を支援する。

2022 年に開催された第 35 回韓国学生発明展示会には 7,746 件の出品作品が寄せられ、審査過程を経て選定された 183 件の受賞作品のうち主要賞作品 153 件は 2022 年 8 月 4 日から 6 日まで一山キンテックスに展示された。2022 年からは「韓国学生発明展示会歴代大統領賞特別館」を運営し、大統領賞受賞作品の試作品と発明の過程を収めたストーリー映像を展示し、大会の歴史性にスポットを当てて学生発明の活性化を図り、発明の意欲を高めた。

表VI-1-24 韓国学生発明展の出品件数

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
受理作品	9,538	8,466	7,884	8,010	9,445	9,119	9,530	6,770	7,341	7,746

b) 大韓民国学生創造力チャンピオン大会

2002 年から特許庁が主催している大韓民国学生創造力チャンピオン大会は、青少年の問題解決能力、コミュニケーション能力など創造的核心力量を強化し、知識基盤社会を先導する人材の育成を目標としている。チーム当たり 4~6 人、指導教師 1 人で構成し、3 つの課題(表

現、製作、即席)を解決する。2022 年は、395 チームが書面審査及び 6 月の全国市・道予選大会に参加し、対面または非対面方式で審査を行った。8 月 3 日から 6 日まで開催された本選大会では、表現課題、即席課題、非対面審査を通じて参加した学生の創造性と問題解決力を評価し、8 月 6 日にオン・オフラインでの非対面授賞式及びオンライン生中継を行った。

表VI-1-25 韓国学生創造力チャンピオン大会の参加チーム数

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
参加チーム	1,256	1,132	898	839	913	1,054	1,012	470	410	395

c) YIP(ヤングインベンタースプログラム: 青少年発明家プログラム)

青少年発明家プログラムは、優秀な発明人材を発掘し、知的財産権の事業化力量を向上させる教育プログラムで、創造的なアイデアを持つ青少年を一段と成長させ、プレ青少年発明家・起業家

として育成している。

2022 年には発明人材 20 チームを選抜し、学生発明展示会の優秀授賞者 10 人を当該プログラムに連携して、発明深化教育と知的財産権利化コンサルティングなどを提供した。

表VI-1-26 YIP(青少年発明家プログラム)現況

区分	2010	'11	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
企業数	6社	8社	8社	9社	11社	11社	10社	12社	-	-	-	-	-
申請数	386チ ーム	586チ ーム	822チ ーム	1,087チ ーム	1,123チ ーム	928チ ーム	947チ ーム	838チ ーム	185人	85名/206 チーム	20名/554チ ーム	20名/552チ ーム	10名/608チ ーム
選抜数	30チ ーム	40チ ーム	50チ ーム	80チ ーム	66チ ーム	70チ ーム	70チ ーム	70チ ーム	50名	30名/30チ ーム	20名/40チ ーム	20名/40 チーム	10人/20チ ーム

\* 2018 年から発明力量を備えた青少年の新規アイデアを提案する個人参加形態に事業内容を変更したが、業参加率向上のため 2019 年以降、個人及びチーム参加単位でそれぞれ選抜事

\* 2020 年度個人分野 20 人は大韓民国学生発明展示会受賞者と連携

## 2) 大韓民国発明教育大賞

2011年に新設された大韓民国発明教育大賞は、教育現場で発明教育に献身する優秀な発明教員を発掘し、そのモデルを普及・奨励するために推進された。

受賞者は候補者として推薦され、書類審査と公開検証、面接審査を経て選定され、2022年は計8人の受賞者が選ばれた。選考基準は教育活動の実績及び貢献度、教育方法の優秀性、現場への波及性、教育的熱意及び持続性などであり、最近5年間の功績を対象に評価した。

特許庁では、発明・創造性大会の運営を通じて、国民的な発明認識の普及と発明文化活性化のための様々な努力をしてきた。

また、毎年、大会制度の改善や表彰の拡充を推進し、大会参加のモチベーションを高めるよう努めた。

今後は、発明教育に対する教育界と社会の関心に応え、増加する大会参加の需要に合わせ、これまでの量的拡大とともに質的充実度を高めていく。また、より公正で透明性の高い大会を運営するために様々な努力をしていく予定である。

## C. 評価及び発展方向

### 5. 知的財産デジタル教育<sup>21)</sup>を活用した全国民の知的財産の裾野拡大

国際知的財産研修院 教育企画課 電算事務官 **クォン・ソクフン**

#### A. 推進背景及び概要

政府は、2011年の「知的財産基本法」制定以降、「第3次国家知的財産人材養成総合計画」(2018～2022年)を策定し、具体的な教育実行計画を推進している。これに伴い、知的財産に関する教育の重要な役割を担っている国際知的財産研修院では、知的財産デジタル教育(eラーニング)を通じてより多くの国民が知的財産教育を受けることができるようにし、知的財産社会をリードする優秀な知的財産人材の育成にも力を注いでいる。

国際知的財産研修院では、知的財産デジタル教育事業を通じ、需要者に合わせたコンテンツを開発し、実務中心の知的財産教育を拡大し、小・中・高校生を創造的な知的財産の素質や才能を持った未来の人材として育成するなど、知的財産分野の中核人材を養成している。知的財産デジタル教育事業は、eラーニング教育を通じて急激に増加する教育需要に効率的に対応しながら、様々な層に知的財産の学習機会を提供している。

---

21) 最高の情報通信技術を基盤に人間中心のソーシャルラーニング、オーダーメイド学習を組み合わせたオンライン学習形態



## A. 推進内容及び成果

国際知的財産研修院では、知的財産教育を必要とする6つの分野を支援してきた。①創造力中心の青少年、②発明教育を指導すべき教員、③知的財産に関心のある大学生、④実務人材中心の企業役職員、⑤発明の普及を推進すべき特許関係機関、⑥審査・審判の専門性が必要な特許庁公務員などを対象に、ライフサイクル別の生涯教育を実施している。これにより、2022年には企業在職者、研究者、大学生、青少年、教員など約52万人を教育した。

国際知的財産研修院は、インターネットベースの教育動画420本を提供しており、さらに教育効果を高めるため、必要に応じて集合教育などを並行するフリップラーニング教育を実施している。

このような教育は、国家知的財産教育ポータル(www.ipacademy.net)を通じて主に行われ、ここには一般人知的財産教育、遠隔教員発明研修、青少年発明教育システムなど様々な教育課程が運営されており、教育の信頼性を高め、知的財産教育の民間活用度を高めた。

特に2022年には老朽化したシステムを全面的に改編し、「知的財産デジタル教育統合プラットフォーム」を構築した。既存システムの老朽化による機能不足、性能低下現象を改善するために学習便宜機能を開発し、高性能・高効率のクラウドサーバーに移行し、安定性が強化された。学習者PCだけでなく、モバイルでも学習が可能で、学習目的に応じたカスタマイズされたカリキュラムを推薦してもらうことができる。また、教育課程別の運営特性を考慮した学事管理機能が改善

されることにより、教育課程管理における効率性が向上することが期待される。

SNSチャンネル(ユーチューブ)内の「知的財産ストーリーセンター」では、国民誰でもが簡単かつ楽しく知的財産に接することができるよう、関連する主な 이슈や時事性のあるコンテンツ119個を制作し、提供している。そのストーリー映像コンテンツの拡散のため、カードニュースを制作し、新規コンテンツアップロード記念イベントを開催して様々な広報を行い、多くの視聴を誘導した。

また、小学生から高校生まで発明に関心のある青少年のために発明記者団を運営し、合計929件の発明記事が作成された。発明記者団にオン・オフラインを通じて多様な取材ソースを提供し、機関協約を通じて国立科学館(果川、釜山、光州)でいつでも取材できるように支援した。2022年には、青少年が自分のアイデアを直接特許として出願し、それを記事化する「発明体験記事化プログラム」を企画し、発明体験活動とこれに関する文章を書くことで、発明の原理と論理的思考を養うことができ、多くの保護者と青少年の支持を得た。

一方、発明教師職務教育では1,010人が研修を受けた。この課程は発明教育の必須履修課程として認識され、発明教師の参加率が高い。特に、15時間コースの「リモート職務研修」は、発明教師が必要単位を気軽に取得できるようにオンラインでサポートされている。

社内職務教育を希望する企業や従業員の知的財産教育が必要な企業を対象に、需要者が希望する知的財産コンテンツを団体教育として提供した。合計578の機関及び企業、451,606人を対象に企業団体教育(無料)を実施し、自社のオンライン教育システムを備えた企業や機関にはコンテンツを貸与することで、知的財産eラーニングコンテンツの活用を拡大した。

### C. 評価及び発展方向

多様な層が参加できる知的財産デジタル教育常時学習体系は、青少年から大学生、教師、中小企業などの企業従事者、一般国民に至るまで、ライフサイクルに合わせた教育を提供し、知的財産基盤社会に対応できる社会的な力量を向上させるのに大きな役割を果たしている。

特に、教育環境が比較的劣悪な中小企業のためにオーダーメイドの知的財産デジタル教育を提供することで、中小企業の知的財産競争力向上に貢献した。

青少年発明教育分野では、「知的財産eラーニング先導学校」を通じて、オンライン先行学習後、オフラインで創造的思考力を養う学習法であるフリップラーニング技法を活用した教育コンテンツ制作を支援した。また、発明と知的財産に関心のある小・中・高の青少年を対象に発明記者団活動を展開し、発明関連の関係機関と連携し、探訪など多彩な取材活動と記者教育を支援した。取材した内容を記者団カフェに自分独自の記

事として作成し、共有する経験は、発明記者たちにとって創造的な人材として成長できる原動力になるだろう。

2023年には、企業(機関)の知的財産の核心人材を対象にオンラインとオフラインを混合したオーダーメイドの知的財産リーダーフリップラーニングコースを運営して企業の知的財産創出に貢献し、知的財産学習先導学校を4校運営して関連優秀コンテンツ制作を支援することで、青少年の発明力量向上に貢献する。

そして、知的財産デジタル教育の活性化のため、優秀受講生の支援、SNSの広報拡大など、様々な教育支援を推進する予定である。

また、企業や一般人需要者を対象とした実用的な知的財産教育コンテンツ開発を目指し、関連する多様なコンテンツなどを開発・普及し、韓国の知的財産における競争力強化及び人材養成基盤の拡大に貢献する。

表VI-1-27 知的財産デジタル教育の対象別運営現況

(単位:人)

教育対象	教育形態		教育運営の現況		
			教育課程の形態	運営方式	受講者数 (2022年現在)
企業	B2 C	一般人	オープン教育	知的財産の認知度向上	18,842
		大企業	団体教育	基礎、企業の職務教育	1,580(12社)
	B2 B	中小・中堅企業	団体教育	基礎、企業の職務教育	7,429(372企業)
		公共機関	団体教育	基礎、職務教育	235,571(18機関)
		公共機関 -弁理士及びスタッフ	団体教育	修習弁理士職務教育連携 (集合教育2期、下半期)	6,888(1機関)
		地域知的財産センター 連携企業   機関	団体教育	基礎、職務教育	159(3つの地域センター)
		産学協力団	団体教育	基礎、職務教育	3,445(15の産学協力団)
		研究機関 (政府出捐(年)含む)	団体教育	基礎、職務教育	4(1つの研究機関)
		コンテンツレンタル	団体教育	基礎、職務教育	1412(3機関レンタル)
その他(特許法律事務所、 社団法人協会など)	団体教育	基礎、職務教育	96,306(13機関)		
大学生	B2 B	理工系	団体教育	単位課程と連携	76,117(87講座)
		意匠	団体教育		712(6講座)
	教育大/四大	団体教育	207(3講座)		
	人文学部/法学部慶應大/ 賃貸など	団体教育/コンテ ツのレンタル	21,776(44講座)		
青少年	B2 C	青少年	オープン教育	自立修講	4,982
		小学校	団体教育	正規授業、放課後活動、裁 量活動、学生生活指導など の連携	3,017(13学校)
	中等	団体教育	105(2学校)		
	高等	団体教育	4,250(8学校)		
B	地域教育庁などその他	団体教育	19,524(270教育機関)		
発明教員	B2 B	小学校	団体教育	力量開発職務教育	448
		中等			501
		幼稚園/その他			61
単位バン ク制	B2	一般人	開かれた教育	年2学期、単位課程	9,220
	C	大学生			1,858
公務員	B2 B	特許庁	個別教育	年中常時、特別コース	14,073
合計	コンテンツ420個				523,505(オンライン教育 受講者)

\* B2B(ビジネストゥビジネス)、B2C(ビジネス・トゥ・コンシューマー)

## 6. 社会的弱者に対する知的財産教育の強化

国際知的財産権研修院 知的財産教育課 行政事務官 **キム・ヨンス**  
教育企画課 工業事務官 **イ・ヘチュン**

### A. 推進背景及び概要

国際知的財産権研修院では、「知的財産基本法」第 32 条第 3 項に基づき、社会的弱者に対する知的財産教育支援を強化するため、低所得層、多文化家庭など社会的配慮層の学生を対象に「ザ・一緒に発明教室」を運営している。普段接しづらい発明に関する知識や製作体験を社会的弱者にも積極的に支援して、発明に対する裾野を広げ、相対的な教育格差を緩和することに重点を置いて教育を運営している。

また、約 10 万人に達する特殊教育対象者である障害学生にとってこれまで空白状態であった発明教育について、障害学生にも発明教育の機会を均等に提供し、「作ることと発明の楽しさ」を体験できるようにし、これにより体験の幅を広げ、多様な動機を誘発して自己発展の機会を拡大できるように発明教育を支援している。さらに、一般教師とは異なり、障害学生のためのオーダーメイドの教材及び教具開発のため、すでに大小の発明活動に取り組んでいる特殊学校（学級）の教師たちにも体系的な発明マインドを高め、力量強化を支援している。

研修院は、発明教育において、障害者と健常者間の教育格差があってはならないという問題意識から出発し、社会的弱者である特殊教育対象者に対する発明教育支援が必要であるという認識から、特殊教育関連機関（国立特殊教育院、特殊教育支援センター、特殊学

校（学級）など）と認識を一致した。これにより、障害学生にも発明教育の機会を均等に提供し、自己発展の機会を拡大し、特殊教育の第一線教師を発明教育拡大の主体として育成し発明教育の活性化に先導できるよう、学生対象の「直接教育」と教師対象の「間接教育」を実施するとした。

### B. 推進内容及び成果

2022 年には、地域児童センター大田広域市支援団を通じて「ザ・一緒に発明教室」教育を希望する児童センターを募集し、夢地駅児童センターをはじめとする計 5 つの地域児童センターが最終選定され、計 70 人の小学生が体験中心の発明教育に参加した。

教育に参加した学生は、低所得層やひとり親家庭、多文化家庭の学生で、児童センターの指導教員と一緒に教育に参加し、学生の自発的な参加を誘導し、体験・実習中心の教育を行った結果、教育に対する関心と反響が非常に高かった。『協力と疎通』をテーマに、自由な雰囲気の中で互いに協力・疎通し、与えられた課題を完成させることで、生徒の自尊心と達成感を高めた。

一方、障害者対象の発明教育の円滑な運営を支援するために、特殊学校（級）教員を対象に職務研修を実施し、特殊学校 1 級精工士資格研修課程の中に発明関連科目を編成・運営し、合計 400 人の教師を教育した。

また、障害学生に合わせた発明教育コンテンツ開発研究を行い、製作体験中心の実習講義案及び学生用ワークブック、教師用ビデオガイドを作成し、学校現場に配布した。これにより、非障害学生向けに開発された発明体験教育プログラムを障害学生の目線に合わせて難易度を調整することで、効果的な授業進行が機能するようにし、このコンテンツを基に一線校の学生に発明教育を行うことで、発明教育を作る授業の作品で学生同士がゲームを通じて相互競争することで、興味を失うことなく自然に授業に没頭できるようにするきっかけを作った。

国立特殊教育院の担当者が特殊学校教師を対象とした発明教育だけでなく、障害学生に合わせた発明教育コンテンツ開発研究にもオブザーバー及び専門委員として参加するなど、関連機関と研修院が継続的に交流・協力し、これらの協力を基に、特殊学校 1 級正教師資格研修課程に参加し、特殊学校教師を対象に発明及び知的財産教育を試験的に実施したこともある。

### C. 評価及び発展方向

地域児童センター発明教室に参加した学生は小学校低学年から高学年まで様々な学生が参加した。そして、初めて接する実際の発明作り体験に学生は高い関心を持ち、楽しく参加し、地域児童センターで行う他の教育よりも充実していて有益であったという評価が多かった。今後、学生の発明体験時間に対する高い関心度を反映し、体験時間の拡大を積極的に検討していく予定である。

障害学生対象の発明教育に関しては、発明教育と特殊教育それぞれの専門家

や参考資料は比較的豊富であるが、これを体系的に組み合わせた先行事例や研究、障害学生のための発明教育プログラムは国内外を問わず事例を見つけることが難しく、実務を進める上で非常に困難であった。特に、特殊教育分野を含む中等教育の場合、細かな教育課程が非常に精巧に組み込まれているため、新しい教育的試みをするのは容易ではなく、実行に当たってもやや保守的な雰囲気と激務に悩まされる最前線の特殊教育現場の協力を得ることは非常に困難であった。また、一般的な発明教育とは違い、障害学生を対象とした発明教育はかつて試みられたことのない分野のため、授業を実質的に進行できる専門講師陣を連れてくることも難しかった。

これを克服するために、まず、障害学生を対象とした発明教育関連セミナーを開催し、第一線の現場の関心を誘導した。既存の教育課程の枠組みの中である程度新しい試みが機能している中学校の自由学期制、高校の特殊学級科学教科の分級授業などを利用して発明教育の授業を行い、調査過程で確保したネットワークを通じて関心を示した第一線の特殊教師、研究者、研究官、特殊教育支援センターの奨学士、奨学官などを訪ね、意見を求め、協力を要請し、現場の声をもとに政策を設計した。また、障害学生対象の発明教育講義のために、既存の非障害学生対象の発明教育講師を説得し、教科の難易度を調整して講義を依頼し、過去に関連分野の講義経験がある研修院の実務者が直接講義を行うなど、自助策を講じて推進した。これら様々な経験を基に障害学生に合わせた発明教育コンテンツ開発研究を通じて、障害学生の目線に合わせた発明体

験教育プログラムを開発できた。

研修院は今後も障害学生を対象とした発明教育普及のための関連教育を継続的に実施する予定である。自由学期(年)を活用した特殊学校(級)教師の発明教育職務研修過程を持続的に運営す

る予定で、開発した障害学生に合わせた発明教育コンテンツを活用し、全国単位のオンライン発明体験教室も運営する計画だ。これにより、発明教育分野で障害者と非障害者間の教育格差を徐々に解消していく。

図VI-1-3 ザ・一緒に発明教室の活動の写真



図VI-1-4 特殊発明教育課程の運営に関する写真





## 第3節 発明振興イベントの開催による発明活動の促進 及び国民の意識向上

### 1. 概観

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 ソ・ジョンソク

「発明の日」記念式典は、優秀発明家及び発明有功者を表彰することで、発明者と科学技術者の士気高揚を図り、全国的な発明雰囲気を広めるために開催する行事で、2022年は「#発明#明日を開く#大韓民国を変える」というテーマで63コンベンションセンターグランドボールルーム(ソウル市江南区汝矣島洞所在)で開催された。

2022年第57回発明の日記念式では、金塔産業勲章を含む政府表彰など80件の表彰が行われた。政府褒章とは別に、今年の発明王も1人を選抜して褒賞金を支給し、トロフィー及び「発明人の殿堂」登録などの副賞を授与した。

国内に登録された特許及び意匠を対象に優秀発明を発掘して授賞する特許

技術賞は、2018年度12件の発明及び2件の意匠を選定し、ルメリディアンソウルホテルで特許庁と中央日報が共同で表彰した。合計226件が応募し、16:1の競争率を示し、合計14件の受賞作品のうち、個人及び中小企業が10件を占めた。

2010年度から統合されている大韓民国発明特許大展と商標・意匠権展とソウル国発明展は、韓国の優秀な特許と商標、意匠だけでなく、世界各国の発明品と一緒に展示する韓国最大規模の知的財産権展示会であり、2021年には25,647人以上の観覧客が展示会場を訪れ、国内65点、国内外22カ国から539点を出品・展示し、国内外の発明家の交流拡大と国際ネットワーク構築の機会となった。

### 2. 第57回発明の日記念式を開催

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 ソ・ジョンソク

#### A. 推進背景及び概要

知識情報化社会において、知的財産の創出・活用・保護に至る知的財産の好循環構造が確立されているかどうかは、国家と企業の競争力の主要な源泉となっている。このような循環の起点である

知的財産の創出を促進するためには、社会各層に知的財産創出の裾野を拡大する法的・制度的・文化的インフラが構築されなければならない。そのためには、発明者に対する敬意とともに、発明と知的財産の関係の重要性に対する共感を拡大し、全国的な発明の雰囲気

気づくりが必要である。政府は知的財産に対する認識の重要性を高め、発明の生活化を図るため、世宗大王が世界初の測雨器を発明した日(1441年5月19日)を記念して5月19日を「発明の日」法定記念日に指定した。発明の日記念式では、発明家たちの士気を高めるために、有功者表彰、記念パフォーマンス、優秀発明品の展示など様々な行事が行われている。

## B. 推進内容及び成果

2022年第57回「発明の日」記念式典は、「#発明#明日を開く#大韓民国を変える」というテーマで、主要要人及び発明有功者、優秀発明企業、発明学生及び指導教員など約200人が出席する中、5月31日、63コンベンションセンターグランドボールルームで開催された。

ハン・ドクス国務総理は記念式辞で「発明者が苦勞して創出した知的財産が適切に保護されるように、技術奪取と侵害を予防し、対応する体制を強化する一方、技術革新の変化に合わせて必要な制度を着実に整備していく」と述べた。

記念式では、発明及び特許分野に貢献してきた有功者に対し、金塔産業勲章など政府褒章の国務総理による表彰が行われ、大韓民国を代表する発明家1人を今年の発明王として選定し、証書とトロフィーを授与した。

## C. 評価及び発展方向

2022年第57回発明の日は、コロナ禍の困難な状況にもかかわらず、受賞者の士気向上に貢献しただけでなく、全国的な発明文化の普及に貢献した。

図VI-1-5 国務総理から賞を受ける



図VI-1-5 国務総理、特許庁長



### 3. 2022 年特許技術賞の授与

特許審査企画局 特許制度課 工業主査補 **ファン・ソンギョン**

#### A. 推進背景及び概要

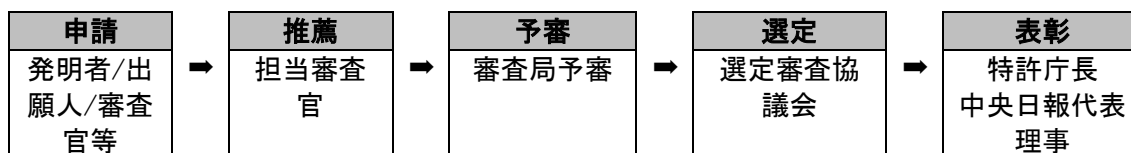
特許庁と中央日報は、1992 年から発明者と創作者の士気を鼓舞し、全国的に発明の雰囲気を広く拡散させ、産業の技術競争力を高め、さらに国民経済発展に寄与するため、毎年上・下半期の 2 回にわたり特許庁に登録された優秀発明などを発掘し、特許技術賞を授与している(発明振興法第 6 条第 6 号に基づく)。

特に 2014 年には洪大容賞を新設し、資金不足、事業化に関する専門性不足などで目に見える事業的成果を発揮しにくく、各種発明関連賞で頭角を現すこ

とが難しい個人や中小企業の優秀な特許技術が死蔵されるのを防ぎ、事業活性化を誘導しようとした(「機械式渾天儀」などを発明し、地球自転説を主張した朝鮮時代の発明家であり実学者である洪大容の名前にちなんでいる)。

特許技術賞は、世宗大王賞(1 件)、忠武公賞(1 件)、池錫永賞(4 件)、洪大龍賞(4 件)で構成されており、受賞者には賞金とともに、IP 製品革新支援事業、優秀発明品の優先購買推薦企業などの対象者選定における優遇機会が提供されている。また、特許技術賞の受賞マークも提供して授賞発明の事業化マーケティングに役立っている。

表-1-28 特許技術賞の施行スケジュール



#### A. 推進内容及び成果

2022 年特許技術賞は、優秀発明の発掘という趣旨に合うように、授賞回数、授賞件数を縮小し、賞金支給額を拡大して実施した。半期ごとに実施していた回数を年 1 回実施に変更し、無分別な表彰を防止するため、従来の年 14 点から年 9 点に授賞件数を縮小した。また、賞金支給額を全体的に上方修正し、最高支給額を増額して特許技術上の価値を向上させた。

2022 年世宗大王賞は、ヒヨソン T&C

のキム・チョンギらが発明した「ポリエステル重合触媒及びこれを利用したポリエステルの製造方法」が選ばれた。

ヒヨソン T&C の発明は、従来のペット(PET)樹脂製造時に普遍的に使用されていた有害重金属のアンチモンを環境に優しい触媒に置き換えてアンチモンフリーPET 製品を製造する技術で、触媒の含有量を従来の製品に比べて 1/10 程度まで下げることができ、製品の生産工程性の改善効果と最終製品の品質を向上させる効果がある。

その他、LG 電子の「リニアコンプレッサー」(忠武公賞)、その他、LG イノテックの「ステータコア及びそれを含むモーター」及び国立水産科学院の「エビの急

性肝臓臓壊死症候群治療または予防用組成物」(池錫永賞)など優れた発明などが特許技術賞に選ばれた。

図V-1-7 2022 授賞式での授与



図V-1-6 2022 年授賞式での記念



図V-1-9 2022 年授賞作のプレゼン



図V-1-10 2022 行理会場の全景



### C. 評価及び発展方向

特許庁は特許技術賞制度を通じ、1992 年から 2022 年まで合計 391 件の優秀発明・意匠を表彰し、優秀な発明を発掘するために強化された選定審査を運営している。

2023 年からは、既存の特許・実用新案・意匠部門で、特許・実用新案部門のみ運営することに変更して表彰部門を

縮小し、受賞要件の設定登録期間を従来の「5 年以内」から「10 年以内」に緩和し、特許技術賞の申請を拡大することで、賞の品質を向上させると同時に、優秀発明の発掘の機会を増大させる予定である。今後も、特許庁は、特許技術賞制度を改善し、申請を奨励することで、韓国の発明者の士気を高揚させ、全国的な発明の雰囲気づくりをリードしていくことを目指す。



## 4. 2022 大韓民国知的財産大展の開催

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 ソ・ジョンソク

### A. 推進背景及び概要

大韓民国発明特許大展、商標・意匠権展及びソウル国際発明展示会を「2022 大韓民国知的財産大展」という名称で統合開催する。大韓民国知的財産大展は、知的財産権に対する国民的認識を高め、発明の雰囲気を広散させ、国内外の発明家の交流を拡大し、国際的なネットワークを構築することを目的としている。さらに、展示を通じて優秀な発明品を、一般国民を対象に広く知らせるなど販路を開拓し、流通を活性化させることができる。また、技術先進国への跳躍のために、一年間の発明と特許を決算して表彰することで、新技術を発掘することができ、ますますその価値が重要になっている商標と意匠の発展を促す効果もある。

これまで大韓民国発明特許大展は1982年から毎年開催して41回目、商標・意匠権展は2006年から毎年開催して17回目、ソウル国際発明展示会は2002年から2008年まで隔年で開催されたが2009年から毎年開催して18回目を迎えた。

### B. 推進内容及び成果

2010年から大韓民国発明特許大賞及び商標・意匠権展とソウル国際発明展を同時開催して、国内の優秀な特許と商標及び意匠だけでなく、世界各国の発明品と一緒に展示することで、名実ともに国内最大規模の知的財産権展示会

としての貌を見せた。これにより、国内外の発明特許行事の地位及び国際的なイメージ向上に大きく貢献した。

2022 大韓民国知的財産大展は、受賞作品を中心としたメイン展示館のほか、デジタル革新時代の先端特許技術を紹介し体験できる特別館を運営し、世界的な国際発明大会で受賞した韓国の優秀発明品を展示した K-インベンション館も運営した。他にも職務発明制度広報館、IP 製品革新支援事業展示館、国民安全発明チャレンジ館など様々な付帯展示館を運営し、参加者に製品(技術)の評価と販路拡大の機会を提供し、支援制度の相談もできるようにした。

図VI-1-11 韓国知財大展の開催



図VI-1-12 商標・意匠権展示会



図VI-1-13 表彰式での授与シーン



図VI-1-14 ソウル国際発明展示会授賞式



### C. 評価及び発展方向

今回の知的財産大展は、ポストコロナ環境にふさわしい展示会として、参加企業の製品広報と販路開拓ができるよう支援した。特に、特別館の運営を通じて様々な知的財産政策はもちろん、新技

術の共有・広報が行われるようにした。特に、ソウル国際発明展を通じ、約20カ国から合計500点以上の製品が出品・展示され、世界的な発明展として国内外の発明家の交流拡大及び国際ネットワーク構築のための良い機会を提供した。

## 5. 2022 国民安全発明チャレンジの開催

産業財産政策局 アイデア経済革新チーム 工業書記補 **パク・テギョン**

### A. 推進背景及び概要

国民の生命と財産に甚大な被害を負わせる大型災害に効果的に対応するため、災害現場の意見が反映された装備・技術開発の必要が浮上した。特許庁は、災害現場の公務員の創造的なア

イデアを発掘し、知的財産権コンサルティングを通じて価値ある技術になり、このような優れた技術が現場で実際に活用されたり、小規模な民間の安全産業の会社に技術移転されたりして、安全産業市場が活性化されるよう積極的に支援する。



特許庁は、2016 年から海洋警察庁と「海警発明大展事業」を運営した。海洋安全に関するアイデアを海洋公務員及び国民を対象に発掘し、知的財産コンサルティング及び現場活用・民間企業移転を支援した。海警発明大展の成功の運営を基に、国民安全を担当する警察庁と消防庁が関心を持ち、災害・治安分野の公務員までも含む運営を提案したため、国民安全を担当する警察・消防・海警の公務員を対象に 2018 年国民安全発明チャレンジを拡大開催し、2022 年第 5 回を迎える。

## B. 推進内容及び成果

特許庁は、2018 年 2 月、政府ソウル庁舎で警察庁・消防庁・海洋警察庁との間で国民安全発明チャレンジの運営及び知的財産の協力促進のための業務協定を締結した。

業務協約に基づき、特許庁は国民安全のための現場アイデアの持続的な発掘基盤の造成のため、警察庁、消防庁、海洋警察庁の公務員を対象にオンライン研修コースを開設した。国家知的財産教育ポータル(IP アカデミー)にオンライン教育課程を新設し、非弾力的なスケジュールを持つ現場公務員が知財権教育を常時受講できるように支援した。

2022 国民安全発明チャレンジには、現場の公務員が関心と熱意を持って支

援し、合計 865 件のアイデアを受け付けた。その後、安全及び知的財産の専門家の公正な審査を経てアイデア 24 件を発掘し、専門遂行者の集合教育を通じて高度化及び権利化支援で優秀技術として育成し、特許出願を支援した。また、韓国発明振興会知的財産仲介所を通じて受賞作品のうち 5 件を民間企業に技術移転し、技術事業化を実現した。本大会の授賞式を国会議員会館で第 5 回大韓民国安全産業発展会議と連携して開き、2022 国民安全発明チャレンジ展示会を開催した。大賞受賞者 1 名に国会議長賞を授与し、金賞受賞者 2 名に行政安全部長官賞を授与し、受賞者の自負心を高めた。その後、受賞作品 24 点は特許庁が主管する「2022 年大韓民国知的財産大展」を通じて独立展示館を構成し、国民を対象に展示し、国民安全発明チャレンジホームページに展示ページ作成を通じた非接触型の展示観覧を新たに推進し、現場公務員の職務発明活動及び国民安全のための努力を示した。

## 図VI-1-15 国民安全発明チャレンジの最優秀受賞作品

私製爆発物処理装備  
(K-Tool A,B)



BOB アンカー



屈曲した船体側面の迅速下降  
マグネットシューズ



### C. 評価及び発展方向

国民安全発明チャレンジは、国民の安全の最前線で勤務する公務員が自分の勤務経験を基に直接アイデアを出し、安全に役立つ製品を開発するという点で、意義深い行事といえる。また、特許庁は彼らのアイデアが具体化されるよう支援し、知的財産権に関する教育を提供することで、省庁間の協業の良い事

例を残したことに意義がある。

特許庁は、2022 国民安全発明チャレンジの成果を基に合計 5 件の民間技術移転通常実施権を締結し、現在までに合計 17 件の技術移転を完了した。今後、技術移転に関心のある民間企業を対象に受賞技術を広報し、優秀な技術の技術移転を促進するため、技術移転の拡大を計画している。

## 6. 2022 知的財産スタートアップコンテスト開催

産業財産政策局 アイデア経済革新チーム 工業事務官 **ソ・ヒョウオン**

### A. 推進背景及び概要

政府は、創業の活性化と国民の意識強化のため、全政府統合の創業コンテスト「挑戦！K-スタートアップ」を 2016 年から開催している。

「挑戦！K-スタートアップ」は、10 の省庁別予選リーグと全省庁統合本選、決勝戦などの激しい競争を経て、年間 20 人の最終王者を選抜し、政府褒賞（総賞金 15.3 億ウォン）と事業化を支援する政府最大の創業コンテストである。

特許庁は有望な知的財産を保有し、成功の可能性が高い発明家、7 年以下の創業企業に政府表彰と事業化の機会を提供し、創業現場に知的財産の重要性を高めるため、2020 年から予選リーグである「知的財産スタートアップコンテスト(IP リーグ)」を運営している。

発明家及び創業企業は、コンテストを通じた客観的な検証と競争で創業能力を養い、創業投資コンサルティング、資金保証、投資誘致説明会、投資誘致説明会など、フォローアップの事業化支援を通じ、有望な知的財産の創業企業とし

て生まれ変わりつつある。

知的財産創業企業の政府最大の創業コンテストでの優秀な成果は、創業の現場で見過ごされていた知的財産の重要性を改めて気づかせ、認識を高めることに貢献している。

## B. 推進内容及び成果

2020年第1回知的財産スタートアップコンテストは、信用保証基金、民間創業投資会社である(株)インフォバンク社と知的財産を保有する有望な創業企業10社を共同選定した。

新設初年度には、(株)エデンルクスが全部門の最終王者決定戦で最優秀賞(1億3千万ウォン)、(株)シェルパスペースと(株)イン・トゥ・シーが特別賞(1千万ウォン)をそれぞれ受賞する快挙を成し遂げた。

2021年第2回コンテストには、水素産業育成のための政策協力として、産業通商資源部、蔚山経済自由区域庁、信用保証基金と水素・新産業分野で有望な知的財産創業企業13社を共同選定した。

表VI-1-29 知財スタートアップコンテスト(IPリーグ)の手続き

企業選定	書面評価	国民審査	発表評価	統合本選・フォローアップ
IP 出願・保有者	IP 診断評価	ON 国民コミュニケーション	IP 発表	知財創業投資 IR メンタリング

2021年の最終王者決定戦で(株)プロキシヘルスケア社(代表キム・ヨンウク)は「無振動微小電流で歯肉炎症を改善する電子歯ブラシ」を発表し、最優秀賞を受賞し、(株)ラピーク社が優秀賞、(株)リソルが特別賞に選ばれた。

参加資格がIP出願者に緩和された2022年の第3回コンテストは、過去最大の358チームが応募し、「銀行圏青年創業財団」(d・キャンプ)、信用保証基金と、「次世代スマートドアロック統合ソリューション」を披露し最優秀賞を受賞した(株)ラオナークなど、分野別の優秀企業15社を選定した。

2022年の最終王者決定戦では、チュービコンが「革新的な尿検体採取機」に

よって奨励賞を受賞し、受賞企業は海外大会受賞(CES革新賞など)及び投資誘致57億ウォンの成果を収めた。

## C. 評価及び発展方向

今年で3回目となる知財スタートアップコンテスト(IPリーグ)で選抜された創業チーム(38社)のうち7社が国内最大規模の創業コンテストであるチャレンジ!K-スタートアップの王者決定戦において3年連続で最優秀賞及び奨励賞などを受賞し、22社が革新企業、素材・部品・装備スタートアップ100、CES(世界家電展示会)革新賞などに選定され、260億ウォン規模の投資を誘致するなど、有望な強小企業の成長の登竜門として位置づけられている。

特許庁は、創業チームに対する審査検証体系を強化し、受賞チームに事業化成功のためのフォローアップ支援連携を拡大し、知的財産スタートアップコン

テストが知的財産基盤の創業企業が強小企業として成長する足掛かりとなるよう支援する予定だ。

図VI-1-16 2022年最優秀賞(株)ラオナー



図VI-1-17 最優秀賞(株)プロキシヘルスケア



## 第4節 女性の発明教育及び女性発明振興活動の展開

### 1. 概観

産業財産政策局 アイデア経済革新チーム 放送通信主査 **クァク・テホン**

2001年に女性発明振興政策を実施して以来、女性の知的財産出願件数は持続的な増加傾向を示しており、2021年には62,402件で、全出願件数の30.9%を占めている。

韓国の女性経済活動参加率は、2021年現在59.9%でOECD加盟国平均である64.8%と比較すると、依然として低い水準である。高い教育水準と優れた能力を持つ女性人材を適材適所にうまく活用できないことは、国家的に大きな人材の浪費である。また、韓国は急速な高齢化や出生率の低下により労働力がますます不足している状況で、女性の経済活動参加促進のための様々な女性発明振興事業を推進する必要性が浮上して

いる。

特許庁は韓国女性発明協会の支援事業を通じて女性を対象にオン・オフラインで知的財産権教育を実施しており、女性の発明アイデアが死蔵されず、産業的に活用されるように、世界女性発明大会、生活発明コリア、女性発明品博覧会など様々な支援政策を推進している。

女性の潜在能力と創造性の開発は国家産業発展の新たな原動力であるため、女性特有の創意工夫とアイデアが特許として具体化され、そのような特許が商品化につながり、女性発明・起業の成功事例がより多く出てくるように積極的に努力する計画である。

## 2. 女性発明の裾野拡大及び知的財産の認知向上

産業財産政策局 アイデア経済革新チーム 放送通信主査 **クァク・テヒョン**

### A. 推進背景及び概要

女性の社会経済活動に対する関心の高まりと持続的な支援により、韓国の女性経済活動参加人口は着実に増加している。しかし、女性の経済活動参加率は、依然として OECD 加盟国の中で最下位レベルに留まっている。出産と育児の時期である 30 代に発生するキャリアの断絶現象も続いており、女性の経済活動促進のために様々な女性発明振興事業を積極的に推進する必要性が浮上している。

これに伴い、政府は女性特有の創造性と創造力の育成のため、女性を対象に体系的な知的財産権教育及び情報提供、生活発明の発掘支援などを通じて女性発明の裾野拡大及び発明人材を育成している。

### B. 推進内容及び成果

#### 1) 女性対象の知的財産権教育

特許庁は、女性発明に対する社会的関心と雰囲気を高め、潜在的な女性発明家の発掘及び育成のために、知的財産権教育である「女性発明創造教室」を運営している。各自治体、女性人材開発センター、産学協力団などとの協力を通じて、保護者、大学生、就業・創業準備中の女性を対象に教育参加者を募集し、地域に関係なく幅広い分野で発明に関心のある女性を発掘し、教育対象別の特性と環境の大きさを考慮したオン・オフラインのオーダーメイド型教育を実施する。

弁理士、発明教育専門家、成功した女性発明家などを講師として構成し、発明と創造性、知的財産権の理解及び活用、発明事例の共有及び実習と発明創業戦略、IP 事業化のための政府支援事業の活用、知的財産紛争事例と対応戦略など、知的財産に対する認識度レベルと就職・創業の有無、職業、進路など教育対象の特徴に応じてオーダーメイドのカリキュラムを編成し、教育を行っている。

2020 年からはオフライン集合教育と一緒にオンライン非対面教育を並行して実施した。女性発明創造教室の教育は 2008 年から 2022 年まで合計 890 回行われ、45,720 人が参加した。

#### 2) 女性発明情報ウェブマガジン発刊

女性発明イベントや支援情報、発明界の各種ニュース、政府の知的財産権創出促進事業の紹介などのためにウェブマガジン「発明する人たち」を毎月発行し、メールニュースレター形式で配布した。女性発明振興事業参加案内、特許庁及び関係機関のニュース、生活発明コア支援事業の成果、女性発明企業人インタビューなど、生き生きとした情報と様々なニュースを発明者、政府機関、地方自治体、女性団体、関係機関、全国大学発明サークル、女性出願人及び登録者などに提供した。



## C. 評価及び発展方向

より多くの女性が知的財産権を持って経済活動に参加することで、韓国の産業発展を促進するという目標を持って女性発明振興事業を推進してきた。また、独創的な女性発明家を育成し、優秀な女性発明の出願及び事業化を支援するための体系的な女性発明教育と様々な振興事業を推進してきた。特に 2022 年の女性発明創造教室は、計 75 回のうち 44 回を非対面オンライン教育で実施し、

新型コロナウイルス感染症(新型コロナ)などによる環境的制約を克服して安定的に運営した。また、オンライン受講申請システムを構築し、参加者が簡単に受講できるようにし、合計 1,914 人(前年比 5 倍増)を輩出した。2022 年に 9 回目を迎えた生活発明コリアの受賞者のメディアインタビューを通じて事業化の成功事例を広め、様々なオンライン媒体を通じた事業成果も広報した。その結果、国民の関心が高まり、国民参加審査に合計 2,061 人が参加した。

## 3. 女性の発明の事業化への支援

産業財産政策局 アイデア経済革新チーム 放送通信主査 **クァク・テホン**

### A. 推進背景及び概要

第 4 次産業革命の時代には、融合・複合型思考を持つ創造的人材の育成が何よりも重要であり、女性特有の繊細さと柔軟な思考を強みとして活用する必要がある。特に少子高齢化社会に突入した韓国の場合、女性の経済活動は新たな活動主体としてその重要性がさらに高まっている。

したがって、女性発明の事業化を通じた国家競争力向上のため、製品化支援、販路開拓及びビジネスマッチングの機会を提供するための世界女性発明大会と試作品製作、女性発明品博覧会などを通じた支援が必要となった。

### B. 推進内容及び成果

#### 1) 生活発明コリアの運営

2014 年から知的財産を基盤とした女性創業促進のため、「生活発明コリア

(www.womanidea.net)」システムを新たに構築し、女性の生活発明の発掘支援事業を推進している。2022 年は 1 月 20 日から 3 月 31 日まで女性の生活の中からのアイデアを公募し、合計 1,935 件のアイデアが寄せられた。寄せられたアイデアについては、オンライン書類審査、先行技術調査・盗作チェック、アイデア発表及び面接の 3 段階の審査を経て、最終的に 39 件の支援対象作品を選定した。

未出願のアイデアに該当する(参加部門 1)選定作品は、専門家のメンタリングを通じて知的財産権出願、技術及び意匠開発などを体系的に提供し、試作品製作を支援した。これに伴い、(参加部門 1)提案者のうち希望者に限り、創業・事業化教育を実施し、最終審査参加の機会を提供した。最終審査のため、完成した試作品を 11 月 8 日から 15 日までオンライン上で公開し、国民参加審査を実施した。11 月 15 日には、関連分野



の専門家で審査委員会を構成し、提案者が自分の開発製品を直接紹介・説明する方式でオンライン非対面審査を行った。最終順位は、国民参加審査と専門家審査の得点を合算して確定し、11月30日、コエックス・アセムボールルームで授賞式を開催し、大統領賞受賞者には5百万ウォン、国会議長賞受賞者と国務総理賞受賞者にはそれぞれ2百万ウォンの発明奨励金を授与した。出願発明に該当する〈参加部門 2〉の選定作品は、専門家のメンタリングと試作品製作支援後、事業化に関連する個別コンサルティングを提供した。そのほか、前回の生活発明コア選定作品のうち1件に対して展示博覧会参加費、2件に対してクラウドファンディングプラットフォーム活用費を支援し、6件に対して事業化個別コンサルティングを実施し、女性発明企業家として成長できるようフォローアップ支援も行った。

## 2) 女性発明王 EXPO(女性発明品博覧会及び世界女性発明大会)

女性発明品の販路開拓及びブランド認知度向上を通じて女性企業活動の活性化に寄与するため、女性発明品博覧会と世界女性発明大会を2018年から統合して女性発明王 EXPO として開催している。2022年女性発明王 EXPO は、新型コロナウイルスのためできなかったオフライン展示を3年ぶりに成功裏に行ったが、世

界女性発明大会の海外出展は、大半の国の状況を考慮してオンライン参加も並行して実施した。

第22回女性発明品博覧会は、2022年8月25日から27日までの3日間、キンテックスで開催され、国内の女性発明家・企業115社が参加した。クリップとネイバーショッピングライブを利用した「ライブコマース」を博覧会史上初めて推進し、合計28社の販路開拓を支援し、「流通商談会」を開催してマーチャンダイザー60人を招待し、109社を対象に合計360回以上のビジネス相談サービスを提供した。

博覧会と同時に開催される世界女性発明大会は、2008年から世界知的財産権(WIPO)の後援で始まり、韓国が知財強国として国際的なリーダーの役割を果たすことに大きく貢献し、韓国の女性発明家たちに国際大会受賞や幅広い海外ビジネスマッチングの機会を提供している。

第15回世界女性発明大会の審査は8月25日、キンテックス審査会場と参加者ブースで行われた。海外15カ国から委託出品された発明品137点と国内から出品された発明品168点を審査し、グランプリを含む本賞298点を確定し、EXPOの最終日の27日に表彰式を開催した。

図VI-1-18 2022 女性発明王 EXPO 図VI-1-19 ライブコマース運営



### C. 評価及び発展方向

世界知的財産機構(WIPO)との緊密な協力を通じて、世界的規模の唯一の女性発明大会を韓国で開催し、特許大国として大韓民国の国家としての格を高めることに貢献し、国内外の女性発明品を国際的に広報して販路開拓及び海外進出の機会を提供した。

特に 2022 年は、新型コロナの状況にもかかわらず、博覧会に参加した女性発明企業の規模が 115 社であり、参加

企業製品の販路確保のための「ライブコマース」を初めて運営し、「流通商談会」も実施し、女性の経済活動再開を支援した。

女性の潜在力と創造性の開発は国家産業発展の新たな原動力であるため、女性特有の創造性とアイデアが特許として具体化され、そのような特許が商品化につながり、女性発明・企業家の成功事例がより多く出てくるように、時代の状況と流れに合わせて持続的に支援する計画である。

## 第2章

# 知財行政サービスの改善



## 第1節 特許行政情報システムの高度化

### 1. 概観

産業財産情報局 産業財産情報政策課 行政事務官 **ソ・ウンファ**

特許庁の核心課題は、特許顧客に迅速かつ正確な審査・審判サービスを提供することであり、これを支えるために世界最高水準の特許行政システムである特許ネットシステムを構築している。特許ネットシステムは、出願・審査・審判・公報発刊など、全ての特許行政業務をコンピュータ化した知的財産総合情報システムで、知的財産法の制度改正事項などを持続的に反映し、特許行政業務の効率的かつ安定的な運営を図っている。

最近、特許庁は急激に成長した人工知能(AI)技術を、審査業務を支援する特許行政システムに適用してきた。まず、2020年から人工知能技術を活用して海外特許文書の翻訳サービスを運営している。2021年には人工知能(AI)図形商標・意匠検索システムを構築し、これを通じて審査対象の図形商標(イメージ)及び「意匠」と、既に特許庁に登録されている「図形商標(イメージ)」及び「意匠」とを分析し、類似度順に提示している。

2022年には、試験サービスとして特許審査請求の範囲を分析し、類似の先行特許技術文献を提示する類似特許検索サービスを運営中である。

また、審査業務の支援だけでなく、国民に365日24時間の知的財産相談サービスを提供するため、2021年5月に特許相談を受けるAIチャットボットサービスも導入した。

上記のような特許行政の高度化努力にもかかわらず、産業財産権出願量の継続的な増加に対して審査人員が絶対的に不足している実情であり、審査官が検索しなければならない先行技術対象の規模も増加し続けており、全体的に審査環境が劣悪化している状況である。このような状況を解消するためには、従来の業務アプローチから脱却した新たな観点からの人工知能(AI)の技術活用戦略が必要であるとの認識が内外で提起された。これに伴い、中・長期的な人工知能(AI)技術活用の方向性を再検討し、

産・学・研の民間専門家の意見を取り入れ、今後 5 年間の(2023~2027)の「人工知能(AI)技術を活用した特許行政革新実施案」を策定中である。

特許庁は今後も審査・審判業務の効率性を高め、国民により良い行政サービスを提供するため、最新技術を適用して特許行政システムの高度化を推進する計画である。

## 2. デジタル特許審判システム構築のための情報化戦略計画(ISP)策定

産業財産情報局 産業財産システム課 主務官 ヤン・ジェソン

### A. 推進背景及び概要

特許庁は 1999 年のオンライン出願システム開通、2002 年のオンライン審判システムの開通により、利用者の便宜増進と審判業務の効率化を図った。インターネットを通じて電子的に特許審判院に審判を請求したり、書類を提出することができるようになり、各種通知書の電子的な送達が可能になった。

しかし、現行の審判システムが開通してから 20 年が経過し、ビッグデータ、人工知能(AI)及び 5G などの情報技術の急速な発展により、オンライン審判サービスに対する国民の期待水準はさらに高くなったにもかかわらず、審判システムは、開通以来、長期間にわたって部分的な改善しか行われず、国民の期待を反映するにはあまりにも複雑で時代遅れである。

審判システムの具体的な問題点として、大容量のマルチメディア証拠ファイルは USB に保存し、直接または郵送提出のみ可能であり、年間 3 万件余りの審判書類が郵送されるなど、デジタル時代にふさわしくないオフラインの国民向けサービスのあり方と不十分な審理支援機能などが提起された。

一方、審判システムより一歩遅れて 2010 年に開通した特許裁判所の電子訴訟システムは、これまで数回の高度化事業を経てユーザーの利便性の面で審判システムに比べ高く評価されているにもかかわらず、2020 年から 2024 年まで約 3000 億ウォンをかけて「次世代電子訴訟システム構築事業」を進行中である。

このような背景の下、審判サービスのオンライン化及び智能化を目指し、『デジタル特許審判システム』構築のための情報化戦略計画(ISP)を策定することになった。

### B. 主な推進内容及び成果

ユーザーが満足するデジタル特許審判システム構築のため、特許審判員及び審判顧客の意見を聴取し、ワークショップと専門家の検討などを通じて様々な要求を集約し、情報化戦略計画(ISP)を樹立した。同情報化戦略計画は、「デジタル技術の適用を通じた審判サービスの知能化・高度化の実現」というビジョンを提示し、2023 年から 2025 年までの 3 年間、合計 101.3 億ウォンの予算を投入して、国民向けサービスの強化、審判方式の高度化、審判審理への支援強化、審判インフラ強化の計 4 分野、11 個の

細目課題を推進する計画である。

国民向けサービス強化分野では、特許ネットデータベースと連携した審判書類の自動作成及び事前点検機能を実装し、大容量のマルチメディア証拠ファイルをオンラインで提出できるように改善し、意図せぬ入力ミスによる補正や請求書の却下などが大幅に減少し、当事者の証拠提出の利便性が向上することが期待される。そして、特許で常時受信及びモバイル電子公告などの機能を実装し、郵便発送費用の節減とともに特許顧客が書類閲覧する際の利便性が増大することが期待される。

審判方式高度化の分野では、先端技術である AI を使用して審判方式業務を自動化する計画である。AI 及び OCR 技術を適用して、審判添付書類画像から方式審査に必要な情報を自動的に認識して抽出し、方式審査を自動化する。そして、現在手作業で処理している書誌事項及び添付ファイルに対する個人情報マスキング処理をシステムが自動的に処理されるように改善する予定である。これにより、審判方式業務が大幅に軽減され、今後、出願及び登録分野の方式業務にも拡大適用できることが期待される。

審判審理支援強化分野では、注文と結論の不一致など明らかな不備を自動的にチェックし、AI ベースで審決・判決文に使用された判断基準を学習し、類似の審結・判決文を推薦してくれるシステ

ムを構築するなど、審判員の業務効率を向上させたい。

最後に、審判インフラの強化分野では、特許ネット審判システムに SQL チューニング、データベースアーキテクチャの改善などの技術的措置を講じ、応答速度を改善し、場所の制限なしにどこでも遠隔で口頭審理及び説明会が行われるようにインターネットベースのビデオ会議システムを構築する予定である。また、裁判所の電子訴訟システムと連携して、終結通知、囑託書類などの裁判所書類を電子訴訟システムに接続せずに特許ネットシステムでも確認できるよう改善する。

### C. 評価及び発展方向

デジタル審判システム構築事業は、第1次年度である2023年には国民向けサービスと審判方式分野を重点的に改善する予定であり、第2次年度には審判審理支援と審判インフラ分野を重点的に改善する。最後の第3次年度には、裁判所システムとの連携機能構築及び追加の実施が必要な課題を進める計画である。

表VI-2-1 デジタル特許審判システム構築推進戦略及び課題リスト

推進戦略	推進課題
1. 国民向けサービス強化	① 審判書類の受付の便宜性改善
	② 審判証拠のオンライン提出方式改善
	③ デジタル審判送達システムの構築
2. 審判方式の高度化	④ 諸証明システムの高度化
	⑤ AI 基盤の審判方式業務の自動化
3. 審判審理支援の強化	⑥ 審決文の点検・支援システムの構築
	⑦ 審理支援及び証拠管理機能の改善
	⑧ AI 基盤の類似審決・判決文の自動推薦
4. 審判インフラの強化	⑨ インターネット映像による口述・説明会システムの構築
	⑩ 審判システムの性能改善
	⑪ 外部機関との連携の強化

### 3. 特許ネットシステム構築・運営

#### (1) 特許ネット応用システム

産業財産情報局 産業財産システム課 電算事務官 **ヒョン・スンウ**

##### A. 推進背景及び概要

特許ネットシステムの民間委託運営は 1998 年 3 月、当時の企画予算処の情報システム運営に対する民間委託指針に基づき、特許庁が公共機関としては初めて 1999 年 1 月に特許ネット開通と同時に開始した。しかし、特許ネットシステムの公共性、セキュリティの面で、安定的な維持管理のために、特許ネットシステムのうち基盤システム部門は 2012 年から、応用システム部門は 2016 年から公共機関である特許情報院にそれぞれ移管され、委託運営を行っている。

特許ネット応用システム部門は、出願・登録・審査・審判などの特許行政の 35 システムで、一般行政システム部門

は、知財管理・成果管理・ホームページなど 9 つのシステムで構成されている。

##### B. 推進内容及び成果

特許ネット応用システムの運営部門は、特許行政分野の 35 の応用システムの安定的かつ効率的な運営と知的財産権に関する法制度の改正及び業務手続きの変更による機能改善を特許ネットシステムに適時に反映することで、特許ネットが世界最高水準の特許行政情報システムとして評価される上で重要な役割を担っている。

2022 年には審判請求期間の延長、審判請求の却下制度など意匠保護法改正(2月)、災害地域への減免適用の特許料等の徴収規則(2月)、方式審査取消



通知の法的根拠の整備及び補正期間延長申請規定の明確化等のマドリッド国際出願及び国際商標登録出願の事務取扱規定(3月)、出願及び権利者の権利救済の拡大のための特許法・意匠保護法・商標法等の法制度と特許法・意匠保護法・登録令などの施行規則(4月)配列目録標準の変更(ST.25→ST.26)などの特許法施行規則の一部改正(7月)、特許料等の徴収規則の改正(8月)等の法改正に伴い審査、登録、審判システム等を改善した。また、ユーザー体感性能の向上のために応用プログラムの最適化を実施し、1秒以内の体感性能応答率97.89%を達成し、審査・審判部門及びユーザー巡回懇談会の実施、3人協議審査に関する機能の改善など、庁内外のユーザー利便性を一層強化した。

## C. 評価及び発展方向

### (2) 一般行政システム運営

産業財産情報局 産業財産情報システム課 電算事務官 **ヒョン・スンウ**

#### A. 推進背景及び概要

一般行政システム運営部門は9つの一般行政システムを効率的に運営・維持し、法制度改正や業務手続きの変更による改善事項をシステムに適時に反映し、行政業務を効果的に遂行する上で重要な役割を担っている。

主な業務は、オン-ナラ電子文書システム、知識管理システム、メッセージャー、成果管理システムなどの内部行政業務用システム運営と、代表ホームページ、特許顧客相談センターホームページ、特許庁図書館などの外部サービス用システム運営に分けられる。

特許庁は、特許行政情報システムの単純運営から脱却し、一定規模の機能改善については、別途の開発事業ではなく、委託運営事業で行い、また、特許庁内部の情報化人材による運営管理体系を強化し、特許ネット委託運営事業の効率性をいっそう改善していく。

また、質の高い特許ネット運営サービスを提供するため、既存のサービス水準指標を大幅に改定し、新規指標を新たに発掘するなど、成果中心の特許ネット運営サービス提供を通じてサービス水準を高めている。基盤システムとの協業を通じてハードウェア部分のシステム構成を改善し、応答速度を高め、システムの安定性と性能向上のために継続的に努力していく計画だ。

#### B. 推進内容及び成果

2022年には、障害者など弱者層の知的財産情報アクセス強化のため、特許庁代表ホームページに電子点字生成ソリューションを導入した。

公共機関のウェブサイトは、障害者などの情報アクセシビリティを保障しなければならず、特に視覚障害者などに対する点字文書の提供が法令で義務化されている。これにより、特許庁ホームページの非対面情報のアクセスしやすさの向上のため、ホームページ情報を点字に変換して点字ファイルを提供するように改善した。

また、特許庁の英語版ホームページに反応型のウェブサービスを適用し、ウェブブラウザのサイズなどに関係なく UT (ユーザーインターフェース) の諸要素を適切に有機的に配置するようにし、ユーザーが便利に情報を得ることができるようにした。

同時に、英文サイトユーザーの読みやすさを確保するために画面デザインを改編し、詳細サービスに簡単にアクセスできるように、従来の「大メニュー→中メニュー→小メニュー」のメニュー体系から「大メニュー→中・小メニュー同時提供」に改編した。

内部的には、特許庁の内部知識管理システム、メッセージャーなどに対する庁職員の要求を知識管理システム内の

CSR 要求メニューを通じて継続的にモニタリングし、処理することで、行政業務の効率性と内部ユーザーの利便性を継続的に追求している。

### C. 評価及び発展方向

特許庁ホームページ、知識管理システムなど業務遂行に必要な一般行政システムを安定的に運営し、内外ユーザーの利便性向上のために継続的に改善を推進する。

また、2023 年には特許庁ホームページの情報アクセスの利便性向上のため、添付ファイルをダウンロードせずにウェブブラウザで添付ファイルの内容をプレビューできる機能を導入し、サービスする予定だ。

## (3) 特許ネット基盤システム運営及びインフラ高度化

産業財産情報局 産業財産情報システム課 電算事務官 **キム・イルゴン**

### A. 推進背景及び概要

特許庁は、韓国の知的財産分野の中核インフラである特許ネットの安定的な運営及び利用環境改善のため、特許ネットシステムのインフラ高度化を持続的に推進している。

物理的構成の観点から、現在の特許

行政情報システム(電子出願, 審査, 登録, 審判, 検索など)の大部分は国家情報資源管理院の光州センターで稼働中である。災害復旧センターは国家情報資源管理院の大田センターに構築され、災害に備えてリアルタイムのデータバックアップが行われており、災害発生時、3 時間以内に自動的に移行できる復旧システムを構築している。

表 VI-2-2 特許ネットシステム稼働時間

区分	平日	土曜日	日曜日	週の公休日
現在	05:00~24:00	05:00~24:00	13:00~24:00	05:00~24:00

\*休日の特許ネットサービス利用者は平均 722 人、平日比 16.78%利用中(2023 年 1 月現在)

## B. 推進内容及び成果

審査・審判業務の生産性を最大化するため、2011年から特許ネット稼働時間の大幅な延長、特許ネット利用者のインターネット及び在宅業務環境をクラウド基盤のコンピューティング環境に構築、特許ネット異常兆候の早期対応のための24時間×365日統合管制体系の構築、法・制度改善に伴う特許ネットシステムの高度化など、運営安定性向上のための改善を持続的に推進してきた。

2022年には、老朽化したサーバーの交換(36台)と5Gの政府網の構築など特許行政ネットワークの高度化を通じて業務処理の効率化を推進し、ビッグデータ基盤の知能型統合管制による障害予測及び早期対応を通じて特許ネットサービスの安定性を強化した。また、火災などの災害時の状況に備えた国民向けサービス災害復旧の実転換訓練、サービス無停止のための冗長化環境の構成拡大など、電算運用環境を改善した。

表VI-2-3 電算機器の運用状況

(2023年1月末現在)

区分	主要施設と装備
*サーバー680台、ディスク59台、ネットワーク機器528台、バックアップ機器4台	
特許電算センター (特許庁、8階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●サーバー(UNIX:7台、NT:34台、LINUX:61台)</li> <li>●ストレージ17台(DISK15台、SAN2台)</li> <li>●ネットワーク機器387台、その他63台(コールセンター5台、一般設備等50台、仮想化8)</li> <li>●KIPO-クラウド(サーバー:223台、ストレージ10台、クラウドその他27台)</li> </ul>
統合セキュリティ管制センター (特許庁、8階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●侵入遮断システム24台、侵入検知システム3台、侵入防止システム3台</li> <li>●その他セキュリティ機器(VPN,IPS,CONTENTSFILTERなど)59台</li> </ul>
国家情報資源管理院光州センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>●サーバー(UNIX:110台、NT:49台、リニックス:157台、コンソール等:87台)</li> <li>●ストレージ19台(DISK7台、SAN12台)</li> <li>●ネットワーク機器96台、セキュリティ機器8台、バックアップ機器4台</li> </ul>
災害復旧センター (国家情報資源管理院大田センター)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●サーバー(UNIX:11台、NT11台、リナックス4台)</li> <li>●ストレージ9台(DISK3台、SAN6台)</li> <li>●ネットワーク機器6台、セキュリティ機器4台、その他5台。</li> </ul>
特許文書電子化センター (ソウル事務所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●サーバー(UNIX:2台、NT:6台)。●ストレージ4台(DISK2台、SAN2台)</li> <li>●ネットワーク機器39台、セキュリティ機器4台。</li> <li>●その他12台(コールセンター1台、特司警1台、一般設備10台)</li> </ul>
特許行政用ユーザー PCとプリンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>●PC2707台、モニター6,158台、ノートパソコン1,113台</li> <li>●プリンター470台、スキャナー249台、バーコードリーダー/プリンター44台。</li> </ul>

図VI-2-1 特許情報システムのインフラ構成図



C. 評価及び発展方向

2022 年まで特許庁は、特許行政情報システムの安定性と信頼性確保のため、電算環境の高度化、電算資源増設、国民向けサービス環境構築など様々なインフラ改善活動を実施してきた。特に、災害に備え、災害復旧システムを通じた安定的なサービス提供の可否検証及び緊急状況出願サービスの構築など、国民向けサービスを安定的に提供した。

2023 年には、特許行政システムの性能向上のためのネットワーク構造の改善及び AI システムを支援するための高速コンピューティング環境を高度化する予定であり、国民向けサービスのセキュリティ強化のために老朽化した情報保護システムを交換するなど、特許庁情報システムのサービス継続性及び安全性の確保に努める予定である。また、今後も特許庁情報システムの安定性及び利便性の向上のために継続的なインフラ改

善活動を行う予定であり、ハードウェア及び商用ソフトウェアを段階的にアップグレードして国民・審査官が安定的に利

用できる特許ネットを作るために努力していく。

#### 4. 知的財産検索システム構築・運営

産業財産情報局 産業財産データ管理課 電算事務官 **イ・ウォンソク**

##### A. 推進背景及び概要

審査官用検索(KOMPASS)は、国内及び世界各国の特許、商標、意匠、審判判決文及び非特許文献などを迅速「正確」かつ「便利」に閲覧できるように構築された情報検索システムとして、特許庁の審査官及び審判官、外部先行技術調査機関が利用している。

特許庁は、企画した審査・審判を支援するために、KOMPASS を通じて検索起源の文献を持続的に蓄積してきた。現在、国内特許公報だけでなく、合計 23 カ国及び機関の特許公報及び国内外の商標・意匠文献を提供しており、特許文献以外にも論文・標準技術文献など国内外の非特許文献情報もともに提供している。

それだけでなく、技術の発展により難しくなる審査業務の負担を軽減するために、バイオテクノロジー配列検索、合金組成比検索、化合物検索、類似特許検索など様々な検索サービスを提供及び改善している。

##### B. 推進内容及び成果

審査官の検索業務の正確性及び効率性の向上のため、2015～2016 年にかけて次世代審査官用検索システムを構築した後も、審査の利便性を向上させるために機能を継続的に改善してきた。

2017 年には類似特許とキーワード検索を組み合わせたハイブリッド検索機能と引用関係を一目で把握できるグラフィックビュー、代表的な化学式の照会機能を提供した。

2018 年には非特許文献の重要性が増大するにつれ、自動添付など非特許文献の活用性を高め、通信標準分野の電子メール情報などを追加するなどデータベースを拡充した。さらに、有害物質及び禁止食品の自動点検機能を実装し、審査官が特許対象の安全性を容易に検討できるようにした。

2019 年には、特許・実用新案専門照会サービス国に台湾を追加し、全図面照会サービス、標準技術文献など国内以外の非特許文献情報を従来の韓国・日本公報から米国公報までも拡大した。また、商標名称検索時に医薬品・農薬登録品目名称も検索できるように改善し、意匠検索システムの UI の改善により審査の利便性を向上させた。

2020 年には、人工知能(AI)技術のうち、中・韓、英・韓の機械翻訳及び商標・意匠画像検索サービスに適用し、標準特許の重要性が徐々に増加するにつれて、標準特許を一目で検索・照会できる機能を新規に提供した。また、特許文献内の有害物質含有の有無を目視ではなくシステムでチェックする仕組みを構築

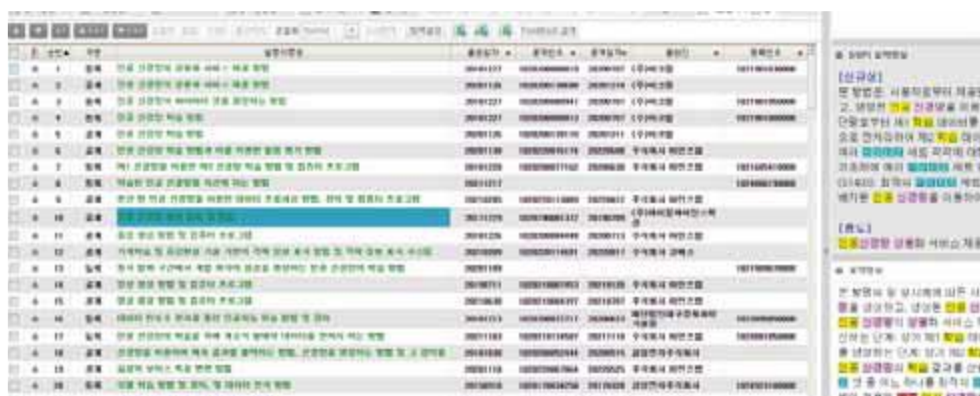


することで、審査の利便性をさらに向上させた。

2021年には知能型検索システムを具現化するため、AI 基盤の特許検索システムを新規開発し、生命工学配列検索システムを高度化した。また、特許図面を活用した審査品質向上のために UI を改善して視認性を向上させ、電子ジャーナルサイト自動連携機能など非特許文献統合検索環境を構築し、非特許文献検索の効率を高めた。

2022年には、AI 特許検索サービスを開始し、審査官のフィードバックによる機能改善や利用統計を分析して精度を向上させた。これだけでなく、技術専門家の視点で再解釈・加工した民間データベースをリリースで導入し、審査官が特許公報と一緒に高品質の要約及び引用情報を一目で確認できるようにサービスを提供した。この他にも、微生物特許の審査便宜性の向上のための微生物寄託及び分譲情報検索及び韓国型革新特許分類を活用して先行技術を検索できるようにシステムを改善した。

### <AI 特許検索サービス画面>



表VI-2-4 2015～2022年検索システム高度化の推進経過

年度	内容
2015年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●審査対象後出願件検索除外機能、既に閲覧した図面の一括照会機能を提供</li> <li>●米国、日本の過去の特許・実用新案文献に関するOCRデータを提供。</li> <li>●次世代UIプラットフォームの導入により、カスタマイズされたユーザー検索環境を提供。</li> </ul>
2016年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中国の特許・実用新案文献に対する証拠保存の改善、中国文献代表図面のサービス提供</li> <li>●ロシアの特許文献専門の照会、画像公報サービス開始</li> <li>●次世代検索システムの先行技術調査機関への開放</li> </ul>
2017年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●類似特許とキーワード検索の利点を組み合わせたハイブリッド検索の提供</li> <li>●引用情報グラフィックビューサービス提供、代表化学式照会機能提供</li> <li>●米、EP、WO 特許文献の書誌、要約情報に対する韓国語検索の提供</li> </ul>



年度	内容
2018年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●非特許文献活用の利便性向上及び提供範囲の拡大、有害物質及び禁止食品自動チェック機能実装</li> <li>●代理店による技術盗用疑いの自動検出機能の実装</li> </ul>
2019年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全図面照会サービス対象国の拡大(US)及び図面照会機能の強化</li> <li>●専門照会サービス対象国の拡大(台湾)</li> <li>●医薬品など商品品目名称の照会追加及び意匠検索システムのUI改善</li> </ul>
2020年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●英韓・中韓の人工知能(AI)機械翻訳サービスを拡大提供</li> <li>●標準特許検索及び有害物質点検サービスを新規提供</li> <li>●商標及び意匠の画像検索サービスを提供</li> </ul>
2021年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●代表図面の一括照会の利便性を改善</li> <li>●電子ジャーナルサイト自動連携機能など非特許文献の統合検索環境を構築</li> <li>●専門照会サービス対象国の拡大(カナダ)、全図面照会サービス対象国拡大(EPO)</li> <li>●特許検索サービスの開発及びバイオテクノロジー配列検索サービスの高度化</li> <li>●海外意匠検索の対象国の拡大(WIPO, 日本)</li> </ul>
2022年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●AI特許検索サービス開始及び便宜機能の改善</li> <li>●民間特許データベースのリース導入で、専門家視点で加工された要約及び引用情報サービス</li> <li>●特許微生物寄託・分譲情報検索及び韓国型革新特許分類検索サービスを新規提供</li> <li>●AI海外意匠検索対象国拡大(EUIPO, 米国)</li> </ul>

## C. 評価及び発展方向

特許庁は先行技術調査の迅速性・正確性を向上させるため、継続的な機能高度化及び検索データの拡充を推進している。その結果、KOMPASSの利用件数は2014年の245万件から、2018年739万件、2022年1,018万件余りに着実に増加した。

さらに、従来の検索方式の限界を克

服するために、人工知能(AI)ベースの特許検索システムの範囲を海外特許まで拡大し、高品質の民間データベースを活用した検索サービスも強化する計画である。

今後も高品質な審査・審判のための先行技術調査の重要性が高まることを考慮し、ユーザーが望む検索結果をより正確かつ迅速に確認できるようにシステムを継続的に改善していく。

## 5. 情報保護体制の強化

産業財産情報局 産業財産情報システム課 電算事務官 **キム・ヨンベク**

### A. 推進背景及び概要

特許庁は、サイバー脅威への対応レベルを強化するため、多角的にセキュリティ管理業務を遂行している。2005年に特許部門セキュリティ管制センターを構

築して以来、24時間365日サイバー脅威をリアルタイムで監視しており、2006年情報セキュリティ国際認証であるISO27001を取得したことがある。2013年から傘下機関に対する情報セキュリ

ティ管理実態評価を実施し、2014年からその対象を先行技術調査機関まで拡大し、国家知的財産である特許情報をより体系的に保護するための基盤を造成した。このような持続的な努力の結果、「情報セキュリティへの有功」に関する大統領の機関表彰を2009年、2010年、2016年に受賞するなど、特許庁の情報セキュリティ力量に対する地位を高めている。

特許庁は現在も行政機関最高の情報セキュリティ水準を維持するため、情報セキュリティ政策、組織及び技術など各分野で情報セキュリティ業務が有機的に連携できるよう多角的な努力を続けている。

## B. 推進内容及び成果

第一に、サイバーセキュリティ基盤構築のために関連機関と情報共有のための対外協力チャンネルを設け、機関組織評価に情報セキュリティ項目を新規に反映し、部署長及び全従業員のセキュリティ意識の向上に努めた。また、個人情報保護の強化のため、パスワード作成規則、個人情報ダウンロードの理由確認手続きなどを含む個人情報保護詳細指針を改定するなど、サイバーセキュリティ体系を強化した。

第二に、サイバー侵害事故を予防し、リアルタイムで検知・対応するため、2005年に特許部門セキュリティ管制センターを設立、2009年にこれを侵害事故対応専任チームである KIPO-CERT に拡大再編し現在まで運営している。2022年には、セキュリティ担当者別専門教育に参加することで、専門力量の確保に努め、セキュリティ管制システムの安定

的な運営を通じてサイバー危機対応能力を強化した。

第三に、庁職員の情報保護意識を高め、サイバー侵害事故に対する対応手順を熟知させるために、全政府レベルのサイバー危機対応訓練とは別に、ハッキングメール対応訓練、侵害事故対応訓練、個人情報流出事故対応訓練など独自の模擬訓練を2022年にも実施した。また、傘下機関のセキュリティ水準を高めるために、傘下機関が受検する対外評価に対する対応方案などを支援した。

最後に、改正された「個人情報保護法」の義務事項遵守及び全政府的な個人情報保護努力に積極的に参加している。特許ネットサーバーに保存された出願人等の住民登録番号に対する暗号化措置を完了し、個人情報処理システムに対する権限及びアクセスを技術的に統制できる体系を構築し、個人情報保護体系を強化した。また、個人情報の露出・誤用・濫用等を防止するための点検及び整備を定期的に行っている。不必要な個人情報保存の有無を点検するため、毎年従業員の業務PCに保存されている個人情報の一斉点検及び整備を実施し、法的保有根拠のない個人情報については破棄措置を取っており、個人情報処理システムに対する災害・災害時対応訓練も実施している。特に、最近急増している個人情報流出事故を防止するため、傘下機関を対象に個人情報管理実態の一斉点検及び現場実査を行うなど、本庁だけでなく、

傘下機関の個人情報保護の改善にも取り組んでいる。また、個人情報取扱者を対象とした特許庁の個人情報保護ガイドラインを別途設け、個人情報保護の管理強化に万全を期している。

### C. 評価及び発展方向

特許庁は最高の情報セキュリティ水準を維持するために多角的に努力した

結果、中央行政機関を対象とした国家情報院及び行政安全部の2022年「情報セキュリティ管理実態評価」、「国民向けサービス情報保護」分野の政府業務評価で上位の優秀な成績を達成した。しかし、最近、サイバー脅威が知能化・多様化しているため、現在の成果に満足することなく、情報セキュリティ管理体系を持続的に強化し、特許情報が安全に保管されるよう最善を尽くす。

## 第2節 顧客中心の住民行政相談サービス体制の構築

### 1. 概観

産業財産情報局 産業財産情報政策課 行政事務官 **チェ・サンウォン**

特許庁は、顧客のニーズを反映した知的財産行政サービス体系を構築し、顧客の行政相談及びその解消のための制度改善、高品質の相談サービスの拡大と出願・登録サービスの改善、顧客の負担軽減及び納付便宜のための手数料体系の改善に継続的に努力してきた。

特許庁は毎年、住民行政相談及び制度改善推進計画を策定・施行し、国民の不満事項を体系的に改善・是正しており、災害時の減免基準及び手続きの策定、担保産業財産権の買取・活用事業に伴う特許庁手数料免除の導入、IP優秀企業の特許(登録)料の減免拡大など、国民経済の安定化の一環として顧客の経済的負担を下げるための努力を続けている。

また、住民行政相談サービスの品質向上のために毎年知的財産顧客満足度調査を実施しており、知的財産行政

の実需者である国民の目線から制度・サービス全般を点検する知的財産行政制度改善提案公募も運営している。

また、いつでもどこでも簡単・便利に知的財産行政サービスを利用できるように、24時間電子行政相談サービス「特許路」システムを提供している。24時間提供されるサービスには、請願書類の受付、特許庁発送通知書の閲覧、登録原簿など各種証明書の申請及び発給、審査事務情報の閲覧、出願番号及び提出書類処理過程の通知など、ほとんどの電子請願サービスが該当し、ほとんどのサービスについて当日即時処理を提供している。

今後も特許庁の利用者の満足度及び利便性の向上、効率的な知的財産行政サービスを提供するために、手続き書類の簡素化など各種手続き制度の改善、

効率的な知的財産行政サービスを提供するため合理的な手数料体系の構築、システム整備などを継続的に推進していく予定である。

## 2. 顧客指向の手数料体系の改編

産業財産情報局 産業財産情報政策課 行政事務官 **チェ・サンウォン**

### A. 推進背景及び概要

特許庁は、経済危機及び災害発生など社会的・経済的困難による知的財産顧客の負担を考慮し、手数料体系を合理的に運営しようと努力しており、顧客の不便事項を常時発掘し、関連制度・システムを改善するなど、知的財産顧客の知的財産創出・維持活動を円滑に支援するための手数料政策を策定・施行している。

### B. 推進内容及び成果

2022年、特許庁は社会・経済的困難により経済的負担が重くなった出願人の手数料負担を緩和し、顧客が必要なサービスを提供できるように努力した。

#### 1) 災害減免制度の策定及び本格施行

まず、特許庁は、災害の発生が頻発し、その被害規模が徐々に拡大するにつれて、災害発生時に迅速に対象地域出願人等に対する手数料減免を実施できるよう、災害減免基準及び手続きを策定した。2022年2月から本格的に施行された今回の制度改善により、災害発生時ごとに毎回手数料減免基準と手続きを新たに設定しなければならなかった行政の非効率性を解消し、支援制度に

対する顧客の予測機能性を高めることができるようになった。また、制度改善前は1ヶ月程度かかっていた災害減免の施行準備期間を1週間程度に短縮することができた。(2020年大邱・慶尚北道で36日、2022年江原道・慶尚北道で6日必要)

#### 2) 優秀中小企業への手数料減免支援を強化

特許庁は職務発明補償優秀企業に選定された企業及び知的財産経営認証を受けた企業を対象に、技術基盤革新中小・中堅企業の事業化サイクルを反映して年次登録料減免期間を拡大(4~6年→4~9年)し、これにより今年9億ウォン相当の特許料納付負担を軽減した。また、IP金融支援のために銀行がIP担保融資の担保物である特許権に質権を設定する場合、手数料負担の緩和のために質権設定登録料を調整した(1件当たり84千ウォン→20千ウォン)。また、担保中小企業のIP買収・活用支援を行うため、特許権などを回収支援機構が買い取る場合に発生する登録手数料(権利移転料・質権設定料)及び年会費の免除を実施した(2022年2月)。

#### 3) 顧客指向の手数料サービス支援

中小企業・個人のIP創出促進のため

のインセンティブ制度である知的財産ポイント制度の施行期間を既存の 2022 年から 2025 年に延長(「知的財産ポイント付与及び使用に関する規定」改正、2022 年 11 月)し、今年 32 億ウオンの手数料が知的財産ポイントで支払われることが確認された。商標を特許庁長官が告示した名称を使用して書面出願する場合には減免規定がなかったが、電子出願時に適用される減免制度と柔軟に出願料を調整(1 商品類当たり 66 千ウォン新設)とし、合理的で顧客指向の手数料体系を運営するよう努力した。そして、複雑で一目で分かりにくかった手数料減免規定を図表で簡単に整理することで、顧客の法令理解度向上及び制度利用拡大のために努力する一方、手数料の過誤納の際に発生する返還金手数料の

うち未返還額の返還請求期間を延長(3 年→5 年)し、顧客の権利を見つけるための政策も推進した。

### C. 評価及び発展方向

特許庁は知的財産顧客の立場で手数料制度を点検し、知的財産サービスを改善しようと努力した結果、災害時の手数料減免制度を常設化するなど新しい手数料制度を施行し、IP 能力優秀企業支援期間の拡大、知的財産ポイント付与期間の延長など既存の手数料支援政策を強化した。今後も特許庁は不合理な制度は整備し、新しい顧客満足サービスは施行するなど、合理的かつ公正な手数料制度を運営する計画だ。

## 3. 顧客に寄り添う住民行政相談制度の改善

産業財産情報局 産業財産情報政策課 行政事務官 **チェ・サンウォン**

### A. 住民行政相談対応及びその制度改善推進計画の策定

特許庁は、顧客中心のオーダーメイドサービスを強化するため、毎年住民行政相談対応及び制度改善推進計画を策定して施行している。2022 年には、国民提案、知的財産行政モニター団などを通じて政策及び制度改善の需要者の意見収斂手続きを経て、国民が便利で効率的な行政相談サービスの提供、需要者中心の公正で迅速な相談の処理など 4 分野 13 の細目課題を策定して推進した。行政相談対応及びその制度改善推進計画の成果は以下の通りだ。外部リサーチ専門機関で実施する顧客満足度調査により点検し、顧客満足度が低下し

たり、低調な分野は顧客対応態度向上教育及び知的財産行政モニター団のモニタリング活動を通じて集中的に点検するなど、需要者中心の顧客サービスの提供水準を継続的に向上させている。

### B. 顧客に寄り添う制度改善

#### 1) 推進背景及び概要

特許庁では、知的財産行政に対する国民のアイデアを政策開発に活用し、制度改善と課題を発掘するため、2022 年 5 月に一般国民を対象に制度改善提案公募を実施した。



## 2) 推進内容及び成果

制度改善提案公募を通じて計 62 件の提案を受け付け、このうち 20 件の制度改善課題を採択した。採択された課題は、所管部署の検討を経て、直ちに実施可能な提案なのか、中長期的な検討が必要なのかを判断して実施時期を決定し、実施が完了した後は国民申告などを通じて実施結果を提案者に通知した。

制度改善提案公募を通じて出願・登録・修了など特許行政全般の様々な部門で制度改善事項が発掘され、一般国民の知的財産行政へのアクセス性と利用便宜の向上に貢献した。今後も特許庁は国民提案制度をより拡大するため、制度改善提案公募の運営をさらに活性化する計画であり、単純に採択・不採択を決めるだけでなく、一度提案された顧客の声が大切に管理されるよう多様な管理方を講じる予定である。

## 3) 評価と発展方向

図VI-2-2 最近7年間の提案件数及び採択件数の推移



## C. 顧客サービスの常時モニタリング及びモニタリング結果のフィードバック

### 1) 顧客満足度調査

特許庁は分野別の知的財産行政サービスレベルを正確に診断し、顧客の意見を収集して制度改善に反映するため、

毎年 1 回の顧客満足度調査を実施している。出願・登録・審査・審判など、知的財産行政の全分野にわたり、出願・登録・審査・審判など、知的財産行政の全分野において出願人、代理人、行政相談や手続きが必要な住民など約 3,600 人を対象に知的財産行政全般に対する満足度調査を実施している。



評価の公平性を確保するため、外部リサーチ専門機関に業務委託をして実施しており、評価結果は顧客サービス改

善のための基礎資料として活用されている。2022 年度の特許顧客満足度は 82.18 点を記録した

表VI-2-5 5年間の特許顧客満足度の推移 (単位:点)

区分	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
満足度	79.48	80.78	81.59	82.01	82.18

## 2) 住民行政相談サービスに対する評価

行政安全部と国民権益委員会では、2022年に46の中央行政機関を対象にした行政相談対応システム評価及び相談の処理実態評価を合同で実施した。この分野は、住民行政相談対応の戦略及び遂行体系と制度運営状況を評価し、住民行政相談の処理実態分野は、その満足度の向上、受付の迅速度、処理期間の遵守などの指標を評価する。行政相談サービス総合評価は、中央行政機

関全体に対する行政相談サービスの品質を測定し、競争力のある、かつ国民指向的な行政サービスの具現を通じてその質的向上を図るため、特許庁は住民行政相談対応及び制度改善推進計画、毎月の住民行政相談サービス現況分析の報告など、顧客満足のために様々な内部点検体系を運営している。今後も特許庁は、需要者中心の知的財産行政サービスを具現化できるよう、多様な顧客満足度向上方案を策定して施行する予定である。

## 4. 電子出願サービスの改善

産業財産情報局 産業財産情報システム課 行政事務官 **キム・サンユン**

### A. 推進背景及び概要

特許庁は、1999年から世界初のインターネットベースの電子出願サービスを提供してきたが、電子出願サービス時間が勤務時間に限定されており、市民が利用できるサービス時間の拡大が求められていた。

特許庁は、市民のニーズに応え、24時間365日いつでもどこでも電子請願サービスを利用できるように特許ネットシステムを改善することを決定し、まず24時

間365日ノンストップで電子出願サービスを提供するためのマスタープランを策定した。2002年に策定されたマスタープランに基づき、2003年から特許ネットシステムをリアルタイムサービスシステムに転換する作業に着手すると同時に、関連法制度を改善し、2005年11月から24時間電子請願サービスを提供できるようになった。

また、オンライン出願支援システムである特許路はユーザーのコンピューティング環境の変化に敏感であり、

OS のアップグレード、ウェブブラウザ (IE、Chrome、Firefox など) の多様化など国内外のユーザーのコンピューティング環境の変化に伴うシステムのアクセシビリティ向上が必要であった。

## B. 推進内容及び成果

2022 年には、ユーザーの要求を反映して文書追跡機能など様々な機能を追加した新明細書作成機プログラムを配布し、遺伝子配列リストの国際標準転換 (ST.25→ST.26) に対応する配列リスト作成機能を追加するなど、ユーザーの

利便性を向上させた。

## C. 評価及び発展方向

この間、電子出願を中心とした電子請願サービスの高度化により、特許顧客の電子出願の満足度及び電子出願率は持続的に向上した。これにより、今後は顧客カスタマイズ型電子請願サービスだけでなく、高付加価値特許情報の活用を最大化するため、特許情報普及インフラの拡充及び情報提供範囲を持続的に拡大していく予定である。

表 VI-2-6 電子出願の主な改善事項

年度	推進内容
2018 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特許庁専用の明細書作成プログラムをインストールせずに、普段使用している Word ファイルで明細書を簡単に作成できるように「明細書提出ファイル変換器」を提供</li> <li>・WIPO のウェブ方式の PCT 電子出願システムである ePCT と特許路の連携により、PCT 出願書をクリック一発で提出できるように提出方法を簡素化</li> <li>・行政安全部の政府 24 と特許路サービス 2 種 (特許出願情報の照会、特許登録原簿写しの照会) を連携して特許行政サービスへのアクセス性を向上</li> <li>・PDF フォーマットの電子ファイルで発行してもらえる電子登録証サービスを開発</li> </ul>
2019 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モバイル端末を通じた特許路の利用サービスを提供 (証明書発行など 26 メニュー)</li> <li>・商標モバイル出願システムの新規サービスを提供</li> <li>・ウェブ出願書式を拡大 (89 種→100 種) 及び便宜機能を強化 (一時保存及び呼び出し機能追加、文字標章見本画像の自動生成など)</li> <li>・認証関連サービス機能を改善 (ウェブ標準のインストール無し方式のブラウザ公証明書サービスを提供、デジタルワンパスを利用した認証サービスを提供)</li> <li>・共同出願人の電子署名 (出願人が複数人の場合、それぞれの PC で電子署名機能を提供)</li> <li>・KEAPS を利用した 24 時間×365 日ノンストップで新規出願サービスを提供</li> </ul>
2020 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出願日先取りのための pdf、docx など自由形式の明細書 (仮明細書) の提出を許容</li> <li>・無人書類受付機の構築により非対面で 24 時×365 日受付サービスを提供</li> <li>・特許庁に提出するすべての書式を、ウェブで作成して提出できるように改善</li> <li>・特許、実用新案、商標、意匠の 4 つの権利についてモバイル出願サービスを提供</li> </ul>
2021 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・KIPRIS-特許路の連携による第三者情報提供の利便性が向上</li> <li>・登録原簿などの証明書を PDF ファイルで提供し、管理の利便性を高める</li> <li>・特許路からプラグインを削除して、別のプログラムなしで利用できるように改善</li> <li>・簡易認証によるログイン機能を追加してユーザー利便性を改善</li> <li>・通帳コピー提出の不便さを解消した預金者実名照会サービスを導入</li> </ul>

## 第3節 特許情報データベースの構築

### 1. 概観

産業財産情報局 産業財産データ管理課 電算事務官 **イ・ウオンソク**

特許庁は、国民と特許庁審査官が容易に必要な知的財産情報を活用できるよう、多様な特許情報データベースを構築して提供している。民間では、公共機関が保有している情報の開放及び共有を持続的に要求しており、特許庁はこのような要求に応え、知的財産情報の民間開放・共有の拡大を通じた国内外の知的財産情報の活用促進のために持続的な努力をしている。

特許庁は国際協力の強化を通じて、米国、日本など 1P5 国の特許情報だけでなく、新興国の特許情報の入手及びデータベースの構築を推進しており、海外特許情報のデータベースの構築とともに、国内特許情報の国内外での活用を強化するためにインターネット特許公報を発刊し、審査官及び国民向け検索システムを通じて海外特許情報と統合検索を提供しており、海外で韓国特許を

迅速かつ正確に活用できるよう、韓国特許英文要約を発行して海外に普及している。

また、書面で受理されるすべての書類を電子文書に転換し、特許行政の全過程をペーパーレス行政として推進している。このような特許行政の過程で発生する全てのデータは、品質管理過程を経てデータエラーを整備しており、品質管理の過程を通じて国民が信頼して使用できる特許データの構築に努めている。

特許庁は多様な特許顧客の要求を分析・集約して、今後、より有用で質の高い特許情報を継続的に提供する予定であり、公開された特許情報の民間活用の促進のためにも着実に努力する計画である。

### 2. 特許情報の戦略的活用基盤の構築

産業財産情報局 産業財産情報政策課 技術書記官 **ファン・インソン**

#### A. 推進背景

知的財産権、その中でも特許は企業等が費用をかけて作った研究成果の核心的な結晶で、全世界的に毎日 8 万件以上の新しい情報が生み出されている。特許情報には、具体的な技術内容だけでなく、企業の技術・市場戦略、核心人

材などの情報を含んでおり、これらの特許情報をうまく分析すれば、将来の技術や産業動向を把握し、今後の動向を予測することができる。したがって、最近、グローバルな技術覇権競争が日増しに激化する中、特許情報は、重複した研究開発に投資することの防止、産業・経済・安全保障政策の策定にも積極的に

活用されている。

また、特許情報は、全世界的に通用する「標準」書誌情報を用いて公開・交換されているが、その標準書誌情報には、金融・産業・科学技術情報などの連携のための「核心識別情報」が含まれている。つまり、特許情報は、経済（金融）・技術情報・産業・科学（R&D）情報と連携・融合する場合、その活用価値が高まり、新しい付加価値を創出できるといった特性を持っている。

特許情報を利用する多数の需要機関も、企業経営・技術開発戦略の策定などのために権利移転情報、被引用情報などの特許情報を拡大構築する必要があるという意見を提示してきた。

これに伴い、特許情報を拡大構築し、活用体系を整備して、政府・民間などで特許情報が積極的に活用促進される基盤を整えることが重要であるといえる。

## A. 推進方向

これと関連し、特許庁は2021年7月、第4次産業革命委員会の第5回データ特別委員会の議題として「特許データの活用及び普及拡散方案」を報告し、主要課題を議論した。

『特許データ活用及び普及拡散方案』は、企業、産業及び政府など需要者別にカスタマイズされた特許データの構築・開放、特許情報活用の活性化のためのインフラの改善など4つの戦略を骨子とし、技術、市場、産業戦略面での分析が可能な特許データを新たに構築する内容で課題を盛り込んだ。

まず、企業支援の観点からは、特許がその価値を認められ、R&Dの全過程で特許情報が容易に活用されるように引用情報などを拡大構築し、産業の観点からは、産業別特許動向に対する一貫性のある分析体系を構築するなどの方策を用意した。また、政府レベルでは、海外特許の動向を把握するために、海外特許情報の入手を拡大することで、グローバルな特許出願を行うことができる基盤を提供するなど、国家政策の策定から産業と企業活動全般にわたって特許情報を戦略的に活用できる基盤を提供することに主眼を置いた。

これに伴い、特許庁は特許情報構築の拡大及び関連システムの改善を推進するため、2022年に「知的財産（IP）データダム構築のための情報化戦略計画（ISP）」を策定し、2023年予算を確保し、これを基に2023年から事業を推進する予定である。

また、2021年11月、産業財産情報を体系的かつ効率的に管理し、その活用を促進するための「産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律案」が発議され、制定に向け推進中である。この法律案は、全政府レベルで特許情報の活用促進のための政策手段とその法的根拠を設けるためのもので、これにより、国と企業の効率的な研究開発の遂行及び産業技術戦略の策定のための特許情報活用の制度的基盤が整うことを期待する。

### 3. 知的財産権データの拡充及び管理・活用

産業財産情報局 産業財産データ管理課 電算事務官 **イ・ウオンソク**

#### A. 知的財産権データ構築

##### 1) 推進背景及び概要

特許庁は、国民と審査官が先行技術検索に活用できるよう、1999年から国内及び海外の知的財産権検索データベースを構築している。現在、米国特許商標庁など 1P5 カ国(韓国、米国、欧州、日本、中国)を含め、海外 56 カ国から知的財産権データを手に入っており、このうち、米国、欧州、日本など主要な知的財産先進国の特許データを検索に活用している。2017年にユーラシア、スペインなど新規 13 カ国のデータを拡大し、合計 26 カ国のデータをサービス中である。2022年12月末現在、検索データベースに搭載された国内及び海外の知的財産権データが54,420万件に達し、これは前年比 2,680 万件増加したもので、毎年 2,500 万件以上増加する傾向にある。

2008年には、世界各国の特許庁が国際特許審査の過程で義務的に調査しなければならない PCT 最小文献に韓国特許文献が含まれるようになり、韓国検索データベースの品質が重要な事項として浮上した。これに伴い、特許庁は 2009年に事前検証データベースを構築することで、国内外から入手したデータを検索データベースに搭載する前に、データの誤りなどを体系的に整備・加工するシ

ステムを整えた。

また、2009年には「データ品質管理システム」を構築し、誤ったデータが発生することを未然に防止し、これまでに構築されたデータの誤りを自動的に検出・整備できる体制も整えた。2012年にはデータの流れを制御し、システム間の連携を通じてエラーの発生原因をより簡単に追跡・分析できる「データフロー管理情報システム」を構築した。2019年には特許庁内外のデータのデータ間の関連関係を点検する検証体系及びシステムを構築し、2022年には連携データ検証式・検証環境の改善を通じて特許データの品質レベルの向上を図った。

このような体系的なデータ品質管理システムを通じて、行政安全部が主管する公共データ品質管理評価で最優秀機関に選定され、知的財産権データの対外信頼性を向上させた。

## 2) 検索データベース構築の現況

表VI-2-7 特許・実用新案の検索データベース構築の現況(2012年12月末基準、単位:件)

区分	資料の種類	構築年度	資料形態	累計	国別件数
国内 特許	書誌	1983～1998	Text	8,459	10,497,363
	公開公報	1983～1998	Image	826,496	
		1983～2005	SGML	1,090,296	
		2005～	XML	2,517,129	
	公告公報	1948～1998	Image	288,936	
		1979～2005	SGML	459,910	
		2005～	XML	1,980,186	
英文要約(KPA)	1979～	SGML/XML	3,325,951		
国内 実用	書誌	1950～1998	Text	155,963	2,061,192
	公開公報	1983～1998	Image	746,336	
		1983～2005	SGML	278,836	
		2005～	XML	99,011	
	公告公報	1948～1998	Image	285,758	
		1979～2005	SGML	376,792	
		2005～	XML	118,497	
日本	書誌	1975～1998	Text	8,305,365	71,431,560
	特許・実用新案公報	1971～1982	Text	2,760,296	
		1983～2003	SGML	10,358,426	
		2004	XML	10,688,052	
		1950～1996	Image	22,570,112	
	特許要約画像	1975～1996	Image	5,159,434	
	特許英文要約(PAJ)	1976	SGML	11,589,873	
欧州	DOCDB 2.0	1974	Text	163,166,349	171,109,134
	欧州公開(ESPACE-A)	1978～1999	Image	914,126	
		1975～2004	SGML	1,477,250	
		2004	XML	3,009,544	
	欧州公告(ESPACE-B)	1980～1999	Image	350,841	
		1980～2004	SGML	713,331	
		2004	XML	1,477,693	
WIPO	国際公開パンフレット (ESPACE-WORLD)	1978	Text	442,418	5,805,965
		2000～2002	SGML	346,669	
		1978～1999	Image	458,235	
	国際公開パンフレット (IMPACT RULE87)	2022～	XML	4,558,645	



区分	資料の種類	構築年度	資料形態	累計	国別件数
アメリカ	特許公告	1790～	Image	20,165,201	51,770,232
		1920～1975	OCR Text	2,496,451	
		1976～2004	SGML	3,060,704	
	2005	XML	4,669,001		
	特許公開	2001～	Image	14,250,493	
		2001～2004	SGML	760,909	
2005～		XML	6,367,473		
台湾	特許公開書誌/要約	2003～	XML	867,532	5,892,210
	特許登録書誌/要約	1993～	XML	708,349	
	実用書誌/要約	1997～	XM	516,649	
	公開公報画像(書誌, 要約)	2003～	Image	884,168	
	登録公報画像(書誌, 要約)	2001～	Image	1,087,286	
	公開明細書画像(請求項・明細書)	2003～	Image	878,846	
登録明細書画像(請求項・明細書)	1988～	Image	949,380		
イギリス	特許公開	1991～2007	SGML	197,827	300,615
		2007～	XML	102,788	
中国	特許公開/公告(英文要約)	1985～	Text	17,465,526	95,165,373
	特許公開	1985～	Image	15,338,138	
		1985～	XML	15,408,564	
	特許登録	1985～	Image	5,552,962	
		1985～	XML	5,570,302	
	実用登録	1985～	Image	17,878,710	
1985～		XML	17,951,171		
カナダ	特許公開/公告	1999～2007	SGML	410,104	2,281,101
		1969～	XML	1,870,997	
オーストラリア	特許公開/公告	1946～	SGML	2,284,751	3,789,632
		1946～	Image	1,504,881	
ドイツ	特許実用新案公報	1877～	XML	7,091,000	14,448,436
		1877～	Image	7,357,436	
フランス	特許公報	1981～	XML	1,473,080	2,056,944
		1981～	Image	583,864	
ロシア	特許実用新案公報	1997～	XML	1,196,450	2,240,758
		2005～	Image	1,044,308	
ユーラシア	特許公報	2010～	XML	71,291	141,804
			Image		



区分	資料種類	構築年度	資料形態	累計	国別件数
スペイン	特許・実用新案公報	2004～	XM	157,957	248,600
		2009～	Image	90,643	
イスラエル	特許公報	1970～	XML	265,118	265,118
ポルトガル	特許・実用新案公報	2006～	XML	16,051	32,102
		2006～	Image	16,051	
オーストリア	特許・実用新案公報	1992～1999	Image	15,565	66,385
		1997～2006	SGML	15,296	
		2007～	XML	35,524	
デンマーク	特許・実用新案公報	2014～	XML	8,339	16,660
			Image	8,321	
ポーランド	特許・実用新案公報	1924～	XML	234,421	468,842
			Image	234,421	
コロンビア	特許・実用新案公報	1995～	XML	12,800円	25,083
			Image	12,283	
スロベニア	特許公報	1998～	SGML	6,090	6,090
フィリピン	特許・実用新案公報	2014～	XML	42,960	42,960
スイス	特許公報	2004～	Image	18,670	26,191
		1997～2006	SGML	6,231	
		2007～2008	XML	1,290	
スウェーデン	特許公報	2004～	XML	17,158	17,158
セルビア	特許・実用新案公報	1921～	XML	102,372	204,744
			Image	102,372	
計				440,412,252	440,412,252

表 V-2-8 意匠検索データベースの構築現況 (2022年12月末現在, 単位: 件)

区分	資料の種類	構築年度	資料形態	累計	国別件数
国内	先出願	1960～	Image (JPG, TIFF)	8,330,989	36,184,434
	先出願全文画像	1906～1998	Image (TIFF)	169,017	
	国内公報	1966～	Text	1,333,681	
			Image (JPG, TIFF)	8,674,439	
	国内公報専門画像	1966～1998	Image (TIFF)	244,616	
	出願経過書類の全文画像	1992～1998	Image (TIFF)	36,073	
	登録書類綴り全文画像	1966～1999	Image (TIFF)	236,700	
	登録原簿全文画像	1948～1991	Image (TIFF)	132,542	
	カタログ(全文画像付き)	1980～	Text	4,972,525	
Image (JPG)			8,164,100		

区分	資料の種類	構築年度	資料形態	累計	国別件数
	画像意匠	2003～	Text	188,544	
			Image (JPG)	188,544	
	タイプフェース	2004～	Text	38,483	
			Image (JPG)	91,499	
	実用新案意匠	1970～	Text	498,196	
			Image (JPG, TIFF)	2,628,978	
平面意匠	1976～	Text	127,754		
		Image (JPG)	127,754		
日本		1965～1999	Text	898,235	9,249,283
		1997～	SGML	661,264	
		1965～1988	Image (TIFF)	7,689,784	
ドイツ		1988～	Text	857,771	2,371,184
			Image (JPG)	1,513,413	
WIPO		1999～	Text	313,089	1,452,240
			Image (JPG)	1,139,151	
EUIPO		2003～	Text	1,402,972	7,139,645
			Image (JPG)	5,736,673	
過去の海外意匠 (米国, ベネルクスなど)		1975～2004	Text	798,076	1,867,684
			Image (JPG)	1,069,608	
米国の意匠		1997～	Text	516,940	3,913,568
			Image (JPG)	3,396,628	
中国の意匠		2010～	Text	693,330	5,483,366
			Image (JPG)	4,790,036	
国外の平面意匠		1960～	Text	89,739	179,478
			Image (JPG)	89,739	
計				67,840,88	67,840,88

表 V-2-9 商標検索データベースの構築現況

区分	資料の種類	構築年度	資料形態	累計	国別件数
国内	書誌	1950～	Text	4,871,049	13,627,036
	サンプル画像	1950～	Image (JPG)	4,729,769	
	出願公告全文画像	1998～	PDF	2,429,480	
	登録公報全文画像	2016～	PDF	786,943	
	出願経過書類の全文画像	1989～1998	Image (TIFF)	151,147	
	登録書類綴りの全文画像	1974～1999	Image	452,273	
	登録原簿の全文画像	1952～1991	Image	206,375	

区分	資料の種類	構築年度	資料形態	累計	国別件数
海外	米国	1823～	Text	11,916,885	11,916,885
	カナダ	1872～2012	Text	1,274,897	1,274,897
	日本	1969～	Text	5,258,458	5,258,458
	オーストラリア	1906～	Text	1,830,615	1,830,615
	EUIPO	1996～	Text	2,258,588	2,258,588
	計			36,166,479	36,166,479

### 3) 評価と発展方向

世界最高水準の特許情報サービスを提供するため、韓国内外から入手している特許データを持続的に拡充する一方、高品質のデータを外部に提供するため、サービス実施前にデータの1次的な検証を行うことができる「事前検証データベース」を構築し、体系的なデータ品質管理のための「データ品質管理システム」を導入して運営中であり、2022年に新規データ検証式を構築し、修正を通じてエラーデータの監視範囲を拡大し、信頼性を高め、高品質の特許情報サービスを提供し、利用者の満足度向上のために持続的に努力している。

今後も特許庁は、国民と審査官がより膨大で質の高い知的財産権データを活用できるように、検索データベースに搭載する海外データを拡充し、7千件余りの構築された特許データ検証式(BUSINESS RULE)を通じてデータ感度の試行値の拡大とデータの重要度を反映した品質整合性の向上を導き、データ品質管理システムを持続的に高度化していく計画である。一方、外国特許庁が自国の検索データベースに韓国のデータを搭載し、活用するのに不便がないよ

うに、データの普及と技術支援体制も強化していく計画だ。

### B. データ管理専担組織の運営

#### 1) 推進背景及び概要

1999年1月から本格稼働した特許ネットシステムが安定化され、特許情報データを一元化されたデータ管理組織を通じて体系的に生産・整備・分析・加工し、データエラーを検証・整備するため、2002年5月にデータ管理専担組織を構成することになった。

現在、特許庁はデータ関連業務の専門化のために専担組織を運営しており、特許情報データベースの構築、特許情報普及・交換、データ整備、データ品質管理、データ分析業務を遂行している。

#### 2) 推進内容及び成果

データの連関関係の複雑性が高まり、開発データの重要性が高まる中、特許庁内外のデータ間の連関関係を把握し、データ品質強化のために連携データ管理体系構築3ヵ年計画を策定(2017年～2019年)し、推進した。

2019年には2018年に構築したデータ間の連関関係の導出結果を基に、特許庁内外のデータ間の連関関係の現況を容易に把握し、知的財産データを効率的に管理できるように「連携情報照会システム」を構築し、2022年にはデータ検証式を高度化するとともに、データを基盤とした特許行政を推進するために、特許庁の内外の多様な要求事項を対象にして活用価値の高い分析課題を選定し、多様な分析技法の適用によって、特許データの活用性を強めるための試験分析を進めるなど、知財データ管理の高度化のための努力を続けている。

度化のための努力を続けている。

このような努力によって2006年に397件だった特許データ検証式を、2022年現在7,532件に拡大し、データ品質の正確度は99.64%に至った。2018年度以降、2022年まで5年連続で公共データ管理1等級を達成し、科学技術情報通信部が主管する2019年データ品質大賞では、模範的なデータ品質管理の組織運営及び活動によって、大賞を受賞して知財権データの対外信頼度が向上した。

表V-2-10 2022年度の教育実績

教育対象	情報化事業者		公共データ政策担当者		外部機関のベンチマーキング	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数
実績	2回	27人	1回	2人	—	—

表V-2-10 年度別のデータ品質正確度

年度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
データ品質正確度 (%)	99.63	99.70	99.75	99.80	99.84	99.84	99.84	99.82	99.81	99.64

表V-2-10 2022年度 データ管理業務処理の現況

区分	データ品質管理		特許情報データベース構築		
	エラーデータの整備	住民行政相談への対応	国内	国外	計
実績	127,867,328	6	62,370,025	482,049,588	544,419,613

### 3) 評価及び発展方向

信頼性の高い特許行政サービスのための礎である高品質の特許データの確保は、特許審査品質の向上につながる。このため、データ管理専担組織を中心にデータ品質管理システムの安定的な

運営とデータ標準及び構造管理などの活動を行っており、誤ったデータの流入を遮断するために特許データを常時モニタリングしている。また、データにオーナーシップを付与し、現業部署と情報化部署の協調の下、データを管理してデータ品質重視の文化を醸成している。



今後もデータ管理専担組織を通じ、特許データの構築・加工・普及などの管理体制を改善し、データ品質管理システムとデータ品質を重視する文化を構築して

いる。管理制度の高度化に向けた継続的な努力を行い、世界最高水準の特許行政サービスを実現するための基盤を提供する計画である。

#### 4. 韓国特許英文要約の構築

産業財産情報局 産業財産データ管理課 行政事務官 **クオン・ミンソン**

##### A. 推進背景及び概要

特許庁は、海外から国内の知的財産を保護し、特許多出願国としての地位を高めるために、国内に出願された特許技術内容を英語で記載した韓国特許英文要約(KPA)を発刊している。発刊された韓国特許英文要約は、海外での韓国特許技術保護のため、先行特許技術調査及び技術動向の把握のための資料として、海外特許庁及び国際調査機関に迅速に普及している。韓国特許文献がWIPO 総会で PCT 最小文献に含まれたことに伴い、韓国は 2007 年 4 月から韓国特許英文要約を国際調査機関に PCT 最小文献として提供している。

韓国特許英文要約は、特許公報に記載されている発明の主な内容を海外審査官及び利用者が迅速かつ正確に理解できるように英語で記載した英文要約書で、書誌事項、要約書及び代表図面で構成されている。

##### B. 推進内容及び成果

特許庁は 1979 年から登録特許を対象に冊子の形で韓国特許英文要約を発行した。1997 年から特許 3 極(米国、欧州、日本)が共同開発した MIMOSA とい

うソフトウェアを活用し、検索照会が可能な CD-ROM 形式で普及した。2000 年から国内出願技術の海外保護機能を強化するため、発行対象を公開特許まで拡大し、2010 年にはデータ形式標準を SGML から国際的なデータ形式標準である XML に変更した。これまで、登録特許の先行技術調査文献情報(2011 年)、代表図面に存在する韓国語文に対する英訳(2013 年)、PCT 国際出願書誌情報及び出願人の国籍情報(2014 年)、新規 CPC 書誌情報(2016 年)の追加、可読性の低い文章の短文化(2017 年)、電算検査の追加(2019 年)などを通じて韓国特許英文要約の活用度を高め、ユーザー要求コンテンツを持続的に拡大した。特許庁はこれまで韓国特許英文要約の発刊及びデータベース構築のために合計 876 億ウォンを投入し、2022 年に発刊した 156,758 件を含め、合計 3,205,961 件の英文要約を発刊した。

図 V-2-3 韓国特許英文要約の構成項目

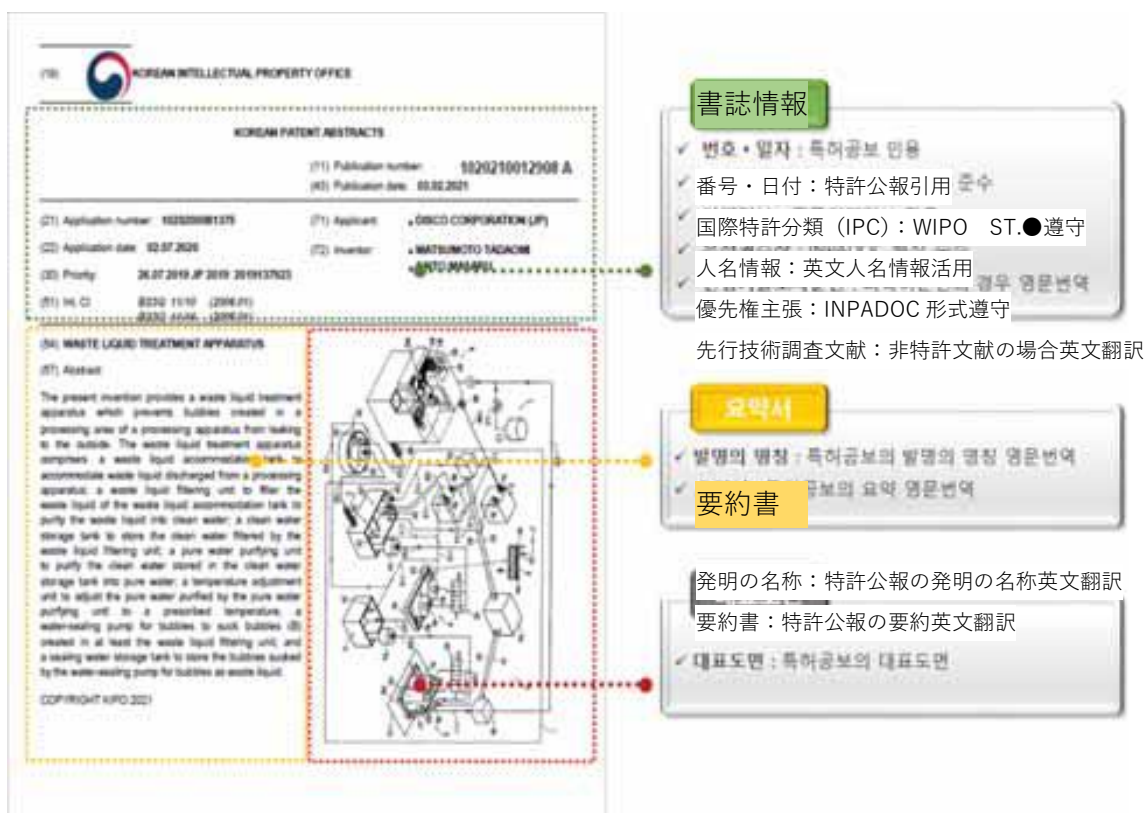


表 VI-2-13 韓国特許英文要約データベースの構築状況(2022 年 12 月末基準) (単位: 件)

区分	1979~1999 年	2000~2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	合計
登録特許	82,086	342,317	33,391	40,367	35,744	34,884	27,172	34,806	29,009	41,926	701,702
公開特許	—	1,709,717	102,817	135,904	103,526	96,927	82,808	85,820	71,908	114,832	2,504,259
小計	82,086	2,052,034	136,208	176,271	176,271	131,811	109,980	120,626	100,917	156,758	3,205,961

韓国特許英文要約は、電子ファイルと CD-ROM として製作し、海外特許庁と国際調査機関及び国立中央図書館などに無料で普及し、迅速な普及のため、オンライン(FTP)普及先を 2012 年から 2021

年まで中国(1 カ国)から米国、欧州、日本、台湾、ロシアなどに順次拡大し、2022 年からは配布方式をオンライン(FTP)に統一して 33 カ所に配布しており新規普及先の拡大に努めている。

表VI-2-14 韓国特許英文要約の国内外配布機関の現況(2022年12月末現在)

区分		内容
海外 (3箇所)	特許庁(28ヶ国)	アメリカ(ISA*)、ブラジル(ISA)、スウェーデン(ISA)、スペイン(ISA)、中国(ISA)、ギリシャ、台湾、デンマーク、ドイツ、バングラデシュ、ウルグアイ、カンボジア、サウジアラビア、コロンビア、クロアチア、ポーランド、フィンランド、ハンガリー、イスラエル(ISA)、日本(ISA)、ミャンマー、スロバキア、アルゼンチン、チェコ、ペルー、ロシア(ISA)、ベラルーシ、アゼルバイジャン
	関係機関(5ヶ所)	INPIT、WIPO、ARIPO、EAPO(ISA)、EPO(ISA)
備考		ISA:国際調査機関

また、外国審査官及び外国人が韓国特許要約を無料で利用できるように、特許情報ネットであるキプリスと K-PION (韓国特許情報照会サービス)で検索サービスを提供している。2014年からは製作工程の簡素化及び出願人の意図を反映するため、出願人の提出要約書を翻

訳して提出しており、書誌情報提供周期の短縮及びオンライン(FTP)普及先の拡大を通じて、迅速に海外に英文要約を普及している。最近、このような努力及び韓国特許英文要約の需要が増加するにつれて、外国審査官は韓国特許英文要約を継続的に活用している。

表VI-2-15 過去5年間の韓国特許英文要約の検索状況(2012年12月末現在)(単位:回)

区分	2017	2018	2019	2020	2021	2022
KIPRIS	1,535,332	1,271,032	1,313,088	1,329,766	1,052,664	2,014,381
K-PION	104,288	63,160	52,453	36,211	39,728	27,692

\*外部リンク: Patentscope など他の検索サービスとのリンクサービス

表VI-2-16 各国の韓国特許英文要約の活用現況 (2022年12月末現在)

区分		対象国
自国検索システムを活用	審査官用	アメリカ、日本、ドイツ、中国、ロシア、台湾、ベラルーシ、ドイツ、ユーラシア特許機構(EAPO)
	国民用	中国(PSS-システム)、ヨーロッパ(Espacenet)、ドイツ(DEPATISnet)、台湾(GPSS)、WIPO(Patentscope)
海外検索システム-活用		スロバキア、スイス、スペイン、カナダ、ブラジル、ハンガリー、クロアチア、カザフスタン、ポルトガル、カタール、セルビア、キルギス共和国、ルーマニア、イギリス、ポーランド、チリ、モロッコ、ニュージーランド、フィンランド、メキシコ、オーストリア、ヨルダン、イタリア、ケニア、タイ、ギリシャ、台湾、ドイツ、アメリカ、イスラエル、日本、中国、フィリピン、ノルウェー、ブルガリア、ウクライナ、インドネシア、イラン、コスタリカ、オーストラリア、EPO など 196 カ国
特許庁検索システムを活用	KIPRIS	アメリカ、スウェーデン、オランダ、中国など 85 カ国以上。
	K-PION	中国、アメリカ、ドイツ、オーストラリアなど 18 カ国

\*海外検索システム: Patentscope、Espacenet、EPOQUE、EAPATIS など

## C. 評価及び発展方向

国家競争力の核心要素として知的財産の重要性が高まっており、グローバル特許紛争が激化する中、米国、日本などの主要先進国は知的財産政策を国家最優先課題として推進している。知的財産政策の一環として、日本、中国、台湾、ロシアなど非英語圏の諸国家は自国特許に対する英文要約を継続的に発刊し、海外普及のために努力している。

これまで韓国も、外国審査官と外国人

が韓国特許技術情報を活用できるように、韓国の特許公報に対する英文要約を適時に発刊し、迅速に普及し、海外で韓国の特許技術の保護に貢献してきた。

今後も、外国審査官などが特許審査の際に韓国特許の英文要約を積極的に活用し、韓国特許技術を先行技術として引用できるよう、顧客が要求するコンテンツを持続的に拡大し、迅速な普及のためのオンライン(ファイル・トランスファー・プロトコル)普及先を拡大するなど、様々な努力を持続的に行う計画である。

## 5. 知的財産権公報の発刊

産業財産情報局 産業財産データ管理課 行政事務官 **イ・ピョンソク**

### A. 推進背景及び概要

特許庁は、発明された技術内容を公衆に公開することで、発明者の産業財産権を保護し、技術の進歩を促進するために1948年から産業財産権公報を発刊している。1998年5月からは公報をCD-ROMとして発刊し、2001年7月からはインターネット公報サービスを提供している。特許庁は、誰でもインターネット公報サービスを通じて公報を容易に閲覧できるように、PDF文書の形で公報を発刊し、毎月定期的にDVD及びFTPを通じて17の国家及び機関(国内3カ所、

海外14カ所)に配布している。

### B. 推進内容及び成果

2022年には約699,000件の公報を発行し、出願人の権利保障及び海外における韓国の知的財産権保護に貢献した。そして、インターネット公報メールサービスを利用する加入者数は約1万2千人、発信されたメール件数は約869万件に達するなど、毎年公報サービスを利用する規模が持続的に増加している。

表VI-2-17 公報の種類、配布及びサービスの現況

公報の種類	(公開公報)出願後、登録される前に出願事項についての内容を公開
	(登録公報)設定登録された後の登録事項についての内容を記載
	(訂正公報)訂正請求などの権利に対する変動事項が発生した場合に発刊
配布現況	(配布機関)国外:IP5、カナダ、ドイツ、スウェーデン、ロシアなど 14 か国 国内:国会図書館、国立中央図書館など 3 機関
	(配布方法)オンライン(FTP)及びオフライン(DVD)配布
国民向けサービス	(閲覧)特許庁ホームページ(3ヶ月間)及び KIPRIS を通じて発刊された公報文書の閲覧サービス提供

表VI-2-18 年度別の公報発刊件数

(単位:件)

区分	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
特室(登録/公開)	262,613	276,299	286,924	307,751	310,567
商標(登録/公開)	253,051	273,526	253,278	305,049	317,890
意匠(登録/公開)	53,078	56,362	54,625	60,890	58,518
その他(消滅、回復公報など)	7,316	8,250	10,921	13,836	11,739
合計	576,058	614,437	605,748	687,526	698,714

表VI-2-19 インターネット公報のメーリングサービス加入者及びメール送信件数 (単位:名/件)

区分	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
加入者	11,748	11,819	11,906	11,949	12,054	12,085	12,152	12,156	12,206
発送件数 (累計)	7,965,950	8,051,153	8,129,960	8,252,361	8,403,438	8,549,871	8,688,142	8,688,898	8,689,258

### C. 評価及び発展方向

現在、特許庁は発明家、企業及び研究者、弁理士など、特定分野の最新特許技術情報が必要で役所を訪れる人々のために、新たに発刊された公報と関心分野情報リストを電子メールで送付する「関心分野メールサービス」を実施している。出願人には、自分の産業財産権公報に対する発刊予定日をメールで事前に通知する「公報発刊予告サービス」を提供している。また、公報に記載される個人アドレスの露出を懸念する出願

人、権利者等のために、公報のアドレス掲載範囲を公報発行前にあらかじめ選択できるように制度を改善し、利用顧客が知的財産権公報を理解し、活用しやすいように関連書式を改正するなど、利便性増進のために着実に努力している。

特許庁は今後も出願人をはじめとする利用顧客の便宜増進及び権益保護、韓国の知的財産権の国家競争力強化のために、国際標準と IT 新技術が反映された世界最高水準の公報サービスを提供するよう努力する計画だ。

## 6. 特許文書電子化センターの運営

産業財産情報局 産業財産情報システム課 電算事務官 **ヒョン・スンウ**

### A. 推進背景及び概要

特許庁は、ペーパーレスの特許行政を目的として、すべての産業財産権関連書類を電子化している。このため、特許法に基づいて1997年10月に韓国特許情報院を特許文書電子化機関に指定し、2001年1月に特許文書電子化センター（以下、電子化センター）を設立し、電子化事業を委託運営中である。電子化センターは、特許庁に提出される産業財産権書類（出願書、補正書、登録申請書、審判請求書など）と電子文書（商用語明細書、審決文など）を情報システムである特許ネットで審査・審判などの特許行政に活用できるように迅速かつ正確に電子化しており、特許情報疎外階層を対象に無料特許情報検索及び電子出願教育を実施し、特許情報活用及び電子出願利用の普及に貢献している。

### B. 推進内容及び成果

電子化センターは、2001年出願書類、補正書類を皮切りに、2002年登録・審判書類、2005年PCT国際出願書類など書類の電子化だけでなく、2016年商用入力ソフトで作成した明細書、2020年画像明細書など電子文書まで、法制度と技術の発展に合わせて電子化対象を徐々に拡大してきた。

過去20年間、電子化センターの運営を通じて紙文書の保管及び公報制作などに必要な所要費用約535億ウォンが削減できる経済的効果と、紙が消えた特許行政処理において約139トンの炭素排出量が減少する環境改善効果をもたらした。

また、質の高い審査・審判業務基盤の提供を目的として、人工知能(AI)技術を適用し、単純反復業務の自動化(RPA)など特許文書の電子化システム高度化による電子化データの品質向上に努めている。

これに対する成果として、2022年には1,100種(旧書式を含む)に及ぶ産業財産権関連書類338,896件を電子化し、サービスレベル協定(SLA)を通じた品質管理で平均2日レベルの処理期間を維持しながら、過去最低のエラー率(0.163ppm<sup>22)</sup>)を達成した。

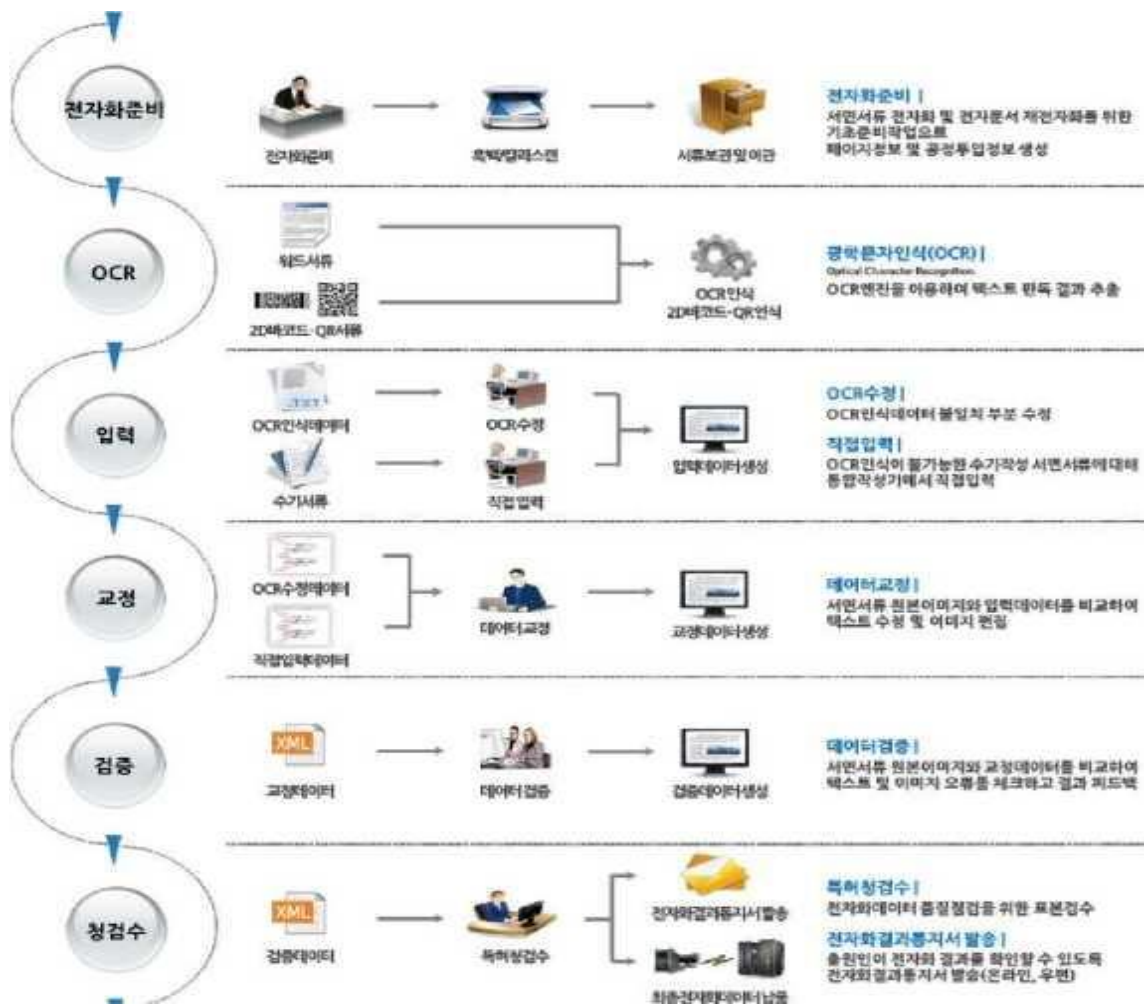
これとともに、個人をはじめとする大学、中小企業、創業保育センターなど特定規模以上の知的財産権教育需要を対象に対面・非対面方式の特許情報検索及び電子出願教育を実施中であり、特許庁ソウル事務所出願支援室訪問客に1対1の特許情報検索及び電子出願の案内を提供している。

---

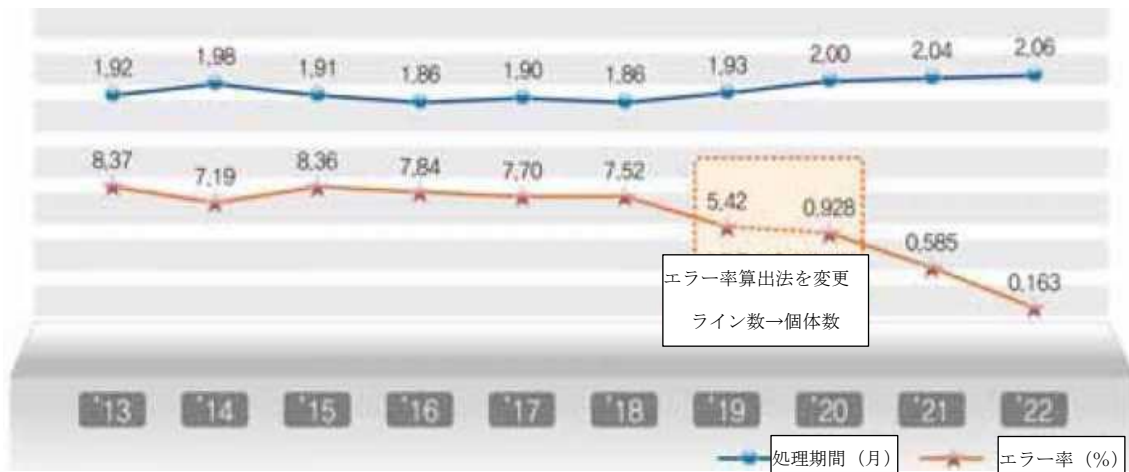
22) PPM:百万分率、電子化テキスト・画像数100万個あたり発生したエラー数の比率



図VI-2-4 電子化処理工程のフローチャート



図VI-2-5 年度別の電子化処理期間及びエラー率の現況



図VI-2-6 年度別 訪問特許情報検索及び電子出願及び教育回数及び教育人数



### C. 評価及び発展方向

1999年、インターネットベースの電子出願システムである特許ネットを開通させて以来、電子出願率は持続的に上昇してきたが、2021年以降、上昇傾向が鈍化する様相を示しており、高齢層及び情報化疎外層が存在する限り、書面提出は当分一定水準を維持すると予想される。

したがって、人工知能関連技術を取り入れ、書面書類の電子化過程の手作業工程を電算自動化工程に変更し、エラ

ーの事前予測技術などを導入し、効率的で迅速な電子化プロセスを構築する予定である。

また、電子出願に慣れていない予備出願人のために特許、実用新案、商標などの権利別に電子出願教育動画を制作して配布し、現場訪問教育が難しい個人、中小企業のために韓国著作権委員会、韓国知的財産保護院など外部機関と協業し、非対面型カスタマイズ出願支援教育サービスをさらに活性化する予定である。

## 第4節 知的財産情報サービスレベルの向上

### 1. 概観

産業財産情報局 産業財産データ管理課 行政事務官 **イ・ピョンソク**

最近の第4次産業革命時代に対応した民間活用の向上及び新しいサービス市場の創出を支援するための公共情報

の民間開放・共有の拡大が重要視されており、特許庁もこれに呼応して、知的財産情報の民間開放・共有拡大を通じ

た国内の知的財産情報の国内外活動の活性化及び新たなサービス市場の創出のために持続的に努力している。特に、知的財産情報の開放・共有拡大のために「特許情報データベースの構築」と「知的財産情報サービスレベルの向上」を重点的に推進している。

特許庁は、全世界の特許出願件数の80%以上を占めるIP5 特許庁の一員として、出願量だけでなく、特許審査の品質向上にも着実に努力している。このため、特許審査官に質の高い多様な特許・非特許情報を提供するために努力しており、R&D 研究人材、個人発明家などの出願前の先行技術調査及びIP 戦略策定支援などのために国民向け検索サービスの拡大提供も推進している。

国際協力の強化により、米国、日本などIP5ヶ国の特許情報だけでなく、ベトナムなど新興国の特許情報の入手及びデータベース構築を拡大しており、標準技術文書データベース、伝統知識データベースなど様々な非特許文献データベースも継続的に拡充している。非特許文献の特許審査活用のため、2013年には審査官のための非特許統合検索システムを構築し、2014年からサービスを開始し、審査品質の向上に貢献している。

海外特許情報のデータベース構築だけでなく、国内特許情報の国内外活用を強化するためにインターネット特許公報を発刊し、審査官及び国民検索システムを通じて海外特許情報と一緒に統

合検索を提供しており、海外で韓国特許を迅速かつ正確に活用できるように韓国特許英文要約を発刊して海外に普及している。

また、人工知能時代を迎え、AI サービス開発に活用価値の高い機械翻訳学習データ、AI、商標、意匠などのデータを構築し、普及している。

データベース構築とともに、一般国民のためにモバイル検索サービスや海外特許検索サービスの拡大、知的財産統合検索の支援などを通じて、特許情報オンライン検索サービスの活用の活性化にも力を入れている。

特許庁は、高品質の審査・審判支援のための海外文献の言語障壁を最小化し、海外特許に対する大衆のアクセス性の向上及び国内企業の国際競争力強化のため、様々な翻訳サービスを提供しており、翻訳品質の向上のために持続的な努力をしている。

特許庁は、多様な特許顧客の要求を分析し収斂することで、今後、より高品質で便利な特許情報サービスの提供を継続的に推進し、韓国特許情報の海外保護強化のためにも着実に努力していく計画である。

## 2. 顧客指向型の特許情報検索サービス(KIPRIS)の運営

産業財産情報局 産業財産データ管理課 工業事務官 **ソン・サンヨン**

### A. 推進背景及び概要

特許制度は、国が一定期間、発明者に独占排他的な権利を与える代わりに、出願内容を一般人に公開し、技術発展を促進し、産業発展に寄与するための制度である。これに伴い、米国、日本、欧州などの先進特許庁は自国の技術保護及び活用増進のために特許情報の普及に力を入れており、韓国特許庁は2000年1月1日から特許情報検索サービスであるキプリス(KIPRIS、Korea Intellectual Property Rights Information Service)を通じて、国内外の知的財産情報を一般国民に無料でサービスしている。また、多様な連携情報及び利用者に合わせたサービスを提供することで、国民の知的財産情報活用の強化に努めている。

### B. 推進内容及び成果

#### 1) 特許情報の普及促進

特許庁は、特許情報の活用拡大に重点を置いた様々な政策を持続的に展開している。2006年から中小企業、研究機関などのホームページにキプリス(KIPRIS)検索窓を作成できる「訪ねて行く特許検索サービス」を実施し、2022年現在、特許事務所、中小企業、研究所、学校など合計640の機関で活用されている。2012年には、多様な層が知的財産情報に便利に接することができるようにキプリス(KIPRIS)ホームページ及び機能を全面改編し、2013年にはキプリスマバイルウェブサービスを開始してサ

ービスを提供している。

#### 2) 検索・照会情報の拡充

特許情報検索サービスであるキプリス(KIPRIS)が提供する情報は、初期の国内特許に極限されていたが、2002年には国内商標、意匠情報を追加提供し、2003年海外特許、2011年国内審判及びインターネット技術のお知らせ、2013年海外商標及び非特許情報、IP-NAVI紛争情報、2014年海外意匠、アイデア公募展など継続的にサービス提供範囲を拡大した。また、2022年にはインド、ベトナムの特許情報を追加提供し、2022年現在29カ国(機関を含む)の産業財産権情報と非特許文献情報を提供している。

2020年には権利移転、実施(使用)権、審判訴訟などの受付及び発送書類251種を追加提供し、2021年には出願時の人物情報に加え、登録後の人物情報(代理人、発明者、創作者)項目を追加提供し、出願関連者に対する最新情報を提供した。また、2022年には商標の地理的表示及び特許・実用新案微生物寄託情報の検索及び照会サービスを提供し、海外特許検索結果に対する分類統計情報を新規提供した。これにより、継続的に一般国民の産業財産権及び関連情報へのアクセス性を向上させている。

### 3) 普及と使用方法の改善

上記のようにデータ提供範囲の拡大とともに、利用者の利便性を考慮したサービス政策及び機能改善を継続的に推進した。

2018年には中国語・日本語のPCT文献に対する機械翻訳の提供及び英・日・中国語を除く13カ国10言語で作成された要約に対するグーグル無料翻訳サービスを提供し、海外特許文献に対する利用便宜性を強化した。

また、2019年には、利用者が直感的にキプリス(KIPRIS)サービスを把握できるようにメイン画面を改善し、検索項目を細分化し、2020年には権利別検索ヘルプ及び権利別詳細表示の印刷機能を改善した。2021年には、検索結果に被引用回数情報を提供し、分類統計項目10種を追加提供するなど、利用者の改善要求が高いサービスを重点的に改善

した。2022年には、モバイル KIPRIS の機能改善が行われた。既存の PC 環境でのみ可能だったスマート検索及び検索結果に対するフィルタとソート機能を新規提供し、同様に PC でのみ提供されていた統合行政情報及びPDF閲覧機能などを追加提供し、知的財産情報のアクセシビリティ及び利便性を強化している。

それだけでなく、キプリス(KIPRIS)の活用方法の案内を強化するため、2019年には韓国語と英語で提供していたキプリス(KIPRIS)のパンフレットをフランス語、中国語、日本語で製作して提供し、2020年には中小企業と地域発明教育センターを対象にガイドブックを製作して配布した。2021年には、キプリス(KIPRIS)の認知度向上のために「キトウギ」という固有キャラクターを制作し、2022年にはそのキャラクターを活用してキプリス(KIPRIS)の検索方法を紹介するYouTube映像などを制作した。

表VI-2-20 KIPRISの利用現況 (2022年12月末現在)

区分	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
KIPRIS 検索回数(千回)	96,166	27,675	27,361 (-1%)	33,085 (21%)	40,805 (23%)	49,053 (20%)	50,170 (2%)	51,173 (2%)	52,742 (3%)	56,257 (3%)	62,170 (11%)	76,972 (24%)	89,189 (16%)	103,210 (16%)

表VI-2-21 モバイル検索サービスの利用状況 (2022年12月末現在)

区分	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
モバイルキプリス検索回数(千回)	1,828	2,801	4,037	5,685	5,891	6,884	9,857	16,999	17,004	14,873

### 4) これまでの成果

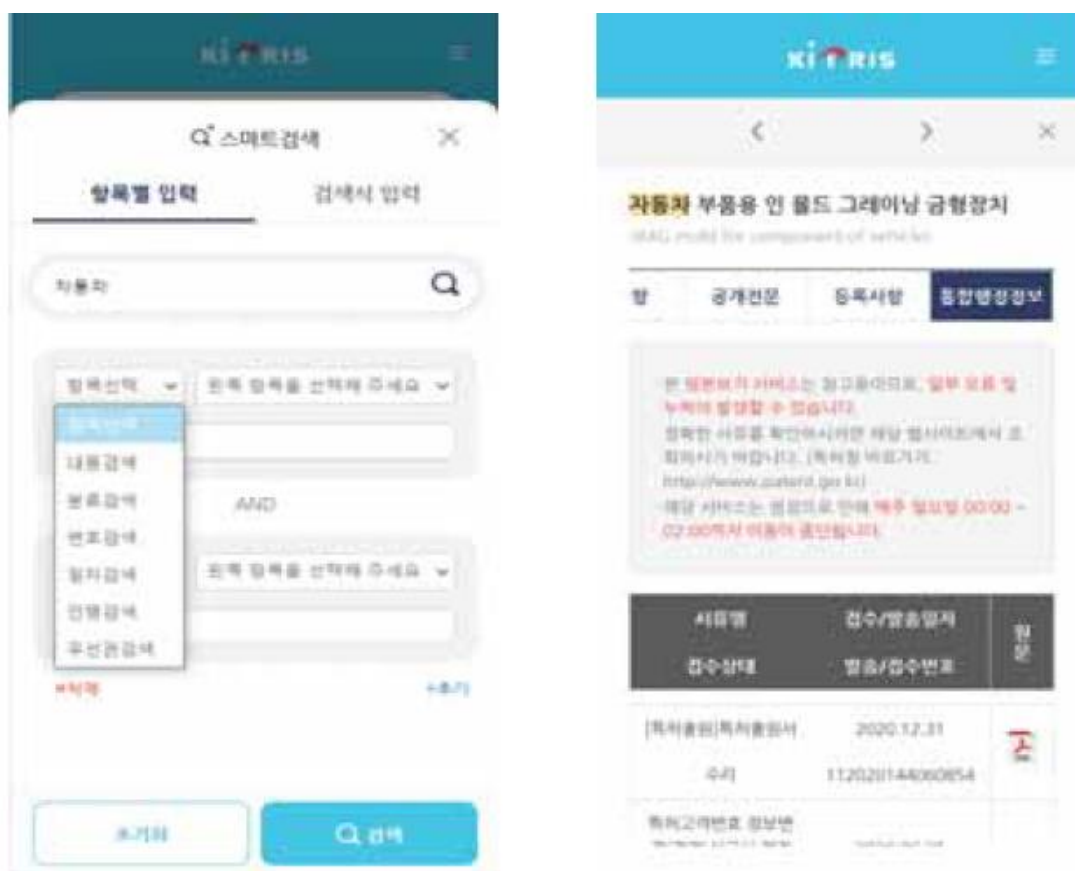
このような特許情報の活用及び拡散政策に伴い、特許情報検索サービス、キプリス(KIPRIS)の利用実績も年々着実に増加している。キプリス(KIPRIS)の主要利用指標としている年間検索回数

を見ると、2002年88万回に過ぎなかったが、2004年686万回、2016年5,117万回を超え、2022年には1億3百万回に達し、初めて年間検索回数1億回を達成した。

また、キプリス(KIPRIS)は全世界 182カ国で活用されているほど、韓国の知的財産権情報検索分野の代表的なサービスである。特許情報の普及が国家と産業界が進むべき業界発展の方向性を示

してくれる指針を提供し、研究開発の重複を未然に防ぐことができるツールとしての比重と重要性が日々増加するにつれ、キプリス(KIPRIS)の利用者は今後も継続的に増加することが期待される。

図VI-2-7 モバイルキプリスの画面



### C. 評価及び発展方向

特許庁は一般国民が知的財産権情報を迅速・正確、簡単、便利に利用できるような常に顧客の声に耳を傾けてきた。2012年大国民特許情報検索サービスであるキープラムを初心者など様々な層が便利に利用できるような大々的に改善し、その結果として「2012年インターネ

ットエコ大賞サービス革新大賞」を受賞した。また、情報脆弱階層(障害者・高齢者)のためのウェブアクセス性を毎年再認証している。今後も特許庁は、より多様な情報を国民が便利に利用できるような最善を尽くすとともに、絶えずサービスを改善し、国民が知的財産権情報を便利に手軽に利用できるような最善を尽くす。



### 3. 特許文献の機械翻訳サービスの拡大

産業財産情報局 産業財産データ管理課 行政事務官 **クオン・ミソン**

#### A. 推進背景及び概要

特許庁は、質の高い審査・審判支援のための海外引用文献の言語障壁を最小化し、海外特許に対する国民のアクセス性の向上及び国内企業の国際競争力強化のために翻訳サービスを提供している。審査品質の強化と審査期間の短縮及び業務効率化のための海外特許文献翻訳サービスの品質高度化事業を推進し、大民サービスである特許情報検索サービスのキプリス(KIPRIS)の海外特許情報検索サービス技術文献翻訳サービスについて、審査官と同じ品質の

翻訳サービスを提供するための基盤を構築した。

主要5特許庁である1P5特許庁間の審査情報の共有拡大及び審査品質の向上のため、海外特許文献の機械翻訳の活用が拡大傾向にある。韓国特許に対する世界的な関心の増加及び国内特許の保護強化のため、特許公報の言語的なアクセス性の向上及び翻訳の品質管理が非常に重要である。

表VI-2-22 翻訳サービス提供の現況

区分	審査官用	国民向け	連携検索サービス
日→韓機械翻訳	2001～	2008～	KOMPASS、KIPRIS
韓→英機械翻訳	2006～	2007～2014(有料)、2014～(無料)	K-PION <sup>23)</sup> 、KIPRIS
英→韓機械翻訳	2008～	2008～	KOMPASS、KIPRIS
中→韓機械翻訳	2013～	2015～	KOMPASS、KIPRIS

23)K-PION: 韓国特許情報紹介サービス

#### B. 推進内容及び成果

特許庁は、審査官の外国特許文献へのアクセス性を高め、審査品質を向上させるため、高品質の人工知能機械翻訳システムを導入し、既存のルールベースの機械翻訳と人工知能機械翻訳を同時に運営している。2019年英日翻訳について人工知能商用エンジンを導入し、その他の言語(ドイツ語、フランス語、ロシア語)は民間の翻訳サービスと連携して翻訳を提供するように開発した。また、韓英人工知能機械翻訳は、2018年WIPOと、2020年にはカカオエンタープラ

イズと技術協力を結び、関連技術の確保を通じた研究で韓英人工神経回路網機械翻訳機を独自開発し、性能高度化中であり、また、翻訳品質向上のために学習用データを持続的に拡充している。

今後、特許庁が独自に開発した韓英・英日人工知能機械翻訳機の翻訳品質向上及び性能の高度化を通じ、内部及び国民向け特許翻訳サービスを拡大する計画である。

## C. 評価及び発展方向

特許庁は、英韓、韓英、その他言語（ドイツ語、フランス語、ロシア語）の人工知能基盤の機械翻訳サービスを全面導入し、サービスを提供している。

2020 年度には審査官の中国特許文献へのアクセス性を強化するために中韓人工知能機械翻訳を導入し、機械翻訳サービスを開始し、翻訳品質評価などを通じて人工知能機械翻訳の独自技術力の確保に努めてきた。

また、2020 年 9 月に独自に英韓、韓英人工神経回路網機械翻訳機を開発し

高度化及び品質改善を持続的に進めており、これを活用して 2022 年には英語特許文献(US, WIPO)の韓国語翻訳文を構築した。2023 年には中国特許文献の韓国語翻訳文も構築する予定である。

今後、英語特許公報を韓国語で検索し、活用できるように審査業務インフラを強化する計画である。

そして、独自の技術力を活用し、日韓・中韓人工神経回路網機械翻訳機の開発も推進し、英語文献だけでなく、中国語、日本語の特許文献に対するハングル検索も可能にする予定である。

## 4. オープンプラットフォーム方式の公共データ開放拡大

産業財産情報局 産業財産データ管理課 工業事務官 **ソン・サンヨン**

### A. 推進背景及び概要

国内外の公共データ開放政策により、活用価値の高い知的財産データに対する民間の開放要求は徐々に増加しており、産業的波及効果の高い未来戦略産業として知的財産情報産業が注目されている。

しかし、韓国の知的財産情報産業はまだ成長初期段階に留まっており、企業の特許戦略策定、特許紛争対応など活用価値の高い特許情報に対する民間の開放需要は持続的に増加する一方、これまでの特許情報開放努力は供給者中心の特許情報データベースの開放、断片的な特許情報データベースの開放、断片的な民間活用支援などにとどまり、民間活用に限界があった。

これにより、特許庁は第4次産業革命時代を迎え、雇用誘発効果の大きい知的財産サービス業を集中育成するため、付加価値の高い知的財産データを拡大開放し、開放ロードマップ(インフラ高度化及び意見収斂体系)に基づき、特許情報商品開発から創業、マーケティング、広報までの雇用創出のため、段階的な民間活用支援政策を推進した。

## B. 推進内容及び成果

### 1) 計画策定及び開放インフラ整備

特許庁は民間需要ベースの特許情報開放及び段階的な民間活用支援のための開放計画を策定し、中国特許翻訳コーパス、米国権利者変動情報、英日特許翻訳コーパス、イスラエル特許公報、欧州特許翻訳データなど、民間需要の多い行政加工データを開放した。

また、産業財産権情報のアクセシビリティと活用性を高めるため、OPEN API 提供機能 11 個を伝送速度に優れた Rest 方式で追加開発し、2022 年末には Open API 提供機能数は合計 860 個となった。

### 2) 段階別民間活用支援

知的財産情報の活用を通じた創業促進のため、行政安全部、中小企業庁(創業振興院)、発明振興会と協力して創業支援プログラムを拡大運営し、特許権利化支援、創業教育、試作品製作、市場検証及び事業化に至るまで、全期間にわたる創業メンタリング支援が行われるようにした。

また、知的財産分野の創業促進及び成長支援のため、初期(予備)創業企業を対象に最大 5 年間 IP データを無償で提供する「IP データギフト制度」を設けて(2017 年 5 月施行)運営し(常時)、成果モニタリング及びフォローアップ支援を通じて創業・事業化成長支援を強化した。

図 VI2-8 KIPRIS<sup>PLUS</sup> (plus.kipris.or.kr) の概要



### 3) 意見集約体制の構築と広報の強化

特許庁は、「IP 情報サービス利用機関統合懇談会」、「情報活用諮問委員会」、「KIPRIS<sup>plus</sup> 利用実態及び満足度調査」などを通じて、VCO 及び政策担当者の意見を求め、現場訪問を通じて民間活用時の問題点をモニタリングするために積極的に努力した。

また、特許情報開放・流通ポータルサイト(KIPRIS<sup>plus</sup>)内のオンライン IP ヘルプデスクを通じて、透明かつ迅速にデータ

での処理に対応している

### C. 評価及び発展方向

このような知的財産情報開放・活用支援の努力により、KIPRIS<sup>plus</sup> サービス利用機関数が 2021 年 541 機関から 2022 年 568 機関に約 5%増加し、open API 利用件数は 2021 年 2,003 百万件から 2022 年 2,036 百万件と着実に増加している。IP 情報商品活用件数は 2021 年 2,326 件から 2022 年 2,881 件で 24%増加した。

図 VI-2-9 知的財産 (IP) データギフト制度

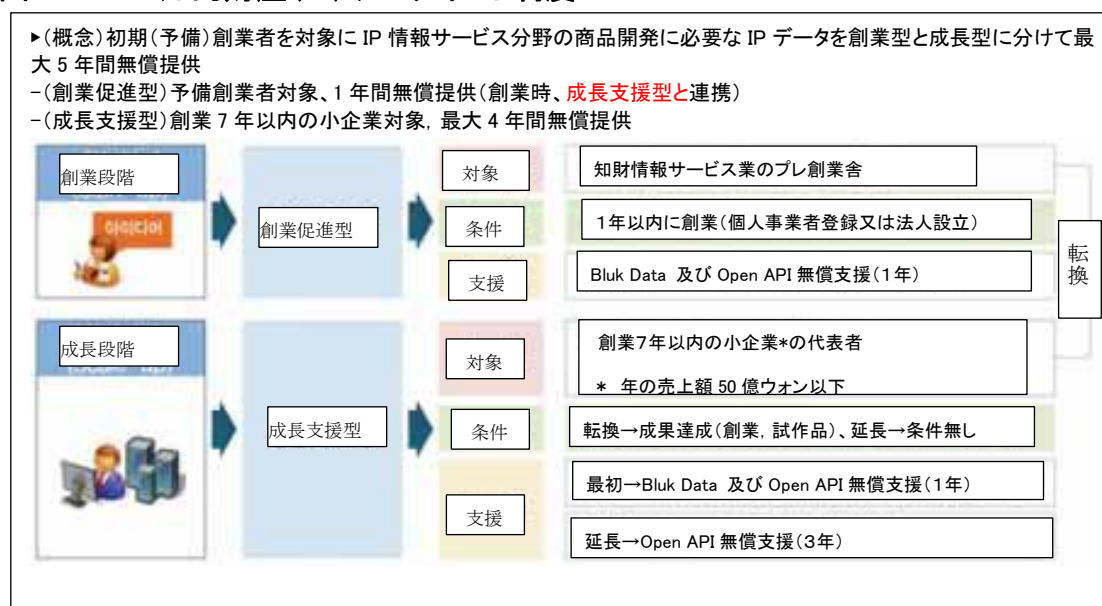


表 VI-2-23 機関協業のフォローアップ支援プログラム

協力機関	プログラム名	支援内容
中小ベンチャー企業部 (創業振興院)	初期創業パッケージ	資金(最大 1 億)
	プレ創業パッケージ	資金(最大 1 億)
技術保証基金	技術保証ベンチャーキャンプ	投資・コンサルティング
課寄付	K-グローバル創業支援	教育コンサルティング
特許庁 (発明振興会)	IP 飛び石	IP 創出+製品化支援
	IP 翼	IP 経営コンサルティング

表VI-2-24 IP 情報活用の生態系づくりのための官民協力活動

イベント名	イベント概要	支援内容
全政府公共データ活用コンテスト	行政安全部主管の公共データを活用した創造的なアイデアと公共データビジネスモデルの発掘及び創業支援のための優秀アイデア公募(2022.8.31~22.9.1)	データ活用創業コンテスト大賞受賞作品を本選に推薦
国際特許情報博覧会 (PATINEX)	IP 情報活用の付加価値創出戦略の共有及びマーケティング機会提供のための国際特許情報博覧会開催(2022年9月)	スタートアップ企業共同広報館運営支援
日本特許情報 (PIFC)	グローバル特許情報技術交流及び情報サービス分野国際協力等のためのカンファレンス(2022.11.8~2022.11.11)	優秀な IP サービス企業の海外販路開拓支援

また、開放ロードマップの策定による体系的な知的財産データの開放拡大により、開放データの商品種類を 2021 年 110 種から 2022 年 115 種に 拡大した。

2022 年、知的財産情報を活用して新規サービスルールを開発しようとする 52 のプレ/初期創業者(企業)に 23 億ウォン相当の IP データ 3,424 種を無償支援し、投資誘致 14 件(22 億ウォン)、産業財産権 29 件及び新規ビジネスモデル 8 件の創出という成果が見られ、それに伴い 390 人の雇用創出が行われた。

特許庁では、今後も政府機調に合致した知的財産情報の開放・流通の活性化のため、様々な支援政策を推進する予定である。

第一に、需要者にカスタマイズされた知的財産情報商品を持続的に拡大開放

していく。国内特許情報サービス企業の技術開発を促進するため、需要が多い海外特許データ及び構築に多くの費用がかかる学習データを開放し、民間の新規 IP 商品発掘を支援する計画だ。

第二に、KIPRIS<sup>plus</sup> サービスの利用率拡大のために Open API ユーザーマニュアルを構築し、利用者のニーズ 及び需要の高いデータ商品に対する API 機能を追加開発し、利用者の利便性を高める計画である。

第三に、KIPRIS<sup>plus</sup>を通じてサービスする知的財産情報に対するデータ整合性検証など IP 情報開放データの品質改善、開放データの意見集約、Open API 技術支援など、国民便宜機能の改善及び高品質の知的財産データの提供に努める計画である。

## 5. 知的財産統計サービスの提供

産業財産情報局 産業財産情報政策課 行政事務官 **チェ・ジョンファン**

産業財産情報政策課 施設主事 **ソン・レシン**

### A. 推進背景及び概要

財産情報は、国家や企業の未来の技術競争力を支える重要な要素である。こ

れにより、特許庁では知的財産及び科学技術分野の政策策定と特許技術動向把握支援のため、迅速かつ正確な統計



の生産・分析及び普及業務を行っている。

## B. 主な推進成果

特許庁では、国内外の知的財産データをもとに定期的に統計刊行物を発刊して普及している。まず、「知的財産統計年報(国家統計 第 138001 号)」は 1976 年 8 月に初めて作成及び毎年 1 回発刊し、現在まで知的財産統計に関するハブの役割を果たしている。特に、2018 年の年報には国家間比較が可能な統計指標など 44 個の指標を追加し、23 個の主要統計指標に対するインフォグラフィックの適用で視認性を高めた。2022 年には、年報内にインフォグラフィック形式で収録されている「一目でわかる知的財産統計」部分を追加改善し、ユーザーの利便性を向上させた。年報統計と WIPO 国際統計を基にグローバル、出願人タイプ別、地域別、技術別、産業別の特許動向情報を分析・整理した「特許で見る統計動向」刊行物も発刊している。

また、統計利用者が最近の知的財産統計動向に簡単にアクセスして理解できるよう、意匠を強化した「知的財産統計 FOCUS」を 2013 年から年 2 回発行している。

一方、特許庁は、知的財産統計の普及体系を強化するための活動として、様々な加工が可能な基礎統計データのオンラインサービスを運営・管理しており、知的財産と産業・経済情報の連携点を見つけるための努力として、'12 年から製造業を中心に韓国標準産業分類(KSIC)と国際特許分類(IPC)の連携表を構築し、知的財産と産業・経済を連携した研究の活性化に貢献した。

韓国の知的財産統計の質を高めるため、国際協力業務も推進している。韓国、米国、中国、日本、欧州など特許先進 5 力国(IP5)と WIPO は、各庁の特許出願、登録、審査関連統計と行政情報などを含む「IP5 統計報告書」を毎年共同発行しており、このために、IP5 統計実務グループを構成し、運営している。2012 年、韓国で第 1 回実務会議を皮切りに、中国、日本、米国、欧州の順に開催し、特許統計の発展方案について議論しており、特に 2022 年に IP5 統計実務グループ会議を開催し、統計報告書の改善と統計関連 이슈 の議論を主導するなど、注目すべき成果をあげた。

## C. 今後の発展方策

特許庁は、一貫性のある統計のための統計算出及び生産体系を構築し、国内外の出願人タイプ別の統計算出基盤を構築するための研究を継続するなど、知的財産統計サービスの先進化に向けた様々な政策を推進する予定である。



デジタル経済をリードする

# 知財強国

- 基盤が強固な知財行政
- デジタル時代の未来先端技術をリード
- 知財基盤のグローバル革新企業育成



07

Korean Intellectual  
Property Office

## 産業財産権出願・登録及び

## 審査・審判統計現況

第1章 国内出願分野の現況・420

第2章 PCT, マドリード, ハーグ国際出願分野・437

第3章 登録分野・456

第4章 審査分野・468

第5章 審判分野・478



## 第1章

# 国内出願分野の現況



## 第1節 産業財産権の出願全般

### 1. 産業財産権の出願動向

産業財産情報局 産業財産出願課 行政事務官 **イ・ヨンジュン**

2022年度の産業財産権出願件数は合計55万6,436件(PCT、マドリッド、ハーグなどの国際出願を含む場合)で2021年度比と約6.1%減少した。

権利別に概観すると、特許出願は23

万7,633件で、前年比約0.2%減少し、実用新案登録出願は3,084件で前年比約23.01%減少した。意匠登録出願も5万6,641件で約12.6%減少した。商標登録出願は、25万9,078件で、前年比約9.4%減少した。

表Ⅶ-1-1 最近5年間の権利別の出願現況

(単位:件,%)

区分	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
特許	209,992	218,975	226,759	237,998	237,633
増減率	(2.5)	(4.3)	(3.6)	(5.0)	(△0.2)
実用新案	6,232	5,447	4,981	4,009	3,084
増減率	(△8.5)	(△12.6)	(△8.6)	(△19.5)	(△23.1)
意匠	63,680	65,039	67,583	64,787	56,641
増減率	(0.4)	(2.1)	(3.9)	(△4.1)	(△12.6)
商標	200,341	221,507	257,933	285,821	259,078
増減率	(9.5)	(10.6)	(16.4)	(10.8)	(△9.4)
合計	480,245	510,968	557,256	592,615	556,436
増減率	(4.9)	(6.4)	(9.1)	(6.3)	(△6.1)

\* 出願書受付基準である。

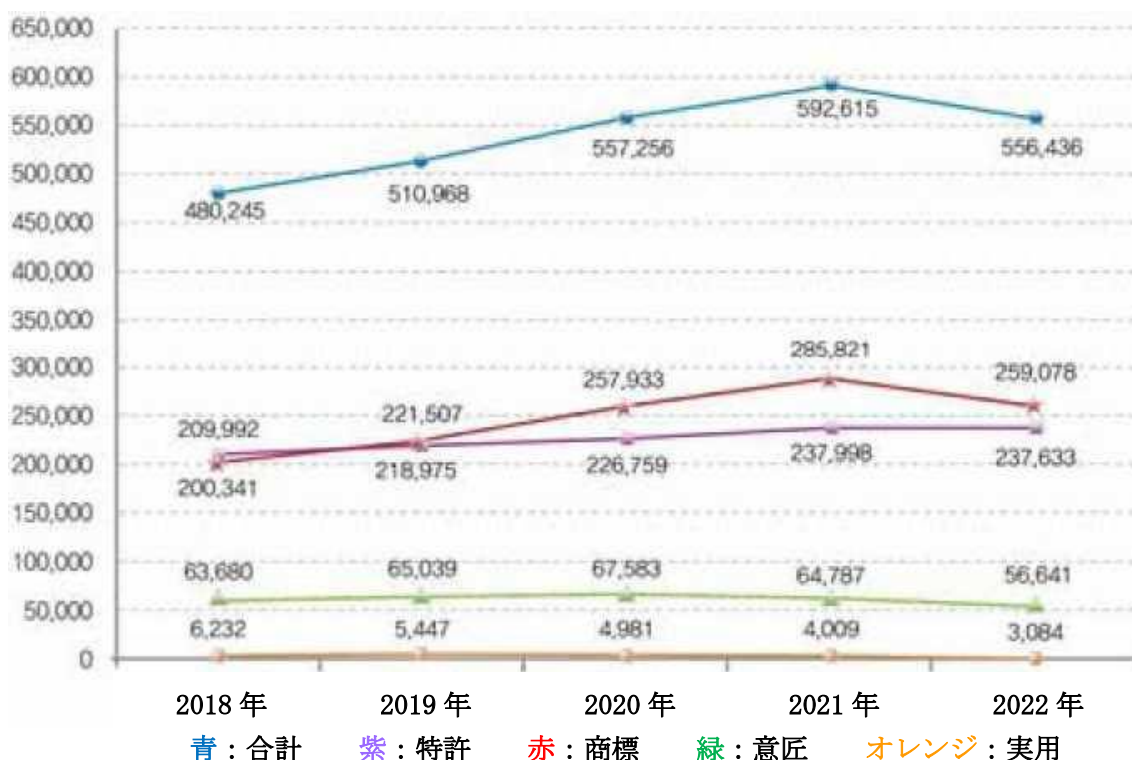
\* PCT、マドリッド、ハーグなど国際出願(指定官庁・指定国基準)を含む。



産業財産権の年度別出願推移は、2018年48万件から2019年51万1千件、2020年55万7千件、2021年59万3千件と着実に増加した後、2022年55万6千件とやや減少した。

最近継続的に上昇傾向にあった出願が2021年最高値を記録した後、2022年に若干減少したもので、これは国内外の景気低迷による不確実性の拡大の影響で市場が全体的に低迷し、知的財産活動に影響を与えたとみられる。

図Ⅶ-1-1 最近5年間の権利別出願の推移



## 2. 外国人の出願現況

産業財産情報局 産業財産出願課 行政事務官 **イ・ヨンジュン**

2022年韓国人・外国人の出願比率を概観すると、韓国人の出願86.6%で、外国人の出願13.4%という結果で、小幅の比率の増減はあるが、概ね前年と同様の出願比率を示した。

権利別で前年比の増減率を概観すると、特許登録出願は4.1%増加し、実用新案登録出願は18.3%、意匠登録出願は19.1%、商標登録出願は53.2%とそれぞれ減少した。

表Ⅶ-1-2 韓国人・外国人別の出願現況 (単位:件, %)

区分	2021年		2022年		前年比増減率	
	件数	比率	件数	比率		
特許	内国人	186,263	78.3	183,754	77.3	△ 1.3
	外国人	51,735	21.7	53,879	22.7	4.1
	計	237,998	100.0	237,633	100	△ 0.2
実用新案	内国人	3,642	90.8	2,784	90.3	△ 23.6
	外国人	367	9.2	300	9.7	△ 18.3
	計	4,009	100.0	3,084	100	△ 23.1
意匠	内国人	59,959	92.5	51,428	92.9	△ 14.2
	外国人	4,828	7.5	3,905	7.1	△ 19.1
	計	64,787	100.0	55,333	100	△ 14.6
商標	内国人	255,690	89.5	228,255	94.2	△ 10.7
	外国人	30,131	10.5	14,113	5.8	△ 53.2
	計	285,821	100.0	242,368	100	△ 15.2
合計	内国人	505,554	85.3	466,221	86.6	△ 7.8
	外国人	87,061	14.7	72,197	13.4	△ 17.1
	計	592,615	100.0	538,418	100	△ 9.1

\*国内出願対象(ハーグ、マドリードは含まれていない)

### 3. 法人及び個人の出願現況

産業財産情報局 産業財産出願課 行政事務官 **イ・ヨンジュン**

2022年の個人と法人の出願比率は、それぞれ 33.9%と 66.1%で、2021年の個人 35.9%、法人 64%と比較すると、法人の出願が若干増加した。権利別出願の現

況を見ると、法人の出願比率は、特許が 82.2%で最も高く、意匠 57%、商標 50.3%、実用新案 39.7%の順であることを把握した。

表Ⅶ-1-3 法人・個人別の出願現況 (単位:件, %)

区分	法人			個人			全体		
	2021年	2022年	増減率	2021年	2022年	増減率	2021年	2022年	増減率
特許	195,730 (82.2)	201,365 (84.7)	2.9	42,268 (17.8)	36,268 (15.3)	△ 14.2	237,998	237,633	△ 0.2
実用新案	1,460 (36.4)	1,223 (39.7)	△ 16.2	2,549 (63.6)	1,861 (60.3)	△ 27.0	4,009	3,084	△ 23.1
意匠	34,482 (54.2)	31,553 (57.0)	△ 8.5	29,165 (45.8)	23,780 (43.0)	△ 18.5	63,647	55,333	△ 13.1
賞表	137,817 (51.0)	121,930 (53.0)	△ 11.5	132,604 (49.0)	120,438 (49.7)	△ 9.2	270,421	242,368	△ 10.4



計	369,489 (64.1)	356,071 (66.1)	△ 3.6	206,586 (35.9)	182,347 (33.9)	△ 11.7	576,075	538,418	△ 6.5
---	-------------------	-------------------	-------	-------------------	-------------------	--------	---------	---------	-------

\* ( )内は法人・個人別の構成比である。

#### 4. 女性・学生の出願現況

産業財産情報局 産業財産出願課 行政事務官 **イ・ヨンジュン**

2022年度の女性出願は58,521件で前年度比6.4%減少し、学生出願は2,449件で前年比9.7%減少した。

特許庁は女性出願拡大のために女性のみを対象とした知的財産権教育を全国的に実施しており、女性の発明アイデアが死蔵されることなく産業に積極的に活用されるように、世界女性発明大会、生活発明コリア、試作品製作支援、女性

発明品博覧会など様々な支援政策を継続して推進している。

また、学生の発明活動支援のために大韓民国学生創造力チャンピオン大会、大韓民国学生発明展、青少年発明家プログラムなど様々な支援政策を推進しているが、2014年に学生の減免対象が調整されて以来、学生の出願件数は年々減少している。

表Ⅷ-1-4 女性及び学生の出願現況

(単位:件, %)

区分	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
女性	40,857 (11.2)	47,346 (15.9)	55,795 (17.8)	62,505 (12.0)	58,521 (△ 6.4)
学生	3,281 (S6.9)	2,852 (△ 13.1)	2,712 (△ 4.9)	2,711 (0.0)	2,449 (△ 9.7)

\* ( )内は前年比の増減率である。

#### 5. 代理人の有無別の出願状況

産業財産情報局 産業財産出願課 行政事務官 **イ・ヨンジュン**

2022年度代理人による出願は合計460,396件で、産業財産権の出願全体である538,418件に対して85.5%を占めており、出願人の直接出願は合計78,022件で、全出願の14.5%を占めていること

が分かった。最近5年間の代理人による出願の推移を見ると、全体の出願の約85%内外の水準を維持している。

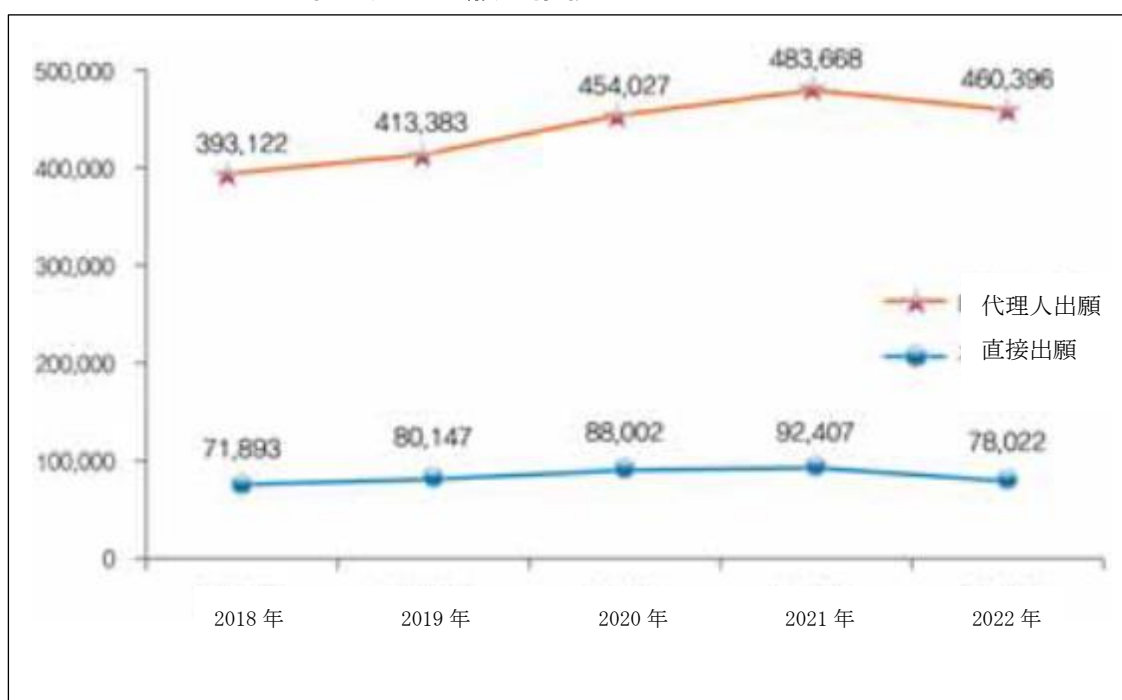
表Ⅶ-1-5 代理人の有無別の出願件数

(単位:件, %)

区分	18年	19年	2020年	2021年	2022年
代理人出願	393,122 (84.5)	413,383 (83.8)	454,027 (83.8)	483,668 (84.0)	460,396 (85.5)
直接出願	71,893 (15.5)	80,147 (16.2)	88,002 (16.2)	92,407 (16.0)	78,022 (14.5)
計	465,015 (100)	493,530 (100)	542,029 (100)	576,075 (100)	538,418 (100)

\* ( )内は代理人の有無別の構成比である。

図Ⅶ-1-2 代理人の有無別の出願の推移



## 6. 主要国(米国、日本、中国、欧州)の特許出願現況

産業財産保護協力局 国際協力課 工業書記 **キム・ジョンギョ**

産業財産権主要4カ国(米・日・中・欧)の最近5年間(2021年)の特許出願動向を見ると、2021年に最も特許出願件数が多い国は中国で、最近5年間の総出願件数は7,407,079件となり、次いで米国、日本、欧州(EPO)の順であることが分かった。

特に、中国は2015年に初めて年間出

願件数100万件以上を記録した後も、継続的に増加し、多くの出願量を維持している。2018年に比べ2019年の特許出願はやや減少したが、2020年から再び特許出願が増加し、10年連続特許出願件数基準で世界一位を占めた。米国は2020年比2021年の特許出願が若干減少し、日本は2014年以降、特許出願が持続的に減少する傾向を示している。

表Ⅶ-1-6 主要国の最近5年間の特許出願現況

(単位:件,%)

区分	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
中国	1,381,594 (3.2)	1,542,002 (11.6)	1,400,611 (△ 9.2)	1,497,159 (6.9)	1,585,663 (5.9)
アメリカ	606,956 (0.2)	597,141 (△ 1.6)	621,453 (4.1)	597,172 (△ 3.9)	591,473 (△ 1.0)
日本	318,481 (0.0)	313,567 (△ 1.5)	307,969 (△ 1.8)	288,472 (△ 6.3)	289,200 (0.3)
欧州(EPO)	166,585 (4.5)	174,397 (4.7)	181,479 (4.1)	180,346 (△ 0.6)	188,778 (4.7)

\* WIPO IP Statistics Data Center 参考

\*\* ( )は、前年比増減率

## 7. 韓国の主要国(米国, 日本, 中国, 欧州)への特許出願現況

産業財産保護協力局 国際協力課 工業書記 **キム・ジョンギョ**

表Ⅶ-1-7 過去5年間の韓国の主要国に対する特許出願現況

(単位:件,%)

区分	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	平均増減率 <sup>24)</sup>
中国	韓国人出願 13,180 (△ 4.2)	13,875 (5.3)	16,019 (15.5)	16,725 (4.4)	17,691 (5.8)	7.6
	中国 全体出願 1,381,594 (3.2)	1,542,002 (11.6)	1,400,611 (△ 9.2)	1,497,159 (6.9)	1,585,663 (5.9)	3.5
アメリカ	韓国人出願 35,565 (△ 4.8)	33,961 (△ 4.5)	36,424 (7.3)	37,490 (2.9)	36,909 (△ 1.5)	0.9
	米国 全体出願 606,956 (0.2)	597,141 (△ 1.6)	621,453 (4.1)	597,172 (△ 3.9)	591,473 (△ 1.0)	△ 0.6
日本	韓国人出願 4,735 (△ 9.2)	5,070 (7.1)	5,634 (11.1)	5,881 (4.4)	5,936 (0.9)	5.8
	日本 全体出願 318,481 (0.0)	313,567 (△ 1.5)	307,969 (△ 1.8)	288,472 (△ 6.3)	289,200 (0.3)	△ 2.0
欧州 (EPO)	韓国人出願 6,455 (△ 5.4)	7,280 (12.8)	8,332 (14.5)	9,085 (9.0)	9,386 (3.3)	9.8
	欧州(EPO) 全体出願 166,585 (4.5)	174,397 (4.7)	181,479 (4.1)	180,346 (△ 0.6)	188,778 (4.7)	3.2

\* WIPO IP Statistics Data Center 参考

\*\* ( )は、前年比増減率

24) 2017~2021年5年間の増減率の平均

## 第2節 権利別・産業部門別の出願

### 1. 特許・実用新案の登録出願状況

産業財産情報局 産業財産情報政策課 行政書士 **チェ・ジョンフン**  
 産業財産情報政策課 施設主事 **ソン・レシン**

特許出願の産業部門別構成比を見ると、内国人は、コンピュータプログラミング、情報サービス業(12.5%)、医療用機器(眼鏡、レンズを含む)製造業(6.0%)、事務用以外の一般機械造業(5.7%)分野の順に多く出願され、外国の場合は、医療用物質及び医薬品製造業(13.0%)、通信及び放送機器製造業(7.4%)、半導体製造業(6.9%)の各分野の順に多く出願されていることが分かった。

また、実用新案登録出願の産業部門別の構成比を見れば、韓国人はその他製品製造業(9.1%)、家庭用機器製造業(8.9%)、ゴム製品及びプラスチック(6.9%)の各分野の順で多く出願されており、外国人の場合は事務用以外の一般機械製造業(12.7%)、医療用機器製造業(メガネ、レンズ含む)製造業(10.0%)、家庭用機器製造業(8.7%)の各分野の順で多く出願されたものと分かった。

表Ⅶ-1-8 産業部門別の特許・実用新案登録出願の現況 (単位:件, %)

区分(特許)	韓国人		外国人		計	
	件	構成比	件数	構成比	件数	構成比
農林漁業	2,828	1.5	221	0.4	3,049	1.3
鉱業	261	0.1	64	0.1	325	0.1
食料品製造業	4,476	2.4	322	0.6	4,798	2.0
飲料製造業	121	0.1	18	0.0	139	0.1
タバコ製造業	955	0.5	670	1.2	1,625	0.7
繊維製品製造業	359	0.2	116	0.2	475	0.2
衣類、衣類付属品及び毛皮製品の製造	675	0.4	52	0.1	727	0.3
皮革・鞆・靴製造業	563	0.3	120	0.2	683	0.3
木材及び木材製品製造業;家具を除く	604	0.3	27	0.1	631	0.3
パルプ、紙及び紙製品製造業	129	0.1	66	0.1	195	0.1
印刷及び記録媒体複製業	158	0.1	45	0.1	203	0.1
コークス、練炭及び石油精製製品製造	208	0.1	139	0.3	347	0.1
基礎化学物質製造業	1,499	0.8	1,150	2.1	2,649	1.1
肥料及び窒素化学品製造業	187	0.1	11	0.0	198	0.1
合成ゴム及びプラスチック材料製造業	2,411	1.3	2,217	4.1	4,628	1.9
農薬及びその他農薬製造業	312	0.2	157	0.3	469	0.2
インク、塗料コーティング剤及び類似製品製造業	742	0.4	307	0.6	1,049	0.4

区分(特許)	韓国人		外国人		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
洗剤、化粧品及び光沢剤製造業	2,056	1.1	465	0.9	2,521	1.1
その他化学製品製造業	1,839	1.0	1,121	2.1	2,960	1.2
化学繊維製造業	191	0.1	80	0.1	271	0.1
医療用物質及び医薬品製造業	7,867	4.3	7,021	13.0	14,888	6.3
ゴム製品及びプラスチック	3,899	2.1	920	1.7	4,819	2.0
非金属鉱物製品製造業	4,301	2.3	1,321	2.5	5,622	2.4
1次鉄鋼製造業	1,023	0.6	622	1.2	1,645	0.7
1次非鉄金属製造業	23	0.0	12	0.0	35	0.0
金属鑄造業	180	0.1	55	0.1	235	0.1
構造用金属製品、タンク、蒸気発生器製造業	547	0.3	105	0.2	652	0.3
武器及び層状砲弾製造業	270	0.1	64	0.1	334	0.1
その他金属加工製品製造業	2,051	1.1	656	1.2	2,707	1.1
半導体製造業	5,685	3.1	3,723	6.9	9,408	4.0
電子部品製造業	3,098	1.7	1,751	3.2	4,849	2.0
コンピュータ及び周辺機器製造業	3,096	1.7	857	1.6	3,953	1.7
通信・放送機器製造業	9,639	5.2	3,977	7.4	13,616	5.7
映像及び音響機器製造業	4,345	2.4	2,075	3.9	6,420	2.7
磁気・光学媒体製造業	49	0.0	24	0.0	73	0.0
医療用機器(眼鏡, レンズを含む)製造業	11,104	6.0	2,846	5.3	13,950	5.9
測定、試験、成形、制御、およびその他の精密機器製造業	9,687	5.3	2,544	4.7	12,231	5.1
写真機器及びその他の光学機器製造業	2,029	1.1	1,917	3.6	3,946	1.7
時計及び時計部品製造業	87	0.0	86	0.2	173	0.1
電動機、発電機及び電気変換、供給、制御装置製造業	2,261	1.2	553	1.0	2,814	1.2
一次電池及び蓄電池製造業	6,673	3.6	1,693	3.1	8,366	3.5
絶縁線及びケーブル製造業	2,022	1.1	505	0.9	2,527	1.1
電球及び照明器具製造業	1,034	0.6	99	0.2	1,133	0.5
家庭用機器製造業	4,271	2.3	403	0.7	4,674	2.0
その他電気機器製造業	2,100	1.1	254	0.5	2,354	1.0
事務用機械及び装置製造業	411	0.2	130	0.2	541	0.2
事務用以外の一般機械製造業	10,475	5.7	2,522	4.7	12,997	5.5
特殊機械製造業	8,070	4.4	2,728	5.1	10,798	4.5
自動車製造業	6,503	3.5	1,094	2.0	7,597	3.2
船舶製造業	1,662	0.9	219	0.4	1,881	0.8
鉄道機器製造業	403	0.2	57	0.1	460	0.2
航空機製造業	579	0.3	90	0.2	669	0.3
戦闘用車両製造業	8	0.0	0	0.0	8	0.0
二輪車製造業	149	0.1	10	0.0	159	0.1

区分(特許)	韓国人		外国人		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
その他分類されていない輸送機	294	0.2	34	0.1	328	0.1
家具製造業	1,220	0.7	47	0.1	1,267	0.5
その他製品製業	4,176	2.3	518	1.0	4,694	12.0
電気、ガス、蒸気、水道	933	0.5	131	0.2	1,064	0.4
下水、廃棄物処理、原料再生、環境復元	1,594	0.9	137	0.3	1,731	0.7
建設業、建築技術サービス	4,516	2.5	134	0.2	4,650	12.0
コンピュータプログラミング、情報サービス業	23,015	12.5	2,539	4.7	25,554	10.8
その他	11,824	6.4	2,045	3.8	13,869	5.8
総合計	183,747	100	53,886	100	237,633	100

\* 特許出願取下げ・放棄、IPC 未分類の件を含む

区分(実用新案)	韓国人		外国人		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
農林水産業	191	6.9	0	0.0	191	6.2
鉱業	1	0.0	0	0.0	1	0.0
食料品製造業	22	0.8	3	1.0	25	0.8
飲料製造業	0	0.0	1	0.3	1	0.0
タバコ製造業	4	0.1	2	0.7	6	0.2
繊維製品製造業	1	0.0	1	0.3	2	0.1
衣類、衣類付属品及び毛皮製品の製造業	112	4.0	5	1.7	117	3.8
皮革・靴・靴製造業	65	2.3	5	1.7	70	2.3
木材及び木製品製造業;家具を除く	39	1.4	0	0.0	39	1.3
パルプ、紙及び紙製品製造業	6	0.2	0	0.0	6	0.2
印刷及び記録媒体複製業	17	0.6	0	0.0	17	0.6
コークス、練炭及び石油精製製品製造業	2	0.1	0	0.0	2	0.1
基礎化学物質製造業	1	0.0	1	0.3	2	0.1
洗剤、化粧品及び光沢剤製造業	5	0.2	0	0.0	5	0.2
その他化学製品製造業	4	0.1	0	0.0	4	0.1
医療用物質及び医薬品製造業	1	0.0	0	0.0	1	0.0
ゴム製品及びプラスチック	191	6.9	15	5.0	206	6.7
非金属鉱物製品製造業	94	3.4	5	1.7	99	3.2
1次鉄鋼製造業	5	0.2	0	0.0	5	0.2
金属鑄造業	2	0.1	1	0.3	3	0.1
構造用金属製品、タンク、蒸気発生器製造業	10	0.4	1	0.3	11	0.4
武器及び銃砲弾製造業	8	0.3	0	0.0	8	0.3



区分(実用新案)	韓国人		外国人		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
その他金属加工製品製造業	78	2.8		2.3	85	2.8
半導体製造業	4	0.1		3.7	15	0.5
電子部品製造業	12	0.4		1.0	15	0.5
コンピュータ及び周辺機器製造業	31	1.1		1.7	36	1.2
通信・放送機器製造業	14	0.5		2.0	20	0.6
映像及び音響機器製造業	29	1.0		0.3	30	1.0
磁気・光学媒体製造業	0	0.0		0.0	-	0.0
医療用機器(眼鏡、レンズを含む)製造業	18	6.5		10.0	21	6.8
測定、試験、成形、制御、およびその他の精密機器製造業	60	2.2		4.3	73	2.4
写真機器及びその他の光学機器製造業	7	0.3		3.0	16	0.5
時計及び時計部品製造業	4	0.1		0.3	5	0.2
電動機、発電機及び電気変換、供給、制御装置製造業	23	0.8		1.7	28	0.9
一次電池及び蓄電池製造業	9	0.3		4.0	21	0.7
絶縁線及びケーブル製造業	46	1.7		4.0	58	1.9
電球及び照明器具製造業	50	1.8		4.0	62	2.0
家庭用機器製造業	24	8.9		8.7	27	8.9
その他電気機器製造業	15	0.5		0.0	15	0.5
事務用機械及び装置製造業	6	0.2		0.0	6	0.2
事務用以外の一般機械製造業	139	5.0		12.7	17	5.7
特殊機械製造業	13	4.8		4.7	14	4.8
自動車製造業	73	2.6		3.3	83	2.7
船舶製造業	16	0.6		0.7	18	0.6
鉄道機器製造業	4	0.1		0.0	4	0.1
航空機製造業	10	0.4		0.0	10	0.3
二輪車製造業	4	0.1		0.0	4	0.1
その他分類されていない輸送機器製造業	22	0.8		2.3	29	0.9
家具製造業	15	5.5		2.3	15	5.2
その他製品製造業	252	9.1		4.3	26	8.6
電気、ガス、蒸気、水道	16	0.6		0.3	17	0.6
下水、廃棄物処理、原料再生、環境復元	22	0.8		1.3	26	0.8
建設業、建築技術サービス	15	5.4		1.7	15	5.0
コンピュータプログラミング、情報サービス業	27	1.0		0.3	28	0.9
その他	16	6.0		1.7	17	5.5
総合計	2,784	100		100	3,084	100

\* 特許出願取下げ・放棄, IPC 未分類の件を含む

## 2. 商標登録の出願現況

産業財産情報局 産業財産出願課 行政事務官 **イ・ヨンジュン**

NICE 分類による 2022 年度商標登録出願の現況を見ると、韓国人はサービス業が 48.2%で最も高い出願比率を示し、機械、電気機械、輸送機械器具が 11.6%、菓子、食品、飲料と化学品、医薬品、化粧品がそれぞれ 11.1%、10.3%と比較的

高い出願比率を示した。

外国人の場合もサービス業が 30%で最も高く、次いで機械・電気機械・輸送機械器具が 21.9%、化学品・医薬品・化粧品が 13.8%と続いた。

表Ⅶ-1-9 NICE 分類別の商標登録の出願現況

(単位:件, %)

区分	韓国人		外国人		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
化学品、医薬品、化粧品	27,566	10.3	3,033	13.8	30,599	10.5
一般金属材、建築材料、手動機器類、非金属製建築材料	2,643	1.0	303	1.4	2,946	1.0
機械、電気機械、輸送機械器具	31,177	11.6	4,821	21.9	35,998	12.4
繊維、繊維製品、衣類	15,980	6.0	1,843	8.4	17,823	6.1
家具、敷物類、台所用品	10,560	3.9	1,055	4.8	11,615	4.0
貴金属、時計、皮革、バッグ類	7,812	2.9	886	4.0	8,698	3.0
楽器、おもちゃ、スポーツ用品、タバコ	5,879	2.2	1,168	5.3	7,047	2.4
紙、文房具、印刷物	6,209	2.3	502	2.3	6,711	2.3
菓子、食品、飲料	29,883	11.1	1,682	7.6	31,565	10.9
ゴム、プラスチック材料	573	0.2	94	0.4	667	0.2
サービス業	129,422	48.2	6,600	30.0	136,022	46.9
その他	630	0.2	2	0.0	632	0.2
計	268,334	100.0	21,989	100.0	290,323	100.0

\* 国内出願の対象(マドリード含む)、多種類基準(出願1件当たり複数の種類も集計されている)

## 3. 意匠登録の出願現況

産業財産情報局 産業財産出願課 行政事務官 **イ・ヨンジュン**

2022 年度の意匠登録出願の現況を見ると、韓国人は文房具、事務用品、美術材料、教材 8.0%、物品運送・荷扱い用包装及び容器 7.7%、医療や服飾雑貨が 7.7%で比較的高い出願率を示した。外国人は、記録、通信及びデータ処理機器 18.1%、医療及び服飾雑貨用品

7.5%、その他の類に指定されていない機械 7.4%で比較的高い出願率を示した。また韓国人・外国人を含む全体では、服飾雑貨用品が 7.7%、物品輸送・荷扱い用包装及び容器が 7.4%、文房具、事務用品、美術材料、教材が 7.3%の順に高い出願比率を示した。

表Ⅶ-1-10 ロカルノ分類法による意匠登録出願の現況

区分	韓国人		外国人		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
食料品	361	0.7	24	0.5	385	0.7
衣料品及び服飾雑貨用品	3,979	7.7	389	7.5	4,368	7.7
他の類で明記されていない旅行用品、ケース、パラソル及び身の周り品	2,083	4.0	193	3.7	2,276	4.0
ブラシ製品	166	0.3	27	0.5	193	0.3
繊維製品、人造・天然シート織物類	2,148	4.2	18	0.3	2,166	3.8
家具及び寝具類	3,534	6.9	198	3.8	3,732	6.6
他の類で明記されていない家庭用品	2,622	5.1	260	5.0	2,882	5.1
工具及び金物類	1,586	3.1	110	2.1	1,696	3.0
物品運送・荷扱い用包装及び容器	3,988	7.7	215	4.2	4,203	7.4
時計、携帯用時計、そのほかの計測器具、検査器具及び信号器具	875	1.7	244	4.7	1,119	2.0
装飾用品	2,483	4.8	148	2.9	2,611	4.6
運送または昇降の手段	1,486	2.9	339	6.6	1,825	3.2
電気の発電供給または変電のための装置	1,426	2.8	227	4.4	1,653	2.9
記録、通信及びデータ処理機器	3,093	6.0	938	18.1	4,031	7.1
他の類で明記されていない機械	1,549	3.0	383	7.4	1,932	3.4
写真撮影機、映像撮影機及び光学機器	414	0.8	91	1.8	505	0.9
楽器	35	0.1		0.0	35	0.1
印刷及び事務用機械	191	0.4	11	0.2	202	0.4
文房具、事務用品、美術材料、教材	4,115	8.0	42	0.8	4,157	7.3
販売及び広告用機器、表示板	392	0.8	9	0.2	401	0.7
遊戯用品、玩具、テント及び運動用品	1,839	3.6	227	4.4	2,066	3.6
武器化学製品、狩猟、釣り及び害虫駆除用品	435	0.8	53	1.0	488	0.9
流体供給機器、衛生、暖房、換気及び空調機器、個体燃料	2,561	5.0	200	03.9	2,761	4.9
医療及び実験室用器具	1,652	3.2	260	5.0	1,912	3.4
建築ユニットおよび建設資材	3,566	6.9	48	0.9	3,614	6.4
照明機器	1,862	3.6	132	2.6	1,994	3.5
タバコ及び喫煙用品	66	0.1	40	0.8	106	0.2
医薬品及び化粧品、浴室・美容用品及び機器	1,120	2.2	227	4.4	1,347	2.4
消防、事故防止及び救助用装置及び装備	221	0.4	15	0.3	236	0.4
動物管理及び飼育用品	789	1.5	26	0.5	815	1.4
他の類で明記されていない食品または飲料処理用機械及び器具	206	0.4	52	1.0	258	0.5
グラフィックシンボル、ロゴ、表面模様及び装飾	-	-	1	0.0	1	0.0
未分類	648	1.3	23	0.4	671	1.2
計	51,471	100.0	5,170	100.0	56,641	100.0

\* 国内出願対象(ハーグは含まず)

## 第3節 公共機関及び大学の特許出願

### 1. 公共機関の特許出願現況

産業財産情報局 産業財産出願課 行政事務官 **イ・ヨンジュン**

公共機関の特許出願は 2022 年 11、267 件で、前年比 0.1%減少した。2018 年から 2022 年まで公共機関の中で特許多出願 1 位の機関は、9,738 件を出願した韓国電子通信研究院である。公共機関

全体の出願の 18.4%を占めており、次いで韓国電力公社、韓国生産技術研究院、国防科学研究所、韓国科学技術研究院の順となっている。

表Ⅶ-1-11 公共機関の特許出願現況

(単位:件、%)

年度	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年
公共機関の特許出願	9,648	10,252	10,427	11,278	11,267
前年比の増減率	△ 0.4	6.3	1.7	8.2	△ 0.1

\* 出願受理基準, 代表出願人基準

表Ⅶ-1-12 公共機関の特許多出願ランキング

(単位:件、%)

順位	機関名	2018~2022 出願件数	特許占有率
1	韓国電子通信研究院	9,738	18.4
2	韓国電力公社	4,345	8.2
3	韓国生産技術研究院	3,086	5.8
4	防衛科学研究所	2,560	4.8
5	韓国科学技術研究院	2,417	4.6
その他	その他	30,726	58.1
合計	-	52,872	100.0

\* 公共機関: 公共機関、研究機関、公企業などを含む

### 2. 大学の特許出願現況

産業財産情報局 産業財産出願課 行政事務官 **イ・ヨンジュン**

大学の特許出願は 2022 年 17,715 件で、前年比 5 件減少した。2018 年から 2022 年まで大学で特許多出願 1 位の大学は、4,577 件を出願した韓国科学技術研究院で、大学全体の出願の 5.2%を占めており、高麗大学、ソウル大学がそれぞれ

2 位と 3 位を占めている。

上位 5 位までの大学が占める割合が 22.7%で、知名度の高い一部の理工系大学の特許出願の割合が比較的高いことが分かった。

表Ⅶ-1-13 大学の特許出願の現況

(単位:件,%)

年度	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
大学特許出願	17,412	16,871	17,584	18,730	17,715
前年比増加率	0.0	-2.9	4.2	6.5	-4.1

\* 出願受理基準、代表出願人基準

表Ⅶ-1-14 大学の特許多出願ランキング

(単位:件、%)

順位	機関名	2018~2022 出願件数	占有率
1	韓国科学技術院	4,577	5.2
2	高麗大学	4,264	4.8
3	ソウル大学	4,214	4.8
4	延世大学	4,065	4.6
5	漢陽大学	2,897	3.3
その他	その他	68,295	77.3
合計	—	88,312	100.0

\* 大学:大学、学校法人などを含む

## 第4節 韓国人・外国人の地域別・企業別の出願

### 1. 韓国人の出願状況

産業財産情報局 産業財産出願課 行政事務官 **イ・ヨンジュン**

#### A. 地域別出願状況

2022年度内国人出願合計466,279件のうち、ソウル・仁川・京畿の首都圏が323,766件で全体の出願の69.4%を占めており、その他の地域が152,513件で30.6%を占めていることが分かった。これは、ほとんどの国内企業が首都圏に本社を置き、本社住所地として出願してい

るため首都圏の出願件数が集中しているものと判断される。





表Ⅶ-1-15 韓国人による地域別の出願現況

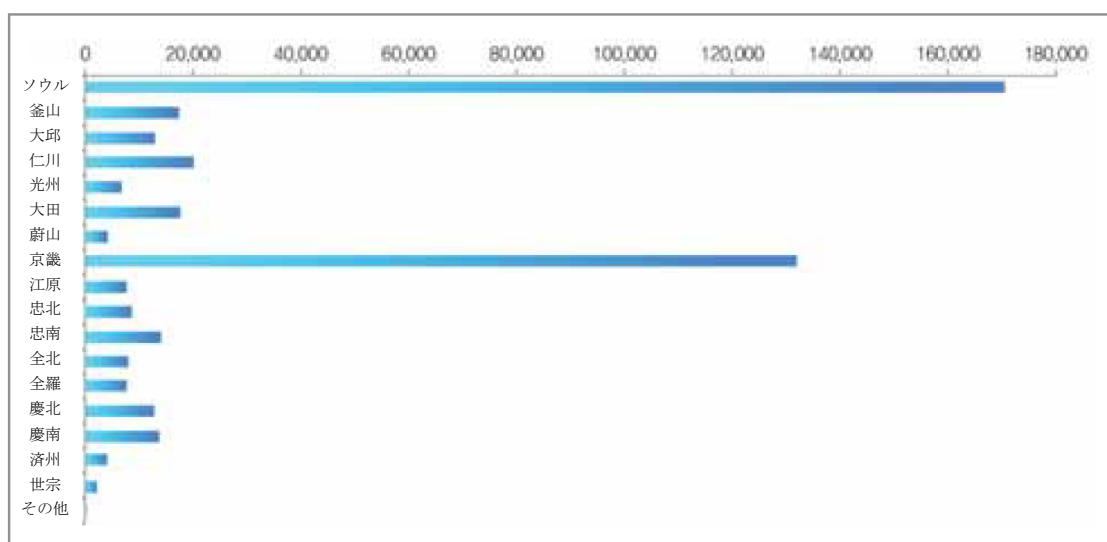
(単位:件, %)

区分	特許		実用新案		意匠		商標		合計		占有率	
	2021年	2022年	2021年	2022年	2021年	2022年	2021年	2022年	21年	2022年	2021年	22年
ソウル	54,169	54,236	764	635	18,773	16,127	115,250	100,010	188,956	171,008	37.4	36.7
釜山	6,473	6,160	164	122	2,764	2,469	9,713	9,071	19,114	17,822	3.8	3.8
大邱	5,065	4,681	130	100	2,757	2,443	6,490	6,009	14,442	13,233	2.9	2.8
仁川	6,932	6,947	230	183	3,430	2,872	10,557	10,337	21,149	20,339	4.2	4.4
光州	3,575	3,372	75	53	816	742	3,340	2,979	7,806	7,146	1.5	1.5
大田	11,390	11,120	192	121	1,350	1,301	5,237	5,338	18,169	17,880	3.6	3.8
蔚山	2,225	2,215	42	29	533	434	1,751	1,813	4,551	4,491	0.9	1.0
京畿	57,850	57,883	1,305	946	19,181	16,389	65,081	57,201	143,417	132,419	28.4	28.4
江原	2,900	2,775	71	53	891	759	4,554	4,388	8,416	7,975	1.7	1.7
忠北	4,289	3,984	87	76	1,177	1,123	4,559	3,781	10,112	8,964	2.0	1.9
忠南	7,317	7,339	99	68	2,002	1,678	5,703	5,219	15,121	14,304	3.0	3.1
全北	4,375	3,980	100	54	1,004	812	4,317	3,389	9,796	8,235	1.9	1.8
全羅	4,063	3,957	58	61	942	796	3,205	3,180	8,268	7,994	1.6	1.7
慶北	6,715	6,374	141	105	1,626	1,297	5,585	5,417	14,067	13,193	2.8	2.8
慶南	6,980	6,757	141	146	1,817	1,440	5,810	5,781	14,748	14,124	2.9	3.0
済州	1,029	1,023	20	13	487	477	3,170	2,969	4,706	4,482	0.9	1.0
世宗	905	938	22	19	318	267	1,343	1,338	2,588	2,562	0.5	0.5
その他	1	13	1		91	45	25	50	128	108	0.0	0.0
計	186,263	183,754	3,642	2,784	59,959	51,471	255,690	228,270	505,554	466,279	100.0	100.0

\* ハーグ、マドリードの場合、その他に分類、代表出願人の国籍基準

図Ⅶ-1-3 韓国人の地域別の出願の推移

(単位:件、%)



## B. 国内多出願企業別の出願状況

2022 年度の国内多出願企業のうち、上位 10 社の出願件数は合計 34,622 件で、全企業の 13%を占めており、特に特許出願の場合、上位 10 社の多出願企業の出願件数が国内企業全体の出願

118,197 件中 31,297 件で 26.5%を占めている。

多出願企業を見ると、サムスン電子、LG 電子、現代自動車、LG エネルギーソリューション、サムスンディスプレイが 1～5 位を占めた。

表Ⅶ-1-16 国内 10 大多出願企業の出願状況(単位:件, %)

順位	企業名	特許	実用	意匠	商標	合計
1	サムスン電子株式会社	11,417		443	156	12,016
2	LG 電子株式会社	4,723		718	173	5,614
3	現代自動車株式会社	2,983		223	296	3,502
4	株式会社 LG エナジーソリューション	3,384	2	36	8	3,430
5	サムスンディスプレイ株式会社	3,145		36	22	3,203
6	株式会社 LG 化学	1,623			3	1,626
7	LG ディスプレイ株式会社	1,513		75	10	1,598
8	現代モービス株式会社	1,322		140		1,462
9	株式会社 LG 生活健康	166	10	111	863	1,150
10	SEMES 株式会社	1,021				1,021
	小計 (国内企業全体の出願中の占有率)	31,297 (26.5)	12 (0.0)	1,782(1.5)	1,531(1.3)	34,622(13.7)
	国内企業全体の出願合計	118,197	838	26,694	106,002	251,731

## 2. 外国人出願状況

産業財産情報局 産業財産出願課 行政事務官 **イ・ヨンジュン**

### A. 出願人の国籍別出願状況

2022 年度の多出願国を見ると、2021 年度までの多出願国の順位は 2021 年度と同様、米国が 1 位、日本が 2 位を占め、外国人全体(法人を含む)の出願の

49.4%を占めて、依然として強みを見せている。1 位から 5 位までの多出願国の順位は、2021 年と同じ順位を維持している。

表Ⅶ-1-17 外国(法)人の国籍別の出願状況

(単位:件,%)

順位	区分		特許	実用	意匠	商標	計	
							件数	占有率
1	アメリカ	2022年	17,679	1	1,576	7,618	26,884	29.8
		2021年	15,503	21	1,326	7,226	24,076	27.7
2	日本	2022年	13,860	18	745	3,068	17,691	19.6
		2021年	14,164	30	825	2,880	17,899	20.6
3	中国	2022年	6,320	176	1,149	7,462	15,107	16.8
		2021年	6,294	158	1,280	8,014	15,746	18.1
4	ドイツ	2022年	3,703	8	208	1,812	5,731	6.4
		2021年	3,738	4	180	1,677	5,599	6.4
5	フランス	2022年	1,688		249	1,271	3,208	3.6
		2021年	1,688	3	247	1,261	3,199	3.6
6	イギリス	2022年	1,447	7	113	1,344	2,911	3.2
		2021年	1,320	5	75	1,078	2,478	2.8
7	スイス	2022年	1,633	2	238	1,005	2,878	3.2
		2021年	1,420	1	193	1,095	2,709	3.1
小計		2022年	46,330	222	4,278	2,358	53,188	59.0
		2021年	44,067	222	4,126	23,231	71,646	82.3
その他の国		2022年	7,549	78	892	7,228	15,747	17.5
		2021年	7,668	145	702	6,900	15,415	17.7
計		2022年	53,879	300	5,170	30,808	90,157	100.0
		2021年	51,735	367	4,828	30,131	87,061	100.0

## B. 多出願企業別の出願状況

外国人 10 大多出願企業は、米国企業 5 社、日本 3 社、中国 2 社が含まれている。多出願ランキングを見ると、米国のアップル・インコーポレイテッドが 1

位、クアルコム・インコーポレイテッドが 2 位、アプライド・マテリアル、3 位はリアルズ・インコーポレイテッド、4 位は日本の株式会社半導体エネルギー研究所、5 位は中国のファーウェイ・テクノロジーカンパニーリミテッドである。

表Ⅶ-1-18 外国人多出願企業上位 10 社別の出願現況

(単位:件)

順位	出願人。	国籍	特許	実用	意匠	商標	合計
1	アップル・インコーポレイテッド	アメリカ	573		304	12	889
2	クアルコム・インコーポレイテッド	アメリカ	857			18	875
3	アプライド・マテリアルズ・インコーポレイテッド	アメリカ	683	1	22	3	709
4	東京エレクトロン株式会社	日本	707		1		708
5	ファーウェイ・テクノロジーカンパニーリミテッド	中国	594		27	62	683
6	株式会社半導体エネルギー研究所	日本	608				608
7	グーグル LLC	アメリカ	468		44	17	529
8	ラムリサーチ・コーポレーション	アメリカ	484		38	1	523
9	日東電工株式会社	日本	505				505
10	マイクロンテクノロジー・インコーポレイテッド	中国	438				438

## 第2章

### PCT、マドリッド、ハーグ国際出願分野



## 第1節 PCT 国際出願

### 1. 世界の PCT 国際出願の現況

産業財産情報局 産業財産国際出願課 行政事務官 **ソン・ギュヒョン**

WIPO の統計資料(暫定)によると、2022 年の PCT システムを利用した国際特許出願は、2021 年の 277,500 件に比べて 0.05%減少した 277,354 件を記録した。これにより、PCT 国際出願は 2013 年の 20 万件達成以来、10 年間で 20 万件を超え、発明の海外特許出願のためのツールとして年々重要性を増している。

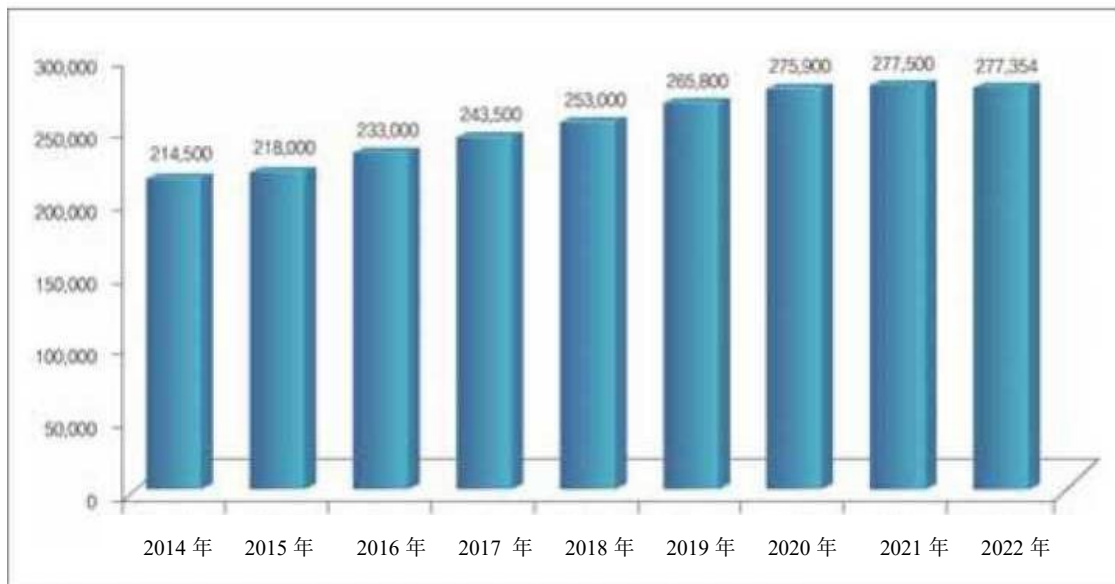
最近の PCT 国際出願の動向及び増加傾向で見られる興味深い現象は、アジア諸国が全体の出願に占める割合が持続的に増加していることである。韓国は 2021 年に比べて 6.5%増加し、22,023 件の PCT 国際出願を記録して 4 位の座を維持しており、中国は 2021 年に比べて 0.7%増加した 70,001 件で、4 年連続で世界 1 位になった。一方、米国の PCT 国際出願は 2021 年 59,570 件に比べて 1.5%減少した 58,651 件となった。

3 位の日本は 2021 年比で 0.2%増の 50,344 件の出願を記録し、5 位と 6 位のドイツ、フランスもそれぞれ 1.2%、5.0% 増となった。

大陸別に占める出願比率を見ると、2022 年の PCT 国際出願全体において、アジア諸国は 54.8%を占め、全体の半分を占めた。一方、北米は 22.1%、欧州は 21.7%を占め、2021 年の 22.4%、22.0%と比較して若干減少した。このようなアジア諸国の PCT 国際出願の割合の増加は、中国の急増と相まってしばらく続くものと予想される。

図Ⅶ-2-1 全世界での PCT 国際出願の現況

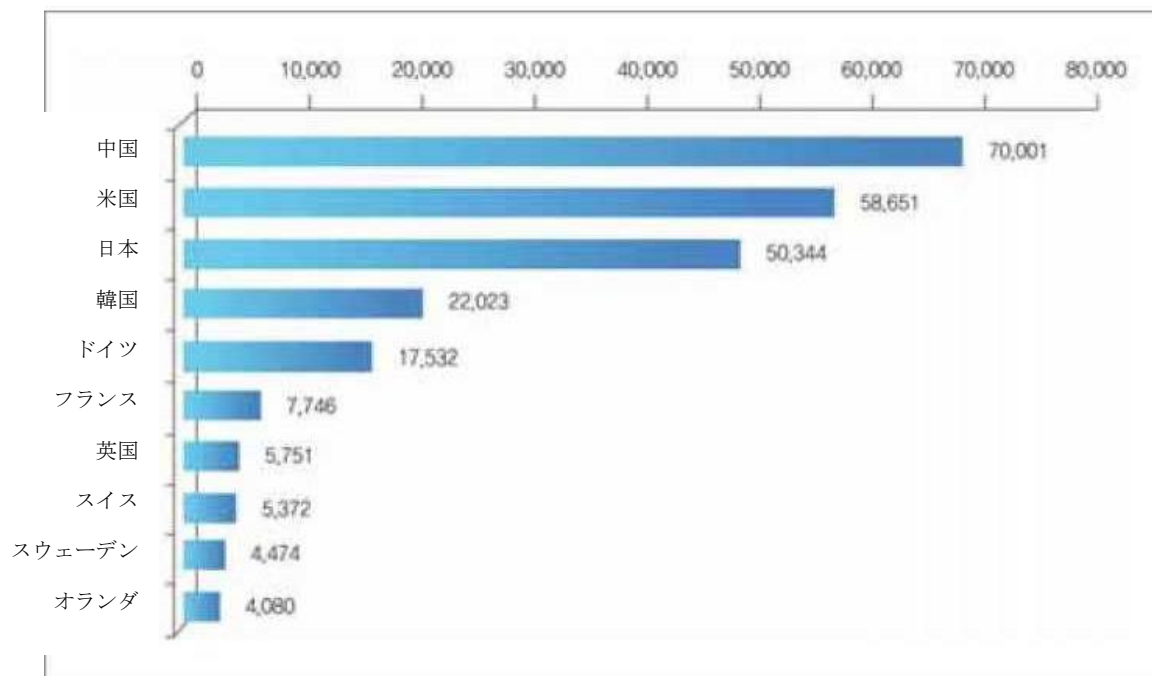
(単位:件)



\* 出典:PTC 年次レビュー(2022年の数値は2023.4.WIPO 発表(暫定)資料)

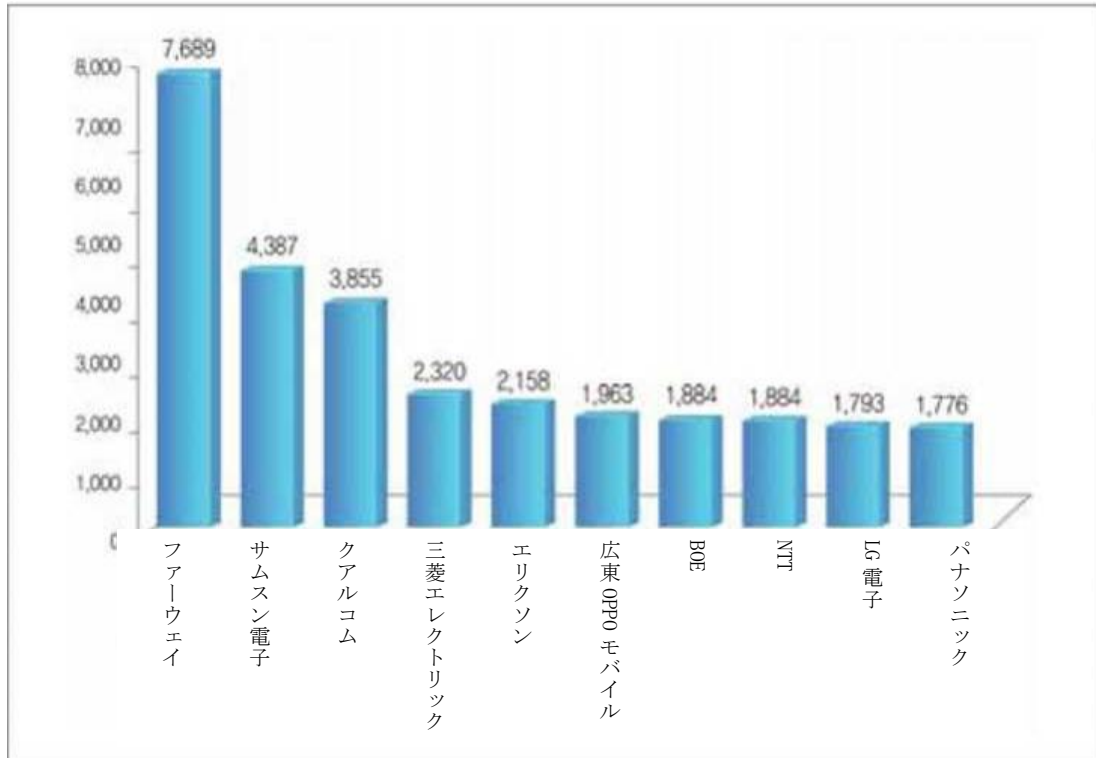
図Ⅶ-2-2 2022年度の全世界での PCT 多出願国ランキング

(単位:件)



\* 出典:PTC 年次レビュー(2022年の数値は2023.4.WIPO 発表(暫定)資料)

図Ⅶ-2-3 2022年度の全世界でのPCT多出願企業ランキング (単位:件)



出典:WIPO 統計システム(2023.2. WIPO 発表(暫定)資料)

## 2. 韓国のPCT国別出願の現状と展望

産業財産情報局産業財産国際出願課行政事務官 **ソン・ギュヒョン**

### A. 内国人のPCTによる海外出願(受理官庁)

2022年に韓国特許庁が受理官庁<sup>25)</sup>として受理した国際出願は21,916<sup>26)</sup>件で、2021年の20,528件に比べて6.8%の増加率を示した。

韓国が持続的な増加傾向を続けることができる要因としては、海外特許出願のための方法としてPCT制度の有用性に対する認識の拡大と、困難な世界経

済状況の中でも海外で特許権を確保して競争力を高めるために最善を尽くす韓国企業、研究所、大学などの絶え間ない努力の結果であると言える。

<sup>25)</sup> 国際出願を受理する国内(または地域)官庁であり、韓国出願人の場合、通常、韓国特許庁、国際事務局も受理官庁としての役割を果たす。

<sup>26)</sup> 韓国特許庁受理日基準統計として、例『0統計(国際事務局受理日基準)と差異が発生する可能性がある。



ただし、最近の韓国の特許出願及び特許権確保の傾向を見ると、必要な特許だけを選別して出願し、確保する傾向が強くなっており、PCT 国際出願も影響を受けると予想される。したがって、特許庁は、PCT 国際出願の増加傾向が継続的に維持されるようにするため、高水準の国際調査及び国際予備審査機関の

役割を果たし、PCT 国際出願制度を簡単かつ便利に利用できるようにサービスとシステムを継続的に整備・改善する一方、PCT 国際出願説明会の開催、地域知的財産センター職員及び地域企業人を対象にしたカスタマイズされた国際出願教育などの政策的努力を行っている。

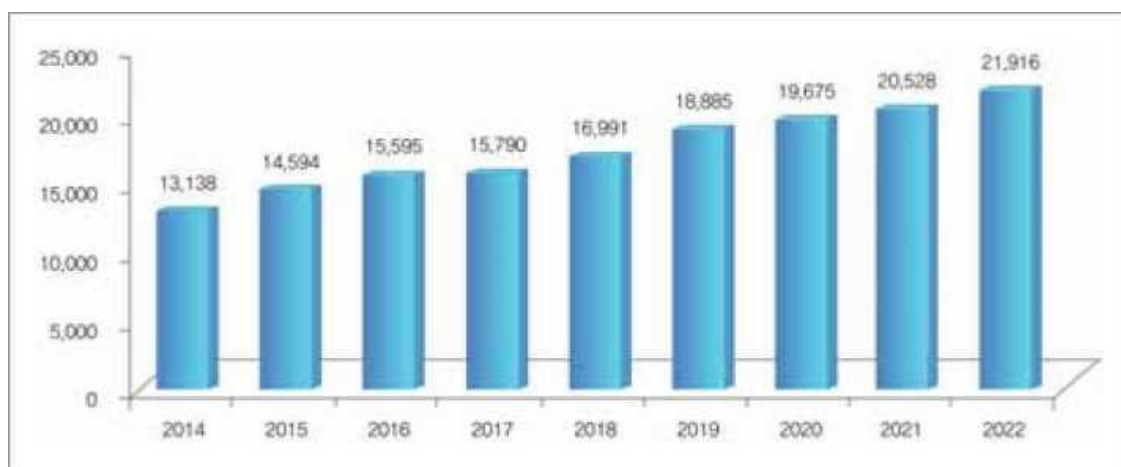
表Ⅶ-2-1 韓国の PCT 国際出願件数 (単位: 件, %)

年度 区分	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2020 年	2020 年	2021 年	2022 年
出願件数	13,138	14,594	15,595	15,790	16,991	18,885	19,675	20,528	21,916
増加率	5.6	11.1	6.8	1.2	7.6	11.1	4.2	4.3	6.8

\* 韓国特許庁受付日基準で WIPO 統計(国際事務所受付日基準)と差が発生する可能性あり。

\*\* 出典: 特許庁特許情報統計システム

図-2-4 韓国の PCT 国際出願の現況



\* 韓国特許庁受付日基準で WIPO 統計(国際事務所受付日基準)と差が発生する可能性あり。

\*\* 出典: 特許庁特許情報統計システム

## B. 国内 10 大 PCT 多出願法人(企業)の現況

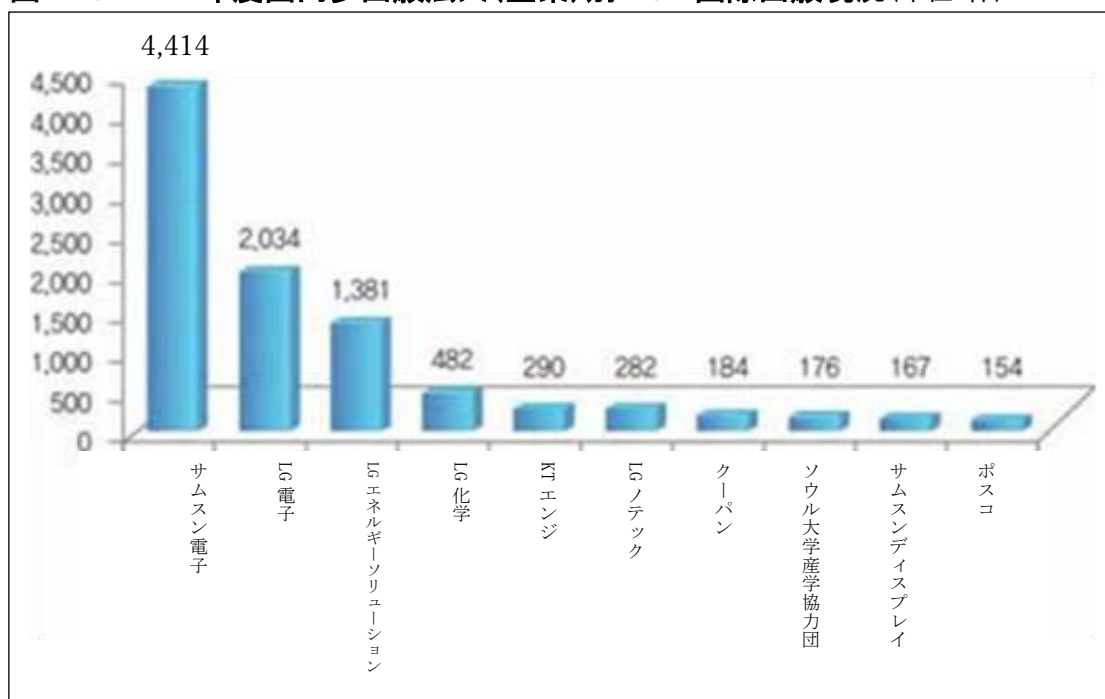
2022 年の国内 PCT 出願法人(企業)別現況で、サムスン電子が 1 位(4,414 件)を占め、LG 電子(2,034 件)が 2 位に続いた。昨年 1 位を獲得したサムスン電

子はその座を維持し、PCT 国際出願最多企業となり、サムスン電子と LG 電子はともに 2021 年比で出願件数が増加した。前年比で 10 位のうち 8 社は出願が増加し、KT&G、クーポン、サムスンディスプレイは 2021 年よりも高い順位を占めた。大学及び研究所分野では、ソウ

ル大学産学協力団が 176 件で 8 位にランクインした。ただし、高麗大学産学協力団が 152 件出願し、2021 年の 139 件に比べ 9.4%増加したが、2022 年は 11 位で 2021 年の 10 位から一段下がった。このように、大学・研究機関としては 1 つの大学が 2022 年 10 位以内に入った。

10 大多出願企業の出願件数は 9,564 件で、全出願件数の 43.6%の割合を占め、前年度 41.1%に比して増加し、サムスン電子、LG 電子などの大企業が PCT 国際出願の大部分を占める現象が続いている。

図-2-5 2022 年度国内多出願法人(企業)別 PCT 国際出願現況(単位:件)



\* 出典:特許庁特許情報統計システム

### C. 個人対法人の PCT 国際出願の現況

2022 年の PCT 国際出願件数 21,916 件のうち、個人は 1,351 件で、2021 年の 1,609 件に比べ 16.0%減少し、全体の出願に占める割合も 7.8%から 6.2%に減少した。PCT 国際出願は依然として法人出願が大半を占めている。これは、言語、手続き、費用の面で個人が PCT 制度を利用しにくい状況が変わっていないことを示している。

それでも、韓国語が国際公開語に採択されて以来、韓国語で PCT 国際出願書類の作成などを行うことができるため、言語の負担を軽減することができ、特許庁が提供する国際出願説明会などの広報や教育と、地域知的財産センターの支援事業政策が継続的に拡大されており、個人も独創的なアイデアや技術さえあれば、PCT 国際出願制度を利用していくらかでも外国で特許権を確保する道が開かれている。

表Ⅶ-2-2 個人対法人の PCT 国際出願の現況 (単位: 件, %)

区分	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2020 年	2020 年	2021 年	2022 年
個人	1,982	2,234	2,186	2,077	2,031	1,959	1,927	1,609	1,351
(比率)	(15.1)	(15.3)	(14.0)	(13.2)	(12.0)	(10.4)	(9.8)	(7.8)	(6.2)
法人	11,156	12,360	13,409	13,713	14,960	16,926	17,748	18,919	20,565
(比率)	(84.9)	(84.7)	(86.0)	(86.8)	(88.0)	(89.6)	(90.2)	(92.2)	(93.8)
計	13,138	14,594	15,595	15,790	16,991	18,885	19,675	20,528	21,916
(比率)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)

\* 出典: 特許庁特許情報統計システム

#### D. 出願方式別 PCT 国際出願の現況

2022 年の PCT 国際出願のうち書面による出願の割合は 0.5%で、2015 年から維持されていた 3~4%の書面比率が 2020 年に急激に減少したのにつき、3年

間減少傾向を続けている。これは 2017 年に新しいウェブベースの提出方式である ePCT の受付が開始され、出願人及び代理人の活用が増加したため、書面出願の割合が減少したと考えられる。

表Ⅶ-2-3 媒体別の PCT 国際出願の現況 (単位: 件, %)

年度 区分	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2020 年	2020 年	2021 年	2022 年
オンライン (比率)	11,979 (91.2)	13,660 (93.6)	15,003 (96.2)	15,191 (96.2)	16,278 (95.8)	18,216 (96.5)	19,525 (99.2)	20,401 (99.4)	21,800 (99.5)
PCT-EASY (比率)	977 (7.4)	478 (3.3)	—	—	—	—	—	—	—
その他(書面な ど)(比率)	182 (1.4)	456 (3.1)	592 (3.8)	599 (3.8)	713 (4.2)	669 (3.5)	150 (0.8)	127 (0.6)	116 (0.5)
計 (比率)	13,138 (100.0)	14,594 (100.0)	15,595 (100.0)	15,795 (100.0)	16,991 (100.0)	18,885 (100.0)	19,675 (100.0)	20,528 (100.0)	21,916 (100.0)

\* 出典: 特許庁特許情報統計システム

\*\* 2005 年 2 月からオンライン出願を施行(PCT-SAFE、e-PCT 含む)

#### E. 言語別の PCT 国際出願の現況

2022 年の国際出願のうち、韓国語出願は 20,160 件で全体の 92.0%に達し、英語出願は 1,755 件で全体の 8.0%を占めている。韓国語の出願比率は 2008 年

までは 60%を少し上回ったが、2009 年に 70%を超えた後、2011 年から 80%を維持している。

これは 2009 年から韓国語が PCT 国際公開語に採択され、すべての国際出

願関連書類を韓国語で作成して出願することが可能になったことによると判断される。韓国語が国際公開言語に採択されたことにより、韓国語で出願後、優先

日から14ヶ月以内に英語翻訳文を提出しなければならぬ手続きがなくなり、国内出願人の負担が大幅に緩和された。

表Ⅶ-2-4 言語別のPCT国際出願の現況

(単位:件,%)

年度 区分	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2020年	2020年	2021年	2022年
韓国語 (比率)	10,890 (82.9)	12,522 (85.8)	13,760 (88.2)	14,129 (89.5)	15,086 (88.8)	16,640 (88.1)	16,919 (86.0)	18,756 (91.4)	20,160 (92.0)
英語 (比率)	2,243 (17.1)	2,070 (14.1)	1,832 (11.8)	1,661 (10.5)	1,904 (11.2)	2,245 (11.9)	2,755 (14.0)	1,772 (8.6)	1,755 (8.0)
日本語 (比率)	5 (—)	2 (—)	3 (—)	0 (—)	1 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	1 (—)
計 (比率)	13,138 (100.0)	14,594 (100.0)	15,595 (100.0)	15,790 (100.0)	16,991 (100.0)	18,885 (100.0)	19,675 (100.0)	20,528 (100.0)	21,916 (100.0)

\* 出典:特許庁特許情報統計システム

### 3. 国際調査・国際予備審査の現況

特許審査企画局 特許審査総括課 工業事務官 **ペク・ヒョンヨル**

#### A. 韓国特許庁に対するPCT国際調査及び国際予備審査請求の現況

韓国特許庁は、1997年の総会で国際調査機関及び国際予備審査機関に指定され、1999年12月から同業務を遂行しており、2022年末現在、米国をはじめとする20ヶ国特許庁と業務協約を締結し、これらの国々の出願に対応するため、2022年末現在、米国をはじめとした20か国の特許庁と業務協定を結び、これらの国の出願人のPCT国際調査及び国際予備審査業務を行っている。

※業務協定締結国(20個):フィリピン(2002)、ベトナム(2002)、インドネシア(2003)、モンゴル(2004)、ニュージーランド(2005)、シンガポール(2006)、マレーシア(2006)、米国(2006)、スリランカ(2009)、オーストラリア(2009)、タイ

(2009)、チリ(2010)、ペルー(2012)、サウジアラビア(2015)、メキシコ(2016)、コロンビア(2020)、UAE(2018)、ブルネイ(2020)、カンボジア(2020)、ラオス(2020)

2022年に韓国特許庁に受理された国際調査は合計29,961件で、2021年の28,986件に比べて3.4%増加した。そのうち、韓国出願人が出願した件数は21,687件で2021年に比べて7.7%増加し、米国をはじめとする外国出願人の出願件数は8,274件で2021年に比べて6.5%減少した。

また、米国出願人は、2022年基準で7,528件の国際調査を依頼し、韓国特許庁に受理された国際調査のうち、25.1%、

外国出願人が要請した韓国国際調査量の91.0%を占め、外国出願人案件のうち米国出願人案件の割合が圧倒的に多い状況である。

イドマテリアルズなど多数の米国グローバル企業が韓国特許庁に国際調査を依頼しており、これは韓国特許庁の国際調査報告書の品質に対する満足度が高いことを意味するといえる。

特に、インテル、ヘリバートン、アプラ

表Ⅶ-2-5 PCT 国際調査用写しの受理現況

(単位:件、%)

年度 区分	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2020年	2020年	2021年	2022年
韓国 (比率)	12,442 (41.3)	13,579 (47.7)	15,016 (53.8)	14,798 (58.8)	16,264 (62.8)	18,064 (66.2)	19,139 (68.1)	20,133 (69.5)	21,687 (72.4)
アメリカ (比率)	17,162 (56.9)	14,480 (50.9)	12,491 (44.8)	9,992 (39.7)	9,119 (35.2)	8,632 (31.7)	8,135 (29.0)	7,878 (27.2)	7,528 (25.1)
その他の国 (比率)	556 (1.8)	409 (1.4)	397 (1.4)	369 (1.5)	532 (2.1)	574 (2.1)	811 (2.9)	975 (3.4)	746 (2.5)
計	30,160	28,468	27,904	25,159	25,915	27,270	28,085	28,986	29,967

\* 出典:特許庁特許情報統計システム

2022年に韓国特許庁に受理された国 件に比べ0.8%増加した。  
際予備審査は124件で、2021年の123

表Ⅶ-2-6 PCT 国際予備審査請求の現況

(単位:件、%)

年度 区分	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2020年	2020年	2021年	2022年
国際予備審査請求書 受付	236	208	179	163	124	130	108	123	124
増減率	△ 6.7	△ 11.9	△ 13.9	△ 8.9	△ 23.9	4.8	△ 16.9	13.9	0.8

\* 出典:特許庁特許情報統計システム

## B. 韓国出願人の国際調査機関の指定状況

韓国特許庁を受理官庁として出願した出願人は、韓国特許庁 (ISA/KR) のほか、オーストリア特許庁 (ISA/AT)、オーストラリア特許庁 (ISA/AU)、日本特許庁 (ISA/JP)、シンガポール特許庁 (ISA/SG) を国際調査機関 (ISA) として指定し、国際調査を受けることができる。

2022 年に韓国特許庁を受理官庁とし

た PCT 国際出願で、韓国特許庁を国際調査機関に指定したケースは 21,907 件で、全件のうち 99.9% 以上であり、外国特許庁を国際調査機関に指定したケースは 9 件 (0.04% に満たない) である。

これは、韓国特許庁の手数料がオーストリアやオーストラリアなどの特許庁の手数料より安く、かつ国際調査報告書の品質に対する満足度が高いためと思われる。

表Ⅶ-2-7 PCT 国際調査機関の指定現況

(単位: 件, %)

年度 区分	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2020 年	2020 年	2021 年	2022 年
韓国 (KR) (比率)	13,068 (99.47)	14,537 (99.62)	15,549 (99.71)	15,758 (99.80)	16,969 (99.88)	18,878 (99.96)	19,763 (99.99)	20,522 (99.99)	21,907 (99.96)
その他の国 (比率)	69 (0.53)	55 (0.38)	46 (0.29)	31 (0.20)	21 (0.12)	7 (0.04)	1 (0.01)	3 (0.01)	9 (0.04)
計	13,137	14,592	15,595	15,789	16,990	18,885	19,674	20,525	21,916

\* 出典: WIPO IP statistics database

## 4. PCT 国際出願の韓国国内段階への移行現況

産業財産情報局 産業財産国際出願課 行政事務官 **ソン・ギュヒョン**

### A. PCT 国内段階(指定官庁)への移行(出願)件数

PCT 国際出願後、韓国で特許権(実

用新案権)を取得するため、韓国国内段階に移行する PCT 国際出願件数は 2022 年 46,545 件で、2021 年 43,501 件に比べて 7% 増加した。

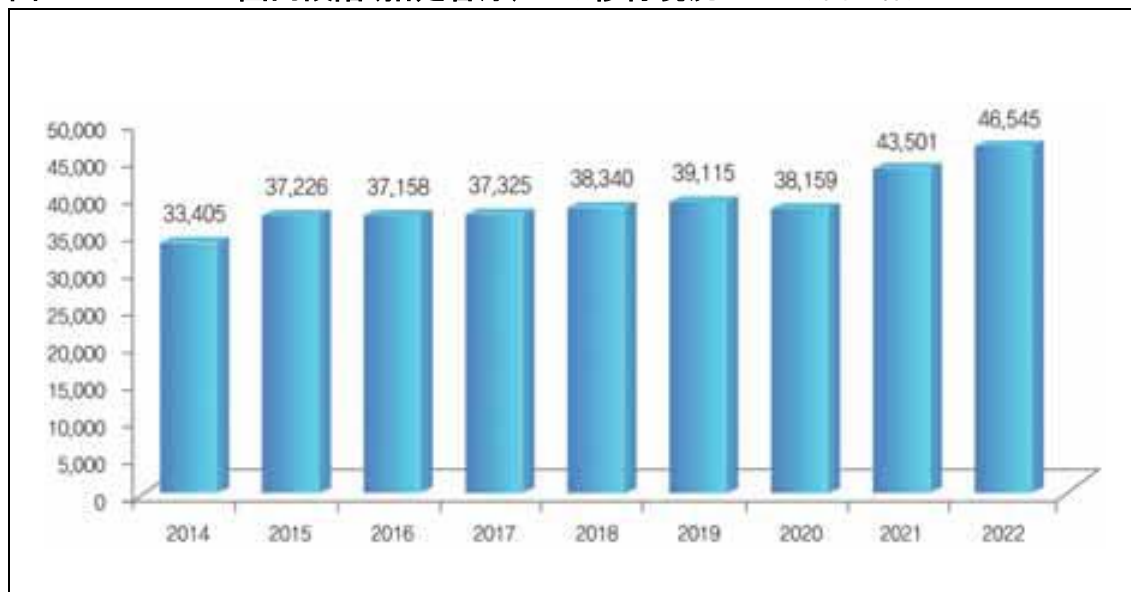
表Ⅶ-2-8 PCT 国際出願の韓国国内段階(指定官庁)への移行件数(単位: 件, %)

年度 区分	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2020 年	2020 年	2021 年	2022 年
出願件数	33,405	34,080	37,158	37,325	38,340	39,115	38,159	43,501	46,545
増減率(%)	5.3	2.0	9.0	0.4	2.7	2.0	△ 2.4	14.0	7.0

\* 出典: 特許庁特許情報統計システム



図Ⅶ-2-6 PCT 国内段階(指定官庁)への移行現況 (単位:件)



\* 出典:特許庁特許情報統計システム

## B. 韓国国内段階(指定官庁)への移行動向

2009年度、韓国に移行するPCT国際出願が世界景気低迷の影響を受けて25,685件と2008年比14.5%と急減した後、着実な回復傾向を示し、国内移行件数が持続的に増加した。その後、2015年から2017年までは、エントリー

件数が約37,000件付近にとどまっていたが、2018年38,000件に突入、2020年39,000件を突破した。ただし、世界的なCOVID-19の影響により、2020年には韓国に移行する国際出願が若干減少したが、2021年から回復し、2022年には46,545件で過去最多の移行件数を達成した。

## 第2節 マドリード国際商標出願

### 1. 世界の国際商標出願の現況

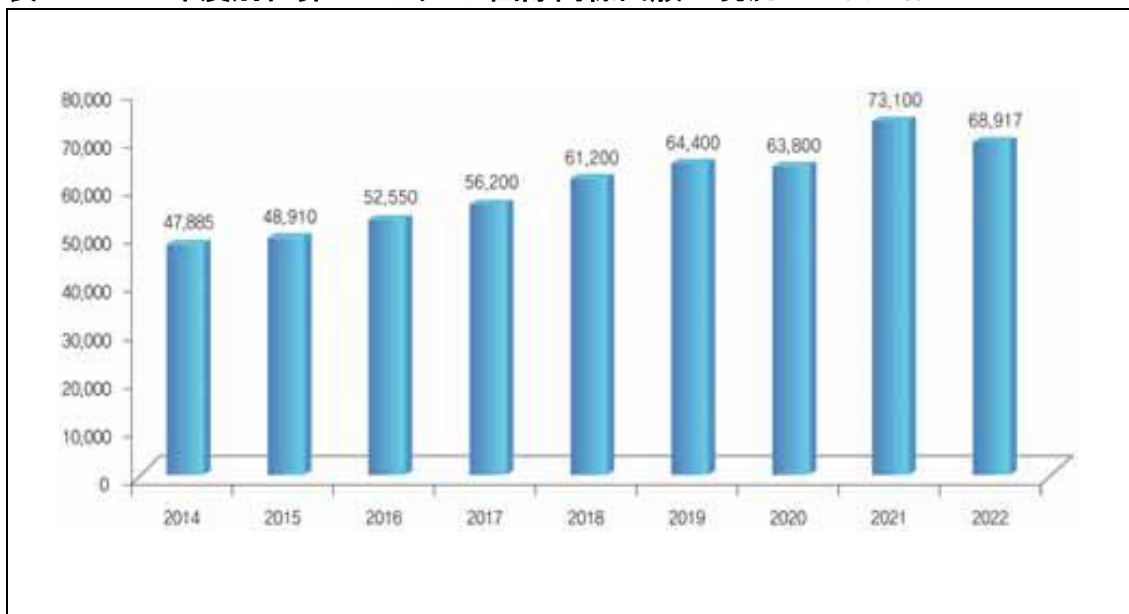
産業財産情報局 産業財産国際出願課 行政事務官 **キム・サンミン**

#### A. 世界のマドリード国際商標出願の現況

WIPOから発表された資料(暫定)によ

ると2022年の全世界のマドリード国際出願は68,917件で、2021年に73,100件が出願されたのに比べ5.7%減少した。

表Ⅶ-2-7 年度別世界のマドリッド国際商標出願の現況 (単位:件)



2022年マドリッド国際出願で最も大きな比率を占める出願人の国籍は米国で、18.1%(12,456件)を占め、ドイツが11.2%(7,690件)で続いた。韓国は2,029件で

2020年の13位から2020年11位に上昇した後、2021年に続いて2022年にもその順位を維持した。

図Ⅶ-2-8 2022年度世界のマドリッド国際商標10大多出願国の現況(単位:件)



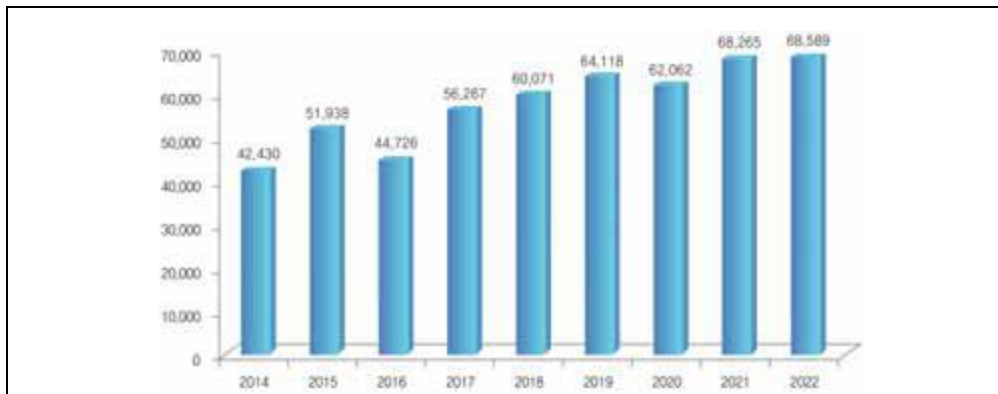
\* 出典:WIPO 統計システム(2023.4. WIPO 発表(暫定)資料)

## B. 世界の国際商標登録の現況

2022 年のマドリッド国際商標登録全

体の件数は、68,589 件で、この中で韓国を本国官庁とするマドリッド国際出願は 1,856 件が国際商標登録された。

図VII-2-9 年度別の世界の国際商標登録の現況 (単位:件)



\* 出典:WIPO 統計システム(2023.4. WIPO 発表(暫定)資料)

## 2. 国内本国官庁の国際商標出願の現況

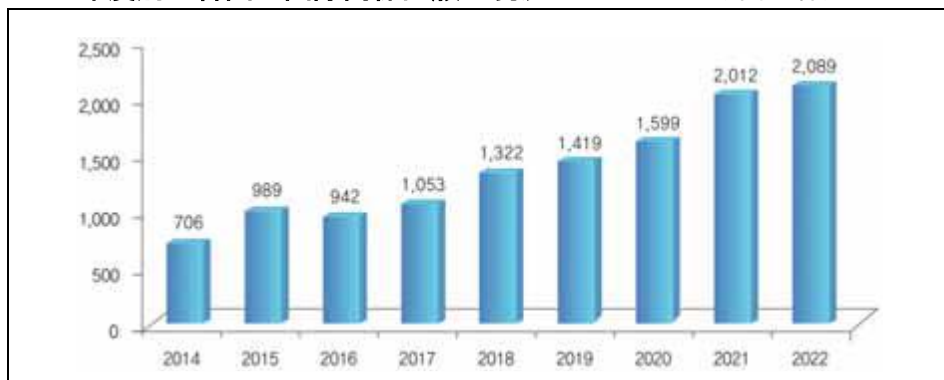
産業財産情報局 産業財産国際出願課 行政事務官 **キム・サンミン**

### A. 国内の出願人の国際商標出願の現況

2022 年に韓国特許庁を本国官庁とし

て受け付けられたマドリッド国際表彰出願は 2,089 件であり、2021 年の 2,021 件に比して 3.8%増加した。

図VII-2-10 年度別の韓国の国際商標出願の現況 (単位:件)



\* 出典:特許庁特許情報統計システム

\* 韓国特許庁受付日基準で WIPO 統計(国際事務所受付日基準)と差が発生する可能性あり。

## B. 国内出願人の国際商標電子出願の現況

2003年4月、マドリッドシステム制度の施行の時から実施されたオンライン出願は、施行初期に利用率が30%台に過

ぎなかったが、マドリッド国際出願書の書式作成機であるMM書式機及び関連プログラムを継続的に改善した結果、2014年から着実に95%以上を維持しており、2022年には99.7%が電子出願を利用した。

表Ⅶ-2-9 年度別の韓国の国際商標電子出願の現況

(単位:件, %)

年度 区分	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2020年	2020年	2021年	2022年
電子出願 (占有率)	688 (97.5)	959 (96.7)	930 (98.7)	1,032 (98.0)	1,315 (99.5)	1,400 (98.7)	1,596 (99.8)	2,008 (99.8)	2,082 (99.7)
書面出願 (占有率)	18 (2.5)	31 (3.3)	12 (1.3)	21 (1.3)	7 (0.5)	19 (1.3)	3 (0.2)	4 (0.2)	7 (0.3)
計	706	990	942	1,053	1,322	1,419	1,599	2,012	2,089

\* 出典:特許庁特許情報統計システム

## C. 国内出願人の国際商標出願10大指定国の現況

2022年のマドリッド国際商標出願を通じた国内出願人の外国指定件数は計

19,107件で、2021年度の15,030件に比して27.1%増加した中で、米国(1,241件)、欧州連合(1,164%)、中国(1,060件)などを多く指定した。

図Ⅶ-2-11 2022年度の国内出願人の10大指定国の現況

(単位:件)



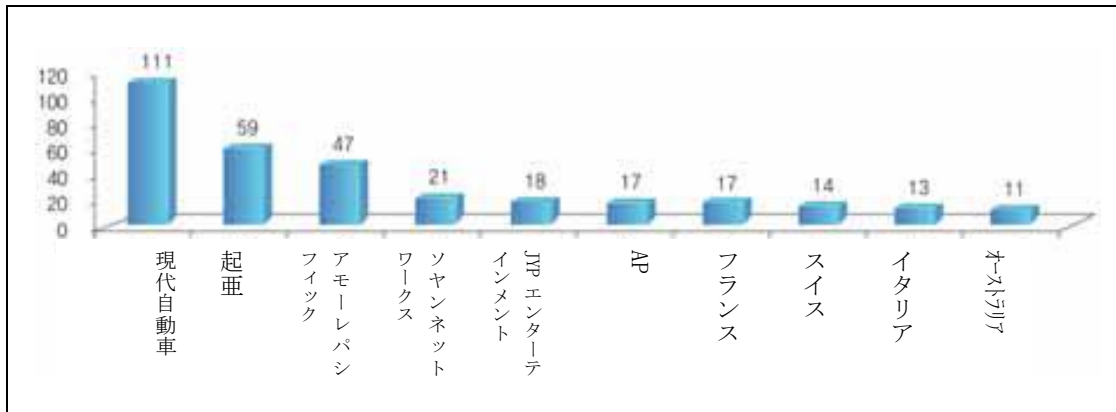
\* 出典:特許庁特許情報統計システム

#### D. 韓国の10大国際商標多出願企業の現況

標の多出願企業は、現代自動車、起亜自動車、(株)アモーレパシフィック、ソヤンネットワークス、JYP エンターテインメントの順だと分かった。

2022年度の韓国のマドリッド国際商

図Ⅶ-2-12 2022年度の韓国10大国際商標多出願企業の現況 (単位:件)



\* 出典:特許庁特許情報統計システム

### 3. 国内指定国官庁の国際商標出願の現況

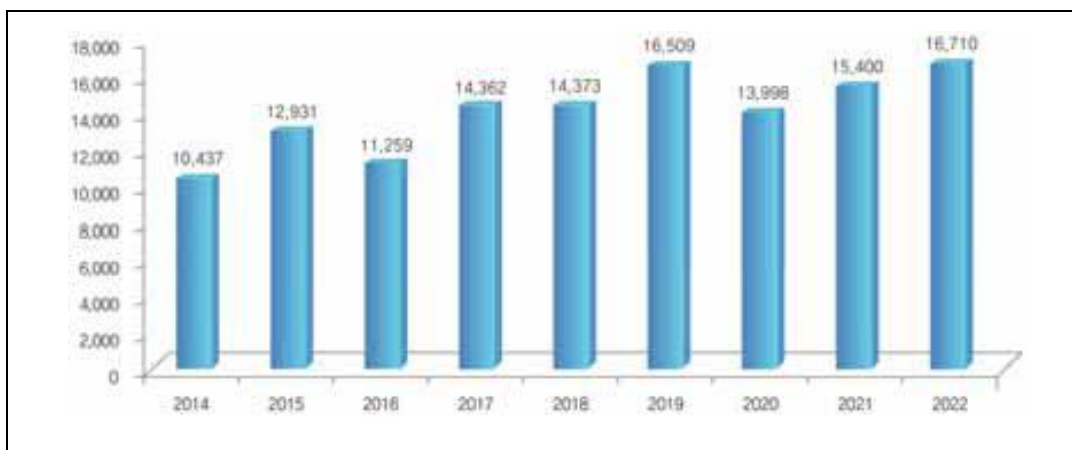
産業財産情報局 産業財産国際出願課 行政事務官 **キム・サンミン**

#### A. 外国人が韓国を指定した国際商標登録出願の現況

ドリッド国際商標登録出願は、16,710件で2021年15,400件に比して8.5%増加した。

2022年に外国人が韓国を指定したマ

図Ⅶ-2-13 年度別の外国人が韓国を指定した国際商標登録出願の現況(単位:件)



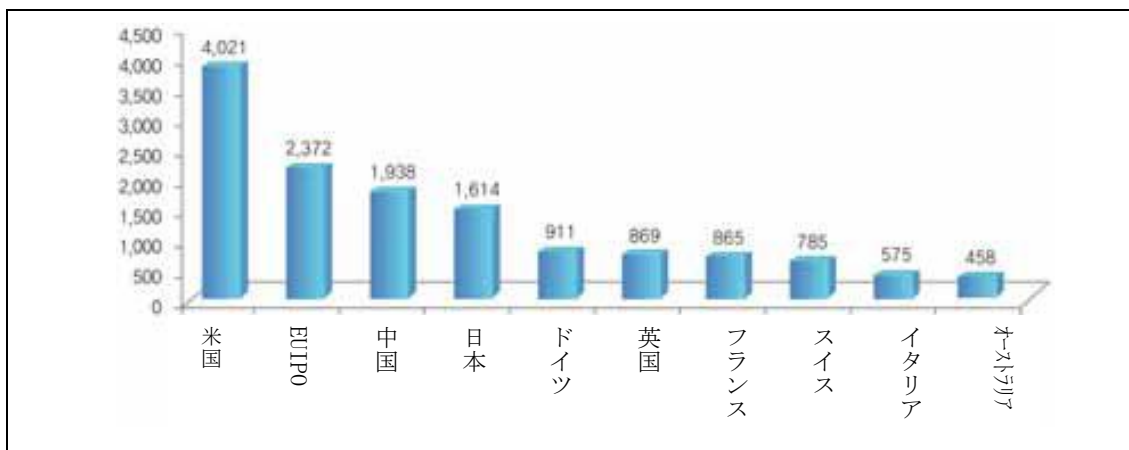
\* 出典:特許庁特許情報統計システム

## B. 韓国を指定した 10 大国家の現況

2022 年マドリッド国際商標登録出願

を通じて韓国を指定した 10 大国家は、米国(4,021 件)、欧州連合(2,372 件)、中国(1,938 件)などの順位と分かった。

図Ⅶ-2-14 2022 年度 韓国を指定した 10 大協定締結国の現況 (単位:件)



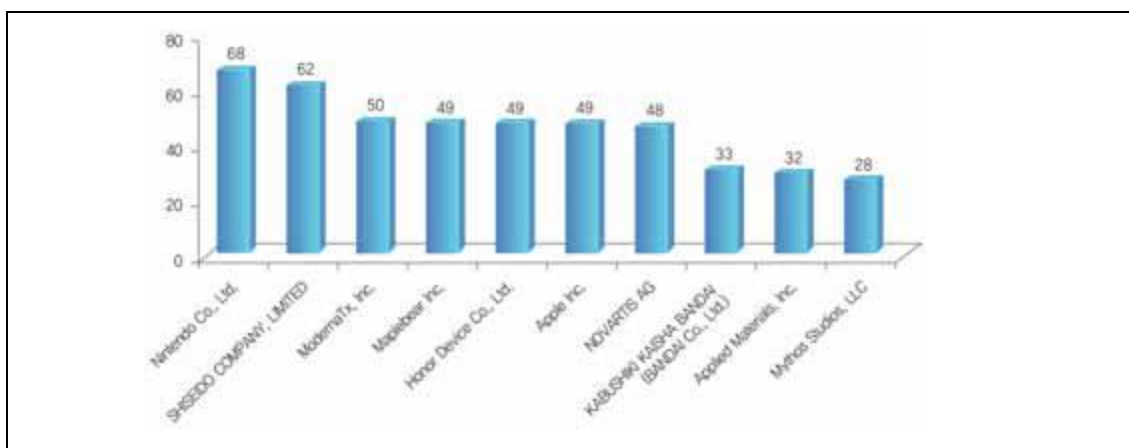
\* 出典:特許庁特許情報統計システム

## C. 韓国を指定した 10 大外国多出願企業の現況

2022 年マドリッド国際商標登録出願

を通じて海外で韓国を指定した外国企業の中で任天堂株式会社が 68 件、資生堂株式会社が 62 件の順で多く出願した。

図Ⅶ-2-15 2022 年度韓国を指定した外国多出願企業トップ 10 の現況(単位:件)



\* 出典:特許庁特許情報統計システム



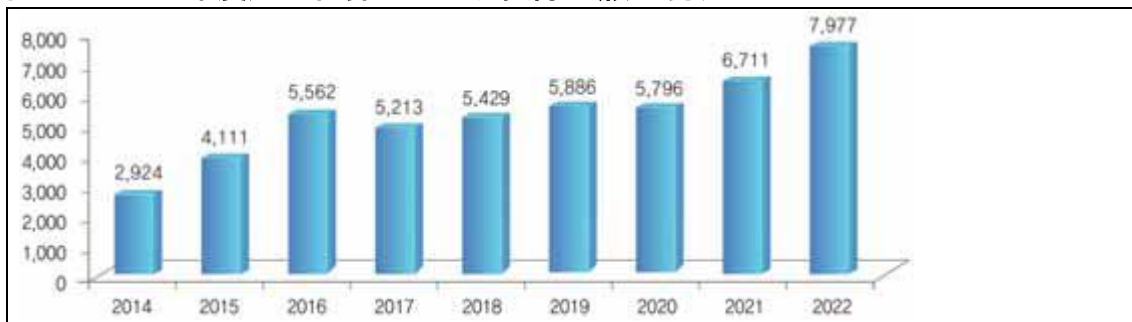
### 第3節 ハーグ国際意匠出願

#### 1. 世界の国際意匠出願の現況

産業財産情報局 産業財産国際出願課 行政事務官 **キム・サンミン**

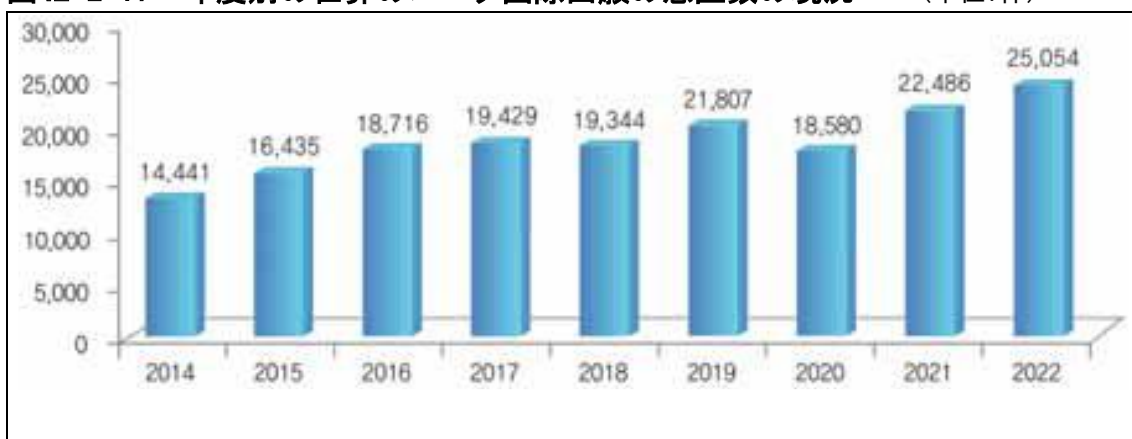
WIPO が発表した資料(暫定)によると、ハーグ国際出願は着実に増加しており、2022 年度(7,977 件)には、2021 年(6,711 件)に比して大きく増加(18.9%)した。2022 年にハーグ国際意匠出願に出願された意匠の数は、合計 25,054 個で、1出願当たりの平均の意匠数は約 3.7 個である。

図Ⅶ-2-16 年度別の世界のハーグ国際出願の現況 (単位:件)



\*ハーグ年次レビュー(2022 年の数値は 2023.4.WIPO 発表(暫定)資料)

図Ⅶ-2-17 年度別の世界のハーグ国際出願の意匠数の現況 (単位:件)



\* ハーグ年次レビュー(2022 年の数値は 2023.4.WIPO 発表(暫定)資料)

2022年ハーグ国際出願で、多出願国の順位は、国際出願件数を基準に、中国が1位(1,287件)を占め、ドイツが2位(869件)、韓国が3位(817件)であった。米国、スイスがその後に続き、意匠数を基準にするとドイツ、中国、米国、イタリ

ア、スイスの順であった。特に韓国は2014年7月ハーグ協定が施行されて以降の国際出願数を基準に3位、意匠数を基準に7位を占めたという点で注目に値する。

図Ⅶ-2-18 2022年ハーグ国際出願 10 大多出願国(国際出願件数ベース)(単位:件)



出典:WIPO 統計システム(2023.4. WIPO 発表(暫定)資料)

図Ⅶ-2-19 2022年ハーグ国際出願の多出願国トップ10(意匠数ベース)(単位:件)



出典:WIPO 統計システム(2023.4. WIPO 発表(暫定)資料)

## 2. 国内受理官庁の国際意匠出願の現況

産業財産情報局 産業財産国際出願課 行政事務官 **キム・サンミン**

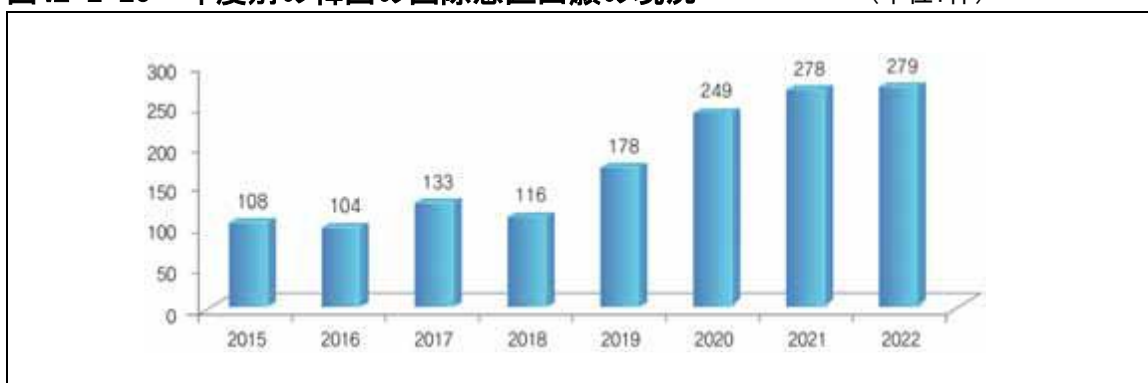
### A. 国内出願人の国際意匠出願の現況

韓国は2014年4月1日ジュネーブ改正協定に加入し、2014年7月1日からハーグ国際出願に関する業務を開始し

た。2022年に韓国特許庁を受理官庁として受け付けられたハーグ国際意匠出願は279件で、2021年の278件に比して0.4%増加した。

図Ⅶ-2-20 年度別の韓国の国際意匠出願の現況

(単位:件)



\* 出典:特許庁特許情報統計システム

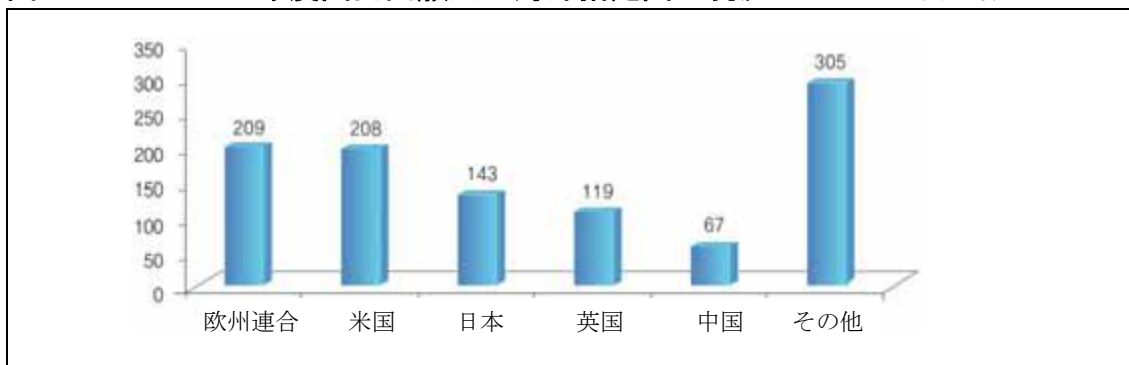
### B. 国内出願人の国際意匠出願指定国の現況

2022年ハーグ国際意匠出願を通じた国内出願人の外国指定件数は、計

1,051件であり、欧州連合(209件)、米国(208件)、日本(143件)、イギリス(119件)、中国(67件)などの順位という結果となった。

図Ⅶ-2-21 2022年度国内出願人の海外指定国の現況

(単位:件)



\* 出典:特許庁特許情報統計システム

### 3. 国内指定官庁の国際意匠登録出願の現況

産業財産情報局 産業財産国際出願課 行政事務官 **キム・サンミン**

#### A. 国内指定官庁の現況

2022年に外国人が韓国を指定したハーグ国際意匠登録の出願は、1,308件で、2021年の1,140件に比して14.7%増加した。国別では、中国(258件)、スイス(161件)、米国(150件)、ドイツ(139件)、フランス(131件)の順で、韓国を多く指定した。

表Ⅶ-2-10 年度別の外国人が韓国を指定した国際意匠登録出願の現況(出願件数ベース)  
(単位:件)

年度	2018年	2020年	2020年	2021年	2022年
件数	857	928	1,229	1,140	1,308

\* 出典:特許庁特許情報統計システム

表Ⅶ-2-11 2022年度の海外の国別の韓国指定現況(出願件数ベース)(単位:件)

中国	スイス	米国	ドイツ	フランス	その他	合計
258	161	150	139	131	469	1,308

\* 出典:特許庁特許情報統計システム

### 第3章

## 登録分野



## 第1節 産業財産権全般

### 1. 産業財産権の登録動向の概要

産業財産情報局 産業財産登録課 電算事務官 **ヨ・ウニオン**

2022年度の産業財産権の設定登録件数は合計 326,740 件と、2021年 341,873 件に比べて 4.4%減少した。特に

商標は2021年に前年比 17.6%と大幅に増加したが、2022年は 0.9%減少した。

### 2. 2022年度の登録の詳細現況

#### A. 最近5年間の設定登録の現況

2022年の新規設定登録は 326,740 件で、前年比 4.4%減少した。各権利別に見ると

特許、実用新案、意匠、商標ともに前年比でそれぞれ 7.3%, 20.1%, 4.8%, 0.9% 減少した。

表Ⅶ-3-1 最近5年間の設定登録現況

(単位:件, %)

年度 区分	2018年	2020年	2020年	2021年	2022年
特許	119,012 (△ 1.4)	125,661 (5.6)	134,766 (7.2)	145,882 (8.2)	135,180 (△ 7.2)
実用新案	2,715 (△ 0.2)	2,417 (△ 11.0)	2,056 (△ 14.9)	1,817 (△ 11.6)	1,452 (△ 20.1)
意匠	49,905 (1.2)	52,850 (5.9)	50,694 (△ 4.1)	57,545 (13.5)	54,775 (△ 4.8)
商標	115,025 (△ 1.4)	125,594 (9.2)	116,153 (△ 7.5)	136,629 (17.6)	135,333 (△ 0.9)
合計	286,657 (△ 1.0)	306,522 (6.9)	303,669 (△ 0.9)	341,873 (12.6)	326,740 (△ 4.4) <sup>4</sup>

\* ( )は前年比の増減率

## B. 権利別の設定登録の現況

### 1) 産業部門別の特許・実用新案登録の現況

2022 年度特許・実用新案の新規設定登録件数は136,632件である。産業部門別の特許・実用新案の設定登録の現状を見ると、2021 年と同じように電気通信分野 43.8%、機械分野 15.5%で占有率

が他の産業分野に比べ高い割合を占めており、次いで化学 12.1%、飲料衛生 10.7%、土木建設 4.8%などの順で割合が高いと分かった。

表Ⅶ-3-2 2022 年産業分野別の特許・実用新案の設定登録現況 (単位:件)

区分	機械	化学一般	繊維	電気通信	土木建設	探鉱金属	飲料衛生	事務用品印刷	農林水産	雑貨	その他	合計	
2022 年	件数	21,140	16,563	1,845	59,815	6,575	4,327	14,593	445	2,228	4,998	4,103	136,632
	占有率	15.5	12.1	1.4	43.8	4.8	3.2	10.7	0.3	1.6	3.7	3.0	100.0
2021 年	件数	22,255	18,970	1,857	62,555	8,249	5,062	16,092	533	2,397	5,630	4,129	147,609
	占有率	15.0	12.8	1.3	42.4	5.6	3.4	10.9	0.4	1.6	3.8	2.8	100.0
前年比増減率	△ 4.9	△ 12.7	△ 0.6	△ 4.4	△ 20.3	△ 14.5	△ 9.3	△ 16.5	△ 7.1	△ 11.2	△ 0.6	△ 7.5	

### 2) 物品群別意匠登録状況

2022 年度の意匠新規設定登録件数は合計 54,775 件である。物品群別の登録占有率を見ると、衣服及び履物 15.0%、事務用品及び販売用品 13.6%、電気電子機械器具及び通信機械器具

12.8%、住宅設備用品 10.59%、生活用品 9.6%などである。前年比の増減率を見ると、運輸または運輸機械が 35.4%で最も増加率が高いという結果だった。

表Ⅶ-3-3 2022 年物品群別の意匠登録現況 (単位:件、%)

区分	製造記号食品	衣料身の回り用品	生活用品	住宅設備用品	趣味娯楽運動競技用品	事務用品他販売用品	運輸運搬機械	電気電子機械器具・通信機械器具	一般機械器具	産業用機械器具	土木及び建築用品	その他	計	
2022 年	件数	235	8,236	5,250	5,739	2,485	7,471	2,441	6,999	3,688	3,827	4,511	3,893	54,775
	占有率	0.4	15.0	9.6	10.5	4.5	13.6	4.5	12.8	6.7	7.0	8.2	7.1	100.0
2021 年	件数	257	9,517	6,473	5,360	2,440	10,940	1,803	6,354	3,103	3,307	4,267	3,724	57,545
	占有率	0.4	16.5	11.2	9.3	4.2	19.0	3.1	11.0	5.4	5.7	7.4	6.5	100.0
前期比増減率	△ 8.6	△ 13.5	△ 18.9	7.1	1.8	△ 31.7	35.4	10.2	18.9	15.7	5.7	4.5	△ 4.8	



### 3) 部門別商標登録現況(NICE 分類)

2022年度の商標設定登録件数は135,333件で、部門別登録占有率を見ると、サービス業 27.9%、機械・電気機械

16.6%、化学・製薬 16.0%、菓子・食品・飲料 10.8%などの順であった。部門別の前年比登録増減率を見ると、一般金属製建築材料が12.7%換算で最も増加率が高かった。

表Ⅶ-3-4 2022年部門別の商標登録現況

(単位:件, %)

区分	化学 品 薬剤	一般金 属製建 築材料	機械、 電気機 械	繊維、 衣類	家具、 台所 用品	貴金属 時計、 バッグ 類	楽器、 おもち や、 タバコ	紙、 文房具	菓子、 食品、 飲料	ゴムプ ラスチ ック材 料	サービ ス業	その 他	計													
	件数	占有率	件数	占有率	件数	占有率	件数	占有率	件数	占有率	件数	占有率														
2022年	21,714	16.0	2,077	1.5	22,491	16.6	8,004	5.9	5,324	3.9	4,022	3.0	3,184	2.4	2,816	2.1	14,676	10.8	440	0.3	37,799	27.9	12,786	9.4	135,333	100.0
2021年	22,016	16.1	1,843	1.3	21,915	16.0	7,819	5.7	5,143	3.8	4,286	3.1	2,852	2.1	2,895	2.1	14,159	10.4	424	0.3	38,243	28.0	15,034	11.0	136,629	100.0
前期比増減率	△ 1.4		12.7		2.6		2.4		3.5		△ 6.2		11.6		△ 27		3.7		3.8		△ 1.2		△ 15.0		△ 0.9	

### C. 個人・法人別登録の現況

2022年度の設定登録件数を個人と法人に分けると、個人 27.5%、法人 72.5%の割合である。

権利別に区分すると、特許の場合、個人 12.5%、法人 87.5%と法人登録比率がかなり高いことが分かった。これは、産業の高度化と構造的な変化の調整に伴い、資本力と体系的な研究基盤を備えた大企業の研究所などが産業財産権の発展を主導しているためと判断される。

意匠と商標も開発能力を備えた法人登録比率が高いが、個人の産業財産権に対する認識の変化と個人出願人に対する出願登録料など各種手数料の減免拡大などにより、個人登録も一定の割合を維持している。

ただし、実用新案の場合、個人登録(49.4%)と法人登録(50.6%)が類似しているのは、特許に比べて比較的高度でない発明に基づく登録の簡易性に起因すると思われる。

表-3-5 2022年個人・法人別の登録現況

(単位:件, %)

区分	個人		法人		計	
	件数	構成	件数	構成	件数	構成
特許	16,871	12.5	118,309	87.5	135,180	100
実用新案	718	49.4	734	50.6	1,452	100
特・実 小計	17,589	12.9	119,043	87.1	136,632	100
意匠	19,881	36.3	34,894	63.7	54,775	100
商標	52,543	38.8	82,790	61.2	135,333	100
計	90,013	27.5	236,727	72.5	326,740	100

最近の個人・法人別登録の推移を見ると、個人・法人ともに増加しているが、

2022年には前年比で個人は8.8%、法人は2.6%減少した。

表Ⅶ-3-6 最近5年間の個人・法人別の登録現況

(単位:件、%)

区分	2018年	2020年	2020年	2021年	2022年	前年比増加率
個人	80,264 (28.0)	85,526 (27.9)	84,560 (27.8)	98,749 (28.9)	90,013 (27.5)	△ 8.8
法人	206,393 (72.0)	220,996 (72.1)	219,109 (72.2)	243,124 (71.1)	236,727 (72.5)	△ 2.6

最近5年間の個人・法人別登録状況(単位:件)



#### D. 代理人の有無別の登録現況

2022年の場合、代理人が登録手続きを行った割合が86.8%、権利者が直接登録手続きを行った割合が13.2%となっ

ている。権利別に見ると、特許が98.5%で他の権利に比べて代理人選任による登録費用が高額で、意匠と商標はそれぞれ77.1%、79.0%で相対的に低かった。

表Ⅶ-3-7 年度別の代理人の有無別登録現況

(単位:件、%)

区分	特許		実用新案		意匠		商標		計		
	代理人登録	直接登録	代理人登録	直接登録	代理人登録	直接登録	代理人登録	直接登録	代理人登録	直接登録	
2022年	件数	133,171	2,009	1,370	82	42,212	12,563	106,975	28,358	283,728	43,012
	構成比	98.5	1.5	94.4	5.6	77.1	22.9	79.0	21.0	86.8	13.2
2021年	件数	143,431	2,451	1,702	115	43,316	14,229	108,222	28,407	296,671	45,202
	構成比	98.3	1.7	93.7	6.3	75.3	24.7	79.2	20.8	86.8	13.2
2020年	件数	132,362	2,404	1,930	126	38,220	12,474	89,539	26,614	262,051	41,618
	構成比	98.2	1.8	93.9	6.1	75.4	24.6	77.1	22.9	86.3	13.7
2020年	件数	123,472	2,189	2,256	161	40,820	12,030	96,921	28,673	263,469	43,053
	構成比	98.3	1.7	93.3	6.7	77.2	22.8	77.2	22.8	86.0	14.0
2018年	件数	116,549	2,463	2,538	177	38,732	11,173	89,729	25,296	247,548	39,109
	構成比	97.9	2.1	93.5	6.5	77.6	22.4	78.0	22.0	86.4	13.6

最近5年間の代理人有無別の登録現況(単位:件)



### E. 韓国人・外国人別の登録現況

263,445 件(80.6%)で前年より 5.9%減少し、外国人は 63,295 件(19.4%)で前年より 2.0 増加した。

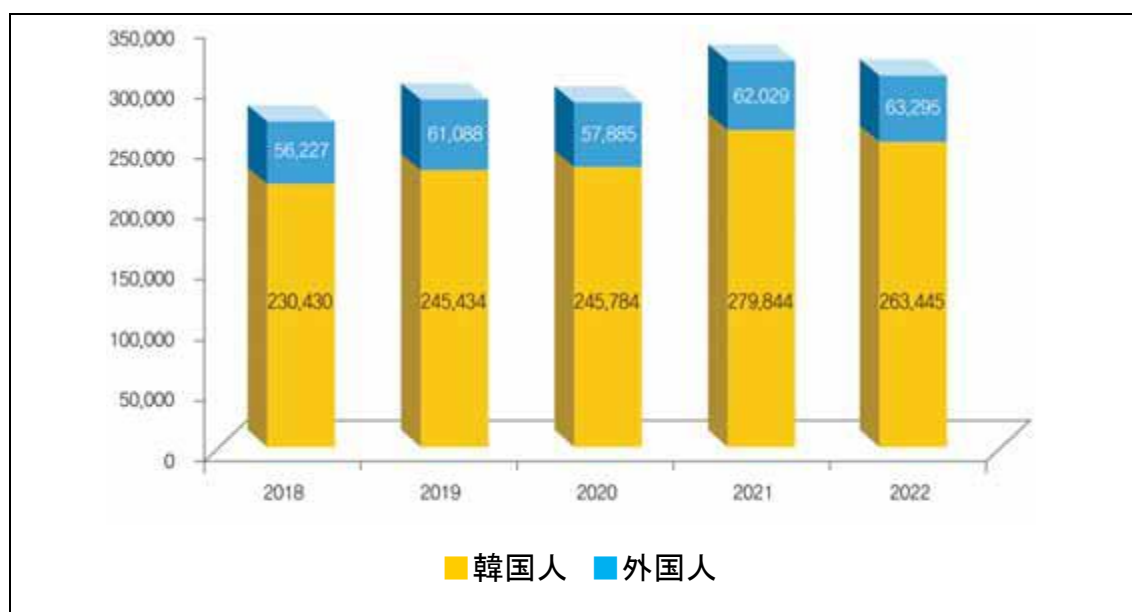
2022 年度の設定登録状況を韓国人・外国人別に分けてみると、韓国人は

表Ⅶ-3-8 最近5年間の韓国人・外国人の登録現況

(単位:件)

区分	2018 年	2020 年	2020 年	2021 年	2022 年	前年比増減率
韓国人	230,430 (80.4)	245,434 (80.1)	245,784 (81.9)	279,844 (81.9)	263,445 (80.6)	△ 5.9
外国人	56,227 (19.6)	61,088 (19.9)	57,885 (98.1)	62,029 (18.1)	63,295 (19.4)	2.0
合計	286,657 (100.0)	306,522 (100.0)	303,669 (100.0)	341,873 (100.0)	326,740 (100.0)	△ 44

最近 5 年間に韓国人・外国人の登録現況 (単位:件)



### F. 韓国人の地域別登録状況

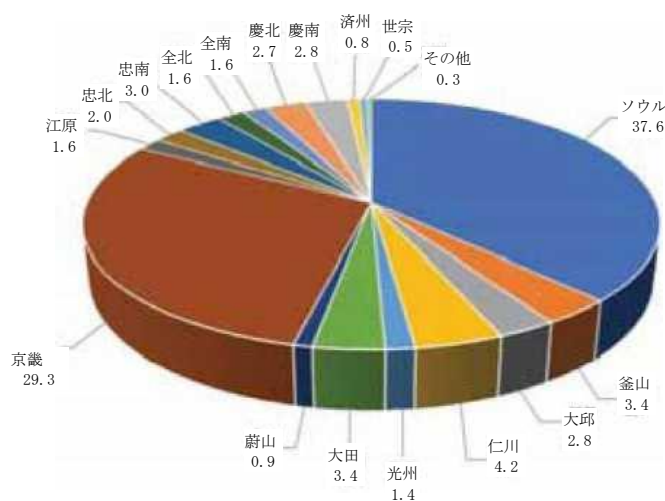
ウル・京畿地域居住者が 66.9%で最も多く、ソウル市を除く自治体では仁川市が 4.2%、大田市が 3.4%、釜山市が 3.4%などの順が多い。

2022 年の韓国人の登録現況を市・道別の住民登録上の住所地を基準にしてみると、ソウル 37.6%、京畿 29.3%で、ソ

表Ⅶ-3-9 2022年市・道別の登録現況

区分	ソウル	釜山	大邱	仁川	光州	大田	蔚山	京畿	江原
件数	98,959	9,012	7,354	11,160	3,664	8,988	2,283	77,183	4,138
構成比	37.6	3.4	2.8	4.2	1.4	3.4	0.9	29.3	1.6
区分	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	済州	世宗	その他
件数	5,290	7,960	4,764	4,125	7,032	7,411	2,081	1,234	807
構成比	2.0	3.0	1.8	1.6	2.7	2.8	0.8	0.5	0.3

2022年市・道別の登録現況



G. 外国国家別の設定登録の現況

2022年度の新規設定登録件のうち外国人登録を国家別にみると、合計

63,290件で、そのうち米国が17,113件(27.0%)、日本が15,021件(23.7%)でこれらの二国の登録件数が50.7%を占めている。

表Ⅶ-3-10 2022年外国の国別設定登録の現況

(単位: 件, %)

区分	米国	日本	中国	ドイツ	フランス	スイス	英国	その他	合計
特許	10,568	11,617	3,069	2,714	1,095	941	822	5,154	35,978
実用新案	21	6	77	-	1	-	1	58	164
<b>特実 小計</b>	<b>10,587</b>	<b>11,623</b>	<b>3,146</b>	<b>2,714</b>	<b>1,096</b>	<b>941</b>	<b>823</b>	<b>5,212</b>	<b>36,142</b>
意匠	1,865	1,217	1,404	521	346	529	111	1,264	7,257
商標	4,661	2,181	4,897	1,348	768	743	768	4,525	19,891
合計	17,113	15,021	9,447	4,583	2,210	2,213	1,702	11,001	63,290
構成比	27.0	23.7	14.9	7.2	3.5	3.5	2.7	17.4	100.0

\* 商標は国際商標(マドリッド)含む。意匠は国際意匠(ハーグ)含む。

## 2022年の国別設定登録状況(構成比)



### H. 多登録法人の現況

2022年国内多登録法人は、サムスン電子(株)、LG電子(株)などの順位を示す。多登録順位20位以内の電子・自動

車分野の法人は主に特許権の割合が高く、生活密着型用品分野の法人は主に意匠・商標権の登録割合が比較的高い。これは、法人が力を入れている製品分野と密接な関係があると分析される。

表Ⅶ-3-11 2022年の国内多登録法人の現況

(単位:件)

順位	法人名	特許	実用新案	意匠	商標	計
1	サムスン電子株式会社ホ.社	34,102	7	7,080	3,728	44,917
2	LG電子株式会社	20,721	0	4,542	4,872	30,135
3	現代自動車株式会社	17,094	0	2,893	1,730	21,719
4	株式会社LGライフヘルス	1,943	144	1,527	14,201	17,815
5	LGディスプレイ株式会社	16,922	4	338	56	17,320
6	サムスンディスプレイ株式会社	13,998	0	332	77	14,407
7	(株)アモーレパシフィック	1,814	31	836	10,558	13,239
8	株式会社ポスコ	11,504	0	55	420	11,979
9	株式会社LG化学	11,540	2	36	282	11,860
10	起亜株式会社	5,965	0	2,646	1,603	10,216
11	(株)LGエナジーソリューション	8,494	3	160	7	8,664
12	CJ株式会社	1,039	32	3,582	3,382	8,035
13	ソウル大産学協学協力団	6,401	4	62	385	6,852
14	株式会社ケイティ	4,064	2	167	2,367	6,600
15	韓国電子通信研究院	6,156	1	73	107	6,344
16	韓国科学技術院	5,779	2	71	61	5,914
17	SKテレコム株式会社	3,486	2	87	1,683	5,258
18	国防科学研究所	4,941	4	10	8	4,964
19	現代モービス株式会社	4,078	2	517	197	4,794
20	サムスンSDI株式会社	4,753	0	10	27	4,790

\* 国内法人を対象にした。共同権利者基準。



## 第 2 節 年次登録の現況

産業財産情報局 産業財産登録課 電算事務官 **ヨ・ウニョン**

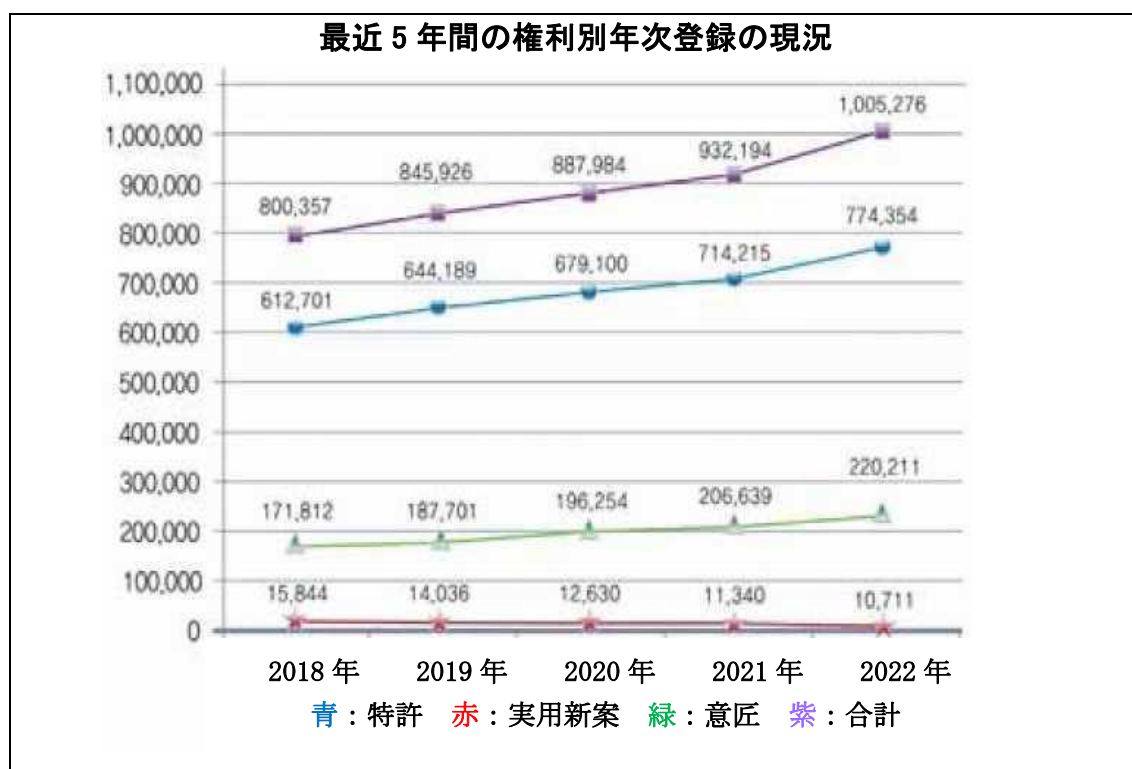
産業財産権は、新規設定登録後も権利の存続期間中、所定の延滞登録料を納付しなければ権利を存続させることができない。権利者の産業財産権保有・活用意志を示す指標である年次登録件数

は 2022 年 1,005,276 件で、前年比 7.8% 増加したが、権利別では特許、意匠がそれぞれ 8.4%、6.6%増加した反面、実用新案は 5.5%減少した。

表Ⅶ-3-12 最近 5 年間の権利別の年次登録現況 (単位:件、%)

年度 区分	2018 年	2020 年	2020 年	2021 年	2022 年
特許	612,701(3.7)	644,189(5.1)	679,100(5.4)	714,215(5.2)	774,354(8.4)
実用新案	15,844(^ 11.2)	14,036(^ 11.4)	12,630(^ 10.0)	714,215(^ 10.2)	10,711(^ 5.5)
意匠	171,812(8.5)	187,701(9.2)	196,254(4.6)	206,639(5.3)	220,211(16.6)
合計	800,357(4.3)	845,926(5.7)	887,984(5.0)	932,194(5.0)	1,005,276(7.8)

\* ( )は前年比の増減率



### 第3節 存続権の現況

産業財産情報局 産業財産登録課 電算事務官 **ヨ・ウニオン**

韓国の産業財産権登録は1948年11件(特許4件、実用新案2件、意匠5件)を皮切りに2022年末現在、合計6,454,692件が登録されており、重複存続期間満了、登録料未納、権利放棄、無効審判などで消滅した権利は3,253,245件で

存続権件数は3,201,447件である。

内国人と外国人を区別すると、内国人は合計で5,150,104件のうち2,540,972件、外国人は合計で1,304,588件のうち660,475件を維持している。

表Ⅷ-3-13 2022年現在の存続権の現況

(単位:件, %)

区分	内国人		外国人		合計		
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	
特許	登録	1,757,232	100	673,041	100	2,430,273	100
	消滅	821,107	46.7	386,623	57.4	1,207,730	49.7
	存続	936,125	53.3	286,418	42.6	1,222,543	50.3
実用新案	登録	451,020	100	16,401	100	467,421	100
	消滅	435,555	96.6	15,282	93.2	450,837	96.5
	存続	15,465	3.4	1,119	6.8	16,584	3.5
意匠	登録	1,073,664	100	106,390	100	1,180,054	100
	消滅	713,084	66.4	56,807	53.4	769,891	65.2
	存続	360,580	33.6	49,583	46.6	410,163	34.8
商標	登録	1,868,188	100	508,756	100	2,376,944	100
	消滅	639,386	34.2	185,4カ <sup>※</sup>	36.4	824,787	34.7
	存続	1,228,802	65.8	323,355	63.6	1,552,157	65.3
合計	登録	5,150,104	100	1,304,588	100	6,454,692	100
	消滅	2,609,132	50.7	644,113	49.4	3,253,245	50.4
	存続	2,540,972	49.3	660,475	50.6	3,201,447	49.6

## 第4節 マドリッド国際商標登録の現況

産業財産情報局 産業財産登録課 電算事務官 **ヨ・ウニョン**

韓国が2003年4月10日にマドリッド議定書に加入した後、2004年4月27日に初めて国際商標が登録され、2022年末現在、合計147,135件の国際商標が登録され、国別国際商標多登録国は米国、中国、日本、ドイツ、フランスなどの順であった。

2004年には、新規設定の登録業務のみ遂行したが、2005年以降は、国際商

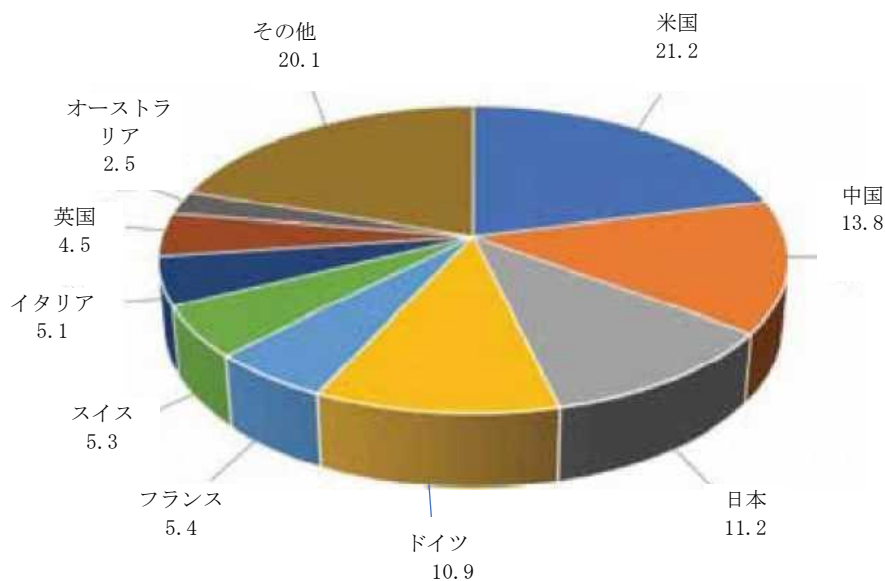
標登録に関連する商標権の移転、変更、放棄等の登録業務も並行して行っている。

2022年度の国際商標登録件数を見ると、合計12,412件中、米国が2,389件、中国が2,389件(19.2%)、中国が1,556件(12.5%)、日本は1,263件(10.2%)という結果であった。

表Ⅶ-3-14 2022年の国別国際商標(マドリッド)登録現況 (単位:件, %)

区分	米国	中国	日本	ドイツ	フランス	スイス	イタリア	英国	オーストラリア	その他	合計
等級	2,389	1,556	1,263	1,227	605	594	574	505	282	3,417	12,412
構成比	19.2	12.5	10.2	9.9	4.9	4.8	4.6	4.1	2.3	27.5	100.0

2022年の国別国際商標(マドリッド)登録現況(構成比)



## 第5節 ハーグ国際意匠登録の現況

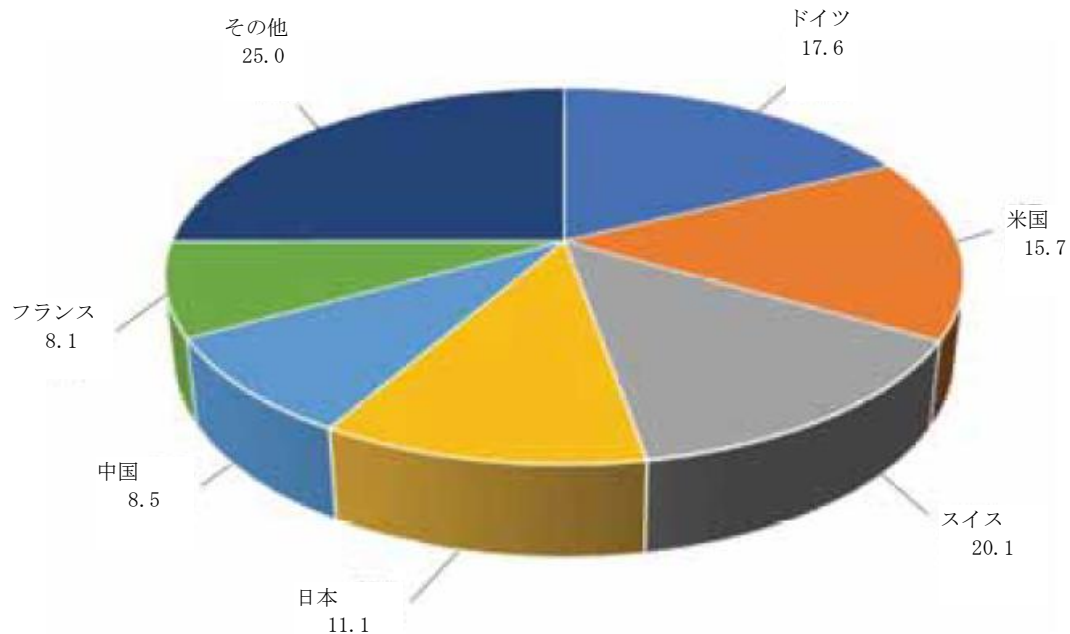
産業財産情報局 産業財産登録課 電算事務官 **ヨ・ウニオン**

2014年に韓国がハーグ協定に加入して以降、2014年7月1日から2022年末までに登録された国際意匠登録件数は合計14,014件で分析された。国別の国際意匠多登録国はドイツ、アメリカ、スイスなどの順であった。

2022年度の国際意匠登録件数を見ると、合計2,765件のうち、ドイツが451件(16.3%)、米国が401件(15.4%)、スイスが356件(12.9%)となっている。

表Ⅶ-3-15 2022年国別の国際意匠(ハーグ)登録現況 (単位:件、%)

区分	ドイツ	アメリカ	スイス	日本	中国	フランス	その他	合計
登録	451	401	356	285	217	208	847	2,765
構成比	16.3	14.5	12.9	10.3	7.8	7.5	30.6	100.0



## 第4章

### 審査分野



## 第1節 総括

特許審査企画局 特許審査総括課 工業主事 **コン・ヨンガン**

2022年の産業財産権の1次審査処理総数は51万件余りで、2021年に比べて増加した。権利別に見ると、特許は17万2,793件、実用新案は2,950件、商標は27万2,793件、意匠は6万6,182件を処理し、特許、実用新案の審査処理件数が前年度に比べ5.2%減少したのに対し、商標、意匠の場合、審査処理件数が2.2%増加した。

PCT国際調査の申請件数は、前年度比3.4%増加し、PCT国際調査報告書作成件数は29,928件で前年度28,350件に対し5.6%増加した。

一方、審査処理期間は、特許・実用新案14.4ヶ月、商標13.9ヶ月、意匠4.8ヶ月と、前年度に比べやや遅れた。

表Ⅶ-4-1 権利別の審査処理現況

(単位:件)

区分	特許・実用新案			意匠	商標	計
	特許	実用新案	小計			
2007年	129,147	14,407	143,554	56,584 (58,587)	127,709 (171,858)	327,847 (373,999)
2008年	95,504	13,824	109,328	50,117 (51,492)	117,796 (162,687)	277,241 (323,517)
2009年	94,300	11,208	105,508	41,484 (43,769)	89,638 (109,245)	236,630 (258,522)
2010年	125,633	12,307	137,940	48,023 (49,778)	106,945 (133,212)	292,908 (320,930)
2011年	174,283	17,95	192,236	55,081 (60,550)	123,773 (153,322)	371,090 (406,108)
2012年	163,246	13,615	176,861	62,834 (65,039)	113,136 (137,674)	352,831 (379,574)

区分	特許及び実用新案			意匠	商標	計
	特許	実用新案	小計			
2013年	181,871	12,063	193,934	64,421 (67,021)	145,072 (172,607)	403,427 (433,562)
2014年	166,915	9,341	176,256	68,847 (71,851)	147,602 (178,240)	392,705 (426,347)
2015年	164,773	7,569	172,342	65,284 (69,399)	164,583 (198,981)	402,209 (440,722)
2016年	174,717	7,320	182,037	62,938 (66,706)	160,035 (192,422)	405,010 (441,165)
2017年	170,532	6,613	177,145	59,728 (63,254)	163,883 (204,689)	400,756 (445,079)
2018年	161,290	5,618	166,908	57,213 (60,670)	169,612 (216,961)	393,733 (444,539)
2020年	172,371	5,094	177,465	60,332 (63,996)	176,180 (228,542)	413,977 (470,003)
2020年	186,495	4,336	190,831	58,300 (61,695)	162,375 (207,692)	411,506 (460,218)
2021年	181,976	3,441	185,417	65,097 (69,007)	199,818 (247,201)	450,332 (501,625)
2022年	172,793	2,950	175,743	61,690 (66,182)	221,670 (272,793)	459,103 (514,718)

\*第1次審査処理基準

\*意匠・商標の場合、( )は複数の意匠・多種類の商標を基準

\*特実はその他処分(審査請求前の取り下げ、無効など)含む、意匠・商標は取り下げ、放棄、無効を含まない

## 第2節 特許・実用新案の審査

### 1. 特許出願の審査状況

特許審査企画局 特許審査総括課 工業主事 **コン・ヨンガン**

2022年特許出願の1次審査処理件数は172,793件で2021年比5.0%減少した。このうち、7.4%に相当する12,851件が1次審査と同時に登録決定され、90.2%に相当する155,927件に対して意見提出通知書が送付された。審査請求

した日から1次審査までにかかった特許審査処理期間は14.4ヶ月で、前年度に比べ2.2ヶ月遅れた。



表Ⅶ-4-2 特許1次審査の処理現況

(単位:件)

区分	計	登録決定	意見提出 通知	その他 通知	取下げ・ 放棄	審査処理期間
2013年	181,871 (100%)	18,713 (10.3%)	58,828 (87.3%)	431 (0.2%)	3,89 (2.1%)	13.2ヶ月
2014年	166,915 (100%)	15,798 (9.5%)	146,913 (88.0%)	879 (0.5%)	3,325 (2.0%)	11.0ヶ月
2015年	164,773 (100%)	10,433 (6.3%)	149,484 (90.7%)	947 (0.6%)	3,909 (2.4%)	10.0ヶ月
2016年	174,717 (100%)	7,855 (4.5%)	163,281 (93.5%)	991 (0.6%)	2,590 (1.5%)	10.6ヶ月
2017年	170,532 (100%)	9,712 (5.7%)	157,603 (92.4%)	1,007 (0.6%)	2,210 (1.3%)	10.4ヶ月
2018年	161,290 (100%)	9,126 (5.7%)	148,772 (92.2%)	1,202 (0.7%)	2,190 (1.4%)	10.3ヶ月
2020年	172,371 (100%)	9,637 (5.6%)	158,527 (92.0%)	1,613 (0.9%)	2,594 (1.5%)	10.8ヶ月
2020年	186,495 (100%)	11,483 (6.2%)	170,299 (91.3%)	1,990 (1.1%)	2,723 (1.5%)	11.1ヶ月
2021年	181,976 (100%)	12,900円 (7.1%)	164,312 (90.3%)	1,709 (0.9%)	3,055 (1.7%)	12.2ヶ月
2022年	172,793 (100%)	12,851 (7.4%)	155,927 (90.2%)	504 (0.3%)	3,511 (2.0%)	14.4ヶ月

1次審査処理時に意見提出通知なしに登録決定される割合は、2005年以降、約20%レベルで維持されていたが、2012年10.5%、2022年7.4%と減少傾向を維持している。これは2008年6月、世界的な審査品質重視の機運に応え、審査品質中心に特許審査政策のパラダイムを転換して以降、様々な審査品質向上政策を実施した結果であると分析できる。

5.0%減少した。このうち、72.8%に相当する12万5,619件が登録決定され、24.1%に相当する4万1,538件が拒絶決定されたが、これで、前年比で登録決定は6,696件減少し、拒絶決定は6,596件減少した。出願の取下げ・放棄・無効は5,335件で、全体の審査終了処理件数の3分の1に相当し、2021年に比べて24.1%増加した。

2022年特許出願の審査終了処理件数は、合計17万2,793件で、2021年比

表Ⅶ-4-3 特許審査終結処理の現況

(単位:件)

区分	計	登録決定	拒絶決定	取消・放棄・無効
2013年	179,794 (%)	121,866 (67.8%)	54,029 (3.1%)	3,899 (2.1%)
2014年	177,289 (100%)	120,353 (67.9%)	53,611 (30.2%)	3,325 (1.9%)
2015年	149,620 (100%)	92,748 (62.0%)	52,963 (35.4%)	3,909 (2.6%)
2016年	172,024 (100%)	101,641 (59.1%)	66,046 (38.4%)	4,337 (2.5%)
2017年	176,712 (100%)	110,063 (62.3%)	62,781 (35.5%)	3,868 (2.2%)
2018年	165,378 (100%)	106,129 (64.2%)	55,613 (33.6%)	3,636 (2.2%)
2020年	170,160 (100%)	115,302 (67.8%)	50,944 (29.9%)	3,914 (2.3%)
2020年	177,556 (100%)	126,228 (71.1%)	47,331 (26.7%)	3,997 (2.3%)
2021年	184,710 (100%)	134,338 (72.7%)	46,074 (24.9%)	4,298 (2.3%)
2022年	172,492 (100%)	125,619 (72.8%)	41,538 (24.1%)	5,335 (3.1%)

## 2. 実用新案登録出願の審査現況

実用新案登録出願一次審査処理件数は、1999年7月に実用新案先登録制度施行以前に出願された物量の審査請求が減少し、2005年17件、2006年10件

と審査処理件数が減少傾向を示していたが、2006年10月に実用新案の先登録制度が廃止され、実用新案の審査主義に転換されるに伴い、実用新案審査請求件数が増え、2022年には2,950件が審査処理された。

表Ⅶ-4-4 実用新案1次審査の処理現況

(単位:件)

区分	計	登録決定	意見提出の通知	その他通知	取消・放棄
2013年	12,018 (100%)	1,451 (12.1%)	10,085 (83.9%)	41 (0.3%)	441 (3.7%)
2014年	9,329 (100%)	874 (9.4%)	8,015 (86.0%)	45 (0.5%)	395 (4.2%)
2015年	7,569 (100%)	425 (5.6%)	6,856 (90.6%)	39 (0.5%)	249 (3.3%)
2016年	7,320 (100%)	316 (4.3%)	6,847 (93.5%)	25 (0.3%)	132 (1.8%)

区分	計	登録決定	意見提出の通知	その他通知	取消・放棄
2017年	6,613 (100%)	328 (5.0%)	6,149 (93.0%)	13 (0.2%)	123 (1.9%)
2018年	5,618 (100%)	235 (4.2%)	5,258 (93.6%)	12 (0.2%)	113 (2.0%)
2020年	5,094 (100%)	225 (4.4%)	4,739 (93.0%)	21 (0.4%)	109 (2.1%)
2020年	4,336 (100%)	216 (5.0%)	4,007 (92.4%)	14 (0.3%)	99 (2.3%)
2021年	3,441 (100%)	144 (4.2%)	3,192 (92.8%)	8 (0.2%)	97 (2.8%)
2022年	2,950 (100%)	146 (4.9%)	2,724 (92.3%)	6 (0.2%)	74 (2.5%)

実用新案審査終了処理件数も 2005 年 158 件、2006 年 7 件と引き続き減少したが、2022 年には 3,061 件を記録した。実用新案登録決定の費用は、2005 年

53.2%、2006 年 42.9%と減少したが、その後、2007 年には 74.7%を除き、2011 年に 45.1%になって以降 2022 年 46.4%まで 40%台を維持している。

表Ⅶ-4-5 実用新案の審査終結の処理現況

(単位:件)

区分	計	登録決定	拒絶決定	取消・放棄
2013年	12,719 (100%)	6,086 (47.8%)	6,192 (48.7%)	441 (3.5%)
2014年	10,398 (100%)	5,067 (48.7%)	4,936 (47.5%)	395 (3.8%)
2015年	7,228 (100%)	3,204 (44.3%)	3,775 (52.2%)	249 (3.5%)
2016年	7,417 (100%)	2,934 (39.6%)	4,214 (56.8%)	269 (3.6%)
2017年	6,992 (100%)	3,031 (43.3%)	3,726 (53.8%)	235 (3.4%)
2018年	6,097 (100%)	2,619 (43.0%)	3,282 (53.8%)	196 (3.2%)
2020年	5,361 (100%)	2,329 (43.3%)	2,815 (52.5%)	217 (4.0%)
2020年	4,422 (100%)	1,994 (45.1%)	2,254 (51.0%)	174 (3.9%)
2021年	3,807 (100%)	1,801 (47.3%)	1,854 (48.7%)	152 (4.0%)
2022年	3,061 (100%)	1,419 (46.4%)	1,524 (49.8%)	118 (3.9%)

### 3. PCT 国際調査及び予備審査の現況

2022 年の PCT 国際特許出願の国際調査報告書は、2021 年に比して 5.6%増

加した 29,928 件が作成され、PCT 予備審査報告書は 2021 年に比して 15.3%減少した 105 件が作成された。

表Ⅶ-4-6 PCT 国際調査及び予備審査の現況

(単位: 件)

区分	PCT 国際調査		PCT 予備審査
	国際調査報告書	不作成宣言書	予備審査報告書
2013 年	34,234	197	263
2014 年	30,128	95	250
2015 年	27,958	89	232
2016 年	28,107	69	209
2017 年	25,920	35	169
2018 年	24,104	19	131
2020 年	27,154	13	131
2020 年	28,536	11	100
2021 年	28,350	9	124
2022 年	29,928	7	105

## 第3節 商標・意匠審査

### 1. 商標登録出願の審査現況

商標意匠審査局 商標審査政策課 行政事務官 **チヨン・ムチョル**

#### A. 国内商標審査

2022年国内商標登録出願の1次審査処理件数は244,919件で、このうち

58.5%は出願公告決定、41.5%は意見提出通知を行った。1次審査処理期間は2022年14.0ヶ月で2021年10.8ヶ月より3.2ヶ月増加した。

表Ⅶ-4-7 国内商標登録出願の1次審査処理現況 (単位: 件, %)

区分	計	出願公告	意見提出	審査処理期間
2016年	192,422 (100)	107,564 (55.9)	84,858 (44.1)	4.9ヶ月
2017年	182,396 (100)	102,507 (56.2)	79,889 (43.8)	4.8ヶ月
2018年	188,161 (100)	104,053 (55.3)	84,108 (44.7)	5.3ヶ月
2020年	198,639 (100)	105,875 (53.3)	92,764 (46.7)	6.5ヶ月
2020年	178,729 (100)	102,112 (57.1)	76,617 (42.9)	8.7ヶ月
2021年	218,018 (100)	127,305 (58.4)	90,713 (41.6)	10.8ヶ月
2022年	244,919 (100)	143,202 (58.5)	101,717 (41.5)	14.0ヶ月

\*多類<sup>27)</sup>商標基準、審査処理期間は12月末日現在、( )は構成比

最終的な審査処理件数は214,790件で、このうち84.3%は登録決定、15.7%は拒絶決定となった。

<sup>27)</sup> 多類：1商標多類出願制度に基づき、類の数を基準に出願件数を算定する方式  
単類：類の数に関係なく、出願書を基準に出願件数を算定する方式

表Ⅶ-4-8 国内商標登録出願の審査終結処理の現況(単位:件,%)

区分	計	登録決定	拒絶決定
2016年	191,980 (100)	155,726 (81.1)	36,254 (18.9)
2017年	181,596 (100)	147,387 (81.2)	34,209 (18.8)
2018年	181,209 (100)	149,050 (82.3)	32,159 (17.7)
2020年	199,152 (100)	163,252 (82.0)	35,900 (18.0)
2020年	180,793 (100)	149,806 (83.0)	30,987 (17.1)
2021年	212,711 (100)	178,407 (82.9)	34,304 (16.1)
2022年	214,790 (100)	181,169 (84.3)	33,621 (15.7)

\* 多類商標基準、( )内は構成比

## B. 国際商標の審査

2022年国債商標の1次審査処理件数は、27,874件で、このうち22.3%は出願公

告決定、77.7%は意見提出通知を行った。2022年国債商標審査1次審査処理期間は13.0ヶ月という結果であった。

表Ⅶ-4-9 国際商標登録出願の1次審査の処理現況 (単位:件、%)

区分	計	出願公告	意見提出	審査処理期間
2016年	26,431 (100)	4,935 (18.7)	21,496 (81.3)	4.7ヶ月
2017年	22,293 (100)	4,474 (20.1)	17,819 (79.9)	6.7ヶ月
2018年	28,800 (100)	5,848 (20.3)	22,952 (79.7)	6.4ヶ月
2020年	29,903 (100)	6,249 (21.5)	23,654 (78.5)	8.9ヶ月
2020年	28,963 (100)	6,293 (21.7)	22,670 (78.3)	10.4ヶ月
2021年	29,183 (100)	6,664 (22.8)	22,519 (77.2)	10.8ヶ月
2022年	27,874 (100)	6,225 (22.3)	21,649 (77.7)	13.0ヶ月

\* 多類商標基準、審査処理期間は12月末現在、( )は構成比



最終審査の処理件数は、29,054%で、そのうち 81.5%は登録が決定され、18.5%は拒絶が決定された。

表Ⅶ-4-10 国際商標登録出願の審査最終処理の現況 (単位:件,%)

区分	計	登録決定	拒絶決定
2016年	22,857 (100)	17,298 (75.7)	5,559 (24.3)
2017年	24,781 (100)	19,576 (79.0)	5,205 (21.0)
2018年	23,725 (100)	19,187 (80.9)	4,538 (19.1)
2020年	30,331 (100)	24,493 (80.1)	5,838 (19.9)
2020年	29,973 (100)	23,693 (79.0)	6,280 (21.0)
2021年	28,632 (100)	22,974 (80.2)	5,658 (19.8)
2022年	29,054 (100)	23,679 (81.5)	5,375 (18.5)

\* 多類商標基準、( )は構成比

## 2. 意匠登録出願の審査現況

商標意匠審査局 商標審査政策課 行政事務官 **チョン・ムチョル**

意匠の1次審査処理の量は、66,182件で、そのうち 55.4%は1次登録決定、44.6%は意見提出通知を行った。1次審査処理期間は、2022年4.8ヶ月という結果であった。

表Ⅶ-4-11 意匠登録出願の1次審査の処理現況 (単位:件,%)

区分	計	登録決定	意見提出	審査処理期間
2016年	66,706 (100)	32,755 (49.1)	33,951 (50.9)	4.7ヶ月
2017年	63,245 (100)	30,598 (51.6)	32,647 (51.6)	4.9ヶ月
2018年	60,670 (100)	28,708 (47.3)	31,962 (52.7)	4.9ヶ月
2020年	63,996 (100)	32,190 (50.3)	31,806 (49.7)	5.4ヶ月
2020年	61,695 (100)	32,640 (52.9)	29,055 (47.1)	4.6ヶ月
2021年	69,007 (100)	38,470 (55.7)	30,537 (44.3)	5.2ヶ月
2022年	66,182 (100)	36,636 (55.4)	29,546 (44.6)	4.8ヶ月

\*国内/国際を含む。複数意匠基準、審査処理期間は12月末現在、( )は構成比

最終審査処理件数は 66,289 件で、そのうち 87.3%は登録が決定され、12.7%は拒絶決定が行われた。

表Ⅶ-4-12 意匠登録出願の審査終結の処理現況 (単位:件、%)

区分	計	登録決定	拒絶決定
2016 年	67,800(100)	58,304(86.0)	9,496(14.0)
2017 年	61,458(100)	53,480(87.0)	7,978(13.0)
2018 年	60,839(100)	52,750(86.7)	8,089(13.3)
2020 年	65,044(100)	56,989(87.6)	8,055(12.4)
2020 年	61,877(100)	54,101(87.4)	7,776(12.6)
2021 年	69,779(100)	61,383(88.0)	8,396(12.0)
2022 年	66,289(100)	57,883(87.3)	8,406(12.7)

\* 複数意匠基準 ( )は構成比

### 3. 異議審査現況

商標意匠審査局 商標審査政策課 行政事務官 **チョン・ムチョル**

商標、意匠及び国債商標に対する異議申し立ての件数、及び異議申し立て率、異議認容率などは、下記の通りである。

表Ⅶ-4-13 異議申立件数、異議申立率及び異議認容率(単位:件、%、ヶ月)

区分	2020 年			2021 年			2022 年		
	国内商標	国際商標	意匠	国内商標	国際商標	意匠	国内商標	国際商標	意匠
公告/登録件(A)	122,874	4,672	12,842	146,761	4,743	19,802	162,044	4,580	17,796
異議申し立て(B)	1,275	43	65	1,454	43	83	1,426	28	77
異議申し立て率(B/A)	1.0	0.9	0.5	1.0	0.9	0.4	0.9	0.6	0.4
異議決定件(C)	1,379	43	32	856	29	56	1,186	27	69
異議認容件(D)	411	4	22	340	3	30	467	5	37
異議認容率(D/C)	29.8	9.3	68.8	39.7	10.3	53.6	39.4	18.5	53.6

## 第5章

### 審判分野

## 第1節 審判請求及び処理現況

### 1. 権利別審判請求及び処理件数の現況

特許審判院 審判政策課 医療技術事務官 **キム・ウイテ**

審判請求件数は2022年6,432件で、昨年比16.3%減少し、2021年以降再び減少する傾向である。権利別では、特許が24.8%減少し、実用新案、意匠、商標は、それぞれ16.7%、4.4%、10.0%減少した。

表Ⅷ-5-1 権利別審判請求の現況

(単位:件,%)

年度		2018年	2020年	2020年	2021年	2022年
請求 (増加率)	特許	4,876 (△15.9)	3,947 (△19.1)	3,132 (△20.8)	3,353 (7.1)	2,521 (△24.8)
	実用	207 (△14.1)	167 (△19.3)	108 (△35.3)	66 (△38.9)	55 (△16.7)
	意匠	478 (13.3)	412 (△13.8)	410 (△0.5)	360 (△12.2)	344 (△4.4)
	商標	4,590 (8.9)	4,482 (△2.4)	3,998 (△10.8)	3,903 (△2.4)	3,512 (△10.0)
	計	10,151 (△4.9)	9,008 (△11.3)	7,648 (△15.1)	7,682 (0.4)	6,432 (△16.3)

\* 2017年3月に施行された特実取消申請795件を含む(2018年請求154件、2020年175件、2021年155件、2022年151件)

図Ⅶ-5-1 権利別の審判請求の現況



審判処理件数は、2022年6,577件で、  
前年比15.1%減少し、権利別では特許、  
実用新案、商標はそれぞれ14.7%、35.9%、  
18.3%減少し、意匠は22.4%増加した。

表Ⅶ-5-2 権利別審判処理及び審査前置登録の現況 (単位: 件)

年度		2018年	2020年	2020年	2021年	2022年
処理 (増加率)	特許	5,531 (13.0)	6,675 (20.7)	4,257 (△ 36.2)	3,502 (△ 17.7)	2,987 (△ 14.7)
	実用	249 (19.0)	243 (△ 2.4)	214 (△ 11.9)	92 (△ 57.0)	59 (△ 3.9)
	意匠	514 (△ 2.3)	377 (△ 26.7)	309 (△ 18.0)	335 (8.4)	410 (22.4)
	商標	4,252 (0.6)	5,563 (30.8)	3,900 (△ 29.9)	3,819 (△ 2.1)	3,121 (△ 18.3)
	計	10,546 (7.0)	12,858 (21.9)	8,680 (△ 32.5)	7,748 (△ 10.7)	6,577 (△ 15.1)
審査前置登録(増加率)	特許	71 (△ 72.4)	34 (△ 52.1)	23 (△ 32.4)	12 (△ 47.8)	2 (△ 83.3)
	実用	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
	意匠	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
	商標	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
	計	71 (△ 72.4)	34 (△ 52.1)	23 (△ 32.4)	12 (△ 47.8)	2 (△ 83.3)

\* 処理は無効処分及び審査前置登録件を除く。

図Ⅶ-5-2 年度別の審判処理の現況



2. 審判請求者別審判請求の現況

2022年の請求人別審判請求件数の

割合は、国内企業が 40.4%に対し、外国企業が 29.1%、内・外国人を含む個人が 28.7%を占めていることが分かった。

表Ⅶ-5-3 審判請求人別の審判請求の現況

(単位: 件、%)

年度		2018年	2020年	2020年	2021年	2022年
韓国個人	特許	910	821	683	667	522
	実用	122	120	57	30	31
	意匠	176	146	178	166	172
	商標	1,287	1,258	1,248	1,308	1,083
	計	2,495(24.6)	2,345(26.0)	2,116(28.3)	2,171(28.3)	1,808(28.1)
外国個人	特許	31	21	14	11	9
	実用	—	—	1	1	—
	意匠	2	1	2	—	6
	商標	49	51	43	63	25
	計	82(0.8)	73(0.8)	60(0.8)	75(1.0)	40(0.6)
国内企業	特許	1,992	1,565	1,271	1,493	1,034
	実用	73	43	45	33	19
	意匠	240	235	204	170	150
	商標	1,748	1,622	1,524	1,371	1,398
	計	4,053(39.9)	3,465(38.5)	3,044(39.8)	3,067(39.9)	2,601(40.4)

年度		2018年	2020年	2020年	2021年	2022年
外国 企業	特許	2,148	1,381	1,054	1,049	879
	実用	3	3	5	2	4
	意匠	47	30	22	23	15
	商標	1,458	1,491	1,153	1,115	974
	計	3,656(34.2)	2,905(32.2)	2,234(29.2)	2,189(28.5)	1,872(29.1)
公共 研究 機関	特許	93	59	49	66	36
	実用	-	-	-	-	-
	意匠	1	-	-	-	-
	商標	9	49	23	31	
	計	103(1.0)	108(1.2)	72(1.0)	97(1.3)	54(0.8)
大学	特許	177	95	55	57	
	実用	1	-	-	-	-
	意匠	-	-	-	1	-
	商標	6	5	1	4	
	計	184(1.7)	100(1.1)	56(0.7)	62(0.8)	41(0.6)
その他	特許	12	5	6	10	4
	実用	-	1	-	-	1
	意匠	1	-	4	-	1
	商標	16	6	6	11	9
	計	29(0.3)	12(0.1)	16(0.2)	21(0.3)	15(0.2)

\* その他: 国、自治体など

\*\* 括弧は、構成(%)

### 3. 韓国人・外国人間の当事者系審判請求の現況

2022年度当事者系審判は合計 3,764 件、請求され、このうち内国人と内国人間の審判庁間の審判請求は 2,605 件(69.2%)、内国人と外国人の間の審判請

求は 997 件(26.5%)、外国人と外国人の間の審判請求は 162 件(4.3%)という結果であった。



表Ⅶ-5-4 韓国人・外国人間の当事者系審判請求の現況

(単位:件)

年度		2018年	2020年	2020年	2021年	2022年
韓国人	特許	741	660	582	651	527
	実用	41	36	36	20	24
	意匠	360	329	332	287	284
	商標	1,921	1,851	1,903	1,770	1,770
	計	3,063	2,876	2,853	2,728	2,605
内外国	特許	213	135	156	183	111
	実用	-	-	1	3	1
	意匠	3	2	7	7	6
	商標	223	195	222	224	245
	計	439	332	386	417	363
外内国	特許	15	20	13	9	27
	実用	-	-	-	-	-
	意匠	12	18	17	12	12
	商標	839	940	672	649	595
	計	866	978	702	670	634
外外国	特許	4	11	6	10	9
	実用	-	-	-	-	-
	意匠	-	2	1	1	-
	商標	170	163	180	155	153
	計	174	176	187	166	162
総計	特許	973	826	757	853	674
	実用	41	36	37	23	25
	意匠	375	351	357	307	302
	商標	3,153	3,149	2,977	2,798	2,763
	計	4,542	4,362	4,128	3,981	3,764

\* 内内国:請求人が内国人・被請求人が内国人 \*\* 内外国:請求人が内国人・被請求人が外国人

\*\*\* 外内国:請求人が外国人・被請求人が内国人 \*\*\*\* 外外国:請求人が外国人・被請求人が外国人

#### 4. 国内企業・外国企業間の審判請求の現況

2022年度の国内企業と外国企業間の審判請求件数は、合計585件で前年比11.1%減少した。外国企業の審判請求は342件(58.5%)で国内企業が審判請

求した243件(41.5%)より高い結果であり、外国企業が請求した342件のうちでは商標事件が312件(91.2%)で絶対多数を占めており、国内企業が請求した243件のうちでは特許事件が111件(45.7%)で多数を占めていると分かった。

表Ⅶ-5-5 国内企業・外国企業間の審判請求の現況

(単位:件)

区分			2018年	2020年	2020年	2021年	2022年
請求人	被請求人	権利別					
国内企業	外国企業	特許	212	138	151	176	111
		実用	—	—	1	3	1
		意匠	3	2	2	2	—
		商標	133	102	116	109	131
		計	348	242	270	290	243
外国企業	国内企業	特許	12	18	11	6	26
		実用	—	—	—	—	—
		意匠	2	5	6	2	4
		商標	498	500円	350円	360	312
		計	512	523	367	368	342
総計		特許	224	156	162	182	137
		実用	—	—	1	3	1
		意匠	5	7	8	4	4
		商標	631	602	466	469	443
		計	860	765	637	658	585

## 5. 中小企業・大企業間の審判請求の現況

中小企業合と計大企業間の審判請求件数は、合計 105 件で、前年に比して

14.1%増加し、権利別では商標が 94 件で 89.5%を占めて中小企業と大企業間での商標分野で最も紛争が多く発生しているという結果であった。

表Ⅷ-5-6 中小企業・大企業間の審判請求の現況

年度	2018年	2020年	2020年	2021年	2022年
特許	27	16	17	10	11
実用	—	—	—	—	—
意匠	3	1	3	4	—
商標	87	86	84	78	94
計	117	103	104	92	105

\* 中小企業：中小企業基本法に基づいた企業（2015年以降、大企業から中堅企業を除外）

## 6. 審判処理期間の現況

審判処理期間は 2022 年 7.9 ヶ月で、前年比 0.3 ヶ月増加し、特実<sup>1</sup>は 6.5 ヶ月、商標意匠は 8.8 ヶ月かかることが分かっ

た。2020 年以降、審理処理期間は 7 ヶ月程度で、特許審判院は審判顧客の新たな紛争解決のニーズに応えるために最善を尽くしている。

表Ⅶ-5-7 年度別審判処理期間の現況

(単位:ヶ月)

年度	2018年	2020年	2020年	2021年	2022年
特許・実用	15.6	11.4	8.8	7.1	6.5
商標・意匠	9.0	7.8	6.9	7.9	8.8
計	12.0	9.6	7.8	7.6	7.9

## 第2節 特許裁判所への提訴及び判決の現況

特許審判院 審判政策課 医療技術事務官 **キム・ウイテ**

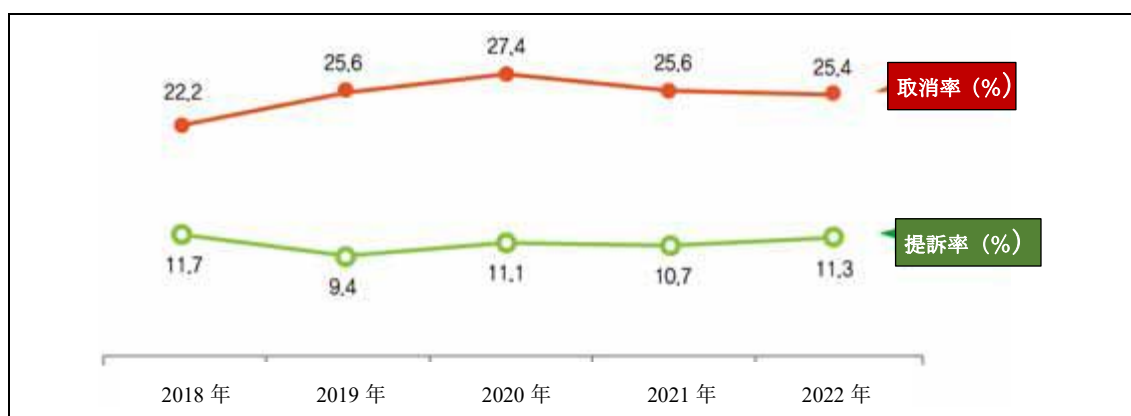
1998年に特許裁判所が設立されて以来、特許審判院の審決に対して特許裁判所に不服を申し立てた割合は15%内外を維持していたが、2017年以降大幅に低下し、11%まで減少し、2022年は

11.3%を記録した。また、特許裁判所の判決のうち、特許審判院の審決を取り消した割合である審決取消率は2022年25.4%で、前年比0.2%p減少した。

表Ⅶ-5-8 特許裁判所への提訴及び判決の現況

(単位:件、%)

年度	2018年	2020年	2020年	2021年	2022年
提訴可能な審決	7,473	8,992	6,064	5,697	4,956
提訴	877	841	673	611	562
提訴率(%)	11.7	9.4	11.1	10.7	11.3
特許裁判所の判決件数	887	798	766	594	613
審決取消判決	197	204	210	152	156
審決取消率(%)	22.2	25.6	27.4	25.6	25.4



### 第3節 大法院への上告提起及び判決の現況

特許審判院 審判政策課 医療技術事務官 **キム・ウイテ**

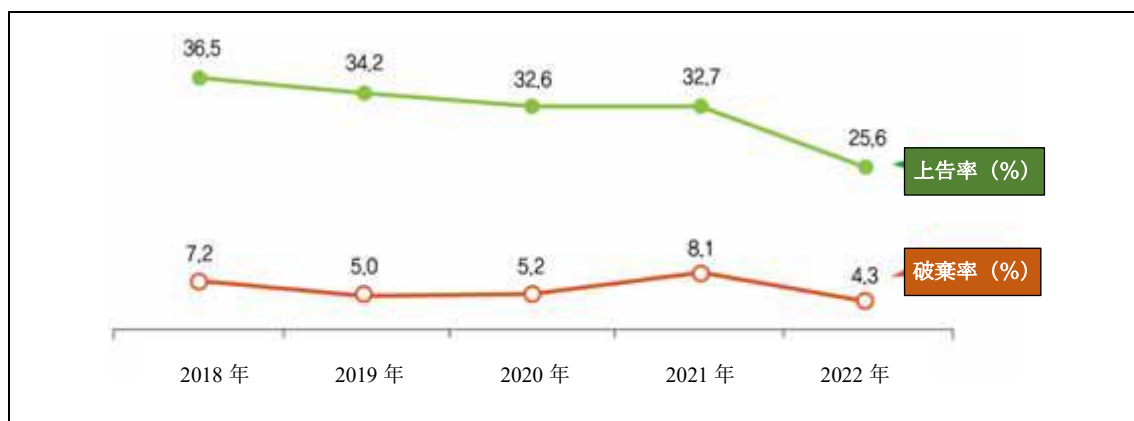
2022年特許法院の判決に不服を申し立てて大法院に上告した比率は、昨年比 7.1%p 減少した 25.6%を記録し、上告

審で特許法院の判決を破棄した比率は 2022年 4.3%で前年比 3.8%p 減少したものと分かった。

表Ⅶ-5-9 大法院への上告提起及び判決の現況 (単位:件, %)

年度	2018年	2020年	2020年	2021年	2022年	
特許裁判所の判決	684	643	647	477	493	
	件数	250	220	211	156	126
	上告率(%)	36.5	34.2	32.6	32.7	25.6
大法院宣告	276	242	232	161	138	
	件数	20	12	12	13	6
	破棄率(%)	7.2	5.0	5.2	8.1	4.3

\* 特許法院判決件数:全判決件数のうち、引用、却下、棄却、却下が多い。



デジタル経済をリードする

# 知財強国

- 基盤が強固な知財行政
- デジタル時代の未来先端技術をリード
- 知財基盤のグローバル革新企業育成



# 2022 知的財産白書

INTELLECTUAL PROPERTY WHITE PAPER

08

Korean Intellectual  
Property Office

## 付録

1. 歴代庁長・488
2. 機構・定員・予算の現況・489
3. 特許庁所管法令の現況・491
4. 2022 年庁長のマスコミ広報活動・492
5. 2022 年庁長の現場コミュニケーション活動・494



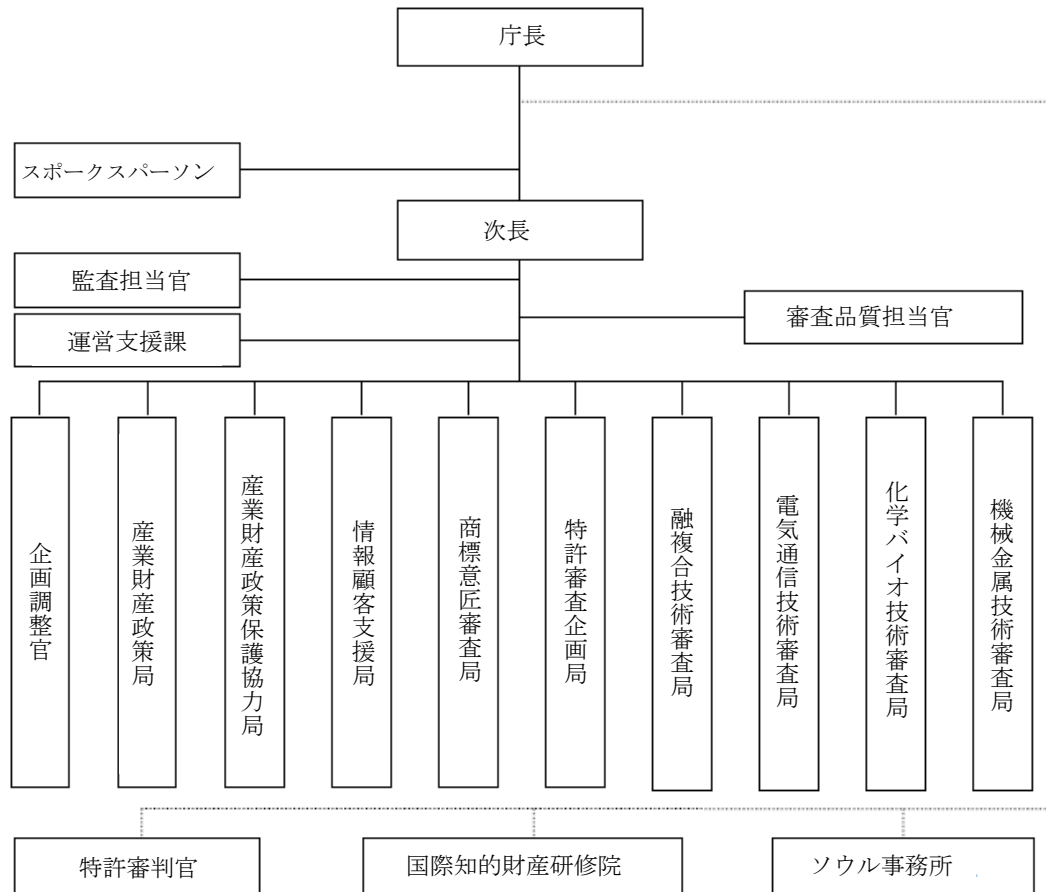


## 1. 歴代の庁長

歴代	姓名(漢字)	在任期間	任命前の直前経歴
初代	ペ・サンウク (裴相穢)	'77.3.12~'77.12.23	産業団地管理庁長
2代	アン・ヨンチョル (安永哲)	'77.12.23~'78.12.30	特許庁次長
3代	イ・サンソプ (李相燮)	'78.12.30~'82.12.18	商工部次官補
4代	ホン・ソンジュア (洪性佐)	'82.12.28~'85.10.19	商工部第1次官補
5代	チャ・スミョン (車秀明)	'85.10.19~'88.3.4	商工部第1次官補
6代	パク・ホンシク (朴弘植)	'88.3.5~'90.3.19	特許庁次長
7代	キム・チュソウル (金喆壽)	'90.3.20~'91.9.18	商工部第1次官補
8代	キム・テジュン (金泰俊)	'91.9.20~'93.3.3	商工部第2次官補
9代	アン・グァング (安光谷)	'93.3.4~'95.12.25	商工部第2次官補
10代	チョン・ヘジュ (鄭海洵)	'95.12.26~'96.12.23	通産省次官補
11代	ハン・ドクス (韓憲洙)	'96.12.24~'97.3.6	東山部通商貿易室長
12代	チェ・ホンゴン (崔弘建)	'97.3.7~'98.3.8	東山部企画管理室長
13代	キム・スドン (金守東)	'98.3.9~'99.5.26	特許庁次長
14代	オ・ガンヒョン (吳剛鉉)	'99.5.26~'00.8.11	産業通商資源部次官補
15代	イム・レギユ (林來圭)	'00.8.11~2002.4	特許庁次長
16代	キム・グァンリム (金光琳)	2002.2.5~2003.3.3	予決委主任専門委員
17代	ハ・ドンマン (河東萬)	2003.3.3~2004.9.3	国家調整室経済調整官
18代	キム・ジョンガブ (金鍾甲)	2004.9.3~2006.1.31	産業通商資源部次官補
19代	チョン・サンウ (全湘雨)	2006.2.1~2008.4.30	特許庁次長
20代	コ・ジョンシク (高廷植)	2008.5.1~2010.4.30	産業資源部エネルギー資源政策本部長
21代	イ・スウォン (李秀元)	2010.5.1~2012.4.30	青瓦台非常経済状況室長
22代	キム・ホウォン (金昊源)	2012.5.1~2013.3.17	国務総理室国政運営2室長
23代	キム・ヨンミン (金榮敏)	2013.3.18~2015.3.17	特許庁次長
24代	チェ・ドンギユ (崔東圭)	2015.5.12~2017.5.11	駐ケニア韓国大使館特命全權大使
25代	ソン・ユンモ (成允模)	2017.7.27~2018.9.20	国家調整室経済調整室長
26代	パク・ウォンジュ (朴原住)	2018.9.28~'2&8.14	産業資源部エネルギー資源室長
27代	キム・ヨンレ (金龍來)	2020.8.15~'2&5.29	産業資源部産業革新成長室長
28代	イ・インシル (李仁實)	2022.5.30~現在	(社)韓国女性発明協会会長

## 2. 機構・定員・予算の現況

### A. 機構:1 官 9 局 58 課 15 チーム, 3 所属機関



### B. 定員:1,804 名(本庁 1,601 名、所属機関 203 名)

(2022.12.31 現在、単位:人)

区分	政務職	上級公務員団	3・4～4 級	4・5～5 級	6 級以下	管理運営	計
計	1	24	103	1,085	557	34	1,804
本庁	1	11	58	993	511	27	1,601
特許審判院	—	11	41	80	15	—	148
研修院	—	1	3	9	16	3	32
ソウル事務所	—	—	1	3	15	4	23



C. 予算:2022 年度歳入・歳出予算は 7,398 億ウォン(2021 年度比で 24.2%増加)

(百万ウォン, %)

区分		2021 予算 (A)	2022 予算 (B)	増減 (B-A)	増加率
合計		639,308	793,816	154,508	24.2
歳入	○手数料収入	542,488	588,340	45,852	8.5
	○その他収入	96,820	205,476	108,656	112.2
歳出	○主要事業費	352,677	373,786	21,109	6.0
	◎審査・審判サービスの提供	86,351	97,486	11,135	12.9
	◎知的財産創出基盤強化	121,591	130,708	9,117	7.5
	◎知的財産金融及び取引市場の活性化	65,869	65,539	△ 330	△ 0.5
	◎知的財産行政の情報化	41,988	36,598	△ 5,390	△ 12.8
	◎知的財産権保護基盤の強化	31,398	37,499	6,101	19.4
	◎知的財産行政総合支援	5,480	5,956	476	8.7
	○公共資金管理基金 預託金	6,303	30,000	23,697	376.0
	○機関運営経費	172,587	137,659	1,072	0.6
	○公務員年金等	107,741	216,731	108,990	101.2

### 3. 特許庁の所管法令の現況

法律(9)	大統領令(13)	附令	所管部署
特許法	特許法施行令	特許法施行規則	特許制度課
	特許権等の登録令	特許権等の登録令施行規則	登録課
	特許権の収用実施等に関する規定		産業財産政策課
		特許料等の徴収規則	情報顧客政策課
		特許審判員 先代理人の選任及び運営に関する規則	審判政策課
実用新案法	実用新案法施行令	実用新案法施行規則	特許制度課
意匠保護法	意匠保護法施行令	意匠保護法施行規則	意匠審査政策課
商標法	商標法施行令	商標法施行規則	商標審査政策課
発明促進法	発明振興法施行令		産業財産政策課
	国家公務員等 職務発明の処分・管理 及び補償等に関する規定	国家公務員等の職務発明の処分・管理及び補償等に関する規定施行規則	アイデア経済革新チーム
不正競争防止及び営業秘密の保護に関する法律	不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律施行		産業財産保護政策課
半導体集積回路の配置設計に関する法律	半導体集積回路の配置設計に関する法律施行令	半導体集積回路の配置設計に関する法律施行規則	産業財産創出戦略チーム
弁理士法	弁理士法施行令	弁理士法施行規則	産業財産人材課
発明教育の活性化及び支援に関する法律	発明教育の活性化及び支援に関する法律施行令		産業財産人材課

#### 4. 2022 年庁長メディア広報活動

報道日	報道内容	報道媒体	備考
1.1	韓流に便乗, 海外で BTS 違法グッズ猛威, K カルチャー肖像権・著作権保護元年に	イーデイリー	インタビュー
	李舜臣の「哨探船とウルトルモク」	韓国経済	寄稿
1.14	信賞必罰	韓国経済	寄稿
1.21	世界を読む羅針盤「知的財産」	韓国経済	寄稿
1.24	イカゲームに劣らない知的財産の韓流	東亜日報	寄稿
1.28	菓菓(ヤックア)と知的財産	韓国経済	寄稿
2.4	ホドリを回想しながら	韓国経済	寄稿
2.11	特許庁が秘密特殊部隊? チョークポイントって聞いたことある?	YTN ラジオ	インタビュー
2.11	COVID-19 への挑戦と応戦, 特許に記録される	韓国経済	寄稿
2.11	特許ビッグデータ分析で国家・企業のグローバル競争力を高めたい	東亜日報	インタビュー
2.18	「技術覇権時代, 知的財産が競争力...特許庁の役割を全うする」	アジア経済	インタビュー
2.18	特許で見るメタバースの未来	韓国経済	寄稿
2.21	伝統市場と知的財産	ソウル経済	寄稿
2.22	「韓国, 知的財産強国「堂々」...データを活用して核心技术を先取り」	電子新聞	インタビュー
2.25	ディープフェイクで人間に似ていく人工知能	韓国経済	寄稿
3.22	「技術覇権時代...知的財産保護のために「技術警察」の拡大が必要」	文化日報	インタビュー
3.24	国家 R&D 全過程で特許分析...模倣困難な「優秀特許」引き出すべき	金融ニュース	インタビュー
4.4	デジタル環境に対応する知的財産法制度の革新...グローバル先進国になる	デジタルタイムズ	インタビュー
4.11	大革命時代の成功キーワード「知的財産」。	電子新聞	寄稿
4.14	『技術覇権時代「知的財産」が競争力...IP 金融 2026 年 20 兆ウォン』	マネートゥデイ	インタビュー
5.1	キム・ヨンレ特許庁長官が「コリア R&D パラドックス」の解決士として乗り出す	マネートゥデイ ザ・リーダー	インタビュー
5.26	How the KIPO became the world's most innovative IP office	WTR	インタビュー
6.14	【通勤途中インタビュー】「発明の日」...発明奨励のための特許庁の役割は?	聯合ニュース TV	インタビュー
6.20	伯樂一顧と知的財産	ファイナンシャルニュース	寄稿
7.4	設立 73 年目で初の民間専門家首長が誕生—李仁實特許庁長	YTN ラジオ	インタビュー
7.5	「退職した半導体専門家, 特許庁で毎年 200 人を選抜する」	毎日新聞	インタビュー
7.8	特許侵害訴訟共同代理人制度, 技術覇権時代に不可欠	デジタルタイムズ	インタビュー
7.18	「知財権外交」に乗り出した李仁實特許庁長官	聯合ニュース	インタビュー
7.20	先端技術保護にも専門家が在る	電子新聞	寄稿



報道日	報道内容	報道媒体	備考
7.31	特許戦争の新しい舞台, 宇宙	ソウル経済	寄稿
8.7	Quality over quantity: Upgrading KOREA's IP evaluation system	코리아ヘラルド	インタビュー
8.8	国際特許が宇宙開発の成否を左右する	韓国経済	寄稿
8.10	「技術覇権時代、半導体優先審査で特許権の迅速な確保を支援」	電子新聞	インタビュー
8.11	知的財産権の先制確保で半導体産業の競争力強化を支援する。	東亜日報	インタビュー
9.5	半導体など退職した民間人材、来年から特許審査官として活用する方針	ソウル経済	インタビュー
9.7	半導体覇権競争時代、特許優先審査で先端技術の競争力強化に貢献する	イーデイリー	インタビュー
9.15	半導体特許審査を 2.5 ヶ月に短縮、技術主導権を握るよう支援	金融ニュース	インタビュー
9.15	「特許出願世界 3 位への跳躍の足場を築く」	マネートゥデイ	インタビュー
9.19	半導体など先端技術分野「優先審査」審査期間 1/5 短縮	アジア経済	インタビュー
9.20	国家安全保障を左右する先端技術、私たちが守る!	第 14 回	インタビュー
9.20	「秘密特許」をご存知ですか?	毎日新聞	寄稿
9.29	K 特許、技術韓流の普及を牽引…日本を抜いて世界 3 位の出願大国に躍り出る	デジタルタイムズ	インタビュー
10.1	知的財産の未来	韓国行政学会	インタビュー
10.5	「今日の特許は明日の経済成長、弁理士訴訟共同代理人制度の導入を」	韓国日報	インタビュー
10.17	海外進出は知的財産権の確保から	マネートゥデイ	寄稿
11.01	韓国の革新成長エンジン「知的財産」	電子新聞	寄稿
11.16	創業の報告、特許データ	イーデイリー	寄稿
11.21	サウジアラビアで書き直す「かがり火神話」	中央日報	寄稿
11.21	hallyu set for revival in intellectual property	코리아ヘラルド	寄稿
11.22	技術覇権時代、特許情報で生き残る方法	明日新聞	寄稿
11.25	中東に特許行政を伝授…IP 韓流をリードする	韓国経済	インタビュー
11.25	半導体特許の優先審査で企業の競争力強化を支援すること	国民日報	インタビュー
11.28	「日本を抜いて 2027 年世界 3 位の IP 強国を目指す」	ブリッジ経済	インタビュー
11.28	半導体戦争は特許戦争	デジタルタイ	寄稿
11.29	韓国、2027 年世界 3 位の「IP 強国」に。	世界日報	インタビュー
11.29	「先端技術特許優先審査で『半導体強国』の地位を取り戻す」	亜州経済	インタビュー
11.29	「半導体の迅速な特許確保を支援…グローバル技術覇権の先取りを支援」	文化日報	インタビュー
11.30	【通勤途中インタビュー】2022 生活発明코리아、受賞作品は?	聯合ニュース IV	インタビュー
11.30	大学入試、ワールドカップ、そして知的財産…公正競争は時代の要求	東亜日報	寄稿
12.06	弁理士共同訴訟代理制度の導入を積極的に推進	明日新聞	インタビュー

## 5. 2022 年庁長の現場コミュニケーション活動

日付	場所	内容	報道機関
1.4	国立大田顕忠苑	顕忠院及び韓国人第1号特許権者であるチョン・インホ愛國之土地参拝	ニュー시스
1.11	防衛科学研究所	特許庁-防衛事業庁の業務協約	聯合ニュース
1.19	サウジアラビア知的財産庁	韓国とサウジアラビアのパートナーシップ協定締結	聯合ニュース
1.25	ホテル	研究開発特区新年挨拶会	中道日報
1.25	中里市場	祭祀用品の購入など民生現場点検及び商人への激励	聯合ニュース
1.25	大田恵生園	入所児童への励まし	聯合ニュース
2.18	政府大田庁舎	地域中小企業政策協議会	西尾経済 IV
2.25	特許庁ソウル事務所	海外特許紛争対応懇談会	ニュー시스
3.15	慶尚北道教育庁発明体験教育館	発明体験教育館開館式に出席	聯合ニュース
3.18	ベンチャー企業協会	法務部・特許庁・ベンチャー企業協会との業務協約締結	アジア today
3.21	政府大田庁舎	特許庁-農村振興庁の業務協約	ニュー시스
3.21	政府大田庁舎	海外派遣特許官のビデオ会議	聯合ニュース
4.5	政府大田庁舎	WIPO 開催会議に出席	聯合ニュース
5.27	チュソンエンジニアリング	チュソンエンジニアリング R&D センター懇談会に参加	聯合ニュース
6.2	国立大田顕忠苑	慰霊碑への参拝	ニュー시스
6.10	テルスターホームメル	イノビズ企業業務協約	ニュース 1
6.10	特許庁映像会議室	世界 5 大特許庁長会議	聯合ニュース
7.1	特許庁ソウル事務所	特許審査品質諮問委員会	ニュー시스
7.6	大田報勲病院	有功者たちに感謝の意を表し、慰問金を伝達	マネートウデイ
7.15	スイス・ジュネーブ	韓・シンガポール特許庁長官会談	聯合ニュース
7.15	スイス・ジュネーブ	韓・メキシコ特許庁長官会談	ニュー시스
7.15	スイス・ジュネーブ	韓・サウジアラビア特許庁長官会談	毎日新聞 IV
7.15	スイス・ジュネーブ	韓・カナダ特許庁長官会談	毎日新聞 IV
7.16	スイス・ジュネーブ	韓・ベトナム特許庁長官会談	聯合ニュース
7.16	スイス・ジュネーブ	韓・チリ業務協約締結	ニュース 1
7.16	スイス・ジュネーブ	韓・英業務協約締結	ニュー시스
7.16	スイス・ジュネーブ	韓・モンゴル業務協約締結	毎日新聞 IV
7.16	スイス・ジュネーブ	韓・フランス特許審査	聯合ニュース
7.26	イノテック	素材・部品企業との現場コミュニケーション懇談会	西尾経済 IV
7.29	水原地方検察庁	水原地検を訪問	聯合ニュース
8.4	キンテックス	青少年発明フェスティバル授賞式	聯合ニュース
8.9	政府大田庁舎	韓国知的財産権弁護士協会会長団懇談会	聯合ニュース



日付	場所	内容	報道機関
8.16	最高裁判所	キム・ミョンス最高裁長官との会談	聯合ニュース
8.25	キンテックス	女性発明王の開幕式	アジア経済
8.30	全経連会館	「経済安全保障時代、先端技術保護」セミナー	ニュー시스
9.14	サイエンスパーク	知的財産取得・保護のための懇談会	聯合ニュース
9.27	ハイニックス	特許庁-現場コミュニケーション懇談会	聯合ニュース
10.13	白波アートセンター	青少年発明記者団フェスティバル	毎日新聞 IV
10.16	釜山ベクスコ	アジア弁理士会理事会	ニュー시스
10.18	韓国知的財産センター	化粧品企業の現場コミュニケーション	ニュー시스
10.19	松島セントラルパーク	仁川中小企業・小商人知的財産懇談会	聯合ニュース
10.19	(株)エスピージ	特許基盤研究開発支援企業の現場コミュニケーション	ニュー시스
10.19	特許庁ソウル事務所	国際弁理士連盟懇談会	ニュー시스
10.25	朝鮮バレス	歴代特許庁長官招待懇談会	金融ニュース
10.28	ユナイテッド証券ビル	韓国特許戦略開発院大田移転현판式	聯合ニュース
11.4	エルタワー	2022 特許技術賞	中央日報
11.14	コエックス	韓・アセアン特許庁長会議	聯合ニュース
11.15	コエックス	韓・フィリピン特許庁長官の深化協力に関する業務協約	聯合ニュース
11.15	コエックス	韓・シンガポール特許庁長官会談	聯合ニュース
11.15	コエックス	韓・ブルネイ特許庁長官会談	聯合ニュース
11.15	コエックス	韓・カンボジア特許庁長官会談	聯合ニュース
11.15	コエックス	韓・タイ特許庁長官会談	聯合ニュース
11.15	コエックス	韓・マレーシア特許庁長官会談	聯合ニュース
11.15	コエックス	韓・ミャンマー特許庁長官会談	聯合ニュース
11.15	コエックス	韓・ベトナム特許庁長官会談	聯合ニュース
11.16	コエックス	大韓民国知的財産大展	聯合ニュース
11.21	国会議事堂	「半導体戦争、特許から見た大韓民国が進むべき道」セミナー	電子新聞
11.28	CJ プロッサムパーク	CJ 第一財団現場コミュニケーション懇談会	聯合ニュース
11.29	特許庁ソウル事務所	韓・中日特許庁長官会議	ニュー시스
11.30	特許庁ソウル事務所	韓・中特許庁長官会議	聯合ニュース
12.6	国会議事堂	2022 国民安全発明チャレンジ	聯合ニュース
12.8	特許庁ソウル事務所	特許庁・大検察庁の技術流出犯罪に関する協力事項を協議	聯合ニュース
12.9	GS タワーアモリス	第 4 回知的財産金融フォーラム	聯合ニュース
12.14	ソウル中央地方裁判所	調整制度活性化業務協約式	聯合ニュース
12.29	政府大田庁舎	韓-UAE 知的財産分野高官級会談	聯合ニュース



## 2022 年度知的財産白書

---

発行日:2023 年 5 月

発行者:李仁實

発行所:特許庁

〒35208

大田広域市西区庁舎路 189  
(政府大田庁舎 4 棟)

- 
- ◆本冊子は著作権法により保護されている著作物であり、無断転載・複製を禁じます。
  - ◆本冊子に関するご質問は、下記連絡先までお問い合わせください。  
—特許庁企画財政担当官室, 電話:042-481-5288